

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
平成 28 年度総括研究報告書

各地方公共団体における 墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究

平成 28 年度総括研究報告書

平成29年 3月

研究代表者 浦川 道太郎
公益社団法人 全日本墓園協会 特別研究員
(早稲田大学 名誉教授・弁護士)

目 次

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業） 平成 28 年度総括研究報告書	1
各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究	1
1 研究の概要	1
研究分担者	3
2 研究目的	3
3 研究方法	3
4 研究結果考察	4
5 結論	5
第 1 章 本研究の目的と意義	6
第 2 章 墓刑法行政運用に関する窓口業務等の現状	8
＜一般的な墓地管理業務の内容＞	9
第 3 章 墓刑法行政運用に関する行政資料の整理・分析	11
3-1 行政資料の整理・分析の意義	11
3-2 墓地等の経営許可等に関する条例の調査・検討	13
3-2-1 本研究の趣旨	13
3-2-1-1 本研究までの経緯	13
3-2-1-2 本研究の目的	13
3-2-2 全国各市区の条例等の内容の調査・検討	14
1 北海道地区	14
2 東北地区	15
3 関東地区	22
4 東京都	34
5 甲信越・北陸地区	39
6 東海地区	48
7 関西地区	56
8 中国地区	68
9 四国地区	75
10 九州・沖縄地区	81
11 調査検討を踏まえた考察	93
3-3 公営墓地条例等が定める墓地使用权に関する地域的研究	97
3-3-1 序論	97
(1) 研究目標	97
(2) 研究手法	97
3-3-2 分析その 1 ー東日本の公営墓地に関する条例等における墓地使用权の規定方針	98
(1) 使用权の発生	98
(2) 使用料（永代使用料）の納付時期	98
(3) 管理料の徴収	99
(4) 使用权の自由な譲渡や墓地の転貸	99
(5) 使用权の取り消し	99
(6) 使用权の消滅事由	100
(7) 墓地使用に関して	100
3-3-3 分析その 2 ー東日本の各地方における墓地使用权	100
(1) 北海道	100
(2) 東北地方	102
(3) 関東地方	104
(4) 中部（北陸・東海）地方	105
3-4-4 考察	109
第 4 章 情報共有による墓刑法行政運用に関する課題解決のための提言	110

4-1 「場」の共有による知識化について.....	111
4-1-1 2つの組織のヒアリングから探る「場」の共有による知識化について.....	111
(1) 2つの組織へのヒアリング	111
事例1：公益財団法人 東京都公園協会	111
事例2：一般財団法人 環境事業協会（大坂市）	111
(2) ヒアリングを通して得られた知見－「場」の共有による知識化について－	112
4-1-2 都立霊園の多様化による情報共有の必要性	114
1. はじめに	114
2. 都立霊園の管理運営の現状	114
3. 都立霊園のお墓の種類	114
4. 樹林墓地の誕生	116
5. 個別事情に合わせた多岐にわたる案内業務	118
6. 荒れてしまうお墓	118
7. 都立霊園の持つもうひとつの役割	119
8. 公園協会における情報共有	119
(1) 会議の概要.....	119
(2) 議題例.....	120
9. おわりに	121
4-1-3 「場」の共有の重要性と広域行政の必要性	122
4-2 情報の共有化を実現する WEB サイト構築に向けて－業務遂行支援の可能性を探る－	124
(1) 2つの組織へのヒアリング	124
事例1：公営 稲城・府中メモリアルパーク（稲城・府中墓苑組合）	124
事例2：日本最大級のお墓のポータルサイト「いいお墓.com」（株式会社 鎌倉新書）	126
(2) 考察.....	128
4-3 データベース構築を想定した、墓地の運営・管理等に関する質問と回答の整理方法.....	129
4-3-1 蓄積されるデータ管理から窺える課題.....	131
4-3-2 検索・閲覧可能なデータベースの構築に向けての作業	133
4-3-3 検索・閲覧可能なごく初歩的なデータベースとして「FAQ」を構築	135
4-3-4 まとめ	137
第5章 結語.....	139
謝辞.....	140

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
平成 28 年度総括研究報告書

各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究

研究代表者：浦川 道太郎 公益社団法人 全日本墓園協会 特別研究員
(早稲田大学 名誉教授・弁護士)

要約 本研究は、各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方を検討することによって、各市・特別区が墓埋行政の運用のために、簡便かつ日常的に役に立つ情報を適時的確に得られる仕組みの構築の必要性を提案することを目的としている。行政区域を跨いで住民等が流動する実状や、人口減少、多死社会を踏まえると、地方公共団体相互間の連携・協力関係による課題解決等の情報の蓄積化とデータベースの構築は喫急の課題といえる。本研究によって、地方公共団体等の連携（ネットワークの構築）¹の必要性を明らかにするとともに、ノウハウを含めた情報等を適時的確に利活用されるための仕組みの提案を行うものである。

1 研究の概要

墓地埋葬行政は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月施行）により、墓地経営等の権限がすべての市・特別区に委譲された。これによって、地域の実情にきめ細かに対応した地方公共団体の行政運用が促進される一方で、その運用に差異が生じつつある。

これは「地域の自主性及び自立性の高まりの結果である」ともいえるが、行政区域を跨いで住民等が流動するのが実状であり、現実的には運用の差異が手続の混乱や煩雑な作業につながっているといえよう。

ここで、具体的な齟齬の例示を挙げてみる。

- 改葬元（墳墓が存する地方公共団体）、例えばA市では改葬許可証を交付するための要件として、改葬先（墳墓がある地方公共団体）の受け入れ証明書を必要書類としている。ただし、地方公共団体によっては受け入れ証明書の交付を行っていない。

¹ 本研究では、ナレッジマネジメントの概念を援用しており、ここで述べる地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）は、「場」の共有としての広域行政による連携と web による業務遂行支援補助としてのデータベースシステムの2つを指している。なお、ナレッジマネジメントの参考文献一覧をこの概要の最後につけている。

- 一般的に市の公営墓地の無縁改葬を行う場合、「墓地使用許可」を取り消す行政処分上、当該使用者の在籍調査が求められる。市民が転出している場合、その市からの回答協力が得られないことがある。その場合、民法上の権利関係に問題を残しつつ、無縁処理をせざるを得ない現状を強いられる。
- 埋火葬許可証紛失への対応については、厚生労働省の技術的助言（所定の手続きを経て、交付した市町村長が再交付する）が示されているにもかかわらず、市によっては「焼骨等をおさめる墓地等が所在する市町村長が対応すべき」として、再交付に応じないケースがある。

地域性や多様性等について地方による特色を十分に考慮しつつも、墓埋法運用における一定の解（方向性）を提示することで、墓埋法の運用に関して安定して効率的な対応が図られることが期待される。そこで本研究においては、ナレッジマネジメントの概念を援用することで、地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）のあり方を提言する。

ここで述べる地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）は、「場」の共有としての広域行政による連携とwebによる業務遂行支援補助としてのデータベースシステムの2つを指している。そうした地方公共団体等の連携を図ることで、各地方公共団体では、相互で交わされた情報の蓄積がなされる。加えて、地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）において蓄積されるノウハウを含めた情報等は、問題に適時的確に対応するための知識として利活用されることとなり、住民等へのサービス向上も期待される。

本研究では、平成26年度の厚労科研費研究をもとに墓埋法行政運用における条例・細則等の内容を一定の指標のもとに吟味検討することとした。また、東日本の公営墓地を中心とする7都道県の使用許可に関する条例の分析を行った。これらの調査・検討及び考察が、全国各地の墓地行政の特色の分析を踏まえた、新たな墓地行政への何らかの参考となりうることを期待できる。また、今後、墓埋行政の安定的かつ適正な運用に資するための情報共有化、データベースの構築が図られたときの貴重な基礎資料となるものである。

条例等の分析・検討に加えて、墓埋法運用の情報共有DBシステムを構築する試験的かつ具体的な試みとして、墓地等にかかわる500余りの課題、問題点を整理・分類し、モデルとなり得るアプローチを用いて「FAQ」（よくある質問）の抽出を行った。本研究の成果の具体的な提示として、抽出されたFAQ候補から活用度の高いものを選定し、簡素ではあるが全墓協のwebサイトにて、FAQの設置を予定している。

研究分担者

小松 初男	虎の門法律事務所 弁 護 士
一木 孝之	國學院大学 法学部 法律学科 教授
大篠 則子	公益財団法人東京都公園協会公園事業部霊園課 課長
横田 睦	公益社団法人全日本墓園協会 主任研究員

事務局

安孫子 順子	公益社団法人全日本墓園協会 事務局 事務局長補佐
--------	--------------------------

2 研究目的

本研究では、地方分権化により差異が生じつつある墓埋法行政運用について、条例等の分析によって問題点の整理を行う。また、墓地使用権のあり方に関する現状分析を行い、墓埋法運用の基準・枠組みを検討する。最終的には墓埋法運用の情報共有DBシステムの活用を想定するものではあるが、現段階で地方公共団体がどのように連携を図り、問題や課題解決に向けて対応しているかを明らかにすることによって、情報共有化に向けた枠組みについて一定の提言・提案を行う。

3 研究方法

① 墓地等の経営許可等に関する条例の調査・検討を行う。

-1 墓埋法行政運用における条例・細則等に対し、一定の指標のもと内容を検討しその特色を分析する。

一定の指標とは、(1) 経営主体に関する条項、(2) 事前協議・説明条項、(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項、(4) 大規模霊園に関する規制、(5) 市長の裁量権、(6) みなし規定、(7) その他 である。

-2 上記に対し、調査検討を踏まえた考察を行う

-3 墓埋法行政運用上の規制項目の傾向分析及び規制に対する根拠の提示（表による整理を行う）

② 墓地使用権のあり方に関する現状分析を行う。

-1 墓地使用権のあり方を探るための条例分析を行う。墓地使用権の整理・分析に伴う作業は多くの時間を要するものであるため、本研究においては段階的な地域研究を行う。

-2 複数の墓地条例および施行規則において確認される「共通項」から、公営墓地において墓地使

用権利が備えるべき本質的要素を抽出する。

-3 特定の公営墓地に散見される「特異項」を比較することで、地域的特性などに起因する権利の変容に関する分析、さらに運営自治体による墓地管理行政の検証を試みる。

③ 墓理法行政運用に関する課題解決・意見交換の現状分析を行うとともに、情報の共有化に関する提言を行う。

-1 ・ 東京都と大阪市の霊園管理方法の整理及びヒアリングによる現状分析

・ 都立霊園の管理運営において、どのように情報の共有化が図れているか現状を確認し、情報共有化の必要性を述べる。

・ 上記を踏まえ、合理的な問題解決のあり方の提言を行う

-2 ・ 「web 構築による業務遂行支援補助」の仮説のもと、web サイトの運用において先進的な事例として2つの組織へのヒアリングを実施する。

・ 公営事例（稲城・府中墓苑組合）、民営事例（「いいお墓.com」）に対するヒアリングを実施し、「web 構築による業務遂行支援補助」の可能性を探る。

・ 上記を踏まえ、web 構築による課題解決に資するための情報共有のあり方を提案する。

④ ①、②、③の議論を踏まえ、各地方公共団体における運用実態が比較可能かつ役に立つ情報を適時的確に得られる仕組みの検討・提案を行う。

（倫理面への配慮）

墓地埋葬においては、個々人の宗教的感情や価値観、地域に根ざした慣習等に左右される部分が多い。調査・分析に当たっては、多様性や地域性等を十分に考慮し、これらを損なわないように十分に注意する。

4 研究結果考察

- ・ 各地方公共団体における運用実態が比較可能かつ役に立つ情報を適時的確に得られる仕組みの構築によって、参加する地方公共団体相互で交わされた情報の蓄積化が図られる。このシステムは、問題に直面した際の適切な対応策等の情報源として検索が容易に行えるなどの利便性を考慮するものであるから、新規の担当者等、他の環境衛生行政の日々の業務と並行しながら、墓理法の運用に関して、効率的な対応が図られる。
- ・ 多数の地方公共団体によって共有される情報の利活用のためのデータベースシステムを構築すれば、多様の意見が至便な形で収集できる。これにより、墓理法運用の一定の統一性が担保されることとなり、住民等へのサービス向上も想定される。

5 結論

最終的な墓埋法運用の情報共有DBシステムの活用への道筋として、墓埋法行政運用における条例・細則等の内容に対して一定の指標のもとに吟味検討を行いつつ、段階を踏まえながら継続的に、墓埋法行政運用における直面する課題の抽出、整理・分析をし、情報の蓄積化を図らなければならない。大都市等の連携だけではなく、同一県内、あるいは市町村規模等による連携（ネットワーク構築）により、多様性や地域性等を十分に考慮しつつも、墓埋法運用においての一定の解（方向性）が提示され、墓埋法の運用に関して効率的な対応が図られる。

参考文献：

- ・香取 一昭、『Eラーニング経営—ナレッジ・エコノミー時代の人材戦略』（2001）、エルコ
- ・「失敗まんだらとは？」<http://www.sozogaku.com/fkd/inf/mandara.html>
失敗知識データベースの構造と表現（「失敗まんだら」解説）、2005年、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、
失敗知識データベース整備事業、統括 畑村 洋太郎
- ・高橋 裕輔、上坂 克巳、奥谷 正、「国道事務所における知識の共有と利活用の方法論に関する一考察」、建設マネジメント研究論文集 Vol. 11（2004）P 69-80
- ・高橋 裕輔、大手 方如、上坂 克巳、「国道事務所における情報共有化の手順に関する一考察」、建設マネジメント研究論文集 Vol. 12（2005）P 303-310
- ・根本孝、『E - 人材開発—学習アーキテクチャーの構築』（2002）、中央経済社
- ・野中郁次郎／竹内弘高（著）／梅本勝博（訳）、『知識創造企業』（1996）、東洋経済新聞社
- ・マーク・J．ローゼンバーグ（著）／中野広道（訳）、『Eラーニング戦略』（2002）、ソフトバンク パブリッシング
- ・松井秀雄、「失敗した IT プロジェクトの真の原因に迫るマンダラ図の紹介」（2015年）、日本システム監査人協会近畿支部 第152回 定例研究会 発表資料
<http://www.saajk.org/wordpress/wp-content/uploads/saaj20150515.pdf>
- ・ラルフ・L・キニー、ハワード・ライファー（共著）／高原康彦、高橋亮 一、中野一夫（訳）、多目標問題解決の理論と実例（1980）、構造計画研究所

第1章 本研究の目的と意義

公益社団法人 全日本墓園協会 事務局

墓地埋葬行政は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月施行）により、墓地経営等の権限がすべての市・特別区に委譲された。これによって、地域の実情にきめ細かに対応した地方公共団体の行政運用が促進される一方で、その運用に差異が生じつつある。

本研究では、地方分権化により差異が生じつつある墓埋法行政運用について、条例等の分析によって問題点の整理を行う。また、墓地使用権のあり方に関する現状分析を行い、墓埋法運用の基準・枠組みを検討する。最終的には墓埋法運用の情報共有 DB システムの活用を想定するものではあるが、現段階で地方公共団体がどのように連携を図り、問題や課題解決に向けて対応しているかを明らかにすることによって、情報共有化に向けた枠組みについて一定の提言・提案を行うことを目的としている。

墓埋行政の運用については、①平成25年度 厚労科費研特別事業「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」②平成26年度 厚労科学研究費補助金事業「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」を行った。平成26年度研究においては、各地方公共団体における「市」の墓地等の許可条例・規則、公営墓地の使用条例・規則の収集を行い、墓埋法行政運用における条例・細則等の（最低限のあるべきモデルとなる）基準の提示を行っている。

本研究では、平成26年度研究において収集した地方公共団体の条例・規則を基礎資料として、墓埋法行政運用における条例・細則等の内容に対して一定の指標のもとに検討し、その特色の分析を行った。また、公営墓地条例等が定める墓地使用権に関する地域的研究として、東日本の公営墓地を中心とする7都道府県の使用許可に関する条例の分析を行っている。これは、今後、墓埋行政の安定的かつ適正な運用に資するための情報共有化、データベースの構築が図られたときの貴重な基礎資料となるものである。

なお本研究では、ナレッジマネジメントの概念を援用することによって、「場」の共有²³としての広域行政による連携と web による業務遂行支援補助⁴としてのデータベースシステムの2つを提言することによって、地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）の必要性の明示を試みたい。

そうした地方公共団体等の連携を図ることで、各地方公共団体では、相互で交わされた情報の蓄積がなされる。加えて、地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）において蓄積されるノウハウを含めた情報等は、問題に適時的確に対応するための知識として利活用されることとなり、住民等へのサービス向上も期待される。

本研究では、平成26年度の厚労科費研研究をもとに墓埋法行政運用における条例・細則等の（最低限のあるべきモデルとなる）基準の提示を行っている。墓埋法行政運用に関する行政資料については、適正な霊園の永続的な管理・運営に資するため、断続的ではあるが検討されてきている。平成26年度の研究においてに小松が提示した「我が国における公営墓地使用条例・規則についてーモデル条例試案」

² 野中郁次郎／竹内弘高（著）／梅本勝博（訳），『知識創造企業』（1996）,p126-127

³ 根本孝（2002）「Eー人材開発：学習アーキテクチャーの構築」中央公論社、p.146-147

⁴ マーク・J．ローゼンバーグ（著）／中野広道（訳）、『Eラーニング戦略』（2002）、ソフトバンク パブリッシング、p73-75

を含めると、4つの契約約款モデルが確認できる。

今回の研究では、最終的な墓埋法運用の情報共有DBシステムの活用への道筋として、墓埋法行政運用における条例・細則等を一定の指標のもとに吟味検討したことに加えて、東日本の公営墓地を中心とする7都道県の使用許可に関する条例の分析を行った。

これら条例等の分析に加えて、墓埋法行政運用に関する課題解決の現状分析を行うことを目的とし、「場」の共有による知識化と「web構築による業務遂行支援補助」の仮説のもと、ヒアリングによる事例分析を行った。ここから得られた知見をもとに、情報の共有化に関する一定の提言を行った。

さらに、墓埋法運用の情報共有DBシステムを構築する試験的かつ具体的な試みとして、墓地等にかかわる500余りの課題、問題点を整理・分類し、モデルとなり得るアプローチを用いて「FAQ」の抽出を行った。本研究の成果の具体的な提示として、抽出されたFAQ候補から活用度の高いものを選定し、簡素ではあるが全墓協のwebサイトにて、FAQの設置を予定している。

具体的には第1章として「研究の目的、意義」をまとめ、第2章では「墓埋法行政運用に関する窓口業務等の現状」を述べた。次いで第3章では「墓埋法行政運用に関する行政資料の収集・整理・分析」を行う。まず、行政資料の整理・分析の意義を述べ、条例に着目した行政資料の分析・検討及び考察を加え、公営墓地条例等が定める墓地使用权に関する地域的研究を行う。こうした条例等の整理・分析の作業は、墓埋法運用の一定の統一性担保に資すると同時に、住民等へのサービスの向上、ひいては今後、大規模な情報共有システムを構築するにあたっての重要な基礎資料となり得るものである。

第4章「墓埋法行政運用に関する課題解決のための提言」では、2つの仮説（情報共有の必要性：「場」の共有の観点、web構築による業務遂行支援補助の必要性：情報共有化によるノウハウ等の利活用）を念頭におきながら、ヒアリングを行い、そこから知見を得る。この2つの知見に基づいて「墓埋法行政運用に関する課題解決のための提言」として、FAQ作成を目標として、墓埋行政で寄せられた設問の分析を行う。

本研究は、最終的には墓埋法運用の情報共有DBシステムの活用を想定するものではあるが、これまでの研究成果を踏まえつつ、墓埋行政が安定的かつ適正に運用されるよう、現状で業務担当者が活用可能な連携の在り方や情報共有化に向けた仕組みについて一定の提言・提案を行うことで本研究の結語（第5章）とした。

大規模な情報共有システムの構築、管理・運用を図るには、多くの資源（ヒト・モノ・カネ・時間）を要するものである。そのため、多くの成果を導き出すためには、引き続き、究明すべき部分はあるものの、各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方については、具体的に活用可能なFAQの提示等、新たな知見を加えるものといえよう。

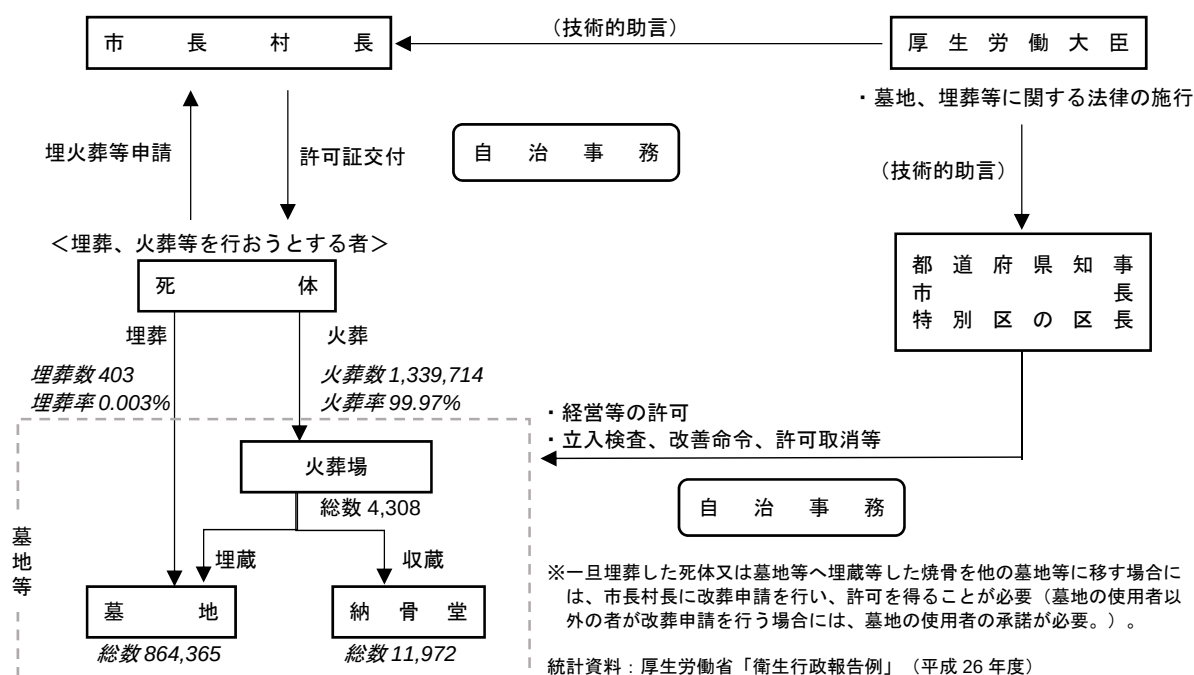
第2章 墓埋法行政運用に関する窓口業務等の現状

公益社団法人 全日本墓園協会 事務局

墓地埋葬法（以下、墓埋法とする。）の目的は「墓埋法制定の目的は「国民の宗教的感情に適合し、且つ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること」となっているが、この墓埋法に関する動きを概観してみる。昭和23年5月に現行の「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和23.5.31法律第48号）が制定され、これに基づき「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」（昭和23.7.13厚生省令第24号）が定められた。

これに、地方自治法の改正による自治事務の動きが伴い、平成12年4月には事務処理特例条例により知事の権限に属する事務を市町村が処理できるように（地方自治法第252条の17の2）、さらには平成24年4月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が施行された。これにより、墓地事務への都道府県の関与はほぼなくなり、墓埋法行政運用は市区町村が担当することとなった。

図1 墓地、埋葬等に係る行政の仕組み⁵



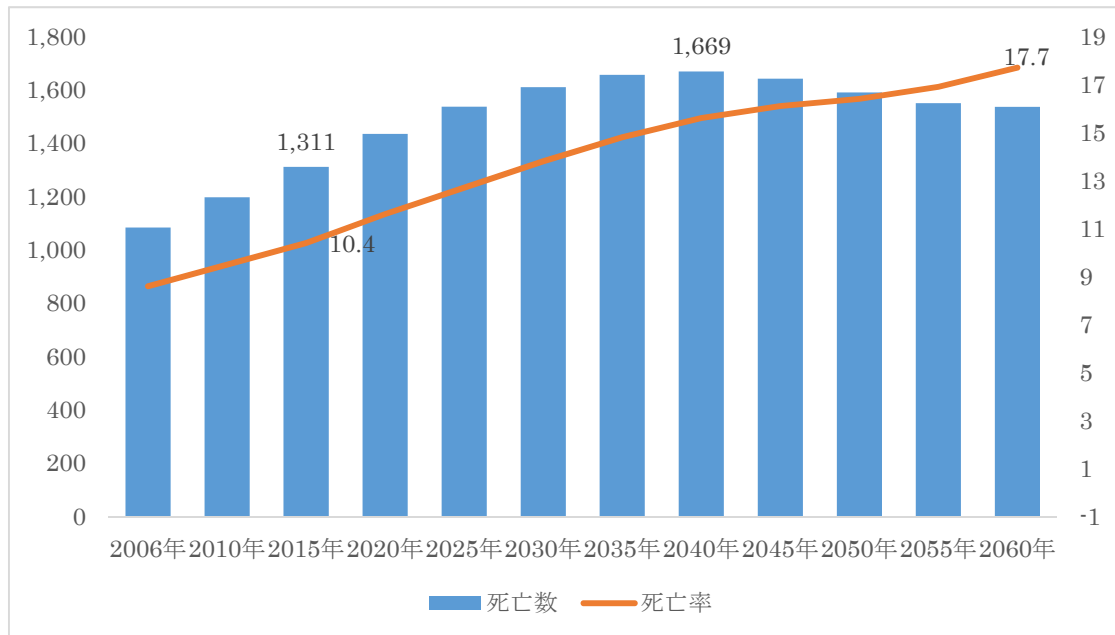
墓地埋葬を取り巻く社会環境では少子化高齢化が進行し、2015年には年間死亡者数が130万人を超え、2040年前後には多死社会のピークを迎えると予測されている。⁶

⁵ 厚生労働省 墓地、埋葬等に関する法律の概要

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000130179.pdf>

⁶ 出典：内閣府『平成24年版 高齢社会白書（全体版）』将来推計人口でみる50年後の日本をもとに再構成。

図 2 少子化高齢化社会から多死社会へ



出典：内閣府『平成 24 年版 高齢社会白書（全体版）』将来推計人口でみる 50 年後の日本をもとに再構成

ここで地方公共団体の公務員（一般行政職）に目を向けると、公共サービスに対する住民ニーズが多様化しているにもかかわらず、一般行政職員の数の減少が指摘されている⁷。地方分権化が促進され、多くの業務を窓口担当者が担うこととなっているが、人口の流出・流入など市区を跨って移動が行われる現状では、2-3年サイクルで異動が行われること、作業手順や運用等が自治体ごとに異なるなどがあり、窓口業務のノウハウの組織的・体系的な共有化が十分に図られない恐れがある。

公益社団法人全日本墓園協会（以下、（公社）全墓協とする。）では、平成元年より墓地の管理・運営に携わっている全国の自治体関係者、民営霊園や寺院の関係者等を対象に「墓地管理講習会」を行っている。墓理法行政における「墓地の事務的管理」に関する項目を以下に具体的に挙げるが⁸、例えば「生活衛生」「環境衛生」といった観点からの職掌と照らし合わせると他に多くの業務を抱えながら、墓園の管理事務に携わっていることが窺える。

＜一般的な墓地管理業務の内容＞

- (1) 墓地使用者の決定（墓地使用申込の受理、契約、使用料請求・収納、使用許可（承諾） 証の発行）及び使用取り消し（解約）等の手続き
- (2) 墓地使用权の承継、名義人氏名・本籍・住所変更、許可証再発行等の手続き

⁷ 出典：http://www.soumu.go.jp/main_content/000471459.pdf 地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン（平成 28 年 12 月 14 日、総務省行政管理局公共サービス改革推進室）より引用

⁸ 出典：「墓園の管理事務」（第 28 回墓地管理講習会テキスト）（平成 28 年）、公益社団法人 全日本墓園協会

- (3) 埋蔵（納骨）等に伴う各種証明書の発行等の手続き
- (4) 管理料請求・収納手続き、滞納管理料の管理・対策
- (5) 住所不明者の追跡調査
- (6) 建墓工事等の審査・確認
- (7) 無縁墳墓の改葬手続き
- (8) 施設の管理・維持
 - ① 墓地等全域の点検見回り
 - ② 共有部分の清掃、ゴミ処理、補修、改良工事の管理
 - ③ 植栽の剪定、除草、施肥等の植栽の管理
 - ④ 建築物の清掃、補修、改良工事の管理
 - ⑤ 害獣・害鳥、いたずら、犯罪等への対策・対応
 - ⑥ 事故、天災による被害等への対策・対応
- (9) その他

こういった業務についてノウハウを身につけ安定した窓口業務を行うための学習・育成方法として、前述した墓地管理講習会等の「研修で学ぶ」他に、書籍やwebサイト等の「情報で学ぶ」、いわゆるOJTによる「経験して学ぶ」、「仲間から学ぶ」といったが考えられるが⁹、知識化が十分に図られないまま、異動の時期が来ることもあるだろう。そういった場合、公共サービスに対する住民ニーズが多様化、高度化する中において、ノウハウや情報の共有化、情報の利活用への十分な対応が滞ることが考えられる。

このような状況に対処し、墓地管理業務を安定して適正に行うために、どのような工夫が具体的にされているかについては、第4章でのヒアリングを参考にされたい。

参考文献：

- ・ 「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」、総務省行政管理局公共サービス改革推進室、平成28年12月14日
- ・ 第28回墓地管理講習会テキスト（平成28年）、Ⅶ. 墓園の管理事務（柴田三郎）、（公社）全日本墓園協会

⁹ 香取 一昭、『e ラーニング経営—ナレッジ・エコノミー時代の人材戦略』（2001）、エルコ、p90-95

第3章 墓刑法行政運用に関する行政資料の整理・分析

3-1 行政資料の整理・分析の意義

公益社団法人 全日本墓園協会 事務局

墓刑法行政運用に関する行政資料については、適正な霊園の永続的な管理・運営に資するため、断続的ではあるが検討されてきている。例えば、霊園条例・管理使用規定等の研究については、全国統一的な規定作成を目的とした「使用条例・使用規定等研究会」（昭和 62.9.1～63.3.1）によって、民営霊園・公営霊園の管理使用規定のモデルの作成を行っている①。

その後、墓地、埋葬等をめぐる状況の変化を踏まえ、平成 8 年度厚生科学研究では「墓地の使用契約ガイドラインの作成」を行い、平成 10 年 3 月に報告書をまとめている②。厚生省では「これからの墓地等の在り方考える懇談会」において幅広い論議を行い、平成 10 年 6 月に報告書を取りまとめた。この懇談会報告書を踏まえ、平成 11 年 3 月には、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正し施行された。さらにはこの懇談会報告書で指摘された「利用者保護の観点から墓地使用契約の内容の明確化等を図るための墓地使用契約の作成」等については、「墓地経営・管理指針等作成検討会」に引き継がれ、平成 12 年 11 月に報告書（「墓地経営・管理の指針」、「墓地使用に関する標準契約約款」及び「補論」）をまとめた。これを踏まえて、「墓地経営・管理の指針等について」として平成 12 年 12 月 6 日に通知している（生衛発第 1764 号）③。

なお、「墓地経営・管理指針等作成検討会」報告書では墓地行政の「永続性の確保」という原則から、「21 世紀の墓地行政」として核家族化、少子化等による承継者不足、広域移動時代と墓参、いわゆる「永代管理料」方式の限界の 3 点を指摘している。21 世紀に入り 10 余年が経ち、平成 26 年度厚生労働科学研究「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」報告書をまとめられた（平成 27 年 3 月）④。この報告書の中において、収集できた 233 件の条例等に関する内容・比較・考察の結果抽出した内容を念頭に、「我が国における公営墓地使用条例・規則についてーモデル条例試案」を研究分担者である小松初男が提示している。

4 つの契約約款モデルの内容の詳細については、別途、資料として添える。

<4 つの契約約款モデル>

	作成者・作成年等	タイトル・内容等	
①	(社) 全日本墓園協作成 (昭和 62 年度)	「〇〇法人 〇〇霊園管理使用規定 (標準)」	民営霊園・公営霊園の管理使用規定のモデルの作成
		「〇〇市霊園条例 (標準)」	
②	平成 8 年度厚生科学研究／報告書 (平成 10 年 3 月)	「墓地の使用契約ガイドラインの作成」	墓地使用契約約款案
③	厚生省通知 (平成 12. 12. 6、生衛発第 1764 号)	「墓地経営・管理の指針等について」	墓地使用に関する標準契約約款
④	平成 26 年度厚労科学研究／報告書 (平成 27 年 3 月)	「我が国における公営墓地使用条例・規則についてーモデル条例試案」(「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」報告書 4-2 に所載)	

なお、小松が提示したモデル条例試案には「最低限必要と思われる条項を提示したものであること」、

これで十分というほどのものではなく「各地の実情に応じて賦課修正されて然るべき」との文言が添えられている。これは、標準あるいはモデルとしての条例は理念的なものであり、各地の実情に応じて賦課修正されてこそ、有効に機能する条例となることを示唆するものであるといえよう。

以上、墓地、埋葬等をめぐる状況の変化を踏まえながら、4つのモデル（①霊園管理使用規定（標準）、②墓地の使用契約ガイドライン、③墓地使用に関する標準契約約款、④我が国における公営墓地使用条例・規則についてーモデル条例試案）が提示されてきた。こうしたモデルの提示は、墓理法運用の一定の統一性担保に資すると同時に、住民等へのサービスの向上、ひいては今後、大規模な情報共有システムを構築するにあたっての重要な基礎資料となり得る。

繰り返しになるが、平成 24 年 4 月に、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲されるという大きな局面の変化を踏まえ、本研究は、断続的ではあるが墓地埋葬行政に検討を重ねて蓄積されてきた情報・知識の共有化を含めた利活用に資するために、平成 26 年度の研究で収集した行政資料をもとに、新たな観点から整理・分析を行うものである。

参考文献：

- ・「霊園条例・管理使用規定等の研究について」、「使用条例・使用規定等研究会」（昭和 62.9.1～63.3.1）、弁護士長谷川〇〇他 17 名、（社）全日本墓園協会
- ・平成 8 年度厚生科学研究「墓地の使用契約ガイドラインの作成」報告書（平成 10 年 3 月 1 日発行）、研究代表：浦川道太郎、（社）全日本墓園協会
- ・厚生省「これからの墓地等の在り方考える懇談会」報告書（平成 10 年 6 月）
- ・厚生省「墓地経営・管理指針等作成検討会報告書」（平成 12 月 11 月）、座長：浦川道太郎
- ・「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年 12 月 6 日、生衛発第 1764 号）
- ・平成 25 年度厚労科学研究特別事業「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」報告書（平成 26 年 3 月）、研究代表者：浦川道太郎、（公社）全日本墓園協会
- ・平成 26 年度厚労科学研究「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」報告書（平成 26 年 3 月）、研究代表者：浦川道太郎、（公社）全日本墓園協会

3-2 墓地等の経営許可等に関する条例の調査・検討

弁護士 小松初男

3-2-1 本研究の趣旨

3-2-1-1 本研究までの経緯

墓地、埋葬等に関する法律の施行から約 65 年、社会の変革の中で、平成 24 年 4 月に「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律関係の整備に関する法律」（第 2 次一括法）の制定を機に、墓地経営等の許可行政がすべて市及び区に委譲されることとなった。これを受けて、平成 26 年度に行なわれた本研究事業である「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化への対応のあり方に関する研究」（研究代表者、浦川道太郎）では、全国の特別区及び人口 5 万人以上の市を対象として墓地、埋葬等に関する法律施行条例、施行細則、その他の準則（以下、これらを総称して「条例等」という。）の送付を依頼し、全体の 7 割を超える 369 の市区のご協力を得た。

しかしながら、その量が膨大であったこと、及び担当研究者の力量不足等もあり、当該年度においては、膨大な量の規範の体裁、内容等に関する整理・分類とその考察を行なうに留まり、規範の内容の調査・検討までには至らなかった。

今回、改めて研究の機会を得たことから、御協力いただいた多数の条例等の内容を一定の指標のもとに吟味検討することとした。各位の御協力により送付をいただき関東対象とすることができた条例は、県条例が合計 18、市区条例は合計 357 に上った。

以下の調査・検討及び若干の考察が、全国各地の墓地行政の特色の分析を踏まえた、新たな墓地行政への何らかの参考となりうるのであれば、本研究の目的は達せられるものとする次第である。

3-2-1-2 本研究の目的

本研究で、各市区の条例等につき検討対象とする項目と主な研究目的は、以下の通りである。これらの検討対象につき、全国各市区の条例等の内容を検討しその特色を分析する。

(1) 経営主体に関する条項

市、公益法人、宗教法人等に限定する条項のほか、その活動実績や財務内容等の報告義務を課す等、経営主体たるにふさわしいことの審査基準につきいかなる準則を規定しているか、等の検討。

(2) 事前協議・説明条項

墓地の経営許可の適正を図り地域住民らの意見を尊重するため、市、及び周辺住民らに対する事前の協議・説明等に関する措置を明記しているか及びその内容、等の検討。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

敷地に関する定め、墓地と公共施設や住居との距離制限や墓地内の諸設備（主に緑地）に関する条項

の内容、及びその規制の趣旨、等の検討。

(4) 大規模霊園に関する規制

主として大規模霊園に関し、周辺環境への配慮や内部の諸設備（主に緑地）に関し、いかなる整備を義務付けているか、等の検討。

(5) 市長の裁量権

墓地等の設置許可行政につき、市長の裁量権をどの程度規定しているか、等の検討。

(6) みなし規定

従前から存在する墓地及び県条例に基づいて許可を申請しあるいは許可を受けていた墓地に対し、市の条例がどの様に対処しているのか、等の検討。

(7) その他

以上の項目のほか、各地の条例等で特色のある規定や参考となるべき規定がある場合、随時取り上げてその趣旨及び意義等を検討する。

3-2-2 全国各市区の条例等の内容の調査・検討

1 北海道地区

A 北海道

6 市の条例等を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

6 条例中、帯広市条例が、地方公共団体、宗教法人で登記された事務所を市内に有する宗教法人、登記された事務所を市内に有する公益法人、特別な事由がある場合で市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合に制限する旨を規定している。

他の 5 市については、これに関する条項は認められなかった。

(2) 事前協議・説明条項

特に規定する条例はない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

全ての条例が、1 区画当りの面積を 3 m²以上と規定している。公共施設や住宅密集地域からの距離制限は、110m となっている。土地の広さを反映しているのか、相当にゆとりを持たせた内容である。

(4) 大規模霊園に関する規制

全ての条例が、10 ha以上の墓地に関して当該規程を定めている。広大な敷地を確保できる北海道特有の状況である。

いずれも、①墳墓の区画の面積の合計は、墓地の面積の3分の1以下、②周囲に適切な緑地帯の設置と墓地内での緑地の適正な配置、③幅員6m以上の幹線道路及び幅員2m以上のその他の通路の設置、④墳墓1区画当りの面積は4㎡以上、⑤事務所、休憩所、便所、水道又は井戸、駐車場等の設備。（市長が特に認めたときはこの限りではない。）と規定されている。

(5) 市長の裁量権

墓地経営者の遵守事項に、「その他市長が必要と認める措置」という規定がある。また、旭川市を除く市には、「この規定に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は市長が別に定める」との規程がある。

(6) みなし規定

特に規定している条例は、見当たらない。

(7) その他

江別市を除き、死体の土葬に関する規定がある。「墓穴の深さは、特別の措置が講ぜられているとき又は焼骨が埋蔵されているときを除き、地表から2m以上とすること。」と規定している。ただし、北広島市の条例、「埋葬又は改葬（埋葬した死体を他の墳墓に移す場合に限る。）をする場合は、墓穴の深さを地表から棺の上面までが1.5m以上となるようにしなければならない。」としており。文言が他の諸条例に比べて直接的かつ具体的である。墓穴の深さとしては、地表から棺の上面まで2m程度となるであろうから、その意味においては他の条例と同旨となっている。

2 東北地区

A 青森県

弘前市等4市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

4市とも、墓地経営主体は地方公共団体を原則とする旨規定している。そのほかに、いわば例外として公益法人と宗教法人の経営を認める内容である。弘前市では、市長が適当と認める宗教法人、公益法人の要件のほか、①地方公共団体が経営する墓地等では地域の需要を満たせない等市長が相当の理由があると認めるとき。②災害の発生または公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとするとき、という要件を課している。条例中には、事務所の所在地や活動年数等細かな規制は見当たらないが、姿勢として民間霊園開設には厳しいものがある。その他の3市においても、公益法人に地方公共団体が出資し、又は補助しているものという要件を課すもの（八戸市、十和田市）があり、他の都道府県に見られない特徴的な内容となっている。また、3市が宗教法人の事務所が市内または隣接する町村に存することを要件とし、そのうち1市は公益法人についても同様の規定を置いている。

なお、八戸市では、市内に存する集落共有財産等を管理する墓地管理組合等が墓地の新設及び区域の

変更又は墓地の移転をしようとする場合にも許可を与える場合がある旨の規定を置いており、同市及びむつ市は、墓地等を経営することについて、市長が特別の理由があると認めたものにつき、経営許可が下りる場合がある旨の規定を置いている。

(2) 事前協議・説明条項

特に定める条例は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

むつ市を除く 3 条例が、墓地と公共施設や住宅密集地域からの距離制限を規定しており、弘前市は 100m 以上である。八戸市・十和田市は 200m 以上となっているが、「焼骨を埋葬する墓地であって、土地の状況等により、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。」との規定を置いており、柔軟な運用がなされる可能性がある。緑地帯に関する規程や 1 区画当りの面積を定めている条例は、見当たらない。また、3 市とも（高燥で）飲料水その他環境を汚染するおそれがない場所であることという規定を置いている。

なお、弘前市では墓地の場所につき、上記制限のほか、宗教法人・公益法人の事務所から直線距離にしておおむね 1 km 以内の場所にあることという特徴的な制限を設けている。

(4) 大規模霊園に関する規制

特に規定している条例は、見当たらない。

(5) 市長の裁量権

八戸市・むつ市の条例中に、「この規定に定めるもののほか、墓地等の許可について必要な事項は、市長が別に定める」との規程がある。

(6) みなし規定

特に規定している条例は、見当たらない。

(7) その他

特段、指摘すべき事項は見当たらない。

B 岩手県

岩手県および盛岡市など、4 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

岩手県は、「厚生省通知に示されていることを遵守し」として、原則として地方公共団体、これにより難しい事情がある場合でも宗教法人、公益法人というに限るとしている。盛岡市・花巻市も市、宗教法人、公益法人を規定するが、盛岡市では、それに加えて「集落共同墓地または個人墓地を現に経営していると認められるものは、墓地の区域の変更の許可を受けることができる。」との規定を置き、花巻市は、「住民の宗教的感情に適合し、かつ、永続的な経営ができるものとして市長が特に認めた者」を加

えている。これも、現存する集落共同墓地や個人墓地等の存在を意識したものであろう。他の 2 市の条例中には経営主体に関する条項は見当たらないが、岩手県条例には準拠するものと思われる。

(2) 事前協議・説明条項

特に定める条例は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

奥州市を除く 3 条例が、墓地と公共施設や住宅密集地域からの距離制限を規定しており、いずれもおおむね 100m 以上としている。

墓地の用地に関し、岩手県は「経営主体が所有権を有するものであることを原則とする。ただし、これにより難い事情がある場合であって、経営主体が当該土地を永続的に使用し得ることが確認されるときは、この限りでない。」と規定し北上市の墓地等経営許可要綱にも同じ規定がある。盛岡市は、規則中に「墓地を現に経営していると認められる者が所有権を有する土地であること。」と規定している。ほかの 2 市の条例には、特段の規定は見当たらないが、岩手県の規定に準拠するものと思われる。

(4) 大規模霊園に関する規制

特に規定している条例は、見当たらない。

(5) 市長の裁量権

盛岡市条例に、「市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、法第 10 条の許可に条件を付することができる。」との規定があり、花巻市条例では、「この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。」と規定し、市長に幅広い裁量権を委ねている。なお、奥州市条例には、「市長は、法第 19 条の規定に基づき墓地等の施設の使用の制限又は禁止を命じようとするときは、根拠法令、処分する理由及び処分の内容を明示した公文書により行わなければならない。」「市長は、法第 19 条の規定に基づき法第 10 条の規定による許可を取り消そうとするときは、聴聞手続を行わなければならない。」との規定がある。施設の使用制限、禁止や経営許可の取消は、法律上市長に認められた権限ではあるが、その手続の公正を確保しようとの規定であろう。

(6) みなし規定

特に規定している条例は、見当たらない。

(7) その他

特段、指摘すべき事項は見当たらない。

C 秋田県

秋田県と由利本荘市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

秋田県条例には、特段の規定は見当たらない。由利本荘市条例では、原則として地方公共団体でなけ

ればならないとし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでないとして、①地方公共団体が墓地等を設けることができない事由がある場合であって、宗教法人（主たる事務所が本市の区域内に存するもの。）又は墓地等の経営を目的として設立された公益法人が墓地を設けようとするとき、②天災事変その他経営者に起因しない特別の事由があり、かつ、既存の墓地が利用できないなどの事由がある場合であって、新たに墓地を設けようとするとき、を規定している。

宗教法人についてのみ、主たる事務所が市内にあることを要件としており、公益法人よりも厳しい定めとなっている。

(2) 事前協議・説明条項

県条例、市条例ともに、特段の規定は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

県条例、市条例ともに、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」としつつ、設置場所につき、①鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な道路又は河川に近接していないこと、②公園、学校、病院その他これらに類する施設又は住居が集合している地域から、100m 以上離れていること、③飲用水を汚染するおそれのない場所であること、という基準を定めている。

また、同様に施設の基準についても、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」としつつ、①区域の面積が 1 ha未満のものに限ること（註：大規模墓地については、別途の定めあり。）、②周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。③雨水等が停滞しないように排水路を設けること、④通路を設けること、いう基準を定めている。

(4) 大規模霊園に関する規制

県条例、市条例ともに、1ha 以上の墓地につき、①上記③、④の施設を設けることのほか、②墳墓 1 区画当たりの面積は、3 m²以上とすること、③墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の 3 分の 1 以下とすること、④緑地を適正に配置すること、⑤通路のうち、幹線となるものの幅員は 6m 以上とし、その他のものの幅員は 1.5m 以上とすること。⑤給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設けること、の基準を定めている。

(5) 市長の裁量権

条例上、特段の定めは認められない。

(6) みなし規定

条例上、特段の定めは認められない。

(7) その他

特段、指摘すべき事項は見当たらない。

D 宮城県

仙台市 1 市のみの条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

条例において、経営主体は、①県または市町村、②本市に住所を有する宗教法人、③墓地等の適正な経営に支障がないとして特に市長が認める者と規定しており、規則において③につき、「特に市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。」として、A 墓地等の経営を目的として設立された公益法人（本市の区域内に主たる事務所がある場合に限る。）、b 公益事業、相続その他やむを得ない事情により、既存墓地等の移転等が必要と認められる個人、c 国立大学法人又は学校法人で医学又は歯学の教育又は研究に伴い墓地等の経営が必要と認められるもの、を規定している。c の規定は、他に類を見ない規定である。墓地の経営主体を「地方公共団体とし、これにより難しい場合にも公益法人、宗教法人等であること」とする旧厚生省の通知の趣旨は、永続的管理の必要性和、健全な経営の確保のためには営利を追求しない公益的事業として運営されるべきであるということにある。大学等の学校法人がその必要性から墓地経営を行なうことは、この通知の趣旨に反しないと判断される余地は十分にあるものといえよう。

(2) 事前協議・説明条項

施行規則実施要綱中に、墓地経営予定者に実施墓地等の計画について市長と協議すべき義務を定めた規定があり、また、事前協議書に添付すべき書類を列举し、「当該墓地等の所在地の所轄の保健所長を経由して市長に届け出るものとする。」として、その手続きを定めている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

施行規則での定めではあるが、墓地の設置場所と墓地の用地に関する規程が定められている。前者については、①都市計画法に規定する市街化区域内及びこれに近接する場所でないこと②住宅及び学校、病院その他の公共施設から距離が 100m 以上であること、が定められているが、市長が特に認めたときは、この限りでないとの但し書きがある。また、後者については、①自己の所有地であり、かつ、地上権、抵当権その他の所有権を制限する物件等が設定されていないものであること、②宗教法人が経営するものについては、その面積が 1000 m²以内であり、かつ、当該法人の主たる事務所等が存する境内地内の土地又は境内地に隣接する土地であること、が定められているが、同様に市長が特に認めたときは、この限りでないとの但し書きがある。

次に、墓地の構造設備に関しては、①周囲に塀、垣根等による遮へい物を設け、当該墓地の境界付近から内部を見通せないものとする、②墓地内における通路の有効幅員は、1m 以上とすること、③雨水又は流水の滞留を防止するための排水設備を設けること、④墓地内にゴミ集積場を設ける等環境衛生上必要な措置を講ずること、との規定がなされており、また、墓地の区域は、焼骨を埋蔵する墳墓を設けるための区域に限るとの規定がなされているが、同様に、市長が特に認めたときは、この限りでないとする但し書きが付されている。

(4) 大規模霊園に関する規制

条例上、特段の定めは見当たらない。

(5) 市長の裁量権

条例第3条に、「前2条に掲げるもののほか、経営の許可及び変更の許可について必要な基準は、市長が定める。」との規定があり、条例上からは、非常に広範な権限委譲がなされているといえる。

(6) みなし規定

条例上、特段の規定は見当たらない。

(7) その他

前述した、墓地経営主体に国立大学法人又は学校法人で医学又は歯学の教育又は研究に伴い墓地等の経営が必要と認められるもの、を規定している他、条例上特段指摘すべき規定は見当たらない。

E 山形県

山形市、米沢市、鶴岡市、天童市の4市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

4市とも、条例上は経営許可申請の書類に関する定めを行なうのみであり、墓地経営主体の制限に関する規定を行っていない。なお、その手続規定を読む限り、市町村、事務組合、その他の法人の申請を予定しているものと解される。

(2) 事前協議・説明条項

特に定める条例は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

特に定める条例は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特に定める条例は、見当たらない。

(5) 市長の裁量権

特に定める条例は、見当たらない。

(6) みなし規定

鶴岡市条例が、合併前の各市町村規則により行なわれた処分が現在の条例で相当規定によりなされたものとみなす旨規定しているが、他市の条例を含めて、従前の県条例との関係を規定している条例は見当たらない。

(7) その他

特段、指摘すべき事項は見当たらない。

F 福島県

8 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

送付を受けた 8 市の条例のうち、いわき市と南相馬市を除く 6 市が経営主体の制限を明記している。概ね原則は市で、例外的に宗教法人、公益法人、集落共同墓地や個人墓地に限定し、許可に関する詳細な規定を設けるものが多い。宗教法人や公益法人が墓地経営許可を得ることは非常に困難であるとの印象を受ける。

(2) 事前協議・説明条項

定めている市はない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

全ての市が公共施設や住居が集合する地域からの距離制限を定めているが、その距離はいずれも 100m である。これは、福島県の墓地、埋葬等に関する法律施行規則が 100m と定めていることに準拠したものであろう。また、市長が、土地の状況から宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときはこの限りでない、とする条項を設けている場合が多い。

(4) 大規模霊園に関する規制

定めている条例はない。

(5) 市長の裁量権

福島市等 5 市が、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるとの規定を置いている。施行細則的な事項ではなく、本来条例によるべき事項までも市長の権限としているかのようであり、非常に広範な権限委譲であるといえる。

(6) みなし規定

いわき市と須賀川市を除く 6 市において、市に権限が委譲される以前の時期に福島県知事が法令に基づき行なった処分や行為、知事への申請等について、新たな条例で市長が管理するようになったものは市長の処分や行為および市長への申請とみなす旨の規定を設けている。

(7) その他

二本松市を除き、死体の土葬に関する規定がある。他県では、墓穴の深さ自体を〇m と定める場合が多いが、福島県の各市では、すべて「墓穴の深さは、焼骨が埋蔵されているときを除き、地表から棺の上面までが 1m 以上となるようにしなければならない。」という、地表から棺の上面までの深さを規定する方式である。

ちなみに、北海道の北広島市条例では、1.5m 以上とされている。これに比べて、若干浅めの埋葬を認めている。

3 関東地区

A 茨城県

10 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

10 市のうち、那珂市を除く 9 市が定めている。ただし、笠間市と筑西市は、条例上ではなく事務処理要綱で詳細な定めを行っている。

やはり、地方公共団体を原則とし、登記され、市内に主たる事務所を持つ公益法人、宗教法人がその他の厳しい条件のもとで例外的に経営主体となり得る趣旨の条項であることが多い。経営主体として、そのほかに共同墓地における地域共同体や個人墓地における墓地使用者を規定する例も見られる。また、土浦市のように、「特別な事由がある場合で市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合。」という条項を規定する例もあるが、例外的な規定であり、特別な理由の認定は、相当厳格なものとなるであろう。

(2) 事前協議・説明条項

土浦市条例では、市の施行規則で定めるところによる墓地等の経営等に係る協議書の市長への提出義務と、市長との協議義務を定め、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではないとする定めがある。つくば市、ひたちなか市も市長との事前協議義務を定めている。なお、龍ヶ崎市条例では、市との事前協議義務を規定するほか、周辺住民に理解を得るという義務を課している。龍ヶ崎市は、条例及び条例施行規則で比較的詳細な規定を行っているが、条例上の「理解を得る」ということの具体的な内容や申請者の具体的な対応に関し、条例施行規則での定めは見当たらなかった。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

すべての条例に規定がなされており、主な内容は、市長が支障なしと認める場合を除き、公共施設や住宅地から 100m 以上の距離にあること。高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。墓地の構造設備につき、市長が支障なしと認める場合を除き、その周囲に障壁又は植栽等による垣根が設けられ、かつ敷地内に雨水等が停留しないための措置が講じられていること、といった規定が見受けられる。

なお、神栖市の条例で、墓地の敷地につき、墓地等を経営するものが所有する土地で、所有権以外の権利が存しないことという規定が設けられており、ひたちなか市の条例も、敷地が当該墓地経営者の所有地であることという条項がある。経営主体が対象墓地の敷地につき制限のない所有権を有することは、墓地の永続性を確保するために重要な事項であるが、茨城県ではそのことを明記する条例は少数派のようである。

(4) 大規模霊園に関する規制

定めている条例はない。

(5) 市長の裁量権

条例の中には、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」とのみ規定しているものがあり、あたかも条例で規定すべき事項でも市長が定め得るような趣旨を規定するものがある。なお、神栖市は、条例で「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とし、施行規則では「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、条例事項ではない施行規則的なものを市長が定める旨を明確に規定している。

(6) みなし規定

10 市中 6 市において、市に権限が委譲される以前の時期に茨城県知事が法令に基づき行なった処分や行為、知事への申請等について、新たな条例で市長が管理するようになったものは市長の処分や行為および市長への申請とみなす旨の規定を設けている。

(7) その他

死体の土葬に関する規定を設けている条例は、見当たらなかった。よほど特別の事情がない限り、当該市においては土葬は認められないということであろうか。

B 栃木県

平成 12 年 4 月栃木県保険福祉部環境衛生課作成の「墓地、埋葬等に関する法律に係る市町村長への権限委譲事務について（事務取扱マニュアル）」（以下「栃木県マニュアル」という。）及び宇都宮市、栃木市等 12 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

12 市の条例すべてが何らかの規定を設けている。

ア 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市等 9 市の条例は、①地方公共団体を原則とし、②地方公共団体が墓地の経営を行わない場合であって、かつ、宗教法人が墓地の経営を行うことがやむを得ないと認められるとき、③山間等で墓地が全くなく、かつ、新設の必要が認められるとき、④特別の事由により新設の必要が認められるとき、という定め方をしている。宗教法人については、足利市を除き、登記された事務所の所在（市内であること）や活動年数につき特に制限をしていない。栃木市は、事務取扱要領において、別途、公益性・永続性及び非営利性の確保や、宗教法人が墓地の経営を行なうことがやむを得ない事由等につき、詳細な規定を行なっている。

那須塩原市条例は、（ア）地方公共団体、（イ）宗教法人、（ウ）墓地等の適切な管理及び継続的な経営が可能と市長が認める者と定め、（イ）及び（ウ）に掲げる者による墓地等の経営にあつては、当該墓地等を必要とする住民の数その他の事情を勘案し、当該墓地等を経営する必要性が特に認められること、（ウ）に掲げる者による墓地等の経営にあつては、墓地等を経営しようとする地域に同号アに掲げる者により経営される同種の墓地等がなく、公衆衛生その他公共の福祉の見地から特に新設が必要であると認められることという規定を行なっている。さらに、別途事務取扱要綱を定めて、経営許可基準につき詳細な定めを行なっている。

佐野市条例は、①地方公共団体、②宗教法人（墓地または納骨堂を経営することがやむを得ないと認められるものに限る。）というシンプルな規定を行なっている。

以上で明らかなように、すべての市条例で公益法人に関する経営許可の定めを設けていない。全く不

可能というわけではないが、各条例が予定していないものであり、条例上は「特別の事由により新設が必要と認められるとき」という厳格な要件が定められていることから、経営の許可申請は相当難航するものと思われる。また、宗教法人による許可申請に対しても「やむを得ない事由」が必要となっており条例の規定の仕方に照らし、相当厳格な運用がなされているものと推測される。

イ 栃木県の事務取扱マニュアルには、墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならないとの規定があり、栃木市条例等 5 条例が同様の規定を行なっている。また、小山市及び那須塩原市条例は、更に「所有権以外の権利が設定されていないこと」をも要件としている。

(2) 事前協議・説明条項

足利市条例では、「経営許可を受けようとする者（地方公共団体を除く）は、墓地の計画について、あらかじめ市長と協議をしなければならない。」との規定を行なっており、真岡市条例では、申請者に市長に対する書面の事前提出義務を定めている。

その他の市条例では、特段の定めは見当たらなかった。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

栃木県事務取扱マニュアルに、「墓地については、人家及び公共施設から 100m 以上離れていること。また、高燥であり飲用地下水に支障のない土地であること。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。」旨の規定があり、これに習ったものと思われるが、全ての市において（足利市条例は別表形式）同様の内容の制限を行なっている。

緑地に関する特段の制限は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特に定めている条例はない。

(5) 市長の裁量権

佐野市条例の経営主体に関する規制は他市に比べてシンプルであるところ、「墓地の経営者につき市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」「墓地は、次に掲げる構造としなければならない。」として、墓地境界に障壁または植栽等による垣根を設けること、適当な通路を設けること、等を定めているが、「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定しており、かなり市長の裁量で経営許可や設備構造の規制が緩和され得る趣旨の内容となっている。これに対して、真岡市、大田原市、那須塩原市の各条例は、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」旨規定しており、市長の裁量により許可基準が厳格なものとなり得る趣旨の内容となっている。

(6) みなし規定

特に定めている条例はない。

(7) その他

死体の土葬に関する規定を設けている条例は、宇都宮市等 8 条例で規定されている。うち 7 市が深

さ 2m 以上と定めているが、那須塩原市は棺の上面までの深さが 1.5m 以上と定めている。

C 群馬県

群馬県条例、同施行規則の前橋市、桐生市等 9 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 群馬県条例及び 9 市の条例すべてが何らかの規定を設けている。

群馬県条例は、墓地等の経営の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合で、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければならない。ただし、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。とし、①地方公共団体が経営しようとするとき、②公益社団法人又は公益財団法人が経営しようとするとき、③宗教法人が経営しようとするとき、と定めている。

富岡市条例も、同様の定めである。

イ これに対して、他の 8 市の条例は、以上の要件に次の要件を付加している。

前橋市は公益法人、宗教法人につき、登記された主たる事務所を 1 年以上市内に有することを要件とし、渋川は 3 年以上としている、

さらに、桐生市、伊勢崎市、館林市、藤岡市、安中市の各条例は、登記された主たる事務所を 3 年以上市内に有することに加えて、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき、という要件を定めている。

ウ程度の違いはあるものの、条例において公益法人と宗教法人につき同様の要件を定めていることが特色をなすと言える。

(2) 事前協議・説明条項

伊勢崎市条例では、「申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該墓地等の経営又は変更の計画について、市長と協議しなければならない。申請予定者は、近隣住民等に対して墓地経営計画等についての説明会を開催しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りではない。」旨を規定している。さらに、館林市、渋川市、藤岡市、安中市の各条例は、市長との事前協議、説明会の開催に加え、近隣住民から意見の申出があったときは、「当該申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。」旨規定している。また、市長の裁量による手続きの省略に関する規程は見当たらず、比較的厳格な定めとなっている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

群馬県条例は、墓地等を設置する場所に関する規定があり、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでないとしつつ、(イ) 公共施設及び住宅等から 120m 以上の距離があること、(ロ) 河川又は湖沼から 20m 以上の距離があること。(ハ) 飲料水を汚染する恐れのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること、を規定している。この点、8 市の条例すべてが例外なく同様の規定を行なっている。

イ 緑地制限等

次に群馬県条例では、特に墓地の設備や緑地に関する規定は見当たらないが、前橋市、桐生市の各条例では、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときはこの限りでないとしつつ、障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に幅 3m 以上の緑地帯を設けることを規定している。また、伊勢崎市、藤岡市、安中市の各条例では、墓地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に規則で定める緑地帯を設けることと規定し、施行規則において、緑地帯は幅 1m 以上、墓地の区域に対する割合が 20% 以上であることを定めている。なお、渋川市条例も同様の定めをしているが、施行規則においては①周辺環境を保全するに足りる幅を有すること、②墓地の区域に対する緑地の割合が建築基準法、都市計画法等の関係法令に適合していること、といういささか抽象的な定めを行なうにとどまっている。

(4) 大規模霊園に関する規制

特に定めている条例はない。

(5) 市長の裁量権

伊勢佐木市条例に、市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる旨の規定が認められる。なお、前述したように、群馬県条例ほか 8 市の条例で、経営主体の制限に付き、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。」旨の規定があり、距離や緑地帯に関する規制につき、「土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。」旨の規定があることに照らし、規制を緩和する方向での市長の裁量も比較的広く認められていると言える。

(6) みなし規定

8 市すべての条例に、施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、なお従前の例による旨の規定があり、良く整備されている。

(7) その他

死体の土葬に関する規定を設けている条例は、全く認められなかった。関東近県の条例に比して特色のある事柄である。

D 千葉県

20 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

すべての条例が、(ア) 地方公共団体、(イ) 宗教法人、(ウ) 公益法人に限定する旨を定めている。これに加えて、木更津市を除く 10 市は、(エ) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営する場合、(オ) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、新たに自己又は自己の親族のために墓地を経営する場

合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めた場合につき、経営許可が受けられる余地を認めており、他県にはあまり見られない特徴である。

その他大半の条例が、宗教法人、公益法人に関しては、市内に登録された事務所を有することのほか、経営主体に関する規制の条項の中で、所有権以外の権利が存しない自己の所有地に設置することを定めている。登記された事務所は、特に主たる事務所とは規定していない。また、千葉市、我孫子市は、木更津市は、宗教法人に関して市内に 5 年以上事務所を有することを条件としている。宗教法人、公益法人に関し、市内における事務所の所在及び活動年数に関する定めをする例は少なく、他県に比べて緩やかであると言える。

(2) 事前協議・説明条項

佐倉市、山武市、銚子市、大網白里市、野田市、富里市を除く 14 市の条例中にこの趣旨の規定がある。そのうち 4 市は単に市長との事前協議のみを義務付けているにすぎないが、その他の 10 市では市長との事前協議のほか、周辺住民への説明会等の措置を定めている。なかでも千葉市の条例では、申請予定者につき、規則で定めるところにより標識を設置して周知を図ること、経営等の計画を周辺住民等に説明すること、周辺住民等から経営等の計画について意見の申出があったときは、当該申出を行った者と協議すること、を定めている。

また、千葉市、船橋市、佐倉市、佐倉市等 10 市には墓地等の経営の許可等に関する事前協議実施指導要綱に事前協議に関する詳細な規定を行なっている。

なお木更津市は、条例において、①申請予定者及び隣接住民等は、墓地等設置等計画の施行に際して紛争が生じないように、相互の立場を尊重した協議を行い、自主的に解決するよう努めること、②申請予定者は、近隣住民から意見の申し出があったときは規則で定める期間内に隣接住民等と協議し、当該墓地等設置等計画について隣接住民等の理解が得られるよう努めなければならない等、詳細な規定を設けている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

すべての条例に規定がなされている。河川、海、湖沼からの距離に関する定めは 20 条例すべてが行っており、その距離は 20m 以上となっている。また、公共施設や住宅地からの距離につき定めている条例は 15 条例であり、八千代市は、埋葬を行う墓地の場合は 100m 以上、その他の墓地の場合は 50m 以上との定め方をしている。その他の市は、特に墓地の種別で異なる定めをしておらず、千葉市等 13 市では 100m 以上、木更津市では 150m 以上という定めを行っている。なお、以上の規定には、市長が宗教感情及び公衆衛生その他の見地から支障がないと認める場合にはこの限りではない旨の規定を設ける例が多い。市長が公衆衛生のほか周辺住民の宗教的感情に関しても支障がないことに配慮すべきとする規定が多いのは、他にあまり例がなく千葉県内の特色といえる。

その他、墓地の敷地に関する定めとしては、高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること、墓地の構造設備につき、市長が支障なしと認める場合を除き、その周囲に障壁又は植栽等による垣根が設けられ、かつ敷地内に雨水等が停留しないための措置が講じられていること、等の規定が見られる。

イ 緑地制限等

佐倉市、我孫子市等 13 市の条例には、「墓地の境界の内側に、当該境界に接し 3m 以上の幅の緑地

帯を設けること、ただし、1,000 m²未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。」旨の規定がある。これに対して千葉市条例はさらに厳格で、①墓地の境界の内側に、当該境界に接し 3m 以上の幅の緑地帯を設けること、②当該墓地の境界から 3m 以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること、かつ③当該境界から 3m 以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること、という基準が設けられ、1000 m²未満の墓地に関する除外規定は存在しない。さらに千葉市条例には、墓地の区域の面積に占める緑地（第 1 号に規定する緑地帯等を除く。）の面積の割合は、5 分の 1 以上とすることという基準がある。船橋市条例は、上記①と③を定めている。

これに対して、木更津市条例は、外部から墳墓を見通すことができないようにするため、規則で定める高さ以上の障壁又は密植した垣根等を設けること、墳墓の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けることと規定し、基準の内容は施行規則で定めることとしている。

(4) 大規模霊園に関する規制

19 市の条例でこれに関する定めがある。千葉市条例は、墓地の区域の面積が 2,000 m²以上の墓地につき、施行規則で各規模に応じた緑地帯を設ける等の規則を行っている。また、船橋市条例では、面積が 3,000 m²以上の墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならないとして、各規模に応じた緑地帯を設ける等の規制を行っている。その他、船橋市、佐倉市、市原市、八千代市等 13 市の条例では 3000 m²以上の墓地、我孫市、鎌ヶ谷市等 4 市の条例では 2000 m²以上の墓地、大網白里市条例においては 1ha 以上の墓地につき緑地帯の面積等につき格別の定めを行っている。

木更津市条例には、特段の定めは見られない。

なお、大規模霊園に該当する場合には、一般の墓地の規制に加えて、墓地の境界に一定の幅の緑地帯を設けること（千葉市では、広さに応じて 4m 以上、6m 以上、8m 以上）、墓地内の幹線となる通路や主要な通路につき一定の幅員とすること（千葉市では、6m 以上、3m 以上）が定められている。また、管理事務所、便所、休憩所等の設備を有することや、墳墓の数に応じた数（千葉市では 0.05 を乗じた数）以上の駐車台数を有すること、等の規制が加わる場合が多い。

(5) 市長の裁量権

印西市条例に、市長は、墓地等の経営の許可又は変更の許可に当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付することができる旨定める規定があり、大網白里市条例では、市長に墓地等の経営者に対して墓地等の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、または法第 10 条の規定による許可を取り消すことができる旨の規定があるほか、木更津市条例では、申請予定者等及び隣接住民等の双方から市長に対し調整の申出があったときは、市長が規則で定めるところによりあっせんを行う旨の規定がある。

その他の条例につき、宗教的感情上や公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、規制を適用しない場合がある旨の規定は認められるものの、市長に広範な裁量を認める趣旨の規定は認められなかった。

(6) みなし規定

成田市条例には、「この条例の施行の際、廃止前の千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき千葉県知事が行った現に効力を有する処分は、この条例の相当規定によって市長が行った処分とみな

す」旨の規定があり、同様の規定は野田市、柏市、白井市に見られた。

(7) その他

浦安市、山武市、市川市、成田市、柏市の条例では、墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならないという規定を設けている。墓埋法第2条1号では、「埋葬」とは、死体を土中に葬ることをいうので、土葬を禁止する趣旨である。

また、「墳墓一区画当たりの面積は、1.5 m²以上であること。」と、墳墓の区画の最低面積を規定する条例が、佐倉市、市原市、八千代市、八街市等半数以上の11市で認められた。これは、他県にあまり見られない傾向である。

E 埼玉県

さいたま市をはじめ、29市の条例を検討することができた。その結果は以下の通りである。

(1) 経営主体に関する条項

すべての条例が、地方公共団体を原則とし、公益法人、宗教法人に限定されている。公益法人、宗教法人については、さいたま市、熊谷市、深谷市、加須市、草加市、朝霞市、志木市、和光市、新座市等いずれの法人に関しても事務所（ないしは住所）を当該市内に有することを条件とするものもあるが、川口市、川越市、行田市、所沢市、桶川市、北本市、久喜市等では、その様な条件を宗教法人にのみ課して、公益法人には規定していない例もあり、その数は相半ばしている。

また、宗教法人に対して事務所を市内に有していることを規定する条例では一定年数以上の活動期間を規定するものも多く、5年以上とするもの（川越市、狭山市、戸田市など）、3年以上とするもの（行田市、所沢市、春日部市など）、1年以上とするもの（草加市、桶川市など）など多様である。宗教法人に関する名義貸しを排除する趣旨であろう。なお、草加市条例では事務所の活動期間のほか、公益法人、宗教法人のいずれについてもその事務所の場所につきが経営する墓地から2km以内であることという条件を規定しており、他市に見られない特色であると言える。

(2) 事前協議・説明条項

秩父市、吉川市、白岡市を除くほとんどの条例で、市との事前協議条項が規定されている。その内容は、「経営許可を受けようとするものは、墓地等の経営計画について、あらかじめ市長に協議しなければならない」という条項となっている。ただし、市長が必要がないと認めるときは、事前協議を省略できる旨を定めている条例も多い。また、計画者に対して、標識の設置義務を定める例は埼玉県内ではほとんど見られないが、①近隣住民等に対する説明会を開催すること、及び②意見を申した近隣住民等と十分な協議を行なうよう求める条例が多い。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

A 敷地の所有権条項

墓地の土地につき、墓地を経営する者が所有する土地であり、所有権以外の権利が存しないものであることを定めている条例は21条例、特にこれを定めていないのは所沢市、入間市、秩父市、和光市等8条例であった。

イ 距離制限

墓地の設置場所につき、住宅地公共施等の距離制限を設けている条例は 27 条例で、川口市と入間市の 2 条例では特に規定が見当たらなかった。住宅地屋公共施設との水平距離はおおむね 100m 以上であることを定める条例が大半であるが、久喜市や北本市の条例で、おおむね 50m 以上とされている、河川や湖沼との距離は、ほぼすべての条例が 20m 以上と定めている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

墓地の構造設備に関して、市長が支障がないと認める場合を除き、その周囲に障壁又は植栽等による垣根が設けられることや、一定の緑地帯を儲けることを規定する条例が多い。

条例の中で緑地面積の具体的な定めを行なっている例もあり、富士見市やふじみ野市条例では墓地の面積の 30%、東松山市、狭山市、桶川市、北本市条例では 20%と規定されている。

(4) 大規模霊園に関する規制

さいたま市等 9 市の条例に規定がある。主に緑地帯に関する規制である。所沢市条例では、墓地の区域の境界の内側に、下記のとおり墓地の区域の面積に応じた幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から緑地帯の幅以上内側に障壁又は垣根等を設けること、と規定している。

記

①3,000 m²未満、2m 以上、②3,000 m²以上 7,000 m²未満、3m 以上、③7,000 m²以上 10,000 m²未満、5m 以上、④10,000 m²以上、7m 以上。

この所沢市条例が最も大規模な墓地を念頭において定められている規定であるが、行田市条例では緑地帯につき、敷地面積 1000 m²未満で幅 1.5m 以上、1000 m²以上 2000 m²未満で幅 2m 以上、2000 m²以上 3000 m²未満で 3m 以上、3000 m²以上で 4m 以上と定めている。また、朝霞市、和光市、新座市では、墓地の区域面積に対する緑地面積割合の規制という形で、比較的小規模の 500 m²未満で面積の 10%以上と規定するほか、500 m²以上 3000 m²未満で 15%以上、3000 m²以上で 20%以上と定めている。

(5) 市長の裁量権

さいたま市、加須市、行田市、戸田市、所沢市等では条例中に、市長が経営許可をする場合において（公衆衛生等の見地から）必要な条件を付することができる旨の規定を置いている。

また、行田市、加須市、草加市等 8 市の条例で、「市長は、必要があると認めるときは、墓地経営者又は管理者の許可（同意とする例もある）を得て、その職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる、」旨の規定を設けている。墓理法第 18 条 1 項では、「都道府県知事は、必要と認めるときは」火葬場への立ち入り検査ができる旨定めているが墓地に関しては、「管理者から必要な報告を求めることができる。」とのみ規定している。そのため、当該法律の範囲内に収めるため、立ち入り検査には「管理者の許可（ないしは同意）」を要件としたものと思われる。

(6) みなし規定

市町村合併前の経営許可につき、当該条例での許可があったものと見なす規定は、加須市や久喜市等に見られたが、県知事の許可に関するみなし規定は行田市条例で定められている程度であった。

(7) その他

死体の土葬に関する規定を設けている条例は、見当たらなかった。よほど特別の事情がない限り、当該市においては土葬は認められないということであろうか。

なお、秩父市には、環境保全条例において「何人も墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。」との規定があり、環境保全規則で焼骨散布に関する特例に関する定めがあることが確認できた。全国的にも珍しい条例ではないかと思われる。

F 神奈川県

神奈川県条例のほか、14 の市条例を検討することができた。神奈川県条例は、町または村で墓地が経営される場合に適用されるものである。なお、神奈川県条例には、条例と施行規則のほか、墓地等の経営等の許可に関する審査基準が定められており、多くの市条例にも同様の審査基準（ただし、川崎市においては許可申請に関するガイドライン）が定められており、細目的な規定が置かれている。

(1) 経営主体に関する条項

神奈川県条例は、「墓地等を経営することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。」とし、①地方公共団体、②県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する宗教法人、③公益法人であって墓地等の経営を行うことを目的とするもの。」という趣旨の規定を行なっている。川崎市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市も、このように公益法人について事務所に関する規定を設けていない。神奈川県条例にならったものと思われる。

相模原市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市の条例では、公益法人に対しても市内に登録された事務所（主たる事務所又は従たる事務所）あることを要求している。

これに対して、横浜市条例では、宗教法人つき、単に登録された事務所を市内に有するもの、との規定しか行なっていないが、墓地等を経営するために必要な経理的基礎があること、という定めの他、契約約款の内容に関しての定めを設け、「墓地の利用者にとって権利義務関係が明確になっていること。その利用者の利益の保護が十分に図られていること等の要件を満たすものとして規則で定める基準に適合するものであること。」という他市に見られない条例での細かな規定を行なっている。

なお、海老名市、綾瀬市の条例には、宗教法人につき市内の事務所を拠点として5年以上の活動歴あることを要件としている。

横須賀市の条例には、地方公共団体のほか、①宗教法人で、登録された事務所を市内に有するもの、②個人にあつては、災害の発生、道路建設等公共事業の施行等により墓地を移転する必要が生じたとき、に経営主体となり得る旨定め、公益法事に関する規程を設けていないのは、他市に見られない特色である。

(2) 事前協議・説明条項

神奈川県条例では、①経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ知事に協議しなければならない。②墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定める者に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について知事に報告しなければならない。③近隣住民等から意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。④以上の手続について、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行

わないことができる、旨の規定が設けられている。

横浜市と伊勢原市を除き、ほぼすべての市条例においても、市長との事前協議を義務付ける条項を置いている。鎌倉市、小田原市は、経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ、市長と協議しなければならない旨の規定を置くシンプルなものである。

その他の 12 の市条例では、近隣住民等に対して、墓地等経営計画の概要等について説明会を開催することを定めており、近隣住民等から墓地等経営計画について協議の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない旨の定めを置いている。さらに、横浜市、横須賀市、藤沢市、逗子市の条例は、協議のみにとどまらず近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない旨の規定を置いている。

なお、多くの市条例にも、以上の手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる、旨の規定が設けられている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

敷地に関し、神奈川県条例では、①墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない、②墓地等の境界線と人家、学校等公共施設との距離が規則で定める距離（110m）以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない、という規定を置いている。

各市の条例も、上記神奈川県条例の内容とほぼ同様である、ただし、横須賀市条例には上記制限が見当たらない。また、相模原市条例は、②につき墓地にあっては 50m（死体を埋葬する墓地にあっては 100m）との特色のある規定の仕方を行なっている。焼骨を埋蔵する墓地であれば、周辺住民の感情は措くとして、公衆衛生の見地からは 50m とする妥当性が認められるのではないと思われる。

県条例にならったものかと思われるが、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であることや、当該墓地から河川、海、湖沼までの距離の定めがないことは、周辺の関東近県の市・区条例と比べて特色がある。

イ 構造の基準・緑地制限等

構造設備等、特に緑地に関しては、神奈川県条例では、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときはこの限りでない、という留保条項があるものの、①緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること、②植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されることの規定がある。

市条例においても同様の市長の留保条項を設けつつ、緑地割合を規定するものが多い、ただ規定の仕方は一様ではなく、緑地面積を墓地の面積の 10 分の 3 以上とするもの（横須賀市）、100 分の 35 以上とするもの（平塚市）や、緑地面積の割合に付つき、墓地面積が 10,000 m²以上の場合 100 分の 35、10,000 m²未満の場合 100 分の 15 とする条例（茅ヶ崎市）、墓地面積が 1 ha 以上の場合 100 分の 35、1 ha 未満の場合 100 分の 15 とする条例（逗子市）がある。また、敷地が市街区域である場合と市街化調整区域の場合で異なる緑地割合を定める条例（藤沢市、小田原市、海老名市、綾瀬市など）も存在する。

(4) 大規模霊園に関する規制

神奈川県条例には特に規定がないが、横浜市条例には、①市街化調整区域に面積が 10,000 m²未満の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の 30%以上の、市街化調整区域に面積が 10,000 m²以上の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の 35%以上の緑地を規則で定める基準に従い、設けること。②面積が 3,000 m²以上の墓地にあつては、当該墓地の駐車場の出入り口が幅員 4.5m 以上の道路に接していること等の規定を設けている。

その他、緑地面積割合につき茅ヶ崎市条例では墓地面積が 10,000 m²以上の場合 100 分の 35、逗子市条例では墓地面積が 1 ha 以上の場合 100 分の 35 と定められており、藤沢市条例では市街化区域で墓地面積が 10,000 m²以上の場合 100 分の 35、海老名市条例と綾瀬市条例では市街化調整区域で墓地面積が 1 ha 以上の場合 100 分の 35 とする旨の定めがある。なお鎌倉市条例施行規則では、敷地面積が 1 ha 以上の場合 100 分の 30 とする旨の定めがある。

(5) 市長の裁量権

神奈川県条例では、知事の権限として、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる旨の規定がある。相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市には同様な規定が認められる、

また、横浜市、川崎市等 8 市の条例で「市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該その職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる、」旨の規定を設けている。埼玉県内の市条例では、墓埋法第 18 条 1 項で墓地への立ち入り調査権限が規定されていないためか「墓地管理者の許可ないし同意」を条件としていたが（逗子市条例も同旨）、神奈川県内ではこれを一步進めた規定を置いている場合が多い。墓埋法の規定を逸脱しているのではないかと懸念なしとしない。

(6) みなし規定

小田原市条例において、この条例の施行の際現に法第 10 条の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の手續及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の規定を適用する、旨の規定が認められた。

(7) その他

土葬に関する定めを措く条例は認められなかった。

横浜市条例には、合葬墓を設けるよう努めること、とする規定や、市長の附属機関として、横浜市に横浜市墓地等設置財務状況審査会を置く旨の規定がなされており、他市に見られない特色である。

また、横須賀市の「墓地等の経営の許可等に関する条例の事務処理について」において、墓地の経営は将来にわたり安定する必要があるため、墓地経営者はより適格性が高い地方公共団体を原則とする。また、本市は墓地の設置について宗教法人本来の宗教活動に伴うものを中心に考えるため、宗教法人にあつては市内に主又は従たる事務所を有する登記法人とする。この観点から公益法人である財団法人及び宗教法人の公益事業による事業型墓地は認めないものとするとして、公益法人型の墓地経営は認めないことを明確に宣言されている。

4 東京都

東京都では、東京都条例、17 の区条例、22 の市条例を検討することができた。その内容は、以下の通りである。

A 都条例

東京都においては、23 区及び市においてそれぞれ独自の条例を備えているため、都条例は、町または村で経営される墓地に適用されるものである。

(1) 経営主体に関する条項

「墓地等を経営することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。」とし、①公益法人、②宗教法人で、登記された主たる事務所又は従たる事務所を都内又はその経営しようとする墓地等の存する都内の町村の区域に隣接する都外の市町村の区域内に存するもの、③墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人、を規定し、「ただし、特別な理由がある場合であって、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときはこの限りではない。」との例外条項を規定する方式をとっている。

宗教法人については、事務所の所在地の要件が、都内と当該町村のほか、それに隣接する都外の市町村まで拡張されていることが特徴的である。東京都の町村部は、他県と境界を接する場所にあることを考慮したものと思われる。

宗教法人、公益法人について見られる「永続的に墓地経営を行う目的」を要する旨の規定はない。そもそも、平成 12 年 12 月 6 日、厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針について」等において指摘されているように、墓地等の経営には永続性及び非営利性が確保されるべきであるとの趣旨で、法人の経営主体につき営利法人を除外し宗教法人と公益法人に限定するものであるから、永続的な墓地経営がなされるべきことは当然の前提であり、特に規定する必要はないとの趣旨であろうか。

(2) 事前協議・説明条項

許可申請前の都との事前協議の定めはない、申請予定者に対し、①あらかじめ隣接住民等への周知を図るため、規則で定めるところにより当該建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を知事に届け出ること、②当該許可の申請に先立って、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、近隣住民等に説明し、その経過の概要等を知事に報告することを規定し、知事は、近隣住民の意見の申し出があり正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、近隣住民等と協議を行うよう指導することができること、申請予定者は規則に定めるところにより協議の結果を知事に報告すべきこと等が定められている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地に関してはこれについては、①地方公共団体を除き、墓地を経営しようとする者が、原則として所有する土地であること、②当該墓地から河川、海、湖沼までの距離は概ね 20m 以上であること、③住宅等から墓地までの距離は、おおむね 100m 以上であること、④高燥で、かつ、飲料水を汚染する

おそれのない土地であること、という定めがなされている。

イ 構造設備等に関しては、①境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。②墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

これらの規定のほか、幅員 1m 以上の堅固な通路、適切な排水路、ゴミ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けることの定めがなされている。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の定めはない。

(5) 知事の裁量権

知事の権限として、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができること、及び公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域を指定することができるとの規定がある。

(6) みなし規定

経過措置として、この条例の施行の際、現になされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定がある。

(7) その他

土葬を行なう場合の墓穴の深さは 2m 以上としなければならないとする規定がある。

B 区の条例の検討

17 の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア すべての区が、経営主体に関する規制を行っている。墓地経営しうる者として規定されているのは、①地方公共団体、②宗教法人、③公益法人である。殆どの条例に、「ただし、特別な理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと区長が認めるときはこの限りではない。」との例外条項が規定されているが、中野区では条例では「規則で定める特別の理由がある場合においては、墓地を経営することができるものとする。」と規定し、規則において、①合併等により墓地等の経営を紹介した場合、②法施行前から自己又は自己の親族等のために設置されている墓地を経営し又は墳墓を管理するものからその経営又は管理を引き継ぐ者、③①②に準ずる場合として区長が特に認める場合を規定している。

イ 宗教法人・公益法人の場合、登記された事務所を区内に有するものという要件が課される例が多い。主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するものとする条例が大半であるが、杉並区は主たる事務所を区内に有することを要件としており、厳格な定めとなっている。

ウ 宗教法人・公益法人の場合、登記された事務所が区内に存在するほか、一定期間の活動実績を要件とする場合も多い。期間の定めとしては 7 年間とするものが圧倒的に多く（中央区、港区、新宿区、

江東区、中野区、荒川区、江戸川区)、ついで5年間(葛飾区)、3年間(目黒区)、2年間(杉並区)となっている。なお、活動実績は宗教法人のみの要件とし、公益法人には要求していない例もある。

(2) 事前協議・説明条項

概ね、都条例と同様の規定である。代表的な内容は①申請予定者は当該許可の申請に先立って、予定地の見やすい場所に墓地等の計画について近隣住民等の周知を図るため標識を設置すること、②近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過を区長に報告すること、③近隣住民は申請予定日の一定期間前に意見を申し出ることができ、区長がその意見に正当な理由がある認めるときは、申請予定者は近隣住民と協議を行い、その結果を区長に報告すべきことを定めるものである。

都条例には事前協議条項は存在していないが、区の条例でもこれを定めているものは見当たらない。後述するように市の条例では事前相談条項があるのが一般的であり、これとは対照的である。ただし、台東区から保健所が作成した墓地・納骨堂の手引きの送付を受けることができたが、その中には宗教法人が申請する場合には事前相談を行なうべきとされている。他の区でも、条例での定めはないものの、何らかのかたちで事前相談を求められる場合があるのではないと思われる。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

墓地の設置場所につき、表現に若干の違いはあるものの、以下の規定がある。これらの内容は、東京都条例とほぼ同じであり、これに準じたものと思われる。

①当該墓地を經營しようとする者が所有する土地であって、抵当権その他第三者の権利の目的となっていないものであること。②河川、湖沼、海(面している区の場合)から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。③住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。④高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、②、③の規定は適用しない。

イ 構造の基準・緑地制限等

構造設備等については、概ね以下の規定がある。

①境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。②墓地の区域内に、規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときはこの限りでない。

これらの規定のほか、幅員1m以上の堅固な通路、適切な排水路、ゴミ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けることの定めがなされている。

(4) 大規模霊園に関する規制

定めている条例はない。

(5) 区長の裁量権

すべての条例に、墓地等の經營等の許可をするに当たり、区長は「公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」との規定が置かれている。これも、都条例にならったものと

いえ、許可につき区長に相当広範な裁量が認められている。

(6) みなし規定

多くの条例で、都条例によりされた許可その他の行為につき、本条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定が置かれている。

(7) その他

千代田区、中央区、新宿区、江東区、品川区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区は、土葬を原則として禁止する旨の規定を置き、ただし書きとして「区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。」とする規定を置いている。その他の区では、土葬を全面的に禁止する旨の規定はないが、「区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域を指定することができる。」旨の規定を置いている。なお、半数を越える 11 の区条例で土葬を行なう場合の墓穴の深さは 2m 以上とする旨定めている。

以上の通り、規定の仕方は異なるものの、都内 23 内では土葬は許可があれば行なえる場合があるが、区民感情等に照らして、許可がなされることは難しいものと思われる。

C市の条例の検討

小金井市以下、22 市の条例を検討することができた。その主な内容は、以下のとおりである。

(1) 経営主体に関する条項

ア すべての市が、経営主体に関する規制を行っている。多い例は、「墓地等を経営する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。」とし、「ただし、特別な理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときはこの限りではない。」との例外条項を有するパターンである。

イ 墓地経営しうる者として規定されているのは、①地方公共団体、②宗教法人で登記された事務所を市内に有するもの、③公益法人で登記された事務所を市内に有するもの、である。

②③の場合には、これに続けて「永続的に墓地等を経営するもの」ないしは「永続的に墓地等を経営する能力を有するもの」という文言が付されている例が多い（日野市、東村山市、国立市、福生市、東久留米市、武蔵村山市、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、昭島市など）。これは、東京都や区の条例には見られなかった特徴である。墓地経営の永続性の要請を、条例で明記したものといえよう。宗教法人や公益法人の経営実態に問題がある場合、この要件に照らしても不適切と判断される可能性がありうる。

また、②③の場合には、市内に登記された事務所を有することが要件とされるが（③の場合にはその様な要件がない場合もある）、大半は、単に登記された事務所と記載されていたり、主たる事務所又は従たる事務所という記載である。しかしながら、その事務所が「主たる事務所」であることを要求するもの（三鷹市、東村山市、昭島市、西東京市など）もある。ただし、三鷹市は公益法人に関しては事務所の所在地につき規定していない。宗教法人に対しては、極めて厳格な姿勢がうかがわれる。

ウ 条例や施行規則において、上記事務所が設置されている期間をも条件として規定する例も多い。設置期間に関しては、10 年以上とするもの（武蔵村山市）7 年以上とするもの（東村山市、青梅市など）

5年以上とするもの（小平市、福生市、狛江市、東大和市、西東京市、昭島市、調布市など）、3年以上とするもの（多摩市、稲城市など）がある。

がある。さらに、当該事務所が現に活動をしていることをも条件とする場合もある（青梅市）。

エ また、立川市では、墓地等を経営するための十分な財産その他経済的基盤を有すること、という要件を定めている。

オ なお、上記①～③に加えて、従前からの個人墓地の存在を尊重して、「祭祀承継に伴い、個人の既存の墓地を経営しようとするもの」にも墓地経営主体となり得ることを認める趣旨の規定をする例もある（日野市、東久留米市など）。

(2) 事前協議・説明条項

ほぼすべての市で規定している。代表的な内容は、①申請予定者は、申請前に墓地等の計画につき市長と協議をすべきこと、②敷地の見やすい場所に墓地等の計画について近隣住民等の周知を図るため標識を設置すること、③近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過を区長に報告すること、④近隣住民は申請予定日の一定期間前に意見を申し出ることができ、市長がその意見に正当な理由がある認めるときは、申請予定者は近隣住民と協議を行い、その結果を市長に報告すべきことを定めるものである。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

墓地の設置場所につき、表現に若干の違いはあるものの、以下の規定がある。これらの内容は、東京都条例とほぼ同じであり、区と同様、これに習ったものと思われる。

①当該墓地を営もうとする者が所有する土地であって、抵当権その他第三者の権利の目的となっていないものであること。②河川、湖沼、海（面している区の場合）から墓地までの距離は、20m 以上であること。③住宅等から墓地までの距離は、100m 以上であること。④高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

以上については、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、②、③の規定は適用しない旨の規定を設けているのが一般的である。

但し、小平市、国立市、福生市、狛江市、東久留米市、八王子市、調布市、羽村市、西東京市など、上記②③の規定を設けていない市も多い。焼骨の埋蔵が一般的となったことから、専ら公衆衛生の見地から要請される制限を銘記する必要はないとの趣旨によるものと解される。

イ 構造の基準・緑地制限等

構造設備等については、概ね以下の規定がある。

①境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。②墓地の区域内に、規則で定める基準に従い緑地を設けること。この場合でも「区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときはこの限りでない。」とのただし書きが付されている場合が多い。

これらの規定のほか、幅員 1m 以上の堅固な通路、適切な排水路、ゴミ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けることの定めがなされていることは、都条例、区条例と同様である。

(4) 大規模霊園に関する規制

定めている条例はない。

(5) 市長の裁量権

すべての条例で、「市長は、申請に係る許可をするに当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」との条項を置き、市長に広範な裁量権を与えている。

日野市の条例では、市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めたときは、墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、許可を取り消すことができる旨定めている。市長の判断による使用の制限、禁止、許可の取消しまで条例で明文化した例は他の市の条例では見当たらなかった。

(6) みなし規定

区の条例と同様、条例施行日前に東京都知事に対して申請された墓地等で、施行日において許可に至っていないものは、市長に対して申請した墓地等とみなす旨の規定がなされているものが多く見られた。

(7) その他

福生市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、調布市が原則として土葬を禁止する旨の規定を設けているが、そのほかの条例では特に規定を設けていない。また、顕著な特徴として、土葬の場合の墓穴の深さに関する規程を設けている条例は見当たらなかった。

稲城市の条例は、墓地経営主体に対し、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及びその関連法規を遵守すること、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じることが義務付けられる規定を置いており、他市には類を見ない特色である。

5 甲信越・北陸地区

A 新潟県

新潟市、長岡市等 8 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

新潟市は、地方公共団体及び地方公共団体が全額出資している公益法人を原則とし、市長が特別の事由があると認める場合に、宗教法人及びその他の公益法人に墓地の経営を許可することができる旨規定しており、かなり限定的である。柏崎市、燕市、上越市の各条例は、市長が経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときであることを条件として、(ア) 地方公共団体、(イ) 宗教法人のうち、事務所を市内に有するもの、(ウ) 公益法人のうち、事務所を市内に有している者が経営許可が得られる可能性を認めている。また、柏崎市条例では同様の条件のもとに、(エ) 地方自治法に規定する市町の認可をうけた地縁による団体に関しても許可を受ける可能性を認めている。

その他の 4 条例に関しては、特段の規定は見当たらなかった。

なお、墓地の敷地が自己所有地であることを明記しているのは新潟市条例の他見当たらないが、公共の福祉の観点から他市においてもそれが条件とされる可能性がある。

(2) 事前協議・説明条項

燕市、上越市の条例では市長との事前協議のほか、周辺住民への説明会等の措置を定めている。また、上越市条例ではこれに加えて、近隣住民から問い合わせや要望等があった場合うには誠実に対応し、必要に応じて協議や協定を締結するなどして近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない旨をも規定しており、近隣住民への対応に相当詳細な規定となっている。ただし、いずれの条例にも、市長が不要と判断した場合には、省略することができる旨の定めがなされている。

新潟市条例では、施行要綱において市長への事前協議義務を課しており、その場合市長は墓地等庁内連絡会議に諮問する旨の定めがある。他市に見られない特色である。

その他の 5 条例に関しては、特段の規定は見当たらなかった。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

8 条例中新潟市、新発田市等 4 条例に規定がなされている。そのうち、河川、からの距離に関する定めを行なっているのは上越市のみであり、「国道、県道その他の主要な道路、河川及び海岸から 20m 以上離れていること」と規定している。公共施設や住宅地からの距離については、新発田市が 110m 以上と最も厳格であり、燕市、上越市条例は 100m 以上、新潟市市条例は 50m 以上と定めている。

佐渡市、南魚沼市の各条例では、特に距離制限は明記しておらず、人家及び病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施設に近接せず、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であることとの定めを行なっている。

イ 緑地制限等

緑地帯を設ける旨の規定が認められるのは、新潟市、燕市の 2 条例であり、その広さに関する指定は見当たらなかった。上越市条例は、周辺の環境に配慮したものであることを規定しており、緑地設置もその内容をなすと解されることになるであろう。

なお、概ねすべての条例において、墓地の一定の設備のほか、墓地の周囲は、塀、柵、密植した生垣等で囲むことを規定している。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらなかった。

(5) 市長の裁量権

上越市条例に「市長は、許可にあたり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」旨の規定が認められたほかは、その他の市条例では特段の規定は認められない。

(6) みなし規定

特段の規定は認められない。

(7) その他

新潟市条例は、「埋葬する場合の墓穴の深さは、2m 以上とし、かつ地下水の影響により死体の酸化を

妨げる場所であってはならない。」と定めている。後段に記載する規定は、全国的にも特色のあるものである。

その他の市条例では、土葬に関する規定等特段の規定は見当たらない。

B 長野県

長野市、松本市等 9 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

条例で規定しているのは、長野市、諏訪市の各条例で、墓地を経営しようとする者は、地方公共団体であり、地方公共団体が墓地等の数を増加させることが困難な場合においては、宗教法人又は公益法人が経営主体となることができる旨定めている。

その他の市には特段の規定は認められないが、平成 12 年 12 月 6 日、厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針について」等において、墓地等の経営には永続性及び非営利性が確保されるべきであるとの趣旨で、法人の経営主体につき営利法人を除外し宗教法人と公益法人に限定する旨の通知に則した運用がなされるのではないかと思われる。

なお、諏訪市条例は、「散骨場を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」旨、他市及び他県にも見られない極めて先進的な特色ある規定を行なっている。

(2) 事前協議・説明条項

経営主体に関する条項と同様、長野市、諏訪市の各条例に規定があり、①申請予定者は、当該墓地等の計画についてあらかじめ市長と協議しなければならないこと、②市長は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができること、③申請予定者は、申請の前に、次に掲げる範囲内の住民、土地又は建物の所有者、学校の管理者等を対象に、事前説明会を開催しなければならないことが定められている。

その他の条例には、特段の規定は認められない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

A 距離制限

墓地の設置場所につき、長野市条例は、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでないとの規定があるが、①国道、県道その他規則で定める主要道路、鉄道軌道及び河川からの距離が 20m 以上であること、②学校、病院その他の公共施設及び住宅等からの距離が 100m 以上であること、③高燥な土地で、飲料水が汚染されるおそれのない場所であること、を定めている。

長野市を除く松本市等 8 条例は、上記と同様の規定を行なっているが、①については 50m 以上であること、②については 200m であることとし、長野市よりも厳格な規定となっている。なお、諏訪市は墓地及び散骨場の設置場所に関する規定となっている。

I 構造の基準・緑地制限等

墓地の構造につき、9 市すべての条例が、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでないとしつつ、①周囲には、塀又は生垣を巡らし、景観に配慮すること、②

墳墓 1 区画当たりの面積は、6.6 m²以下とすること、等ほぼ同様の規定を行なっている。しかしながら、条例においては、緑地に関する規定は認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらなかった。

(5) 市長の裁量権

特段の規定は認められない。

(6) みなし規定

松本市条例に、この条例の施行の際現に従前の規定により長野県知事がした許可等の処分その他の行為又は長野県知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定により市長がした許可等の処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなすとの規定がある。また、岡谷市、諏訪市、塩尻市の各条例では、シンプルではあるが、この条例の施行の際、現になされている申請については、それぞれこの条例の規定に基づきなされたものとみなす旨の規定がある。なお、上田市等 3 市の条例で、合併前の町村条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定がある。

(7) その他

長野市条例では、墓地等を経営する者は、墓地等の利用の受付及び契約又はこれに類する業務を第三者に委託してはならないこと、及び墓地を経営する者は、墓石の施工に当たる石材店を指定してはならないことを定めており、他市及び他県に類を見ない規定である。

塩尻市条例は、墓地の墳墓には、焼骨のみを埋葬することとする規定がある。また、前述したように、諏訪市条例は散骨場を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない旨の規定を行なっていることは、特筆すべきである。

C 山梨県

山梨県条例及び南アルプス市、笛吹市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

山梨県条例及び 2 市の条例ともに特段の規定を行なっていない。

ただし、平成 12 年 12 月 6 日、厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針について」等があるため、墓地等の経営には永続性及び非営利性が確保されるべきであるとの趣旨で、法人の経営主体につき営利法人を除外し宗教法人と公益法人に限定する旨の通知に則した運用がなされるのではないかとと思われる。

(2) 事前協議・説明条項

山梨県条例及び 2 市の条例ともに特段の規定を行なっていない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

山梨県条例において、墓地の設置場所につき、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」としつつ、①国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から 300m 以上離れていること、②飲料水を汚染するおそれのない場所であること、を定めている。

300m 以上という規制は、大阪市を除き他市に類を見ないほどの距離制限である。焼骨の埋蔵が大半である今日、検討の余地のある規定であると思われる。

南アルプス市、笛吹市の各条例においても同様の規定がある。

イ 構造の基準・緑地制限等

区域の面積が 1ha 未満である墓地につき、①墓地の周囲に、樹木等による障壁を設けること、および②通路の設置や③排水設備に関する規程のほか、④墓地内に、適当な緑地を設けること、を定めている。この場合の緑地に関しては、条例上特段の定めはない。また、この規定に関する父の判断による緩和規定はない。

南アルプス市、笛吹市の各条例においても同様の規定がある。

(4) 大規模霊園に関する規制

山梨県条例において、区域の面積が 1ha 以上である墓地につき、(ア) 上記①～③のほか、(イ) 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の 3 分の 1 以下とすること、(ウ) 墓地の周囲に、かん木等を配置した緑地帯を設けること、(エ) 墓地内の通路は、砂利敷その他ぬかるみにならない構造とし、その幅員は、幹線となるものにあつては 6m 以上、その他のものにあつては 2m 以上とすること、(オ) 墓地に、駐車場を設けること、を規定している。この規定に関する知事の判断による緩和規定はない。

南アルプス市、笛吹市の各条例においても同様の規定がある。

(5) 市長の裁量権

前述の通り、墓地の設置場所につき、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」として、市長の裁量により緩和し得る旨の規定を行なっている。

(6) みなし規定

笛吹市条例には、この条例の施行の際現になされている法第 10 条の許可の申請については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定があり、従前の許可に関する当該条例での適法性を明確にしている。

(7) その他

特段指摘すべき規定は見当たらない。

D 富山県

富山市、高岡市、氷見市、射水市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 富山市条例は、「墓地等を経営しようとするときは、次の基準によらなければならない。ただし、市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。」としつつ、(ア) 宗教法人、公益法人又は地方自治法に規定する市町の認可を受けた地縁による団体にあつては、墓地等の永続的な管理が認められるものであること、(イ) 個人にあつては、市民の宗教的感情に反せず、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がなく、やむを得ないと認められるものであること、との規定を行なっている。

個人墓地に関しても規定を設けていることに特色がある。地方公共団体を規定していないのは、市営霊園を設置する場合、当然に行ない得るとの認識かあるいは市長の裁量で経営条件を緩和できるとの認識によるものであろう。

イ 高岡市、射水市の各条例は、①原則として地方公共団体とするとし、②前号により難しい場合にあつては、宗教法人又は公益法人であつて、かつ、永続的管理が認められる場合であること、③地方自治法の規定により市長の認可を受けた地縁団体による墓地の経営にあつては、前2号により難しい場合であつて、かつ、永続的管理が認められる場合であること。④個人による墓地の経営にあつては、需要に対して前3号の経営主体による墓地の供給が不足している状況にある等のため前3号により難しい場合であつて、既存墓地に隣接して設置することが適当であると認められるとき、山間へき地等で既存墓地を利用できないとき、その他市民の宗教的感情に反せず、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がなく、やむを得ないと市長が認めるものであること、という極めて詳細な規定を設けている。地縁による墓地や山間僻地における個人墓地の必要性に配慮した規定を行なっていると言えるが、要件はかなり厳格である。

ウ 氷見市条例には特段の規定は認められない。

(2) 事前協議・説明条項

4市の条例ともに特段の規定を行なっていない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

富山市においては、「市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは」、高岡市、射水市の各条例においては、「市長は、焼骨のみを埋蔵する墓地であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるものについては、という前提のもと、いずれも「①②の基準は適用しないことができる。」としつつ、①河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、50m以上であること、②国道、県道、鉄道、軌道、住宅、学校、病院、社会福祉施設、事務所、店舗その他市長が指定するもの及びこれらの敷地から墓地までの距離は、100m以上であること、③高燥で、かつ、付近の飲料水を汚染するおそれのない土地であること、を規定している。

氷見市条例においては、上記①の基準を定めておらず、「市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。」としつつ、②、③については同様の規定を行なっている。

イ 構造の基準・緑地制限等

4市とも、構造設備については、前記アと同様。市長の裁量による緩和規定を行なった上で、塀、垣

等を設けること等簡略な規定を置いているが、緑地に関する特段の規定は設けていない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

前述の通り、4市とも墓地の設置場所及び構造設備につき、市長の裁量により緩和できる旨の規定を行なっている。

(6) みなし規定

富山市等3市の条例で、町村合併前の各町村の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定を行なっている。

(7) その他

4市いずれの条例にも、埋葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上とすることとの定めがあるが、市長がその土地の状況（ないしは形状）によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる旨規定されている。

E 石川県

金沢市、七尾市、加賀市等5市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

金沢市条例は、①地方公共団体が墓地等を経営しようとする場合、②宗教法人又は墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益法人が経営しようとする場合で、やむを得ない事由があり、かつ、経営の永続性及び非営利性が確保されると認められるとき、③その他規則で定める場合、とする規定を行なっている。

他の5市の条例には特段の定めはない。

(2) 事前協議・説明条項

金沢市条例には、申請予定者に対し、①申請前に墓地の名称、所在地、地目、面積を記載した計画書を提出すること、②当該墓地等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画に係る土地内の見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置すること、③近隣住民等から当該墓地等の計画に関する問い合わせがあったときは、誠実に対応し、必要に応じ協議を行うなど、近隣住民等の理解を得るよう努めること、④規則で定める範囲の近隣住民等に対し、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画に関する説明会を開催することを規定し、その後に⑤規則で定めるところにより、当該墓地等の計画について市長と協議しなければならないと定める等、相当詳細な規定を行なっている。

他の4市の条例には特段の規定は存在しない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

金沢市条例は、「市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。」としつつ、設置場所の基準につき、①国道、県道その他の主要な道路、鉄道、軌道、河川、公園、学校、病院及び人家等から、墓地の新設にあつては 200m 以上離れていること、②飲用水が汚染されるおそれがないこと、③前 2 号のほか規則で定めるもの、とする規定を行なっている。

加賀市、白山市、野々市市においても、③を除き同様の規定を行なっている。①の 200m という規定は、近県では長野県内で多く見られるところであるが、100m～110m 程度とする他県に比して相当に長い距離を定めるものと言える。

七尾市条例には、特段の規定は見当たらない。

イ 構造の基準・緑地制限等

金沢市条例は、墓地の構造の基準として、「市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。」としつつ、①周囲には、美観に配慮した塀又は密植した垣を巡らすこと、②墓地内の通路は、小石を敷く等の措置を講じ、その有効幅員は 1m 以上とすること、③墓地内には、適当な排水設備を設け、雨水等が停滞しないようにすること、④給水設備及びごみ集積設備を設けること、⑤前各号に掲げるもののほか規則で定めるもの、とする詳細な規定を行なっている。

七尾市条例を除き、他の 3 市の条例も⑤を除き同様の規定をしているが、いずれも「土地は、高燥又は多孔性な所を選び、湿潤な所を避けること。」という規定を行なっている点が、金沢市条例に見られない特色である。

5 市の条例とも、緑地に関する特段の定めは認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

金沢市条例において、市長は、許可の決定の際、必要な条件を付けることができる旨の規定、及び市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる旨の規定を行なっている。

後段の規定については、墓埋法 18 条に規定するのは火葬場への立ち入り調査のみであり、市等の墓地への立ち入り調査権の規定は、これを逸脱するものと指摘される場合があり得るところである。

(6) みなし規定

金沢市条例では、施行前になされた許可等の手続き、七尾市、加賀市、白山市の各条例では、町村合併前の各町村の規定に基づきなされた手続その他の行為につき、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定を行なっている。

条例施行前の県知事のなした処分に関する記載は、見当たらない。

(7) その他

5 市の条例中、加賀市条例において、「埋葬する場合は、墓穴の深さを 2m 以上とし、地下水等の影

響により死体の酸化を妨げるような場所であってはならない。」とする埋葬に関する詳細かつ特色のある規定が認められる。

F 福井県

福井県条例及び福井市、敦賀市、鯖江市、坂井市の4市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

福井県条例は、墓地等を経営しようとする者は、次に掲げる者でなければならないとし、①地方公共団体、②公益社団法人又は公益財団法人、③宗教法人、④地方自治法に規定する地縁による団体、に限定する旨規定している。

福井市等3市の条例には、同様の規定がなされているが、坂井市には特段の規定はない。

(2) 事前協議・説明条項

福井県条例及び4市の条例ともに特段の規定を行っていない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 距離制限

福井県条例においては、墓地等の設置場所につき、「知事が土地の状況等を勘案し、公共の福祉の見地から支障がないと認めたときはこの限りでない。」としつつ、(ア) 学校、病院または人家から100m以上の距離があること、(イ) 土地はできる限り高燥な場所を選び、湿潤な場所を避けるようにすること、(ウ) 河川または飲用水が汚染されるおそれがない場所であること、と規定している。

福井市等4市の条例においても同様な規定がある。

坂井市条例は、以上とはやや趣を異にし、墓所の設置場所につき、「次のいずれにも該当しないこと。ただし、市民の宗教的感情に抵触せず、かつ、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。」として、(ア) 学校、病院又は人家から100m以内の場所、(イ) 飲料水が汚染されるおそれのある場所、(ウ) その他使用が適当でないと認める場所、という定め方をしている。

イ 構造の基準・緑地制限等

福井県条例は、墓地等の施設につき、「知事が土地の状況等を勘案し、公共の福祉の見地から支障がないと認めたときはこの限りでない。」としつつ、周囲は、塀、さく、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること、と定めている。

4市においても同様の規定が行なわれている。

福井県条例及び4市の条例において、緑地に関する特段の規定は認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

前述の通り、県条例、4市の条例ともに墓地の設置場所及び構造設備につき、市長の裁量により緩和できる旨の規定を行なっている。鯖江市条例には、この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関

し必要な事項は、市長が別に定めるとの規定がある。

(6) みなし規定

坂井市条例において、条例施行日前に福井県知事に対してなされた許可の申請で施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この規則の規定にかかわらず、福井県条例及び福井県規則の規定の例によるとの規定がなされている。

(7) その他

福井県条例及び4市いずれの条例にも、埋葬に関する規定が置かれている。福井県条例と福井市等3市の条例は、埋葬基準として、①坑穴の深さは2m以上とすること、②地下水等の影響を受けることにより死体の酸化を妨げるような場所でないこととしている。石川県加賀市にも同様の規定があり、特色のある規定であることは、既に指摘したとおりである。

坂井市条例においては、「埋葬に当たっては、土坑の深さは2m以上とするよう、埋葬を行うものを指導監督すること。」と規定しており、②の規定は見当らない。

6 東海地区

A 静岡県

静岡市、浜松市、富士宮市等10市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

富士宮市、御殿場市の各条例を除く8市の条例に規定があるが、いくつかのパターンに分けられる。なお、いずれもイを除き、市長の裁量による要件の緩和に関する規定は見当らない。

ア 静岡市条例は、①地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき、②宗教法人がその活動を行うため墓地等を経営しようとするとき、③公益法人が事業活動を行うため墓地等を経営しようとするとき、④社会福祉法人が社会福祉施設に入所している者のため墓地等を経営しようとするとき、⑤地方自治法に規定する地縁による団体で、市長の認可を受けたものが、その構成員又は構成員の親族のため墓地等を経営しようとするとき、⑥災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ず墓地等の移転が必要となった者が当該墓地等を移転して経営しようとするとき、を規定している。

浜松市条例もほぼ同様の規定であるが、医学部を設置している大学で納骨堂を経営する場合、という特色ある規定を設けている。また、宗教法人以下のばあいにつき、墓地等を経営するために必要な経理的基礎を有していると市長が認めるものであることという要件が付されている。

イ 富士市条例は、原則地方公共団体とし、次に掲げる者による墓地等の経営で永続性が確保されると認められる場合は、この限りではないとして、①宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、かつ、その事務所を拠点として3年以上市内で宗教活動を行っているもの、②墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの、③前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認めるもの、につき経営を認める旨のシンプルな内容である。ただし、条例中で宗教法人の活動期間を定めるのは、この条例のみである。

ウ 島田市、磐田市、焼津市、袋井市では各条例ではなく、事務取扱要領の中に定めがあり、墓地等

の経営主体については、施設の永続的な管理及び経営主体の非営利性が確保されなければならないとして、原則として市又は一部事務組合とする。ただし、次に掲げる者であって、永続性と非営利性が確保される場合は、この限りでないとして、①市等が行う墓地等の新設、拡張又は増設が困難な場合に必要な範囲内において墓地等を経営しようとする宗教法人又は公益法人等、及び地方自治法に規定する地縁による団体、③山間地等人里から遠く離れた地域である場合、公共事業の施行により個人墓地が廃止となる場合等で特に止むを得ない事情があると認める場合の個人、につき認めている。

(2) 事前協議・説明条項

ア 藤枝市条例は、申請予定者に対し、墓地等の計画について市長に事前協議する義務のほか、墓地等の計画について、申請予定日前に、近隣住民等に対して説明会を開催する等の措置を講ずる義務、その経過の概要等を市長に報告する義務等を課している。浜松市では、事務取扱要領において、事前に保健所生活衛生課又は保健所浜北支所の指導を受けた上、計画地に隣接する土地の所有者等に計画の概要を説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図られるよう努めることという定めを行なっている。

イ 島田市、富士市、磐田市、焼津市は、事務取扱要領において、申請予定者に対し、事前に市の指導を受けた上、計画地に隣接する土地の所有者に計画の概要を説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図られるよう努めることとするとの規定を行なっている。また、御殿場市においては、指導要綱において、特に事前協議の規定は見当らないものの、市長が必要と認めるときは、工事の施行方法、防災工事の施行を確保するための措置又は工事完了後の施設の維持管理について、市長と協定を締結しなければならない旨定めている。

ウ その他の条例等には、特段の定めは見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

静岡市条例、藤枝市条例には、墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないとの規定がある。浜松市条例、富士市の指導要綱にも同様の定めがあるが、ただし、市長が土地の状況により必要がないと認める場合はこの限りでない旨の定めがある。

また、磐田市、焼津市、袋井市の各指導要領には、墓園等の経営に使用する土地は、施設の永続性を確保する観点から申請者の所有地又は許可後直ちに所有権を取得できる土地とする旨の定めがある。

イ 距離制限

9 市の条例のいずれにも、墓地敷地と河川・湖沼や鉄道、住宅、公共施設等との距離に関する規定が設けられておらず、他の県にほとんど見られない特色となっている。

墓地の設置場所に関する規定も、静岡市条例には見当らない。浜松市条例は、①飲料水を汚染するおそれがないことその他公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所として規則で定める場所であること、②地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所として規則で定める場所であること、と指定する。

他の 7 市の条例も、①飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること、②地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所であること、を定めている程度であるが、藤枝市は、さらに墓地の区域が経営者の事務所から概ね 5 km以内である旨を定め、他市に見ら

れない特色となっている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

構造設備に関してもシンプルな規定とするものが多く、静岡市、浜松市等 8 市の条例は、「墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。」と定める程度である。いずれも緑地帯に関する規定は見当らない。

藤枝市条例は、「市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。」と規定しつつも、①墓地の区域に隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等の敷地と墳墓を設ける区域との間に、規則で定めるところにより、緑地帯等の緩衝帯を設けること、②境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること、に加えて、⑥墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること、という定めを行なっている。ちなみに、敷地の面積が 1,000 m²未満である場合は、敷地の面積の 10%以上の緑地を確保することとしている。

なお、御殿場市の指導要領では、墓園の 1 区画当たりの面積は、3 m²以上とし、著しい等級差を生じないよう配慮することという定めを行なっている。景観や使用者の平等を図るための規定であろうか。

(4) 大規模霊園に関する規制

静岡市、富士宮市、島田市等 7 市の条例は、敷地面積が 5ha 以上の墓地につき、前記 (3) の定めのほか、①墳墓の面積の総計は、全墓地面積の 3 分の 1 以下であること、②墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること、③墳墓 1 区画当たりの面積は、3 m²以上であることを規定している。

藤枝市条例は、施行規則において緑地帯に関するより詳細な定めを行っており、①墓地の敷地の面積が、1,000 m²未満である場合は、面積の 10%以上、②1,000 m²以上 5,000 m²未満である場合は、敷地の面積の 15%以上、③敷地の面積が 5,000 m²以上である場合は、面積の 20%以上の各緑地を確保することを義務付けている。

浜松市条例では、特段の定めは見当らない。

(5) 市長の裁量権

特段の規定は見当らない。

(6) みなし規定

静岡市、磐田市の各条例に、合併前の町村条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定があるが、この条例の施行の際県知事が行なった許可等の処分の効力等に関する規定は見当らない。

(7) その他

埋葬に関する規程を含め、特段の規定は見当らない。

B 愛知県

愛知県条例、及び名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市等 21 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 愛知県条例には特段の規定がないが、県の「墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可」〈審査基準〉(以下「審査基準」という。)には、①原則として市町村等の地方公共団体でなければならないこと、②これによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人に限ること、③個人が経営許可を受けられる者は、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くない新設の必要がある場合に限られること、④墓埋法第 26 条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地については、次の①から③までの要件を全て満たす場合に限り、地方自治法に基づく認可地縁団体を経営主体として許可することができること等を定めた規定がある。これを受けたものと思われるが、一宮市、刈谷市、安城市の事務処理要領、江南市の審査基準には以上と同様の規定が認められる。

イ 名古屋市は、指導要綱において、以上とやや趣が異なり、墓地等の経営は、原則として地方公共団体に限る。ただし、過去の経緯又は地域の実情等により市長が必要と認めた場合であって、次の各号の要件を満たしているときに限り、墓地等の経営許可等を行うことがある、とし、①公益財団法人であって、許可等を受けようとする墓地等の規模が地域の墓地等の需要に応じたものであること、②宗教法人で許可等を受けようとする墓地等が宗教活動のためで、かつ、檀信徒のためのものであり、その面積及び区画数が、利用予定者数に応じた適当な規模であること、③地域共同体で法の施行日前から地域共同体で管理している墓地であること、との定めをしている。公益法人は財団法人に対して許可の可能性を認めていることに特色があり、宗教法人に対しても厳しい許可基準を設けている。

ウ このほか、蒲郡市と尾張旭市の各事務処理要領では、経営主体は①原則として地方公共団体とし、②これによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ること、③個人が設置許可を受けられるものは、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くなく新設の必要がある場合に限られること、と定めている。

エ 豊橋市等 17 市においては、検討できた条例等に特段の規定は見当らなかった。

(2) 事前協議・説明条項

名古屋市の指導要綱中に、申請者は予め市長に協議しなければならない旨の規定が見られるが、その他の市条例等において特段の規定は認められない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

愛知県の審査基準においては、敷地には、永続性の確保の観点から抵当権等の制限物権が設定されていないこと、との定めがある。しかしながら、各市条例には同様の規定は見当たらない。

イ 距離制限

愛知県条例において、①②に該当する場合で知事が土地の状況その他特別の事由により衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでないとしつつ、①河海、国県道その他重要道路、鉄道軌道からいずれも 20m 以上隔たること、②人家、官公署、学校、公園又は病院から 110m 以上隔てること、③高燥で飲用水に関係のない土地であること、と定めている。

検討できた 24 市の条例においても、①の「鉄道軌道」を除く例があるものの、すべて同様の距離制限となっている。制限する距離としては、全国的に見てほぼ平均的なものである。

ウ 構造の基準・緑地制限等

愛知県条例は、墓地の構造はにつき、「知事において土地の状況その他特別の事由により衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めたものはこの限りでない。」としつつ、「周囲は美観を感じる塀又は密植した樹木の垣をめぐらすこと」という規定のみを定めている。」名古屋市、一宮市、北名古屋市の条例も、以上と同様の規定である。

その他の市条例もほぼ同様の定めを行なっているが、21 市が「境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること」と規定している。

(4) 大規模霊園に関する規制

静岡市、富士宮市、島田市等 8 市の条例は、敷地面積が 5ha 以上の墓地につき、前記 (3) の定めのほか、①墳墓の面積の総計は、全墓地面積の 3 分の 1 以下であること、②墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること、③墳墓 1 区画当たりの面積は、3 m²以上であることを規定している。

藤枝市条例は、施行規則において緑地帯に関するより詳細な定めを行っており、①墓地の敷地の面積が、1,000 m²未満である場合は、面積の 10%以上、②1,000 m²以上 5,000 m²未満である場合は、敷地の面積の 15%以上、③敷地の面積が 5,000 m²以上である場合は、面積の 20%以上の各緑地を確保することを義務付けている。

浜松市条例では、特段の定めは見当らない。

(5) 市長の裁量権

一宮市条例に、「この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」旨の規定がある。

また、江南市、小牧市等 11 市の条例には「墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき、又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は許可を取り消すことができる。」旨の規定がある。市長に法令による許可権限がある以上、それに違反した者に対して許可を取り消す権限をも付与されていると解されるが、特に条例で明記したものと言えよう。

(6) みなし規定

名古屋市、津島市、江南市の各条例に、この条例の施行の以前に県知事が行なった許可その他の行為はこの規則の相当規定により市等がなしたものとみなす旨の規定がある。

(7) その他

愛知県条例は、「別に告示する区域内の墓地には、死体を埋葬してはならない。」と規定し、埋葬を禁止する地域を別途定めている。大府市条例は、「墓地においては、死体を土中に埋葬してはならない。」と定めているが、他市の条例にはこれに類する規定が見当らない。

瀬戸市、小牧市の各条例では、埋葬するときの墓穴の深さを、1.8m 以上とすることを規定し、法令に別段の定めがある場合、及び地下水その他やむを得ない事由により前項本文の基準により難しいときは、あらかじめ市長の許可を受けた場合はこの限りではないと規定している。

墓穴の深さに関しては、2m または 1.5m とする規定は多いが、1.8m とする規定は少なく、特色のある規定である。

C 岐阜県

岐阜市、恵那市、高山市等 8 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 岐阜市は事務取扱要領で、経営の許可基準として、墓埋法第 1 条に規定する目的及び細則第 5 条並びに本要領に規定する施設基準に適合し、かつ、永続性及び非営利性が確保されていることを要件とし、①地方公共団体、②宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの、③公益法人で、その事務所を市内に有するもの、④特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるもの、に限るものとし、それに続けて、許可の際の留意事項や永続性、非営利性の判断基準等詳細な規定を行ない、その中で、敷地は、原則として申請者が所有権その他の権限を有しており、抵当権等が設定されていないことをも定めている。

イ 恵那市事務取扱要領、高山市条例においても、ほぼ同様の経営の永続性及び非営利性に関する前提を定め、①地方公共団体を原則とし、②地方公共団体が墓地等を設置することが困難であり、かつ、付近に需要を満たす墓地等がない場合で、宗教法人が原則として自己所有地等に墓地等を設置しようとするとき、③（山間へき地等人里遠く離れた場所に居住する者が、註；恵那市のみ）、その居住地の付近に自己又は自己の親族の使用に供する墓地を設置しようとする場合で、諸条件を総合的かつ厳密に勘案し、やむを得ない事情があるときに限るとしている、なお、恵那市条例では、④公共事業等その他特別な理由により新設するとき、をも規定している。

また、可児市条例は、上記①～④に加え、「自治会、町内会その他の市民の自治組織がその管理する墓地等を変更しようとするとき。」を挙げている。

ウ その他、各務原市条例は、「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」としつつ、（ア）地方公共団体、（イ）宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの、（ウ）墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの、とし、許可の申請に係る墓地等の設置場所の土地を所有していることを条件としている。関市条例は、資格団体に関する特段の規定はないものの、①墓地経営等の必要性について将来における墓地経営の算定根拠となる市の人口動態、人口予測等を充分考慮のうえ、合理的、客観的根拠をもって需要動向を把握し、必要とする基数を判断すること。②墓地等の敷地は、原則として申請者が所有権を有していること。③所有権を有していない場合でも、墓地設置の目的で墓地経営の期間内については地上権を有していること、等の基準を定めている。

(2) 事前協議・説明条項

ア 岐阜市指導要領は、原則として、①墓地等に隣接する土地の所有者及び土地に関するその他の権利を有する者、②墓地等に近接する（おおむね 100m 以内とする）老人福祉施設、病院及び学校の管理者又は経営者、③墓地等に近接する区域に居住する者等の承諾書を添付させることこれが困難なときはその代表者の承諾書を添付することを義務づけている。恵那市、関市、可児市においても同様の規定が認められる。他県に見られない厳しい規定であると言える。

イ また、美濃加茂市条例は、申請予定者に市長との事前協議義務、標識の設置義務、隣地所有者及び敷地の境界線から周囲 100m 以内の建物の管理者及び当該地域の自治会の代表者に対し、墓地等計画の内容を周知するための説明会の開催を義務付けたうえで、さらに上記承諾書の添付を義務付けている。

ウ 他方、高山市の指導要綱は、①墓地等の用地取得前までに、市とその経営計画について法の趣旨、環境調和及びその他公共福祉の見地から事前協議を行うこと、②墓地等の計画を地域住民に説明し理解を得られるように努めなければならないことを定めるにとどまっている。

エ その他の2市については、特段の規定は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

美濃加茂市条例には、「墓地等の敷地は、墓地等を経営しようとする者が所有権を有していること。ただし、市が所有する土地に墓地等を設置することを許可する場合はこの限りでない。」との規定がある。

その他の市の条例には、特段の規定は認められない。

イ 距離制限

8市の条例のいずれもが、墓地敷地と河川・湖沼や鉄道、住宅、公共施設等との距離に関する規定が設けておらず、静岡県同様、他の県にほとんど見られない特色となっている。

墓地の設置場所に関する規定もシンプルなものであり、岐阜市条例が、敷地が、高燥又は多孔性な土地であること、墓地を設けることによって周辺の地域の飲料水が汚染されるおそれのないことと定めており、恵那市等6市条例にも同様の規定がある。

ウ 構造の基準・緑地制限等

構造設備に関してもシンプルな規定となっており、岐阜市等6市が、敷地と隣地との境界が、垣、塀、樹木等によって明らかにされていることを定め、美濃加茂市が、生け垣等は、隣接地から墳墓が見通せない概ね2m以上の高さであること、という定めを付加する程度である。

緑地に関する規定は、8市の条例等につきいずれも認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

高山市条例には、経営者又は管理者が、この規則に基づいて発する命令に違反したときは、その業務を停止させ、又は許可を取り消すことができる旨の規定が認められる。

美濃加茂市条例は、市長は、前項の許可をするにあたって、必要な条件を付することができる旨の規定のほか、市長は、この規則の施行に必要な限度において、職員に墓地等に立ち入らせ、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる旨の規定や、市長は、①偽りその他不正の手段により許可を受けた者、②前条の規定による命令に従わない者に対して、許可を取り消すことができる旨の規定を設けるなど、市長に関し、かなり強力な権限を規定している。

(6) みなし規定

特段の規定は見当たらない。

(7) その他

埋葬に関する規程を含め、特段の規定は見当たらない。

D 三重県

三重県条例及び津市、四日市市等 7 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 三重県条例は、事務取扱要領で、墓地等の経営は、永続性、非営利性を基本とすることから、その経営者は、原則として地方公共団体とする。ただし、これにより難しい場合は、次のいずれかによるものとするとして、①地方公共団体が経営する墓地がないなど、相当の事由があると認める場合は、宗教法人またはその他の公益法人である経営者、②交通の不便な地域であるなど、周囲の状況から自己又は自己の親族のための墓地を設置することがやむを得ないと認める場合は、その経営者。ただし、居住して当該墓地を管理することが出来る場合に限る。③従来からある墓地等の経営者が死亡する等により引き継いで経営する場合等、特別の事由があると認めた経営者につき、経営を認める旨の定めを行なっている。

津市、伊勢市、松坂市、伊勢市においても、事務取扱要領で同様の規定を行なっている。

イ これに対し、名張市条例はやや趣を異にし、墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならないとして、①地方公共団体、②主たる事務所又は従たる事務所を市内に有する宗教法人、③主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、墓地等の経営を目的とする公益法人、④公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉の見地から特別の事由があると市長が認めた者という基準を定めている。

ウ 四日市市、桑名市の各条例には特段の規定は見当たらない。

(2) 事前協議・説明条項

ア 三重県条例及び津市等 6 市の条例には特段の定めがない。

イ 名張市条例においては、申請予定者は、あらかじめ当該墓地等の計画について、市長と協議しなければならないとし、許可申請の内容及び計画について、墓地等の敷地の境界線から水平距離 100m 以内の範囲において、居住する者及び名張市地域づくり組織条例に規定する基礎的コミュニティに対し、墓地等の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催しなければならないと規定している。他県では多く見られる趣旨の規定であるが、三重県内の市条例では特異な規定となっているようである。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

各条例に特段の規定は見当たらない。

イ 距離制限

三重県条例は、墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならないとし、①人家等から 100m 以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ公共の福祉等の見地から特別の事由があると知事が認めたときは、この限りでない。②墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること、③墓地等の経営者以外の者が、墓地等の設置後、前項に規定する距離内に

人家等を設置した場合にあっては、それぞれ①の規定は適用しない旨の規定を定めている。

7 市の条例のいずれもが同様の規定を定めている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

三重県条例は、墓地の施設につき、境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合はみぞ等で区画すること、②適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること、③ごみを処理又は貯留できる設備を設けること、という規定を定めているが、緑地に関する定めはない。

7 市の条例のいずれもが同様の規定を定めており、緑地に関する規定は認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

特段指摘すべき規定は見当たらない。

(6) みなし規定

津市条例に、この規則の施行の前に、墓地の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす旨の規定がある。

松坂市等 4 市の条例が、この規則の施行の際現に三重県規則に基づき提出されている申請書その他の書類又は交付されている証票、許可書等は、この規則に基づきなされたものとみなす旨の定めがある。

(7) その他

三重県条例に、改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行う者を指導監督することとする規定がある。7 市すべての条例に同様な規定がある。

7 関西地区

A 大阪府

大阪府条例及び大阪市、堺市、豊中市等 21 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 大阪府条例は、「知事が、府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」という除外規定を前提としつつ、墓地等を経営しようとするものは、①地方公共団体、②宗教法人であって、府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの、③墓地等の経営を目的とする公益法人であって、府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの、のいずれかでなければならないと規定している。

大阪市条例は特段の定めを設けていないが、そのほかの堺市を除く 19 市は同様の規定を定めている。

ただし、市長の裁量に関する記述は、「特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」とするもの（豊中市など）、「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」とするもの（池田市など）など様々である。

イ 他方、堺市条例は、以上とニュアンスの異なる規定を行なっている。すなわち、「墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。」として、①墓地の経営を目的として設立された公益法人で、地方公共団体が出資し、又は補助しているもの、②宗教法人で、本市の区域内に宗教法人法上の事務所を有するもの、③本市の区域内に存する集落共有財産等を管理する墓地管理委員会等で、墓地の区域の変更又は公共事業に伴う墓地の移転をしようとするもの、と定めている。③を設けることは、他の条例よりも間口を広げたとも言えるが、公益法人には地方公共団体による出資、または補助という制限を設け、また①～③のものであったとしても、「市長が適当と認める者」という制限を課しているのである。大阪府や他の 19 市大阪府等の条例のような市長の裁量による除外規定がないことから、非常に厳しい規制であると言える。

(2) 事前協議・説明条項

ア 首長への事前協議を求める条項は、大阪府条例及び 21 市の条例には見当たらない。ただし、大都市及びその周辺の条例には多く見られる条項であり、大阪府内の各市においても施行規則や、審査基準、指導指針等の細目規定を多く定めていることから、その中で定めている例が少なからずあるものと思われる。

イ 大阪府条例は、申請予定者に対し、当該許可の申請に先立って、①墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨知事に届出ること、②規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地から 100m 以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画を周知させるための説明会を開催し、その内容等を知事に報告しなければならない旨定めている。

大阪市、堺市の各条例にはその様な規定は見当たらないが、その他の 19 市には同様の規定が定められている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

大阪府条例では、墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない旨、緩やかな規定を行なっている。

池田市条例ほか 19 市の条例には同様の規定がある。大阪市条例には特段の定めはなく、堺市も同様であるが施行規則において、「墓地の用地は、原則として自己所有であること。」と規定している。

イ 距離制限

大阪府条例は、「知事が、府民の宗教的感情に適合し。かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地支障がなく、知事が特に認める場合は、この限りでない。」旨の規定を行ないつつ、①墓地は、住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から 100m 以上離れていなければならない。②飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。旨定めている。

海、川、湖沼の距離制限は見当らない。

豊中市、池田市等 19 市が同様の規定を行なっている、ただし、池田市においては、上記の距離は 300m と相当長く規定している点に特色がある。

大阪市条例は、「当該申請に係る墓地等の所在地が、学校、病院及び人家の敷地からおおむね 300m 以内の場所にあるときは、当該許可を行わないものとする。ただし、市長が当該墓地等の付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと認めるときは、この限りでない。」旨規定している。また、堺市条例は、「学校、病院その他これらに類する施設及び人家から 200m 以上離れていること。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」旨規定している。

ウ 構造の基準・緑地制限等

大阪府条例は、「知事が、府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、墓地の構造設備につき、外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根を設けること、その他、排水路、管理事務所等の諸設備、を行なうことを定め、緑地に関しては、「植栽を行なう等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。」と規定するのみである。豊中市、池田市等 19 市の各条例が同様の規定を行なっている。

ただし、後述するように、大阪府は条例ではなく指導指針の中で、敷地面積が 1ha 未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を 15%以上確保するよう定めている。また、豊中市、茨木市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、東大阪市が定める指導指針の中にも同様の基準が認められる。

大阪市条例も、「墓地の周囲に塀を設けること。ただし、樹木を植えて塀に代えることができる。公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認める設備を設けること。」と定める程度で、緑地に関する規定は見当らない。

堺市条例には、周囲には、外部と区画するための障壁又は垣根を設けること、という基準に続き、「前号の設備に接した緑地帯をその内側に設けること。」という規定が認められるが、やはり具体的な定めはない。

(4) 大規模霊園に関する規制

大阪府条例の「指導指針」に、敷地面積 1ha 以上の墓地にあっては、その敷地内に植栽した区域を 30%以上、敷地面積が 1ha 未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を 15%以上確保することという基準がある。

市に関しては、条例のほか「指導指針」を検討することができた。豊中市、茨木市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、東大阪市においては、上記と同様の基準が認められた。

(5) 市長の裁量権

茨木市、大東市、四條畷市の各条例には、市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該墓地に立ち入り、必要な調査をさせることができる旨の、墓埋法の規定を越えた権限を規定する条項が認められる。

(6) みなし規定

堺市、豊中市、池田市、吹田市等 15 市の条例において、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす旨の規定が認められた。

(7) その他

大阪府条例は、「墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。」と規定しつつ、「墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、地表まで 1.5 m 以上の余地を残してこれをさせなければならない。」との、埋葬を予定した規定も行なっている。羽曳野市の条例も同様である。

大阪市条例に特段の定めはなく、堺市条例は、「本市の区域内においては、埋葬してはならない。」明確な禁止規定を設けている。大東市、藤井寺市の各条例にも同様の定めがある。

豊中市、池田市等 15 市においては、ほぼ、「墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」旨の規定が認められる。

B 京都府

京都府条例及び京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、京田辺市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 京都府条例は、墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び永続性が確保されなければならないとし、「周囲の状況その他特別の理由により支障がないと認められる場合は、この限りでない。」としつつも、知事は、当該申請に係る墓地等の設置が、次の各号のすべてに該当すると認めるときでなければ、許可をしないものとして、①墓地等の経営者を、ア地方公共団体、イ宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人に限定し、②イに掲げるものである場合には、墓地等を経営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められること、墓地等が永続的に管理されることが見込まれること、墓地等の経営が、営利を目的としたものでないこと、という、宗教法人、公益法人に対しては厳しい規定を設けている。

宇治市、城陽市、長岡京市、京田辺市の各条例にも同様の規定が認められる。

イ 京都市では、条例に特段の定めはないが、許可取扱要綱において、「墓地及び納骨堂の経営者は、地方公共団体又は本市の区域内に主たる事務所を有する宗教法人に限る。ただし、法施行前から現に存する墓地及び納骨堂については、この限りでない。」旨定めている。

(2) 事前協議・説明条項

京都府及び各市の条例等には、特段の定めは見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

京都府及び各市の条例等には、特段の定めは見当らない。

イ 距離制限

京都府条例は、設置場所の基準につき、①鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。②病院、学校その他公共的施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。③飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。④地形上危険な場所でないこと。を定めているが、具体的な距離は指定していない。後述するように、知事の裁量権を広く認める趣旨の規定を置いていることから、首長の判断に委ねる趣旨であろう。

京都市条例には特段の規定が見当らないが、他の市の条例には同様の規定がある。

ウ 構造の基準・緑地制限等

京都府条例は、構造設備の基準として、①周囲の景観と調和していること、②植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること、を定めている。そのほか、通路、排水設備、規模に応じた管理事務所等の設備、給水施設、ゴミ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けることを定めているが、緑地に関する特段の定めは行っていない。

京都市条例には特段の規定は見当らないが、他の市の条例には同様の規定がある。

(4) 大規模霊園に関する規制

京都府条例は、面積が 10,000 m²以上の墓地につき、ア墓所面積が全墓地面積の 3 分の 1 以下であること、イ緑地帯及び幹線通路を設けること、ウ既設道路からの進入路を確保することという特段の定めを行なっている。

京都市条例には特段の規定が見当らないが、他の市の条例には同様の規定がある。

(5) 市長の裁量権

京都府条例は、「知事は、必要があると認めるときは、許可に当たって、条件を付することができる。」旨を定めている。

京都市条例には特段の規定が見当らないが、他の 3 市の条例には同様の規定がある。

(6) みなし規定

5 市すべての条例に特段の規定は見当らない。

(7) その他

京都市の許可取扱要綱には、①墓地に死体を埋葬しないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。②墓地に動物の死体を埋葬しないこと。という規定が認められる。その他の 4 市の条例等に特段の規定は見当らない。

C 兵庫県

尼崎市、明石市等 11 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア いくつかのパターンがあるが、芦屋市等 5 市の条例では「墓地等の経営は、住民の宗教的感情に

適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。」というシンプルな指針のみが示されている。

イ 尼崎市、明石市、西宮市、丹波市、たつの市の条例では、「墓地を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。」旨規定し、①地方公共団体、②墓地又は納骨堂の經營を目的とする公益法人で規則で定めるもの、③宗教法人で規則で定めるもの、④本市の区域内に存する集落共有財産等における墓地を管理する団体、等を摘示している。

条例中で宗教法人、公益法人関する事務所や活動暦等の具体的な定めがなされているものは見当たらない。ただし、明石市条例は②を規定していない。

④については、地方自治法の規定により形成した地縁による団体その他規則で定める者と記載される場合や、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、規則で定める要件を満たすもの、と定めるものもある。たつの市条例は、④を規定していない。

ウ 宝塚市条例には特段の規定は見当たらない。

(2) 事前協議・説明条項

尼崎市、明石市、西宮市の各条例には、申請予定者に対し、①許可申請に先立ち、規則で定めるところによりあらかじめ市長と協議すること、②墓地等の經營又は変更の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に計画の概要を記載した標識を設置すること、③近隣住民その他の規則で定める者に対し、墓地等の經營又は変更の計画について、説明会、個別説明又は文書による説明等を行なうこと、近隣住民等から協議の申出があった場合は、これに誠実に応じること、を定める規定が認められる。

その他 8 市の条例等には特段の規定は認められない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

特に規定する条例は見当たらない。

イ 距離制限

尼崎市、芦屋市、加古川市等 8 市の条例は、「墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。」として、①国道、県道その他主要な道路又は鉄道に近接した場所でないこと、②学校、病院その他公共的施設又は住宅から 110m 以上離れた場所であること、③飲料水を汚染するおそれがない場所であることを規定している。また、これらの規定は、「焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合は、適用しない。」旨を併せて規定している。

明石市、西宮市、宝塚市の各条例は、「墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」という前提のもと、前記①～③を規定している。

住宅や公共施設に対する距離制限 110m は平均的な定めである。

海、河川、湖沼に対する距離制限はないが、その趣旨は③に含まれていると解すべきであろう。

ウ 構造の基準・緑地制限等

尼崎市条例は、構造設備の基準として、①墓地の敷地とその隣地との境界が明確であること、②墓地の敷地の辺縁部に高さ 1.8m 以上の塀又は密植した樹木の垣が設置されていること、③墓地の敷地境界線からの水平距離 220m の範囲内に病院、学校等の公共的施設がある場合は、敷地の辺縁部における高木の設置その他周辺環境に適合した適切な遮へい措置が講じられていること、④墓所の総面積の墓地の敷地面積に対する割合が規則で定める割合以下であることのほか、⑤規則で定める基数以上の墳墓を有する墓地にあっては、緑地及び休憩所が設けられていること等を定めている。

芦屋市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、丹波市の各条例は、「市長が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」という前提のもと、墓地の構造設備の基準につき、①の境界には、垣根等が設けられていること。②墓所の面積が墓地の区域の面積のおおむね 3 分の 1 以下であること、③墓地の区域内に、緑地等が設けられていること等を定めている。明石市は、「土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」という前提を定めているが、構造設備の基準の内容は同様である。

たつの市条例は、墓地の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンスの設置を求める規定があるが、緑地等に関する定めは認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

各市の条例において、特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

尼崎市、西宮市、芦屋市の各条例には、市長は許可に関して必要な条件を付することができる旨の規定が認められる。

他方で尼崎条例には、市長は、土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、条例中の基準を緩和することができる旨の規定も認められる。

(6) みなし規定

加古川市条例に、この規則の施行の際現にされている経営許可の申請は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて、市長に対してされた許可の申請とみなす旨の規定が認められる。

11 市すべての条例において、当該条例の施行以前に県知事が行なった許可その他の行為に関するみなし規定は認められない。

(7) その他

尼崎市、西宮市条例は、「本市の区域内においては、埋葬は行ってはならない。」と定めている。ただし、西宮市条例は、「ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」との規定を行なっている。

その他の市条例には、特段の規定は見当たらない。

D 滋賀県

大津市、彦根市等 9 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 大津市条例は、墓地等の経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならないとして、①地方公共団体、②宗教法人（市内に事務所を有するものに限る）、③墓地等の経営を目的に設立された公益法人（市内に事務所を有するものに限る）、を規定し、前項の規定にかかわらず、公益上やむを得ないと認められる場合において、ア市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること、イ永続性及び公益性を有すること、ウ営利を目的としないことのいずれにも該当すると認めるときは、許可をすることができる旨定めている。

イ 彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、東近江市の各条例では、「墓地等の経営は、これらが住民生活に密着した生活衛生施設であり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ永続性、公益性、非営利性が確保されなければならないものである」との前提のもと、①墓地等の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情のある場合にあっては公益法人、宗教法人に限ること。なお、県外に主たる事務所を有する宗教法人については、宗教活動の拠点となる従たる事務所を市内に有していること。②墓地等の経営は、墓地にあってはその区域内の土地の所有者が行うこと。③前 2 号の規定にかかわらず、村中墓地および個人墓地の取り扱いについては、次のとおりとする（註；原則拡張を認めず、減少させる取扱いである。）という規定を行なっている。栗東市条例においても、上記前提の文言は見当らないものの、規定する内容はほぼ同様である。

高島市条例は、①地方公共団体、②宗教法人で、主たる事務所を市内に有するもの、③宗教法人で、従たる事務所を市内に有し、かつ、現に市内において宗教活動を行っている者、④墓地等の経営を目的に設立された公益法人で、従たる事務所を市内に有する者、という簡潔な定めをしている。

(2) 事前協議・説明条項

大津市条例では、許可申請予定者に対し、①あらかじめ、当該許可申請に係る墓地等の計画について市長と協議すべきこと、②近隣住民等に計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、見やすい場所に標識を設置すべきこと、③規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、説明会を開催する等の方法により、計画の概要を説明し、近隣住民等からの重要な協議の申出応じるべきこと、が定められている。があったときは、これに応じなければならない。

長浜市の条例にも同様な定めがあるが、さらに住民の理解が得られるよう務めること、という定めもある。

高島市条例は、さらに続けて、経営予定者は、墓地等の経営計画について、その計画場所に隣接する土地の所有者や自治会等と協議し、それらの承諾を得ることをも義務付けている。

その他の市については、特段の規定は見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

栗東市を除き、各市の条例は、経営主体に関する規程の中で、墓地の経営は自ら所有する土地で行うべきことを定める。

その中で、高島市条例は、「墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有し、かつ、

所有権以外の権利が存しない土地でなければならない。」と定めている。

大津市条例と、長浜市条例は、「墓地等の敷地は、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、空間又は地下を使用する権利で、当該敷地の墓地としての通常の用法による使用を妨げないものについては、この限りでない。」という、他県ではほとんど類を見ない詳細な定め方を行なっている。

イ 距離制限

大津市条例は、「市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。」としつつ、設置基準として、①学校その他規則で定める公共施設及び住宅の敷地から規則で定める距離（110m）以上離れていること、②別に定める道路に接していないことを定めている。

長浜市条例は①住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から 100m 以上離れていること、②道路、鉄道又は河川から 20m 以上離れていること。③飲料水を汚染するおそれがないこと。④がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと、を定めている。②の 20m の距離は、全国的にも相当に短い部類である。

その他、彦根市、近江八幡市等 7 市の条例には特段の定めはない。

ウ 構造の基準・緑地制限等

構造設備につき、大津市条例は「土地の形状その他特別の事由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、①隣接地との境界の内側に障壁、密植した垣根等が設けられ、隣接地との境界が明確にされていること、②墓地面積に対する墓所の総面積の割合は、2 分の 1（10ha を超える墓地にあっては、3 分の 1）以下であること、と定めている。

その他 8 市の例は、ア墓所の合計面積は、墓地の 50%以下とすること、イ区画数は、墓所使用希望者数を考慮し、必要な数とすること、ウ墓地の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲うなど周囲との調和を図ること、という規定をしている。

いずれにせよ、緑地帯の制限を行なう条例は見当らない。

(4) 大規模霊園に関する規制

彦根市、近江八幡市等 6 市の条例では、1,000 m²以上の墓地等の経営を新たに行おうとする者又は変更許可により更にその区域を拡張しようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営（変更）許可事前審査申出書を、市長に提出しなければならない旨の規定を行なっている。

なお、大津市条例で、墓地面積に対する墓所の総面積の割合につき、通常は 2 分の 1 以下としつつ、10ha を超える墓地にあっては、3 分の 1 以下であること、と定めていることは前述した通りである。

(5) 市長の裁量権

大津市条例は、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。」と規定している。

また、長浜市条例、高島市条例には、「市長は、必要と認めるときは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」との規定、及び「市長は、この規則の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に立ち入り調査等をさせることができる。」との規定があり、市長の相当強力な権限を指定している。

(6) みなし規定

草津市条例、甲賀市条例には、この要綱の施行の際、滋賀県墓地等経営許可事務取扱要領の規定により提出されている申請書類等は、この要綱の相当規定によって提出されたものとみなす旨の規定がある。なお、大津市条例でも、表現の仕方は異なるものの、同旨と解される規定がある。

(7) その他

埋葬に関する規程を含め、特段の規定は見当たらない。

E 奈良県

橿原市、生駒市、香芝市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

橿原市、香芝市条例は、①地方公共団体、②宗教法人又は地縁による団体であって、地方公共団体の経営する墓地等では地域の需要を満たせない等相当な事由があり、墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、経営の永続性及び公益性を有し、営利を目的としないと認められる場合、③災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとする場合、でなければ経営許可をしない旨定めている。

生駒市条例は、③に加えて、「付近に利用することができる地方公共団体又は地縁による団体が経営する墓地がない山間又はへき地において、面積が 33 m²以下の墓地に係る許可を受けようとする者であって、やむを得ないと認められる場合」を付加している。市内に山間の地が存在すること等を反映したものであろう。

いずれにせよ、3 市とも公益法人に対して経営許可を得る可能性を付与していない。他県にあまり見られない特徴である。

(2) 事前協議・説明条項

各条例に特段の規定は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

橿原市条例は、①墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有地であること、②抵当権及び根抵当権等が設定されていないこと、に加えて、③墓地等の敷地は、土地に係る登記が行われていると共に、一筆の土地の一部でないこと、④隣接地が、里道、水路又は公有地である場合においては、境界確定を行うこと、という詳細な規定を行なっている。特に③、④のような規定は、全国的にも珍しいものである。

他の 2 市の条例には、特段の規定は見当たらない。

イ 距離制限

3 条例とも、墓地を設置する場所につき、「市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。」としつつ、①住宅、学校、病

院その他これらに類する施設の敷地から 100m 以上離れていること、②道路、鉄道又は河川から 20m 以上離れていること、③飲料水を汚染するおそれがないこと、④がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ない場所であること、を定めている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

構造設備につき橿原市、生駒市条例は、①隣接地との境界が明らかであること、②隣接地との境界の内側には、障壁又は密植した垣根等が設けられていること、を定めている。香芝市条例も同様であるが、「市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。」との緩和規定を定めている。

いずれにせよ、条例中に緑地に関する規定は認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

3市とも、1000 m²以上の墓地の構造設備につき、「当該墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。」としつつ、①墳墓区域の面積は、墓地の面積の 2 分の 1 以下であること、②墓地の周囲に緑地帯を設け、墓地の敷地内に緑地が設けられていること、③墓地の敷地内の通路は、幹線となる通路の幅員が 4m 以上、各墳墓に接続した通路の幅員が 1m 以上であること、④管理事務所、便所及び駐車場が設けられていることを定めている。

緑地割合に関する特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

3市の条例はいずれも、ほとんどの規制に「当該墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。」旨の規定をし、緩和の余地を認めている。

また、3市すべての条例で、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとの規定を行なっている。

(6) みなし規定

特段の規定を定めている条例は見当たらない。

(7) その他

3市すべての条例が「墓地の経営者は、死体を埋葬させるときは、墓穴の深さをおおむね 2m 以上とさせなければならない。」と定めている。

香芝市条例には、「墓地等の経営者は、自己の名義をもって他人に墓地等の経営を行わせてはならない。」という規定がある。名義貸しの禁止を明文化したものである。

F 和歌山県

和歌山市、田辺市、紀の川市、の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

3 条例いずれも特段の定めは見当らない。

(2) 事前協議・説明条項

3 条例いずれも特段の定めは見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

和歌山市においては、条例ではなく施行規則において、「墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならない。」と定めているが、他の 2 市の条例等には特段の定めは見当らない。

イ 距離制限

田辺市、紀の川市の条例は、墓地の位置に関し、①道路、鉄道及び河川に接近しない場所であること、②人家、学校、病院及び公園等の公共的施設から、200m 以上離れた場所であること（ただし、市長が土地の状況等を考慮し必要と認める場合は、この限りでない）、③その他公衆衛生上支障のない土地であることを規定する。なお、田辺市条例は③に飲料水の汚染するおそれがない等、という文言を入れている。

他方、和歌山市においては、条例ではなく施行規則において、墓地等の設置に関する基準を定めており、①墓地にあっては、荒れ地を使用すること（ただし、土地の状況その他特別の理由があるときは、この限りでない。）②人家及び公共施設等から墓地にあっては 100m 以上離れた場所であること（ただし、市長において土地の状況等を考慮し必要と認める場合は、この限りでない。）③飲料水の汚染のおそれがない等公衆衛生上支障のないこと、④墓地等の区域内に建築基準法に規定する災害危険区域、地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと（ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等を考慮して支障がないと認められるときは、この限りでない。）と規定している。

ウ 構造の基準・緑地制限等

和歌山市条例は、市長が、経営の許可をする際に付けることができる条件として、ア境界に堅固な塀又は樹木による垣を設け、外部と画すること、イ個々の墳墓に接し、かつ、幅員 100 cm 以上の通路を設けること、ウ墓地内に雨水等が滞留しないよう適当な排水路を設けること、エ管理事務所、便所、給水施設及びごみ処理施設を設けることを定めるが、緑地に関する特段の定めは行なっていない。

他の 2 市の条例も、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは場合等の緩和規定の下で、同様の定めをしているが、緑地に関する特段の定めは行なっていない。

(4) 大規模霊園に関する規制

3 市の条例に特段の規定は見当らない。

(5) 市長の裁量権

田辺市条例（施行規則）では、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」との規定がある。

(6) みなし規定

田辺市条例に、この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規定の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定がある。

3 市いずれの条例においても、和歌山県条例による許可に関する効力を定める条項は見当たらない。

(7) その他

3 市の条例につき、いずれも指摘すべき特段の規定は見当たらない。

8 中国地区

A 広島県

広島県条例及び広島市、呉市、三次市、東広島市、廿日市市の 5 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 広島県条例に関する事務処理要綱においては、経営主体は、原則として町とし、これにより難しい事情がある場合に限り、町に代わる公益的団体又は個人とすることができるものとする。前項の町に代わる公益的団体又は個人とは、営利を目的としない次の各号に掲げる者とし、その要件等は、当該各号の定めるところによるものとする。①地方公共団体、②公益財団法人、③宗教法人、④社会福祉法人、⑤地縁による団体、⑥その他の地域生活共同体、⑦個人、とし、それぞれにつき詳細な制限を行なっている。公益法人については、公益財団法人にのみ経営主体性を認めるところに特色がある。

広島市、呉市各条例には特段の定めはない。三次市条例にも定めがないが、同市は非常に詳細な事務処理要領を定めており、その中で、前記広島県条例と同様の規定がある。ただし、原則とされるのは町ではなく市となっている。

イ 東広島市、廿日市市の各条例では、「市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。」としつつ、墓地を経営しようとする者を、①地方公共団体、②宗教法人で、事務所を本市の区域内又は本市に隣接する市町の区域内に有するもの、③公益法人で、事務所を市内に有するもの、に限定している。この規定は、他県においてもよく見られる規定の仕方である。

(2) 事前協議・説明条項

ア 広島県条例は、知事が、申請予定者に対して、申請に先立ち、墓地等の用地の周辺住民へその計画内容を周知し理解を得るよう指導するほか、他の関係法令等の規定による手続について所管する行政機関の指導を受けさせる等、その計画段階から相談又は協議をさせ、適切に指導するものとする旨定めている。三次市の事務処理要領にも同旨の条項が認められる。

イ 東広島市、廿日市市の各条例は、申請予定者に対し、あらかじめ①墓地等の経営の計画その他の事項について、あらかじめ市長に協議しなければならないとし、②墓地等の経営計画の概要を記載した標識を、当該墓地等の予定地の見やすい場所へ設置し、速やかにその旨を市長に届け出る義務、③周辺住民に対し、その墓地等の経営計画の内容を周知するため、説明会を開催する義務、④周辺住民等から墓地等の経営計画について意見の申出があったときは、当該申出者と十分協議し、理解を得られるように努める義務を課している。

広島市、呉市の各条例にはこの種の規定は見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

広島県条例には特段の定めはなく、市においては、東広島市と廿日市市の各条例に、墓地を經營しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しない旨定める規定が確認できる。

イ 距離制限

広島県条例は、墓地の位置につき、国道、県道、鉄道、河川又は人家より 100m 以上離れ、土地は高燥であること、と規定している。

呉市条例は、「保健所長が周囲の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。」と規定しつつ、①国道、県道、鉄道、河川、人家、学校、児童福祉施設、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設から、墓地にあっては 100m 以上離れていること、②土地が高燥であること、を定めている。保健所長に除外の判断を委ねているのは、他市の条例ではあまり類を見ない。

広島市、三次市の各条例は、「市長が周囲の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、上記①、②、に加えて③公衆衛生上支障がないと認められる場所であること、を定めている。

廿日市市の各条例には、②、③の規定はなく、④墓地等の設置又は使用により、飲用水を汚染するおそれのない土地であること、を規定している。

東広島市条例は、上記市長の裁量条項に続けて、ア墓地等を經營しようとする者が維持管理することに支障がなく、かつ、周辺の公衆衛生その他公共の福祉を害さないこと、イ当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものである場合を除き、人家等から墓地の敷地の境界までの距離が 100m 以上であること、ウ高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること、という規定の仕方をしている。

県条例、市条例に、海、川、湖沼の距離制限は見当らない。

ウ 構造の基準・緑地制限等

広島県条例は、構造設備の基準として、①周囲には、樹木を植え、又はさく溝等を設け、隣地との境界を明らかにすること、②適当な通路を設けること、のほか、③共同墓地は、各宗派ごとに区画を設けて、神道、仏教、キリスト教等の信者を明らかにし、使用上支障のないようにすることとの規定をしているが、緑地に関する規定は見当らない。

広島市、呉市条例は、①周囲に塀、密植した樹木の垣等を設け、隣地との境界を明らかにすること、②適当な通路及び排水設備を設けることを定めており三次市はこれらに加えて、市長が必要と認める構造設備を設けること、という条項を設けている。東広島市、廿日市市の各条例は、「市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、前者においては、境界には、さく溝等又は樹木の垣根を設け、隣地との境界を明らかにすること。後者においては、植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されることとする規定を設けている。

しかしながら、これらの市条には例緑地に関する規定は見当らない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当らない。

(5) 市長の裁量権

廿日市市条例には、市長は、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、事前協議等を定めた手続の全部又は一部を省略させることができる旨定めがある。

(6) みなし規定

東広島市、廿日市市の各条例は、この条例の施行の日前に広島県知事による経営許可を受けている者には、当該許可をこの条例の相当規定により市長が許可したものとみなし、この条例を適用する旨定めている。

(7) その他

呉市、東広島市条例は、「死体の埋葬に当たっては、地表から死体の上部までの間に 2m 以上の深さを保つこと。」と定めている。また、三次市条例は、この規定の他、「死体の改葬については、死体の防臭措置を講ずるとともに、死体発掘場所の消毒を行うこと。」という規定も設けている。死体の上部まで 2m 以上の深さを要するという規定は、他の市よりも厳格であると言える。

三次市条例は、「墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等の経営を行わせてはならない。」と定め、名義貸しを明文で禁止している。

B 岡山県

岡山県条例、玉野市、総社市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 岡山県条例は、①地方公共団体、②宗教法人であって、主たる事務所又は従たる事務所を県内に有するもの、③その区域の面積が規則で定める面積を超えない小規模な墓地を設置しようとする者であって、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められるもの、のいずれかでなければならない旨定めている。

イ これに対して、玉野市、総社市の各条例は、①地方公共団体、②宗教法人、は同様であるが、③設置しようとする墓地の面積が規則で定める面積を超えない小規模なものであって、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、当該墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められるもの、のいずれかでなければならない旨定めている。山間の交通不便な地区における需要を考慮した規定であろう。

ウ 県、市の条例は、いずれも宗教法人の事務所の所在や活動期間等に関する規制を規定しておらず、緩やかと言えるが、公益法人の経営者たる資格を認めない点で特色のある規定と言える。

(2) 事前協議・説明条項

岡山県条例は、①許可の申請に先立って、規則で定める事項を知事に届け出ること、②墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事前届出に係る墓地等の予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を首長に届け出ること、③墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規

則で定めるところにより、墓地等の予定地に隣接する土地の所有者その他規則で定める者に対する説明会を開催すること、④説明会において、参加者から次に掲げる意見の申出があった場合は、墓地等の経営等の計画に、可能な限り当該意見を反映させるよう努めなければならないこと、を定めており、2市の条例にも同様の規定がある。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

岡山県及び2市の条例等には、特段の定めは見当たらない。

イ 距離制限

岡山県条例は、設置場所の基準につき、①住宅、病院、診療所若しくは助産所その他人を入所させる施設で規則で定めるものの敷地から100m以上離れていること（ただし、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると知事が認めるときは、この限りでない。）②飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと、③墓地の区域内に災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと（ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等により支障がないと認められるときは、この限りでない）、旨規定している。

2市の条例にも同様の規定がある。ただし、当然のことながら、特別の事由の判断は、市長に委ねられている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

岡山県条例は、構造設備の基準として、①墓地の境界（墓地の境界の内側に緑地帯を設ける場合には、当該緑地帯の内側）に障壁、密植した垣根等を設けること、②砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1m以上であって各墳墓に接続している通路を設けること、雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること、④給水設備及びごみ処理設備を設けることを規定する。

2市の条例にも同様の規定がある。

県条例、市条例ともに、緑地に関する特段の定めは行なっていない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

県、市各条例ともに、「知事（市長）は、必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。」との規定がある。

(6) みなし規定

2市の各条例には、この条例の施行の際現に岡山県知事に対し行われている申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によって行われている申請その他の手続とみなす旨の規定がある。

(7) その他

県、市各条例ともに、「墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、墓穴の深さを2以上とさせなければ

ならない。」と規定している。この規定は、他県他市にもよく見られる規定である。

C 山口県

山口県条例及び山口市、萩市、宇部市等 9 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 山口市条例は、「墓地等の適正な経営を行うことができると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。」として、①地方公共団体、②宗教法人のうち、登記された事務所を 3 年以上市内に有している法人で、墓地又は納骨堂の経営をしようとするもの、③公益法人で、市内に事務所を有するもの、と定めている。

宇部市条例は、「墓地等の経営の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、利用者の安定的な利用に資するため、永続性及び非営利性を確保し、かつ、周辺の生活環境との調和に十分配慮することができる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。」として、①地方公共団体、②宗教法人のうち、登記された事務所を 3 年以上市内に有するもの、③公益法人のうち、登記された事務所を市内に有するもの、と定めている。

岩国市条例は、特に上記のような前提を定めずに、①地方公共団体、②宗教法人のうち、市長が適当と認めるもの、③市長が特に適当等認める団体又は法人と、シンプルに定めている。

イ 県条例及びその他の条例には特段の定めは認められない。

(2) 事前協議・説明条項

山口市条例が最も詳しいが、「許可の申請をしようとする者は、事前に墓地等の経営に係る計画について、市長に説明をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。」旨規定する程度である。また、岩国市条例が、「経営許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類を提出し、市長と協議しなければならない。」と定めている。

萩市は別途、事前協議要綱を定めており、防府市、下松市においても別途実施要項を定めており、「付近住民等との係争防止のために原則として着工の 14 日前までに事前協議書を提出させるものとし、その手続については次のとおりとする。」旨定め、詳細な規定を行なっている。

その他の県、市条例には特段の規定は認められない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

山口市、宇部市、岩国市の各条例には、墓地を経営しようとする者が所有する土地であることを要する旨の規定がある。なお、下松市の実施要領には、「墓地等に係る土地については申請者の所有であることを原則とするが、止むを得ず第三者の所有する土地を使用する場合は当該墓地に係る賃貸借契約書等を添付させること。」との規定がある。

その他の県、市の条例等には特段の規定は見当たらない。

イ 距離制限

山口県条例は、①鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から 50m 以上、②住宅、学

校、病院その他の多人数の集合する地から 100m 以上離れた場所であること、

県内の 9 市の条例も、上記①②と同様の規定を定めたうえで、③土地は高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であることとしている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

山口県条例は、①周囲には、塀又は生垣が設けられていること、②幅 1m 以上の通路が設けられていること、③雨水等の排水路が設けられていること、④周囲には、塀又は生垣が設けられていること。

市条例においては、周囲には、塀又は生垣が設けられていることを定めている程度であり、宇部市条例においては、周囲は外部と明確な区画がなされ、かつ、外部から見通すことができない構造であることという規定が認められる。

いずれにせよ、県、市条例を通じて緑地に関する規定は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

各市の条例において、特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

山口市条例において、「市長は、許可の決定に際しては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」と定めている。また、同市条例は、「市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」と定めている。墓埋法の規定を逸脱するものであること、既に指摘しているとおりである。

(6) みなし規定

山口市、岩国市、周南市の各条例に、「この条例の施行の日の前に、山口県規則規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。」旨の条項が認められる。

(7) その他

宇部市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市の各条例は、「埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m 以上でなければならない。」深さとしては、1.5m 以上を定めたものと解され、一般的な規定と言える。

D 鳥取県

鳥取市、松江市、浜田市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

松江市の許可取扱要領が、原則として松江市とするが、これによりがたい事情がある場合に限って次の者に許可を与えるものとするとして、①宗教法人（主たる目的に従い正常な行動をとっている宗教法人で、墓地等の経営を当該法人が主体的に行うものであること。イ墓地等の設置場所は、宗教法人の主たる事務所が所在する地域とする。ただし、主たる事務所が所在しない地域に設置する場合は、当該宗

教法人の宗教活動の拠点（布教所）がその地域に設置され、宗教活動が行われている等、その実績が認められるものであること。）、②公益法人（「墓地経営を目的とする公益法人の設立許可基準」に適合するものであること）、③個人（既存の墓地を利用することが困難な場合で、墓地の設置計画と需要者の緊急性を考慮し、許可を行うものとする。）という詳細な規定を行なっているが、他の 2 市の条例等には特段の規定は認められない。

(2) 事前協議・説明条項

特段の規定は見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

特段の規定は見当らない。

イ 距離制限

鳥取市条例は、「市民の宗教的感情に抵触せず、かつ、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。」としつつ、①人家から 100m 以内の場所、②飲料水が汚染されるおそれのある場所、③その他市長が適当でないと認める場所、と規定する。

松江市条例は、「市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」との前提のもと、①公園、学校、病院その他これらに類する施設及び人家から 100m 以上離れていること、②飲用水を汚染するおそれがない場所であること、③前 2 号に掲げるもののほか、公衆衛生上の支障がないと認められる位置であることと規定する。

浜田市条例は、なるべく荒廃地を使用し、かつ、次の条件に該当する場合でなければならないとして、前記①、②の規定を行なっている。

まさに、3 市 3 様であるが、①については、100m という一般的規定となっている。河川、湖沼、海との距離に関する規程はない。②飲料水を汚染するおそれがないこと、の規制に含まれていると言えよう。

ウ 構造の基準・緑地制限等

鳥取市条例は、構造設備につき、障壁その他の区域を明示する設備が設けられていること、死体等を円滑に運搬することができる通路が設けられていること、という規定を置いている。

松江市、浜田市条例は、①境界を明瞭にし、必要に応じ植栽等を行うこと、②通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造を有し、各墳墓に接続すること、③排水路は、雨水その他の地表水が貯留しない構造を有すること、④給水設備及びごみ処理設備を設けること、と規定している。なお、松江市条例では「ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」と規定している。なお、浜田市条例にも後述するとおり、要件の緩和規定が存在する。

いずれにせよ、緑地帯の制限を行なう条例は見当らない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当らない。

(5) 市長の裁量権

浜田市条例は、市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、その基準の一部を緩和することができるとの規定を置いている。

(6) みなし規定

松江市条例は、「この規則の施行の日の前日までに、島根県規則の規定によりなされた墓地経営許可証その他の許可証に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。」との規定を行なっている。

(7) その他

鳥取市条例は、墓地等の経営者及び管理者に対し、①埋葬に当たっては、土坑の深さを 2m 以上とするよう、埋葬を行うものを指導監督すること、②改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改装を行うものを指導監督すること、という詳細かつ具体的な規定を行なっている。県外その他市にもあまり見られない特色である。

E 島根県

検討できた条例はない。

9 四国地区

A 徳島県

徳島県、鳴門市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

徳島県では、条例ではなく「許可等の事務処理要領」に、①市町村又はその組合、②宗教法人、③災害の発生又は公共事業の実施等の理由により既存の墓地等を移転しなければならない事由が生じた者、④山間その他交通が著しく不便で、かつ、付近に共同の墓地等が設置されていない場所に居住している者、を規定する。

鳴門市条例は、条例で同様の規定を行なっている。

公益法人に関する規定がないのは、他県にはあまり見られない特色である。

(2) 事前協議・説明条項

特段の規定は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

A 敷地の所有権条項

特段の規定は見当たらない。

イ 距離制限

徳島県条例は、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から、特に支障がないと認められる場合は、この

限りでない。」としつつ、①国道、県道及び主要な市長村道に接近した場所でないこと、②病院、老人ホームその他の公共的施設からおおむね 100m 以上離れていること、③飲料水を汚染するおそれがない場所であること、を定めている。

鳴門市条例においても、同様の規定を行なっている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

徳島県条例は、墓地の構造設備につき、①周囲には、塀、垣根等が設けられていること、②個々の墳墓に支障なく墓参をすることができる構造であること、③雨水その他の地表水が停留しない構造であること、④個人の経営に係る墓地以外の墓地にあつては、給水設備及びごみ処理設備が設けられていること、と規定しており、鳴門市条例も同様の規定を行なっている。

いずれも、緑地に関する定めは認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定はない。

(5) 市長の裁量権

鳴門市条例は、「市長は、前項の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」と規定している。

(6) みなし規定

鳴門市条例に、特段の規定は認められない。

(7) その他

特段、指摘すべき規定はない。

B 高知県

高知県、高知市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

高知県は、墓地対策要綱において、①町村、②公益財団法人で、地方公共団体の補助若しくは地方公共団体からの基本財産の全部若しくは一部の拠出を受けているもの又は墓地等の経営を主たる目的として設立された適切であるもの、③宗教法人で、墓地経営に関する事項を記載した規則について認証を受けたもの、④社会福祉法人で、社会福祉施設に入所している者の使用に供するため墓地を設置しようとするもの、⑤地縁による団体、その他極めて詳細な規定を行なっている。

高知市条例においても、①地方公共団体、②次に掲げる法人が墓地等を設置しようとする場合であつて、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当の事由があると認められ、かつ、法人及び法人の代表者又は役員が申請日の前 3 年以内に法第 20 条から第 22 条までの規定により処罰されたことがないとき。ア墓地等の経営を主たる目的として設立された公益財団法人、イ社会福祉法人、ウ宗教法人、③地縁に基づいて形成された団体が墓地等を設置しようとする場合であつて、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当

の事由があると認められるとき、④自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地の区域の面積がおおむね 33 m²を超えない小規模なものであって、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、当該墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められるとき、等極めて詳細な規定を行なっている。

このような詳細な規定は、他市にあまり類を見ないものである。

(2) 事前協議・説明条項

高知市条例は、経営者に対し、①事前協議書に必要書類を添えて市長に提出し、協議すること、②事前協議の後、関係機関と協議し、速やかに造成計画の周知を図るため、当該造成区域の公衆の見やすい場所に、当該造成計画の概要を記載した標識を設置すること、③造成区域周辺の地域住民から申出があった場合は、造成計画の内容について当該地域住民に対し説明会を開催し、当該造成計画に関し理解を得るよう努めなければならないこと、を定めている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

高知県及び高知市の条例等には、特段の定めは見当らない。

イ 距離制限

高知県条例は、墓地等の設置場所につき、「当該墓地等の区域及びその周辺の地域の状況により、公衆衛生その他公共の福祉に反しないと認められるときは、この限りでない。」ときていしつつ、要旨、①周辺の美観を損ねることがなく、かつ、その付近の住民の飲料水を汚染するおそれがないことその他公衆衛生上支障がないと認められること、②地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地を含まないこと、③公園、学校、病院その他の規則で定める公共施設又は人家の敷地から、おおむね 100m 以上離れた場所であること、④前 3 号に掲げるもののほか、規則で定めること、と定めている。

高知市条例は、「市長が当該墓地等の区域及びその周辺の地域の状況により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

としつつ、要旨、①公園、学校、病院その他これらに類する施設又は人家の敷地から、おおむね 100m 以上離れた場所であること、②鉄道、自動車専用道路、国道又は主要な地方道からおおむね 20m 以上離れ、かつ、主要な河川又は海からおおむね 30m 以上離れた場所であること、③周辺の美観を損ねることがなく、かつ、その付近の住民の飲料水を汚染するおそれがないことその他公衆衛生上支障がないと認められること、④急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地を含まないこと、と定めている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

高知県条例は、墓地の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、自己又は親族のために設置する墓地であって、その面積がおおむね 33 m²を超えないものについては、第 2 号から第 5 号までの規定は、適用しないとして、①隣地との境界を明らかにすること、②隣地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、生け垣等を設けること、その他、③墓地内の通路、④排水設備、⑤土砂の流失を防止し、かつ、雨水その他の地表水が停滞しない構造、(5)給水設備、ごみ処理設備及び駐車場を設けること、を規定する。しかし、緑地に関する規定は見当らない。

高知市条例は、「市長が土地の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りで

ない。」としつつ、①隣地との境界を明らかにすること、②排水設備は、土砂の流失を防止し、かつ、雨水その他の地表水が停滞しない構造を有すること、③隣地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、密植した生垣等を設けることその他。墓地の管理上及び利用者の便宜上必要な設備を設けることや、その他規則で定めること、と規定している。また、条例施行規則において、墓地面積 10,000 m²未満の場合、①全墓地面積に対する墓所面積の割合は 10 分の 6 以下とすること、②全墓地面積に対する公園及び緑地面積の割合は 10%以上とすることを定めている。

(4) 大規模霊園に関する規制

高知市は、条例施行規則において、10,000 m²以上 100,000 m²未満の墓地につき、墓園率は 10 分の 6 以下とすること、2 緑地率は 15%以上とすること、と定め、100,000 m²以上の場合は、「墓地計画標準について」（昭和 34 年 5 月 11 日建設事務次官通知）に準拠することを定めている。

(5) 市長の裁量権

高知市条例は、「市長は、許可の決定に際しては、条件を付することができる。」

「市長は、事業者等に対し必要な報告を求め、又は造成区域及び墓地等に立ち入り、立入調査等を行うことができる。」とし、市長に強い権限を認めている。

(6) みなし規定

特段の規定は見当たらない。

(7) その他

高知市条例は、「本市区域内においては、埋葬してはならない。ただし、市長が、宗教上の慣習その他特別の事由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」と規定している。

C 香川県

丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

丸亀市、坂出市の条例、観音寺市の「許可に関する要綱」、さぬき市の「条例施行規則」では、墓地経営を許可しうる場合として、①使用者の増加又は区画整理等により既設の墓地が著しく狭あいとなった場合において、地方公共団体が共同墓地を新設又は拡張しようとするとき、②地方公共団体が共同墓地を新設又は拡張することができない事由のある場合及びその他やむを得ない事情がある場合において、宗教法人がこれに代わって共同墓地を新設又は拡張しようとするとき、③山間へき地等において付近に既設の墓地がなく、新設の必要があると認められるとき、④天災事変その他特別の事由により墓地を新設又は拡張しようとするとき、を規定している。

いずれも、公益法人による墓地経営は予定されていない。

(2) 事前協議・説明条項

4 市条例等に特段の定めはない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

4 市条例等に特段の定めはない。

イ 距離制限

さぬき市条例は、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。墓地の設置場所につき、次に掲げる基準に適合しなければならない。」としつつ、①国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から 200m 以上離れていること、②飲料水を汚染するおそれのない場所であること、と規定する。

他市の条例には特段の規定はない。

ウ 構造の基準・緑地制限等

丸亀市を除き、3 市の条例において、①公衆衛生上悪影響を及ぼすおそれがない土地であること、②墓地内には適当な排水路を設け、雨水等が停滞しないようにすること、③隣接地との境界は、樹木を植え、又は土堤を設ける等により、明らかとすることとの定めを行なっているが、緑地に関する規定は認められない。

(4) 大規模霊園に関する規制

各市の条例において、特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

坂出市、さぬき市の各条例に、「この規則に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。」との規定が認められる。

(6) みなし規定

合併前の町村規則による処分等の効力に関する規定は認められるが、当該条例の施行以前に県知事が行なった許可その他の行為に関する見なし規定は認められない。

(7) その他

丸亀市を除く 3 市の条例は、「墓穴の深さは、2m 以上とすること。ただし、焼骨を埋葬する場合はこの限りでない。」と規定している。

4 市とも、永代使用料に関する規制に付き詳細な規定を設けていることが、他市に見られない特色である。

D 愛媛県

新居浜市条例のみを検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

「市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。」としつつ①地方公共団体、②宗教法人、

を定め、③市長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならないとして、(1)使用者の増加、区画整理等のため、従来の墓地が著しく狭あいとなり、地方公共団体が共同墓地として新設しようとするとき、(2)寺院、教会等が墓地の新設を行うことがやむを得ないと認められるとき、(3)山間、へき地等で、付近に墓地がなく新設の必要があると認められるとき、(4)公共事業の実施に伴い墳墓を移転することが必要な場合において、当該墳墓又はこれに代わる新たな墳墓を設置するため必要があると認められるとき、(5)前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により新設の必要があると認められるとき、という詳細な規定を行なっている。

(2) 事前協議・説明条項

特段の規定は見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

特段の規定は見当らない。

イ 距離制限

「市長が墓地等の区域及び周囲の状況、災害防止措置等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。」としつつ、①人家、公園、鉄道、河川及び国道、県道その他枢要の道路との距離が、墓地及び納骨堂にあつては 200m 以上であつて、かつ、高燥でその付近の住民の飲用水を汚染するおそれのない土地であること、②災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地が含まれていないこと、と規定している。

ウ 構造の基準・緑地制限等

構造設備につき、「市長が土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、①周囲に塀、柵、樹木等により障壁を造り、隣地との境界を明らかにすること、②墓地内には、それぞれの墳墓に支障なく墓参をすることができる構造及び適当な幅員を有する通路、ごみ集積施設、給水設備及び駐車場を設けること、③墓地内には、土砂の流出を防止し、雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道、河川等に適切に排水できること、を定めている。

しかしながら、緑地に関しては何ら規定していない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の定めはない。

(5) 市長の裁量権

「この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」と規定している。

(6) みなし規定

特段の規定は見当らない。

(7) その他

埋葬に関する規程を含め、特段の規定は見当たらない。

10 九州・沖縄地区

A 福岡県

福岡市、北九州市、大牟田市等 14 市の条例を検討できた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 福岡市条例は、墓地等の経営においては、これらの施設の性格上、永続性と非営利性が確保されなければならないことから、経営主体は、原則として地方公共団体とするが、これにより難しい場合であっても、次のとおりとして、①地方公共団体による墓地等の新設、拡張が困難な場合であって、既存の墓地等では需要を満たせないなどの相当の事由があり、以下の法人が経営する場合、ア宗教法人であって、登記された事務所を市内に有し、5 年以上の布教活動の実績があり、永続的に主たる事務所が存する自己所有の境内地及びこれに隣接若しくは道路等を挟んで近接する土地に墓地等を設置しようとする法人、イ公益法人であって、同法の規定により登記された事務所を市内に有する法人、②墓地を経営する宗教法人等が存しない離島にあっては、当該離島内において地方自治法の規定に基づき認可を受けている地縁による団体が当該離島内で経営する場合、③天災事変又は公共事業等のため、既存墓地等の移転又は変更が必要であり、他に受け入れ施設がない場合等特に止むを得ない事情があると認められる個人経営の場合(4)既存個人経営墓地等を相続等により個人が経営する場合、と定めている。

②の規定は、離島を持つ市ならではの規定であろう。

イ 春日市、大野城市、太宰府市の条例は、「特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、墓地等を経営しようとする者として、①地方公共団体、②宗教法人で、市内に主たる事務所（又は従たる事務所を有するもの）、③公益法人で、次のいずれにも該当するもの、ア墓地等の経営を目的とするもの、イ市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの、と規定する。なお、大野城市条例は、②の括弧の部分の規定していない、太宰府市条例は、さらに、次の各号のいずれかに該当する場合は、墓地等の経営を許可しないとして、(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、(2)暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの、(3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの、をも規定している。暴対法に準拠するものであろうが、他市にほとんど類を見ない特色である。

ウ 北九州市、飯塚市の各条例は、「取扱要領」で規定しており、前者は、①地方公共団体、②宗教法人であって、墓地の経営に係る責任役員会の議決がなされている者、③公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、認定を受けた公益財団法人、③地区共同体であって、次に掲げるもの、ア公共事業等により既存の墓地を移転又は変更するもの、イ地区共同墓地の同一性を失わない範囲内で拡張するときで、地区共同体の役員会の議決がなされているもの、個人であって、公共事業等により、既存の墓地を移転若しくは変更する者又は個人墓地を相続する者等を規定する。後者においては、①地方公共団体、②宗教法人又は公益法人、のほか既存墓地の移転、変更、個人墓地等につき詳細に規定している。

エ 直方市 5 市の条例等には、特段の規定は認められない。

(2) 事前協議・説明条項

福岡市条例は、墓地等の経営許可を取得しようとする者は、①墓地等の計画について住民等への周知を図るため、予定地近辺の見やすい場所に、計画概要等を示す標識設置していること、②近隣の住民等に対し、説明会を開催していること、を条件としている。

八女市条例は、申請予定者に対し、①許可申請を行う前に、規則で定めるところにより、経営計画等について、市長と協議すること、②経営計画等に係る土地に標識を設置するとともに、近隣住民を対象として説明会を開催すること（ただし、前項の規定による協議を行った者で、市長が必要がないと認める者については、この限りでない。）旨の規定を設けている。

その他の市条例等には、特段の規定は認められない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

北九州市、久留米市、春日市、大野城市、太宰府市の各条例は、墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、抵当権等の担保物件が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない旨の規定を設けている。

その他の市条例等には、特段の規定は認められない。

イ 距離制限

福岡市条例には特段の規定は認められないが、その他の 16 条例は墓地の設置場所につき、①住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100 以上であること、を定めており、③河川、海又は湖沼に関しては、単に「近接していないこと」とするケースが多いが、北九州市、八女市条例で 20m 以上と規定している。また③飲料水を汚染するおそれのない土地であることとする規定も設けられている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

構造設備につき、①墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること、②支障なく墓参することができるような通路を設けること、③雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること等の定めは行なわれているものの、緑地に関する規定は見当たらない。

なお、八女市条例には、①障壁、生垣その他の方法をもって、墓地と周辺の土地との境界を明らかにするとともに、墓地内にみだりに人や動物が出入りできない構造とし、周囲の景観に調和したものであること。②合葬墓（縁故者のいない墳墓から焼骨を改装し、合わせて埋蔵するための墳墓をいう。）を設けるよう努めること、等の規定が認められる。後者の規定は、近時の墓地のあり方に即して規定と言える。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は認められない。

(5) 市長の裁量権

大牟田市、久留米市等 11 市の条例は、市長は、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって市民の宗教的感情に適合し、公衆衛生、景観又は公共の福祉若しくは公益性の見地から支障がないと認めるときは、計許可の基準、設置場所の基準、墓地の構造設備の基準を緩和することができる旨

の規定を定めている。

飯塚市、柳川市、太宰府市の各条例は、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。」との規定を定めている。

また、朝倉市条例は、「市長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者に必要な報告を求めることができる。」とし、墓埋法の規定を越えた権限を与えている。

(6) みなし規定

柳川市、大野城市、福津市、朝倉市の各条例は、この規則の施行の際、現になされている申請その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす旨の規定を行なっている。

(7) その他

埋葬に付き、北九州市条例は、「埋葬するときの墓穴の深さは、1.5m 以上としなければならない。ただし、土地により 1.5m に達し難い場合は、この限りでない。」と規定する。ただ、これは 1 市のみの規定であり、大牟田市等 8 市の条例は、墓地の墓穴の深さは、2m 以上としなければならない。ただし、土地により 2m に達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。」と定めている。

朝倉市条例は、「墓地の埋蔵においては焼骨のみとし、死体を埋蔵することはできない。」と規定している。

B 大分県

別府市、日田市、佐伯市、宇佐市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

4 条例いずれも、①地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき、②墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人が墓地等を設置しようとするとき、③宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき、④地縁による団体が現に設置している墓地を移転し、統合し、又は拡張整備しようとするとき、⑤山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が使用するために当該山間、へき地等に墓地を設置しようとする場合であって、付近に利用することができる前各号に規定する法人又は団体が経営する墓地がないとき、⑥災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ず墓地等の移転をしようとするときを定めている。

(2) 事前協議・説明条項

4 条例いずれも特段の定めは見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

4 条例いずれも特段の定めは見当らない。

イ 距離制限

4 条例いずれも、墓地等の設置場所の基準は、「市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障が

ないと認める場合は、この限りでない。次のとおりとする。」としつつ、①住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から 100m 以上離れていること、②河川、海又は湖沼に近接していないこと、③湿気が少なく、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること、とする規定を行なっている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

4 市いずれの条例も、「市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。」としつつ、墓地の構造設備の基準につき、①墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること、②墓地内に存するすべての墳墓の区画の総面積は、当該墓地の面積のおおむね 3 分の 1 下であることを規定しているが、緑地に関する規定は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

4 市の条例に特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

佐伯市条例は、「市長は、経営の許可又は変更の許可をするに際しては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付すことができる。」と定めている。

(6) みなし規定

日田市条例は、「この条例の施行前になされた申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。」と規定している。

(7) その他

4 条例につき、いずれも特段の規定は見当たらない。

C 熊本県

熊本県条例及び熊本市、八代市等 6 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

ア 熊本県条例には、特段の定めはない。

イ 熊本市条例は、①地方公共団体、②墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人、③宗教法人、④前 3 号に規定するもののほか、規則で定めるもの、というシンプルな規定をしている。

ウ 八代市条例は、ア地方公共団体が設置し、経営しようとする墓地等、イ市内に事務所を有する宗教法人が設置し、経営しようとする墓地等、ウ墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が設置し、経営しようとする墓地等、エ認可地縁団体が現に経営する墓地又は納骨堂を移転し、又は統合することを目的として設置し、経営しようとする墓地又は納骨堂、オ小規模な墓地で山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が利用するためにその居住する山間、へき地等に設置し、経営しようとするもの、キ災害の発生、公共事業の施工等により小規模な墓地を移転するとき、その他市長が必要があると認めるときに設置する小規模な墓地等に限定する旨の詳細な規定を行なっている。

エ 荒尾市では、事務取扱要領で、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合は、①宗教法人、②公益財団法人とし、③経営主体としては、上記のとおり、地方公共団体を原則とし、これにより難い事情がある場合に宗教法人又は公益財団法人が考えられるものであるが、なおやむを得ない事情にある場合には、次によることができるとし①管理組合、②集落営、③個人経営を挙げている。合志市も事務取扱要領で、同様の定めを行なっている。

オ 山鹿市、宇城市の条例等には、特段の定めは認められない。

(2) 事前協議・説明条項

熊本市条例に簡略な定めがあり、八代市条例は、経営の許可の申請をしようとする者に対して、①経営の許可の申請の前に市長への届出を行うこと、②墓地等の経営等の計画に係る土地の見やすい場所に標識を設置しなければならないことを定めている。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

八代市条例は、墓地を経営しようとする者が所有し、又は所有することが見込まれる土地内であることを規定するが、その他の条例にはこのような規定は認められない。

イ 距離制限

熊本県条例は、「土地、環境及び設備の状況その他の事由により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、①道路及び河川に沿わず、人家から 200m 以上離れ、土地が高燥であって、飲料水に支障がないと認める場所のほか、②努めて荒ぶ地を選ぶこと、を規定している。荒尾市、宇城市、合志市は、同様の規定をしている。

熊本市条例も、前記①につき同様の規定をしている。

これに対して、八代市は、①住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から 100m 以上離れた場所であること、②河川、海又は湖沼からおおむね 10m 以上離れている場所であること、③飲料水を汚染するおそれがない場所であること、④主要な道路から支障なく往来できる場所であること、他市とは異なる定め方をしている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

熊本市、八代市条例に、墓地の外側から墳墓が見えないようにするための密植した樹木の垣根等を設けること著する規定が認めるが、県及び市条例を通じて、緑地に関する規定は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

八代市条例は、「市長は、経営の許可をする場合において、必要があると認めるときは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、必要な条件を付することができる。」「市長は、この条例の実施に必要な限度において、当該職員に、墓地等の予定地又は墓地に立ち入り、その施設の帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。」とする規定を設けている。

また、山鹿市条例は、「この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定している。

(6) みなし規定

八代市条例は、「この条例の施行の際現に市内に所在する墓地等は、それぞれこの条例に規定する基準に適合する墓地等とみなす。」旨規定している。

(7) その他

熊本県条例は、「土葬の墓穴の深さは、2m 以上としなければならない。」と定めており、6 市すべてに同様の規定がある。

D 長崎県

佐世保市、諫早市、大村市、南島原市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

佐世保市条例は、①地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき、②次に掲げる者のいずれかが墓地を経営しようとする場合であって、地方公共団体が経営する墓地では地域の需要を満たせない等特別の事情があり、かつ、その経営が営利を目的とせず、永続性を有すると認められるとき。イ宗教法人、ロ公益財団法人及び公益社団法人、ハ社会福祉法人、ニ設立根拠法の趣旨から経営の適格性が認められる法人、ホ地方自治法に規定する地縁による団体、(3)個人が墓地を経営しようとする場合であって、祭祀承継に伴い自己又は自己の親族が使用する墓地の経営をしようとする等特別の理由があると認められるときという規定を行なっている。

他の 3 市の条例もほぼ同様である。

(2) 事前協議・説明条項

大村市は、事務取扱要綱で、①墓地等の経営の許可を受けようとする場合は、事前に市長と協議しなければならない。②前項の規定により協議を行うものは、次に掲げる事項を記載した墓地等経営事前協議書を市長に提出しなければならない旨定めている。

佐世保市、南島原市においても、条例中に規定は見当たらないが、事務取扱要領が申請者に要求している書類から、市との事前協議や近隣住民等への説明が予定されているものと思われる。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

特段の定めは見当たらない。

イ 距離制限

4 市すべての条例が、墓地の設置場所につき、①飲料水を汚染することがない場所であること、②住宅、病院、学校その他規則で定める施設の用に供する敷地からの距離がおおむね 100m 以上であること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。③墓地にあつては、河川又は海からの距離がおおむね 20m 以上であること、と定めている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

4 市すべての条例が、墓地の施設の基準として、隣接地との境界に垣根又は障壁を設け、その境界を明らかにしておくことのほか、通路や排水設備等の設備に関する規程を行なっているが、緑地に関する特段の定めは行なっていない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当らない。

(5) 市長の裁量権

特段の規定は見当らない。

(6) みなし規定

諫早市条例には、この条例の施行の日前に、長崎県条例の規定により長崎県知事が行った墓地等の経営の許可等の処分その他の行為は、この条例の相当規定により市長が行った処分その他の行為とみなす旨の規定が認められる。

(7) その他

4 市の各条例ともに、「埋葬をする場合における墓穴の深さは、1.8m 以上であること。」を定めている。この深さは、愛知県の市条例と同じであり、あまり例を見ない深さの規定である。

E 佐賀県

伊万里市、武雄市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

伊万里市、武雄市の条例はいずれも、次の各号のいずれかの場合に該当していると認めるときに限り、経営許可をするとし、①地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき、②宗教法人が自己の所有地に墓地等を設置しようとする場合であって、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当の事由があると認められるとき、を挙げている。

(2) 事前協議・説明条項

特段の規定は認められない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

特段の規定は認められない。

イ 距離制限

伊万里市、武雄市の条例はいずれも、「土地の状況によって公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉の見地から特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。」としつつ、①鉄道、国道、県道その他重要な道路及び河海から 20m 以上離れていること、②住宅、学校、病院、名所、旧跡及び公園から 100m 以上離れていること、③飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生上支障がないこと、

と定めている。

名所旧跡からの距離制限を定めるのは、いかなる意味からであろうか、他県にみられない特色である。

ウ 構造の基準・緑地制限等

伊万里市、武雄市の条例はいずれも、墓地の構造設備の基準につき、①墓地の周囲には、外部と区画するため密植した樹木の垣根、塀等を設けること、②幅員 1m 以上を有し、かつ、砂利敷き等の方法によりぬかるみとならない構造にした各墳墓に接続する通路を設けること、③雨水その他の地表水が停滞しない構造にした排水施設を設けること、を定めているが、緑地に関する定めはない。

(4) 大規模霊園に関する規制

両市の条例において、特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

武雄市条例には、市長は、必要があると認めるときは、墓地経営の許可に条件を付することができる旨の規定が認められる。

(6) みなし規定

武雄市条例に町村合併前に行なわれた処分や手続に関する規定があるのみである。

(7) その他

両市の条例に、「墓穴の深さは、2m 以上としなければならない。ただし、火葬に付した遺骨を埋蔵する場合は、この限りでない。」とする規定がある。

F 鹿児島県

鹿児島市、出水市、日置市、霧島市、姶良市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

鹿児島市、日置市、姶良市が定めているが、それぞれに違いがある。

鹿児島市は、運用指針において、墓地等の経営においては、これらの施設の性格上、永続性と非営利性が確保されなければならないことから、経営主体は、原則として地方公共団体とするが、これにより難しい場合にあっては、次のとおりとするとして、①地方公共団体による墓地等の新設、拡張が困難な場合であって、必要な範囲内において宗教法人又は公益社団法人及び公益財団法人が経営する場合、②古くから集落等に既存する共同墓地管理組合が経営する場合、③原則として個人墓地は認めないが、天災地変、公共事業等のため、既存の個人墓地等の移転又は変更が必要であり、他に受け入れ施設がない場合等特に止むを得ない事情にあると認められる場合、を挙げている。

日置市条例は、次の各号のいずれかの場合に該当していると認められるときでなければ、経営の許可をしないものとする、として、①地方公共団体、②墓地等の経営を行うことを目的として設立された民法第 34 条に規定する財団法人、③宗教法人、④現に墓地を所持する地縁による団体、⑤設置しようとする墓地の区域の面積が小規模なものである場合において、災害の発生、公共事業の施行等により墓地を移転する必要が生じたとき、⑥前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき、と規定してい

る。

始良市条例は、墓地等の適正な経営を行うことができると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものとする、として、①地方公共団体、②宗教法人のうち、登記された事務所を3年以上市内に有しているもの、③公益法人のうち、登記された事務所を市内に有しているもの④地方自治法に規定する市長の認可を受けた地縁による団体で、当該団体の構成員又は構成員の親族が利用する墓地の経営をしようとするもの、⑤山間地等へき地であるため付近に利用することができる墓地がない地域に居住している個人で、小規模かつ自己又は自己の親族が利用する墓地（焼骨を埋蔵するものに限る。）の経営をしようとするもの、⑥災害の発生又は公共工事の施行によりやむを得ず移転が必要となった墓地等の経営者で、移転先において引き続き、当該墓地等の経営をしようとするもの、と定めている。

3市それぞれの事情を反映しているものと思われる。

鹿児島市、霧島市条例には、特段の規定は見当たらない。

(2) 事前協議・説明条項

特段の規定は見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

始良市条例では、墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）で、墓地等以外の敷地と明確に区画されているものでなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない、と定められている。他市の条例には、特段の規定は見当たらない。

イ 距離制限

鹿児島市、出水市、日置市、霧島市の条例は、設置場所に着き、「市長が特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、①国道、県道その他主要道路、鉄道、河川、海、人家、学校、保育所、公園、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設からの距離が100m以上であること、②飲用水を汚染するおそれのない場所であること、と定めている。

始良市の各条例は、①鉄道、国道、主要な地方道、河川及び海岸から50m以上離れた場所であること、②公園、学校、病院その他公共的施設及び多数集合する住宅から100m以上離れた場所であること、③高燥かつ飲用水を汚染するおそれがない場所であること、④規則に定める場所以外の場所であること、と定めている。①の規定は、4市のうちでは、同市だけに見られる規定である。

ウ 構造の基準・緑地制限等

鹿児島市、日置市の各条例は、「市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生じるおそれがないと認めるときは、この限りでない。」としつつ、①周囲には、周辺の環境に調和した塀又は密植した樹木の垣等を設け、外部と区画すること、そのほか通路に関する規定をしている。

また、始良市条例は上記前提規定を設けず、①のほか、さらに排水、排水設備等の定めをしているが、緑地に関する規定は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

始良市条例のみ、区域面積が 2,000 m²以上の墓地の構造設備の基準を定めており、ア墓地の区域内には、管理事務所を設け、墓地の利用者が使用しやすい位置に便所、休憩所等を配置すること。イ墓地を利用しやすい位置に、おおむね墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ウ墓地の区域内に自動車を乗り入れる構造である場合には、自動車用通路の幅員は 4m 以上とすること。エ外部から見通すことのできない構造の周囲の設備に接し、その内側に 4m 以上の幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の設置状況により周辺の生活環境との調和が十分配慮された公衆衛生上支障がないと市長が特に認めるものについては、この限りでない、という規定を行なっている。

他の 3 市の条例には特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

始良市条例には、「市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」とする規定がある。

(6) みなし規定

町村合併前に行なわれた処分や手続に関する規定があるのみである。

(7) その他

日置市条例には、「埋葬については、地表から死体上部まで、2m 以上の深さを保つこと。」「死体の改装については、死体の防臭措置を講ずるとともに、死体発掘場所の消毒を行うこと。」とする規定がある。

始良市条例は、「埋葬を行う墳墓については、埋葬を行う場合の覆土の厚さが 1m 以上となる構造であること。」とする規定がある。

G 宮崎県

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市の 4 市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

5 市の条例は、すべて①地方公共団体、②次に掲げる者（地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めるときに限る。）イ宗教法人で、目的を達成するため、信者の需要に応じた必要最小限の墓地を境内地に設けようとするもの、ロ地縁による団体で、現に設置している墓地を移転し、又は統合しようとするもの、につき経営を認める旨の規定を行なっている。

(2) 事前協議・説明条項

特段の定めは見当たらない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

特段の定めは見当らない。

イ 距離制限

宮崎市条例は、学校、病院、公園、住宅等から 500m 以上の距離を有することを定めている。この 500m という制限は、北海道に見られず、我が国では最も違い部類に入るものと思われる。

その他の市条例は、①墓地の区域と学校、病院、公園及び住宅等との間に 100m 以上の距離があること、②墓地の区域が飲用水を汚染するおそれのない場所にあること、と簡略に定めている。

ウ 構造の基準・緑地制限等

宮崎市条例は、規模に応じた管理事務所、待合室及び緑地が設けられていること、と緑地に関する定めをしているが、特に具体的な指定はない。

他市の条例では特段の規定は見当らない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当らない。

(5) 市長の裁量権

特段の規定は見当らない。

(6) みなし規定

特段の規定は見当らない。

(7) その他

特段指摘すべき規定は見当らない。

H 沖縄県

豊見城市、沖縄市、うるま市等 7 市の市の条例を検討することができた。

(1) 経営主体に関する条項

豊見城市の条例は、「市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。」としつつ、①地方公共団体、②宗教法人であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者、③公益法人であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者、を定めている。糸満市、宜野湾市条例も同様であるが、③に「永続的に墓地の経営をしようとするもの」と定めている。

その他、③を規定せず、民法第 34 条に規定する法人であって、沖縄県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの、を加えるもの（うるま市）。③のほか、設置しようとする墓地が小規模な墓地であって、付近に利用することができる墓地がない場合に例外的に他の携帯の墓地を認めるもの（沖縄市）、①～③に加えて、地縁に基づいて形成された団体や、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地を経営しようとするもの次のいずれかに該当すると定めるもの（浦添市）がある。

(2) 事前協議・説明条項

うるま市条例は、「許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより墓地等の経営に係る計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長が特に事前協議の必要がないと認める場合は、この限りでない。」と定めている。また、浦添市条例は、申請予定者に対し、①あらかじめ、墓地等計画について、市長と協議すること、②墓地等計画の概要を記載した標識を墓地等計画地の見やすい場所に設置すること、③隣接住民等及び周辺住民等に対し、説明会を開催すること（ただし、個人墓地については、この限りでない。）、④隣接住民等に対し墓地等計画の内容を提示し、意見があれば十分に協議すること、を定めている。

他の4市条例等に特段の定めは見当らない。

(3) 距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項

ア 敷地の所有権条項

豊見城市、沖縄市、宜野湾市、糸満市の各条例は、「墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他権利が設定されていないこととなるものでなければならないこと。」と規定している。浦添市条例にも、同旨の条項が認められる。

イ 距離制限

豊見城市、沖縄市、宜野湾市、糸満市の各条例は、「市長が、焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。」旨の規定を行ないつつ、イ国道、県道、その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。ウ公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100m以上離れていること。エ水源を汚染するおそれのない場所であること。オ地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。カ周辺の美観を損ねることがないこと、等詳細な規定を行なっている。浦添市条例には、上記100m以上の規定のみが認められる。

うるま市条例には特段の規定はない。

ウ 構造の基準・緑地制限等

豊見城市、沖縄市、宜野湾市、糸満市の各条例は、「市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。」としつつ、「周囲は、障壁又は生垣等で境界を設けなければならないこと」、及び道路の幅員や排水設備等の定め等、詳細な定めをしているが、「墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと」「墓石区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること」と緑地帯に関する定めをも行なっている。

他の2市の条例において、特段の規定は見当たらない。

(4) 大規模霊園に関する規制

特段の規定は見当たらない。

(5) 市長の裁量権

豊見城市条例では、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。」と規定してい

る。

うるま市条例には、「市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。」「市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。」という規定がある。

浦添市条例には、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、規定する手続の全部又は一部を省略することができる旨の規定があり、また「市長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。」という規定もある。

(6) みなし規定

宜野湾市、糸満市の各条例には、当該条例の施行以前に県知事が行なった許可その他の行為に関する見なし規定が認められる。

(7) その他

特段指摘すべき規定は存在しない。

11 調査検討を踏まえた考察

〈1〉経営主体に関する条項について

墓地という施設の性格上、永続性は不可欠な要件である。では非営利性かどうか、営利性と永続性は相反するものである。営利を追求する法人等の団体（以下「企業」という。）にあっては、その活動が経済的動向に左右されやすい。100年以上変わらずに継続し続けている企業などほとんどないことに照らせば、自明であろう。また、企業は墓地経営は、必ずしも大きな利益を生むものではないから、営利団体が経営する場合、内外のステークホルダーから不採算部門としての終了や切り離しを求められる場合があり、それに抗しがたい事態が起こりうる。企業が行なう文化活動や社会貢献活動の継続は、ひとえにその企業の業績が好調であること、あるいは安定した財産基盤が存在することが不可欠である。

また、墓地の経営者は埋蔵、収蔵等の求めを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないものであり（墓埋法 13 条）、それ自体公益的なものである。また、多くの使用希望者に対応できるようにするためには、高額な費用を設定すべきではない。このようなことから、経営主体には非営利性ととともに公益性も確保されなければならない。

以上の観点からすれば、墓地の経営主体としては、地方公共団体、墓地経営を主たる目的とする公益法人、宗教法人がふさわしい。また、これとともに、既に墓地を管理している地方自治法 260 条の 2 に規定する地縁団体、墓埋法附則第 26 条により墓地経営を受けたものとみなされる者等、地域の必要に応じて経営主体性を認めるべきであろう。また、それらの既存の規定では対処できない場合を想定して、「市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認め、かつ特別の理由がある場合」等の裁量規定を置くことも検討されるべきである。

宗教法人や墓地経営を主たる目的とする公益法人に関しては、市内に事務所を有することとその活動年数等が条例に規定される場合が多い。宗教法人に関しては、墓地開設者となっていることが名義貸しであることがある。宗教法人の内部の調査は、信教の自由との関係で難しい場合が多く、それを補う客

観的な基準を設けることは、これを阻止する一つ的手段として、事務所の所在地や活動年数を定めることは有用である。しかしながら、名義貸しを排除すべきことは、墓地の永続性や経営の適正化にとって必要なことである。外形的な基準のみではなく、永続性の確保の観点から、団体内部の管理体制や財産基盤等につき、条例の施行規則や要綱において十分な規定を設ける必要がある。

墓地経営を主たる目的とする公益法人については、事務所に関する規程は措くとして、活動年数をあまり厳格に規定すると新規の公益法人を閉め出すことになりかねない。活動年数に関しては、寛大な規定であっても良いのではと思われる。

なお、公益法人に関しては、公益財団法人に限定して経営主体性を認める例があるが（広島県等）、財産基盤があり、組織としてしっかりしたものであれば、特に排除する理由はないのではないと思われる。

〈2〉事前協議・説明条項について

各地の条例では、申請予定者に対し、①市長との事前協議、②近隣住民への墓地計画の周知を図るための概要を記載した標識の設置、③近隣住民に対し説明会を開催し、当該造成計画に関し理解を得るよう努めなければならないこと、等を規定する例が多い。特に大都市近郊において顕著である。

墓地の経営は、周囲の環境や周辺住民の生活環境に及ぼす影響が大きい。役所においては、その計画をいち早く知り、早期の段階で適切に対処する必要がある、また、近隣住民らの意向も尊重すべきであるから、上記のような事前協議や事前説明を規定することはやむを得ないところであろう。ただし、近隣住民からの同意書を要求したり、住民の意見を反映して計画を変更するなどの措置をとっている申請者に対し加重的な負担を強いることも問題である。墓地の必要性和周囲に及ぼす影響等を勘案しつつ、市区において事案に即した対応が取れるような規定を設けることが望ましいのではないかと。

〈3〉距離・緑地制限等の敷地に関する遵守条項について

ア 敷地の所有権条項

経営主体の財政基盤が健全であること、墓地の永続性、権利の安定性等観点から、墓地の敷地は経営者の所有であること、抵当権等の担保物件が設定されていないことは極めて重要である。条例で明記していない市区も未だ多く見られるが、規定しておくべき事項である。

イ 距離制限

墓地と住宅、学校、病院その他の公共施設からの距離制限を設ける例は多い。100m、110m といったところが主流であるが、200m、300m とする例もあり、宮崎市のように 500m とする例もある。墓地が嫌忌施設として認識されることはやむを得ないところであるが、障壁又は密植した垣根を設けることで、ある程度の対処は可能である。また、焼骨の埋蔵が主流である今日、あまり長距離を定めることの必要性には疑問を禁じ得ない。

また、河川、海又は湖沼に関しては、単に位近接していないこととする程度にとどめ、設置場所につき、飲料水を汚染するおそれのない土地であることとする規定で対処しても目的は達しうるのでないと思われる。

ウ 構造の基準・緑地制限等

墓地の構造設備については、前述した通り障壁又は密植した垣根を設けること、墓地内の十分な幅員のある道路の設置や、排水設備、墓参者向けの設備を規定する例が多い。また、周囲の環境との調和を

求める趣旨の規定を設ける例も少なからずある。

一定の緑地の確保を求める規定は、全国的に上例においてあまりなされていないことは意外であった。環境保全のため、大規模墓地でなくとも、一定の緑地確保の規定は必要ではないかと思われる。その他の施設を含め、公衆衛生の確保や周辺住民や土地利用者との間の公共の福祉の維持という観点から、必要かつ合理的な規定がなされるべきである。

〈4〉大規模霊園に関する規制について

大規模霊園に関しては、広さに応じた緑地割合を定める例があり、15%から30%程度を定めることが多いようである。また、通路に関しても一般的は墓地に比べて幅員や路面等の整備を規定する例が多い。

〈5〉市長の裁量権について

「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。」との規定を定めている条例は少なくない。しかしながら、条例に関する施行細則的な規定である場合は別として、墓理法の規定を市の墓地行政において具体化した条項として制定することは、国民の権利義務に直接的に係わることであり、本来地方議会を通じて行なうことが妥当ではないかと思われる。市長にあまりに広範な規定の設定権を認める趣旨であるならば、その適法性に疑問の余地が残るであろう。

また、「市長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者に必要な報告を求めることができる。」とする規定も、少なからず認められる。しかしながら、墓理法（18条1項）が首長に立ち入り調査権を認めるのは火葬場のみであり、墓地、納骨堂については、管理者から必要な報告を求めることで立ち入り調査権に代えている、との見解が主流である。上記条項は、法律の範囲を超える規定である点で適法性に疑問がある。

〈6〉みなし規定について

市区の条例に、「この条例の施行の日前に、〇県条例の規定により〇県知事が行った墓地等の経営の許可等の処分その他の行為は、この条例の相当規定により市長が行った処分その他の行為とみなす」旨の規定がどの認められるか注目していたが、意外なほど設けている例は少なかった。

存在していなくとも、当然の事柄であるともいえるが、たとえ注意的な規定にすぐなくとも、従前の許可や処分の効力は明確にしておくべきではないかと思料する次第である。

〈7〉その他

埋葬を一切禁止する旨の条例もあるが、それを明記せず、埋葬する場合の墓穴の深さ、あるいは棺（ないしは死体）の上部までの土の厚さを規定する例が多く認められる。深さについては、1.5m、2m、1.8mという規定があり、土の厚さは1mないしは1.5mと規定されている。

また、各地において特色のある規定が認められるが、長野県諏訪市条例は散骨場を設けることを定めており、熊本県八女市条例は合葬墓を設けることを定めている。いずれも、今日の墓地利用の状況をいち早く捉えた規定として特筆に値するものと思われる。

3-3 公営墓地条例等が定める墓地使用权に関する地域的研究

國學院大學 一木孝之

3-3-1 序論

(1) 研究目標

公営墓地における墓地使用权のあり方に関しては、地方自治体制定の条例および施行規則に定めがあり、その内容には一定の共通性が認められる一方で、詳細上の差異が存在するものと思われる。この場合において、複数の墓地条例および施行規則において確認される「共通項」から、公営墓地において墓地使用权利が備えるべき本質的要素を抽出したい。また、特定の公営墓地に散見される「特異項」を比較することで、地域的特性などに起因する権利の変容に関する分析、さらに運営自治体による墓地管理行政の検証を試みる。

(2) 研究手法

上記研究は、最終的に、日本全体の公営墓地に関する条例および施行規則の網羅的分析によって完成されることになるが、今年度は、以下の方法により、段階的な地域研究を行った。

① 対象地域の決定

第 1 に、今年度の目的を、「東日本の公営墓地における墓地使用权のあり方」に設定した。とりわけ時間的制約の大きい中で、全日本に関する総合的研究を将来的に完成させるためには、東日本（北海道、東北、関東および中部〈北陸・東海〉地方）と西日本（近畿、中国・四国および九州・沖縄地方）のそれぞれにおける墓地使用权の態様を分析し、そこで得られる成果を統合または比較することが、最も効率的と考えられるからである。

第 2 に、東日本 23 都道府県のうち、調査対象として、北海道、宮城県、福島県、東京都、新潟県、長野県、愛知県を選定した。これは、もっぱら研究上の時間的制約との関係で、東北、関東および中部地方については、大都市を擁する県であり、かつ近年の震災発生（または予想）との関連が深いものを優先的に調査するとの方針によるものである。

② 検討項目の設定

上記都道府県内の公営墓地に関する条例および施行規則を分析するに際し、(i)「使用权の発生」(ii)「使用料」(iii)「管理料」(iv)「使用权の移転」(v)「使用許可の取消し」および(vi)「使用权の消滅」の項目を設定した。これらは、使用权者の資格、使用权の成立から消滅に至るプロセス、ならびに墓地使用に対する墓地管理者の関与における「共通項」と「特異性」を検討する際の視点となる。

なお、使用权者が負う義務といった「使用权の内容」については、(vii)「備考」に特記事項として採録することにした。

③ 整理作業の実施

上記選定 7 都道府県の条例および施行規則を、所定 7 項目に従って整理し、別表のどおりまとめた。整理の対象となる条例および施行規則は、平成 26 年度研究において入手したものによった。

3-3-2 分析その１ ―東日本の公営墓地に関する条例等における墓地使用権の規定方針

墓地使用権は、他人の土地の利用権としての性質上、民法が定める地上権（265 条以下）または土地賃借権（601 条以下）に類似するが、焼骨埋蔵という特殊な目的や、祭祀主宰との密接なかかわりといった特異性を備える。加えて、使用権の対象が公営墓地である場合には、地方自治体、とりわけ首長（知事、市長など）との関係を前提とするため、純粋に私法上の契約および権利義務という枠組みを採用することが困難になる場合があり得る。

（１）使用権の発生

使用権は、申請を受けた知事、市長（ほか代表理事など）の許可に基づき発生する。申請手続に、公募（および抽選）が先行する場合がある（３（４）③参照）。発生した使用権の行使、ならびに承継その他手続のために、使用許可証が交付される。使用権の対象である墓地の区画が条例等で定められる場合には、１使用権者（または１世帯）１区画が原則であり、複数区画の使用が認められる場合は少ない（３（４）②、③参照）。

使用権者資格の核心は、「墓地所在地域内に特定の期間住所（または本籍）を有すること」である（現実の居住が要求される場合もある）。墓地の公営性からして、地域住民による使用への限定が当然とされるなか、住所要件が明記されない場合があることは注目に値する（３（２）①、（４）①参照）。もっとも、申請時の地域内住所が必須とされるとしても、第１に、申請後または許可後の転居を不問とし、あるいは例外として位置づける方向性はある（３（２）①、③、（４）①、②参照）。第２に、市外居住者の申請に対しては、将来の地域居住希望者の使用を例外的に認める条例（３（２）②参照）もあるが、むしろ、市内在住管理人の選任を条件に許可する場合が多い（３（４）①、②参照）。

使用権許可条件として、以上に加えて、「祭祀主宰者であること」や「親族が死亡したこと」が要求されることがある。ほかにも、「他の埋蔵施設の使用許可を受けていないこと」（３（３）参照）や、「許可証の発行から３年以内に墳墓ができること」（３（４）③参照）が挙げられる場合もあり、将来の必要性に備えた墓地の確保を排除する方針があり得るものと考えられる。その一方で、使用権の許可に際しては、「市長の承認」を理由とする例外が設けられる場合が数多くみられる。

（２）使用料（永代使用料）の納付時期

墓地使用権の対価である使用料（「永代使用料」と明記されることがある）の納付時期に関しては、申請時、許可時、または市長などが定める日に分かれる。許可証の発行が、使用料納付と引き換えになされることもある（３（２）①参照）。このことは、とりわけ公募（および抽選）の有無との関係とあわせて検討すべきものであるように思われる。なお、全額納付に対する例外的措置としては、貧困、災害といった特別事情や市長が認める場合に減免をみとめるもの（３（１）、（２）①、（３）、（４）③参照）、または例外的な分納を定めるもの（３（２）②、（３）、（４）①、②参照）に分かれる。使用料の金額は、（墓地ごとの）一律設定、区画ごとの決定、または面積に応じた算定のいずれかの方法によって決まる。市外居住者の使用その他例外的な場合における増額が定められることが少なくない（３（１）、（２）①、②、（４）②、③参照）。

既納使用料は、不還付が原則であるが（ただし 3（2）①参照）、多くの条例において、墓地が特定期間（多くは 3 年）不使用のまま返還される場合において、全額または一部の還付が規定されている。まさに使用の対価であることからして当然であり、むしろ、例外的還付規定をほとんど持たない地域の特殊性が際立つ（3（4）②参照）。

なお、使用料の規定を持たない条例等が散見された（3（1）、（4）③参照）。この場合において、明文にあらわれない別の運用によって、対価が事実上徴収されているのか、それとも、（民法上の使用貸借〈593 条以下〉のような）完全に対価なしで墓地使用が認められているのか、なお調査が必要であるように思われる。

（3）管理料の徴収

公営墓地全体の清掃や整備のために徴収される管理料の徴収については、使用料と同様に許可時の前納とされることもあるが（3（1）参照）、年度払いが通常である。金額は、使用料と同様であり、面積に応じた算定よりも、一律設定または区画ごとの決定によることが多い。管理料に関しても、貧困その他特別事情による減免が認められる（3（1）、（2）①、②、（3）、（4）①、②参照）。

既納管理料も、不還付が原則とされる。例外的還付規定は、多いとはいえない（3（1）、（2）②、（3）、（4）①参照）。墓地使用の対価である使用料と異なり、墓地全体の整備にかかわる管理料については、徴収後の還付必要性が高くないものと考慮されている可能性がある。

その一方で、管理料に関しては、具体的規定を持たない条例等の多さを特徴として挙げることができる（3（1）、（2）①、②、（4）②、③参照）。個別の墓地の維持管理責任は使用権者にあるとして、墓地全体の運営および管理費用が、使用権者からの金銭徴収なくしてどのようになされているのか、さらに検証を要する問題といえる。

（4）使用権の自由な譲渡や墓地の転貸

使用権の自由な譲渡や墓地の転貸は、一部の例外（使用権者が寺院である場合など、3（4）②参照）を除いて認められない（明文で禁止される場合と、使用権取消事由として位置づけられる場合に分かれる）。

その一方で、使用権は、使用権者死亡の場合に、祭祀承継または相続のかたちで、祭祀承継者、親族または縁故者の申請を受けた市長等の承認により移転する。その際の手続として、申請書の提出のみで足りるとされる場合はわずかであり（3（2）②、（4）③参照）、多くの場合には、使用許可証、申請者の住民票の写し、使用権者と申請者の関係を証明する書類（承継原因証明書類、戸籍謄本または抄本など）、祭祀主宰者であることを証明する書類その他必要と認められる書類の添付が求められる。

（5）使用権の取り消し

使用権は、（あ）「維持・管理の放置が特定期間継続していること」、「使用権者が死亡し、または特定の期間所在が不明である場合において、承継人等が不在であること（使用権者が法人である場合において、解散後承継申出がなされないことを含む）」といった墓地の不使用、（い）「不正手段により許可が取得されたこと」、「使用料が完納されないこと」、「管理料未納が特定期間継続していること」、「許可目的外に使用されていること」、「使用権が譲渡され、墓地が転貸されたこと」および「条例、規則または指示に違反したこと」といった墓地の不正使用、ならびに（う）「公共・公益上の理由があること」を

理由として、市長等により取り消される。上記取消事由の組合せが、地方および個別公営墓地の特徴を形成する。

(6) 使用権の消滅事由

使用権の消滅事由として共通するのが、「墓地が不用となったこと」である（このほか、「使用権者の死亡または所在不明、ならびに祭祀主宰者等の不在」を、取消事由ではなく消滅事由に含める条例等もある）。使用権者は、不用墓地を返還するに際しては、原状回復を義務づけられる。市長は、原状回復作業を代行したうえで、使用権者から代金を徴収する一方で、状況により現状返還で足りる旨を承認することができる。

(7) 墓地使用に関して

なお、墓地使用に関しては、焼骨埋蔵用に限定される場合が大半であり、土葬や死体の埋蔵が規定によって禁止されることもある一方（3（2）②、（4）①、②参照）、焼骨のみならず死体の埋蔵を許容する墓地もある（3（1）参照）。使用期間は、無期限とするもの（3（2）②参照）、または施設ごとの有期を定めるもの（3（3）参照）に分かれる。

このほか、条例等のなかには、墓地の維持管理責任が使用権者にあるとして、「誠意をもった善良な管理義務」を要求し（3（2）②参照）、故意または過失により市の施設を破壊した場合の賠償責任を定めるもの（3（4）③参照）、市長には必要に応じた墓地変更（返還・移転）権限があり（3（4）②参照）、災害その他に基づく損害に対する免責を明記するもの（3（4）③参照）がある。公営墓地の使用にかかわる当事者の権利義務の詳細説明については、今後の整理・分析作業にゆだねたい。

3-3-3 分析その2 一東日本の各地方における墓地使用権

(1) 北海道

北海道の分析対象公営墓地は、18 か所である（以下別表北海道 1 伊達市、2 歌志内市、3 江別市、4 三笠市、5 小樽市、6 深川市、7 石狩市、8 赤平市、9 千歳市、10 千歳市、11 帯広市、12 函館市、13 美唄市、14 富良野市、15 北広島市、16 網走市、17 紋別市および 18 夕張市）。条例および施行規則の内容・分量には差が認められる（詳細なものとして 9、11、12、15、16 が、簡素なものに 2、10、13、14、18 がある）。

(i) 使用権は、市長の許可により発生する。その際に、許可証の発行を明記する条例および施行規則が大半である（1、4、7、8、9、11、12、14、15、16、なお（vi）との関係で 3 および 6 も参照）。申請の際の提出書類（戸籍謄本、住民票の写し、火葬許可証など）が、施行規則で詳細に定められることがある（7、8、9、15、16）。

使用権者の資格としては、「市内に住所を有すること」が共通している（居住期間を明記する場合がある、4〈1年〉、15〈3年〉）。その他の条件については、たとえば、「親族に死亡者がいること」が条例で明示されているほか（4、8）のほか、「特別の理由（または事由）」や「市長が特別に認める」ことによる例外を定める条例（3、5、6、7、8、11、12、14、15）、さらに、「特別の理由」に該当する事実として、「市区域内に親族を有すること」「墳墓を改葬しようとする事」「市に本籍を有すること」を挙

げる施行規則がある（9、16）。

（ii）使用料は、許可時に「前納」することになっている（3および15は「永代使用料」であることを明記する）。使用料に関しては、墓地種別に応じて決定される場合（2、11）、または墓地面積に応じた金額が表記される場合（13）がある。また、（貧困その他）「特別の事情（または理由）」などによる使用料の減免手続が認められることが少なくない（1、3、6、7、11、12、13、16、17、なお、12は、特別の理由により使用が認められる場合の使用料増額も定める）。

既納使用料は、（原則）不還付である（1、3、4、5、7、8、9、11、14、15、16、17）が、「使用許可から3年以内の墓所返還」（2分の1、4）、「使用権者の責任によらない理由による使用不可」（5）、「市長による墓地返還命令」（未葬地は全額、既葬地は100分の70、7）、「市長が特に必要と認めた場合」（全額または一部、8）、「使用取消し以外の理由による許可日から3年以内の返還」（100分の50、9）、「墓地返還して再使用しない場合」（未葬地は全額、既葬地は100分の70、11）、「使用許可から3年以内の墓地返還」（5割、12、なお、改葬時は不還付とする）、「許可後3年以内の墓地返還」（全額、15）「使用許可から3年以内の墓園返還、または合葬墓の生前予約の使用許可から3年以内の届出による使用取消し」（5割、16）を条件とする還付が認められている。これに対して、墓地返還に対する使用料不還付を明記するものもある（14、17）。

なお、使用料に関する規定を持たない条例がある（10）。

（iii）管理料に関しては、具体的規定を持たない条例等の多さが、特徴として挙げられる（1、2、4、5、6、7、10、13、14、17、18）。

管理料が予定される場合は、使用料と同様の（許可時）前納（3、8、11〈1平方メートル6000円〉、15）が多く、年度はじめの納入通知書による納付はわずかである（12）。貧困その他の特別事情による管理料減免が認められている（3、11、12、16）。既納管理料もまた、（原則）不還付であり（3、8、9、11、12、15、16）、例外的条件のもとで、全額または一部の還付が認められることがある（8、9、11、15、16）。

（iv）使用権の自由な移転は、禁止される（2、3、6、7、9、10、12、15、16、17）。墓地の転貸（貸付け）も同様である（7、9、10、12、15、16、17）。

使用権の移転は、（民法897条所定の）祭祀承継（1、4、5、6、9、10、11、12、15、16）、相続（2、3、5、7、8、9、10、12、15、16）によって生じる（17は、「配偶者または遺族による継承」を認める）。特別事情および市長の許可は、祭祀承継または相続と併存する場合（1、3、4、8、11）と、（おそらくは）祭祀承継および相続を包括する場合（13、14）に分かれる。承継申請に際しては、申請書を提出するほか、使用許可証、使用権者の承諾書、承継者の戸籍謄本あるいは抄本、または住民票の写し、祭祀承継者であることを証明する書類、使用権者との関係を証明する書類、その他市長が必要と認める書類の添付が求められることがある（4、8、9、11、15、16）。条約等で、承継許可証の交付が明記され（8、9、12、15、16）、または名義書換手数料が定められる場合がある（13〈使用料の3分の1〉、14〈使用料の2分の1〉）。

（v）使用許可は、市長によって取り消されることがある。条約等で定められる取消事由は、（あ）「許可後一定期間（1年、3年または5年）の不使用」や「使用権者の死亡または所在不明および承継者の不在」といった墓地の不使用、（い）「使用許可申請上の不正」、「使用許可目的以外の使用」、「墓碑以外の植栽その他工作物の設置」、「墓地の維持・管理妨害行為の継続」、「墓地の貸与」、「墓地への抵当権設定」、「使用権の譲渡」、「使用許可申請上の不正」、および「法律、条例や規則の違反」といった使用上

の不正、ならびに（う）「公益上の必要性」の組み合わせで決定される。

なお、使用許可取消しを定めない条例も存在する（2）。

（vi）墓地使用の実態がない場合（使用権者死亡後一定期間の承継者不在、使用権者不明状態の一定期間の継続）、使用権者にとって許可された墓地が不用となる場合や使用権が許可が取り消される場合には、使用権は消滅する（1、3、4、6、7、8、9、10、11、12、15、16）。不用や取消しを理由とする消滅の場合には、使用権者は、所定の書類を提出し（3、4、5、6、7、9、11、15、16）、原状回復および返還義務を負う（8、9、12、15、16）。

（vii）なお、使用権者は、墓碑等の設置規格遵守（4、6、8、10〈墓碑以外の植栽・工作物設置の禁止〉、11、14、15、16）、使用墓地の清掃・維持や工作物の補修（1、3、5、6、7、11、12、14、15、16）、危険および障害の防止（1、5、6、7、11、14、15〈原状回復を含む〉、16）、ならびに他の墓地等を損傷した場合における損害賠償（5）を義務づけられる。また、禁止事項として、使用権者の親族以外の埋葬（2、11）、目的外使用（14）がある。焼骨以外、つまり死体の埋蔵については、明確に禁止される場合もあるが（5、16）、むしろ焼骨とならんで死体の埋蔵が許容され、必要な手続が定められている場合が目立つ（6、7、15）。

（2）東北地方

① 宮城県

宮城県の分析対象公営墓地は、4 か所である（以下東北 1 塩釜市、2 角田市、3 仙台市、4 登米市）。条例および施行規則の内容・分量に関しては、1、2 に比して 3 および 4 が詳細である。

（i）使用権は、市長の許可により発生する。許可証は、使用料（全額）納付と引き換えに交付される（1、3、4）。申請手続として、許可申請書の提出、ならびに戸籍抄本、住民票の写しの添付を明記するものがある（4）。

使用権者の資格に関して、「市内に住所を有すること」である点は共通している。そのうえで、祭祀主宰者性（3）や、死亡者の存在（4）を要求するものがある。使用権者の例外条件としては、「相当の理由」（1、4）、「許可後の市外転居または特別の理由」（2）および「市内に本籍・墳墓を有すること、その他特に必要と認める場合」（3）が挙げられている。

（ii）使用料は、（納入通知書を受けての）前納のみである（2、4 は、「永代使用料」と明記する）。使用料は、1 区画につき定めるもの（4）、墓地面積によって決定するもの（1）および墓地の性格（一般・芝生・個別集合）と面積に即して列記するもの（3）に分かれる。市外使用権者の場合において、使用料の増額を明記するものが大半である（1、3、4）。使用料の減免に関しては、特別の必要性（または理由、1、2）や災害その他相当の事情（書類提出手続あり、3、4）に基づき認められている。

既納使用料に関しては、不還付のみを明記するもの（2）、許可から 3 年以内の墓地の全部または一部返還に対する半額還付を定めるもの（3）、ならびに還付に触れないもの（1、4）に分かれる。したがって、既納使用料不還付が原則とされていない。

（iii）管理料は、年度ごとの納付である。金額は、区画ごとの固定（1、4）、または墓地の性格（一般・芝生・個別集合）と面積に応じた決定（3）のいずれかであり、納入方法や期限に関する詳細が定められている。管理料は、「災害その他の事由」（3）に基づき、または市長が必要性を認めた場合（4）に減免される。

なお、管理料に関する定めを置かない条例がある（2）。

（iv）使用権は、使用権者の死亡や、「市長が定める原因」（使用権者が、墓地の維持管理が困難な遠隔地に居住すること、高齢の使用権者による祭祀主宰が困難なことなど）に基づき、祭祀主宰者（3）または使用承継者（4）に移転する。承継は、届出を受けた市長の承認を要するが、その際に、たとえば、使用承継届出書の提出、ならびに使用許可証、承継原因証明書類（3）、それに加えて承継人の戸籍抄本および住民票の写し（4）の添付が要求される。なお、使用権の譲渡や墓地の転貸は、使用権取消し（v）の原因となる。

（v）使用権は、（あ）「許可日から2年間の不使用（焼骨埋蔵施設の不設置を含む）」、「使用権者の死亡と祭祀者の不存在」「使用権者（および縁故者等）の一定期間の所在不明」といった墓地の不使用、（い）「不正手段による許可の取得」、「許可目的以外の使用」、「（承継人以外への）使用権の譲渡または転貸」および「条例、規則（およびこれに基づく指示）の違反」といった使用上の不正を理由に取り消される（1から4参照）。

（vi）使用権は、墓地の不用や使用許可の取消しにより消滅する（4は、使用権者、縁故者および祭祀主宰者の不存在や、相続人なき使用権者の一定期間の所在不明を、取消原因ではなく、消滅原因と定める）。不用を理由とする消滅に際して、使用権者は、使用廃止届出書を提出し、使用許可証および印鑑証明書を添付するよう求められることがあり（3）、墓碑、骨壺、灯籠等の一切の私有物ならびに構造物としての納骨室本体等を土墓地通路と同じ高差まで撤去する（4）などの原状回復義務を負う（3は、市長が承認する場合の現状返還を是認する）。

（vii）なお、墓地はすべて焼骨埋蔵用と定められるほか、墳墓目的以外の使用（1、4）や所定の場所以外での線香使用、焼香や献花（3）が禁止されている。

② 福島県

福島県の分析対象公営墓地は、9か所である（以下東北5 喜多方市上ノ山、6 喜多方市地平家北、7 喜多方市西岡、8 喜多方市高郷、9 須賀川市、10 南相馬市原町、11 南相馬市鹿島公園、12 二本松市、13 白河市）。条例および施行規則の内容・分量に大差は見られない。

（i）使用権は、市長の許可により発生し、許可証が交付される。許可証交付が、使用料全額納付と引き換えになされることがある（10、11）。

使用権者の資格については、「市に住所を有すること」を要求するものが大半であるが（5、6、9、10、11、13、なお、12における申請時住民票抄本添付も参照）、明示しないものもある（8）。市の区域に住所を有しない者、ならびにすでに墓所を有する者とその同一世帯員を明確に除外する条例（7）がある一方で、「本市に墓地があること」「本市に本籍があること」「将来本市に居住を希望すること」「本市に住所を有する者が死亡し、その祭祀主宰者が市外に住所を有すること」などを理由とする例外的許可を認める施行規則がある（9、なお、10、11も参照）。

（ii）使用料は、許可時納付がほとんどである（5、6、8、9、10、11、12、13）。金額については、市外の使用権者につき増額を明記する条例がある（9、10、11）。例外的減免の承認は少なく（6、7、9）、むしろ、特別事情に基づく（1年または2年を限度とする）分割納付可能性が規定されている（10、11、12）。

既納使用料は不返還とされ、ひとつの例外（11）を除いて、墓地返還や申請取下げ、特別の理由に基づく一部返還が定められる（5、6、7、8、9、10、12、13）。返還額については、許可日から15年以内

の墓地返還の場合に、既納額×20分の1×年数、15年以後の墓地返還の場合に、既納額×4分の1とするもの（5、8）、許可日から3年以内の墓地返還の場合に、既納額の80%（9）または2分の1（12）とするものがある。

（iii）管理料は、年度納付である（もっとも、5、8、9は、「永代管理手数料」を認めている）。手続に関して、詳細な規定を置く条例等が多い。金額に関しては、1平方メートル500円程度とするもの（5、8、9）と、1区画1200円とするもの（11）に分かれる。「市長が必要と認める場合」（5）、「特に必要な場合」（生活保護法に基づく扶養受給または災害等による所得喪失、9）や「特別な理由」（10）を条件とする管理料の減免や徴収猶予が認められている。既納管理料は不返還を原則とするが（5、7、8、9、10、11、13）、墓地不使用・返還時の一部返還が認められることもある（7、9）。

なお、管理料に関する規定が存在しない場合がある（12）。

（iv）使用権は、使用権者の死亡その他使用権行使不可能を原因とし、市長の承認により承継される（5、6、7、8、9、10、12）。前記原因発生後の祭祀承継人の申請を、手続上要求するものがあり（11、12）、その際には、使用権承継届の提出のみで十分とするもの（6、7）のほか、承継原因証明書類（5、8、11）、使用許可証および承継人の住民票抄本（12）、使用許可証、承継原因証明書類および承継人の住民票の写し（9）、使用許可証、申請者の住民票、使用権者との関係を証明する戸籍謄本等および死亡以外の承継の場合における使用権者の印鑑登録証明書（10）、使用許可証、祭祀主宰者の戸籍謄本または抄本、住民票謄本その他市長が必要と認める書類（13）の添付が要求される。

なお、権利譲渡、転貸および担保提供を明文で禁じる条約等は少ない（9、13）。

（v）使用許可の取消しについて、（あ）「使用権者死亡2年経過時の承継人不在」、「使用権者の所在不明から7年の経過」といった墓地の不使用を挙げる条例等はわずか（10）であり、他は、（い）「不正手段による許可取得」、「管理料の3年間未滞納」、「許可目的外の使用」、「使用権の譲渡または貸付」および「条例、規則または許可条件の違反」といった不正の使用を理由とするものが多い（5、6、7、8、9、10、11、13）。

なお、使用許可の取消しに関する規定が存在しない場合がある（12）

（vi）「使用権者死亡後の承継人不在」、「使用権者所在不明から7年の経過」を使用許可の取消しではなく、使用権の消滅事由とする条例等が多い（5、6、7、8、9、11、12、なお13も参照）。墓地の不用や使用許可の取消しも消滅原因であり、その場合には、墓地は原状回復の上で返還されねばならない（5、6、7、8、9、10、11、12）。

（vii）なお、墓地はもっぱら焼骨埋蔵用とされ（5、6、7、8、9、10、11、12、13）、土葬禁止が明文化される場合がある（6）。また、墓地の使用を無期限としたうえで維持管理者を使用権者とし（7）、または使用権者の「誠意をもった善良な管理義務」を明記するものがある（11）。

（3）関東地方

東京都には、複数の都営墓地を包括的に規律する都の条例（関東1 東京都）、ならびに個別の条例および施行規則がある（2 羽村市、3 八王子市）。

（i）使用権は、知事または市長の許可により発生し、許可証（または使用券）が交付される。

使用権者の資格は、第1に、東京都の区域内または市内に、（特定期間、2〈引き続き3年以上〉、3〈引き続き1年以上〉）住所を有することである（1は、東京都の区域外霊園と所在市住民に関する例外が定める）。第2に、祖先の祭祀を主宰すべき者であることが挙げられる（合同埋葬施設または樹林型合同

埋葬施設使用の例外あり)。第 3 に、すでに墳墓等（埋蔵施設、長期収蔵施設または短期収蔵施設）の使用許可を受けていないことが要求される（1 は、例外として、一時収蔵施設申込みや、知事が必要と認める場合がある）。区画墓地と合葬式墓地を区別して、付加的条件が挙げられることがある（2、3）

(ii) 使用料は、使用許可の際に納付する。使用料について、減免可能性を認めたうえで、徴収猶予、一部徴収および分割納付手続を定める条例および施行規則がある（1、3）。

使用料は、原則として不還付であるが、知事が相当と認める場合には、全部または一部が還付される具体的には、3 年以内の届出に対し、原状回復と引き換えに、使用経過期間に応じた金額が還付されるもの（1）、許可から 6 か月以内の原状回復・返還がなされる場合に全額が、使用権者の転出を理由とする届け出と原状回復がなされる場合に 2 分の 1 が還付されるもの（2）、ならびに 2 年以内の全区画返還を受けて半額が還付されるもの（3）に分かれる。

(iii) 管理料は、年度ごとに徴収される。金額は、区画面積ごとに算定される（2、3）。管理料は、生活保護や特別法による支援を受けている場合の使用料の 2 分の 1 の減額、ならびに埋蔵施設や墓碑の重要文化財指定または知事が必要と認めた場合における免除可能性が認められ（1）、または、災害その他の突発的事故の場合や、生活保護法等の支援を受けながら生活が困窮している場合において、6 か月以内の猶予、または 1 年以内の分納手続が用意委されている（3）。管理料は原則として不還付であるが、知事が相当の理由を認める場合には、全部または一部が還付される（1）。

(iv) 使用権は、使用権者の死亡その他の理由に基づき、知事または市長に対する申請と同人の承認により承継が認められる（1 は、長期または短期収蔵施設の承継者が祖先の祭祀主宰者であるとし、使用権者の地位の承継に関して、婚姻および養子縁組の場合と発生した事情、ならびに祭祀主宰の困難な場合につき定める）。手続は、承継使用申請書の提出、ならびに使用許可証（または使用券）、承継原因証明書類、祭祀主宰者疎明書類（使用権者と承継申請者の続柄を証明する書類など）の添付である。

転貸または使用権の譲渡は禁止される（1）。

(v) 使用許可は、(あ)「期限を過ぎた埋蔵または収蔵の不実施」といった墓地の不使用・遅延、(い)「不正手段による許可取得」、「使用料の未納付」、「管理料の（2 年間または 5 年間の）未納付」、「許可条件の違反」「規則または命令・指示の違反」といった不正の使用を理由に取り消される。

(vi) 使用権の消滅に伴い、原状回復と返還が定められている（2、3）。

(vii) なお、墓地は焼骨埋葬用とされる（合葬埋蔵施設および樹林型合葬埋蔵施設の例外あり、1）。この場合の焼骨とは、原則として親族のそれであるが（3〈埋蔵可能焼骨の列記〉）、使用権者が親族以外の遺骨を埋蔵する際には、死亡者の祭祀主宰者であることの疎明書類を添付しなければならない（1）。使用期間に関して、長期収蔵施設を 30 年、短期収蔵施設を 5 年、一時収蔵施設を 1 年とし、期間満了後の更新可能性を明記する条例がある（1）。

（4）中部（北陸・東海）地方

①新潟県

新潟県の分析対象公営墓地は、4 か所である（以下中部 1 燕市、2 糸魚川市、3 長岡市、4 柏崎市）。条例および施行規則の内容・分量は、いずれも同程度である。

(i) 使用権は、市長の許可により発生し、許可証が交付される。

使用権者の資格については、市内住所を明示するもの（1〈許可後の市外転居が権利に影響しないこ

と明記)、3〈相当の理由による例外を承認〉)と、要求しないものに分かれる(2、4)。

(ii) 使用料は、たとえば、区画当たり定められた永代使用料を許可時に納付するもの(1、なお3も参照)と、免責を基準とする年額を前納するもの(4)に分かれる(このほか、墓地ごとに上限を定められた永代使用料が、指定管理者の収入として収受される旨を定めるものもある、2)。市長が必要と認める場合の使用料の減免可能性が認められることがある(1、2)。

既納使用料の不還付が規定される一方、還付手続が用意される(1、4)。

(iii) 管理料は、年度支払いである。金額は、(墓地ごとの)区画あたりで定めるもの(1、2)と、墓地面積ごとに計算するもの(3、4)に分かれる。減免および還付手続が用意される(1、3、4)。

(iv) 使用権を他人に譲渡または転貸することは禁止される(1、3、4)。使用権は、使用権者の相続人または親族、縁故者にして、その墓地にかかわる祭祀主宰者により承継される(2、3、4)。承継は、申請を受けた市長の承認(許可)を通じてなされる(3、4)。

(v) 使用権は、(あ)「使用権者の死亡と承継者の不在」、「使用権者の所在不明(および縁故者の不在)から一定期間の経過」といった墓地の不使用(1、4)のみならず、(い)「不正手段による許可取得」、「許可目的外の使用」、「使用料等の滞納」および「条例、規則とこれに基づく指示の違反」といった不正使用を理由に取り消される(1、2、3、4)。

(vi) 使用権は、墓地の不用または使用権の取消しにより消滅する(1、2、4、なお、3は、使用権者の死亡または所在不明と承継の不信性を、消滅事由とする)。不用の場合には、原状回復後の返還が義務づけられる(市長による代行および費用徴収手続が用意されることがある、3、4)。

(vii) なお、人骨以外の埋葬(1)および死体の埋葬(2、3)が禁止されている。

②長野県

長野県の分析対象公営墓地は、12か所である(以下中部5安曇野市、6伊那市、7塩尻市、8岡谷市、9茅野市、10駒ヶ根市、11佐久市、12小諸市、13松本市、14上田市、15須坂市、16千曲市)。内容および分量に関して、ほとんど差異は見受けられない。

(i) 使用権は、市長の許可により発生し(前提としての市長による公募が明記されることがある、9、11)、使用許可証が交付される。許可申請時の提出書類(戸籍謄本や抄本、住民票の写しなど)については、個別に規定が置かれている(5、6、7、8、9、11、13、14)。墓地に関して、原則として1使用権者(または1世帯)に1区画が多く(5、7、9、10、11、13、15)、複数区画の承認は少ない(8〈2区画以内〉、14〈3区画以内〉、16〈承継した場合の2区画以上使用可〉)。

使用権者の資格としては、「市内に住所を有すること」(11、13)よりも、「市内に本籍または住所を有すること」(5、6、7、8、9、10、14、15〈許可後の転出を認める〉、16)のほうが多い。市長が認める場合の例外も設けられているほか(5、7、14、15、16)、市内に住所を有する管理人を置くことを認めるものもある(8、9、11、12、14、なお、13は、管理人を「必要」とする)。使用権者が寺院である場合における区画や転貸の例外を規定する条例等がある(9、13)。

(ii) 使用料の納付については、申請時に全額(9、12)、許可時に全額(5、6、7、10、11、13、16、なお14は、許可から15日以内と定める)、または申請時と許可時に2分の1ずつ(8)に分かれる。申請に対する分割納付が認められる場合がある(9〈連帯保証人を定めたうえで、申請時に2分の1以上、2年以内に残額納付〉、12〈申請時に10分の7以上、1年以内に残額×1.03納付〉、14〈1年以内で市長が認める日まで〉)。金額については、(霊園ごとの)区画ごとに定められる場合(8、9、12、13、14、

15) と、面積によって計算される場合 (5、6、7、10、11、16) がある。市内居住者または市外居住者によって金額を区別するものもある (12、13〈市外居住者＝市内居住者×1.25〉、14〈市外居住者＝市内居住者×1.5〉)。特別な事由による使用料の減免 (13、14) および還付 (12〈1 年以内返還時〉、15〈市長が認めた場合〉) を認めるものは少ない。使用権者である寺院が転貸する場合の使用料が、統一区画を超えない旨を明記する条例がある (13)。

(iii) 管理料は、年額を納付する。金額については、一律 (6、9)、または (霊園ごとの) 区画に対する設定 (7〈別に永代管理料を定める〉、8、11、12、13、14、15、16) が大半であり、面積に基づく計算 (5) はごくわずかである。申請書の提出と許可証の添付、理由の提示といった減免手続が定められていることがある (5、6、13〈名誉区画からの徴収免除〉、15〈市長が認めた場合〉)。還付に関する言及は、ほとんど見られない (15 のみは、市長が認める場合の例外的還付を定める)。

なお、管理料に関する規定を持たない条例等がある (10)。

(iv) 使用権は、祭祀主宰者 (14、16 は、祭祀主催者不在の場合の親族および縁故者による承継を認める) の申請に対し、市長が承認することで移転する。申請手続に際しては、承継許可申請書の提出のほか、使用許可証、住民票の写し、戸籍謄本その他市長が必要と認める書類などの添付が求められる (5、6、7、8、9、11、13、14、15)。

それ以外の使用権の譲渡または転貸は不可とされるが (6、7、8、16)、寺院が使用権者である場合の転貸を認める条例等がある (8、9、13)。なお、使用権の譲渡または転貸を、許可取消事由と定めるものが多い (5、6、7、8、

(v) 使用許可は、(あ)「維持・管理の放置が特定期間 (3 年間または 5 年間) 継続していること」、「使用権者の死亡または住所不在から特定期間 (3 年間、5 年間または 10 年間) 経過し、承継人等が不在であること」および「使用権者である法人が解散後、祭祀主宰者が不在であること (または承継申出がないこと)」といった墓地の不使用、(い)「不正手段により許可を取得したこと」、「許可目的以外に使用すること」、「使用料が特定期間 (3 か月) 経過後も完納されていないこと」、「管理料滞納が特定期間 (3 年間または 5 年間) 続いていること」、「使用権を譲渡または転貸したこと」および「条例、規則とそれに基づく指示に違反すること」といった不正な使用を理由に取り消される (5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16)。

(vi) 使用権は、(墓地が不用となった場合において、5) 市長に届出の上、原状回復した墓地を返還することで消滅する。このほか、使用権者の死亡または住所不在から特定期間 (5 年間、7 年間または 10 年間) 経過し、承継申請がない場合 (9、11、13、15) や、法人である使用権者が開催して特定期間 (5 年間または 10 年間) 経過し、承継申出がない場合 (または祭祀承継者が不在の場合、9、13) にも消滅する。

(vii) なお、墓地は焼骨埋蔵用とされ、死体の埋葬が禁止される (5、6、7、8、10、12、13、14、15、16)。基準外施設を設置することは許されない (5)。市長は、必要に応じて使用墓地の変更が可能であり (5、6、7、8、9、10、12、13、14、15、16)、名誉墓地 (名誉聖域、使用料および管理料不要) を設置することができる旨を定める条例がある (5)。

③愛知県

愛知県の分析対象公営墓地は、14 か所である (以下中部 17 みよし市、18 刈谷市、19 春日井市、20 常滑市、21 新城市、22 瀬戸市、23 清州市、24 長久手市、25 津島市、26 半田市、27 豊川市、28 豊明

市、29 名古屋市長立霊園、30 名古屋市長みどり丘公園)。全体として、詳細な内容・分量を備える条例および施行規則が多い(例外として 26、27)。

(i) 使用権は、市長(24 のみ代表理事)の許可により発生し、使用許可証が交付される(無許可使用に対する損害賠償を定めるものもある、26)。公募に対する申込み(および抽選)が先行する場合が多い(17、19、20、21、24、28、29、30)。申請に際しては、申請書の提出のみとするもの(21、24)のほか、住民票の写し、死亡者の親族・縁故者であることの証明書類(戸籍謄本、抄本やこれに準ずる書類)、火葬許可証または改葬許可証その他市長が必要と認める書類の添付が求められることがある(17、18、19、20、22、23、27、28、29、30)。

使用権者の資格は、市内に一定期間住所を有していることである(17 <1 年以上の居住、住民基本台帳への記載必要>、18 <6 か月以上>、20 <3 か月以上>、23 <1 年以上>、26 <1 年以上>、28 <6 か月以上の現住、世帯主>、29 <6 か月以上>、30 <6 か月以上>)。市長の承認に基づく市外居住者の例外が定められることがあり(18、20、25、26 <許可申請後の住所不問>、29、30)、たとえば、市外居住者や市外転出使用権者に対し、管理人の選定を求められる場合がある(市長または代表理事が認める場合に、使用権者自身による管理が認められることがある、19、21、23、24、26、27)。加えて、「埋蔵すべき遺骨を有すること」(17、22、27、28 <親族または縁故者の限定>)または「親族が死亡したこと」(18、29、30)、ならびに「利用許可証の発行から 3 年以内に墳墓ができること」(27)が要求されることがある。たいていは、使用権者は 1 世帯に 1 人とされ(17、29 <市長が認める場合の例外あり>、30 <市長が認める場合の例外あり>)、または墓地が 1 世帯 1 区画と明記される(19、20、21 <市長が認める場合の例外あり>、22 <市長が認める場合の例外あり>、23 <公共事業による移転の例外あり>、24、26 <市長が認める場合の例外あり>、27、28)。

(ii) 使用料の納付時期は、申請時(25、27)、許可時(18、19、20、21、22、23、29)または市長(または代表理事)が指定する日(17、24、28)に分かれる。分納を認める条例等もある(22 <1 年以内、利率年 75%>)。金額は、(墓地ごとに)一律とされる場合(27)、区画に応じて定められる場合(18、19、20、23、25)と、面積に基づき算定される場合(17、21、22、24、28、29、30)がある。市長(または代表理事)が認める場合の減免(19、21、22、24、25 <貧困ほか>、29 <5 割減額または免除>、30 <5 割減額>)、市外使用権者の増額(19 <3 倍以内>、21 <2 倍>、28 <1.5 倍>、29 <5 割以内増>、30 <5 割以内増>)、ならびに増加面積使用料(25)が定められることがある。

既納使用料は、原則として不還付であり(17、18、19、20、21、22、23、24、27、28)、未使用返還の場合(17 <50%>、20 <1 年以内 : 0.8、3 年以内 : 0.6、5 年以内 : 0.4、墓碑設置後は以上の 2 分の 1>、21 <2 分の 1>、22 <全額、墳墓設置後は 2 分の 1>、23 <2 年以内 : 2 分の 1>、24 <3 年以内 : 3 割>、27 <3 年以内 : 一部>、29 <2 年以内 : 半額>、30 <2 年以内 : 半額>)や、市長が特に必要と認める場合(18、19、21 <2 分の 1>、25、28 <100 分の 50>)には、例外的に全部または一部の還付がある。

なお、使用料に関する定めがない場合がある(26)。

(iii) 管理料は、年額の支払いとなる。金額は、(墓地ごとの)一律(17、20、21、23、24、29)、または面積に基づく計算(19、22、)、ならびに両者の組み合わせ(29、30)による。減免が認められる場合もある(17、19、21、23、24、29、30)。

既納管理料は、不還付とするものが大半である(17、19、20、21、24、29、30)。例外的還付に関する規定はわずかである(24 <3 年以内 : 3 割>)。

なお、管理料規定をもたない条例等が比較的多くみられる（18、25、26、27、28、25）。

（iv）使用権は、使用権者の死亡後、市長の許可に基づき、祭祀主宰者（19、20、21、22〈市長が認める場合の例外あり〉、23〈市長が認める場合の例外あり〉、24、25、26、27、28、29、30）に承継される。手続として、承継使用（許可）申請書の提出のみとするもの（21、26）のほか、使用許可証、住民票の写しおよび前使用権者と承継者の関係を証明する書類（戸籍謄本など）その他市長が必要と認める書類の添付が要求される（17、18、19、20、22、23、24、28、29、30）。その一方で、具体的な規定を（ほとんど）持たない条例等も存在する（25、27）。

移転譲渡は、禁止事項（25）ではなく、使用許可取消事由とするものが多い。

（v）使用許可は、（あ）「特定期間（2年間〈29、30〉、3年間〈17、18、19、21、22、28〉、5年間〈19、22、24〉）の墓地設備放置」、「使用権者死亡から2年間経過した時点における祭祀主宰者からの不申請」（29、39）および「使用権者所在不明から10年の経過」（29、30）といった墓地の不使用、（い）「不正手段による許可取得」、「不正手段による使用料免除実現」、「管理料の特定期間（5年間〈17、〉滞納」、「許可目的外使用（墓標以外の設置など）」、「権利の譲渡または転貸」および「条例、規則とそれに基づく指示の違反」といった不正な使用（17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、28、29、30）、ならびに（う）「公益・公共の理由」（26）を理由に取り消される。

なお、使用許可取消に関する具体的規定が確認されない場合がある（27）。

（vi）使用権は、使用権者の死亡、または所在不明後一定期間（3年間〈18〉、5年間〈17、22、28〉、10年間〈19、20、21、23、25〉）が経過する場合、承継者（または縁故者）が特定期間（3年間〈18〉、5年間〈17、21〉、10年間〈20、23〉、20年間〈29〉）所在不明の場合、ならびに墓地が不用となる場合に消滅する。不用を理由とする返還の場合には、原状回復が義務づけられる（17、18、19、20、21〈市長が認める場合の例外的不要〉、22、23、24、25、26、27、28、29〈市長の承認に基づく現状返還可〉、30〈市長の承認に基づく現状返還可〉）。

使用権消滅の場合における使用料還付につき定められることがある（18、25〈不還付〉）。

（vii）なお、（焼骨以外の）死体の埋葬を禁じ（20、23、24、25、28）、設置施設に関する使用権者の管理責任（21）、ならびに故意または過失により市の施設を破壊した場合における賠償責任（23）を明示する条例等がある。また、使用場所の返還、移転に関する市長（または代表理事）の権限が認められる一方で（17、18、19、21、22、23、24、26、29、30）、災害その他に基づく損害に対する責任の免除が定められることがある（17、28）。

3-4-4 考察

今年度研究はきわめて限定的なものである。今後は、第1に、東日本の公営墓地における墓地使用権に関する調査を完成させるためにも、残る16県の公営墓地条例等の分析が必須である。引き続き第2に、西日本24府県についても同様の作業を行い、日本全国の公営墓地における墓地使用権のあり方についての考察を完遂することが最終目標となりうる。

その一方で、今年度研究においては、地方ごとの特殊性が確認された。こうした「偏差」は、地域性に起因するものと考えられ、「統一的な公営墓地使用権」といったものを構想することにより、一律に排除すべきものとは思われない。むしろ今後は、墓地使用権の地方的特殊性を、その原因も踏まえて研究する必要があるものと考えている。

以上

第4章 情報共有による墓埋法行政運用に関する課題解決のための提言

公益社団法人 全日本墓園協会 事務局

本研究は、健発 0830 第 1 号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行について」に拠って、墓埋法が都道府県知事の職掌を離れ、800 余りの市及び特別区、さらには地方自治法に基づいて「町」や「村」に、その権限が移行されたことが大きな背景となっている。

第 2 章でも述べているが、その結果、墓埋法の運用が新たな受け皿となった「市」「特別区」、「町」「村」では、この行政運用の実務にあたる担当者にとって、適性に業務遂行を行うための支援体制が組織的、あるいは人的にも十分に整えられている状態であるとは言い難いケースが少なくないことが窺える¹⁰¹¹。

墓埋法行政の管理運用にあたっては、都道府県、及び政令市など、一部の行政組織を除いて、小さな「市」「特別区」「町」「村」といった行政機関では単独で「墓埋法の安定的で適正な運用」を図るには、ノウハウの蓄積を含め、より厚い業務支援体制の構築が必要であるといえよう。現状では、業務遂行支援体制構築のために改善すべき課題があることは明らかである。

本研究によって、地域性や多様性等について地方によって特色を十分に考慮しつつも、墓埋法運用においての一定の解（方向性）が提示することで、墓埋法の運用に関して安定して効率的な対応が図られることが期待される。そこで本研究においては、ナレッジマネジメントの概念を援用することで、地方公共団体等の連携（ネットワークの構築）¹²の必要性を明らかにするとともに、ノウハウを含めた情報等を適時的確に利活用されるための仕組みの提案を行うものである。

ここで述べる地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）は、①「場」の共有としての広域行政による連携と②web による業務遂行支援補助としてのデータベースシステムの 2 つを指している。そうした方法によって、情報の共有化と地方公共団体等の連携を図ることで、各地方公共団体では、相互で交わされた情報の蓄積がなされ、業務に反映することが期待できる。

本項では、まず、①「場」の共有による広域行政による連携については、墓地等の運用と管理に携わっている団体のうち、比較的規模が大きく、都道府県（含・政令市）とも密接な関係にある 2 つの組織をヒアリングの対象とし、そこから得た知見を述べる。ヒアリング対象の 1 つである「公益財団法人 東京都公園協会」については、「都立霊園」の管理運営を例として、どのように情報共有を図り、業務に反映させているのかについて、4-1-2 において、具体的な取り組みをまとめる。

次に②「web 構築による業務遂行支援補助」の仮説のもと、web サイトの運用において先進的な事例として 2 つの組織（公営事例、民間事例）にヒアリングを実施し、そこから得た知見をまとめる。

¹⁰ 「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」厚生労働省厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業 平成 25 年度総括・分担研究報告書

¹¹ 「墓地行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」厚生労働省厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）平成 26 年度総括研究報告書

¹² 本研究では、ナレッジマネジメントの概念を援用しており、ここで述べる地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）は、「場」の共有としての広域行政による連携と web による業務遂行支援補助としてのデータベースシステムの 2 つを指している。

4-1 「場」の共有による知識化について

公益社団法人 全日本墓園協会 横田 睦 / 事務局

本項では、墓地等の運用と管理に携わっている団体のうち、比較的規模が大きく、都道府県（含・政令市）とも密接な関係にある「公益財団法人 東京都公園協会」「一般財団法人 環境事業協会（大阪市）」の2つをヒアリングの対象とした。この2つの法人では、墓埋法に則った具体的な墓園の管理・運営のノウハウなどを各担当者が業務に反映させるため、どのように情報の共有化を図っているかを、ヒアリングを通して明らかにする。

なお、事例1、事例2のヒアリングの詳細については、別途、関連資料として示している。

4-1-1 2つの組織のヒアリングから探る「場」の共有による知識化について

(1) 2つの組織へのヒアリング

事例1：公益財団法人 東京都公園協会¹³

① 東京都公園協会の概要

東京都公園協会（以下「公園協会」という。）は、昭和23年2月に任意団体として発足し、昭和29年2月には財団法人として設立許可され、設立から60年が経っている。昭和60年（1985年）を端緒とした都立公園・霊園の管理受託以来、公園協会は様々な施設を、各公園等の特性に応じた的確に管理運営し、多様な緑の管理運営経験を蓄積するとともに、技術・技能やすぐれた運営スキルを有する人材を育ててきた。公園協会は、その使命として、東京の公園や水辺環境の利活用を通して、都民生活に安らぎとゆとりをもたらす、日本の文化を世界に発信することを掲げている。この使命を果たすために、東京の公園緑地をフィールドとして活動する多くの関係機関や都民の皆様との連携を強めていかなければとしている。

② ヒアリング実施日等

日時： 平成28年12月14日
場所： 公園協会 応接室
ヒアリング対象者： 霊園課 課長 大篠則子
聞き手： 研究分担者 横田 睦

事例2：一般財団法人 環境事業協会（大阪市）

① 環境事業協会の概要

環境事業協会は、昭和61年5月に財団法人大阪市環境事業協会設立。平成8年10月に財団法人大阪市霊園サービス公社と統合。平成18年4月には、大阪産業廃棄物処理公社の解散に伴い、北港事業を継承する。平成25年4月に、一般財団法人へ移行し、同年7月に「環境事業協会」と名称変更している。

¹³ 東京都公園協会 web サイト：<https://www.tokyo-park.or.jp/profile/index.html>

廃棄物処理・霊園管理にかかる長年のノウハウと豊富な実務経験を活用して事業を推進し、快適な生活環境づくりをめざすとともに循環型社会の構築に寄与することを経営理念として掲げており、「大阪市設霊園の管理代行」「環境保全等普及啓発事業」「埋立管理事業」「廃棄物処理施設にかかる技術協力」が主な事業となっている。「大阪市設霊園の管理代行」については、平成 18 年 4 月から大阪市設霊園のうち、瓜破霊園を含め次の 9 霊園と大阪市立服部納骨堂にかかる管理業務について、指定管理者となった。

これまでの経験と実績を生かしながら、市民のニーズに応え、より効率的な運営を行い、市民サービスの向上等に努めるとともに、無縁墳墓などの移転改葬も計画的に実施し、霊園整備にも積極的に取り組んでいる。

② ヒアリング実施日等

日時： 平成 29 年 2 月 28 日
場所： 環境事業協会 応接室
ヒアリング対象者： 霊園管理課 課長 加地 唯良
聞き手： 研究分担者 横田 睦

(2) ヒアリングを通して得られた知見－「場」の共有による知識化について－

今回、大規模な公営墓地の運営・管理に携わっている 2 つの協会において、墓地の管理部門の責任者に対するヒアリングを通して以下の様な知見と考察を得ることができた。

まず、各々の協会においては、同じ部門の職員相互、他の部門、さらにはこれら業務を委託している行政庁関係者と、対面を主とした情報の交換が行われる「場」の構築がなされている。そうした「場」を通して、組織が一体のものとして有機的な結合の形成を実現させている為、各々が得た知恵や経験を言語化させることで「場」の参加者がノウハウを共有でき、現場に反映させることが可能となっている。これを情報の「知識」化の一つの形態と捉えることには一定の蓋然性がある。

今回のヒアリングでは、「場」の共有による知識化が行われている一方で、「情報の交換」の結果・データの蓄積が長期にわたって十分には行われていなかったことが明らかとなった。

こうした点について「なぜ、記録を残さないのか」という点について、形を変えてヒアリング対象者に繰り返し尋ねたところ、『『情報の交換』の結果をデータとして、蓄積し、整理することを積極的に長期にわたって行ったとしても、そうしたデータを適時取り出し、活用し得る者は誰かという、他ならぬ『そうしたデータ』を蓄積、整理した者に他ならず、それは極めて属人的ものとなりがちである。特に、それが長期的・過去に遡る程、“死蔵”化されてしまうため」という対象者のコメントを得た。

現状ではデータの蓄積・整理に手間（作業）を費やしたとしても死蔵されてしまうため、それは必要のない“コスト”（負担）であると捉えていることが分かる。しかし、これは決して「情報の交換」の結果をデータとして、蓄積し、整理することの必要性を否定するというものではないと考える。データの整理・蓄積にかかる作業が“コスト”（負担）ではなく、担当者が適切な業務運営を行うための業務遂行支援補助（パフォーマンス・サポート）を機能させるために必要な作業だと捉えられるのであれば、各々が得た知恵や経験を言語化し、「知識」化させることの有効であるという現状の把握がなされた。

つまり、担当者が適切な業務運営を行うための業務遂行支援補助（パフォーマンス・サポート）とし

て機能させるための問題点を明らかにし、データの蓄積・整理を行うことが、適切な管理運営や作業改善、あるいは効率化のための手法となることを具体的に提示することが出来れば、現状で機能している「場」の共有（対面の情報交換）は、情報の「知識」化としてより豊かなものとなる。

4-1-2 都立霊園の多様化による情報共有の必要性

公益財団法人東京都公園協会 大篠 則子

1. はじめに

東京都にある 8 つの都立霊園は、都民からの高い需要がある大規模な霊園施設である。近年、都立霊園内には、少子化・核家族化などによるお墓の多様化や都民ニーズの変化などにより、さまざまな形式の墓所が作られている。

現在都立霊園を管理運営しているのは指定管理者である公益財団法人東京都公園協会であるが、それらのさまざまな施設を統一的に管理運営する上では情報共有が必要である。それら施設の特徴や、管理運営上必要な配慮等を踏まえた上で、情報共有の必要性を検証する。

2. 都立霊園の管理運営の現状

公益財団法人東京都公園協会（以下「公園協会」）は、昭和 60 年 10 月 1 日、全 8 箇所の都立霊園の管理運営を管理受託業務として開始し、平成 18 年 4 月からは、指定管理者として管理運営を開始して現在に至っている。

8 つの都立霊園には、一般埋蔵施設などの個人墓所のほか、合葬式墓地や樹林墓地、納骨堂などがあり、使用者数は約 28 万人にのぼる。公園協会では、それらのお墓に関する、管理料等の収納事務、埋葬・改葬、名義変更、無縁墳墓調査業務などのほか、新規使用者の募集や抽選会の運営、審査なども行っている。これらの膨大な事務手続きは、墓地、埋葬等に関する法律や東京都霊園条例などに則って公平・公正に行われる必要がある。

都立霊園に関する事務には多くの種類がある。管理料に関するものでも、管理料の請求、収納のほか、住所変更、口座振替、滞納者への督促業務などの手続きなどさまざまである。また、全霊園で年間約 8 千件にのぼる承継（名義変更）手続きは、名義人や承継者の状況に応じて手続きに必要な書類が異なることがあり、古い戸籍を読み込んで審査するなど専門的な知識が必要となる。

これらの手続きは、申請者にとっては煩わしいことである場合もある。そのため、利便性を高めるため、管理料の収納や、名義変更の手続きなどは、平成 18 年から、使用している霊園以外の霊園や、公園協会本社などでも手続きができる「どこでも窓口」というサービスを実施している。

また、以前は、使用者に関する情報は紙製の台帳だけで行われていたが、平成 3 年からは東京都により導入された霊園管理システムにより使用者情報をデータ化し、検索、管理できるようになった。このシステムは、平成 24 年に東京都により改修され、使用者情報もより検索しやすくなったほか、埋葬者情報なども入力できるようになった。さらに、過去の台帳を画像化し、それぞれの使用者情報から確認できるようになったため、どこでも窓口で他霊園の手続きをする際の効率性が高まり、また歴史的に貴重な台帳を将来にわたって保存するための安全性も高まった。

3. 都立霊園のお墓の種類

都立霊園では、これまで様々なニーズに応えながら新たなタイプのお墓を開設してきている。それぞ

れの特徴について述べる。

① 一般埋蔵施設（一般墓地）



写真 1 一般埋蔵施設(青山霊園)

都立霊園で一番数が多いのは、この一般埋蔵施設である。一般埋蔵施設は、平面形式の更地の状態で貸付されるいわゆる昔から日本にあるタイプの墓所である。

使用者は、設備制限の範囲内でカロートや墓石等を設置することができる。

② 芝生埋蔵施設（芝生墓地）

芝生墓地は遺骨を入れるためのカロートがあらかじめ設置されており、墓石は使用者が設置する。昭和 46 年に開設された八王子霊園は、全ての墓所が芝生埋蔵施設で、独特の整然とした景観が特徴となっている。八王子霊園以外に、多磨霊園、小平霊園、八柱霊園にも芝生埋蔵施設が設置されている。

平成 26 年度からは小平霊園に、これまでの芝生墓地に比べてサイズの小さい小型芝生墓地が開設された。



写真 2 芝生埋蔵施設(八王子霊園)



写真 3 小型芝生墓地(小平霊園)

③ 壁型埋蔵施設（壁型墓地）



写真 4 壁型埋蔵施設(多磨霊園)

自然石で造られた墓碑を壁面状に 8～10 基程度連続的に配置した墓所で、使用者は墓碑に石製の家名板などを設置することができる。平成 3 年に多磨霊園、小平霊園、八柱霊園で導入された。

④ 長期収蔵施設（多磨霊園みたま堂）



写真 5 多磨霊園みたま堂

多磨霊園にある、ロッカー形式の墓所に遺骨を収蔵する納骨堂である。使用期間は 30 年であるが、更新することができる。

⑤ 立体埋蔵施設（立体式墓地）



写真 6 立体埋蔵施設(青山霊園)

区部霊園（東京 23 区内の霊園）の再生事業の一環として設置された施設で、使用者は地上のカロートに 20 年間、遺骨を 3 体まで埋蔵することができる。また、外壁に家名板を設置することができる。20 年後には地下の共同埋蔵施設に納められるため、管理料やお墓を継ぐ人の心配がいないタイプの墓所である。

⑥ 合葬埋蔵施設（合葬式墓地）



写真 7 合葬埋蔵施設(小平霊園)

一つのお墓に多くの遺骨と一緒に埋蔵する施設で、平成 10 年度に導入された。

①～⑤のうち現在貸付が行われている施設に新規使用者が申し込む場合には、遺骨をもっていることが条件となるが、合葬埋蔵施設は自分自身の将来のためのお墓として、生前に申し込むことができる。

遺骨を骨壺に入れた状態で安置する期間を使用許可から 20 年間とし、その後は共同埋蔵する「一定期間共同埋蔵」方式と、遺骨を納骨時に共同埋蔵する「直接共同埋蔵方式」がある。

4. 樹林墓地の誕生

このように都立霊園には多様な形態のお墓があるが、さらに平成 24 年には小平霊園に樹林墓地・樹木墓地が新たに開設された。この 2 つの墓地は、平成 20 年 2 月の東京都公園審議会答申「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」に基づき、「死後は安らかに自然に還りたい」という都民の

要望に応えるかたちで、新たな形式の墓所として整備されたものである。

樹林墓地、樹木墓地ともに平成 24 年に完成し、樹林墓地は平成 24 年度、樹木墓地は芝の育成後、平成 26 年度の募集から貸付を開始している。



どちらもシンボルツリーのある墓域内に、遺骨を絹の袋に移し、直接土に触れるかたちで納めるのは同じであるが、樹林墓地は樹林の下に設けた共同埋蔵施設（写真 8）に、多くの遺骨を一緒に納め、樹木墓地は一体ずつ土を掘って個別に納めるという違いがある。また、樹林墓地は生前での応募が可能であるが、樹木墓地は遺骨を持っている人のみ応募ができる。

写真 8 樹林墓地の共同埋蔵施設

樹林墓地を初めて募集した平成 24 年度には、「終活」ブームなどの影響もあり、マスコミに多くとりあげられるなど、大きな反響があった。

都立霊園で初めての施設ということもあり、現地で都民案内会を開催したところ、300 人募集に対して 2,553 人の応募があり、急きょ参加者を 400 人に増やして実施された。平成 28 年度の利用者募集においても、樹林墓地については平均 10.0 倍と人気を継続している（表 1）。

表 1 公募受付状況の推移（平成 26 年度～平成 28 年度）

種別	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
一般・芝生・立体埋蔵施設 長期収蔵施設	1,200	8,478	7.1	1,200	8,034	6.7	1,229	7,478	6.1
合葬埋蔵施設	2,200	6,420	2.9	2,200	7,095	3.2	2,200	6,970	3.2
樹林型合葬埋蔵施設	1,600	16,929	10.6	1,600	17,837	11.1	1,600	16,034	10.0
樹木型合葬埋蔵施設	300	520	1.7	300	596	2	300	521	1.7



写真 9 樹林墓地（小平霊園）

樹林墓地は、自分自身の将来のために生前で応募できることが人気の理由の一つとなっている。合葬式墓地も同様に生前で申し込めるが、「自然に還る」「緑に囲まれて眠る」というイメージが、自分自身のお墓を選ぶ上での選択理由の一つになっているようである。

また、遺骨を粉状にして土に還すことが選択できるので、散骨のイメージに近いことなど、さらに「多様化」に応えるかたちが人気に反映していると推測される。

しかし中には、樹林墓地を「樹木葬」ととらえて、一般埋蔵施設のように区画割された敷地に墓標の代わりにサクラなどの木が植えられているような墓地をイメージされることもある。

特徴や埋葬方法を正しく、十分に理解してから応募してもらえるように、応募者には丁寧に説明することが重要である。そのため募集時には大量の問い合わせに丁寧に時間をかけて対応する必要があるため、平成 25 年には、コールセンターを導入して対応窓口を拡大している。

5. 個別事情に合わせた多岐にわたる案内業務

このように、都立霊園ではお墓の選択肢が増えている。希望者から応募前の相談を受けるときには、それぞれの事情にあったお墓を案内する必要がある。

一般埋蔵施設を希望する人であっても、中にはお墓を継ぐ人がいない場合には、合葬式墓地や樹林墓地などが適している場合もある。逆に、子供も孫もいるけれども、自分たちのお墓のことで迷惑をかけたくないの都合で合葬式墓地を選びたい、という人には、申込みの前に家族でよく話し合ってもらい、場合によっては一般埋蔵施設なども検討するよう勧める場合もある。将来、子供が親と同じように歳をとった時に、また自分たちのお墓について考えるときがやってくるが、そのときにお墓について悩むことになる場合もあるからである。またお墓は、遺骨を埋蔵する場所であると同時に、残された人々が身近な人の死という大きな悲しみから少しずつ心を癒していく場でもある。残された人にとっても、どういう場所でどういうお墓でお参りをするのがよいかということも重要である。

また、近年の応募者からは、お墓の持つ新たな役割を知らされることもある。自分自身のために樹林墓地を申し込んだ、元気な 60 代の女性に話をきいたところ、将来の心配ごとをなくしてこれから思う存分第二の人生を謳歌するために申し込んだとのことであった。お墓が死者のため、残された者のためだけでなく、現在の人生を充実させるための役割をも持つのである。今後の高齢化社会において、お墓は「生きる」ための材料となっていくのかもしれない。

小平霊園には全国の自治体からも問合せや視察が相次いでいる。テレビなどで小平霊園の樹林墓地を知った住民から、「自分たちの地元にも樹林墓地を」という要望が出てきているケースもある。実際に計画にとりかかり始めている自治体もあり、今後、新形式の共同埋蔵型のお墓は、全国的な波になっていく可能性がある。民間の霊園などでもさまざまな新しいかたちのお墓が登場しつつある。選択肢が増える中、一生に一度あるかないかのお墓選びはますます大変になる中、より一層、正確でわかりやすい情報提供が重要になっている。

6. 荒れてしまうお墓

新規使用者の募集においては、人気の高い都立霊園であるが、一般埋蔵施設などお墓が継ぐ人が必要な墓所で、連絡のつく人がいなくなり、無縁墓地として改葬することになるお墓もある。また、使用者がいても、何らかの事情で墓参に来られず、樹木や雑草が繁茂してしまう「荒れ墓所」もある。現在公園協会では管理料の滞納者に電話をかける督促業務を行っているので、その際は事情をよく聞く必要がある。また、管理料が支払われていてもお墓が荒れてしまっている場合は、写真をつけて手紙を送るなどして、早めにコンタクトをとるようにしている。話の中で、お墓を継ぐ人がいない場合は、合葬式墓地に移ることができる施設変更制度などを案内して、できるだけ無縁墓地とにならないよう早めの対策に

努めている。

7. 都立霊園の持つもうひとつの役割

都立霊園は東京の貴重な緑を保有する公園墓地として、多くの人々が訪れる公共施設としての役割ももっており、墓地としての静謐な環境の保全に加え、公園としての安らぎをもたらす空間づくりも踏まえた維持管理が必要である。

さらに、都立霊園のもつ緑の価値をより多くの人に知ってもらうために、みどりマップの作成や、ホームページで季節の花々の紹介などを行っている。

また、都立霊園は霊園そのものがもつ歴史に加え、多数の著名人の墓所がある。「墓マイラー」や観光客、歴史に興味のある人々などが、著名人をたずねて霊園をめぐる姿も少なくない。観光バスで大勢が訪れることもある。特に谷中霊園には国内だけでなく、海外からも多くの観光客が来て、写真をとったり大きな石碑をながめて感心したりしながら、日本の文化に触れている。

この歴史的価値をより多くの人々に知ってもらうために、都立霊園に眠る著名人のパンフレットを作成したり、英語版の案内マップを作成したりするなどの取り組みも行っている。

しかしながら、都立霊園は墓地であるということが大前提である。第一に、墓地使用者の心情に配慮しなければならない。大切な家族の思い出を感じながらお参りしているところで、観光客がわいわい騒いでは大変迷惑なことになってしまう。公園や観光地として利用する人々に、お墓であるというご理解を得ることも重要な任務である。

8. 公園協会における情報共有

都立霊園は、東京都内に点在し、管轄する市区もそれぞれ異なる。中には小平霊園や多磨霊園のように、2つ以上の市にまたがっているところもある。

また、ここまで記述してきたように、施設の種類が増え、役割や設備制限等もそれぞれ多岐にわたっている。それらの施設において公平・公正な手続きを統一的に行うためには情報共有と意思統一が必要であることから、公園協会では長年、各施設責任者による会議体を活用して情報共有を行っている。会議の名称や構成等は数年おきに見直されている場合があるが、現在は概ね以下のような状況で行われている。

(1) 会議の概要

① 会議体の名称

霊園・葬儀所会議

② 目的

- ・ 霊園業務における情報共有、課題解決、方針決定の事前議論及び周知
- ・ 指定管理者としてのレベルアップに関する提案・協議

③ 開催頻度

月 1 回

④ 開催場所

公園協会本社会議室及び各霊園管理事務所・管理所（議題やスケジュール等により、関係する現場を確認しながら会議を行う）

⑤ 参加者

- ・ 各霊園・葬儀所の所長
- ・ 本社部長、課長（議長）、係長、専門調査員等 合計 16 名

⑥ その他

- ・ 会議の議論は、議事録や録音データ等により保存し、必要に応じて活用している。
- ・ 会議で決定した事項については、再度文書で各所に通知する。
- ・ 会議で必要が生じた場合は、別に事務担当者会議や P T を設置して議論する。

(2) 議題例

① 火葬許可証の再発行（情報共有）

市町村長は、火葬許可証発行の事実を確認した上で許可証を再発行することとされているが、「火葬許可証は再発行しないもの」として対応する市町村もまだ見受けられる。「火葬許可証発行済証明書」等による対応する場合もあり、市町村によって対応が異なる実態がある。

② 改葬許可証の交付（情報共有）

東京都立霊園では、新規使用者に対する書類審査の際、遺骨の状態の確認のため、埋収蔵証明書の提出を求めているが、山間部や農地等にある墓地管理者が不明確な墓地等では証明書が発行されないケースがある。そうした墓所については市町村に事情を伝えた上で、改葬許可証の発行を求めている場合がある。

③ 東京都立霊園における承継手続の案内文書について

都立霊園における承継手続案内に関する別紙文書の記載について、よりわかりやすい表記を検討。

④ その他東京都霊園条例等に関わる議題例

- ・ 新規使用者募集に関する情報共有
- ・ 管理料収納に関する情報共有
- ・ 墓石簿の閲覧について
- ・ 一墓所一墓石一家名について
- ・ 管理料滞納者への督促業務に関する情報共有
- ・ 住所変更の届出方法についての議論

- ・ 施設変更制度の周知について
- ・ 無縁改葬の手続き、スケジュール等
- ・ 合葬埋蔵施設の承継
- ・ 霊園内における営業行為について
- ・ 条例・規則改正の情報共有、周知
- ・ 大震災等に対する防災対策
- ・ 彼岸時の安全管理

9. おわりに

日本の全ての墓地は、墓地、埋葬等に関する法律のもとに運営されているが、許可権者である市区等がそれぞれ異なることから、それぞれの墓地、霊園ごとに少しずつ異なった状況や問題が生じている可能性が高い。以上に述べたように公園協会では主に会議体により情報共有が行われている。これは、一つの組織内であるからできることであるが、全国の墓地や霊園が情報共有を行って、統一的な対応を行うには別の手段が必要である。

また、会議体で情報共有ができた場合でも、その情報の保存や会議の記録などをどのように保存し、共有し、活用するか、また情報の更新をどのように行っていくかが今後の課題である。

4-1-3 「場」の共有の重要性和広域行政の必要性

公益社団法人 全日本墓園協会 事務局

前述した「東京都公園協会」や「環境事業協会（大阪市）」では、管理している複数の霊園において、安定して適正な墓園の管理業務を行うにあたって、対面を主とした情報の交換を行う「場」の共有化が、重要な役割を果たしていることを知見として得られた。

本稿の「はじめに」でも述べた通り、墓理法の運用の新たな受け皿となった「市」「特別区」「町」「村」で実務にあたる担当者にとって、ノウハウを身につけていく「場」の共有といった支援体制が組織的、あるいは人的に十分に整えられている状態とは言い難い現状であると想定するものの、具体的な状況を確認できるまでには至らなかった。

そのため、こうした「場」の共有により管理・運営に関する情報の交換を行うには、単独の市区町村で「場」を設けるのではなく、いくつかの地域による連携体制を持つのが望ましい方法であると、筆者をはじめとする研究会では考えるところである。この「広域行政の必要性」については、総務省においても「個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の地方自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。」と述べられているところである¹⁴。「広域連携の仕組みと運用について」は、総務省の web サイトの資料「共同処理制度の概要」にて詳細が確認できる。

図 3 広域連携の仕組みと運用について¹⁵

広域連携の仕組みと運用について		
共同処理制度	制度の概要	運用状況(H28.7.1現在)
法人の設立を要しない制度は仕組み	連携協約	○締結件数: 175件 ○連携中核都市圏の形成に係る連携協約: 128件(73.1%)、その他: 47件(26.9%)
	協議会	○設置件数: 202件 ○主な事務: 消防41件(20.3%)、広域行政計画等28件(13.9%)、救急23件(11.4%)
	機関等の共同設置	○設置件数: 444件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件(29.1%)、公平委員会117件(26.4%)、障害区分認定審査106件(23.9%)
	事務の委託	○委託件数: 6,443件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,417件(22.0%)、公平委員会1,141件(17.7%)、競艇854件(13.3%)
	事務の代替執行	○代替執行件数: 2件 ○下水道に関する事務: 1件、公害防止に関する事務: 1件
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	○設置件数: 1,493件 ○主な事務: ごみ処理406件(27.2%)、し尿処理337件(22.6%)、救急271件(18.2%)、消防270件(18.1%)
	広域連合	○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査45件(38.8%)、障害区分認定審査32件(27.6%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

¹⁴ 総務省資料：広域行政・市町村合併：総務省 web サイト <http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

¹⁵ 総務省資料：「共同処理制度の概要」：http://www.soumu.go.jp/main_content/000196080.pdf

この連携体制については、ゴミ処理や消防などの事務を中心に広く活用されている一部事務組合や広域連合といった枠組みを使って、墓埋葬法に関する管理・運営について連絡し協議するための「場」を活用することが望まれる。生老病死という言葉で示されるように、お墓は人の死と結びついているものであるが、亡くなった人を悼むための社会的装置としてのお墓は、亡くなった人の死後の住处だけでなく、遺された人が大切な故人の死を受容するための役割を担うものである。そこでは、介護、火葬、清掃、消防といった業務で発生する問題や課題が発生しがちであり、ノウハウの共有、情報交換によってのみ、安定して適正な業務の管理・運用がなされると想定するのは一定の蓋然性があるといえよう。

なお、平成 28 年 4 月には総務省自治行政局市町村課から各都道府県市町村課及び各指定都市企画担当課に宛てて、「連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置」といった事務連絡文書が出されている¹⁶。平成 27 年 3 月の「連携中枢都市圏構想の推進」¹⁷では、その意義として「地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成」を挙げている。

そこで求められるものとしては、①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上の 3 つが挙げられている。

生活関連機能サービスの向上では、地域医療の確保や充実、地域公共交通ネットワークの形成等が想定されているが、こういった生活関連機能サービスと関連させ、墓埋葬法に関する管理・運用に関する「場」の共有、地域間の連携体制を確保することも一案であろう。

その他、お墓に関する問題は、「契約」の側面から消費生活に関するものという捉え方もできる。実際、全墓協に対して日常的に各地の消費生活センターの相談員から問合せが寄せられている。また、東京くらし web（くらしに関わる東京都の情報サイト）の「消費生活相談 FAQ」では大項目「食べる」「住む」「身につける」「学ぶ・働く」などをさらに分けて、さまざまな事例を挙げているが、「その他」には「葬儀」の項目がある。「霊園に墓を建てたいが、指定石材店が高い。できれば他業者に頼みたい。」「数年前に購入した墓を解約する。永代使用料を返金してほしい。」他 4 件の設問が挙げられている¹⁸。このように「消費生活相談の一環として捉え、情報交換の「場」を設けることも一案であろう。

以上が、現行の制度下において、各々が得た知恵や経験が言語化し、「知識」化させるための、対面による「場」の共有に対する提案とする。

¹⁶ 総務省資料：http://www.soumu.go.jp/main_content/000472974.pdf

¹⁷ 総務省資料：http://www.soumu.go.jp/main_content/000477789.pdf

¹⁸ 東京くらし web：http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/faq/

4-2 情報の共有化を実現する Web サイト構築に向けてー業務遂行支援の可能性を探るー

公益社団法人 全日本墓園協会 事務局

前項で、安定して適正な業務運営を行うためのノウハウや情報を交換する「場」として、一部事務組合、広域連合といった広域行政による連携が必要であることを明らかにした。

今回の研究では、業務遂行や支援補助に役立つ「情報共有の仕組みづくり」があれば、地方自治体の方が墓埋法の管理運営を行うにあたって直面する様々な問題の解決につながるのではないかと、そういった仮説を立てている。

本項では、ナレッジマネジメントの考え方を援用する形で、「情報共有化を図るために web サイトを構築することによって、一定の業務遂行、支援補助が可能である」という仮説のもとに、先進事例として 2 つの組織（①公営事例「一部事務組合による、稲城・府中墓苑組合」、②民間事例「日本最大級のお墓のポータルサイト、「いいお墓.com」」）に対してヒアリングを実施することとした。

このヒアリングにより、2 つの組織が、web サイトを構築することで、どのように墓園の管理業務に関する問題の解決を図っているのか、その実態を明らかにする。それによって、業務遂行、支援補助としての web サイトの可能性、及びその望ましいあり方を明確化することを目的としている。

(1) 2 つの組織へのヒアリング

事例 1：公営 稲城・府中メモリアルパーク（稲城・府中墓苑組合）

① 公営 稲城・府中メモリアルパークの概要

稲城・府中墓苑組合は、稲城市と府中市で構成する一部事務組合（特別地方公共団体）である。約 15 年をかけて協議し、整備を進め、平成 27 年（2015 年）9 月「公営 稲城・府中メモリアルパーク」の開設に至り、同年墓地使用者の募集を開始している。

「公営 稲城・府中メモリアルパーク」（以下、稲城・府中メモリアルパークとする。）は 4 つの形態の墓地と、通夜・告別式・法要を執り行うことができる葬儀・法要施設「南山ホール」をもつ、新しい公営霊園である。

稲城・府中墓苑組合は、Web サイトの構築について、霊園オープン前の準備段階から、“「誰でも使いやすい」ホームページを目指す”と同時に“情報を探しやすいホームページの作成に努める”というサイト作成の「基本的な考え方」を示している¹⁹。広域行政の連携の事例であることに加えて、「業務遂行支援補助及び問題解決のための web サイト構築」についての先進事例（公営事例）として、霊園オープンにあたって、どのように web サイトの設計を行ったのかを中心にヒアリングを行った。

② ヒアリング実施日等

日時： 平成 29 年 3 月 28 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分（ヒアリング：13 時 30 分 ～ 14 時 40 分、霊園見学：14 時 45 分～15 時 30 分）
場所： 稲城・府中メモリアルパーク 洋室

¹⁹公営 稲城・府中メモリアルパーク、このサイトについて：<http://www.if-boenkumiai.jp/aboutweb/index.html>

ヒアリング対象者： 事務局長 内田 宏康 / Web 管理担当：吉本 忠幸

訪問者： 全墓協 事務局：安孫子 順子

内容： 墓埋法運用における情報共有のあり方の観点からの貴霊園の web 構築等に関して

③ ヒアリング概要

＜サイト作成の基本姿勢について＞

- ・ 行政は常に HP の設計を研究しており、行政が発信する情報について「わかりやすく伝える」というのは基本的な姿勢である。そういう土壌のなかで職員が（稲城市・府中市から）派遣されており、組合のホームページ設計にあたっては「分かりやすさ」をポイントに取り組んでみた。

＜サイト設計について＞

- ・ 9 月のオープンまでに行うべき作業は山積しており、web サイト構築の事前準備（カテゴリー分類等）にかけた時間は 5 月～6 月（実質 2 か月ぐらい）であった。墓所を求めたい方用の冊子「申込のしおり」を基本にし、この内容を web 設計に組み込んでいる。
- ・ 27 年 9 月のオープンに合わせて、設計段階で受け手（ユーザー）にとって「視覚的にも分かりやすく見やすく」をポイントにし、全面リニューアルした²⁰。オープンすることで、墓地と法要施設の実際の使用者が出てくるため、使用情報（申請関係ではどういった手続きが必要かなど）をわかりやすく伝えたいと考えた。その際、墓地と法要施設の使用者と業者（葬儀業者、石材業者等）が必要とする情報は若干異なることもあるので、HP の入り口を使用者向けと事業者向けに分けたほうが分かり易いと考えた。
- ・ 大きい枠組みとしては墓地と葬儀法要施設、組合議会関係、交通アクセス²¹である。
- ・ web 階層の中にはいっていくと、4 つの形態の墓地（芝生墓地、普通墓地、合葬式墓地、樹林式墓地）がある。自分が使用する墓地のところ入っていくと、それぞれの墓地に合わせて必要な手続き書類をダウンロードできるようになっている。そして、パッと見たときに一目でわかるような設計にもなっている。
- ・ 墓地をオープンした当初は、手続き関係（例：墓地に埋葬する、改葬する等）はほとんどないわけだが、墓地の使用者が決定し、それに合わせて順次必要な情報（様式を含む）を増やしていった。

＜情報共有、業務遂行支援補助の観点から＞

- ・ 4 つの墓地形態に対応した手続き書類一覧を整えたことによって、電話応対する職員にとっても、使用者にとっても、業者にとっても必要な情報を得やすく、不要な説明の発生を抑えることにつながっている。
- ・ あまり細かい分類をせず、4 つの墓地形態にあわせて情報を整理したので、あとで情報を追加する場合でもわかりやすくなっている。

墓地形態 → 使用案内 となっているし、

使用案内 → 墓地形態 となっているため、どちらから入っても必要な情報にわかりやすくだとり

²⁰ 組合の設立（平成 24 年 5 月）に伴いサイトは立ち上げたが、組合の情報、議会の情報、工事の進捗状況ということを写真で伝えるといったことで内容としてはさほど多いものではなかったという。発信側としては、認知度が低いので、情報としてのインパクトを高めるために墓地と葬儀場があることを写真等で展開する必要があったという。

²¹ 土地区画整理地域であり、カーナビでも詳しくは出てこない場所でもあり、交通案内は重要な要素であるとのこと。

着けるようになっている。

<業務に必要な知識・情報を身に付けるために行っていること等>

- ・ 2-3 年で異動するため、1 つの仕事を長くというわけにはいかないところがあるが、どこの部署に異動になったとしても、その業務を行うにあたっては「プロ」として仕事をするために、職場内研修、OJTなどで力をつけていく。
- ・ 霊園オープンにあたっては、先進事例として、横浜メモリアルパーク、東京都の小平霊園の見学を行った。（霊園の管理運営以外では）広域での連携はあるが、当霊園は一部事務組合が運営しており、最近では珍しい事例でもある。そのため、オープンしてからは他都市からの見学があり、現場レベルでの情報交換などが行われた。当霊園からも、他都市の霊園見学に行き、学んでいる。

<その他－ヒアリングで出された要望、ヒアリングから得た知見等－>

霊園や役所など発信側は使用者に対して、わかりやすく見やすいサイト設計を基本姿勢として、適正な対応や業務の効率化を図っている。霊園オープンにあたって、当組合が手続き書類一覧をサイトに整えたことによって、窓口業務担当者、使用者、業者にとっても、不要な問い合わせを減らすことができ、通常業務がスムーズに遂行されていることを確認できた。

ただし、霊園の管理業務を行っている職員は日常業務は問題なく行っているものの、改葬手続きなど特殊な対応が必要なケース（例：他の地方からの改葬、屋敷墓からの改葬等）では、窓口担当者が専門的な問い合わせに対応するための体制（相談窓口対応、web サイトにおける FAQ の設置等）が必ずしも十分に整えられてはいない²²。

ヒアリングを行った際、担当者から「最終的には、墓埋法にそっていなければならないわけである。例にあがった改葬については、いろいろなケースがある。最終的には、墓埋法の解釈はこうだから、このケースの場合このようになる」といった事例の積み重ねが必要なのではないか。そういった手引集のようなものがあると参考になる」という声が聞かれた²³。

以上のことから、今回の研究を契機に、墓埋法に則した業務遂行支援補助の機能として、専門的な知見を要する事例集といったものを、簡便な方法で入手できる仕組みの提供（例えば、web サイトにおける FAQ の提供）の必要性が指摘された。

また、他の霊園見学を行うことによって、現場レベルでの情報交換が行われていることも明らかとなった。実務者同士が対面して「場」を共有することによって、情報交換、知識化を図っていることを確認できた。

事例 2：日本最大級のお墓のポータルサイト「いいお墓.com」（株式会社 鎌倉新書）²⁴

① いいお墓.com の概要

月刊『仏事』の出版を行っている鎌倉新書は、業界知識とネットワークを活かし、2003 年にお墓の

²² 例えば、全墓協が平成元年から実施している「墓地管理講習会」では墓地管理に必要な知識の習得ができるが、年に 1 回の開催のため、平成 24 年の地方分権化により、地方自治体関係者から急増した申し込みに対応できる体制とはなっていないといえよう。

²³ 具体的には、改葬一つを例にとっても、民間霊園から移す、お寺から移す、共同墓地から移すなどさまざまなパターンがある。共同墓地の場合だとその管理者は誰なのか、改葬許可証は何をもって出せるかなどは、改葬を希望している本人にとっても、役所の担当者、改葬によって移される側にとっても、共通に必要な情報である。改葬手続は、手続きのなかでも複雑というか手間がかかるということがあるので、改葬のいろいろな事例があるだけでも役立つのでは、といった声である。

²⁴ いいお墓.com <https://www.e-ohaka.com/>

総合情報サイト「いいお墓.com」を立ち上げ、2011 年、2014 年に大きなリニューアルを行っている。現在、全国 7,600 件の霊園・墓地の詳細情報を掲載しているため、墓地・霊園を簡単に比較することが可能であり、日本最大級のお墓のポータルサイトとなっている。

このポータルサイトでは掲載された情報に対し、「お墓をさがす」「お墓を知る」「お墓をたてる・引越す」という大きな枠組みの設定のほか、「地域」「路線・駅名」「地図」から希望の墓地・霊園を検索できるなど、ユーザーが必要な情報を得られる工夫がなされている。そのほか、コールセンターのお墓専門相談員がお墓の選び方や紹介の相談にのっている。こういったポータルサイトが機能するためには、こういった工夫がなされているのか等、「web サイト構築による問題解決」の民間事例としてヒアリングを行った。

② ヒアリング実施日等

日時： 平成 29 年 3 月 29 日（水） 14 時～15 時半

場所： 鎌倉新書 会議室

ヒアリング対象者： いいお墓.com 担当者：田中 哲平 / コンテンツ事業部担当者：小林 憲行

訪問者： 研究分担者：横田 睦 / 事務局：安孫子 順子

<ポータルサイトが機能するための仕組みとは>

- ・ 「お墓をさがす」「お墓を知る」「お墓をたてる・引越す」という大きな枠組みから、ユーザーが必要な情報を得られる工夫がなされている。また、「よくある質問」としては、お客様センターへ寄せられるお墓にまつわる様々な質問や、トラブル事例をまとめていて、「トラブル」「費用」「承継」「墓石」「しきたり・慣習」「改葬」「石材店」「建替・修繕」「納骨堂・永代供養墓」「その他」に分け、キーワード検索を行えるようになっている。また、具体的な質問から確認できるように設計されている。
- ・ （日本最大級の）ポータルサイトは web 構築だけで成り立っているわけではなく、コールセンターのお墓専門相談員、社内の社員、現地担当者との連携がある。例えば、コールセンターの相談員が即答できない「わからない」問題については、社内の社員、現地担当者など、その専門知識をもっている者に尋ねることで解決している
- ・ 外部に向けたポータルサイトと、内部でナレッジを蓄積し活用するための仕組みがある。内部のナレッジ共有化のためのシステムは、双方向に情報を書き込みできるもので、内部で管理運営している。
- ・ コールセンターの対応内容は音声データとして蓄積し、それをナレッジとして活用することができる。

<ユーザビリティを高める工夫>

- ・ 利用者へのアンケート
- ・ 利用者のクチコミ利用（2016 年開始）
- ・ ユーザー満足度の調査
 - コールセンターに入ってくる声を 1 週間に 1 度、社内で検討し、それを反映させる → 検討結果を反映させるだけでなく、それが良かったのかを検討し、さらにそれを反映させる（丁寧な検討体制）
- ・ これらの工夫によって、かなり丁寧な web 設計を行っている
 - 例えば、ユーザー満足度と成約率 などが、「いい霊園」の評価の 1 つとなる。

＜その他－ヒアリングから得た知見等－＞

ポータルサイトが機能するための仕組みとしては、表から見える web 構築だけで成り立っているわけではなく、コールセンターの相談員、あるいは現地で業務担当者、内部でシステムの管理運営が連携しながら、内部における情報の共有化によるナレッジの蓄積を行い、サイトの改善、更新を行っていることが確認できた。

（２）考察

事例１（公営事例）から、「日常業務は問題なく行っているものの、改葬手続きなど特殊な対応が必要なケースについては、専門的な問い合わせに対応するための外部体制（相談窓口対応、web サイトにおける FAQ の設置等）が十分に整えられてはいない こと」「最終的には、墓埋法の解釈はこうだから、改葬手続きなど、このケースの場合このようになる」といった手引集等による事例の積み重ねがあると参考になる」との指摘があった。

また、大規模なポータルサイトを運営している事例２（民間事例）からは、墓埋法の運用のために、行政窓口などの担当者が利用できる情報共有のあり方を考えるのであれば、FAQ の設定、更新だけではなく、過去の Q&A の蓄積を電子データ化しそれを簡便に検索できるシステムを作ること、専門家が答える電話相談の設置などが必要なのではないか。ただし、相談に回答できる人員を育てることなど、相互の連携やそのシステムの維持管理が必要である。つまり、データベース機能をもつ web サイトを運営するためには、いわゆる資源（ヒト・モノ・カネ・時間）が必要であり、継続的に維持管理していく必要がある、という指摘があった。

今回の研究においては、業務遂行支援補助の第一歩として、簡便な仕組みによる「よくある質問 (FAQ)」の設定を研究成果として示すことを予定している。これは「事例の積み重ね（事例集）」に対応するための第一歩である。そのための具体的な作業として、FAQ 設定のためのキーワード抽出について、事項において述べる。

4-3 データベース構築を想定した、墓地の運営・管理等に関する質問と回答の整理方法

公益社団法人 全日本墓園協会 横田 睦 / 事務局

公益社団法人 全日本墓園協会（以下「全墓協」と略）では、平成 7（1995）年以降、墓地の運営・管理等に関する問題についての「質問」と「回答」を取り纏め、必要に応じて機関誌（AJAC ニュース等）にて、墓地の運営・管理の資質の向上に寄与することを目的として、アナウンスを行ってきた処である。

この「質問と回答」（いわゆる「Q & A」）をまとめるのは容易ではない。照会の内容が広範囲に及ぶものであったり、曖昧な内容で分類が困難だったりすることが珍しくないからである。

このため、適時、（質問の）内容の整理・調整を行い、補足を加えるなどを行った上で、「回答」を行っている。こうした作業を平成 7 年から継続し、質問と回答を蓄積した結果、平成 28 年（2016 年）にはその数は 523 となった。これら蓄積された「質問と回答」は、全墓協が平成 19 年度から開始した「墓地管理士通信教育」の「テキスト」としてまとめられている。

このテキストは通信教育の受講者に配付するものであり、墓地の管理運営業務に携わる関係者に広く利用されているものではない。

全墓協の設立目的「墓地の運営と管理（者）の資質の向上」を鑑みれば、様々な分野・立場で墓地等の業務に携わっている多くの方々が、この蓄積された「質問」と「回答」に対し、簡便な方法で情報を活用し、業務遂行に反映させるための手立てを提供する必要がある。

本研究を契機として、効果的な情報公開の方法に関して、具体的なあり方を提示することが求められている。本稿では、これら蓄積された「質問と回答」を簡便な方法で情報を活用するには、蓄積された質問と回答をデジタルデータ化し、検索や閲覧が容易にできるような形に仕上げる必要がある。

ここでナレッジ・システムの 3 つの階層の概念に照らして考えてみたい。ナレッジマネジメントの 3 つの階層は、レベル 1：文書管理、レベル 2：知識の創造、共有、管理、レベル 3：コーポレートインテリジェンスとなっている。紙媒体の「テキスト」としてまとめられ受講者に配付される「質問と回答」の蓄積は、ナレッジマネジメントのごく初歩的なレベル 1 に該当するといえる。

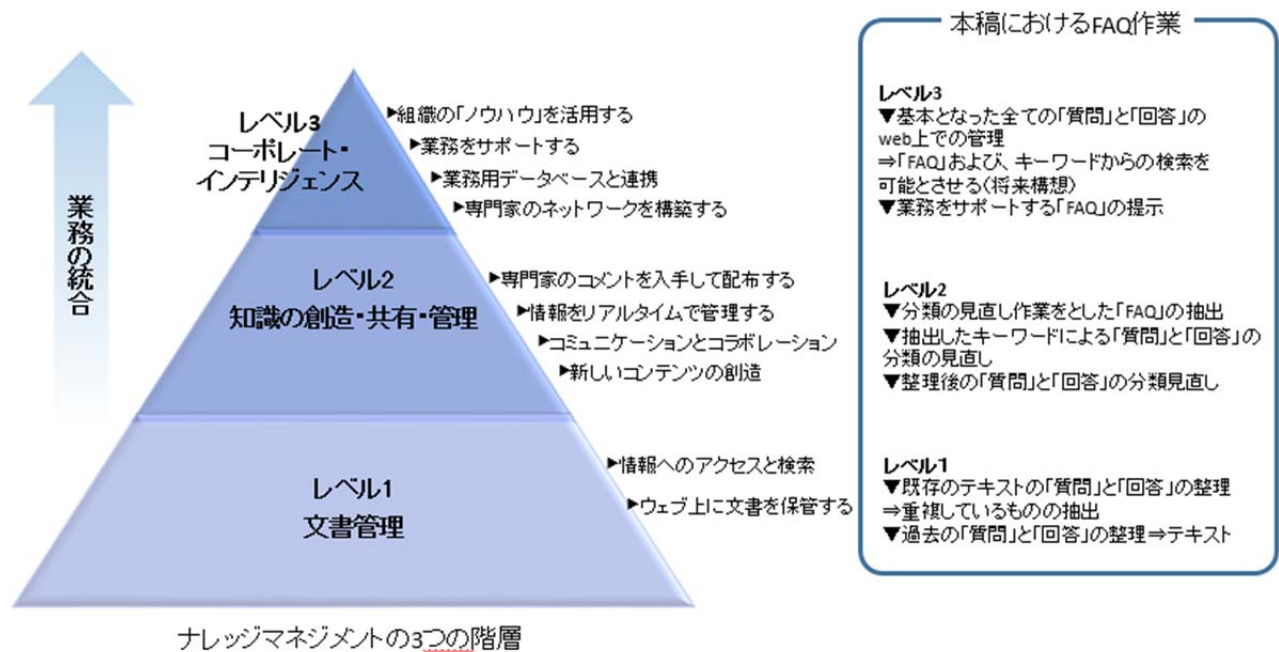
ここでは、実務担当者が問い合わせた問題を元にして作成された「質問と回答（Q&A）」をベースとして、この情報を web サイト上に保管し、検索・閲覧が可能な、ごく初歩的なデータベースとして「FAQ」を構築することまでを試みようとするものである。

ナレッジマネジメントの 3 つの階層と照らし合わせた上で、情報公開のあり方を検討した場合、理想的な形としては、例えば、本研究でとりあげた、地方公共団体による墓地等の許可条例や、公営墓地における墓地等の使用規則等についても、必要事項の検索や比較を行えるデータベースの構築、運営までが将来の課題として想定される。

しかし本研究はあくまでも基礎的研究であるので、本稿では、墓地特有の運営・管理の特性を考慮したキーワードを抽出、設定を行い、これに基づいたデータの整理をする作業を通して、「FAQ」の効果的抽出を今後のモデル的作業となるよう傾注して行うこととした。

ここでの具体的な作業を通して得られた知見を、今後、業務をサポートするデータベースとして機能する仕組みに反映させるための作業の詳細については次項以下でまとめる。

図 4 ナレッジマネジメントの3つの階層²⁵



『E-ラーニング戦略』（マーク・J. ローゼンバーグ著 2002 p71-72）より、再構成

²⁵ 出典『E-ラーニング戦略』（マーク・J. ローゼンバーグ著 2002 p71-72）より、再構成

4-3-1 蓄積されるデータ管理から窺える課題

まず、この 523 の質問と回答をどう編纂してきたのかについて述べる。

はじめに、このテキストの編纂が行われたのは平成 19（2004）年で、過去から蓄積した質問と回答をとりまとめ、その当時の数は 254 件であった。

その時点における分類項目は、「墓地の計画、許可などを巡る問題」「墓地の管理等に関する問題」「埋蔵・分骨・改葬などを中心とした問題」「使用料・管理料の徴収、滞納管理料などに関する問題」「使用権の承継や失効などに関する問題」「無縁墳墓（墓所区画）の取り扱いに関する問題」「埋蔵委託管理型（永代供養墓）に関する問題」「墓理法に係わるその他の問題」の 8 つである。

その後、毎年「墓地管理講習会」でまとめられた Q & A を、新たな事例として加えていくこととなった。10 年目を迎えた現在、先に述べた通り、平成 28（2016）年時点においては 523 件であり、当初の約 2 倍となった。当初より 269 件が増加したが、これに応じて分類項目も、「個人墓地に関する問題」「墓理法の基本に関する問題」の 2 つを加えた。

ただし、この増加分は、機械的に既往の分類項目に追加したことによって、事例としては極めて類似したものがあることから、加除の「除」の作業がなされないままに“膨れ上がった”といえる状況であった。

そこで、同テキストに対し、類似・酷似している質問と回答についての再整理作業を行った。その結果、69 件が重複していると判断され、それを除いた 454 件の質問と回答について、改めて 10 の項目に分類し、「新規改訂版（テキスト）」として再編纂した。

これら 3 つの作業とこれに伴う変遷は以下のとおりである。

<蓄積されるデータの分類項目>

	平成 19 (2004) 年版	平成 28 (2016) 年版	新規改訂
「墓地の計画、許可などを巡る問題」	50 件 (19.7%)	110 件 (21.0%)	103 件 (22.7%)
「個人墓地に関する問題」	—	23 件 (4.4%)	18 件 (4.0%)
「墓地の管理等に関する問題」	45 件 (17.7%)	83 件 (15.9%)	72 件 (15.9%)
「埋蔵・分骨・改葬などを中心とした問題」	33 件 (13.0%)	59 件 (9.7%)	55 件 (12.1%)
「使用料・管理料の徴収、滞納管理料などに関する問題」	23 件 (9.1%)	55 件 (9.0%)	45 件 (9.9%)
「使用権の承継や失効などに関する問題」	41 件 (16.1%)	71 件 (11.6%)	58 件 (12.8%)
「無縁墳墓（墓所区画）の取り扱いに関する問題」	26 件 (10.2%)	33 件 (5.4%)	28 件 (6.2%)
「埋蔵委託管理型（永代供養墓）に関する問題」	8 件 (3.1%)	14 件 (2.3%)	10 件 (2.2%)
「墓理法の基本に関する問題」	—	10 件 (1.6%)	9 件 (2.0%)
「墓理法に係わるその他の問題」	28 件 (11.0%)	65 件 (10.7%)	56 件 (12.3%)
(合 計)	254 件 (100%)	523 件 (100%)	454 件 (100%)

なお、データ分類に関する作業を進めるにあたっては、「失敗まんだら」²⁶「失敗した IT プロジェクト

²⁶ 「失敗まんだらとは？」 <http://www.sozogaku.com/fkd/inf/mandara.html>

失敗知識データベースの構造と表現（「失敗まんだら」解説）、2005 年、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、失敗知識データベース整備事業、統括 畑村 洋太郎

トの真の原因に迫るマンダラ図の紹介」²⁷から知見を得て、作業に取りかかった。

＜データの加除作業について＞

こうした一連の作業結果を通して、データが形式的に追加し蓄積されることの問題点が見えてくる。この問題についての課題、留意すべき点を仮説も含めると、以下のようにまとめることが出来る。

当該問題（ここでは「墓地等にかかわる」）知識・見識を有する者が担当しても、“形式的に追加する”というルーティンワーク的作業では、蓄積されたデータが検証されないままに継続されてしまい、いたずらに数が増加してしまうことは明らかである。ただし、このことは属人性に帰属して生じた問題なのか、普遍的に生じ得る“現象”なのかは明確ではない。

データの整理作業を行う際には、類似・酷似している質問と回答についての再整理作業までをデータの管理業務に意識的に含めることが望まれる。類似・酷似の判断を行う再整理作業については、単一人ではなく、複数による議論・検討のうえ、常に適切な加除作業を行い、データの管理を行うことが必要である²⁸。

＜検索のためのキーワード設定について＞

墓地等の問題は、幾つかの分類項目に跨ることが珍しくはない。

これは墓地等の運営・管理で求められる「永続性」、つまり長期にわたる管理が求められることにその一因があると筆者は考える²⁹。

また、墓地に求められる長期間の管理・運営を含めて、「質問」の背景の状況がさまざまであるがゆえに³⁰、一律的な回答とはなり難いことを申し添えたい。

²⁷ 松井秀雄、「失敗した IT プロジェクトの真の原因に迫るマンダラ図の紹介」（2015 年）、日本システム監査人協会近畿支部 第 15 2 回 定例研究会 発表資料

²⁸ 本稿で述べた「整理作業については、単一人ではなく、複数による議論・検討のうえ、常に適切な加除作業を行い、データの管理を行うことが必要である」という作業の具体的手法としては、公認システム監査人・松井秀雄による「失敗した IT プロジェクトの真の原因に迫るマンダラ図の紹介」で述べられている原因の選定が、極めて深い示唆をしている。曰く「①：関係者全員が抽出した項目は、無条件に選定する」「②：関係者の一部が抽出した項目は、仮選定とする」「③：関係者が誰も抽出しなかった項目は、なぜ抽出しなかったのかを確認した上で対象外とする」「④：前述②で仮選定した項目については、抽出理由から選定するか否かを関係者で検討する」という 4 つのポイントである。

²⁹ これは、墓地の運用と管理を考える上で特有の条件・基準であるといえる。これについては、本稿最後の「補論」で詳しく述べているので、参照されたい。

³⁰ 本章の最後に付記した「補論」を参照とされたい。

4-3-2 検索・閲覧可能なデータベースの構築に向けての作業

ここでは「新規改訂版」をベースとして、ここに登載された 454 件の「質問」と「回答」を対象とすることとした。対になっている「質問」と「回答」については、その内容を示す「表題」が付けられている。作業に際しては、この「表題」に着目して、墓地等の問題・課題にかかわる「質問」と「回答」のキーワードの抽出を行った（ここで行った具体的な作業の工程については、一部を抜粋する形で、本稿に「参考資料」として添付した。併せてご覧いただきたい）。

キーワードの抽出にあたっては、単語のみとすると、膨大な量となる上に、検索の用に寄依し得ないと考え、「表題」のなかから、それを指し示す上で重要であると思われる単語をペアで抽出した。結果、抽出された単語ペアは 662 件。その単語ペアから共起される「質問」と「回答」は以下の通りである。

＜キーワードの抽出＞

単語ペア	単語 1	単語 2	共起回数	単語ペア	単語 1	単語 2	共起回数
墓地 管理	墓地	管理	39	承継 祭祀	承継	祭祀	12
墓地 許可	墓地	許可	34	使用 許可	使用	許可	12
公営 墓地	公営	墓地	27	墓地 改葬	墓地	改葬	12
個人 墓地	個人	墓地	27	墓地 承継	墓地	承継	11
使用 墓地	使用	墓地	25	墓地 納骨堂	墓地	納骨堂	11
経営 許可	経営	許可	19	対応 管理	対応	管理	11
墓地 経営	墓地	経営	18	改葬 許可	改葬	許可	11
滞納 管理	滞納	管理	16	みなす 墓地	みなす	墓地	11
場合 承継	場合	承継	16	区画 墓所	区画	墓所	11
墓地 無許可	墓地	無許可	15	改葬 無縁	改葬	無縁	11
墓地 対応	墓地	対応	15	使用 管理	使用	管理	11
徴収 管理	徴収	管理	12	場合 墳墓	場合	墳墓	10
場合 墓地	場合	墓地	12	土地 墓地	土地	墓地	10

以上は共起回数が 10 件以上となった単語ペア（26 件）である。残る 636 件の共起回数と単語ペアの関係は、上記の表のような要領で、共起回数 9 件が 2 ペア。共起回数 8 件が 8 ペア。共起回数 7 件が 10 ペア。共起回数 6 件が 17 ペア。共起回数 5 件が 25 ペア。共起回数 4 件が 48 ペア。共起回数 3 件が 108 ペア。共起回数 2 件が 418 ペアであった（キーワードをペアとしているので、共起回数もこの 2 件 418 で留まることとなる）。

この検索キーワードペアとその結果を用いて、「新規改訂版」をベースとして、ここに登載された 454 件の「質問」と「回答」を改めて分類をすると次の様になる。

＜キーワードの共起回数＞

新規改訂		キーワードペア準拠	
墓地の計画、許可などを巡る問題	103件 (22.7%)	(墓地等の) 開発・許可に関すること	44件 (7.2%)
個人墓地に関する問題	18件 (4.0%)	個人墓地・共同墓地・みなし墓地等に関すること	52件 (8.5%)
墓地の管理等に関する問題	72件 (15.9%)	墓地の管理に関すること	80件 (13.1%)
埋蔵・分骨・改葬などを中心とした問題	55件 (12.1%)	改葬に関すること	51件 (8.4%)
使用料・管理料の徴収、滞納管理料などに関する問題	45件 (9.9%)	管理料・使用料に関すること	46件 (7.5%)
使用权の承継や失効などに関する問題	58件 (12.8%)	承継に関すること	56件 (9.2%)
無縁墳墓(墓所区画)の取り扱いに関する問題	28件 (6.2%)	墓地の無縁化に関すること	40件 (6.6%)
埋蔵委託管理型(永代供養墓)に関する問題	10件 (2.2%)	合祀墓・納骨堂・樹木葬・散骨に関すること	53件 (8.6%)
墓理法の基本に関する問題	9件 (2.0%)	墓理法・条例などに関すること	43件 (7.1%)
墓理法に係わるその他の問題			
		公営墓地に関すること	32件 (5.2%)
		土地に関すること	10件 (1.6%)
		そ の 他	103件 (16.4%)
(合 計)	454件 (100%)		610件 (100%)

ここでは、平成 19 (2007) 年に編纂された「テキスト」を底本として、その推移・変遷を追う理解が促すことが可能となるよう作業を行ってきたことから、ここでのキーワードペアに準拠した分類についても、原則としてそれらに倣うこととした。ただし、分類項目については、「公営墓地に関すること」「土地に関すること」「その他」の 3 つを加えることにした。なぜなら、新たな分類項目を増やさず、残った全てを「その他」としてしまうと、145 件 (23.8%)、全体の 1/4 近くの「質問」と「回答」が「その他」・未分類となってしまうからである³¹。

残る 145 件のうち、「公営墓地に関すること」「土地に関すること」の 2 項目を新たな分類に加え、「その他」を 103 件に留めることとした。

何れのキーワードペアにも当て嵌まらない「その他」の 103 件 (あるいは、暫定的に分類した 145 件) については、その内容を精査し、一定期間を置くなどして、何れの分類に振り分けるか、新たな分類を改めて設定し直す作業が求められよう³²。

³¹ ちなみに、キーワードペアによる分類項目「墓理法・条例などに関すること」は、テキスト新規改訂 (版) の分類項目、「墓理法の基本に関する問題」「墓理法に係わるその他の問題」らが統合されたと見立て得る。

³² ここでの作業は前述註脚「4」で述べた「②：関係者の一部が抽出した項目は、仮選定とする」「③：関係者が誰も抽出しなかった項目は、なぜ抽出しなかったのかを確認した上で対象外とする」「④：前述②で仮選定した項目については、抽出理由から選定するか否かを関係者で検討する」といった作業が有効である。

4-3-3 検索・閲覧可能なごく初歩的なデータベースとして「FAQ」を構築

本稿では、これら墓地等に関わる全ての「質問」と「回答」に関する検索システムの構築については改めて検討を行うこととして、まずは、これら「質問」と「回答」群のなかから如何にして実務に奇与し得る「FAQ」を構築するのかを目標としている。

通常「FAQ」とは、英語の **Frequently Asked Questions** の略語で、「頻繁に尋ねられる質問」の意味である。よくある（あるいはあると想定される）「質問」とその「回答」を集めたもののことであり、日本語では「よくある質問」となっていることが多い。

「よくある質問」と見なすのであれば、その“候補”として、「新規改訂」作業を行う際に、重複していると判断された 69 件を「FAQ」とすることができる。極めてシンプルではあるが、重複していた 69 件を「FAQ」の抽出として捉えることには一定の妥当性がある。

しかし、本稿では、将来的には墓地等に関わる全ての「質問」と「回答」に関する検索システムの構築を想定し、前項「2. 検索・閲覧可能なデータベースの構築に向けての作業」において、キーワードの抽出と、これに拠る問題の分類を行っている。

前項で詳しく述べた通り、既存の「テキスト」の分類項目の何れにも該当しない多くの「質問」と「回答」と、幾つかの分類項目に重複する「質問」と「回答」が存在することも明らかとなった。その件数は 78 件。多くは 2 つの分類に跨がるものであるが、それ以上の分類に跨がる「質問」と「回答」については以下に示した通りである。

<本研究手順で抽出された FAQ - 代表例>

「質問」と「回答」（タイトルナンバーはテキストの通し番号に該当）	跨がる分類（数）
1-12；[墓理法第 26 条における「みなし墓地」の管理と再貸付け]	6
1-54；[共同墓地の土地所有権の当該墓地管理組合への委譲の可否]	3
1-101；[自治体所有の墓地の管理と合葬墓について]	3
1-109；[無許可で経営していた納骨堂の競売と焼骨の改葬について]	3
5-10；[公営墓地が新たに管理料を徴収するにあたって]	3
5-23；[管理料を徴収してこなかった公営墓地が新たに管理するには]	3
7-17；[公営墓地における条例に基づく使用許可取り消し]	3
7-22；[無縁改葬後の焼骨を合葬するには]	3

残る 70 件の「質問」と「回答」とも併せ、それらを「FAQ」とする。

分類項目が重複する場合には、それらの分類項目を具体的に挙げ、各々に振り分けられているタイトルを一覧できるようにすれば、500 件近い墓地等に関わる問題、課題を分類項目別に俯瞰することが可能となる³³。

重複した 69 件を「FAQ」とするだけでは、特定の分類項目に集中してしまっている場合、墓地等に関わる問題、課題全体を俯瞰することができなくなる。重複しているものの他の「質問」と「回答」の設定を行うことで、初めて墓地等に関わる問題、課題を分類項目別に俯瞰することが可能となる。

³³ タイトルのみではなく、その「質問」と「回答」も閲覧可能とするなら、データ全体の検索も可能となる。

図 5 「質問」と「回答」の重複から「FAQ」を抽出した場合³⁴

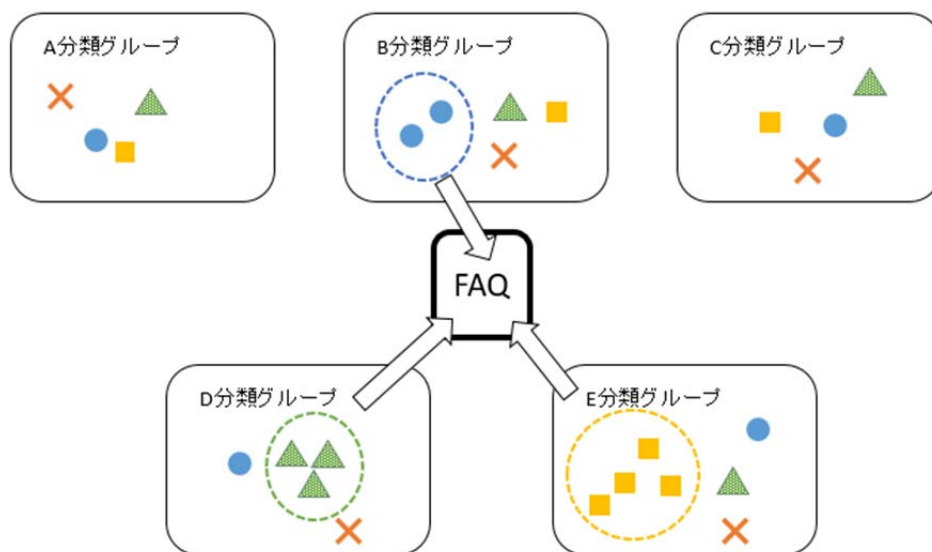
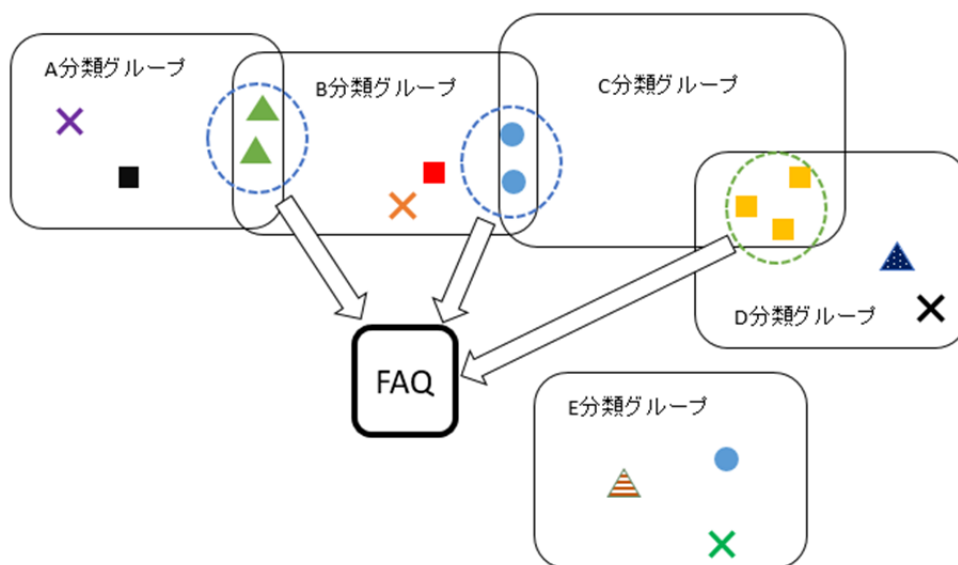


図 6 キーワード分類でいくつか分類にまたがるものを「FAQ」とした場合³⁵



³⁴ 作成：横田睦（2017）

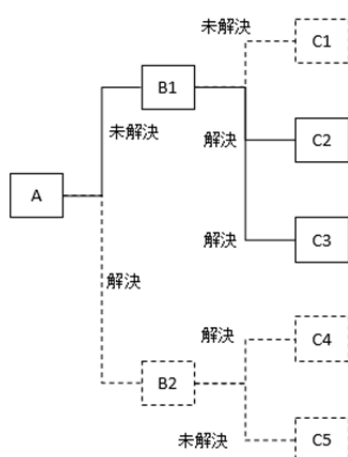
³⁵ 作成：横田睦（2017）

4-3-4 まとめ

- ① FAQを設定する際、まず、多く寄せられるものから作成することは基本である。しかし、特定の分類項目に集中してしまうと、墓地に関わる問題や課題の全体を俯瞰することができなくなるので、問題全体を網羅する形での分類項目の設定が必要となる。本稿では、いくつかに跨る問題に対応させるために、キーワードペアによる分類項目の設定を試みた。
- ② 但し、この場合、何れのキーワードペアにも当て嵌まらない「その他」の103件（あるいは、暫定的に分類した145件）が“残る”。これらの内容を精査し、一定期間を置くなどして、何れの分類に振り分けるか、新たな分類を改めて設定し直す作業が求められる。FAQの活用度・役立ち度を高めるためには、こういった更新作業が必要である。
- ③ 本研究でとりあげた、地方公共団体による墓地等の許可条例や、公営墓地における墓地等の使用規則等についても、本稿で得られた知見を敷衍し、必要事項の検索や比較を行えるデータベースの構築、運営を行うことが将来の展望として想定される。

補論-墓地等の長期管理における諸問題、課題の抽出と対策³⁶

図 7 デシジョン・トリーでみた霊園問題



年間管理料が徴収出来なくなる（A）ことから、次いで無縁の確認作業を如何に行うかが問題となる（B1）。

この作業の問題が解決できない場合に問題（C1）があることは当然のことながら、これが解決した場合、無縁墳墓の整理（C2）や、焼骨の合祀先となる施設の計画が問題となる（C3）。

図を作成することによって、本来の問題の原因の所在が明らかとなり（最も簡単な例が、『無縁化の整理』等の問題は、『年間管理料の未払い』が解決されれば良い。とか）、長期管理上顕在化する問題の展開があらかじめ予測される様になる。

墓地等に関する「質問」と「回答」の分類を行うにあたって、そのアプローチの基準を設けることも極めて肝要であるといえよう。たとえば、墓地等の問題、あるいは課題において特筆されることとして、墓地等については極めて長期にわたる管理が求められ、その過程で生じる問題、課題は密接な関係性を有していることを挙げる事が出来る。

つまり、①埋・収蔵施設の運営において、問題、課題が顕在化するには一定の時間的順序が存在している。②顕在化した問題について、それが解決したか、未解決のままに放置されている状態に至ったのか、各々に応じて、次に生じる（顕在化する）問題、課題は異なる。

³⁶ この節の記述は「多目標問題解決の論理と実例」（昭和55年〔1980〕年）ラルフ・L・キニー、ハワード・ライファー共著（監訳）高橋靖彦、高橋亮一、中野一夫、構造計画研究所）より大きな示唆を受けた。同書では「決定分析のパラダイム」における「構造分析」として、グラフ理論における基本的概念に基づいた、「デシジョン・トリーの図式表現」を行っている（同書p7）。ここでの捉え方はその着想に示唆を受けたものである。

③従って、顕在化する問題、課題の順序の他、その対応を加味し、各々の問題、課題の関係性を踏まえれば、埋・収蔵施設の運営全般で派生する問題、課題の特徴が明らかになる。

ちなみにこの場合に考慮しなくてはならないのは、現行制度下において対応し得るものと、そうした制度が想定していなかった、制度の枠組外で生じる問題、課題とに分かれる。この分別は、上述における問題、課題の解決、あるいは有効な予防策の策定を行う上で大きく関連する。

また、墓地等に関する「質問」と「回答」の分類を行うにあたっては、たとえば、

- ① 長期にわたる問題、課題であって、当座の緊急性は認められないもの。
- ② 長期にわたる問題、課題であるものの、緊急性のある対応が求められるもの。
- ③ 発生自体が極めて突発的なものである問題、課題ではあるが、当座の緊急性は認められないもの。
- ④ 発生自体が極めて突発的なものである問題、課題であり、緊急性のある対応が求められるもの。

という視座からの捉え方もある。

参考文献：

- ・香取 一昭、『Eラーニング経営—ナレッジ・エコノミー時代の人材戦略』（2001）、エルコ
- ・「失敗まんだらとは？」<http://www.sozogaku.com/fkd/inf/mandara.html>
失敗知識データベースの構造と表現（「失敗まんだら」解説）、2005年、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、
失敗知識データベース整備事業、統括 畑村 洋太郎
- ・高橋 裕輔、上坂 克巳、奥谷 正、「国道事務所における知識の共有と利活用の方法論に関する一考察」、建設マネジメント研究論文集 Vol. 11（2004）P 69-80
- ・高橋 裕輔、大手 方如、上坂 克巳、「国道事務所における情報共有化の手順に関する一考察」、建設マネジメント研究論文集 Vol. 12（2005）P 303-310
- ・根本孝、『E - 人材開発—学習アーキテクチャーの構築』（2002）、中央経済社
- ・野中郁次郎／竹内弘高（著）／梅本勝博（訳）、『知識創造企業』（1996）、東洋経済新聞社
- ・マーク・J．ローゼンバーグ（著）／中野広道（訳）、『Eラーニング戦略』（2002）、ソフトバンク パブリッシング
- ・松井秀雄、「失敗した IT プロジェクトの真の原因に迫るマンダラ図の紹介」（2015年）、日本システム監査人協会近畿支部 第152回 定例研究会 発表資料
<http://www.saa-jk.org/wordpress/wp-content/uploads/saa-j20150515.pdf>
- ・ラルフ・L・キニー、ハワード・ライファ（共著）／高原康彦、高橋亮 一、中野一夫（訳）、多目標問題解決の理論と実例（1980）、構造計画研究所

第5章 結語

- ・ 各地方公共団体における条例・規則の比較から、各々の条例・規則に異なる点、地方によって特色が認められる。これらの運用実態の比較等について、役に立つ情報を適時的確に得られる仕組みの構築がなされ、地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）が可能となれば、多様性や地域性等を十分に考慮しつつも、墓埋法運用においての一定の解（方向性）が提示され、墓埋法の運用に関して効率的な対応が図られる。
- ・ ここで述べる地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）は、「『場』の共有としての広域行政による連携」と、「webによる業務遂行支援補助としてのデータベースシステム」の2つを指している。そうした地方公共団体等の連携を図ることで、各地方公共団体では、相互で交わされた情報の蓄積がなされる。加えて、地方公共団体等の連携（ネットワーク構築）において蓄積されるノウハウを含めた情報等は、問題に適時的確に対応するための知識として利活用されることとなり、住民等へのサービス向上も期待される。

なぜなら、これら情報の検索が容易に行えるなどの利便性あるDBシステムの活用によって、行政実務に携わる新規担当者らは、日々の様々な環境衛生行政業務と並行しながら、墓埋法の運用に関して、効率的に的確な対応が図ることが可能になるためである。
- ・ 本研究では、平成 26 年度の厚労科研費研究をもとに、墓埋法行政運用における条例・細則等に対し一定の指標のもと分析・検討を行った（県条例：合計 18、市区条例：合計 357）。これにより全国各地の墓地行政の特色の分析を踏まえることができ、新たな墓地行政への参考となるうる資料の提供を行った。
- ・ また、平成 26 年度の厚労科研費研究をもとに、東日本の公営墓地を中心とする 7 都道府県の使用許可に関する条例の分析を行った。今年度研究においては、地方ごとの特殊性が確認された。使用許可に関する条例の分析は多くの時間を要するものでもあり、西日本の公営墓地を分析するなど、段階を踏まえながら継続的に 47 都道府県の墓埋法行政運用上、直面する課題の抽出、整理・分析が望まれる。それによって、地域の特性を考慮したモデルの提示が将来的にはなされることが期待される。
- ・ 条例等の分析に加えて、ヒアリングによる事例分析を行い、業務遂行支援補助の第一歩として FAQ 設定による状況共有の利活用を提案した。これを踏まえて、墓埋法運用の情報共有 DB システムを構築する試験的かつ具体的な試みとして、墓地等にかかわる 500 余りの課題、問題点を整理・分類し、モデルとなり得るアプローチを用いて「FAQ」の抽出を行った。本研究の成果の具体的な提示として、抽出された FAQ 候補から活用度の高いものを選定し、簡素ではあるが全墓協の web サイトにて、FAQ の設置を予定している。
- ・ 引き続き、地方公共団体による墓地等の許可条例や、公営墓地における墓地等の使用規則等についても、ここで得られた知見を敷衍し、必要事項の検索や比較を行えるデータベースの構築、運営を行うことを将来の展望として、本研究の結語とする。

謝辞

まず、本研究で行った行政資料の整理・分析は、平成 26 年度研究において資料等提供の要請にお応えいただいた各地方公共団体から提供された資料等に対して行ったものである。ご協力くださった地方公共団体、ご担当の方々に改めてお礼を申し上げたい。

また、本研究をまとめるにあたって、全日本墓園協会（以下、全墓協）設立当初から 25 周年までの文書管理を行ってくださった故木村喜久雄氏（全墓協参与、当時）に改めて感謝を申し上げたい。本研究の狙いは情報の共有化による利活用である。その第一歩として、紙媒体データの電子データ化があるが、こうした資料の保管があつてこそ、それが土台となり、情報の整理、情報・知識共有化の利活用につながっていくといえよう。

本研究において情報共有化の在り方を検討するにあたって、ナレッジマネジメントの概念の必要性を示唆してくださった小山田誠氏（博士 教育情報学）に心よりお礼を申し上げたい。

また、ご多忙の中、「情報共有の在り方」に関するヒアリング調査には（公財）東京都公園協会霊園課ご担当者、（一財）環境事業協会霊園管理ご担当者のご協力くださった。web 構築による問題解決の仮説のもとヒアリングを依頼した、公営霊園の事例（稲城・府中墓苑組合）、民間事例（（株）鎌倉新書による「いいお墓.com」）の各担当者からは web 作成までの流れや、機能する web 構築の背景などについて多くの示唆を与えていただいた。多くの方々のご協力がなくては本研究事業の成果を得ることは出来なかった。併せてお礼申し上げる。

加えて、喜多村悦史（東京福祉大学）氏、小谷みどり（第一生命経済研究所）氏、泊瀬川 孚（日本環境斎苑協会）氏の各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、本研究事業を進めるにあたっての COI（利益相反）委員の就任をご快諾いただき、研究事業が進捗する過程で、これを検証していただくことと併せて、適時、的確なアドバイスをいただいた。その他、多くの方々のご協力・ご助力を得て、本報告書を取りまとめることが出来た。再三になるが、改めてお礼申し上げる次第である。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金事業
「各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究」
(H28-健危-一般-008)

研究者一同

関 連 資 料

関連資料 目次

3-1 < 4つの契約約款モデル>	3
3-2 各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要.....	9
・北海道地区.....	10
・東北地区.....	11
・関東地区.....	20
・東京都.....	66
・甲信越・北陸地区.....	82
・東海地区.....	96
・関西地区.....	119
・中国地区.....	145
・四国地区.....	151
・九州・沖縄地区.....	156
3-3 墓地使用权に関する条例等の整理	173
3-3-3 分析 一東日本の各地方における墓地使用权	
(1) 北海道	174
(2) 東北地方	177
(3) 関東地方（東京都）	181
(4) 中部（北陸・東海）地方	183
4-1 事例1（東京都公園協会）ヒアリング詳細.....	192
事例1（東京都公園協会）資料1～5	198
事例2（環境事業協会）ヒアリング詳細	205
4-3 よくある質問 キーワード抽出過程	213
よくある質問（FAQ）のための作業関連（2）（FAQ例）	215

3-1 <4つの契約約款モデル>

< 4 つの契約約款モデル>その①

① （社）全日本墓園協会作成（昭和 62 年度）	
〇〇法人 〇〇霊園管理使用規定（標準）	〇〇市 〇〇霊園条例（標準）
（目的） 第 1 条 この規程は、〇〇霊園(以下「霊園」という)の管理、運営に関する基準を定め、その管理使用の適正化を図ることを目的とする。 （用語の定義） 第 2 条 この規程で「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された土地の一区画をいう。 （管理者） 第 3 条 霊園は、〇〇法人〇〇霊園の理事長（代表）が任命する管理者が管理する。 （墓所使用の目的） 第 4 条 墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。 （墓所使用者の資格） 第 5 条 墓所は、宗旨宗派のいかんを問わず、何人も霊園の承諾に基づき使用することができる。 （墓所使用の申込みと承諾） 第 6 条 墓所の使用を希望する者は、別に定める「〇〇霊園墓所使用申込書」に所定の事項を記載し、霊園の承諾を得なければならない。 （墓所使用料） 第 7 条 前条により、墓所使用の承諾を得た者は、別に定める墓所使用料を所定の時期に納入しなければならない。 （墓所使用者の資格取得） 第 8 条 墓所使用申込書は、墓所使用料を完納し、霊園より「墓所使用承諾書」の交付を受けたとき、墓所使用者として、墓所を使用することができる。 （墓所使用者の資格喪失） 第 9 条 墓所使用者は、次の各項の一に該当するときは、その資格を喪失する。 （1） 墓所使用者が死亡した日から起算して、2 年を経過してもその祭祀を継承する者が判明しないとき。 （2） 墓所使用者の届出住所に郵便物が到達しない状態が 3 年間継続し、且つその間管理料の納入がないとき。 （管理料） 第 10 条 墓所使用者は、霊園の維持管理に要する経費として、別に定める管理料を所定の時期に納入しなければならない。但し、物価の変動等の事由により、管理料を改訂することができる。 （墓所使用権の承継） 第 11 条 墓所使用者が死亡したときは、民法 897 条の規程に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。 2 前項の場合には、承継者は、承継の事実を証する書面をもって 2 年以内に霊園にその旨を届出なければならない。 （墓所の譲渡・転貸の禁止） 第 12 条 墓所使用者は、その使用墓所を第三者に譲渡・転貸することはできない。	（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市営霊園の設置及び管理について必要な事項を定め、その管理使用の適正化を図ることを目的とする。 （用語の定義） 第 2 条 この条例で墓所とは、墳墓を設けるために区画された土地の一区画をいう。 （名称及び位置） 第 3 条 霊園の名称及び位置は、別表のとおりとする。 （墓所使用の目的） 第 4 条 墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。 （墓所使用者の資格） 第 5 条 墓所を使用できるものは、本市に住所を有する者でなければならない。但し、市長が相当の理由があると認めたときは、本市以外に住所を有する者に対しても、使用を許可することができる （2）市長は、使用をさせようとする墓所の数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めた場合には、墓所を使用とする者の資格について制限を加えることができる。 （3）墓所の使用は、一世帯に 1 区画とする。 （墓所の使用許可） 第 6 条 墓所を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、市長の許可をうけなければならない。 （公示・公募） 第 7 条 市長は、墓所を使用させようとするときは、その規模、数量、使用料その他の必要な事項を公示し、墓所を使用しようとする者を公募する。 （2）市長は、前項の規定により公募した結果、墓所を使用しようとする者の数が公募数を超えるときは、抽選により許可を与える者を決定する。 （墓所使用料） 第 7 条 前条により、墓所使用の承諾を得た者は、別に定める墓所使用料を所定の時期に納入しなければならない。 （墓所使用者の資格取得） 第 8 条 前項の規定により墓所使用の許可を受けた者は、別に定める墓所使用料を所定の時期に納入しなければならない。 （墓所使用許可証） 第 9 条 墓所使用許可を受けた者は、墓所使用料を完納したとき墓所使用者となり、市長は、墓所使用者に「墓所使用許可証」を交付する。 （管理料） 第 10 条 墓所使用者は本霊園の管理に要する経費として、別に定める管理料を所定の時期に納入しなければならない。 （墓所使用権の承継） 第 11 条 墓所使用者が死亡したときは、民法 897 条の規程に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

(墓所使用者の義務) 第 13 条 墓所使用者は、次の各号の定めるところに従って、墓所を使用しなければならない。 (1) 墓所に焼骨(または遺骨)を埋蔵しようとするときは、あらかじめ管理者に対し埋火葬許可証または改葬許可証を提出しなければならない。 (2) 墓所使用者は、「墓所使用許可証」に定められた墓所を使用し、墳墓を設置し、かつ、墓所として美観を維持しなければならない。 (3) 墓所使用者が、その住所を変更したときは、遅滞なく新住所を管理者に届出なければならない。 (墓所使用者の解除) 第 14 条 墓所使用者が、次の各号の一に該当する場合には、霊園は墓所使用者に対し、その使用契約を解除することができる。 (1) 3 年間無届で管理料の納入を怠ったとき。 (2) 墓所使用者が、墓所を第 4 条以外の目的に使用したとき。 (3) 墓所使用者が、第 12 条に違反したとき。 (4) 墓所使用者が、この規程に違反し、墓所使用者としての適格を失ったと霊園が判断したとき。 (5) 墓所使用者が、法人の場合、当該法人が、解散したとき。 (契約の解除に伴う措置) 第 15 条 第 9 条及び第 14 条により、墓所使用者がその資格を喪失したときは、埋蔵焼骨等がある場合は、墓所使用者であった者が、3 ヶ月以内に埋蔵焼骨を改葬し、設置してある墓石等構造物を撤去して、原状に復さなければならない。 2 前項の資格喪失後 3 ヶ月以内に改葬せず、墓石等構造物を撤去しなかったときは、管理者が墓所使用者に代わって、費用を立替え、埋蔵焼骨を改葬し、園内の定められた場所に合間すると共に墓石等構造物を撤去して、霊園 所定の場所に移転保管する。 3 前項による移転保管中の墓石等構造物の損傷、損壊、滅失等について当霊園は責任を負わない。 4 墓石等構造物について保管開始から満 3 年を経過しても引き取りがない場合は、当該物件の所有権は当霊園に帰属する。 (墓所の明け渡し) 第 16 条 墓所が不要になったときは、墓所使用者は直ちに霊園に届出をし、当該墓所を原状に復して、明け渡さなければならない。 但し、霊園の承認を得たときは、現状のまま明け渡すことができる。 (使用料及び管理料の還付) 第 17 条 既納の墓所使用料及び管理料は還付しない。 (補償及び補修) 第 18 条 墓所使用者が、その責に帰すべき事由により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、墓所使用者の負担により、補償及び補修をしなければならない。 2 災害、盗難等霊園の責に帰すべからざる事由により、墳墓に損害を与えた場合には、霊園はその責めを負わない。 (管理権に基づく措置) 第 19 条 管理者が、墓所につき、公用収用の必要のため、また土地の整備等その他の必要のため、墓所使用者に対して改葬を求めたときは、墓所使用者はこれに応じなければならない。 2 前項の場合には、霊園が代替地及び改葬に伴う費用を補償する。 (使用規程改定権の留保) 第 20 条 本使用規程の内容については、相当期閉経過後、社会的、経済的な事情の変更により、相当な事由に基づいて管理者はこれを改定変更することができるものとする。	(2) 前項の場合、承継者は、承継の事実を証する書面をもって、市長に遅滞なく霊園にその旨を届出なければならない。 (墓所使用者の義務) 第 12 条 墓所使用者が墓所に焼骨又は遺骨の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ市長に法令に基づく埋火葬許可証、改葬許可証を提出し、市長の許可を得なければならない。 (2) 墳墓の設置及びその変更、改造、移転については、墓所使用者は事前に市長の許可を受けなければならない。 (墓所使用許可の取り消し) 第 13 条 次の各号の一に該当する場合には、市長は、墓所使用者の使用許可を取り消すことができる。 1. 墓所使用者が許可の日から起算して〇年を経過しても埋蔵(又は墳墓の設置)をしないとき。 2. 墓所使用者の死亡した日から起算して、3 年を経過してもその祭祀を継承する者が判明しないとき。 3. 墓所使用者が住所不明となって 3 年が経過したとき。 4. 〇年間の管理料の納入を怠ったとき。 5. 墓所を第 4 条以外の目的に使用したとき。 6. 墓所使用者が第三者に使用墓所を譲渡し、又は転貸したとき。 7. この条例若しくは、これに基づく命令に違反したとき。 (2) 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、墓所使用者は直にその墓所を原状に復して、本市に明け渡さなければならない。 (3) 使用許可を取り消された後 1 年以内に、墓所使用者が前項の措置を行わなかった場合には、市長がこれを行うことができる。 (4) 前項の場合には、墳墓の所有権は本市に移転する。但し使用者の請求あるときは、本市に現に利益の存する限度において、墓石等を返還しなければならない。 (墓所の明け渡し) 第 14 条 墓所が不要になったときは、墓所使用者は直に市長に届出をなし、墓所を本市に明け渡さなければならない。但し、市長の承認を受けたときは、現状のままで明け渡すことができる。 (使用料及び管理料の還付) 第 15 条 既納の使用料は還付しない。(但し使用許可の日から〇年以内に墓所の全部を明け渡したときは、既納の使用料の〇〇を還付する。) (2) 既納の管理料は還付しない。 (補償及び補修) 第 16 条 墓所使用者が、その責に帰すべき事由により、隣地及び霊園の施設に損害を与えた場合には、墓所使用者はその負担により、補償及び補修をしなければならない。 (2) 災害その他霊園の責に帰すべからざる事由によって墳墓に損害をうけた場合には、その補修に要する費用は、霊園はこれを負担しない。 (施行規則) 第 17 条 この条例施行について必要な事項は、市長が別に定める。 付則 1. この条例は、昭和〇〇年〇月〇日から施行する。 2. この条例施行の際、現に墓所の使用許可を受けている者は、この条例によって許可を受けたものとみなす。
--	--

②平成 8 年度厚生科学研究／ 報告書（平成 10 年 3 月）	③厚生省通知 （平成 12. 12. 6、生衛発第 1764 号）	④平成 26 年度厚生科学研究／ 報告書（平成 27 年 3 月）						
「墓地の使用契約ガイドラインの作成」 所載・「 墓地使用契約約款案 」	「墓地経営・管理の指針等について」の別添 2 「 墓地使用に関する標準契約約款 」から 「 墓地使用権型標準契約約款 」のみ抜粋	「我が国における公営墓地使用条例・規則についてー モデル条例試案」 （「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への 対応の在り方に関する研究」報告書 4-2 に所載）						
1. 墓地使用契約の成立 （1） 墓地の使用者（以下「使用者」という）は、以下の条項を承諾のうえ、本日、墓地の提供者（以下「提供者」という）に対して提供者の管理する墓地内の所定の区画（以下「墓所」という）の使用を申し込み、提供者はこれを承諾しました。 （2） 提供者は使用者に墓所に外柵・墓石・焼骨埋蔵のための施設（以下「墓石等」という）を設置して焼骨の埋蔵のために使用することを認めます。 （3） 使用者は提供者に墓所の使用料〇〇万円を提供者の指定する期日までに納付することとします。使用者が指定日までに使用料を納付しない場合には、本契約は解除されるものとします。 （4） 使用者は、墓所内に墓石等を設置せず、焼骨を埋蔵していない場合には、契約の成立後〇力月内に限り、本契約を解除することができます。この場合、使用者が既に墓所使用料を納付しているときは、提供者は使用者に対して（3）に定められた使用料の〇割を返還します。 2. 墓所の使用 （1） 提供者は、使用者に対して、その宗教・宗派を問わず墓所の使用を認めます。 （2） 使用者は、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を所定の手続を経て埋蔵することができます。ただし、縁故者の焼骨を埋蔵する場合には、提供者の承諾を必要とします。 （3） 使用者は、墓所を祭祀のために焼骨を埋蔵する目的で使用し、それ以外の目的には使用できません。 （4） 使用者は、提供者の承諾なく、墓所を使用する権利を第三者に譲渡し、また、墓所を第三者に転貸することはできません。 3. 管理料 （1） 使用者は、提供者に対して、事務費並びに墓地の清掃、環境の整備等、墓地の管理に要する費用として別に定められた管理料を支払うこととします。 （2） 使用者は、出に定める管理料を所定の時期までに提供者に納付することとします。	〇〇墓地使用契約約款 （目的）-第 1 条 本約款は、財団法人〇〇〔宗教法人△△〕が経営する墓地（以下「墓地」という）の使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。 （墓地の使用） 第 2 条 使用者は、次に掲げる墓地の区画（以下「墓所」という。）を、契約成立後〇年間〔第 8 条又は第 9 条の規定により契約が解除されない限り、継続して〕使用する権利を有する。 使用墓所 2 使用者は、経営者に届け出て、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。 3 使用者は、墳墓の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。 4 使用者は、経営者の承諾を得ずに墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。 （使用料） 第 3 条 使用者は、経営者が定める期日までに使用料〇円を支払わなければならない。 （墓地の管理） 第 4 条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者がその責任を負う。 2 墓地の環境整備その他の管理（前項に規定するものを除く。）については、経営者がその責任を負う。 （管理料） 第 5 条 経営者は、前条第 2 項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年管理料を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。 2 経営者は、物価の変動等により、当該時点に	〇〇市霊園の設置及び管理に関する条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定¹に基づき、〇〇市営霊園（以下「霊園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。² （1） 霊園 墓所及びその周辺の緑地並びに敷地内に設ける附帯施設の総称 （2） 墓所 墳墓を設けるために市長が指定した区画 （3） 墳墓 焼骨を理蔵する施設 （霊園の設置） 第 3 条 公共の福祉及び公衆衛生の向上に資するため、本市に霊園を設置しその名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>〇〇霊園</td><td>〇〇市△△町 1 丁目 2 番地</td></tr><tr><td>××霊園</td><td>〇〇市××町 3 丁目 4 番地</td></tr></table> （墓地の使用目的） 第 4 条 墓所は、墳墓の用に供するものとし、その目的以外に使用してはならない。 （使用の許可） 第 5 条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可の申請をすることができる者は、次の各号のいずれの要件をも満たさなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。³ （1） 本市の住民基本台帳に引続き 6 か月以上登載され、現に本市に居住している者 （2） 現に埋蔵（改葬を含む）すべき焼骨を所持し、墳墓を必要としている者 3 市長は、第 1 項の許可をするにあたり、管理上必要な条件を付することができる。⁴ 4 市長は 第 1 項の許可をした場合には使用許可証を交付する。 5 市長は、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるときは、墓地使用を許可しない⁵。 （代理人の選定）⁶ 第 6 条 使用者が市内に住所を有しないとき、又は有しなくなったときは、速やかに、市内に居住する代理人を選定して市長に届け出なければ	名称	位置	〇〇霊園	〇〇市△△町 1 丁目 2 番地	××霊園	〇〇市××町 3 丁目 4 番地
名称	位置							
〇〇霊園	〇〇市△△町 1 丁目 2 番地							
××霊園	〇〇市××町 3 丁目 4 番地							

¹ 地方公共団体に対し、公の施設の設置及び管「理に関する事項は条例で定めなければならない旨規定する条項である。これに加えて墓地・埋葬等に関する法律を」摘示する例もある。

² 解釈上疑義を生じさせないため、主要な用語の定義規定は重要である。

³ 市営霊園である以上、墓所の使用は市民（しかも焼骨を所持する者）が優先されるべきであり、合理的な制限であろう。特別な事由については、行政の平等原則や裁量権の濫用・逸脱に留意しつつ、市長が判断することとなる。

⁴ 地方税の滞納ある場合、滞納の解消を条件とすること等が考えられる。

⁵ 民間の契約書では、暴力団排除条項を入れることが一般化しつつある。公営墓地の設置・管理条例で規定されている例はわずかだが、今後検討されるべきであろう。ただし、厳格な適用は、公衆衛生等別な問題を生じさせるおそれがあるので注意を要する。

⁶ 後日使用者が所在不明となり、荒れ墓地化や管理料の滞納を回避するための条項である。この条項と、第 18 条の規定とで所期する目的は相当程度達せられるのではないか。当初から保証人を付することを条件とする例もあるが、一般に保証人確保は困難を伴う。目的は相当であるが、手段として行き過ぎの感がある。

(3) 提供者は、物価の変動等の事由により、相当と認められる範囲内で田に定める管理料を改訂することができます。 4. 墓所内の施設 使用者は、墓所内に墓石等を設けるについては、提供者の定める施設工事規程を遵守することとします。 5. 墓地の管理、墓所の管理 (1) 墓地の清掃、環境の整備等、墓地の管理については、提供者が責任を負います。 (2) 提供者より使用を認められた墓所については、使用者が責任をもって管理し、墓石等の安全について配慮し、また、墓所内の清掃、墓所内の植栽の剪定・除草等を自らの責任で行うものとします。 (3) 地震・天災等の不可抗力あるいは第三者の行為による墓石等の倒壊・破損については、提供者は責任を負いません。地震・天災等で墓石等が倒壊・破損した場合には、使用者は自己の費用で早急に修繕・復旧するものとします。 6. 使用者の債務不履行による契約の解除 使用者が次の各号の一に該当する場合には、提供者は使用者に対し〇カ月以内に契約を履行するよう催告し、その間に履行がないときには、提供者は本契約を解除することができます。 ① 5年の間、管理料の納付を怠った場合 ② 第2条第2項、第3項に定めた使用の目的、使用の方法に違反して墓所を使用した場合。 ③ 第2条第4項の定めに違反して、墓所を第三者に使用させた場合。 ④ その他、使用者が本契約の定めに違反した場合。 了。契約の承継と契約の承継者不明の場合の契約の解除 田 使用者が死亡した場合には、使用者の祭祀承継者は、使用者の死亡後5年以内に墓所の使用を継続する届け出度を提供者に提出し、本契約を承継することができます。 (2) 田に定める墓所使用継続届が提出されない場合には、提供者は本契約を解除することができます。 8. 使用者による契約の解除 使用者は、何時でも、本契約を解除することができます。ただし、その年の管理料の返還を請求することはできず、その年の管理料が未払いの場合には、全額の支払の義務を負います。 9、契約解除後の使用者および祭祀承継者の義務と提供者の権利 (1) 本契約が解除された場合には、使用者あるいは使用者の祭祀承継者は、直ちに墓所内に設置された墓石等の施設を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとします。 (2) 使用者あるいは使用者の祭祀承継者が前項の義務に違反して墓石等の撤去をせず、また、	おける管理料によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、又はその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理料を改定することができる。この場合において、経営者は、改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。 (契約の更新) 第6条 墓所を使用する権利を有する期間が経過した後も継続して墓所を使用しようとする者は、当該期間が経過する〇年前から、経営者に対して契約更新の申込みをすることができる。 2 前項の申込みがあった場合において、前条第1項に規定する管理料の支払義務が履行されている場合には、経営者は前項の申込みを承諾しなければならない。 (使用者の地位の承継) 第7条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに別記様式による地位承継届出書に住民票の写しを添えて経営者に届出を行うものとする。 2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しない場合には、書面をもって経営者にその旨を届け出るものとする。 (使用者による契約の解除) 第8条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。 2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び管理料の返還を請求することはできない。ただし、墓所に墓石の設置等を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に使用料 納付しているときは、契約成立後〇日以内に契約を解除する場合に限り、経営者は、当該使用料の〇割に相当する額を返還するものとする。 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年〔度〕の管理料を納付していないときは、使用者は当該管理料を支払わなければならない。 (経営者による契約の解除) 第9条 経営者は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、経営者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。 一 〇年間管理料を支払わなかった場合 二 第2条第3項に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合	ならない。代理人を 変更したときも同様とする。 2 前項に規定する代理人は、使用者の代わりにその義務を負わなければならない。 (使用料の納付) 第7条 使用者は、別表1に定める墓所使用料(以下「使用料」という。)を、使用許可の際に全額納付しなければならない。 (使用料の還付) 第8条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けてから1年以内に未使用のまま墓所を返還した場合には、市長は、既納使用料に50%を乗じた額を還付することができる。⁷ (管理料の納付) 第9条 使用者は、墓地の管理に必要な経費として、規則で定める管理料⁸を納付しなければならない。 (使用料等の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び管理料の納付を減額し、又は免除することができる。⁹ (譲渡等の禁止) 第11条 使用者は、墓所を使用する権利(以下「使用权」という。)を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。 (墳墓等の設置、改造) 第12条 使用者は、墓所に墳墓を設置し、又は改造しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 2 墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。 (管理上の措置等) 第13条 市長は、使用者に対し、墓所の設備及びその管理並びに維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。 2 前項の場合で、墓所の移転や区画の変更を伴う場合には、市長は使用者に対して相当な補償を行なう。 (使用权の承継) 第14条 使用权は、使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わり祭祀の主事者となった者が、市長の許可を得ることによりこれを承継することができる。 2 前項の規定により、使用权を承継しようとする者は、原因発生後速やかに前項の許可を申請しなければならない。 3 市長は、第1項の許可をした場合には、使用权承継許可証を交付する。 (使用权の取消し) 第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2) 使用权を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。 (4) 使用者が管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。 (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 市長は、前項の規定により使用許可の取消しを行なった場合には、その旨を使用者に通知する。 (原状回復義務)
--	--	--

⁷ 還付に関してはこのほかにも、様々な規定の仕方があること、一切還付しない旨の規定にも合理性が認められ得ることは、本文で指摘したとおりである。

⁸ このほか、手数料を一括して定める条例のなかで規定する場合もある

⁹ 民営霊園に比べ、使用料。管理料はさほど高額ではないが、資力の乏しい市民に配慮した規定であり、多くの条例に見られる規定である。

焼骨を引き取らない場合には、提供者は墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、埋蔵された焼骨を供養のため墓地内に設置された納骨堂（あるいは集合墓所）に移すことができます。ただし、6条②③④による解除の場合には、本項に定める措置は、解除後2年を経過しなければ実施できないものとします。なお、提供者は使用者あるいは承継者に対して墓石の移動、焼骨の移動に要した費用の賠償を請求することができます。	三 第2条第4項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用した場合 （契約の終了及びこれに伴う措置） 第10条 契約は、次に掲げる場合に終了する。 一 墓所を使用する権利を有する期間が経過した後、第6条第1項に規定する契約更新の申込みがなされなかったとき 二 第7条第2項の届出があったとき 三 前二条の規定により契約が解除されたとき 2 契約が終了したときは、使用者であった者又はその祭祀承継者（次項及び第項において「元使用者等」という。）は、速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。 3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後〇年経過した場合には、経営者は、墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、及び法令の規定による改葬手続を経て埋蔵された焼骨を墓地内の合葬墓又は納骨堂に移すことができる。 4 前項の場合においては、経営者は実費を元使用者等に請求することができる	第16条 使用者は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該墓所を現状に復し、市長に返還しなければならない。 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長はこれを執行し、使用者に対してその費用を徴収する。¹⁰ （使用権の消滅） 第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。¹¹ （1）使用者が死亡した日から5年を経過しても主宰者がいないとき。 （2）使用者が住所不明となり7年を経過したとき。 2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓等を改葬し、又は移転することができる。 3 市長は、前項の規定により改葬し、又は移転しようとするときは、その1月前までにその旨を規則に定める方法により告示しなければならない。¹² （使用者の住所等の変更） 第18条 使用者は、第5条第4項の使用許可証又は第14条第3項の使用権承継許可証¹³（以下「許可証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。 （許可証の再交付） 第19条 使用者は、許可証を損傷し、又は紛失したときは、速やかに市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。 （罰則）¹⁴ 第20条 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 （1）第4条又は第5条の規定に違反して墓所を使用した者 （2）偽りその他不正な手段により使用許可を受けた者 （3）使用権を譲渡し又は墓所を転貸した者 2 詐欺その他の不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。ただし、当該5倍に相当する金額が5万円を超えるときは、5万円の過料に処する。 （規則への委任）¹⁵ 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
--	--	--

¹⁰ 使用許可の取消に実効性をもたせるためか、このような規定を置く例は多い。しかしながら、このような措置は、行政代執行法に基き執行されるべきであり（同法第1条）、条例を根拠とすることには無理があるのではないか。また、法律に基づく代執行が可能な場合でも、遺骨の処分まで代替性を認め得るかどうかは、議論のあるところである。

¹¹ 検討対象となった条例中、死亡の場合には5年、行方不明の場合には7年と規定する例が最も多かったが、相当のバリエーションがあることは本文で指摘したとおりである。

¹² 無縁改葬の規定である。「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」では、一般の無縁改葬には1年間の掲示を義務づけているが、使用権が消滅した以上、必ずしも1年もの期間をおく必要はないであろう。他に、この規則に定める方法により改葬する旨規定する例がある。しかし、同規則の規定は市町村長に改葬等の許可を得るための規定である。市長が自らの措置に許可を申請する意義に疑問があるが、同規則に定める措置に準拠して無縁改葬の手続をより慎重に行なう趣旨であれば理由なしとしない。なお、この規定により墳墓の改葬（収去明け渡し）は可能としても、さらに墓石類や遺骨の処分をもなし得るかにつき議論があることは、本文中に指摘したとおりである。

¹³ 許可証の体裁や記載事項については、規則で定めておくことが望ましい。また、記載事項の変更があった場合に逐次届出の義務を課すことで、使用者不明となる事態をある程度回避できよう。

¹⁴ 規定に実効性を保たせるため、重要な違反に過料を科すことはやむを得ない措置であろう。2項は、地方自治法228条3項に依拠した規定である。同条項では「詐欺」となっているが、「詐偽」の文言を使用する例もある。いずれも「だまして免れる」趣旨と理解して良いであろう。

¹⁵ 条例のほか、施行規則を規定するのが一般的である。使用許可申請手続、墓碑等の建設申請手続、様式使用許可証の様式、住所等の変更届出様式等、条例規定の細目を規定している。使用料の還付基準は、還付申請手続とともに、条例中ではなく規則で定められる例が圧倒的に多い。

3-2 各市における墓地、埋葬等に関する 法律施行条例等の概要

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	北海道 旭川市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成12年4月1 日） 同施行規則（平成17年3月7 日）		(1)墓地につき、・周囲に風致を保持する 障壁等の設置、・通路は幅員1m以上、・排 水路の設置、・墳墓1区画辺りの面積は3㎡ 以上、・公園、学校、病院等の公共施設か ら110m以上離れていること（市長が特に認 める場合を除く）、・飲料水を汚染するお それのない場所、・その他公衆衛生上支障 のない場所。 (2)納骨堂につき、・堅固な建物、防火設 備の設置、・出入口と納骨装置は施錠でき ること。	10ha以上の墓地につき、 ①墳墓の区画の面積の合計は、墓地 の面積の3分の1以下。②周囲に適切 な緑地帯の設置と墓地内での緑地の 適正な配置。③幅員6m以上の幹線道 路及び幅員2m以上のその他の通路の 設置。④墳墓1区画当りの面積は4㎡ 以上。⑤事務所、休憩所、便所、水 道又は井戸、駐車場等の設備。（市 長が特に認めたときはこの限りでは ない。）	第10条の遵守事項に、 「その他市長が必要と認 める措置」という規定が ある		墓穴の深さは、特別 の措置が講ぜられて いるとき又は焼骨が 埋蔵されているとき を除き、地表から2m 以上とすること。
2	北海道 帯広市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 同施行規則（平成17年3月7 日）	・地方公共団体、・宗教法人で登記さ れた事務所を市内に有する宗教法 人、・登記された事務所を市内に有す る公益法人、・特別な事由がある場合 で市長が公衆衛生その他公共の福祉の 見地から支障がないと認める場合	(1)墓地につき、・周囲に風致を保持する 障壁等の設置、・通路は幅員1m以上、・ 排水路の設置、・墳墓1区画辺りの面積は3 ㎡以上、・公園、学校、病院等の公共施設 から110m以上離れていること（市長が特に 認める場合を除く）、・飲料水を汚染する おそれのない場所、・その他公衆衛生上支 障のない場所。 (2)納骨堂につき、・堅固な建物、防火設 備の設置、・出入口と納骨装置は施錠でき ること。	10ha以上の墓地につき、 ①墳墓の区画の面積の合計は、墓地 の面積の3分の1以下。②周囲に適切 な緑地帯の設置と墓地内での緑地の 適正な配置。③幅員6m以上の幹線道 路及び幅員2m以上のその他の通路の 設置。④墳墓1区画当りの面積は4㎡ 以上。⑤事務所、休憩所、便所、水 道又は井戸、駐車場等の設備。（市 長が特に認めたときはこの限りでは ない。）	第13条の経営者の遵守事 項に、「その他市長が必要 と認める措置」という 規定がある。 第15条「この規定に定め るもののほか、この規則 の施行に関し必要な事項 は市長が別に定める」		墓穴の深さは、特別 の措置が講ぜられて いるとき又は焼骨が 埋蔵されているとき を除き、地表から2m 以上とすること。
3	北海道 江別市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		(1)墓地につき、・周囲に風致を保持する 障壁等の設置、・通路は幅員1m以上、・ 排水路の設置、・墳墓1区画辺りの面積は3 ㎡以上、・公園、学校、病院等の公共施設 から110m以上離れていること（市長が特に 認める場合を除く）、・飲料水を汚染する おそれのない場所、・その他公衆衛生上支 障のない場所。 (2)納骨堂につき、・堅固な建物、防火設 備の設置、・出入口と納骨装置は施錠でき ること。	10ha以上の墓地につき、 ①墳墓の区画の面積の合計は、墓地 の面積の3分の1以下。②周囲に適切 な緑地帯の設置と墓地内での緑地の 適正な配置。③幅員6m以上の幹線道 路及び幅員2m以上のその他の通路の 設置。④墳墓1区画当りの面積は4㎡ 以上。⑤事務所、休憩所、便所、水 道又は井戸、駐車場等の設備。（市 長が特に認めたときはこの限りでは ない。）	第13条の経営者の遵守事 項に、「その他市長が必要 と認める措置」という 規定がある。 第15条「この規定に定め るもののほか、この規則 の施行に関し必要な事項 は市長が別に定める」		
4	北海道 北広島市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		(1)墓地につき、・周囲に風致を保持する 障壁等の設置、・通路は幅員1m以上、・排 水路の設置、・墳墓1区画辺りの面積は3㎡ 以上、・公園、学校、病院等の公共施設か ら110m以上離れていること（市長が特に認 める場合を除く）、・飲料水を汚染するお それのない場所、・その他公衆衛生上支障 のない場所。 (2)納骨堂につき、・堅固な建物、防火設 備の設置、・出入口と納骨装置は施錠でき ること。	10ha以上の墓地につき、 ①墳墓の区画の面積の合計は、墓地 の面積の3分の1以下。②周囲に適切 な緑地帯の設置と墓地内での緑地の 適正な配置。③幅員6m以上の幹線道 路及び幅員2m以上のその他の通路の 設置。④墳墓1区画当りの面積は4㎡ 以上。⑤事務所、休憩所、便所、水 道又は井戸、駐車場等の設備。（市 長が特に認めたときはこの限りでは ない。）	第13条の経営者の遵守事 項に、「その他市長が必要 と認める措置」という 規定がある。 第15条「この規定に定め るもののほか、この規則 の施行に関し必要な事項 は市長が別に定める」		埋葬又は改葬（埋葬 した死体を他の墳墓 に移す場合に限 る。）をする場合 は、墓穴の深さを地 表から棺の上面まで が1.5m以上となるよ うにしなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5	北海道 恵庭市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		(1) 墓地につき、・周囲に風致を保持する 障壁等の設置、・通路は幅員1m以上、・排 水路の設置、・墳墓1区画辺りの面積は3㎡ 以上、・公園、学校、病院等の公共施設か ら110m以上離れていること（市長が特に認 める場合を除く）、・飲料水を汚染するお それのない場所、・その他公衆衛生上支障 のない場所。 (2) 納骨堂につき、・堅固な建物、防火設 備の設置、・出入口と納骨装置は施錠でき ること。	10ha以上の墓地につき、 ①墳墓の区画の面積の合計は、墓地 の面積の3分の1以下。②周囲に適切 な緑地帯の設置と墓地内での緑地の 適正な配置。③幅員6m以上の幹線道 路及び幅員2m以上のその他の通路の 設置。④墳墓1区画当りの面積は4㎡ 以上。⑤事務所、休憩所、便所、水 道又は井戸、駐車場等の設備。（市 長が特に認めたときはこの限りでは ない。）	第13条の経営者の遵守事 項に、「その他市長が必要と認める措置」という 規定がある。 第15条「この規定に定め るもののほか、この規則 の施行に関し必要な事項 は市長が別に定める」		墓穴の深さは、特別 の措置が講ぜられて いるとき又は焼骨が 埋蔵されているとき を除き、地表から2m 以上とすること。 墓地等の経営者 は、管理者の選任後 10日以内に、その本 籍、住所、氏名、生 年月日及び選任年月 日を、市長に報告し なければならない。
6	北海道 岩見沢市	墓地等経営許可事務取扱規 則（平成24年4月1日）		墓地及び火葬場は、(1)公園、学校、病院 その他公共施設及び人家から110m以上離れ ている場所であること。ただし、市長が公衆 衛生上その他公益の見地から支障がないと 認める場合は、この限りでない。(2)飲 用水を汚染するおそれのない場所であるこ と。(3)水害のおそれが少ない高い場所 であること。(4)墓地にあつては湿地帯でな いこと。 墓地につき、ア 周囲に、風致を保持する 障壁等の設置。イ 通路は、幅員1m以上で 砂利等の敷設。ウ 適当な排水路の設置。 エ 墳墓の1区画当たりの面積は3㎡以上。	10ha以上の墓地につき、 ①墳墓の区画の面積の合計は、墓地 の面積の3分の1以下。②周囲に適切 な緑地帯の設置と墓地内での緑地の 適正な配置。③幅員6m以上の幹線道 路及び幅員2m以上のその他の通路の 設置。④墳墓1区画当りの面積は4㎡ 以上。⑤事務所、休憩所、便所、水 道又は井戸、駐車場等の設備。（市 長が特に認めたときはこの限りでは ない。）	第10条の経営者の遵守事 項に、「その他市長が必要と認める措置」という 規定がある。 第12条「この規定に定め るもののほか、この規則 の施行に関し必要な事項 は市長が別に定める」		墓穴の深さは、特別 の措置が講ぜられて いるとき又は焼骨が 埋蔵されているとき を除き、地表から2m 以上とすること。
1	青森県 弘前市	墓地等の経営の許可等に関 する規則(平成25年4月1日)		墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に 適合しなければならない。 (1)市の土地利用計画の用途に適合する場 所であること。 (2)病院、学校その他の公共施設及び住 宅の敷地から100m以上離れている場所であ ること。 (3)当該墓地を経営しようとする宗教法人 等の事務所から直線距離にしておおむね1 km以内の場所であること。 (4)飲料水その他環境を汚染するおそれが ない場所であること。 (5)がけ崩れ、地滑り当の災害のおそれが ない場所であること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	青森県 八戸市	埋葬等に関する法律施行細 則(平成20年12月1日)		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、焼骨を埋葬する墓地であって、土地の状況等により、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 国道、県道その他主要な道路または鉄道に近接した場所でないこと。 (2) 学校、病院その他公共的施設又は住宅から200m以上離れた場所であること (3) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。		この規則に定めるもののほか、墓地等の許可について必要な事項は、市長が別に定める。		
3	青森県 十和田市	墓地等の経営の許可等に関 する規則(平成24年4月1日)		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、焼骨を埋葬する墓地であって、土地の状況等により、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 国道、県道その他主要な道路または鉄道に近接した場所でないこと。 (2) 学校、病院その他公共的施設又は住宅から200m以上離れた場所であること (4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。		この規則に定めるもののほか、墓地等の許可について必要な事項は、市長が別に定める。		
4	青森県 むつ市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則(平成24年4月1日)						

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
	岩手県	墓地経営許可等に関する事務取扱要領（昭和56年4月）		墓地の設置の場所については、国県道、鉄道、軌道、河川、学校、病院、公園等からおおむね100m以上の距離を有し、かつ、公衆衛生上支障がない地点であること				墓地の用地については、経営主体が所有権を有するものであることを原則とする。ただし、これにより難い事情がある場合であって、経営主体が当該土地を継続的に使用し得ることが確認されるときは、この限りでない。
1	岩手県盛岡市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年4月1日） 墓地、埋葬等に関する規則（平成20年12月1日）		（規則） 墓地にあつては、次の（ア）から（エ）までのいずれにも適合しているものであること。 （ア）墓地を現に経営していると認められる者が所有権を有する土地であること。 （イ）都市計画法に規定する市街化区域内でないこと。（ウ）国道、県道、鉄道及び河川並びに学校、病院、公園その他の公共施設からおおむね100m以上離れていること。 （エ）飲料水を汚染するおそれのない場所であること。		市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、法第10条の許可に条件を付することができる。		
2	岩手県花巻市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年12月1日）		墓地の設置基準 （1）道路（国道、県道その他主要な道路に限る。）、鉄道、河川、住宅、学校、病院、公園その他これらに類する施設の敷地からおおむね100m以上離れていること （2）公衆衛生上悪影響を及ぼすおそれがないこと。（3）がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれがないこと。 構造設備の基準 （1）周囲には、外部と区画するための密植した樹木の垣根、丙等を設けること。（5）その他、身長が公衆衛生条必要と認めた設備を設けること。		この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。		
3	岩手県北上市	墓地等経営許可要綱（平成4年6月26日）		墓地等の設置の場所については、国道、県道、鉄道、軌道、河川、学校、保育所、病院及び公園等から100m以上の距離を有し、かつ、公衆衛生上支障がない場所でなければならない。				墓地等の用地は、墓地等を経営しようとする者が所有するものでなければならない。ただし、これにより難い事情がある場合であつて、墓地等を経営しようとする者が当該土地を継続的に使用できることが確認されるときは、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
岩手県 奥州市	墓地経営許可等に関する事務取扱要領（平成20年12月1日）					市長は、法第19条の規定に基づき墓地等の施設の使用の制限又は禁止を命じようとするときは、根拠法令、処分する理由及び処分の内容を明示した公文書により行わなければならない。 市長は、法第19条の規定に基づき法第10条の規定による許可を取り消そうとするときは、聴聞手続を行わなければならない。		
秋田県	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成22年4月1日）			墓地又は火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 1 鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な道路又は河川に近接していないこと。 2 公園、学校、病院その他これらに類する施設又は住居が集合している地域から、墓地にあつては100m以上離れていること。 3 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 1 墓地（区域の面積が1ha未満のものに限る。） イ 周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。 ロ 雨水等が停滞しないように排水路を設けること。 ハ 通路を設けること	2 墓地（区域の面積が1ha以上のものに限る。） イ 前号ロ及びハの施設を設けること。 ロ 墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以上とすること。 ハ 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること。 ニ 緑地を適正に配置すること。 ホ 通路のうち、幹線となるものの幅員は6m以上とし、その他のものの幅員は1.5m以上とすること。 ヘ 給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設けること。			

1

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
秋田県 由利本庄 市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年3月1日）	墓地等を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体が墓地等を設けることができない事由がある場合であって、宗教法人（当該法人の主たる事務所が本市の区域内に存するものをいう。）又は墓地等の経営を目的として設立された公益法人が墓地を設けようとするとき。 (2) 天災事変その他経営者に起因しない特別の事由があり、かつ、既存の墓地が利用できないなどの事由がある場合であって、新たに墓地を設けようとするとき。		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な道路又は河川に近接していないこと。 (2) 公園、学校、病院その他これらに類する施設又は住居が集合している地域から、墓地にあつては100m以上離れていること。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 墓地（区域の面積が1ha未満のものに限る。） ア周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。 イ雨水等が停滞しないように排水路を設けること。 ウ通路を設けること	(2) 墓地（区域の面積が1ha以上のものに限る。） ア前号イ及びウの施設を設けること。 イ墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以上とすること。 ウ墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること。 エ緑地を適正に配置すること。 オ通路のうち、幹線となるものの幅員は6m以上とし、その他のものの幅員は1.5m以上とすること。 カ給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設けること。			
宮城県 仙台市	墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する条例（平成12年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則（平成24年11月1日） 墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則実施要領（平成19年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則第6条第1項に係る運用基準（平成19年4月1日） 墓地経営許可等事前協議要綱（平成19年4月1日）	経営の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 1. 県又は市町村 2. 本市に住所を有する宗教法人、 3. 墓地等の適正な経営に支障がないとして特に市長が認める者 経営の許可を受けようとする宗教法人は、その経営を宗教法人法第6条に規定する事業として行つてはならない。 （規則） 特に市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 1 墓地等の経営を目的として設立された公益法人（本市の区域内に主たる事務所がある場合に限る。） 2 公益事業、相続その他やむを得ない事情により、既存墓地等の移転等が必要と認められる個人 3 国立大学法人又は学校法人で医学又は歯学の教育又は研究に伴い墓地等の経営が必要と認められるもの	（要綱） 墓地等の計画について市長と協議する。 事前協議書に次に掲げる書類等を添付し、当該墓地等の所在地の所轄の保健所長を経由して市長に届け出るものとする。	（規則） 経営の許可に係る墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 1. 都市計画法に規定する市街化区域内及びこれに近接する場所でないこと 2. 住宅及び学校、病院その他の公共施設から距離が100m以上であること 経営の許可に係る墓地の用地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 1. 自己の所有地であり、かつ、地上権、抵当権その他の所有権を制限する物件等が設定されていないものであること 2. 宗教法人が経営するものについては、その面積が1,000㎡以内であり、かつ、当該法人の主たる事務所等が存する境内地内の土地又は境内地に隣接する土地であること 経営の許可に係る墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 1. 周囲に塀、垣根等による遮へい物を設け、当該墓地の境界付近から内部を見通せないものとする 2. 墓地内における通路の有効幅員は、1m以上とすること 3		前2条に掲げるもののほか、経営の許可及び変更の許可について必要な基準は、市長が定める。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
				雨水又は流水の滞留を防止するための排水設備を設けること 4 墓地内にゴミ集積場を設ける等環境衛生上必要な措置を講ずること 経営の許可に係る墓地の区域は、焼骨を埋蔵する墳墓を設けるための区域に限る。ただし、経営の許可に係る墓地の区域が飲料水を汚染するおそれがなく、かつ、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために支障がないと認められる場所に存する場合であつて、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。				
1	山形県 山形市	墓地、納骨堂又は火葬場の 経営許可等に関する規則 (平成24年4月1日)	次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 墓地等の付近の略図 (3) 土地登記簿の謄本 (4) 敷地が借地である場合は、所有者の承諾書 (5) 土地、建物等の利用に関して他の法令による許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けていることを証する書面 (6) 申請者が市町村又は一部事務組合である場合は、当該市町村又は一部事務組合の議会が当該墓地等を設置する旨を議決したことを証する書面 (7) 申請者が市町村又は一部事務組合以外の法人である場合は、当該法人の定款又は寄附行為の写し					
2	山形県 米沢市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則 (平成24年4月1 日)	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 墓地等及びその付近の略図 (2) 墓地にあつては造成計画に係る図面及び当該墓地の敷地内にある施設の配置図 (3) 土地の登記事項証明書 (4) 敷地が借地である場合は、所有者の使用に係る承諾書及び賃貸借契約書の写し (5) 土地、建物その他の利用等に関して他の法令による許可等を必要とする場合は、当該許可を得ていることを証する書面 (6) 市町村又は一部事務組合が申請者である場合は、当該市町村又は一部事務組合の議会の議決書謄本 (7) 市町村又は一部事務組合以外の法人が申請者である場合は、申請者の定款、登記事項証明書、許可の申請に係る意思決定の経過が記載されてある書類及び寄附行為に関する書類の写し					

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	山形県 鶴岡市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則(平成17年10月1 日)	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)墓地等及びその付近の略図 (3)登記簿の謄本 (4)敷地が借地である場合は、所有者の承諾書 (5)土地、建物その他の利用等に関して他の法令による許可等を必要とする場合は、当該許可を得ていることを証する書面 (6)市町村又は一部事務組合が申請者である場合は、当該市町村又は一部事務組合の議会の議決書謄本 (7)市町村又は一部事務組合以外の法人が申請者である場合は、申請者の定款又は寄附行為の写し (8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類				この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市規則、藤島町規則、羽黒町規則、櫛引町規則、朝日村規則、温海町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
4	山形県 天童市	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則(平成17年3月17 日)	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)墓地及びその付近の略図 (3)登記事項証明書 (4)敷地が借地である場合は、所有者の承諾書 (5)土地、建物その他の利用等に関して他の法令による許可等を必要とする場合は、当該許可を得ていることを証する書面 (6)市又は一部事務組合が申請者である場合は、当該市又は一部事務組合の議会の議決書謄本 (7)市又は一部事務組合以外の法人が申請者である場合は、申請者の定款又は寄附行為の写し					
1	福島県 福島市	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則(平成24年4月1 日) 墓地の許可等事務取扱要領 (平成24年4月1日)	事務取扱要領で、市・宗教法人(事務所が市の区域内に有するもの)・公益法人(墓地の経営を目的に設立されたもの)・地縁による団体(地方自治法260条の2の規定により認可された団体)・個人(部落共同墓地)・個人(個人墓地)に限定し、許可に関する詳細な定めをしている。	墓地及び火葬場は、ア交通の頻繁な道路、鉄道、軌道及び河川に近接していないこと、イ官公署、公園、学校、病院その他公共施設及び人家の集落100m以上離れていること。ウ飲用水を汚染する恐れのない位置にあり高燥であること。以上は、市長が公衆衛生上及び風致上支障がないと認める場合は、この限りでない。 墓地につき、ア垣、へい等により隣接地との境界を明らかにすること、イ敷地内に適当な通路を設けること。		第9条「この規定に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める」	この規則の施行前に法または省令に基づき墓地等の許可につき知事が行った処分その他の行為又は知事に対する申請その他の行為で、施行日以降市長が管理し、及び執行する事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対する申請その他の行為とみなす。	墓穴の深さは、焼骨が埋蔵されているときを除き、地表から棺の上面まで1m以上でなければならない。
2	福島県 会津若松市	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則(平成24年4月1 日) 墓地の許可等事務取扱要領 (平成25年2月26日)	事務取扱要領で、市・宗教法人(事務所が市の区域内に有するもの)・公益法人(墓地の経営を目的に設立されたもの)・地縁による団体(地方自治法260条の2の規定により認可された団体)・個人(部落共同墓地)・個人(個人墓地)に限定し、無許可墓地の許可申請を含め、許可に関する詳細な定めをしている。	墓地及び火葬場は、ア交通の頻繁な道路、鉄道、軌道及び河川に近接していないこと、イ官公署、公園、学校、病院その他公共施設及び人家の集落100m以上離れていること。ウ飲用水を汚染する恐れのない位置にあり高燥であること。以上は、市長が公衆衛生上及び風致上支障がないと認める場合は、この限りでない。 墓地につき、ア垣、へい等により隣接地との境界を明らかにすること、イ敷地内に適当な通路を設けること。		第8条「この規定に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める」	この規則の施行前に法または省令に基づき墓地等の許可につき知事が行った処分その他の行為又は知事に対する申請その他の行為で、施行日以降市長が管理し、及び執行する事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対する申請その他の行為とみなす。	墓穴の深さは、焼骨が埋蔵されているときを除き、地表から棺の上面まで1m以上でなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	福島県 郡山市	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則（平成21年7月1 日） 墓地の許可等事務取扱要領 （平成9年4月1日）		墓地及び火葬場は、ア交通の頻繁な道路、 鉄道、軌道及び河川に近接していないこ と、イ官公署、公園、学校、病院その他公 共施設及び人家の集落100m以上離れている こと。ウ飲用水を汚染する恐れのない位置 にあり高燥であること。以上は、市長が公 衆衛生上及び風致上支障がないと認める場 合は、この限りでない。 墓地につき、ア垣、へい等により隣接地と の境界を明らかにすること、イ敷地内に適 当な通路を設けること。			この規則の施行前に法 または省令に基づき墓 地等の許可につき知事 が行った処分その他の 行為又は知事に対する 申請その他の行為で、 施行日以降市長が管理 し、及び執行する事務 に係るものは、市長が 行った処分その他の行 為又は市長に対する申 請その他の行為とみな す。	墓穴の深さは、焼骨 が埋蔵されていると きを除き、地表から 棺の上面まで1m以上 でなければならない い。
4	福島県 白河市	白河市墓地、埋葬等に関す る法律施行細則（平成23年4 月1日）		墓地は、ア国道、県道、その他交通の頻繁 な道路、鉄道、軌道又は河川に近接してい ないこと。イ官公署、公園、学校、病院そ の他の公共的施設及び人家の集落から、墓 地にあつては100m以上離れていること。ウ 飲用水を汚染するおそれのない位置にあり 、かつ、高燥であること。 市長が土地の状況等から衛生上及び風致 上支障がないと認めるときは、この限りで はない。 墓地 ア垣、塀等によって隣接地との境 界を明らかにすること。イ敷地内には、適 当な通路を設けること。 ただし、土地の状況又は特殊な構造設備 を設けることにより市長が衛生上及び風致 上支障がないと認めるときは、この限りで ない。			この規則の施行の日 （以下「施行日」とい う。）前に、法又は省 令の規定に基づき墓地 等の経営の許可等につ いて福島県知事が行っ た処分その他の行為又 は福島県知事に対して 行った申請その他の行 為で、施行日以後条例 の規定により市長が管 理し、及び執行するこ ととなる事務にかかる ものは、施行日以後に おいては、市長が行っ た処分その他の行為又 は市長に対して行った 申請その他の行為とみ なす。	墓穴の深さは、地 表から棺の上面まで 1m以上でなければな らない。ただし、焼 骨の埋蔵の場合に あつては、この限り でない。
5	福島県 いわき市	いわき市墓地、埋葬等に関 する法律施行細則（平成17 年3月7日）		墓地は、ア国道、県道その他交通の頻繁な 道路、鉄道又は河川に近接していないこ と。イ官公署、公園、学校、病院その他の 公用又は公共用建造物及び住居が集合し ている地域から、墓地にあつては100m以上 離れていること。ウ高燥であり、かつ、飲 用水を汚染するおそれのない位置にあるこ と。 墓地 ア隣接地との境界を明らかにする 垣、塀等を設けること。イ区域内には、適 当な通路を設けること。 ただし、市長が土地の状況から宗教的感 情に適合し、かつ、公衆衛生上支障がない と認めるときは、この限りでない。				埋葬を行うときの 墓穴は、棺を入れて もなお地表まで1m以 上の余地を残す深さ としなければならない い。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	福島県 二本松市	二本松市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）		墓地は、ア国道、県道その他交通の頻繁な道路、鉄道、軌道又は河川に近接していないこと。イ官公署、公園、学校、病院その他の公共的施設及び人家の集落から、墓地にあつては100m以上離れていること。ウ飲用水を汚染するおそれのない位置にあり、かつ、高燥であること。 ただし、市長が土地の状況等から衛生上及び風教上支障がないと認めるときは、この限りでない。 墓地 ア垣、塀等によって、隣接地との境界を明らかにすること。イ敷地内には、適当な通路を設けること。 ただし、土地の状況又は特殊な構造設備を設けることにより市長が衛生上及び風教上支障がないと認めるときは、この限りでない。		この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、法又は省令の規定に基づき墓地等の経営の許可等について福島県知事が行った処分その他の行為又は福島県知事に対して行った申請その他の行為で、施行日以後条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務にかかるものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。	
7	福島県 須賀川市	須賀川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）		墓地は、ア国道、県道その他交通の頻繁な道路、鉄道、軌道又は河川に近接していないこと。イ官公署、公園、学校、病院その他の公共的施設及び人家の集落から、墓地の場合にあつては100m以上離れていること。ウ飲用水を汚染するおそれのない位置にあり、かつ、高燥な土地であること。 ただし、土地の状況により、市長が、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 墓地 ア垣、塀等によって、隣接地との境界を明らかにすること。イ敷地内には、適当な通路を設けること。 ただし、土地の状況又は特殊な構造設備を設けることにより市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。		この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。		墓穴の深さは、地表から埋葬する棺の上面まで1m以上でなければならない。ただし、焼骨の埋蔵の場合にあつては、この限りでない。
8	福島県 南相馬市	南相馬市墓地、埋葬等に関する法律施行規則（平成24年4月1日）		墓地は、ア国道、県道その他交通の頻繁な道路、鉄道、軌道又は河川に近接していないこと。イ官公署、公園、学校、病院その他の公共的施設及び住居が集合している地域から、墓地の場合にあつては100m以上離れていること。ウ高燥であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない位置にあること。 ただし、市長が土地の状況等から宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 墓地 ア隣接地との境界を明らかにする垣、塀等を設けること。イ敷地内には、適当な通路を設けること。 ただし、土地の状況又は特殊な構造設備を設けることにより市長が宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。		この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、法又は省令の規定に基づき墓地等の経営の許可等について福島県知事が行った処分その他の行為又は福島県知事に対して行った申請その他の行為で、施行日以後条例の規定により市長が管理又は執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。	埋葬を行うときの墓穴の深さは、地表から棺の上面まで1m以上でなければならない。ただし、焼骨の埋蔵の場合は、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	茨城県 水戸市	墓地等の経営許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	・地方公共団体 ・宗教法人（信者に使用させる目的と経営の安定が要件） ・地縁に基き形成された団体がその構成員に使用させるための墓地で、市長が特にその必要を認めたとき。 ・災害の発生、公共事業の施行等で墓地移転の必要ある者が新たに自己又は親族のために墓地を経営するとき。			この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例の施行際現に茨城県知事又は水戸市長の許可を得て墓地等を経営している者は、この条例の相当規定により許可を受けたものとみなす。	
2	茨城県 土浦市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則（平成24年4月1日）	・地方公共団体、・墓地等の経営を目的として設立された公益法人で登記された主たる事務所を1年以上市内に有し、その所有地で墓地等を経営しようとするもの。・宗教法人で登記された主たる事務所を1年以上市内に有するもの。（いずれも、経営の永続性、公益性及び非営利性の確保が必要）・特別な事由がある場合で市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合。	・施行規則での定めによる墓地等の経営等に係る協議書の市長への提出と、市長との協議義務。市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 ・施行規則での定めによる近隣住民等への事前説明とその内容の市長への説明義務。市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。	墓地の設置場所は、市長が支障なしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院及び人家から100m以上離れた距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)周囲に塀等を設けること。(2)雨水が停留しない用に排水設備を設けること。(3)墓地の面積、1基あたりの墳墓の面積及び墓地の面積に対する墳墓の面積は、それぞれ規則で定める数値の範囲内であること。	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
3	茨城県 龍ヶ崎市	龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例（平成24年4月1日） 龍ヶ崎市墓地等の経営許可に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	(1)宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人 (2)一般財団法人 (3)共同墓地における字、自治会等の地域共同体 (4)個人墓地における墓地使用者	(3)墓地等の計画段階において市と事前協議を行うこと。 (4)墓地等の計画地の周辺住民の理解を得ること。	墓地の設置場所につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、周囲に塀等を設け、かつ敷地内に雨水等が停留しないようにすること。	市長は、墓地等の経営を許可するに当たり必要と認めるときは、条件を付すことができる。 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。		
4	茨城県 常陸太田市	常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	(1)地方公共団体 (2)宗教法人 (3)公益法人 (4)共同墓地における地域共同体 (5)個人墓地における墓地使用者 (2)～(5)につき、条例中で相当詳細な資格要件を規定している。	墓地の設置場所につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)周囲にへい等を設け、かつ、敷地内に雨水等が停留しないようにすること。		この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。	この条例の施行の際、茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和60年茨城県条例第36条（以下「県条例」という。））の規定による墓地の経営の許可等を受けた者にあっては、この条例の相当規定により許可を受けたものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5	茨城県 笠間市	笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 笠間市墓地、埋葬等に関する規則（平成24年4月1日） 笠間市墓地等経営許可事務処理要領（平成24年4月1日）	事務処理要綱で (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人 (3) 財団法人 (4) 共同墓地における地域共同体 (5) 個人墓地における墓地使用者と定め、(2)以下の資格要件を相当詳細に定めている。	墓地の設置場所につき、市長が支障なしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)周囲にへい等を設け、かつ、敷地内に雨水等が停留しないようにすること。		この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例の施行の際現になされている申請その他の手続きについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
6	茨城県 つくば市	つくば市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） つくば市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	(1) 地方公共団体 (2) 宗教法人 (3) 墓地の経営を行うことを目的として設立された公益社団法人若しくは公益財団法人（やむを得ない事由があり、かつ、墓地又は納骨堂の経営の永続性及び非営利性が確保されると認められるときに限る。）	申請予定者は、前条第2項の規定による報告をした後、規則で定めるところにより、当該墓地等の設置等の計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める者については、この限りでない。	墓地の設置場所につき、市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上離れた場所であること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。(3)前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの。 墓地の構造設備につき、市長が支障なしと認める場合を除き、(1)周囲には、美観に配慮した塀又は密植した垣を巡らすこと。(2)墓地内の通路は、小石を敷く等の措置を講じ、その有効幅員は、1m以上とすること。(3)墓地内には、適当な排水設備を設け、雨水等が停滞しないようにすること。(4)給水設備及びごみ集積設備を設けること。(5)前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
7	茨城県 ひたちなか市	ひたちなか市墓地、埋葬等に関する法律事項条例（平成24年4月1日） ひたちなか市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）	(1) 地方公共団体 (2) 宗教法人（ア宗教法人法に基づき登記された事務所を市内に有すること。イ市民の墓地需要その他の規則で定める特別の事由があること。） (3) 公益法人（ア登記された事務所を市内に有すること。イ市民の墓地需要その他の規則で定める特別の事由があること。） ※経営の永続性及び非営利性が確保されると認められるときでなければならない。 ※特別の事由がある場合で、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。	法第10条1項の規定による許可又は同条第2項の規定による変更の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ墓地等の経営又は変更の計画について市長と協議するものとする。	墓地の設置場所につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は住宅から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。(3)当該墓地の経営者の所有地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障なしと認める場合を除き、その周囲に障壁又は植栽等による垣根が設けられ、かつ敷地内に雨水等が停留しないための措置が講じられていること。	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
8	茨城県 那珂市	那珂市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 那珂市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）		墓地の設置場所につき、市長が支障なしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障なしと認める場合を除き、その周囲に塀等を設け、かつ敷地内に雨水等が停留しないようにすること。		この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	この条例の施行の際現になされている申請その他の手続きについては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
9	茨城県 神栖市	神栖市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 神栖市墓地埋葬等に関する法律施行条例の施行に関する規則（平成24年4月1日）		墓地の設置場所につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。(3)墓地等を経営するものが所有する土地で、所有権以外の権利が存しないこと。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する時、又は市長が特に理由があると認めるときはこの限りでない。 墓地の構造設備につき、市長が支障がなしと認める場合を除き、(1)飛びの区域の周囲に塀、生垣等を設けていること。(2)敷地内に雨水等が停留しないための措置が講じられていること。(3)墓地及び墳墓の面積は、規則で定める範囲内であること。		この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	この条例の施行の際、現に茨城県知事又は神栖市長の許可を受けて墓地等を経営している者にあつては、この条例の相当規定により許可を受けたものとみなす。	
10	茨城県 筑西市	筑西市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 筑西市墓地等経営許可事務処理要領（平成17年3月28日、附則平成24年4月1日）	事務処理要領で、 (1)地方公共団体 (2)宗教法人 (3)財団法人 (4)共同墓地における地域共同体 (5)個人墓地における墓地使用者とし、相当詳細な資格要件を定めている。	墓地の設置場所につき、市長が支障なしと認める場合を除き、(1)国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100m以上の距離にあること。(2)高燥で、飲料水を汚染するおそれがない土地であること。 墓地の構造設備につき、市長が支障なしと認める場合を除き、(1)墓地にあつては、その周囲に塀等を設け、かつ、敷地内に雨水等が停留しないようにすること。		この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	この条例の施行の際現になされている申請その他の手続については、改正後の筑西市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定によりなされたものとみなす。	
	栃木県			墓地については、人家及び公共施設から100m以上離れていること。また、高燥であり飲用地下水に支障のない土地であること。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。				墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならない。
1	栃木県 宇都宮市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年12月1日）		墓地については、人家及び公共施設から100m以上離れていること。また、高燥であり飲用地下水に支障のない土地であること。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。				埋葬を行うときは、深さ地下2m以上としなければならない。

2

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
栃木県 足利市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成25年4月1 日）	市長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認める場合でなければ、経営許可及び変更許可をしてはならない。 (1) 次のいずれかの事由に該当すること。 ア 地方公共団体 イ 地方公共団体が墓地の経営又は墓地の区域の変更を行わない場合は、次のいずれにも該当すること (ア) 宗教法人法に規定する宗教法人が墓地又は納骨堂の経営を行う場合であって、やむを得ないと認められるとき。 (イ) 宗教法人法の規定により登記された事務所が1年以上市内に有するとき ウ ア及びイに定めるもののほか、特別の事由により新設が必要と認められるとき。	経営許可を受けようとする者（地方公共団体を除く）は、墓地の計画について、あらかじめ市長と協議をしなければならない。	墓地の敷地は、人家及び公共施設との距離が100m以上であって、高燥であり、かつ、飲用地下水に支障を及ぼさない土地でなければならない。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。				死体を土中に葬るには、その深さ地下2m以上としなければならない。
3 栃木県 栃木市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地、埋葬等に関する事務 取扱要領（平成22年3月29 日）	墓地の経営は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、これを許可する。 (1) 地方公共団体が墓地等の経営をする場合 (2) 宗教法人が経営を行うことがやむを得ないと認められる場合 (3) 山間等の市街地から遠く離れた場所で墓地の設置が全くなく、新設の必要が認められる場合 (4) 特別の理由により新設の必要があると認められる場合 (要領) 墓地等の経営許可は、次に掲げる事項に留意して行うこと (1) 永続性、公益性及び非営利性の確保。 (2) 経営主体は、原則として市。やむを得ない理由がある場合は、宗教法人の経営を認める。 (3) 前(2)のやむを得ない理由がある場合とは、市の墓地が著しく狭隘となり、又は新設が不可能の場合であって、住民等からの要望が極めて強い場合とし、現在必要とするものの概ね1割増の範囲内において許可する。 (4) 細則第1条第4号の「特別の理由」とは、公共事業又は災害の発生により既存の墓地の代替（増設は認めない。）を必要とする場合等であり、同号の運用に当たっては、これを厳格に解釈し、許可する。 (5) 既存の共同墓地または個人墓地で、その経営許可を改めて申請させる場合は、できる限り市営とする。		墓地の敷地は、人家及び公共施設との距離が100m以上であって、高燥であり、かつ、飲用地下水に支障を及ぼさない土地でなければならない。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。				墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならない。 埋葬を行うときは、深さ地下2m以上としなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4	栃木県 佐野市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地等の敷地は、その境界線から次に掲げる施設、河川、鉄道及び国道、県道その他の主要な道路の敷地の境界線までの水平距離が100m以上であり、高燥であり、かつ、地下水を汚染するおそれのない土地でなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1)住宅 (2)都市公園 (3)学校 (4)保育所 (5)診療所 (6)助産所 (7)老人福祉施設 (8)介護保険施設		墓地の経営者につき市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 墓地は、次に掲げる構造としなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		
5	栃木県 鹿沼市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地は、人家及び公共施設との距離が100m以上であって、高燥であり、かつ、飲用地下水に支障を及ぼさない土地でなければならない。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。				墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならない。 死体を土中に葬るときは、地下2m以上の深さにしなければならない。
6	栃木県 日光市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地の敷地は、人家及び公共施設との距離が100m以上であって、高燥であり、かつ、飲用地下水に支障を及ぼさない土地でなければならない。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。				墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならない。 埋葬を行うときは、深さ地下2m以上としなければならない。
7	栃木県 小山市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則		次のいずれにも該当すること。ただし、公衆衛生その他公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。 ア住宅等との距離が、墓地または納骨堂にあっては各100m以上 イ高燥であり、かつ、飲用地下水に支障を及ぼさないこと				墓地等を経営する者の所有する土地で、かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと。 墓地等の需要等の基準 墓地にあっては、需要見込み墳墓数の範囲内（必要とする墳墓数の概ね1割増）であること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8	栃木県 真岡市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）	墓地の経営は、次の各号のいずれかに 該当する場合に限り、これを許可す る。 (1)従来の墓地等が著しく狭あいとな り、地方公共団体が墓地等の経営をす るとき。(2)地方公共団体が墓地の経 営を行わない場合であって、かつ、宗 教法人が墓地または納骨堂の経営を行 うことがやむを得ないと認められると き。(3)山間等人里遠く離れた場所で 墓地の設置が全くなく、新設の必要が 認められるとき。(4)特別の理由によ り新設の必要が認められるとき。	経営の許可を受けようとする 者は、墓地経営許可に係 る事前協議申請書に第3条 に定める書類及び図面を添 付して、市長に提出しなけ ればならない。	墓地の敷地は、人家及び公共施設との距離 が100m以上であって、高燥であり、かつ、 飲用地下水に支障を及ぼさない土地でなけ ればならない。ただし、公衆衛生その他公 益を害するおそれがないと認められるとき は、この限りでない。		この規則に定めるものの ほか必要な事項は、市長 が別に定める。	墓地等の敷地は、当 該墓地等を経営する 者の所有する土地で なければならない。 埋葬を行うとき は、深さ地下2m以上 としなければならない。
9	栃木県 大田原市	大田原墓地、埋葬等に関す る法律施行細則（平成24年4 月1日）	墓地の経営は、次の各号のいずれかに 該当する場合のほかは、これを許可し ない。 (1)使用者の増加又は区画整理等のため 従来の墓地が著しく狭あいとなり市が 墓地等の経営をするとき。(2)市が墓 地の経営又は墓地の区画の変更を行わ ない場合であって、かつ、宗教法人が 墓地または納骨堂の経営を行うことが やむを得ないと認められるとき。(3) 山間等人里遠く離れた場所で墓地が全 くなく新設の必要が認められるとき。 (4)特別の事由により新設の必要が認め られるとき。		墓地の敷地は、人家及び公共施設との距離 が100m以上であって、高燥であり、かつ、 飲用地下水に支障を及ぼさない土地でなけ ればならない。ただし、公衆衛生その他公 益を害するおそれがないと認められるとき は、この限りでない。		この規則に定めるものの ほか、必要な事項は、市 長が別に定める。	墓地等の敷地は、当 該墓地等を経営する 者の所有する土地で なければならない。 死体を土中に葬る には、その深さを地 下2m以上としなけれ ばならない。
10	栃木県 那須塩原 市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成25年2月5 日） 墓地等事務取扱要領（平成 17年1月1日）	経営しようとする者が次のいずれかに 該当するものであること。 ア地方公共団体 イ宗教法人 ウ墓地 等の適切な管理及び継続的な経営が可 能と市長が認める者 イ及びウに掲げる者による墓地等の 経営にあつては、当該墓地等を必要と する住民の数その他の事情を勘案し、 当該墓地等を経営する必要性が特に認 められること。 ウに掲げる者による墓地等の経営に あつては、墓地等を経営しようとする 地域に同号アに掲げる者により経営さ れる同種の墓地等がなく、公衆衛生そ の他公共の福祉の見地から特に新設が 必要であると認められること。 (取扱要領)		墓地は、敷地境界から100m以内に人家等 (人家並びに教育施設、医療施設及び福祉 施設をいう。以下同じ)がないこと。		この規則に定めるものの ほか、法の施行に関し必 要な事項は、市長が別に 定める。	墓地等の敷地が、墓 地等を経営しようと する者が所有する土 地であり、かつ、他 人の権利が設定され ていない土地である こと。 死体を埋葬しよう とするときは、地表 から棺の上面までの 深さが1.5m以上とな るようにしなければ ならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
		墓地等の経営許可は、細則第1条各号の規定によるほか、次の事項に留意すること。 (1)経営の永続性、公益性及び非営利性が確保されること。 (2)経営主体は、地方公共団体を原則とし、やむを得ない事由がある場合は、墓地及び納骨堂にかぎり宗教法人の経営を認めること。 (3)やむを得ない事由とは、地方公共団体の墓地が著しく狭くなり、又は新設不可能の場合で、かつ、住民等からの要望が極めて強い場合として必要とする範囲（現在必要とするもののおおむね1割増）において許可すること。 (4)細則第1条第4号に規定する「特別の事由」とは、公共事業又は災害の発生により既存の墓地の代替（増設は認めない。）が必要とする場合であり、その運用に当たっては厳格に解釈し許可すること。 (5)既存の共同墓地、個人墓地については、できる限り地方公共団体営とすること。						
群馬県	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成20年2月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年12月1日）	墓地等の経営の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合で、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければならない。ただし、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 1 地方公共団体が、経営しようとするとき 2 公益社団法人又は公益財団法人が経営しようとするとき 3 宗教法人が経営しようとするとき		墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 イ公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。 ロ河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 ハ飲料水を汚染する恐れのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。		この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例の施行の際現に墓地等の経営について墓地、埋葬等に関する法律の規定によりなされている許可は、法第10条及び改正後の第2条第2号の規定による許可とみなす。	
群馬県 前橋市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成21年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成19年10月1日）	次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体が、経営しようとするとき (2)墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を1年以上市内に有する者が経営しようとするとき 3 宗教法人で、登記された主たる事務所を1年以上市内に有する者が経営しようとするとき		墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、やむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア学校、病院、保育所、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。 イ河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 ウ飲料水を汚染する恐れのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 ア墓地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に幅3m以上の緑地帯を設けること。 オ墓地の区域内に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。		この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。 （施行細則） この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	この条例の施行の日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例の規定の例による。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
群馬県 桐生市	墓地埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地、納骨堂及び火葬場指導要綱（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるとき。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体が、経営しようとするとき (2) 公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき		墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、やむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア 公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。 イ 河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 ウ 飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に幅3m以上の緑地帯を設けること。 墓地の区域内に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。		この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (施行細則) その他必要な事項については、市長が別に定める	この条例の施行の日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で施行日以後に係る墓地等の経営の許可の基準については、群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例の規定の例による。	
4 群馬県 伊勢崎市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）	当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有する者が、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。 (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有する者が、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。	申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該墓地等の経営又は変更の計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等に対して墓地経営計画等についての説明会を開催しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア 学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。 イ 河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 ウ 飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない土地であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア 敷地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に規則で定める緑地帯を設けること。 エ 使用者が使用しやすい位置に墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。		市長は、事前協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行日前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、県条例の例による。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5	群馬県 館林市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）	市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認められるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人のうち、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが経営しようとするとき。 (3) 宗教法人のうち、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが経営しようとするとき。 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者がみずから所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。	申請予定者は、申請を行う前に、規則で定めるところにより、経営計画等について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等を対象として説明会を開催しなければならない。 意見の申出があったときは、申請予定者は、規則で定めるところにより、申し出をした近隣住民等と協議しなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア学校、病院、保育所、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。 イ河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 ウ飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア生垣その他の方法をもって、墓地と周囲の土地との境界を明らかにすること。 エ墓地の区域内に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。		この条例の施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、群馬県条例の規定の例による。	
6	群馬県 渋川市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）	市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人のうち、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが経営しようとするとき。 (3) 公益法人のうち、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが経営しようとするとき。	申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、墓地経営計画等について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、当該墓地経営計画等についての近隣住民等への説明会を開催しなければならない。 意見の申出があったときは、当該申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 イ学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。 ウ飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、その一部を適用しないことができる。 ア墓地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の許可井から内側に規則で定める緑地帯を設けること。 エ墓地の利用者が使用しやすい位置に必要な足る数の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。		この条例施行日の前日までに群馬県議時に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。	

7

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
群馬県 藤岡市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する要綱（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）	市長は、墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。 (3) 公益法人で、主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。 墓地等の経営者は、墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておかなければならない。	申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、墓地経営計画等について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、当該墓地経営計画等についての近隣住民等への説明会を開催しなければならない。 意見の申出があったときは、当該申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア河川又は湖沼から20m以上の距離があること。イ学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。ウ飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、その一部を適用しないことができる。 ア墓地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に規則で定める緑地帯を設けること。エ墓地の利用者が使用しやすい位置に墳墓数に0.07を乗じて得た数以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。			施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
群馬県 富岡市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する要綱（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成24年3月30日）	次の各号のいずれかに該当する場合であって、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 公益法人が、経営しようとするとき。 (3) 宗教法人が、経営しようとするとき。		墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア学校、病院、保育所、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。イ河川又は湖沼から20m以上の距離があること。ウ飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、その一部を適用しないことができる。 ア生垣その他の方法をもって、墓地と周囲の土地との境界を明らかにすること。エ墓地の区域内に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。			施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。	

8

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
群馬県 安中市	墓地、埋葬に関する法律施行 条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）	市長は、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。(2) 宗教法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。(3) 公益法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。 墓地等の経営者は、墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておかなければならない。	申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、墓地経営計画等について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、当該墓地経営計画等についての近隣住民等への説明会を開催しなければならない。 意見の申出があったときは、申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア 河川又は湖沼から20m以上の距離があること。イ 学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅から120m以上の距離があること。ウ 飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア 墓地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に規則で定める緑地帯を設けること。エ 墓地の利用者が使用しやすい位置に墳墓数に100分の7を乗じて得た数以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。			施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、なお従前の例による。	

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 千葉県 千葉市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する指導要綱（平成25年8月29日）	ア地方公共団体が経営する場合 イ宗教法人であって、市内に5年以上事務所を有する者が、次のいずれにも該当する土地において墓地を経営する場合。 ただし、規則で定める場合にあっては(イ)の規定は適用しない。(7)所有権以外の権利が存しない自己の所有地 (イ)当該宗教法人の事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地を含む一団の土地 ウ公益法人で、市内に事務所を有する者が、自己の所有地に設置した墓地を経営しようとする場合 エ自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営する場合 オ災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、新たに自己又は自己の親族のために墓地を経営する場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めた場合 2 前号イ又はウに該当する墓地の経営にあっては、当該墓地の経営を行おうとする者が当該墓地を経営するために十分な財産その他の経済的基礎を有しているとき市長が認めたものであること。	申請予定者は、当該墓地の工事着工前に、当該墓地の経営等の計画について市長と協議しなければならない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、標識を設置し、経営等の計画を周辺住民等に説明しなければならない。 申請予定者は、周辺住民等から経営等の計画について意見の申出があったときは、当該申出を行った者と協議しなければならない。	(1) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。(2)住宅等から墓地までの距離は、100m以上であること。 ただし、墓地の区域の面積が1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に高さ1.8m以上の障壁等を設けるものについては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。(3)墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4)前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定を適用しない。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3m以上の緑地帯等を設け、かつ、当該境界から3m以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。(7)墓地の区域の面積に占める緑地（第1号に規定する緑地帯等を除く。）の面積の割合は、5分の1以上とすること。	墓地の区域の面積が2,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより2,000㎡以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)前条第1号に規定する障壁又は密植したかん木の垣根等に接し、その内側に次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること（但し書きあり）。 墓地の区域の面積が2,000㎡以上の墓地にあっては、墓地の出入口等の利用者の見やすい位置に、規則で定める事項を規則で定める方法により表示すること。		この条例の施行の際現に千葉市墓地等の経営の許可等に関する規則によりなされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、第9条から前条までの規定を適用しない。
2 千葉県 船橋市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成13年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事前協議実施要綱（平成17年3月7日）	(1)地方公共団体が経営しようとするとき (2)市内宗教法人が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。(3)公益法人が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。(4)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき (5)災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき	墓地の許可の申請をしようとする者は、工事着手前に墓地または納骨堂の計画について市長と議しなければならない。	(1) 河川又は海からの距離が20m以上であること。(2)埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等からの距離が100m以上であること。(3)高燥で、かつ、飲用水を汚染する恐れのない土地であること。 (4)その他公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3m以上の緑地帯を設け、かつ、当該境界から3m以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。(4)墳墓1区画当たりの面積が、1.5㎡以上であること。	前2条に規定するもののほか、面積が3,000㎡以上の墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000平方以上の面積となる場合で、宗教感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 面積が3,000㎡以上の墓地の経営者は、墓地の出入口等利用者の見やすい位置に、名称その他必要な事項を表示しなければならない。			

3

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
千葉県 木更津市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日） 地域改善対策共同墓地の設置及び管理に関する条例	墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所を有し、かつ、目的を達成するための業務及び事業を現に行っている宗教法人が、主たる事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地において墓地等を経営しようとするとき。(3) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人であつて、市内にその事務所を有するもの 申請予定者のうち宗教法人にあつては、次に掲げる条件の全てに該当するときになければ、墓地に係る前2条の申請をしてはならない。(1) 直近に受けた墓地に係る変更の許可の日から5年を経過していること。(2) 当該宗教法人が市内で経営している墓地の9割以上の墳墓において、長期間の使用に係る契約等がなされていること。	申請予定者は、規則で定めるところにより、隣接住民等に墓地等設置等計画について説明しなければならない。 市長は、特に理由があると認めるときは、前2条の規定による手続の全部又は一部を省略させることができる。 申請予定者及び隣接住民等は、墓地等設置等計画の施行に際して紛争が生じないよう、相互の立場を尊重した協議を行い、自主的に解決するよう努めなければならない。 申請予定者は、意見の申し出があつたときはこれに応じ、規則で定める期間内に隣接住民等と協議しなければならない。この場合において、申請予定者等は、当該墓地等設置等計画について隣接住民等の理解が得られるよう努めなければならない。	墓地の設置場所は、河川、海又は湖沼から20m以上離れた場所であなければならない。ただし、市長が公衆衛生上の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 2 墓地の設置場所は、飲料水を汚染するおそれのない場所であなければならない。 3 宗教法人又は公益法人が設置する墓地の場所は、規則で定める建築物の用に供する土地の境界線から150m以上離れた場所であなければならない。ただし、近隣の住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生等の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 4 墓地の土地は、当該墓地を営しようとする者が所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 墓地の施設基準 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするため、規則で定める高さ以上の障壁又は密植した垣根等を設けること。 (5) 墳墓の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。		市長は、申請予定者等及び隣接住民等の双方から市長に対し調整の申出があつたときは、規則で定める期間あつて行うものとする。		申請予定者は、市が定める木更津市基本構想等のまちづくり計画に適合するよう努めなければならない。
千葉県 佐倉市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成17年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成17年5月13日） 墓地の許可に関する事前協議要綱（平成17年11月14日）	(1) 地方公共団体が営しようとするとき。(2) 宗教法人で主たる事務所を市内に有するものが永続的に自己の所有地に設置した墓地を営しようとするとき。(3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで営しようとするとき。(4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。		(1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(2) 埋葬に係る墳墓にあつては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4) 前3号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であつて、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 前条第1号に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の上欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。(2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、10,000㎡以上の墓地にあつては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。(3) 墓地には、墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。 3,000㎡以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。			墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。

4

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5	千葉県 市原市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年11月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年11月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 次に掲げる基準のいずれにも該当する宗教法人が永続的に自己の所有地が存する境内地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に設置した墓地を経営しようとするとき。 ア規則で定める財務基準の要件に適合していること。 イ他に墓地等を経営している場合にあっては、当該墓地等が関係法令等を遵守し、適切に経営されていること。 ウ本市に当該宗教法人の事務所を有していること。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	墓地の経営の許可を受けようとする者は、当該墓地工事着工前に、当該経営しようとする墓地の計画等に関して、市長と協議しなければならない。	(1) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川、海又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。 (3) 埋葬に係る墳墓の所在しない墓地にあっては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、50m以上であること。ただし、墓地から50mの範囲内に住宅等がある場合で居住する世帯の代表者等の相当数以上の同意があるとき又は宗教的感情上および公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (4) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接した3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。 (7) 墓地の墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁等の内側に、当該障壁等に接し、別表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地内に設けるときは、この限りでない。 (2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。		墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。
6	千葉県 八千代市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成22年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成22年4月1日） 墓地等許可事務取扱要領（平成13年4月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人で、主たる事務所を市内に有するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で主たる事務所を市内に有するものが永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合において、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	墓地の経営の許可を受けようとする者は、当該墓地工事着工前に、当該経営しようとする墓地の計画等に関して、市長と協議しなければならない。	(1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合であって、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 住宅等から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては100m以上、その他の墓地にあっては50m以上であること。ただし、その他の墓地については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (4) 前3号に定めるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し、3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。 (7) 墓地の利用者が利用しやすい位置に、墓地の墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁等に接し、その内側に、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。 (2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、10,000㎡以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。 (3) 墓地の利用者が利用しやすい位置に休憩所を設けること。		墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
7 千葉県 我孫子市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成21年1月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年3月22日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成24年3月30日）	(1)地方公共団体が経営しようとするとき。(2)宗教法人で主たる事務所を5年以上市内に有するものが永続的に自己の所有地において墓地を経営しようとするとき。(3)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。(4)災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。 2 市内宗教法人が墓地の経営の許可を申請する場合にあっては、(1)経営許可の申請に係る墓地を経営するための経理的基礎があること。(2)経営許可の申請に係る墓地の用地は、当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であること。	申請予定者は、あらかじめ墓地等の計画又は変更の計画について市長と協議しなければならない。 申請予定者は、敷地の境界線から100m以内の土地又は建物の所有者又は使用者に対し、説明会を開催しなければならない。 近隣住民は、当該申請予定者に対し、墓地等の計画について意見の申出をすることができる。 申請予定者は、前項の規定により意見の申出があったときは、当該申出を行った近隣住民と十分に協議しなければならない。	(1)河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(2)住宅等の用に供する敷地から墓地の区域の境界線までの水平距離は、100m以上であること。ただし、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(3)墓地の敷地は、幅員が6.5m以上確保された既存の道路に至るまで6.5m以上の幅員を有する道路に接していなければならない。(4)墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4)前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1)墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	2,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。(2)主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。(3)墓地の利用者が利用しやすい位置に墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。			墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。
8 千葉県 鎌ヶ谷市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成18年4月1日）	(1)地方公共団体が経営しようとするとき。(2)市内公益法人が自己の所有地設置した墓地を経営しようとするとき。(3)宗教法人が自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。(4)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。(5)災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	申請予定者は、当該墓地等の工事着手前に、当該墓地等の経営の計画又は変更後の経営の計画について、市長と協議しなければならない。 市長は、周辺住民等から意見があった場合において、正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、周辺住民と協議することができる。	(2)河川又は池沼から20m以上離れている土地であること。ただし、河川又は池沼の改修等がなされている場合は、この限りでない。(3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4)宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認めるものであること。 墓地の施設基準 (1)墓地の境界に接し、その内側に3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が目立たないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が目立たないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	墓地の区域の面積が2,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、50m以上であること。(2)障壁等に接し、その内側に次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。(3)墓地の区域内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は4m以上、その他の主要な通路の幅員は3m以上とすること。ただし、10,000㎡以上の墓地にあっては、主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。(5)墓地の駐車場は、当該墓地の墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有すること。(6)墓地の区域の面積が10,000㎡以上の墓地にあっては、墓地の区域に占める墳墓の面積の割合は、3分の1以下とすること。			墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。 墓地または納骨堂の経営者は、当該経営に際し、市民に優先して提供するよう努めなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
9	千葉県 浦安市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成13年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事前協議実施要綱（平成13年4月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 市内宗教法人が永続的に自己の所有地設置した墓地を経営しようとするとき。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	申請予定者は、当該墓地等の工事着手前に、当該墓地等の経営の計画又は変更後の経営の計画について、市長と協議しなければならない。 市長は、周辺住民等から意見があった場合において、正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、周辺住民と協議することができ る。 (実施要綱) 墓地の経営許可申請又は変更許可申請又は変更許可申請を行おうとする市内宗教法人は、墓地の工事着手前に市長と墓地の計画について協議を行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。	(1) 河川又は海から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は海の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。 (2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、10,000㎡以上の墓地にあっては、主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。		墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。 墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。
10	千葉県 山武市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月25日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成18年3月27日） 墓地等の許可に関する事前協議要綱（平成18年3月27日） 墓地経営審査会設置規程（平成23年4月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人又は公益法人が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	(1) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川、海又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁その他の施設を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁その他の施設を設けるものについては、この限りでない。 (7) 施設の外観は、周囲の景観と調和するよう配慮されていること。	3,000㎡以上の墓地は、前条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表に掲げる幅の緑地帯を設けること。 (2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。			埋葬に係る墳墓の所在する墓地は、公衆衛生上禁止する。

11

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
千葉県 大網白里市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年1月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年1月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が自己の所有地において墓地を経営しようとするとき。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。		(1) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。(2) 住宅等から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては100m以上、その他の墓地にあっては50m以上であること。ただし、墓地の面積が1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に高さ1.8m以上の障壁等を設けるもので、公衆衛生上支障がないと市長が認めるものについては、この限りでない。(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4) 前3号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 1ha未満の場合にあっては、当該墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。(1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3m以上の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。(8) 墓地の区域内における緑地の占める割合は、当該墓地の区域の5分の1以上とすること。(9) 墓地を利用しやすい位置に墳墓敷に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。	墓地の区域の面積が1ha以上の場合にあっては、当該墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅5m以上の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から5m以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。(2) 墓地内の主要な通路のうち、幹線となる通路の幅員は、6m以上、その他の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。(3) 墓地の区域内には、管理事務所を設け、墓地の利用者が利用しやすい位置に便所、使用水の施設、休憩所等を配置すること。	市長は、次の各号に掲げる場合は、墓地等の経営者に対し、墓地等の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。（略）		墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。
千葉県 銚子市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。(2) 宗教法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。(3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。(4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。		(1) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川、海又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4) 前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 墓地の施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し、3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000㎡以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(1) 前条第1号に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、別表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。（但し書きあり）(2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。 3,000㎡以上の墓地の経営者は、当該墓地の出入口に規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。			墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第7条から前条までの規定を適用しない。

12

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
13 千葉県 市川市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	(1)地方公共団体が経営しようとするとき。(2)宗教法人が永続的に自己の所有地（主たる事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地の区域に限る。）に設置した墓地を経営しようとするとき。(3)公益法人が永続的に自己の所有地（主たる事務所が存する敷地又はこれに隣接する土地の区域に限る。）に設置した墓地を経営しようとするとき。(4)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。(5)災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認めるとき。	墓地の経営又は変更の許可の申請をしようとする者は、工事着手前に墓地又は納骨堂の経営又は変更の計画について市長と協議しなければならない。	(1)河川、海又は湖沼から20m以上離れている土地であること。ただし、河川、海又は湖沼の改修等がなされている場合は、この限りでない。(2)地盤が軟弱な土地でないこと。(3)前2号に掲げるもののほか、宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める土地であること。 墓地の施設基準 (1)墓地の境界に接し、その内側に幅3m以上の緑地帯を設け、かつ、当該境界から3m以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地で、当該墓地の境界に高さ1.8m以上の障壁等を設けるものについては、この限りでない。(7)緑地（第1号本文に規定する緑地帯を含む。）の面積が墓地の面積に占める割合は、5分の1以上とすること。	2,000㎡以上の墓地は、前2条に規定する基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 2,000㎡以上の墓地にあつては、墓地の出入口等利用者の見やすい位置に、当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他の規則で定める事項を規則で定める方法により表示すること。			墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。
14 千葉県 野田市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成15年6月6日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成23年5月19日） 墓地の許可に関する事前協議要綱（平成13年4月1日）	(1)地方公共団体が経営しようとするとき。(2)宗教法人で、本市の区域内に事務所を有し、かつ、新たに墓地の区域を変更することができない場合に永続的に自己の所有地に規則で定める要件に該当して設置した墓地を経営しようとするとき。(3)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。(4)災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。		(1)河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川、海又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(2)埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。(3)墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4)前各号に掲げるもののほか、公衆衛生上支障がない土地であること。	墓地の境界の内側に、当該境界に接し、3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であつて、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。 3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000㎡以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 3,000㎡以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他の規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。		この条例の施行の際、現に廃止前の千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例により申請されているもので墓地等の経営又は変更の許可を受けていないものに係る墓地等の経営の許可又は変更の許可については、なお従前の例による。	

15

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
千葉県 成田市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	(1)地方公共団体が経営しようとするとき。 (2)宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人で主たる事務所を市内に有するものが永続的に自己の所有地に設置された墓地を経営しようとするとき。 (3)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4)災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	(施行規則) 申請予定者は、当該計画を予定している敷地の境界から100m以内の居住者及び土地所有者に当該墓地等の経営又は変更の計画について説明するとともに、承諾を得るよう努めなければならない。	(1)河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2)墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (3)前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 施設基準 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000㎡以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地内に設けるときは、この限りでない。（略） 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。 3,000㎡以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他の規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。		この条例の施行の際、廃止前の千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき千葉県知事が行った現に効力を有する処分は、この条例の相当規定によって市長が行った処分とみなす。	墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。
千葉県 柏市	墓地等の経営の許可等条例（平成22年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	(1)地方公共団体が経営しようとするとき。 (2)宗教法人で主たる事務所を市内に有するものが自己の所有地に墓地を設置して永続的に経営しようとするものであり、かつ、当該墓地の区域が当該墓地の区域が当該市内宗教法人の当該主たる事務所が存する境内地を含み、又は境内地に隣接しているとき。 (3)公益社団法人又は公益財団法人で主たる事務所を市内に有するものが自己の所有地に墓地を設置して永続的に経営しようとするとき。 (4)自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (5)災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	経営予定者は、当該墓地の工事着手前に、当該墓地の経営又は変更の計画について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。 経営予定者は、近隣住民等に対する墓地の経営又は変更の計画の周知を図るため、前項の規定による協議の前に、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地に標識を設置するとともに、当該計画を近隣住民等に説明しなければならない。	(1)河川又は湖沼からの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の護岸等の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2)住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。ただし、前条第1項の申請に係る墓地の面積が1,000㎡未満である場合又は同条第4項の申請に係る変更が規則で定める小規模な変更に係る場合は、この限りでない。 (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (4)前3号に掲げるもののほか、公衆衛生上支障がない土地であること。 施設基準 (1)墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。 (2)墓地には、前号の障壁等の外側に墓地の境界に接する3m以上の幅の緑地帯を設けること。ただし、墓地の面積が1,000㎡未満である場合であって、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (7)墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (2)墓地には、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、同表の中欄に掲げる幅の緑地帯であって当該墓地の境界に接するものを障壁等の外側に、同表の右欄に掲げる幅の緑地帯であって当該障壁等に接するものを当該障壁等の内側にそれぞれ設けること。 (3)墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。		千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の規定により柏市長のした処分とみなされる千葉県知事がした処分に基づいて存することとなる墓地等に係る基準の適用については、なお従前の例による。	墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。

16

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
17	千葉県 八街市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年4月1日） 墓地等の経営の許可等に条例施行規則（平成21年6月4日） 墓地の経営の許可等に関する事前協議要綱（平成21年6月4日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合において、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	経営予定者は、当該墓地の工事着手前に、当該墓地の経営又は変更の計画について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。 経営予定者は、近隣住民等に対する墓地の経営又は変更の計画の周知を図るため、前項の規定による協議の前に、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地に標識を設置するとともに、当該計画を近隣住民等に説明しなければならない。	(1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修がなされている場合であって、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。 (3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。 (3) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、10,000㎡以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。		墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。
18	千葉県 印西市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年10月4日） 墓地等の経営の許可等に条例施行規則（平成24年10月4日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。 (2) 宗教法人で、主たる事務所を5年以上市内に有する者が永続的に自己の所有地であって、かつ、所有権以外の権利の設定がされていない土地に墓地を設置して経営しようとするとき。 (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。 (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	申請予定者は、あらかじめ墓地の経営又は変更の計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、墓地の経営又は変更の計画を周知するため、近隣住民等に対し、当該計画について説明しなければならない。 (1) 申請予定地の境界から100m以内に居住する者 (2) 申請予定地の境界から100m以内に存する土地及び建築物の所有者及び使用者 申請予定者は、近隣居住者等から経営等の計画について規則で定める日までに次に掲げる意見の申出があったときは、当該申出を行った者と協議しなければならない。	(1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。ただし、墓地の区域の面積が、1,000㎡未満の墓地で、当該墓地の境界に高さ1.8m以上の障壁等を設けるものについては、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認められるときは、この限りでない。 (3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように高さ1.8m以上の障壁等を設けるものについては、この限りでない。 (7) 墓地の利用者が使用しやすい位置に墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。	2,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。 (3) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。 (3) 墓地の区域の面積が1ha以上の墓地にあっては、墓地の区域の面積に占める墳墓の面積の割合は、3分の1以下とすること。 (4) 墓地の利用者が利用しやすい位置に休憩所を設けること。	市長は、墓地等の経営の許可又は変更の許可に当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付すことができる。	墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。

19

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
千葉県 白井市	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例（平成13年4月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例施行規則（平成17年4月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。(2) 宗教法人が、本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。(3) 本市の区域以外に宗教法人の主たる事務所を有する者が墓地の経営の許可を受けて経営している墓地を引き継いで経営しようとするとき。(4) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。(5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、墓地等の工事着手する前にその計画について市長と協議しなければならない。	(1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(2) 住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、100m以上であること。(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4) 前3号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。(7) 墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる駐車場が近くにあり、市長が相当と認めるときは、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁その他の施設の内側に、当該障壁その他の施設に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。(2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。		廃止前の千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例により申請されているもので、法の規定による墓地等の経営又は変更の許可を受けていないもののその経営又は変更の許可は、なお従前の例による。	墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。
千葉県 富里町	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月16日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月16日） 墓地の許可に関する事前協議要綱（平成17年4月1日）	(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。(2) 宗教法人、公益法人、又は地方自治法の規定により市長の認可を受けた地縁による団体が永続的に自己の所有地に設置した墓地を営しようとするとき。(3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで営しようとするとき。(4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。		(1) 河川から墓地までの距離は、20m以上であること。ただし、河川の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等の用に供する敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(4) 前各号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。 施設基準 (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000㎡未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。	3,000㎡以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。(2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3m以上とすること。ただし、1ha以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とすること。			墳墓一区画当たりの面積は、1.5㎡以上であること。

1

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 さいたま市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成22年1月1日） 墓地等設置計画審査会運営要綱（平成22年1月1日）	次の各号のいずれかに該当。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの 経営許可を受けようとする者は、当該経営に必要な経理的基礎がなければならない。	経営許可を受けようとする者は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 計画者は、協議を行った後、墓地等設置計画書を市長に提出しなければならない。 市長は、必要に応じ、本市に隣接する市町の長の意見を求めることができる。 計画書を提出した計画者は、近隣100m以内の所有者等に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 計画者は、意見を述べた所有者等と十分協議しなければならない。 計画者は、意見に対する見解を記載した文書「見解書」を作成し、当該意見を述べたものに送付するとともに、その写しを市長に提出するものとする。 墓地等の経営の計画を審査するため、さいたま市墓地等設置計画審査会を設置する。	(1) 墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。(2) 埋葬を行う墓地にあつては、次に掲げる公共施設の敷地の境界線までの水平距離が100m以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(3) 埋葬を行う墓地にあつては、病院又は診療所等の施設の敷地の境界線までの水平距離が100m以上であること。(4) 墓地にあつては、河川の区域の境界までの水平距離が20m又は5m以上であること。ただし、河川の管理者と協議し、支障がないと認められた場合は、この限りでない。 墓地の施設基準 (1) 内側に幅3m以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界又は緑地帯内に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、駐車場等の施設を設けることができる。(6) 墓地の面積の100分の30以上に相当する面積の緑地を設けること (9) 合葬墓を設置すること。	墓地の区域の面積が10,000㎡以上のもにあつては、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、100分の30以下とすること。	市長は、経営許可をする場合において、必要な条件を付することができる。		
埼玉県 川越市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成22年3月19日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等許可事務処理要領（平成22年7月1日）	次に掲げる基準に適合する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主たる事務所を市内に5年以上有するもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人	申請予定者は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、特別な理由がある場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について、説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等の意見書の提出があつたときは、これに対する見解書を当該意見書を提出した者に送付するとともに協議を行うものとする。この場合において、当該者に十分理解が得られるよう努めなければならない。 市長は、申請予定者に対し、相当な期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告をすることができる。	次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別な理由がある場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地の区域の境界線と河川又は沼との水平距離が20m以上離れていること。(2) 墓地の区域の境界線と住宅、公園等の敷地の境界線との水平距離が100m以上離れていること。(3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。(4) 墓地を営もうとする者が所有する土地であり、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別な理由がある場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 境界の内側に、規則で定めるところにより、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該緑地帯の内側に生垣等を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、自動車の駐車のための施設等を設けることができる。(6) 墳墓を設ける区域内には、規則で定めるところにより、緑地を設けるよう努めること。				

2

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3 埼玉県 熊谷市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成22年1月1日） 墓地等計画事前協議実施要綱（平成25年4月26日）	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合で、規則で定めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、市内に事務所を有し、かつ、市内の自己所有地に墓地等を経営しようとする者 (3) 宗教法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、市内の自己所有地に墓地等を経営しようとする者	経営等の許可を受けようとする者は、墓地等の計画について、規則の定めるところにより、事前に市長と協議しなければならない。	設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。(1) 河川からおおむね20m以上離れていること。(2) 住宅等の敷地からおおむね100m以上離れていること。(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合で、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア 境界には、生け垣等を設けること。				
4 埼玉県 川口市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成20年12月1日）	(1) 墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ア 地方公共団体 イ 宗教法人で、登記された事務所を市内に有するもの ウ 墓地等の経営を目的として設立された公益法人 (2) 経営許可の申請に係る墓地等を経営するために必要な経営的基礎があること。 (3) 墓地にあつては、契約約款の内容が規則で定める基準に適合するものであること。 (4) 墓地等の設置場所は、当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地であること。	申請予定者は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (2) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移設する場合 (3) 災害時において緊急に墓地等を設置することが必要と市長が認める場合 (4) 既にある墓地等を引き継いで経営する場合 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について、説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、意見の申出があつたときは、当該申出をした者と協議し、十分理解を得られるように努めなければならない。	規則で定めるところにより、墓地の区域内に緑地を設けるよう努めなければならない。 規則で定めるところにより、当該墓地の区域内又は近接した場所等に、自動車の駐車のための施設を設けるよう努めなければならない。 (5) 前号に掲げるもののほか、墓地等の設置場所は、別表第1に掲げる基準に適合するものであること。(6) 墓地等の構造設備は、別表第2に掲げる基準に適合するものであること。(7) 墓地等の管理及び埋葬等が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるものであること。				

5

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 行田市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年3月27日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、共同墓地を当該区域の地縁に基づいて形成された団体が永続的に経営しようとする場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人であつて、自己の所有する土地で永続的に墓地又は納骨堂を営もうとする者 (3) 宗教法人であつて、登記された事務所を市内に3年以上有し、自己所有する土地で永続的に墓地又は納骨堂を営もうとする者 墓地を安定的に経営するための十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。	許可申請予定者は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 許可申請予定者は、関係住民等に対し、規則で定めるところにより、経営計画について説明会を開催しなければならない。 関係住民等は、許可申請予定者に対し、経営計画の内容に係る意見を申し出ることができる。 許可申請予定者は、申出をした者と協議し、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 河川又は湖沼から20m以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であつて、次に掲げるとき（略）はこの限りでない。 (2) 住宅及び規則で定める施設の敷地から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であつて、次に掲げるとき（略）は、この限りでない。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であつて、規則で定めるときは、この限りでない。 (1) 墓地の境界に接し、その内側に規則で定める緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から緑地帯の幅以上内側に相応の高さの障壁、生垣等を設けること。 (6) 規則で定める緑地を設けること	(施行規則) (1) 墓地の敷地面積が1,000㎡未満である場合にあつては、幅員1.5m以上の緑地帯 (2) 墓地の敷地面積が1,000㎡以上2,000㎡未満である場合にあつては、幅員2m以上の緑地帯 (3) 墓地の敷地面積が2,000㎡以上3,000㎡未満である場合にあつては、幅員3m以上の緑地帯 (4) 墓地の敷地面積が3,000㎡以上である場合にあつては、幅員4m以上の緑地帯	市長は、経営許可又は変更許可をする場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	この条例の施行の日前に埼玉県知事に対してされた経営許可申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるものに係る許可を行う場合の基準は、県条例の例による。	

6

埼玉県 秩父市	秩父市環境保全条例（平成20年12月18日） 秩父市環境保全条例施行規則（平成21年12月1日） 墓地埋葬等に関する法律施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則（平成20年12月1日） 墓地等指導要綱（平成17年4月1日）	墓地等を営もうとする者は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人 (3) 宗教法人であつて、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの	(指導要綱) 設置者は、関係住民等に対し、計画書の内容を周知させるため、説明会を開催するものとする。 市長は、関係住民等から計画書について異議がある旨の意見書が提出されたときは、計画書の内容について関係住民等の意見を聴くため、必要に応じて公聴会を開催するものとする。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと見と得られる場合は、この限りでない。 (1) 河川又は湖沼からおおむね20m以上離れていること。 (3) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア境界には、生垣等を設けること。 イ各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1メートル以上の通路を設けること。 ウ雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。 エ便所、給水設備及びゴミ処理のための施設を設けること。				(環境保全条例) 何人も墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。 (環境保全規則) 条例第36条の市長が別に定める場合は、焼骨の散布が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合とする。 (1) 焼骨の散布に係る事業者がその事業を行うために設けた場所でないこと。 (2) あらかじめ、隣地土地所有者から同意を得ていること又は隣地境界から100m以上離れていること (3) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であること。
------------	--	--	---	--	--	--	--	--

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 所沢市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地等の経営を目的に設立された公益法人 (3) 宗教法人で、主たる事務所を3年以上市内に有するもの	計画者は、あらかじめ規則で定める計画協議書を市長に提出し、市長と協議しなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 計画者は、規則で定めるところにより、関係住民等に対し、墓地等の経営の計画について規則で定める日までに説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 関係住民等は、計画者に対し、規則で定める日までに市を経由して墓地等の経営の計画について意見書を提出することができる。 計画者は、意見書の提出があったときは、これに対する見解書を当該提出者に送付するとともに協議を行い、十分理解が得られるように努めなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 公園、学校、保育所、病院、診療所その他の公共施設及び住宅の敷地との水平距離が100m以上離れていること。(2) 墓地を営もうとする者が所有する土地であること。(3) 墓地の区域の境界線が幅員6m以上の道路に面していること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで営もうとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 2 墳墓を設ける区域内には、緑地を適正に配置すること。3 各墳墓に接続するコンクリート、アスファルト等で舗装された幅員1.5m以上の通路を設けること。4 雨水及び汚水を適切に排水できる設備を設けること。5 敷地内には、管理事務所、駐車場、便所、給水設備及びゴミ集積所を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を営もうとする者が、当該墓地の近接の場所に墓地の利用者が使用できる施設を有する場合は、この限りでない。6 駐車場にあっては、墳墓区画数に100分の5を乗じて得た数以上の自動車駐車台数を有すること。7 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。	墓地の区域の境界の内側に、次の各号に掲げる墓地の区域の面積に応じ、当該各号に定める幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から緑地帯の幅以上内側に障壁又は垣根等を設けること。 (1) 3,000㎡未満、2m以上 (2) 3,000㎡以上7,000㎡未満 3m以上 (3) 7,000㎡以上10,000㎡未満 5m以上 (4) 10,000㎡以上 7m以上	市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8	埼玉県 加須市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成22年3月23日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成22年3月23日） 墓地等指導要綱（平成22年3月23日）	(1) 墓地等を経営しようとする者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者でなければならない。ただし、規則で定めるものが墓地等を経営しようとする場合において、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 ア 地方公共団体 イ 墓地等の経営を目的に設立された公益法人で、市内に事務所を有するもの ウ 宗教法人で、主たる事務所を市内に有するもの (2) 経営許可の申請に係る墓地等を経営するために必要な経営的基礎があること。	経営許可を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を提出し、当該墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 事前協議者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について説明会を開催しなければならない。 事前協議者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 ア 当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地であること。 イ アに掲げるもののほか、別表第1に掲げる基準に適合するものであること。 墓地等の構造設備は、別表第2に掲げる基準に適合するものであること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 別表第1 1 墓地の区域の境界線と公園、学校、保育所、病院、診療所その他の公共施設及び住宅の敷地との水平距離が100m以上ある土地であること。 2 埋葬を行う墓地にあつては、1に掲げる土地であり、かつ、河川又は湖沼から20m以上離れていることおよび飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 別表第2 1 境界には、障壁、生垣等を設けること。 2 各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1m以上の通路を設けること。 3 雨水、汚水等が停滞しないように排水設備を設けること。 4 管理事務所、便所、ゴミ処理のための施設、給排水設備及び駐車場を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地の近接した場所に設けることができる。 5 出入口には、施錠できる門扉を設けること。	市長は、経営許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の同意を得た上で、当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。	この条例の施行の日の前日までに、合併前の加須市条例、騎西町条例、北川辺町条例、大利根町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
9	埼玉県 本庄市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行条例施行規則（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する事務 取扱要綱（平成22年3月23日） 墓地等事前協議実施要綱（平成22年3月22日）	墓地等を経営しようとする者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人 (3) 宗教法人	許可を受けようとする者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、事前に市長と協議しなければならない。 (要綱) 設置者は、関係住民等に対し、計画協議書の内容を周知させるため、説明会を開催するものとする。 市長は、関係住民等から計画協議書について異議がある旨の意見書が提出されたときは、計画協議書の内容について関係住民等の意見を聴くため、必要に応じて公聴会を開催するものとする。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、所有権以外の権利が存しないものであること。 (2) 河川又は湖沼からおおむね20m以上離れていること。 (3) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること。 (4) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 ア 境界には、生垣等を設けること。 イ 各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1m以上の通路を設けること。 ウ 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。 エ 便所、給水設備及びゴミ処理のための施設を設けること。			

10

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 東松山市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行条例の施行に関する規則 （平成20年12月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人で市内に事務所を有し、かつ、自己の所有地において永続的に墓地等の経営をしようとする者 (3) 宗教法人であって、登記された事務所を市内に有し、かつ、自己の所有地において永続的に墓地等の経営をしようとする者	経営予定者は、経営許可の申請をする前に当該墓地等の経営計画について、市長と協議しなければならない。 経営予定者は、事前協議の後、墓地等の経営計画について、関係住民等に対し理解と周知を図るため説明会を行わなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 河川又は湖沼からおおむね20m以上離れていること。 (2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 (4) 幅員4m以上の道路に接していること。 施設の基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア墓地の境界に接し、その内側に幅員1.5m以上の緑地が設けられており、かつ、墳墓が見えないように障壁、樹木の垣根等が設けられていること。 イ墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20%以上確保されていること。 ウ駐車場は、墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数の規模であること。 キ墓地の区域が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全な措置が講じられていること。		市長は、前項の申請の内容が事情から第7条に規定する基準を満たす時は、許可するものとする。		

11

埼玉県 春日部市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成21年7月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日） 墓地等許可事務処理要綱 （平成21年7月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、規則で定める者が経営する場合において、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人 (3) 宗教法人であって、引き続いて3年以上同法の規定により登記された事務所を市内に有するもの 市長は、当該申請に係る墓地等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしない。 (1) 永続的に経営される見込みがないとき。 (2) 営利を目的として経営されるおそれのあるとき。	前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に計画書を提出し、当該墓地等の経営又は変更の計画について事前協議を行わなければならない。 市長は、必要に応じ、本市に隣接する市町の長に計画書を送付し、当該市町の長の意見を求めるものとする。 計画者は、関係住民等に対し、計画書の内容を周知するため、規則で定める場合を除き、説明会を開催しなければならない。 関係住民等は、墓地等の経営又は変更の計画について、計画者に対し意見を述べることができる。 計画者は、前項の規定により意見を述べた関係住民等と十分協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 当該墓地を経営しようとする者が自ら所有する土地であること。 (2) 河川又は湖沼から墓地までの距離が、おおむね20m以上あること。 (3) 住宅、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること。 (4) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 焼骨のみを埋蔵する墓地で、かつ、規則で定める同意を示す書類が提出された場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1項第3号の規定は適用しない。 施設の基準 墓地には、次に掲げる施設を設けなければならない。 (1) 墓地の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンス (2) 各墳墓に接続するアスファルト、コンクリート、石等で築造された幅員1m以上の通路 (3) 雨水又は汚水に係る排水設備 (4) 便所、給水施設、ゴミ処理のための施設、駐車場及び管理事務所			この条例の施行の際現に市内において墓地等を経営している者は、改正後の第3条の経営者の基準を満たしている者とみなす。	
-------------	--	---	--	--	--	--	---	--

12

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 狭山市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年3月25日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成20年12月25日）	墓地等を経営することができる者は、次に掲げる基準に適合する者でなければならない。 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 地方公共団体 イ 墓地等の経営を目的とする公益法人 ウ 宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に5年以上有するもの エ 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者のために設置された墓地を永続的に経営するための地方自治法に規定する地縁による団体 オ 自己又は自己の親族のために設置された墓地を引き継いで経営しようとする者 カ 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、共同墓地又は自己もしくは自己の親族のために設置された墓地を移転して経営しようとする者 (2) 安定的な経営管理のための實力を有するものであること。 (3) 経営許可の申請に係る墓地等の設置場所の土地を所有しているものであること。	経営許可を受けようとする者は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について説明会を開催しなければならない。 近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、十分な理解を得るよう努めなければならない。	墓地等の設置場所は、墓地等の設置に伴う周辺環境を勘案し、公益上支障がないと認められる場合で、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地の区域の拡張であって、市民の宗教的感情手に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるものについては、アからウまでの規定は適用しない。 ア 墓地の区域の境界と河川等との水平距離が、20m以上離れていること。 イ 墓地の区域の境界と公共施設との水平距離が100m以上離れていること。 ウ 敷地に接する道路及びこれに接続する主要な道路は、現に存する道路法第2条第1項に規定する道路で、幅員6m以上のものであること。 3 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 墓地の境界の内側に当該境界に接し3m以上の幅の規則で定める緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3m以上内側に生垣等を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地の一部に代えて管理事務所、自動車の駐車のための施設等を設けることができる。 イ 墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20%以上確保されていること。 カ 自動車駐車場は、墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数を駐車できる規模であること。 ク 区画数は、需要に基づいた適正な数とすること。		市長は、必要があると認めるときは、立入調査について、墓地の経営者又は管理者に対し、協力を求めることができる。		
埼玉県 深谷市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則（平成18年1月1日） 墓地等事前協議実施要綱（平成25年2月26日）	墓地等の経営の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、市内に3年以上主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、自己の所有する土地で墓地等を経営しようとする者 (3) 宗教法人で、市内に3年以上主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、自己の所有する土地で墓地等を経営しようとする者	墓地等の経営等の許可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 河川からおおむね20m以上離れていること。 (2) 住宅及び規則で定める施設の敷地からおおむね100m以上離れていること。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 境界には、生垣等を設けること。 (6) 墓地内には、緑地を設けること。 (7) 墓地内には、駐車場を設けること。		市長は、前項の規定による事前協議において、経営等の許可を受けようとする者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。	合併前の深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 施行日の前日まで、合併前の岡部町、川本町又は花園町において、県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、施行日以後において深谷市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。	

13

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
14	埼玉県 草加市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成23年5月1日）	墓地等を経営し、又は変更しようとする者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようすることを目的とする公益法人で、市内にその事務所を有し、かつ、その事務所が経営しようとする墓地等の所在地から2Km以内のもの (3) 自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人で、登記された事務所を1年以上市内に有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2Km以内のもの 墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。	申請予定者は、墓地等の計画について事前に市長と協議しなければならない。 経営許可等の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、関係住民等に対し、墓地等の計画について説明会等により説明を行わなければならない。 関係住民等は、規則で定める日までに経営予定者に対し、墓地等の計画について意見の申出をすることができる。 経営予定者は、前項の規定により意見の申出があった場合は、当該申出をしたものと協議し、速やかにその協議の内容を市長に報告しなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 河川又は湖沼からおおむね20m以上離れていること。(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること。(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。(4) 敷地は、別表第1に定める幅員の道路に接していること。(5) 都市計画法の区域でないこと。(6) 都市計画法に規定する市街地開発事業を施行している区域でないこと。(7) 都市計画法に規定する地区計画等の区域でないこと。(8) 前3号に掲げる区域のほか、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める区域でないこと。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア敷地内に別表第2に定める緑地帯を設けること。イ各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1m以上の通路を設けること。ウ雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。エ便所、給水設備、ゴミ処理のための施設、管理事務所及び別表第2に定める駐車場を設けること。	市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。 市長は、経営許可等に当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付することができるものとする。		
15	埼玉県 戸田市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年9月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成23年9月1日）	(条例別表) 墓地等を経営することができる者は、次に掲げる基準に適合する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 次のいずれかに該当するものであること。ア地方公共団体 イ宗教法人で、主たる事務所を市内に5年以上有する者 ウ墓地等の経営を目的として設立された公益法人 (2) 安定的な経営管理のための資力を有するものであること	申請予定者は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営計画について、説明会を開催しなければならない。 (1) 墓地又は納骨堂にあっては、当該墓地の区域または当該納骨堂の敷地の境界線からの水平距離が100m以内の土地又は建物の所有者及び居住者 申請予定者は、意見書の提出があったときは、これに対する見解書を当該意見書を提出した者に送付する	(条例別表) 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、アからウまでについては、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ア墓地の区域の境界線と河川又は沼との水平距離が20m以上離れていること。イ墓地の区域の境界線と規則で定める施設の敷地の境界線との水平距離が100m以上離れていること。ウ飲料水を汚染するおそれのない場所であること。エ墓地を営しようとする者が所有する土地であり、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。オ市民の宗教的感情に適合している場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。ア墓地の区域の境界の内側に、規則で定めるところにより、当該境界に接し3m以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該緑地帯の内側に生	2,000㎡以上の墓地にあつては、規則で定めるところにより、当該墓地における出入口等の利用者の見やすい位置に標識を設置すること。	墓地等の経営の基準は、別表に定めるとおりとする。 市長は、経営許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
			とともに協議を行うものとする。この場合において、当該意見書を提出した者に十分理解が得られるよう努めなければならない。	垣等を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、自動車の駐車のための施設等を設けることができる。イ墳墓を設ける区域内には、規則で定めるところにより、緑地を設けるよう努めること。				
16	埼玉県 入間市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成15年3月31日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行規則（平成15年3月31日）	(1)墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。 ただし、特別の理由がある場合であつて、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。 ア地方公共団体 イ墓地等の経営を目的とする公益財団法人で、既に市内に事務所を有するもの ウ宗教法人で、主たる事務所を既に市内に有するもの (2)経営許可の申請に係る墓地等を経営するために必要な経営的基礎があること	経営許可を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を提出し、当該墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。 ただし、特別の理由がある場合であつて、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 事前協議者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について説明会を開催しなければならない。 事前協議者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限り）であること。 イ 入間市加治丘陵保全・活用基本計画区域でないこと ウ ア及びイに掲げるもののほか、別表第1（略）に掲げる基準に適合するものであること 構造設備 墓地等の構造設備は、別表第2（略）に掲げる基準に適合するものであること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。			
17	埼玉県 朝霞市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務処理要領（平成21年8月1日） 墓地等の経営の許可等庁内連絡会議設置要綱（平成21年8月1日）	(1)墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)公益財団法人で、市内に登録された主たる事務所を有するもの (3)宗教法人で、市内に登録された主たる事務所を有するもの	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、当該墓地等の経営の計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について、説明会を開催しなければならない。 計画者は、意見を述べた近隣住民等と十分に協議しなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1号、第2号及び第4号の規定は、適用しない。 (1)河川から20m以上離れていること (2)公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅から100m以上離れていること (3)飲料水を汚染するおそれのない場所であること (4)墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地で、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないこと (5)敷地は、幅員が4m以上の道路に接していること 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営する場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア墓地の区域の境界の内側の全面に接するように規則で定める基準により均等な幅員の緑地帯を設け、かつ、当該緑地帯に接しその内側に、生垣等の障壁を設けること。 イ墳墓を設ける区域内には、緑地を適正に配置すること。	(規則) 緑地帯の設置の基準は、幅員を60cm以上とし、緑地面積等は次に定めるとおりとする。 墓地の区域の面積・緑地面積 500㎡未満 ・墓地の区域の面積の10%以上 ・同 15%以上 500㎡以上 3,000㎡未満 3,000㎡以上 ・同 25%以上		

18

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 志木市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人であつて、登記された事務所を市内に有するもの (3) 宗教法人で、登記された事務所を市内に有するもの	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、当該墓地等の建設等に係る計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、建設計画に関する説明会を開催しなければならない。 計画者は、意見を述べた近隣住民等と十分協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること (2) 河川から墓地までの距離は、20m以上であること (3) 住宅及び公園、学校、保育所、病院その他の公共施設から墓地までの距離は、100m以上であること (4) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること (5) 敷地は、幅員が4m以上の道路に接していること 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 境界に障壁、樹木の垣根等を設けること。 (2) 区域内に規則で定める規模以上の緑地帯を設けること。		市長は、必要があると認めるときは、墓地の経営者又は管理者の許可を得て、当該職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。		
埼玉県 和光市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年7月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成18年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に5年以上有するもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、登記された主たる事務所を市内に5年以上有するもの	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について、説明会を開催しなければならない。 計画者は、意見を述べた近隣住民等と十分協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、変更許可をする場合、又は公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合で、市長が認めるときは、第1号及び第2号の規定は、適用しない。 (1) 河川から20m以上離れていること (2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設、住宅及び個人又は法人その他の団体が所有する事務所又は事業所から100m以上離れていること (3) 飲料水及び湧水を汚染するおそれのない場所であること (4) 墓地の経営者が自ら所有する土地であること 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア墓地の境界の内側に、当該境界に接し規則で定める緑地帯を設け、かつ、当該緑地帯に接しその内側に、生垣等を設けること。 イ墳墓を設ける区域内に、緑地を適正に配置すること。	(規則) 墓地の区域面積 500㎡未満 500㎡以上 3,000㎡未満 3,000㎡以上	・ 緑地面積 ・ 墓地の区域面積の10%以上 ・ 同 15%以上 ・ 同 20%以上		

19

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 新座市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成22年4月1 日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成25年5月1 日） 新座市墓地等指導要綱（平 成22年4月1日）	墓地等を経営する者は、次に掲げる 者でなければならない。ただし、規則 で定める場合で、市民の宗教的感情に 適合し、かつ、公衆衛生その他公共の 福祉の見地から支障がないものと認め るときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地等の経営を目 的として設立された公益法人で、市内 に主たる事務所を有するもの (3) 宗教 法人で、市内に主たる事務所を3年以上 有し、同法第2条に規定する目的のため に経営するもの	経営の許可を受けようと する者は、規則で定めると ころにより、あらかじめ市 長と協議しなければならない。 計画者は、規則で定め るところにより、経営等の許 可を受けようとする計画に ついて、説明会を開催しな ければならない。 計画者は、前項の規定に より意見を述べた関係住民 等と協議しなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基 準に適合するものでなければならない。 (1) 河川から20m以上離れていること。た だし、当該墓地の永続性の確保が妨げられ ないこと等により、市民の宗教的感情に適 合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉 の見地から支障がないと市長が認めるとき は、この限りでない。 (2) 公園、学校、保 育所、病院その他の公共施設及び住宅から 100m以上離れていること。ただし、焼骨 のみを埋蔵する場合、又は埋葬を行う場 合であって公衆衛生その他公共の福祉 の見地から支障がないと市長が認めるとき は、この限りでない。 (3) 飲料水を汚染 するおそれのない場所であること (4) 墓 地を営業者が自ら所有し、かつ、抵当権 等が設定されていない土地であること。た だし、当該墓地等の永続性の確保が妨げら れないこと等により、市民の宗教的感情 に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の 福祉の見地から支障がないと市長が認め るときは、この限りでない。 施設の基準 墓地等の敷地内の施設は、次に掲げる基 準に適合するものでなければならない。 ア墓地の境界の内側に接するように、別 表で定める基準による幅3m以上の緑地 帯及び当該境界から墳墓が見えない高さ 2m以上の常緑樹の生垣その他の障壁を 設けること。イ墳墓を設ける区域には、 緑地を適正に配置すること	(規則) 墓地の区域面積 500㎡未満 500㎡以上 3,000㎡未満 3,000㎡以上 ・緑地面積 ・墓地の区域 面積の15%以上 ・同 20%以上 ・同 30%以上	市長は、この条例の施 行に必要な限度におい て、当該職員に、墓地ま たは納骨堂に立ち入ら せ、その施設、帳簿、書 類その他の物件を検査 させることができる。		

21

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 桶川市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	墓地等を経営しようとする者が、次に掲げる者であること。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。 ア 地方公共団体 イ 宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に1年以上有するもの ウ 公益法人で、墓地等の経営を目的として設立されたもの 墓地等を経営するために必要な経営的基盤があること 墓地等の設置場所の土地（所有権以外の権利が存しないものに限る）を所有していること。	墓地等の経営の許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (2) 災害時において、緊急に墓地等を設置することが必要と市長が認める場合 (3) 既にある墓地等を引き継いで経営する場合 市長は、経営予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。 経営予定者は、関係住民に対し、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、説明会を開催しなければならない。 経営予定者は、意見の申出を行った者と協議し、十分理解を得られるよう努めなければならない。	墓地等の区域 (1) 河川又は湖沼から20m以上離れていること (2) 公園、学校、保育所、病院、診療所その他の公共施設及び住宅から100m以上離れていること (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること (4) 幅員6m以上の道路に接していること (1) 墓地の区域の面積は、5,000㎡以下とする。 (2) 墓地の境界に接し、その内側に、次に掲げる幅の緑地帯が設けられ、かつ、墳墓が見えないように障壁、樹木の垣根が設けられていること。 ア 墓地の区域の面積が1,000㎡未満である場合 1.5m以上 イ 墓地の区域の面積が1,000㎡以上2,000㎡未満である場合 2m以上 ウ 墓地の区域の面積が2,000㎡以上3,000㎡未満である場合 3m以上 エ 墓地の区域の面積が3,000㎡以上である場合 5m以上 (3) 墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20%以上確保されていること		市長は、経営許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付することができる。 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、墓地管理者の同意を得た上で、当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。		
埼玉県 久喜市	墓地、埋葬等に関する条例（平成22年3月23日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成22年7月23日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるものは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人 (3) 宗教法人で、市内にその事務所を置くもの	墓地等の経営又は変更の許可を受けようとする者は、その墓地等の計画について、規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 当該墓地を経営しようとする者が、自ら所有する土地であること (2) 河川から20m以上離れていること (3) 住宅、公園、学校、保育所、病院その他の規則で定める施設から墓地までの距離は、おおむね50m以上であること (4) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること (4) 墳墓1区画当たりの面積は、1㎡以上であること。 (6) 墓地の区域内に規制で定める基準に従い緑地を設けること。			合併前の久喜市条例、菖蒲町条例、栗橋町条例、鷺宮町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	当該申請に係る墓地が次の各号のいずれかに該当するときは、経営の許可を与えないものとする。 (1) 永続的に経営される見込みがないとき。 (2) 営利を目的として経営されるおそれがあるとき。 (3) 周辺に他の墓地が既に設置されていること等により、有効に利用される見込みがないとき。

22

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 北本市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	墓地等を経営しようとする者が、次に掲げる者であること。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。 ア 地方公共団体 イ 宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの ウ 公益法人であって、墓地等の経営を目的として設立されたもの 墓地等を経営するために必要な経営的基盤があること 墓地等の設置場所の土地（所有権以外の権利が存しないものに限る）を所有していること。	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、経営許可の申請をする前に、規則で定めるところにより、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。 市長は、経営予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。 経営予定者は、関係住民に対し、墓地等の計画について、説明会を開催しなければならない。 経営予定者は、墓地等の経営の計画について意見の申出があったときは、当該申出を行った者と協議し、十分理解を得られるよう努めなければならない。	墓地等の区域 (1) 河川又は湖沼から20m以上離れていること (2) 公園、学校、保育所、病院、診療所その他の公共施設及び住宅から50m以上離れていること (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること (4) 幅員6m以上の道路に接し、路地状敷地の場合には、路地部分の幅員が6m以上確保されていること 墓地の施設 (1) 墓地の境界の内側に次に掲げる幅の緑地が設けられ、かつ、墳墓が見えないように障壁、樹木の垣根等が設けられていること。 ア 墓地の区域の面積が1,000㎡未満である場合 1.5m以上 イ 墓地の区域の面積が1,000㎡以上2,000㎡未満である場合 2m以上 ウ 墓地の区域の面積が2,000㎡以上3,000㎡未満である場合 3m以上 エ 墓地の区域の面積が3,000㎡以上である場合 5m以上 (2) 墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20%以上確保されていること (3) 駐車場は、墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数の規模があること		市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付することができる。		
埼玉県 八潮市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日） 条例の概要及び許可申請等の手引き（平成18年4月）	経営予定者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認められる場合で、規則で定める者に該当するときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人で、市内に事務所を有するもの (3) 宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの 墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、墓地等の計画について、事前に市長と協議しなければならない。 市長は、前項の規定による協議があったときは、経営予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。 経営予定者は、規則で定めるところにより、関係住民等に対し、墓地等の経営の計画について、説明会を開催しなければならない。 経営予定者は、意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 経営予定者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること (2) 当該墓地の区域の境界と河川法に規定する河川との水平距離が20m以上離れていること (3) 当該墓地の区域の境界と住宅その他規則で定める施設の敷地の境界との水平距離が100m以上離れていること (4) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア 境界には生垣を設置し、敷地内には緑地等を設けること。		市長は、経営許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。		

25

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 富士見市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務処理要領（平成21年4月1日）	計画者は、次に掲げる基準に適合する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 地方公共団体 イ 墓地等の経営を目的に設立された公益法人で、登記された主たる事務所に市内に3年以上有するもの ウ 宗教法人で、墓地等の経営事業を行うことの記載がある規則を有しており、主たる事務所を市内に3年以上有するもの (2) 安定的な経営管理のための資力を有するものであること	計画者は、当該墓地等の経営又は変更の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 市長は、計画者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。 計画者は、関係住民等に対し、当該計画書の内容を周知させるため、説明会を開催するものとする。 計画者は、意見を述べた関係住民等と十分協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること (2) 埋葬を行う墓地にあつては、当該墓地の境界線から居住の用に供する住宅及び次に掲げる施設までの水平距離が100m以上であり、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること ア 学校 イ 保育所 ウ 病院又は診療所 エ 助産所 オ 都市公園 カ 老人福祉施設 キ 介護保険施設 (4) 当該墓地の境界線から河川までの水平距離が20m以上であること。 施設の基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3m以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、駐車場等の施設を設けることができる。 (4) 墓地を利用しやすい位置に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。 (6) 墓地の面積の100分の30以上に相当する面積の緑地を設けること。	(7) 墓地の面積が10,000㎡以上のものにあつては、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、100分の30以下とすること。	市長は、経営許可をする場合において、必要な条件を付することができる。 市長は、必要があると認めるときは、当該職員を当該墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の同意を得たうえで当該墓地又は納骨堂に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件の調査をさせることができる。		墓地の使用に関する契約等は、規則で定める基準に従い当該墓地又は納骨堂の使用者の権利義務関係を明確にし、当該使用者の利益の保護に配慮したものでなければならない。
埼玉県 鶴ヶ島市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成20年12月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地等の経営を目的に設立された公益財団法人で、市内に事務所を有するもの (3) 宗教法人で、主たる事務所を市内に有するもの	経営等の許可を申請しようとする者は、その墓地等の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 許可申請予定者は、規則で定める関係住民等に対して、当該墓地等の経営の計画について、規則で定めるところにより説明会を開催しなければならない。 許可申請予定者は、意見書が提出されたときは、当該意見に対する見解を記載した見解書を市長に提出するとともに、当該意見書を提出した者に送付しなければならない。	墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 河川又は湖沼から20m以上離れていること (2) 住宅その他規則で定める施設から100m以上離れていること (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること (4) 当該墓地を営しようとする者が所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る）であること。 前項第1号の規定は、焼骨のみを埋蔵する墓地については、適用しない。 第1項第2号の規定は、住宅の所有者及び同号に規定する規則で定める施設の管理者の承諾が得られている場合は、適用しない。 施設の基準 墓地等の施設は、次の各号に掲げる墓地等の区分に応じ、当該各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 ア 境界には、生垣等を設けること				

26

27

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 古川市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成22年4月1 日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行条例施行規則（平成17 年4月1日） 墓地等指導要綱（平成17年4 月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認められる場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人であつて、主たる事務所を市内に有するもの (3) 宗教法人であつて、主たる事務所を市内に1年以上有するもの 墓地等を経営するために必要な経営的基盤があり、経営許可の申請に係る墓地等の設置場所の土地（所有権以外の権利が存しないものに限る）を所有していなければならない。		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 河川からおおむね20m以上離れていること (2) 公園、学校、保育所、公民館、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア境界には、人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した生垣、フェンスその他境界を画するものを設けること				
埼玉県 ふじみ野市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成22年10月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成22年10月1日）	墓地等の経営者は、当該経営を行う必要な財産及び経理的基礎があり、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であり、かつ、あらかじめ市長と協議を開始する日において、その住所を既にふじみ野市内に3年以上置くもの (3) 墓地等の経営を目的に設立された公益法人であり、かつ、主たる事務所の所在場所をあらかじめ市長と協議を開始する日において、既に市内に3年以上置くもの	経営予定者は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 市長は、経営予定者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。 経営予定者は、計画書提出後速やかに墓地の敷地の境界線からの水平距離が100m以内の土地又は建築物の所有者又は使用者に対し、計画書の記載事項を周知するため、説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 経営予定者は、意見を述べる関係住民等と十分協議しなければならない。 経営予定者は、意見に対する見解を記載した文書を作成し、当該意見を述べたものに送付するとともに、その写しを市長に提出するものとする。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。 (2) 埋葬を行う墓地は、当該墓地の敷地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100m以上であり、かつ、墓地の経営を行う土地が周辺地域の飲用水を汚染するおそれがないこと。ア学校イ保育所 ウ病院 エ助産所 オ老人福祉施設 カ介護保険施設 キ図書館 ク公民館 ケ都市公園 コアからケまでに掲げるもののほか、公の施設 サ住宅 (4) 敷地の境界線から河川区域の境界線までの水平距離が20m以上であること。ただし、河川管理者が特に認めるときは、この限りでない。 (7) 都市計画法に規定する市街地開発事業の施行区域又は市街地開発事業等予定区域以外の土地であること。 構造設備基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない (1) 墓地の敷地境界に接し、その内側に幅3m以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界又は緑地帯内に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、駐車場等の施設を設けることができる。(4) 墓地内に墳墓数に100分の5を乗じて得た数以上の自動車駐車台数を有する駐車場を設けること。(6) 墓地の面積の100分の30以上に相当する面積の緑地を設けること	墓地の面積が3,000㎡を超えるもの にあつては、駐車場の出入り口が幅員6m以上の道路に4m以上接続していること。 墓地の面積が10,000㎡以上のもの にあつては、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、100分の30以下とする。	市長は、必要があると認めるときは、墓地経営者又は管理者の許可を得て、その職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。		

28

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
埼玉県 白岡市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成20年12月26日) 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則(平成17年4月1 日) 墓地等指導要綱(平成15年4 月1日)	墓地等を経営しようとする者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認められる場合は、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)公益法人 (3)自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人であって、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有する法人		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1)墓地を設置する場所の土地は、原則として、当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であること。(2)河川又は湖沼からおおむね20m以上離れていること(3)公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100m以上離れていること(4)飲料水を汚染するおそれのない場所であること 施設の基準 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 ア境界には、生け垣等を設けること				
神奈川県	墓地等の経営の許可等に関する条例(平成22年8月3日) 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成24年4月1日) 墓地等の経営等の許可に係る審査基準(平成15年4月1日)	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する宗教法人 (3)公益法人であって、墓地等の経営を目的とするもの	経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ知事に協議しなければならない。 墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定める者に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について知事に報告しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。 第4条から前条までの規定による手続について、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1)墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。(2)墓地等の境界線と人家、学校等との距離が規則で定める距離(110m)以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4)緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。 (5)植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。		知事は、前項の許可について、この条件の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
神奈川県 横浜市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月25日） 墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則（平成23年8月25日） 墓地等の経営等の許可に係る審査基準（平成15年4月1日）	申請を行う宗教法人及び申請を行う公益法人にあっては、当該申請をするときに規則で定める額を超える当該墓地等の設置等に係る資金を有していなければならない。かつ、当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れる場合の借入先は、銀行法に規定する銀行その他規則で定める金融機関でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。 墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有し、かつ、届出の日までの期間が規則で定める期間を経過しているもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。	設置予定者は、規則で定めるところにより、当該墓地等の設置等の計画について周辺住民に説明しなければならない。この場合において、設置等予定者は、当該墓地等の設置等の計画について周辺住民の理解が得られるよう努めなければならない。	墓地等の設置場所は、当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものである場合を除き、学校、公園又は住宅の敷地から墓地の敷地の境界線までの水平距離が110m以上であり、公衆衛生上支障がない土地でなければならない。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 周囲は、塀又は密植した樹木の垣をめぐらし、外部と区画すること。(3) 墳墓の敷地に0.05を乗じて得た数以上の数の自動車を収容できる駐車場を設けること。 (規則) (1) 当該墓地の敷地の境界線に接し、その内側に、幅員3m以上の緑地帯を地域の実情に配慮して配置すること。ただし、市長が土地の形状又は墳墓の配置状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(2) 当該緑地20㎡につき、高さ3m以上の樹木が1本以上、高さ1m以上3m未満の樹木が2本以上、高さ1m未満の樹木が15本以上植えてあること。	(2) 市街化調整区域に面積が10,000㎡未満の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の30%以上の、市街化調整区域に面積が10,000㎡以上の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の35%以上の緑地を規則で定める基準に従い、設けること。 (4) 面積が3,000㎡以上の墓地にあっては、当該墓地の駐車場の出入り口が幅員4.5m以上の道路に接していること。	市長は、許可を行うに当たっては、当該墓地等の設置等に係る財務の状況について、横浜市墓地等設置財務状況審査会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。 市長は、前条第1項の規定による申出があったときは、紛争の調整を開始する。 市長は、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めなければならない。 市長の附属機関として、横浜市内に横浜市墓地等設置紛争調整委員会を置く。 委員会は、市長の付託に応じ調停を行うとともに、市長の諮問に応じ墓地等の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する事項について調整審議する。 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。		合葬墓を設けるよう努めること。 市長の附属機関として、横浜市内に横浜市墓地等設置財務状況審査会を置く。

2

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
神奈川県 川崎市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日） 墓地等経営（変更）許可申請等に関するガイドライン（平成20年12月）	墓地等を経営しようとする者が、次のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された事務所を市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人 墓地等を経営するために必要な経理的基礎があること。 墓地にあつては、契約約款の内容が、墓地の使用者にとって権利義務関係が明確になっていること。その使用者の利益の保護が十分に図られていること等の要件を満たすものとして規則で定める基準に適合するものであること。	申請予定者は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地等を経営しようとする者が所有する土地であること。(2) 墓地にあつては、その区域の境界線と学校、公園、住宅、病院、診療所等との水平距離が110m以上ある土地であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地等の施設等は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ア墓地の境界に接し、その内側に幅5m以上の緑地を設け、かつ、当該境界から5m以上内側に当該境界から墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、規則で定めるところにより、緑地の一部に代えて管理事務所、自動車の駐車のための施設等を設けることができる。イ墓地内に規則で定める面積の緑地を設けること。		市長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることについて、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者に対し、協力を求めることができる。		
神奈川県 相模原市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成22年4月1日） 墓地等の経営の許可等に係る審査基準（平成20年12月1日） 墓地の設置場所に関する指導要綱（平成22年3月23日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	申請予定者は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等から、墓地等計画について規則で定める日までに次に掲げる意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、規則で定める特別の理由がある場合はこの限りでない。(2) 墓地の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、次のアからウまでに定める距離以上であること。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。ア墓地にあつては50m（死体を埋葬する墓地にあつては、100m）(3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地等の施設等は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (3) 墓地の周囲は、隣接地から墳墓が見通せない高さの障壁又は樹木等で、外部と明確に区分すること。(5) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。		市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、規定による許可に規則で定める条件を付することができる。 市長は、墓地の経営者又は管理者の協力を得て、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。 市長は、申請予定者及び近隣住民等の双方から第6条第1項の規定による協議に係る紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。 市長は、前条の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。 市長は、前項の規定により勧告した場合において、紛争当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。		

3

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4 神奈川県 横須賀市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成17年7月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成15年1月1日） 適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年3月31日） 「墓地等の経営の許可等に関する条例」の事務処理について	墓地等を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。 (1) 宗教法人で、登記された事務所を市内に有するもの (2) 個人にあっては、災害の発生、道路建設等公共事業の施行等により墓地を移転する必要が生じたとき。	協議者は、当該墓地等の区域に隣接する土地の所有者及び当該墓地等の区域から50m（死体を埋葬する墓地にあつては100m）を超えない距離に建物がある場合は、その所有者又は管理者に対し、説明会等の方法により当該墓地等の計画の概要を説明しなければならない。 近隣住民等から次の各号に掲げる内容について協議の申出があった場合は、これに誠実に応じるよう努めなければならない。	墓地区域は、飲用水に支障を及ぼさない土地であること。 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る）であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地の周囲は、隣接地境界線において内部墓石等が見通せない高さの障壁又は樹木で外部と明確に区分すること。(6) 墓地内の緑地面積は、墓地の面積に10分の3を乗じて得た数値以上の面積であること。 (7) 駐車場は、墓所の総数に10分の1を乗じて得た数値以上の駐車台数を有するものであること。		市長は、必要があると認めるときは、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させることについて、墓地の経営者又は管理者に対し、協力を求めることができる。		(事務処理について) 墓地の経営は将来にわたり安定する必要があるため、墓地経営者はより適格性が高い地方公共団体を原則とする。また、本市は墓地の設置について宗教法人本来の宗教活動に伴うものを中心に考えるため、宗教法人にあっては市内に主又は従たる事務所を有する登記法人とする。この観点から公益法人である財団法人及び宗教法人の公益事業による事業型墓地は認めないものとする。
5 神奈川県 平塚市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年1月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年1月1日） 墓地等の経営等の許可に係る審査基準（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、期間が3年以上経過し、及び当該期間中継続して宗教活動を行っているもの (3) 公益法人であつて、墓地等の経営を目的とするもの。	経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに意見の申し出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。(2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が110m以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、100分の35以上であること。(5) 隣接地外部と明確に区分するため、規則で定める幅の緩衝帯となる樹木又は緑地を墓地の外縁部に配置すること。(6) 墳墓を設ける区域の総面積は、墓地の敷地面積に対して規則で定める割合以下であること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6 神奈川県 鎌倉市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営等の許可に係る審査基準（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 公益法人で、墓地等の経営を目的とするもの。	経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。 (2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が110m以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。 (5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。		第4条から前条までの規定による手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。	この条例の施行の際現に神奈川県知事が墓地等の許可の申請を受理しているものに係る許可の手続並びに墓地等の設置場所の基準及び構造設備の基準については、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の例による。	
7 神奈川県 藤沢市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営等の許可に関する審査基準（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、この市の区域内に主たる事務所を有するもの (3) 公益法人で、墓地等の経営を目的とし、この市の区域内に主たる事務所を有するもの。	経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等に対し、規則で定めるところにより、墓地等経営計画の概要等について説明会を開催しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。この場合において、経営許可を受けようとする者は、近隣住民等の理解を得よう努めなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。(2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が110m以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4) 墓地の規模 ・ 緑地面積の割合 市街化区域で、敷地面積の 敷地面積10,000㎡以上 ・ 100分の35 3,000㎡以上10,000㎡未満 ・ 100分の25 3,000㎡未満 ・ 100分の20 市街化調整区域で 10,000㎡未満 ・ 100分の35 (5) 植樹等規則で定める方法により、隣接地等外部と明確に区分されること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。		市長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に墓地に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。	この条例の施行の際現に法第10条の規定により経営の許可を受けている墓地等に係る設置場所及び構造設備の基準については、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の例による。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
神奈川県 小田原市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有するもの (3) 墓地等の經營を目的とする公益法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	經營許可を受けようとする者は、当該墓地等經營計画について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 墓地等を經營しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。(2) 墓地等の境界線と人家、学校等との距離が110m以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること（規則・表） 市街化調整区域・墓地の敷地面積の100分の35 市街化区域・墓地の敷地面積の100分の15 (5) 植樹等規則で定める方法により、隣接地等外部と明確に区分されること。		第5条から前条までの規定による手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。	この条例の施行の際現に法第10条の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の手続及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県墓地等の經營の許可等に関する条例の規定を適用する。	經營許可を受けようとする者及び近隣住民等は、墓地等の設置等に際して紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。
神奈川県 茅ヶ崎市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する審査基準（平成24年4月1日）	墓地等の經營をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有するもの (3) 公益法人であつて、墓地等の經營を目的とするもの	經營許可を受けようとする者は、墓地等經營計画について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 經營許可を受けようとする者は、規則で定める日までの間に説明会を開催し、近隣住民等に対し、墓地等經營計画について説明しなければならない。 近隣住民等から墓地等經營計画について意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 經營許可を受けようとする者が所有し、かつ、抵当権その他の墓地等の永続的な設置に支障のある権利が設定されていない土地であること。ただし、規則で定める場合に該当する場合は、この限りでない。(2) 墓地等の境界線から住宅、学校等までの水平距離が110m以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4) 緑地面積の墓地の面積に対する割合を、規則で定める割合以上にすること（規則・表） 墓地の面積 ・緑地面積の墓地の面積に対する割合 10,000㎡以上 ・ 100分の35 10,000㎡未満 ・ 100分の15 (5) 樹木の植栽等により、隣接地と明確に区分すること。		前3条による手続は、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、その全部又は一部を省略することができる。 市長は、經營許可をする場合においては、法の目的を達成するために必要な条件を付することができる。	この条例の施行前に県条例の規定により經營許可又は変更許可を受けようとする者がしこの条例に相当する規定のあるものは、この条例の規定によりしたものとなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
神奈川県 逗子市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に係る審査基準（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、かつ、主たる事務所又は従たる事務所について、登記を行った日の翌日から起算して、当該経営しようとする墓地等に係る届出の日までの期間が5年以上経過し、及び当該期間中継続して宗教活動を行っているもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人 宗教法人及び公益法人にあつては、規則で定める額を超える当該墓地等の設置等に係る資金を有していなければならない。かつ、費用の一部を借り入れる場合の借入先は、銀行法で定める金融機関でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。	経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 周辺住民等に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。 周辺住民等から墓地等経営計画について、意見の申出があつたときは、当該申出をした者と十分に協議を行うとともに、その理解を得るように努めなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。(2) 次の各号に掲げる墓地等の区域の境界線と建物との最短の距離は、当該各号に定める距離以上であること。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 (ア) 人が現に居住する建物 75m (イ) 学校、病院等の規則で定める建物 110m イ 埋葬を行う墓地 人が現に居住し、又は使用している建物 110m (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合を、規則で定める割合以上であること（規則・表） 墓地の敷地を有する区域及び規模・緑地面積の割合 面積が1ha以上であるもの・墓地の敷地面積の100分の35 面積が1ha未満であるもの・墓地の敷地面積の100分の25 (5) 植樹等により隣接地等外部と明確に区分されること。 (7) 合葬墓（縁故者のいない墳墓から焼骨を改装し、合わせて埋蔵するための墳墓をいう）を設けるよう努めること。		第4条から前条までの規定による手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。 市長は、必要があると認めるときは、墓地の経営者又は管理者の協力を得て当該職員に墓地又は納骨堂に立ち入らせ、当該施設、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させることができる。	施行日前において神奈川県条例の規定に基づき行われている手続中の市内における墓地等の経営の許可等については、この条例の施行日以後においては市長に対してなされたものとみなし、本条例の規定を適用する。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
神奈川県 秦野市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、収用対象事業に伴う既存墓地の移転その他市長がその必要性に相当な理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、本市内に主たる事務所又は従たる事務所等を有し、かつ、本市内においてその事務所を拠点として3年以上宗教活動を行っているもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、本市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画について、次に掲げる事項を記載した規則で定める協議書をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。 近隣住民等に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について、市長に報告すること。 近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに意見の申出があった場合は、その申出をした者と協議しなければならない。 市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。	墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。(1) 墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。(2) 計画敷地の隣地境界線と人家、学校等との距離は、規則で定める距離以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の整備基準 墓地の構造・設備の整備基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(2) 墳墓を設ける区域の総面積は、計画敷地の面積に対して規則で定める割合以下であり、かつ、墳墓の1区画当たりの平均面積は、規則で定める面積以上であること。(5) 計画敷地の面積に対して規則で定める割合及び配置の緑地を確保すること。(6) 計画敷地内に設置する構造物等は、計画敷地周辺の景観に配慮したものであること。		市長は、経営許可をするとき、法の目的を達成し、及び墓地等の経営の適正化を図るために必要な範囲内で、条件を付することができる。	この条例の施行の際現に神奈川県知事に対して行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請その他の手続については、施行日以後においては市長に対してなされたものとみなす。	
神奈川県 伊勢原市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に係る審査基準（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営することができる見込みのあるもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営することができる見込みのあるもの 前2号及び第3号に規定する事務所は、その所在地に設置されてから3年を経過しているものでなければならない。	近隣住民等に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。 近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。 市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 墓地等を経営しようとする者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、規則で定める事項については、この限りでない。(2) 墓地等の敷地の境界線と住宅、学校、病院、診療所、社会福祉施設等との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。(5) 墓地の周囲は、隣接地から墳墓が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。		市長は、前項の許可について、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。		

13

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
神奈川県 海老名市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、市内において当該事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人が自己の所有地に墓地等を設置して永続的に経営しようとするものであり、市内に事務所を有するもの	申請予定者は、あらかじめ、墓地等経営計画について、市長と協議しなければならない。 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し必要な助言及び指導を行うことができる。 申請予定者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに次に掲げる措置を講じなければならない。(2) 近隣住民等に対し墓地等経営計画の概要に関する説明会を開催すること。 申請予定者は、近隣住民等から墓地等経営計画について、意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。 市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第3条に規定する手続の全部又は一部を省略することができる。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 申請者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。(2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が110m以上の距離を有すること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (4) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。 (規則・表) 墓地の存する区域 設置すべき緑地の割合 市街化区域・100分の15 市街化調整区域で 面積1ha以上・100分の35 同 面積1ha未満・100分の15 (5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分すること。				

14

神奈川県 綾瀬市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、かつ、市内において当該事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	申請予定者は、墓地等経営計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し必要な助言及び指導を行うことができる。 近隣住民等に対し墓地等経営計画の概要に関する説明会を開催すること。 申請予定者は、近隣住民等から、墓地等経営計画について規則で定める日までに次に掲げる意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	申請者は、当該申請をするときに規則で定める額を超える当該墓地等の設置等に係る資金を有していなければならない。かつ、当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れる場合の借入先は、銀行法に規定する銀行その他規則で定める金融機関でなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。(1) 申請者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。(2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が規則で定める距離以上であること。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。 (3) 墓地の周囲は、隣接地から墳墓が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。(5) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。 (規則・表) 墓地の存する区域 設置すべき		市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、許可に規則で定める条件を付することができる。 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。	この条例の施行の際、現に行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の手続及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県の規定の例による。	
-------------	--	---	---	--	--	---	--	--

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
				墓地の存する区域及び規模 市街化区域・墓地の面積の15% 市街化調整区域で面積1ha以上・墓地の面積の35% 同 面積1ha未満・墓地の面積の15%				

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
	東京都	墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例（平成25 年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例施行規則 （平成25年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例の運用に ついて（平成25年3月29日）	墓地を經營しようとする者は、次の 各号のいずれかに該当する者でなければ ならない。ただし、特別の理由がある場 合であつて、知事が、公衆衛生その他公 共の福祉の見地から支障がないと認める ときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で主たる 事務所又は従たる事務所を、都内又はそ の經營しようとする墓地等の存する都内 の町村の区域に隣接する都外の市町村の 区域内に有するもの (3)墓地等の經營を 行うことを目的とする公益法人	申請予定者は、当該許 可の申請に先立って、説 明会を開催する等の措置 を講ずることにより、隣 接住民等に説明し、その 経過の概要等を知事に報 告しなければならない。 知事は、隣接住民等か ら申出があった場合にお いて、正当な理由がある と認めるときは、当該墓 地等に係る申請予定者 に対し、隣接住民等との協 議を行うよう指導するこ とができる。	(1)当該墓地を經營しようとする者が、原則と して、所有する土地であること (2)河川、海 又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね20m 以上であること。 (3)住宅等から墓地までの 距離は、おおむね100m以上であること。 (4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない 土地であること。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を 設けること。 (5)墓地の区域内に規則で定め る基準に従い緑地を設けること。ただし、知事 が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障 がないと認める場合は、この限りでない。		知事は、許可をするに 当たっては、公衆衛生そ の他公共の福祉の見地か ら必要な条件を付するこ とができる。	この条例の施行の 際、現になされている 申請その他の手続につ いては、それぞれこの 条例の相当規定により なされたものとみな す。	土葬を行う場合の 墓穴の深さは、2m以 上としなければならない。 知事は、公衆衛生 その他公共の福祉を 維持するために土葬 を禁止する地域を指 定することができる。
1	東京都 千代田区	墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例（平成24 年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例施行規則 （平成24年4月1日）	墓地等を經營をしようとする者は、次 の各号のいずれかに該当する者でなければ ならない。ただし、特別の理由がある 場合であつて、公衆衛生その他公共の福 祉の見地から支障がないと区長が認める ときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、登記 された主たる事務所又は従たる事務所を 区内に有するもの (3)墓地等の經營を 目的とする公益法人で、登記された主たる 事務所又は従たる事務所を、区内に有す るもの	申請予定者は、当該許 可の申請に先立って、説 明会を開催する等の措置 を講ずることにより、隣 接住民に説明し、その経 過の概要等を区長に報告 しなければならない。 区長は、隣接住民等か ら意見の申出があった場 合において、正当な理由 があると認めるときは、 当該墓地等に係る申請予 定者に対し、隣接住民等 との協議を行うよう指導 することができる。	(1)墓地を經營しようとする者が、原則とし て、所有する土地であること。 (2)河川又は 濠から墓地までの距離は、おおむね20m以上で あること。 (3)住宅等から墓地までの距離は、 おおむね100m以上であること。 (4)高燥で、 かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であ ること。 2 区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地 から支障がないと認める墓地については、前項 第2号及び第3号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を 設けること。 (5)墓地の区域内に区規則で定め る基準に従い緑地を設けること。ただし、区長 が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障 がないと認める場合は、この限りでない。		区長は、許可をするに 当たっては、公衆衛生そ の他公共の福祉の見地か ら必要な条件を付するこ とができる。		区内は、埋葬を禁止 する地域とする。 墓地の經營者は、 区内で、焼骨のほか は埋藏させてはなら ない。ただし、区長 が、公衆衛生その他 公共の福祉の見地か ら支障がないと認め て許可した場合は、 この限りでない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壙園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	東京都 中央区	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人で、登記された主たる事務所又は従たる事務所を、区内に有するもの 2 前項第2号及び第3号に規定する事務所は、区内に設立されてから7年を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、建築等の計画について、区規則で定めるところにより、近隣住民等及び説明を希望する周辺住民等に対して説明しなければならない。 周辺住民等による申出があった場合において、区長が必要と認めるときは、申請予定者は、建設等について周辺住民等の理解を得るよう、当該周辺住民等と当該申出事項について協議を行わなければならない。	(1) 墓地を営もうとする者の所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、区長が墓地の経営の安定性に支障がないと認めるときは、この限りでない。(2) 河川又は海と陸地との境界線から墓地を設ける場所までの距離が、おおむね20m以上離れていること。(3) 住宅等から墓地を設ける場所までの距離が、おおむね100m以上離れていること。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 2 区長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項第2号及び第3号の規定は、適用しないことができる。 構造設備等 (1) 墓地と隣接地との境界に障壁又は密植した低木の垣根を設けていること。(6) 墓地の区域内に当該墓地の敷地の総面積に占める区規則で定める割合の緑地を設けていること。ただし、墓地を営もうとする者が当該墓地の近隣の場所に緑地を設けている場合において、区長が周辺住民等の生活環境に支障がないと認めるときは、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例は、この条例の施行の日以後に許可の申請がされた墓地等について適用し、施行日前に許可申請がされた墓地等については、都条例の規定を適用する。 この条例の施行の際、現にされている許可及び現になされている許可申請に係る施行日以後になされた許可は、施行日以後になされた許可申請に係る許可とみなす。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨の他は埋葬又は埋蔵をさせてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。
3	東京都 港区	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所を、区内に有するもの 2 前項第2号及び第3号に規定する事務所は、区内に設立されてから7年間を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、当該許可の申請に先立って、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、近隣住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、近隣住民等から、意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、近隣住民等との協議を行うよう指導することができる。	(1) 当該墓地を営もうとする者が、原則として、所有し、かつ、その所有権以外の権利が存しない土地であること。(2) 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(3) 住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項第2号及び第3号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5) 墓地の区域内に区規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。		区長は、許可をするに当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の際、都条例の規定によりなされている申請、届出その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	土葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために、土葬禁止地域を指定することができる。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4	東京都 新宿区	墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例（平成24 年4月1日） 墓地等の経営の構造設備及び 管理の基準等に関する条例施 行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。ただし、特別の理由があると認められる場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの（これらの事務所を区内に所在場所として登記してから7年を経過している者） (3)公益法人のうち、墓地等の経営を行うことを目的とするもの	申請予定者は、墓地等の建設等の計画について、近隣住民等への周知を図るため、規則で定めるところにより、当該建設等の予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、近隣住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、近隣住民等との協議を行うよう指導することができる。	(1)当該墓地を経営しようとする者が、原則として、所有する土地であること。ただし、当該墓地を経営しようとする者が地方公共団体である場合は、この限りでない。(2)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。(3)河川又は湖沼から当該墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(4)住宅等から当該墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項3号及び第4号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5)区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合を除き、墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。		区長は、許可を与えるに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に都条例の規定によりなされた許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。	墓地の経営者は、土葬をさせてはならない。 墓地の経営者は、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。 特別の理由があると認められる場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、前2項の規定は、適用しない。 土葬をさせる場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
5	東京都 文京区	墓地等の経営の許可等に関する 条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する 条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人であって、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの (3)墓地等の経営を目的とする公益法人であって、主たる事務所又は従たる事務所を、区内に有するもの	申請予定者は、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民に対し、説明会を開催する等の方法により説明を行い、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めたときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等又は周辺住民との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であって、当該土地に係る所有権以外の権利が存しないこと。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたものについては、この限りでない。(2)河川から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(3)住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。(4)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたものについては、前項第2号及び第3号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5)墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	土葬の場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。 区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域を指定することができる。 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。	

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	東京都 台東区	墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例（平成24 年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例施行規則 （平成24年4月1日） 台東区墓地・納骨堂のてびき	墓地等を経営しようとする者は、次の 各号のいずれかに該当する者でなければ ならない。ただし、特別の理由がある場合 であって、区長が公衆衛生その他公共 の福祉の見地から支障がないと認めると きは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、主たる 事務所又は従たる事務所を、台東区内又 は台東区に隣接する特別区の区域内に有 するもの (3)墓地等の経営を行うことを 目的とする公益法人	申請予定者は、当該墓 地等の建設等の計画につ いて、規則で定めるとこ ろにより、個別又は説明 会の方法により、近隣住 民等に説明し、誠意を もって対応しなければ ならない。 申請予定者は、規則で 定める規模の墓地等の建 設等の計画について、規 則で定めるところによ り、近隣住民等及び周辺 住民に対する説明会を開 催しなければならない。 区長は、正当な理由が あると認めるときは、当 該墓地等に係る申請予 定者に対し、当該申出を 行った者との協議を行う よう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらな ければならない。(1)当該墓地を経営しよう とする者が所有する土地であり、かつ、当該土 地について所有権以外の権利が存しないこと。 ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見 地から支障がないと認める場合は、この限りで ない。(2)河川又は湖沼から墓地までの距離 は、おおむね20m以上であること。(3)住宅等 から墓地までの距離は、おおむね100m以上で あること。(4)高燥で、かつ、飲料水を汚染す るおそれのない土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区 長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障 がないと認めたものについては、前項第2号及 び第3号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を 設けること。(5)墓地の区域内に規則で定める 基準を満たす緑地及び緩衝帯を設けること。た だし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見 地から支障がないと認めるときは、この限りで ない。		区長は、前2項の許可を するに当たっては、公衆 衛生その他公共の福祉の 見地から必要な条件を付 することができる。	土葬を行う場合の 墓穴の深さは、2m以 上としなければなら ない。 区長は、公衆衛生 その他公共の福祉を 維持するために土葬 を禁止する地域を指 定することができる。 墓地の経営者は、 土葬禁止地域におい ては、焼骨のほかは 埋蔵させてはならな い。ただし、区長が 公衆衛生その他公共 の福祉の見地から支 障がないと認めて許 可した場合は、この 限りでない。	
7	東京都 墨田区	墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例（平成24 年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例施行規則 （平成24年4月1日） 墓地の許可に関する審査基準 （平成25年3月28日）	墓地等を経営しようとする者は、次の いずれかに該当する者でなければなら ない。ただし、特別の理由がある場合で あって、公衆衛生その他公共の福祉の見 地から支障がないと区長が認めるとき は、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、その主 たる事務所又は従たる事務所を区又は隣 接する区の区域に有するもの (3)墓地等 の経営を行うことを目的とする公益法人	申請予定者は、墓地等 の建設等の計画につい て、規則で定めるとこ ろにより、説明会を開 催し、近隣住民等に説明 するとともに、その経過 の概要等を区長に報告 しなければならない。 区長は、正当な理由が あると認めるときは、規 則で定めるところによ り、当該申請予定者に対 し、近隣住民等及び周辺 住民との協議を行うよう 指導することができる。	墓地の新設又は区域の変更をしようとする場所 は、次に掲げる基準に適合しなければなら ない。(1)墓地を経営しようとする者が所有す る土地で、所有権以外の権利が存しないもので あること。(2)河川、海又は湖沼からの距離が おおむね20m以上であること。(3)住宅等から の距離がおおむね100m以上であること。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない 土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、公 衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない と区長が認めるものについては、前項第2号及 び第3号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1)敷地の境界には、障壁又は密植した低木の 垣根を設け、墓地の規模に応じて緑地帯その他 の緩衝帯を設けること。(5)墓地の区域内に規 則で定める基準に従い緑地を設けること。た だし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支 障がないと区長が認める場合は、この限りで ない。		区長は、許可に当たっ ては、公衆衛生その他公 共の福祉の見地から必要 な条件を付すことができ る。	この条例の施行の日 前に都条例の規定によ りなされた処分、手続 その他の行為は、それ ぞれこの条例の相当規 定によりなされたもの とみなす。	土葬を行う場合の 墓穴の深さは、2m以 上としなければなら ない。 区長は、公衆衛生 その他公共の福祉を 維持するために土葬 を禁止する地域を指 定することができる。 墓地の経営者は、 土葬禁止地域におい て、焼骨以外のもの を埋蔵し、又は埋蔵 させてはならない。 ただし、公衆衛生そ の他公共の福祉の見 地から支障がないと 区長が認めて許可し た場合は、この限り でない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模墓園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8	東京都 江東区	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された主たる事務所又は従たる事務所を江東区内に有するもの (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人で、登記された主たる事務所又は従たる事務所を、江東区内に有するもの 2 前項第2号及び第3号に規定する事務所は、その所在地に設置されてから7年を経過しているものでなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。	申請予定者は、当該墓地の建設等の計画について、規則で定めるところにより、周辺住民等又は隣接住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、周辺住民等又は隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第1号について、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地を営もうとする者が所有する土地で、かつ、所有権以外の権利が存しないものであること。(2) 河川又は海から墓地までの距離は、水平距離20m以上であること。(3) 住宅等から墓地までの距離は、水平距離100m以上であること。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第2号及び第3号の規定は適用しない。 構造設備等 (1) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。(3) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設け、その高さ及び色並びに植栽の配置、樹種、形状等は、周辺環境との調和に配慮したものとする。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に、都条例の規定によりなされている申請に係る墓地等について、墓地等の経営の許可は、都条例の基準による。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨以外を埋蔵し、または埋葬させてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。 焼骨以外の埋蔵又は埋葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
9	東京都 品川区	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例等の運用基準を定める要綱（平成24年3月30日）	墓地等を営もうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を、区内又は区に隣接する特別区内に有し、かつ、継続した活動を行っているもの (3) 公益法人で、墓地等の経営を行うことを目的とするもの	申請予定者は、説明会を行うことにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定める内容を隣接住民等に説明し、当該説明会の内容を区長に報告しなければならない。ただし、説明会により難い場合は、これに類する方法によることができる。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等および規則で定める住民との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(1) 当該墓地を営もうとする者が所有する土地であり、第三者により抵当権、借地権等の権利が設定されていないこと。(2) 高燥な土地であり、飲料水を汚染するおそれのないこと。 構造設備等 (1) 墓地の区域と隣接する土地との境界には、障壁または密植した低木の垣根を設けること。(5) 墓地の区域と隣接する土地との境界には、規則で定める基準に従い緩衝帯を設けること。 ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に都条例の規定により標識の設置を届け出た者であって、施行日から1年を経過する日までの間に許可の申請をしたものについては、本条例の規定は適用しない。	墓地においては、焼骨を埋蔵することとし、土葬は行ってはならない。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
10	東京都 目黒区	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、主たる事務所又は従たる事務所を目黒区の区域内に有し、かつ、規則で定める継続的な宗教活動の実績(3年間)を有するもの (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人	申請予定者は、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 申請予定者は、墓地等の新設の計画等区長が必要と認めるものについては、周辺住民に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等又は周辺住民との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 当該墓地を営ようとする者が所有する土地であって、抵当権その他第三者の権利の目的となっていないものであること。(2) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(3) 住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第2号及び第3号の規定は適用しない。 構造設備等 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5) 墓地の区域内に、規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の際、現に目黒区の区域内に存する墓地であって、東京都条例の規定によりなお従前の例によることとされるものについては、本条例の規定は、適用しない。	土葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。 区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域を指定することができる。 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。
11	東京都 中野区	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、区内において7年間継続して主たる事務所又は従たる事務所を開設しているもの (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人で、区内において、7年間継続して主たる事務所又は従たる事務所を開設しているもの 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由がある場合においては、墓地を営営することができるものとする。	申請予定者は、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 当該墓地を営ようとする者が、原則として、所有する土地であること。(2) 河川から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(3) 住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。(5) 当該宗教法人の境内地内又はその隣接地であること。(6) 当該公益法人の事務所の存する敷地内であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第2号及び第3号の規定は適用しない。 構造設備等 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5) 墓地の区域内に、規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に都条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為又は都条例の規定によりされている許可の申請その他の行為で、施行日以後において法の規定により区長が行うこととなるものは、施行日以後においては、この条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。	土葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。 区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために、土葬禁止地域を指定することができる。 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模公園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
12	東京都 杉並区	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、主たる事務所を区内に有するもの (3)墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人で、主たる事務所を区内に有するもの (4) 宗教法人の事務所及び公益法人の事務所は、区内に設置されてから、引き続き2年間を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等を対象とした説明会を開催し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であって、その者の所有権以外の権利が設定されていないこと。(2)宗教法人にあっては、境内地及びその隣接地であること。(3)公益法人にあっては、公益法人の事務所の存する敷地であること。(4)河川又は池沼から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(5)住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。(6)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。 構造設備等 (1)境界には、障壁及び規則で定める基準に従った緑地を設けること。(5)墓地の区域内に規則で定める基準に従った緑地を設けること。 ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の際、現に都条例の規定により行われている許可の申請については、都条例の規定の例による。	土葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。 区長は、土葬禁止地域を指定することができる。 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。
13	東京都 北区	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を、北区内又は北区に隣接する区市内に有するもの (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人	申請予定者は、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であること。ただし、地方公共団体が経営しようとする場合は、この限りでない。(2)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。(3)その他区長が規則で定める事項に適合していること。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5)墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の際、現になされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	北区内においては、土葬をしてはならない。 2 墓地の経営者は、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。 3 区長は、緊急かつやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、土葬を特別に許可することができる。 4 区長は、前項の規定による許可をするに当たっては、必要な条件を付することができる。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議事項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模公園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
14	東京都 荒川区	墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 荒川区市街地整備指導要綱について（2013（平成25）年7月10日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人であって、次のいずれにも該当するもの ア主たる事務所又は従たる事務所を、区内又は荒川区に隣接する区の区域内に有するもの イ主たる事務所又は従たる事務所を登記した日の翌日から7年を経過しているもの ウ現に宗教活動を行っているもの (3)墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人であって、登記された主たる事務所及び従たる事務所を、区内又は荒川区に隣接する区の区域内に有するもの	申請予定者は、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等及び周辺住民に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、周辺住民への説明を省略することができる。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等及び周辺住民との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)当該墓地を経営しようとする者が、所有する土地であって、当該土地に係る所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(2)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。(3)その他区長が規則で定める基準に適合していること。 構造設備等 (1)境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5)規則で定める基準に従い駐車場、緑地及び緩衝帯を設けること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に都条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為又は施行日前に都条例の規定によりされている許可等の申請その他の行為については、この条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。	区内において、土葬をしてはならない。 墓地の経営者は、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。 前2項の規定にかかわらず、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。
15	東京都 足立区	墓地等の経営許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を足立区内に有するもの (3)墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人で、主たる事務所を足立区内に有するもの	申請予定者は、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画について、説明会の開催等により隣接住民等及び周辺住民に説明し、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。 区長は、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等及び周辺住民との協議を行うよう指導することができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1)当該墓地を設置しようとする者が、原則として所有し、他の物権又は賃借権等が設定されていない土地であること。ただし、当該権利が墓地の経営を妨げるおそれがあるものでないときは、この限りでない。(2)河川から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。(3)住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。(4)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備等 (1)墓地の区域の境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(5)墓地の区域に規則で定める基準を満たす緑地を設けること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。		区長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に都条例による標識の設置をした者が当該標識に係る墓地等の経営又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張の許可の申請をするときの手続及び許可の基準は、なお従前の例による。 この条例の施行の際現に存する墓地等及び前項の規定により従前の例により許可を受けた墓地等に係る施設の設置場所及び施設の構造設備の基準については、なお従前の例による。	足立区内では土葬をしてはならない。 ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認め、特別の理由により墓地経営者に対し許可したときは、この限りでない。 前項ただし書きの許可により土葬を行うときは、土葬の墓穴の深さは2m以上としなければならない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
16	東京都 葛飾区	墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例（平成24 年4月1日） 墓地等の構造設備及び管理の 基準等に関する条例施行規則 （平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の 各号のいずれかに該当する者でなければ ならない。ただし、特別の理由がある場 合であって、区長が公衆衛生その他公共 の福祉の見地から支障がないと認めると きは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、 主たる事務所又は従たる事務所を、葛飾 区内又は葛飾区に隣接する特別区の区域 内に有し、かつ、葛飾区内又は当該区域 内において5年間の活動実績があるもの (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする 公益法人であって、5年間の墓地等の経営 の実績があるもの	申請予定者は、説明会 を開催する等の措置を講 ずることにより、当該墓 地等の建設等の計画につ いて、規則で定めると ころにより隣接住民等に説 明し、及び周辺住民に周 知し、その経過の概要等 を区長に報告しなければ ならない。 区長は、正当な理由が あると認めるときは、当 該墓地等に係る申請予定 者に対し、隣接住民等及 び周辺住民との協議を行 うよう指導することがで きる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによら なければならない。 (1) 当該墓地を経営しようとする者が所有し、 かつ、所有権以外の権利が存しない土地である こと。(2) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するお それのない土地であること。 構造設備等 (1) 墓地の出入口が公道又は境内地に接してい ること。(5) 墓地の区域内に規則で定める基準 に従い緑地を設けること。ただし、区長が公衆 衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと 認めるときは、この限りでない。		区長は、許可をするに 当たっては、公衆衛生そ の他公共の福祉の見地か ら必要な条件を付するこ とができる。	この条例の施行の 際、都条例の規定によ りなされている申請そ の他の手続について は、それぞれこの条例 の相当規定によりなさ れたものとみなす。	墓地の経営者は、 焼骨のほかは埋蔵さ せてはならない。た だし、区長が公衆衛 生その他公共の福祉 の見地から支障がな いと認める場合は、 この限りでない。
17	東京都 江戸川区	墓地等の経営の許可等に関す る条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関す る条例施行規則（平成25年4 月1日）	墓地等を経営をしようとする者は、次 のいずれかに該当する者でなければなら ない。ただし、特別の理由がある場合で あって、区長が、公衆衛生その他公共の 福祉の見地から支障がないと認めるとき は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主た る事務所又は従たる事務所を区内に有す るもの (3) 墓地等の経営を目的に設立さ れた公益法人で、主たる事務所又は従た る事務所を区内に有するもの 2 前項第2号及び第3号に規定する法人 は、その所在地に設置されてから7年間以 上区内で墓地等を経営しているものでな なければならない。ただし、特別の理由が ある場合であって、区長が公衆衛生そ の他公共の福祉の見地から支障がないと認 めるときは、この限りでない。	申請予定者は、墓地等 の建設等の計画につい て、隣接住民等に対し、 規則で定めるところによ り、説明会を開催する等 の措置を講ずることによ り説明し、その経過の概 要等を区長に報告しなけ ればならない。 区長は、正当な理由が あると認めるときは、申 請予定者に対し、隣接住 民等又は周辺住民等との 協議を行うよう指導す ることができる。	墓地の設置場所は、次に定めるところによら なければならない。 (1) 当該墓地を設置しようとする者が所有し、 かつ、所有権以外の権利が存しない土地である こと。ただし、当該墓地を地方公共団体が経営 しようとする場合はこの限りでない。(2) 河 川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむ ね20m以上であること。(3) 住宅等から墓地ま での距離は、おおむね100m以上であること。 (4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれ のない土地であること。 2 区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地 から支障がないと認めるもの及び規則で定める ものについては、前項の規定は適用しない。		区長は、許可をするに 当たっては、公衆衛生そ の他公共の福祉の見地か ら必要な条件を付するこ とができる。	この条例の施行の日 前に都条例及び江戸川 区墓地等の経営の許可 等に関する規則の規定 によりなされた申請そ の他の手続について は、それぞれこの条例 の相当規定によりなさ れたものとみなす。 この条例の施行の 際、現に存する墓地等 の設置場所及び構造設 備については、なお従 前の例による。	区内は、土葬を禁 止する区域とする。 ただし、区長が公衆 衛生その他公共の福 祉の見地から支障が ないと認めて許可し た場合は、この限り でない。 土葬を行う場合の 墓穴の深さは2m以 上としなければならない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模公園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	東京都 小平市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体（2）宗教法人のうち、その所在地に設置された日から申請をする日までの期間が5年以上である主たる事務所又は従たる事務所を小平市の区域内に有するもの（3）公益社団法人及び公益財団法人であって、墓地等の経営を目的とするもののうち、登記をした日以後の設置期間が5年以上であり、主たる事務所又は従たる事務所を小平市の区域内に有するもの。	申請予定者は、当該申請に係る計画について、事前に市長と協議をしなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 申請予定者は、前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、近隣住民等と協議を行わなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を経営しようとする者が単独で所有する土地で、所有権以外の権利が存しないものであること。（2）高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 墓地の構造設備 (5)墓地の区域内に規則で定める基準を満たす緑地を設けること。		市長は、申請に係る許可をするに当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	墓地等の経営の許可を受けようとする者が施行日前に行った都条例に規定する隣接住民等への説明、隣接住民等との協議は、この条例の相当する規定によって行ったものとみなす。	
2	東京都 日野市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1)地方公共団体（2）宗教法人で、登記された事務所を日野市の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの（3）墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの（4）祭祀承継に伴い個人の既存の墓地を経営しようとする者	申請予定者は、当該申請に係る計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、建設予定地の敷地境界線から200mの水平距離の範囲内に存する土地又はその土地の上の建築物の全部若しくは一部を所有し、又は占有する者に対し、墓地等の計画についての説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。	(1)墓地を経営しようとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しない土地であること。（2）河川又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね20m以上（3）住宅、共同住宅、学校、保育所、幼稚園、並びにこれらに類するものの敷地から墓地までの距離は、おおむね100m以上（4）高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること 墓地の構造設備 (5)墓地の区域内に市規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。		市長は、墓地等の経営を許可する場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めたときは、墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、許可を取り消すことができる。		

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	東京都 東村山市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、特別の理由があつて、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、登記された事務所を市内に有し、永続的に墓地等を経営しようとするもの (3)墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人で、登記された事務所を市内に有し、永続的に墓地等を経営しようとするもの。事務所は、その所在地に設置されてから7年を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、墓地等の計画について、あらかじめ市長と協議をしなければならない。 市長は、申請予定者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。 申請予定者は、近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を速やかに市長に報告しなければならない。 申請予定者は、市長が正当な理由があると認めるときは、近隣住民等と協議を行わなければならない。	(1)墓地を経営しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く）であつて、当該土地に所有権以外の権利が存していないこと。(2)河川又は湖沼から墓地までの距離がおおむね20m以上 (3)住宅、学校、社会福祉施設、病院、店舗等及びこれらの敷地から墓地までの距離がおおむね100m以上 (4)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地 墓地の構造設備 (5)墓地の区域内に規則で定める基準に従ひ緑地を設けること。(6)墓地の1区画あたりの平均面積が、3㎡以上		市長は、許可をするに当たつては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	施行日前に都条例により東京都知事に対してなされている申請で、市の区域内に存する墓地等に係るものは、市長に対してなされた申請とみなす。	
4	東京都 国立市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、特別の理由があつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認め、規則で定めるときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に有し、永続的に墓地等を経営しようとするもの (3)墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人で、登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの。事務所は、その所在地に設置されてから7年間を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、墓地等の計画について、市長に協議をしなければならない。 市長は、申請予定者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。 申請予定者は、近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 申出に正当な理由があると認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。	(1)墓地を経営しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く）で、所有権以外の権利が存しないものであること。(2)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること 墓地の構造設備 (1)墓地の区域に隣接する住宅と墳墓を設ける区域との間に、規則で定めるところにより、緩衝帯として緑地帯を設けること。(2)境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設け、外部と区画する。(6)墓地の区域内に規則で定める基準に従ひ緑地を設けること		市長は、許可をするにあつては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。		
5	東京都 福生市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの (3)公益法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの。事務所は、その所在地に設置されてから5年を経過しているものでなければならない。	申請しようとする者は、当該申請に係る計画について、市長に協議をしなければならない。 建設予定地からおおむね100m以内の範囲に存する土地又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者に説明し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 申請予定者は、近隣住民と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1)墓地を経営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。(2)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること 墓地の構造設備 (1)墓地の区域に隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地と墳墓を設ける区域との間に、緑地帯等の緩衝帯を設けること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。(2)境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設け、外部と区画すること。		市長は、許可をするに当たつては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	施行日前に東京都知事に対してなされている申請で、市の区域内の墓地等に係るものは、市長に対してなされたものとみなす。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは、埋蔵又は埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	東京都 狛江市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 （1）地方公共団体 （2）宗教法人で、登記された事務所を狛江市の区域内に有するもの （3）公益法人で、登記された事務所を市の区域に有するもの。 2 事務所は、その所在地に設置されてから規則で定める期間（5年）を経過しているものでなければならない。 3 経営する墓地の区域を拡張しようとする場合は、当該許可を受けてから、規則で定める期間を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、墓地等の計画について、市長に協議をしなければならない。 市長は、申請予定者に対して、必要な指導及び助言を行うことができる。 申請予定者は、墓地等の計画について近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を速やかに市長に報告しなければならない。 申出に正当な理由があるとき市長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 （1）墓地を経営しようとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないもの。ただし、地方公共団体が墓地等を経営するとき又は市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 （2）高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること 墓地の設備構造 （1）墓地の区域に隣接する住宅、学校（住宅等）と墳墓を設ける区域との間に、規則で定めるところにより、緑地帯等の緩衝帯を設けること。 （2）境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	東京都知事がした許可は、市長がした許可とみなす。 この条例の施行日前に東京都知事に対してなされている申請で、市の区域内の墓地等に係るものは、市長に対してなされたものとみなす。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
7	東京都 東大和市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等の経営をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 （1）地方公共団体 （2）宗教法人で、登記された事務所を東大和市の区域内に有するもの （3）公益法人で、登記された事務所を市の区域に有するもの。 2 事務所については、設置の日から7年以上経過していなければならない。 3 経営する墓地の区域を拡張しようとする場合は、当該許可を受けてから、規則で定める期間を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、墓地等の計画について、市と協議をしなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について当該墓地等の建設予定地の境界線から水平距離が100mの範囲内の近隣住民等に対する説明会の開催等をし、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 市長は、申出に正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、近隣住民等と協議をするよう指導するものとする。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 （1）墓地を経営しようとする者が単独で所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。 （2）河川又は湖沼から水平距離でおおむね20m以上離れていること。 （3）住宅等の敷地の境界線から水平距離で100m以上離れていること。 （4）高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 次の各号に掲げる墓地について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1号に掲げる墓地にあっては同項第2号及び第3号の規定、第2号に掲げる墓地にあっては同項第1号から第3号までの規定は適用しない。 （1）焼骨のみを埋蔵する墓地 （2）その規模が極めて小さい等の特別な理由がある墓地 墓地の設備構造 （1）境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。		

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8	東京都 東久留米市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年10月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された事務所を東久留米市の区域内に有し、かつ、永続的に墓地を営業しようとするもの (3) 公益法人で、登記された事務所を東久留米市の区域に有し、かつ、永続的に墓地等を営業しようとするもの。 (4) 祭祀承継に伴い個人の既存の墓地を営業しようとする者	申請しようとする者は、当該申請に係る計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、建設予定地の敷地境界線から50mの水平距離の範囲内の近隣住民等に対する説明会を開催し、規則で定めるところにより、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 申出に正当な理由があると認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地を営業しようとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないこと (2) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(1) 墓地の周囲には、障壁又は密植した低木の垣根を設け、外部と区画すること (2) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	条例施行日前に東京都知事に対して申請した墓地等で、施行日において許可に至ってないものは、市長に対して申請した墓地等とみなす。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。
9	東京都 武蔵村山市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を営業しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された主たる事務所を武蔵村山市内に有し、かつ、永続的に墓地を営業しようとするもの (3) 公益法人で、登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を営業しようとするもの。 事務所は、市内に設置されてから引き続き10年を経過しているものでなければならない。	申請予定者は、墓地等の計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、建設予定地の敷地境界線から100mの水平距離の範囲内の近隣住民等に対する説明会を開催しなければならない。 市長は、申出に正当な理由があると認めたときは、申請予定者に対し、当該申出に係る事項について、近隣住民等との協議を行うよう指導するものとする。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地を営業しようとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないこと。ただし、地方公共団体が営業しようとするとき、又は市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。(2) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね20m以上であること。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(3) 住宅等から墓地までの距離は、おおむね100m以上であること。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること 墓地の構造設備 (1) 隣接する住宅等と墳墓を設ける区域との間には、幅員が1m以上の緑地等の緩衝帯を設けること。(2) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設け、外部と区画すること		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	都条例により東京都知事に対してなされている申請で、市内の墓地等に係るものは、市長に対してなされたものとみなす。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めて許可したときは、この限りでない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
10	東京都 八王子市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日） 墓地経営等に関する指導指針（平成23年2月15日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地を営もうとするもの (3) 公益法人で、登記された事務所を市内に有し、かつ、永続的に墓地等を営もうとするもの。	申請しようとする者は、当該申請に係る計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、建設予定地からおおむね100m以内の範囲に存する土地又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者に説明し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 申出に正当な理由があると市長が認めたときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 墓地を営もうとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること。 (2) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 (3) 墓地の区域が事務所からおおむね5km以内にあること。 墓地の構造設備 (1) 住宅等と墳墓を設ける区域との間に、市規則で定めるところにより、緑地帯等の緩衝帯を設けること。		市長は、第1項又は第3項の規定による許可に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	現に東京都知事に対してなされている申請で、本市の区域内の墓地等に係るものは、市長に対してなされたものとみなす。	
11	東京都 町田市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成23年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例の運用基準（平成23年4月1日）	墓地等を営むことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された事務所を市の区域内に有するもの (3) 墓地等の営むを目的とする公益法人で、登記された事務所を、市の区域に有するもの	申請予定者は、墓地等の計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、建設予定地の敷地境界線から50mの水平範囲内の近隣住民等に対する説明会を開催し、規則で定めるところにより、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、当該申請予定者は、近隣住民等の理解を得よう努めるものとする。	墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 墓地を営もうとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないもの。 (2) 河川又は湖沼から墓地までの水平距離を、おおむね20m確保すること。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (3) 住宅等から墓地までの水平距離を、規則で定めるところにより確保すること。ただし、地方公共団体が墓地等を営むとき、又は市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 (4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備等 (1) 墓地の周囲には、障壁等を設け、外部と区画すること。 (5) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に、都条例により東京都知事に対して申請した墓地等で、施行日において現に許可に至っていないものは、市長に対して申請した墓地等とみなす。	

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模墓園に 関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
12	東京都 多摩市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する実施要領（平成25年4月1日）	墓地等を経営することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、登記された日から3年を経過した事務所を市の区域に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人で、登記された日から3年を経過した事務所を、市の区域に有するもの	申請予定者は、墓地等の計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、当該申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。	(1) 墓地を営もうとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないもの。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。(2) 河川又は湖沼から墓地までの水平距離が、20m以上あること。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(3) 住宅等から墓地までの水平距離が、100m以上あること。ただし、専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備等 (1) 墓地の周囲には、障壁又は密植した低木の垣根を設け、外部と区画すること。(5) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日前に都条例により東京都知事に対して申請した墓地等で、施行日において現に許可に至っていないものは、市長に対して申請した墓地等とみなす。	
13	東京都 稲城市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ営むことができない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、登記された事務所を市の区域内に有し、かつ、その事務所について登記をした日の翌日から申請の日までの期間が3年を経過している者 (3) 墓地等の営むを目的とする公益法人であって、登記された事務所を、市の区域に有する者	申請予定者は、墓地等の計画について、あらかじめ市長に協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、近隣住民等に対する説明会を開催しなければならない。 市長は、正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、その旨を通知するものとする。 申請予定者は、前項の通知を受けたときは、近隣住民等と協議を行い、その理解を得るよう努めなければならない。	(1) 当該墓地を営もうとする者が所有する土地であって、所有権以外の権利が存しないもの。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。(2) 当該墓地から河川までの間について、20m以上が確保されていること。ただし、当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(3) 当該墓地から住宅等までの間について、100m以上確保されていること。ただし、当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものであって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備等 (1) 当該墓地の周囲に安全性及び景観を考慮した障壁、密植した樹木の垣根等が設けられ、これにより外部と区画されていること。(2) 当該墓地の区域内に、規則で定める基準に従い緑地が整備されていること。		市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、経営等の許可に条件を付することができる。	施行日前に都条例により東京都知事に対して申請した墓地等で、施行日において現に許可に至っていないものは、市長に対して申請した墓地等とみなす。	墓地等の営業者及び管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律およびその関係法令を順守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模公園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
14	東京都 羽村市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年8月16日）	墓地等を経営することができる者は、原則として地方公共団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。 (1)宗教法人であって、登記された事務所を市の区域内に有するもの (2)墓地等の経営を目的とする公益法人で、登記された事務所を、市の区域に有するもの (3)祭祀承継に伴い個人の既存の墓地を経営しようとする者	申請予定者は、墓地等の計画について、市長に協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、近隣住民等に対する説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得よう努めるものとする。	墓地の設置場所は、墓地を経営しようとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存しないものでなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 構造設備等 (1)墓地の周囲には、障壁又は密植した低木の生垣を設け、外部と区画すること。 (5)墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	施行日前にされた都条例の規定により東京都知事に対してなされている申請で、市の区域内の墓地等に係るものは、市長に対してなされたものとみなす。	墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬をさせてはならない。
15	東京都 西東京市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、主たる事務所として登記された事務所を西東京市の区域内に有してから5年を経過し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの (3)墓地等の経営を目的とする公益法人で、主たる事務所として登記された事務所を西東京市の区域内に有してから5年を経過し、かつ、永続的に墓地等を経営しようとするもの	申請をしようとする者は、墓地等計画について、規則で定める協議書を提出し、当該申請又は届出をする前に市長と協議しなければならない。 墓地等計画について、申請日の60日前までに、墓地等の建設予定地の敷地の境界線から5mの水平距離の範囲内に在住する者、事業を営む者及び土地又は建物を所有する者に対する説明会を開催し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 市長は、正当な理由があると認めたときは、前条の説明会を開催した者に、近隣住民等と協議するよう求めるものとする。	(1)墓地を経営しようとする者が所有し、共有となっていない土地であって、かつ、所有権以外の権利が存しないものであること。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 (2)低湿でなく、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備等 (1)墓地の周囲には、樹木等を設けて外部と区画すること。 (5)墓地の区域内に規則で定める基準により、緑地及び緩衝帯を設けること。		市長は、許可をするときは、公衆衛生その他公共の福祉のために必要な条件を付することができる。	施行日において現に墓地等を経営している者の当該墓地等の取り扱いについては、旧都条例の例によるものとする。ただし、当該墓地等を変更する場合における墓地等の取り扱いについては、この条例の規定を適用する。	墓地の経営者は、焼骨以外の者を埋蔵し、又は埋葬させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(1)非常災害その他の事故等において、緊急に対処せざるを得ないと市長が認めたとき。(2)その他特別の事情により市長が特に必要と認めたとき。

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	新潟県 新潟市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成20年12月1日) 墓地、埋葬等に関する条例 施行規則(平成22年4月1 日) 墓地、埋葬等に関する条例 施行要綱(平成22年4月1 日) 墓地等庁内連絡会議設置要 綱(平成23年4月1日)	市長は、地方公共団体及び地方公共団 体が全額出資している公益法人に墓地 の経営を許可することができる。ただ し、市長が特別の事由があると認める 場合は、宗教法人及び公益法人(地方 公共団体が全額出資している公益法人 を除く。)並びにその他のものに墓地 等の経営を許可することができる。	(施行要綱) 墓地の経営の許可の申請 をしようとする者は、あら かじめ市長に協議しなけれ ばならない。 市長は、第1項の規定によ る協議があったときは、墓 地等庁内連絡会議に諮問す るものとする。	墓地等の設置場所は、人家、病院、老人福 祉施設その他これらに類する施設からおお むね50m以上離れていること。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、この 限りでない。 (1)おおむね50m未満の範囲内にある人家に あつては所有者及び使用者から、病院老人 福祉施設その他これらに類する施設にあつ ては施設の所有者及び経営者から墓地等の 設置の同意を得た場合 (2)既存の墓地にお いて、その隣接地に墓地を拡張する場合 墓地の用地は、自己所有地であること。 構造設備の基準 墓地等の構造設備は、次の各号に掲げる 基準に適合しなければならない。ただし、 これらの基準により難い場合で、公衆衛生 その他公共の福祉の見地から市長が支障な いと認める場合は、これらの基準を緩和 し、又は適用しないことができる。 ア周囲は、美観を呈する塀又は密植した生 け垣で囲み、外部と区画すること オ必要 に応じ、門扉、管理事務所、休憩所、便 所、駐車場、緑地帯等を設置すること				埋葬する場合の墓穴 の深さは、2m以上と し、かつ地下水の影 響により死体の酸化 を妨げる場所であつ てはならない。
2	新潟県 長岡市	墓地等の設置場所及び構造 設備の基準に関する条例 (平成24年4月1日) 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則(平成24年4月1 日)			墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適 合しなければならない。ただし、公衆衛生 その他公共の福祉の見地から支障がないと 認められる場合は、この限りでない。 (1)墓地及び火葬場については、人家及び 病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施 設に近接せず、かつ、飲用水を汚染するお それのない場所であること。 構造設備の基準 墓地等の構造設備は、次の各号に掲げる 基準に適合しなければならない。ただし、 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障 がないと認められる場合は、この限りでな い。 (1)墓地 ア周囲は、塀、さく、密植した 生垣等で囲み、境界を明らかにすること				

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	新潟県 柏崎市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	市長は、次の各号のいずれかに該当するもので、次条及び第4条の基準に適合し、かつ、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人のうち、事務所を市内に有するもの (3) 公益法人のうち、事務所を市内に有しているもの (4) 地方自治法に規定する市町の認可をうけた地縁による団体		墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 墓地及び火葬場については、人家及び病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施設に近接せず、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備の基準 墓地等の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 墓地 ア周囲は、塀、柵、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること			この条例の施行の際現に市内に存する墓地等については、この条例の規定による許可等の基準、設置場所の基準並びに構造及び設備の基準を満たしているものとみなして、この条例の規定による許可等所要の手続をしたものとみなす。	
4	新潟県 新発田市	墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）			墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、これらの基準により難い場合で公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合については、この限りでない。 (1) 墓地及び火葬場については、人家及び病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施設からおおむね110m以上離れており、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備の基準 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、これらの基準により難い場合で公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。 (1) 墓地 ア周囲は、塀、柵、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること				
5	新潟県 燕市	墓地、埋葬等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	市長は、次の各号のいずれかに該当する者による申請であって、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認めるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人 (3) 公益法人	申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る計画について市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 市長は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。	墓地及び火葬場の設置場所は、人家及び病院、学校、保育園、社会福祉施設その他の公共的な施設から100m以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 申請地の境界から100m未満の範囲内にある人家にあつては所有者及び使用者から、病院、学校、保育園、社会福祉施設その他公共的な施設にあつては施設の所有者及び経営者から墓地等の経営について同意を得た場合 (4) 前3号に定めるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障ないと認める場合 飲用水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の用地は、自己所有地でなければならない。 構造設備の基準 墓地等の構造設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、その一部を適用しないことができる。				

6

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
				(1)墓地 ア周囲を塀、柵、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること オ必要に応じて、門扉、管理棟、休憩所、便所、駐車場、緑地帯等を設けること				
新潟県 上越市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等の経営者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、墓地等を安定的かつ永続的に経営することができるものと市長が認めるもの (3)公益法人で、墓地等を安定的かつ永続的に経営することができるものと市長が認めるもの	申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る計画について市長に協議をしなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合として規則で定める場合は、この限りでない。 市長は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。 規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、墓地等の計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。 申請予定者は、近隣住民等から墓地等の計画に関する問合せ、要望等があったときは、誠実に対応し、必要に応じて協議を行い、墓地等の設置、管理棟について協定を締結するなど、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合し、かつ、周辺の生活環境を損なわない場所でないなければならない。 (1)墓地 ア国道、県道その他の主要な道路、河川及び海岸からおおむね20m以上離れていること イ人家及び病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施設からおおむね100m以上離れていること ウ飲用水を汚染するおそれがないこと 構造設備の基準 墓地等の構造及び設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合し、かつ、周辺の生活環境に配慮したものでなければならない。 (1)墓地 ア周囲を塀、柵、密植した生垣で囲み、境界を明らかにすること		市長は、許可にあたり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。		
7 新潟県 佐渡市	墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）			墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1)人家及び病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施設に近接せず、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1)墓地 ア周囲は、塀、柵、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること				

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8	新潟県 南魚沼市	墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例 (平成24年4月1日) 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成24年4月1日)			墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1)人家及び病院、学校、老人福祉施設等の公共的な施設に近接せず、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1)墓地 ア周囲は、塀、柵、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること				
1	長野県 長野市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成24年10月1日) 墓地、埋葬等に関する条例施行規則(平成22年4月1日)	墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という)を営営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。 地方公共団体が墓地等の数を増加させることが困難な場合においては、宗教法人又は公益法人(以下「宗教法人等」という)が経営主体となることができる。 当該宗教法人等の主たる事務所が長野市内にあり、経営の永続性及び非営利性が確保されている場合に限る。	申請予定者は、当該墓地等の計画についてあらかじめ市長と協議しなければならない。 市長は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。 申請予定者は、申請の前に、次に掲げる範囲内の住民、土地又は建物の所有者、学校の管理者等を対象に、事前説明会を開催しなければならない。(1)墓地又は納骨堂にあつては、周囲200m以内	墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第1号又は第2号の基準に適合しない場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)国道、県道その他規則で定める主要道路、鉄道軌道及び河川からの距離が20m以上であること。(2)学校、病院その他の公共施設及び住宅等からの距離が100m以上であること。(3)高燥な土地で、飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。 構造の基準 墓地の構造は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号の基準に適合しない場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)周囲には、塀又は生垣を巡らし、景観に配慮すること。(2)墳墓1区画当たりの面積は、6.6㎡以下とすること。				墓地等を営営する者は、墓地等の利用の受付及び契約又はこれに類する業務を第三者に委託してはならない。 墓地を営営する者は、墓石の施工に当たる石材店を指定してはならない。

2

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
長野県 松本市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成22年3月31日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成22年3月31日）			墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 国道、県道その他の主要な道路、鉄道軌道及び河川から50m以上隔てること。 (2) 人家等ふくそう地から200m以上の距離を有すること。 (3) 高燥な土地で、飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。 構造の基準 墓地の構造は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。 (2) 砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、適当な通路を設けること。 (3) 雨水又は汚水が停留しないようにするための適当な排水路を設けること。 (4) 施設の管理上必要な設備を設けること。 (5) 墓域内1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。			この条例の施行の際現に従前の規定により長野県知事がした許可等の処分その他の行為又は長野県知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定により市長がした許可等の処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。	
長野県 上田市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成18年3月6日）			墓地の設置場所は、次に各号によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 国県道その他の主要な道路、鉄道軌道及び河川から50m以上の距離を有すること。 (2) 学校、病院その他の公共施設、住宅等から200m以上の距離を有すること。 (3) 土地は、湿潤な所を避けること (4) 飲用水が汚染されるおそれのないところであること。 施設基準 墓地の施設は、次の各号によらなければならない。 (1) 境界を画し、景觀に配慮すること。 (2) 墓地1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。 (3) 墓地内は清潔であること。			この条例の施行の日の前日までに、合併前の上田市墓地等の経営の許可等に関する条例、真田町条例、武石村条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	

3

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4 長野県 岡谷市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）			墓地の設置場所は、次に各号によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 国県道その他の主要な道路、鉄道、河川から50m以上隔てること。(2) 人家等ふくそう地より200m以上の距離を有すること。(3) 土地は高燥な所を選び、湿潤な所を避けること(4) 飲用水が汚染されるおそれのない所であること。 施設基準 墓地の施設は、次の各号によらなければならない。 (1) 境界には、原則として障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(2) 墓城内1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。			この条例の施行の際、現になされている申請については、それぞれこの条例の規定に基づきなされたものとみなす。	
5 長野県 諏訪市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）	墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という）を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。 地方公共団体が墓地等の数を増加させることが困難な場合においては、宗教法人又は公益法人（以下「宗教法人等」という）が経営主体となることができる。 当該宗教法人等の主たる事務所が長野市内にあり、経営の持続性及び非営利性が確保されている場合に限る。	申請予定者は、当該墓地等の経営の計画についてあらかじめ市長と協議しなければならない。 市長は、前項の規定による協議があった場合には、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。 申請予定者は、当該申請の前に、規則で定めるところにより、墓地等の経営の計画について説明及び協議するための説明会を開催しなければならない。	墓地又は散骨場の設置場所は、次の各号によらなければならない。ただし、第1号又は第2号の距離については、市長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 国県道その他重要な道路、鉄道、軌道及び河川から50m以上隔てること。(2) 人家等ふくそう地より200m以上の距離を有すること。(3) 土地は高燥な所を選び、湿潤な所を避けること。(4) 飲用水が汚染されるおそれのないところであること。(5) 境界を画し、かつ、清潔美化の措置をすること。 施設基準 墓地の施設は、次の各号によらなければならない。 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(2) 墓地の区域内の1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。 散骨場の境界には、障壁及び密植した低木の垣根を設けなければならない。			この条例の際現に従前の規定により許可を受けて墓地等を営んでいる者は、この条例の規定により、その許可を受けたものとみなす。	散骨場を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

6

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
長野県 須坂市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年4月1日）			墓地の設置場所は、次の各号によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 国道及び県道その他重要な道路、鉄道、軌道及び河川から50m以上離れていること。 (2) 人家等ふくそう地より200m以上離れていること。 (3) 土地は高燥な所を選び、湿潤な所を避けること。 (4) 飲用水が汚染されるおそれのないところであること。 施設基準 墓地の施設は、次の各号によらなければならない。 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。 (2) 墓地内1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。 (3) 境界を画し、かつ、清潔美化の措置をすること。				
7 長野県 塩尻市	墓地、埋葬等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）			墓地の設置場所は、次に掲げる条件に該当しなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 国道、県道その他重要な道路、鉄道軌道及び河川から50m以上の距離があること。 (2) 学校、病院その他の公共施設及び住宅から200m以上の距離があること。 (3) 高燥な土地で、飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。 構造基準 墓地の構造は、次に掲げる要件によらなければならない。 (1) 周囲は、塀又は生垣を巡らし、景觀に配慮すること。 (2) 墓地内には、適当な排水路を設け、雨水または流水が停滞しないようにすること。 (3) 墓地内には、幅員1m以上の通路を設けること。 (4) 墓域内1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。 (5) 墓地の墳墓には、焼骨のみを埋葬すること。			この条例の施行の際、現に塩尻市墓地、埋葬等に関する法律施行細則により許可を受けて墓地等を経営している者は、この条例の規定により、その許可を受けたものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8 長野県 千曲市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）			墓地の設置場所は、次の各号によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 国県道その他重要な道路、鉄道、河川から50m以上隔てること。(2) 人家等ふくそう地より200m以上の距離を有すること。 (3) 土地は高燥な所を選び、湿潤な所を避けること。(4) 飲用水が汚染されるおそれのない所であること。 施設基準 墓地の施設は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(2) 墓城内1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。			この条例の施行の日の前日までに、合併前の墓地等の経営の許可等に関する条例、戸倉町墓地等の経営の許可等に関する条例又は上山田町墓地等の経営の許可等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
9 長野県 安曇野市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年3月26日）			墓地の設置場所は、次によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が、地勢の状況により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 国道、県道その他重要な道路、鉄道、河川から50m以上隔てること。(2) 人家等ふくそう地より200m以上の距離を有すること。(3) 土地は高そうな所を選び、湿潤な所を避けること。(4) 飲用水が汚染されるおそれのない所であること。 施設基準 墓地の施設は、次によらなければならない。 (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。(2) 墓城内1区画の面積は、原則として6.6㎡以内とすること。 (3) 墓地内には、排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。(4) 墓地内には、通路を設けること。			この条例の施行の日の前日までに、合併前の穂高町条例、三郷村条例、堀金村条例、明科町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
山梨県	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 事務処理の特例に関する条例（平成25年4月1日）			設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 1 国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から300m以上離れていること。2 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 区域の面積が1ha未満である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 1 墓地の周囲に、樹木等による障壁を設けること。4 墓地内に、適当な緑地を設けること。	区域の面積が1ha以上である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 2 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること 3 墓地の周囲に、かん木等を配置した緑地帯を設けること。 4 墓地内の通路は、砂利敷その他ぬかるみにならない構造とし、その幅員は、幹線となるものにあつては6m以上、その他のものにあつては2m以上とすること 5 墓地に、駐車場を設けること			

	都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	山梨県 南アルプス市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から300m以上離れていること。(2) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 区域の面積が1ha未満である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地の周囲に、樹木等による障壁を設けること (4) 墓地内に、適当な緑地を設けること。	区域の面積が1ha以上である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (2) 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること (3) 墓地の周囲に、かん木等を配置した緑地帯を設けること (5) 墓地に、駐車場を設けること			
2	山梨県 笛吹市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から300m以上離れていること。(2) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 区域の面積が1ha未満である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地の周囲に、樹木等による障壁を設けること (4) 墓地内に、適当な緑地を設けること。	区域の面積が1ha以上である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (2) 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること (3) 墓地の周囲に、かん木等を配置した緑地帯を設けること (5) 墓地に、駐車場を設けること		この条例の施行の際現になされている法第10条の許可の申請については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
1	富山県 富山市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年12月1日） 墓地の経営許可に関する指針	墓地等を経営しようとするときは、次の基準によらなければならない。ただし、市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。 (1) 経営主体 ア 宗教法人、公益法人又は地方自治法に規定する市町の認可を受けた地縁による団体にあっては、墓地等の永続的な管理が認められるものであること。 イ 個人にあっては、市民の宗教的感情に反せず、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がなく、やむを得ないと認められるものであること。		墓地の設置場所 ただし、市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。 ア 河川、海又は湖沼からの距離が50m以上であること。 イ 国道、県道、鉄道、軌道、住宅、学校、病院、社会福祉施設、事務所、店舗その他これらに類する施設及びこれらの敷地からの距離が100m以上であること。 ウ 高燥で、かつ、付近の飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 墓地の構造設備 ただし、市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。 ア 塀、垣等を設け、境界を明らかにすること。 イ 砂利敷その他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1m以上であって、各墳墓に接続している通路を設けること。 ウ 雨水又は汚水が停留しないように排水施設を設けること。			この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市規則、大山町条例、八尾町条例等（省略）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	埋葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上とすること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	富山県 高岡市	墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可等に関する条例 (平成20年12月1日) 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可等に関する条例 施行規則(平成17年11月1 日)		墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1)河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、50m以上であること。(2)国道、県道、鉄道、軌道、住宅、学校、病院、社会福祉施設、事務所、店舗その他市長が指定するもの及びこれらの敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。(3)高燥で、かつ、付近の飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 市長は、焼骨のみを埋蔵する墓地であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるものについては、前項第1号又は第2号に規定する基準を適用しないことができる。 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)障壁、密植した垣根等を設け、境界を明らかにすること。			この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市条例、福岡町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	埋葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
3	富山県 氷見市	墓地、納骨堂及び火葬場の 経営等の許可等に関する規 則(平成20年12月1日)		墓地等を経営しようとするときは、次の基準によらなければならない。ただし、市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。 ア国道、県道、鉄道、河川及び住宅地等からの距離が100m以上であること。イ高燥で、かつ、付近の飲用水を汚染するおそれのない場所であること。ウ境界には、塀、垣等を設け、良好な環境の確保に努めること。				死体を埋葬する場合、坑穴の深さを2m以上とすること。ただし、市長がその土地の状況によって支障がないと認めるときは、これを緩和することができる。
4	富山県 射水市	墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可等に関する条例 (平成20年12月1日) 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可等に関する条例 施行規則(平成20年12月1 日)		墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1)河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、50m以上であること。(2)国道、県道、鉄道、軌道、住宅、学校、病院、社会福祉施設、事務所、店舗その他規則で定めるもの及びこれらの敷地から墓地までの距離は、100m以上であること。(3)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 市長は、焼骨のみを埋蔵する墓地であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるものについては、前項第1号又は第2号に規定する基準を適用しないことができる。 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)障壁、密植した垣根等を設け、境界を明らかにすること。		市長は、許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市条例、小杉町条例、大門町条例、大島町条例、下村条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	埋葬を行う場合の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	石川県 金沢市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日） 「金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例」 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関する事務取扱要領	(1)地方公共団体が墓地等を経営しようとする場合 (2)宗教法人又は墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益法人が墓地又は納骨堂を経営しようとする場合で、やむを得ない事由があり、かつ、墓地又は納骨堂の経営の永続性及び非営利性が確保されると認められるとき。 (3)その他規則で定める場合	申請予定者は、当該墓地等の計画の周知を図るため、前条に規定する書類を提出した日後に、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画に係る土地内の見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置しなければならない。 申請予定者は、近隣住民等から当該墓地等の計画に関する問い合わせがあったときは、誠実に対応し、必要に応じ協議を行うなど、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。 申請予定者は、規則で定める範囲の近隣住民等に対し、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画に関する説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、前条第2項の規定による報告をした日後に、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画について市長と協議しなければならない。	墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1)国道、県道その他の主要な道路、鉄道、軌道、河川、公園、学校、病院及び人家等から、墓地の新設にあつては200m以上離れている場所であること。(2)飲用水が汚染されるおそれがない場所であること。 (3)前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの 構造の基準 墓地の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1)周囲には、美観に配慮した塀又は密植した垣を巡らすこと。(2)墓地内の通路は、小石を敷く等の措置を講じ、その有効幅員は、1m以上とすること。(3)墓地内には、適当な排水設備を設け、雨水等が停滞しないようにすること。(4)給水設備及びごみ集積設備を設けること。(5)前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの	市長は、許可の決定の際、必要な条件を付けることができる。 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。	この条例の施行の日前に金沢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則に基づきなされた許可については、この条例の規定によりなされたものとみなす。	
2	石川県 七尾市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成16年10月1日）	県細則第2条の規定により、申請を行う者は、墓地等経営許可申請書を提出しなければならない。				この規則の施行の日の前日までに、合併前の七尾市規則、鶴浜町規則、中島町規則、能登島町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	
3	石川県 加賀市	墓地、埋葬等に関する規則（平成24年4月1日）		墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号にあつては、市長が周囲の状況等により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)国道、県道その他の主要な道路、鉄道、軌道、河川、公園、学校、病院及び人家から200m以上離れている場所であること。(2)飲用水が汚染されるおそれがない場所であること。 構造の基準 墓地の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア周囲は、美観を保つように塀又は密植した垣を巡らすこと。イ墓地内の通路は、小石を敷く等の措置を講じ、その有効幅員は、1m以上とすること。ウ墓地内には、適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。エ土地は、高燥又は多孔性な所を選び、湿潤な所を避けること。			この規則の施行の日の前日までに、合併前の加賀市規則又は山名町規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。	埋葬する場合は、墓穴の深さを2m以上とし、地下水等の影響により死体の酸化を妨げるような場所であってはならない。ただし、土地の状況等によりやむを得ないときは、短縮することができる。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4	石川県 白山市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年12月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 人家等ふくそう地から、墓地にあっては200m以上離れている場所であること。 (2) 飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。 構造の基準 墓地等の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア周囲は、美観を伴う塀又は密植した垣を巡らし、かつ、清潔を保持し、美化するよう措置すること。 イ墓地内の通路は、小石を敷く等決壊を防ぐ措置を講じ、その有効幅員は、1m以上とすること。 ウ墓地内には、適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。 エ土地は、高燥又は多孔性な所を選び、湿潤な所を避けること。			この規則の施行の日の前日までに、合併前の松任市告示、美川町規則、鶴来町細則、河内村規則等（省略）の規定によりなされた處分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
5	石川県 野々市市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成17年3月7 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア人家等ふくそう地から、200m以上離れている場所であること。 イ土地は、高燥又は多孔性な所を選び、湿潤な所を避けること。 ウ飲料水が汚染されるおそれのない場所であること。 エ周囲は境界をなし、かつ、清潔を保持し、美化するよう措置すること。				
	福井県	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成20年12月1 日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地経営許可等関係事務処理要領	墓地等を経営しようとする者は、次に掲げる者でなければならない。 1 地方公共団体 2 公益社団法人又は公益財団法人 3 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人 4 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体	墓地等の設置場所は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、知事が土地の状況等を勘案し、公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 イ学校、病院または人家から100m以上の距離があること。 ロ土地はできる限り高燥な場所を選び、湿潤な場所を避けるようにすること。 ハ河川または飲用水が汚染されるおそれがない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次の各号に定める基準に適合する者でなければならない。ただし、知事が土地の状況等を勘案し、公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 1 周囲は、塀、さく、密植した生垣等で囲み、境界を明らかにすること。				埋葬は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 1 坑穴の深さは2m以上とすること。 2 地下水等の影響を受けることにより死体の酸化を妨げるような場所でないこと。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	福井県 福井市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）	墓地等を経営しようとする者は、次に 掲げる者でなければならない。 (1)地方公共団体 (2)公益法人 (3)宗教 法人法第4条第2項に規定する宗教法人 (4)地方自治法第260条の2第1項に規定 する地縁による団体	墓地等の設置場所は、次の各号に定める 基準に適合するものでなければならない。 ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公 共の福祉の見地から支障がないと認めたと きは、この限りでない。 ア学校、病院又は人家から100m以上の距離 があること。 イ土地はできる限り高燥な 場所を選び、湿潤な場所を避けるようにす ること。 ウ河川又は飲用水が汚染される おそれがない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次の各号に定める基準 に適合するものでなければならない。ただ し、市長が土地の状況等を勘案し、公共の 福祉の見地から支障がないと認めたとき は、この限りでない。 (1)周囲は、堀、柵、密植した生垣等で囲 み、境界を明らかにすること。				埋葬は、次に掲げる 基準に適合するもの でなければならない。 (1)坑穴の深さは2m以 上とすること。 (2)地下水等の影響を 受けることにより死 体の酸化を妨げるよ うな場所でないこ と。
2	福井県 敦賀市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例（平成24年4月1 日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）	法第10条第1項の規定による許可を受け ようとする者は、次に掲げる者でなけ ればならない。 (1)地方公共団体 (2)公益社団法人又は 公益財団法人 (3)宗教法人法第4条第2 項に規定する宗教法人 (4)地方自治法 第260条の2第1項に規定する地縁による 団体	墓地等の設置場所は、次の各号に定める 基準に適合するものでなければならない。 ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公 共の福祉の見地から支障がないと認めたと きは、この限りでない。 ア学校、病院及び人家から100m以上の距離 があること。 イ湿潤な場所を避け、でき る限り高燥な場所であること。 ウ河川及 び飲用水が汚染されるおそれがない場所 であること。 施設の基準 墓地等に、次の各号に定める基準に適合 する施設を設けなければならない。ただ し、市長が土地の状況等を勘案し、公共の 福祉の見地から支障がないと認めたとき は、この限りでない。 (1)隣接地との境界を明らかにするための 垣根、樹木、障壁等				埋葬は、次に掲げる 基準に適合するもの でなければならない。 (1)坑穴の深さは2m以 上とすること。 (2)地下水等の影響を 受けることにより死 体の酸化を妨げるよ うな場所でないこ と。
3	福井県 鯖江市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）	墓地等を経営しようとする者は、次に 掲げる者でなければならない。 (1)地方公共団体 (2)公益社団法人又は 公益財団法人 (3)宗教法人法第4条第2 項に規定する宗教法人 (4)地方自治法 第260条の2第1項に規定する地縁による 団体	墓地等の設置場所は、次の各号に定める 基準に適合するものでなければならない。 ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公 共の福祉の見地から支障がないと認めたと きは、この限りでない。 ア学校、病院または人家から100m以上の距 離があること。 イ土地は、できる限り高 燥な場所を選び、湿潤な場所を避けるよ うにすること。 ウ河川または飲用水が汚染 されるおそれがない場所であること。 施設の基準 墓地等の施設は、次の各号に定める基準 に適合するものでなければならない。ただ し、市長が土地の状況等を勘案し、公共の 福祉の見地から支障がないと認めたとき は、この限りでない。 (1)周囲は、堀、さく、密植した生垣等で 囲み、境界を明らかにすること。		この規則に定めるもの のほか、この規則の施行 に関し必要な事項は、市 長が別に定める。		埋葬は、次に掲げる 基準に適合するもの でなければならない。 (1)坑穴の深さは2m以 上とすること。 (2)地下水等の影響を 受けることにより死 体の酸化を妨げるよ うな場所でないこ と。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
福井県 坂井市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）			設置の場所は、次のいずれにも該当しないこと。ただし、市民の宗教的感情に抵触せず、かつ、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。 ア学校、病院又は人家から100m以内の場所 イ飲料水が汚染されるおそれのある場所 ウその他使用が適当でないと認める場所 障壁その他の区域を明示する施設が設けられていること。			この規則の施行の日の前日までに福井県知事に対してなされた許可の申請で施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この規則の規定にかかわらず、福井県条例及び福井県規則の規定の例による。	墓地等の経営者及び管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (3)埋葬に当たっては、土坑の深さは2m以上とするよう、埋葬を行うものを指導監督すること。

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 静岡県 静岡市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年11月1日） 墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則（平成20年12月1日）	(1)地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき。(2)宗教法人が同法第2条に規定する活動を行うため墓地等を営しようとするとき。(3)公益法人が事業活動を行うため墓地等を営しようとするとき。(4)社会福祉法人が社会福祉施設に入所している者のため墓地等を営しようとするとき。(5)地方自治法に規定する地縁による団体で、市長の認可を受けたものが、その構成員又は構成員の親族のため墓地等を営しようとするとき。(6)災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ず墓地等の移転が必要となった者が当該墓地等を移転して営しようとするとき。		墓地等の敷地は、当該墓地等を営する者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならない。 構造設備 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。	敷地面積が5ha以上の墓地は、前項に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。(2)墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以上であること。		編入前の由比町墓地、埋葬等に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
2 静岡県 浜松市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する規則（平成19年7月1日） 墓地等に関する許可事務取扱要領（平成25年4月1日）	ア地方公共団体が墓地等を営する場合 イ宗教法人で市内に事務所を有するもの ウ公益法人で、墓地を営することを目的として設立され、かつ、市内に事務所を有するもの エ社会福祉法人が社会福祉施設に入居している者のために墓地又は納骨堂を営する場合 オ学校教育法に規定する大学（医学部を置くものに限る。）を設置しているものが当該大学において納骨堂を営する場合 カ災害の発生又は公共事業の実施により自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転しようとする場合で、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が営する墓地がないとき。 キ地方自治法に規定する認可地縁団体が、その構成員又は構成員の親族のため墓地又は納骨堂を営する場合 (2)前号イからオまでに該当する墓地の営にあつては、当該墓地又は納骨堂を営するために必要な経理的基礎を有していると市長が認めるものであること。	(要領) 墓地等の営又は変更の許可を申請しようとする者は、事前に保健所生活衛生課又は保健所浜北支所の指導を受けた上、計画地に隣接する土地の所有者等に計画の概要を説明し、かつ、市の土地利用計画等との整合が図られるよう努めること。	墓地等の敷地及び施設は、当該墓地等を営する者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が墓地等の営に支障がないと認める場合は、この限りでない。 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)飲料水を汚染するおそれがないことその他公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所として規則で定める場所であること。(2)地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所として規則で定める場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1)墓地と周囲の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、市長が土地の状況により必要がないと認める場合は、この限りでない。			(規則) この規則の施行の日前に改正前の浜松市墓地、埋葬等に関する規則の規定によりなされた申請は、この規則の相当規定によりなされた申請とみなす。	
3 静岡県 富士宮市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成22年3月23日）			墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1)飲料水を汚染するおそれがないこと等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。(2)地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。	5ha以上の墓地は、前項に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以上であること。			

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4	静岡県 島田市	墓地、埋葬等に関する規則 (平成20年4月1日) 墓地等の経営の許可等事務 取扱要領 (平成17年5月5 日)	(要領) 墓地等の経営の許可を申 請しようとする者は、事前 に市の指導を受けた上、計 画地に隣接する土地の所有 者に計画の概要を説明し、 かつ、市の土地利用計画等 との整合が図られるよう務 めることとする。	墓地の設置場所は、次に定めるところによ らなければならない。(1)飲料水を汚染 するおそれがない等公衆衛生の見地から支 障がないと認められる場所であること。 (2)地すべり、出水等の災害のおそれの少 ない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられて いること。ただし、土地の状況により必要 がないと認められる場合は、この限りでな い。	5ha以上の墓地は、前項に定めるも ののほか、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積 の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲にはかん木等を配置し た適切な緑地帯が設けられ、墓地内 には緑地が適正に配置されているこ と。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以 上であること。			
5	静岡県 富士市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則 (平成24年4月1 日) 墓地等の経営許可等に関す る指導要綱 (平成24年4月1 日)	(要綱) 設置者は、申請地に隣接 する土地の所有者及び地元 自治会に対し、申請前に墓 地設置計画の概要を説明し なければならない。	墓地の設置場所は、次に定めるところによ らなければならない。(1)飲料水を汚染 するおそれがない等公衆衛生の見地から支 障がないと認められる場所であること。 (2)地すべり、出水等の災害のおそれの少 ない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられて いること。ただし、土地の状況により必要 がないと認められる場合は、この限りでな い。 (要綱) 墓地の敷地は、申請者が自ら所有する土 地でなければならない。ただし、市長が特 に理由があると認める場合は、この限りで ない。 前項の土地は、所有権以外の権利が設定 されていないものでなければならない。	5ha以上の墓地は、前項に定めるも ののほか、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積 の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲にはかん木等を配置し た適切な緑地帯が設けられ、墓地内 には緑地が適正に配置されているこ と。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以 上であること。			
6	静岡県 磐田市	墓地、埋葬等に関する規則 (平成17年4月1日) 墓地、埋葬等に関する事務 取扱要綱 (平成20年12月17 日)	(要綱) 墓地等の経営の許可を申 請しようとする者は、事前 に市長の指導を受けた上、 計画地に隣接する土地の所 有者等に計画の概要につ いて説明し、かつ、市の土 地利用計画等との整合が図 られるよう努めることとす る。	墓地の設置場所は、次に定めるところによ らなければならない。(1)飲料水を汚染 するおそれがない等公衆衛生の見地から支 障がないと認められる場所であること。 (2)地すべり、出水等災害のおそれの少 ない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられて いること。ただし、土地の状況により必要 がないと認められる場合は、この限りでな い。 (要綱) 墓地等の経営に使用する土地は、施設の 永続性を確保する観点から申請者の所有地 又は許可後直ちに所有権を取得できる土地 とする。	5ha以上の墓地は、前項に定めるも ののほか、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積 の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲にはかん木等を配置し た適切な緑地帯が設けられ、墓地内 には、緑地が適正に配置されている こと。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以 上であること。		この規則の施行の日 の前日までに、合併前 の磐田市規則、竜洋町 規則、豊田町規則又は 豊岡村規則の規定によ りなされた処分、手続 その他の行為は、それ ぞれこの規則の相当規 定によりなされたもの とみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
7	静岡県 焼津市	墓地、埋葬等に関する規則 (平成20年11月1日) 墓地、埋葬等に関する事務 取扱要領(平成11年4月1 日)	(要領) 墓地等の経営の許可を申 請しようとする者は、事前 に市長の指導を受けた上、 計画地に隣接する土地の所 有者等に計画の概要につい て説明し、かつ、市の土地 利用計画等との整合が図ら れるよう努めることとす る。	墓地の設置場所は、次に定めるところに よらなければならない。(1)飲料水を汚染 するおそれがない等公衆衛生の見地から支 障がないと認められる場所であること。 (2)地すべり、出水等災害のおそれの少な い場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによ らなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられて いること。ただし、土地の状況により必要 がないと認められる場合は、この限りでな い。 (要領) 墓地等の経営に使用する土地は、施設の 永続性を確保する観点から申請者の所有地 又は許可後直ちに所有権を取得できる土地 とする。	5ha以上の墓地は、前項に定めるも ののほか、次に定めるところによら なければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積 の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲にはかん木等を配置し た適切な緑地帯が設けられ、墓地内 には、緑地が適正に配置されている こと。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以 上であること。			
8	静岡県 藤枝市	墓地等の経営の許可等に関 する条例(平成23年7月1 日) 墓地等の経営の許可等に関 する条例施行規則(平成23 年7月1日)	申請予定者は、墓地等の 計画について、市長に協議 をしなければならない。 申請予定者は、墓地等の 計画について、申請予定日 の60日前までに、近隣住民 等に対して、説明会を開催 する等の措置を講ずること により説明し、その経過の 概要等を市長に報告しなけ ればならない。 申出に正当な理由がある と市長が認めたときは、申 請予定者は、近隣住民等と 協議を行わなければならない。 この場合において、申 請予定者は、その意見を尊 重し、近隣住民等に墓地等 の計画について理解を得る よう努めなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適 合しなければならない。ただし、市長が、 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支 障がないと認めたときは、この限りでない。 (1)墓地を経営しようとする者が所有し、 かつ、所有権以外の権利が存しない土地で あること。(2)飲用水を汚染するおそれが ない場所であること。(3)地すべり、出水 等災害のおそれのない場所であること。 (4)墓地の区域が、経営者の事務所からお おむね5Km以内にあること。 構造設備の基準 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に 適合しなければならない。ただし、市長 が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から 支障がないと認めたときは、この限りでな い。 (1)墓地の区域に隣接する住宅、学校、保 育所、病院、事務所、店舗等の敷地と墳墓 を設ける区域との間に、規則で定めると ころにより、緑地帯等の緩衝帯を設けるこ と。(2)境界には、障壁又は密植した樹木 の垣根を設けること。(6)墓地の区域内に 規則で定める基準に従い緑地を設けるこ と。	(規則) (1)墓地の敷地の面積が、1,000㎡未 満である場合にあっては、敷地の面 積の10%以上の緑地を確保すること。 (2)墓地の敷地の面積が、1,000㎡以 上5,000㎡未満である場合にあって は、敷地の面積の15%以上の緑地を確 保すること。 (3)墓地の敷地の面積が5,000㎡以上 である場合にあっては、敷地の面積 の20%以上の緑地を確保すること。		この条例の施行の日 の前日までに、藤枝市 墓地、埋葬に関する規 則の規定によりなされ た処分、手続その他の 行為は、この条例の相 当規定によりなされた ものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
9 静岡県 御殿場市	墓地、埋葬等に関する規則 (平成24年4月1日) 土地利用事業指導要綱 散骨に関する条例制定の経緯等について(平成21年4月1日) 散骨場の経営の許可等に関する条例(平成21年4月1日)		(要綱) 事業者は、市長が必要と認めるときは、工事の施行方法、防災工事の施行を確保するための措置又は工事完了後の施設の維持管理について、市長と協定を締結しなければならない。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。 (2)地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。 (要綱) 墓園の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。 (1)墓園の1区画当たりの面積は、3㎡以上とし、著しい等級差を生じないよう配慮すること。	5ha以上の墓地は、前項に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲には灌水等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には、緑地が適正に配置されていること。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以上であること。			
10 静岡県 袋井市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成17年4月1日) 墓地等の経営の許可等事務取扱要領(平成17年4月1日)	(要領) 墓地等の経営主体については、これらの施設の性格上、施設が永続的に管理され、かつ、経営主体の非営利性が確保されなければならないため、原則として市又は一部事務組合とする。ただし、次に掲げる者であって、永続性と非営利性が確保される場合は、この限りでない。 (1)市等が行う墓地等の新設、拡張又は増設が困難な場合に必要範囲内において墓地等を経営しようとする宗教法人又は公益法人等(2)市等が行う墓地の新設又は拡張が困難な場合に必要範囲内において、墓地等を経営しようとする地方自治法に規定する地縁による団体(3)山間地等人里から遠く離れた地域である場合、公共事業の施行により個人墓地が廃止となる場合等で特にやむを得ない事情があると認める者		墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。(1)飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。 (2)地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。 (要領) 墓園等の経営に使用する土地は、施設の永続性を確保する観点から申請者の所有地又は許可後直ちに所有権を取得できる土地とする。	5ha以上の墓地は、前項に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 (1)墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。 (2)墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には、緑地が適正に配置されていること。 (3)墳墓1区画当たりの面積は、3㎡以上であること。		合併前の袋井市墓地、埋葬等に関する規則又は浅羽町墓地、埋葬等に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
愛知県	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年12月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可審査基準	（審査基準） (1)経営主体は、原則として市町村等の 地方公共団体でなければならない。 (2)これによりがたい事情がある場合で あっても宗教法人、公益法人等に限る こと。（3）個人が経営許可を受けられ る者は、山間等人里遠く離れた場所が 墓地等の施設が全くない新設の必要が ある場合に限られること。（4）法第26 条に基づくみなし許可を受けた村落共 同墓地については、次の①から③まで の要件を全て満たす場合に限り、地方 自治法に基づく認可地縁団体を経営主 体として許可することができる。 ①墓地の区域の変更等を行うことなく そのまま経営を引き継いで行う場合又 は公共事業等による墓地の区域の変更 若しくは移転を行う場合 ②市町村、 宗教法人又は公益許人が当該墓地の経 営主体となることが困難な場合 ③地 方自治法に規定する規約の目的に当該 墓地の経営を行う旨が明記されている こと		墓地の新設及び拡張の許可は左の基準に よる。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において知事が土地の状況その他特別 の事由により衛生、風教その他公益を害す おそれがないと認めるときは、この限り でない。 1 河海、国県道その他重要道路、鉄道軌道 からいずれも20m以上隔たること 2 人 家、官公署、学校、公園又は病院から110m 以上隔てること 3 高燥で飲用水に係るの ない土地であること 構造 墓地の構造は、左の各号にあてはまらな ければならない。ただし、知事において土 地の状況その他特別の事由により衛生、風 教その他公益を害するおそれがないと認め たものはこの限りでない。 1 周囲は美観を感ずる塀又は密植した樹木 の垣をめぐらすこと。 （審査基準） 敷地には、永続性の確保観点から抵当権 等の制限物件が設定されていないこと				別に告示する区域 内の墓地には、死体 を埋葬してはならな い。
愛知県 名古屋市長	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成13年4月1 日） 墓地等指導要綱（平成20年 12月1日）	（要綱） 墓地等の経営は、原則として地方公 共団体に限る。ただし、過去の経緯又 は地域の実情等により市長が必要と認 めた場合であって、次の各号に掲げる ものがそれぞれ当該各号に掲げる要件 を満たしているときに限り、墓地等の 経営許可等を行うことがある。（1）公 益財団法人であって、経営許可等を受 けようとする墓地等の規模が地域の墓 地等の需要に応じたものであること。 (2)宗教法人で経営許可等を受けよう とする墓地等が宗教活動のためのもの であること。なお、墓地の場合にあて は、檀信徒のためのものであり、その 面積及び区画数が、利用予定者数に応 じた適当な規模であること。（3）地域 共同体で法の施行日前から地域共同体 で管理している墓地であること。	（要綱） 申請者は、あらかじめ市 長に協議しなければならない。	墓地の新設及び拡張の許可は次の基準に よる。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他特 別の事由により衛生、風致その他公益を害 するおそれがないと認めるときは、この限 りでない。 (1)河海、国県道その他重要道路、鉄道軌 道からいずれも20m以上隔てること (2)墓 地にあつては、人家、官公署、学校、公園 又は病院から100m以上隔てること (3)高燥 で飲用水に係るのない土地であること 構造 墓地の構造は、次の各号にあてはまらな ければならない。ただし、市長において土 地の状況その他特別の事由により衛生、風 致その他公益を害するおそれがないと認め たものはこの限りでない。 ア周囲は美観を伴うべし又は密植した樹木 の垣をめぐらすこと。			この規則施行の際現 に効力を有する愛知県 知事が行った許可等の 処分その他の行為又は 愛知県知事に対して 行っている許可の申請 その他の行為は、この 規則施行後は、それぞ れ、この規則の相当規 定に基づいて、市長が 行った許可等の処分そ の他の行為又は市長に 対して行っている許可 の申請その他の行為と みなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	愛知県 豊橋市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年12月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河海、鉄道軌道又は国道、県道その他重要道路からいずれも20m以上離れていること (2)住宅、店舗、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から、墓地にあつては110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。 ア境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること				
3	愛知県 岡崎市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年12月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること (2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、墓地にあつては110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。 ア境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4	愛知県 一宮市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則実施要綱（平成24年4月1日） 墓地等経営許可関係事務処理要領	（要領） ア経営主体は原則として市町村等の地方公共団体でなければならない。イこれによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限定すること。ウ個人が経営許可を受けられるものは、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くなく新設の必要がある場合に限られること。エ法第26条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地については、次の①から③までの要件を全て満たす場合に限り、地方自治法に基づく認可地縁団体を経営主体として許可することができる。 ①墓地の区域の変更等を行うことなくそのまま経営を引き継いで行う場合又は公共事業等による墓地の区域の変更若しくは移転を行う場合 ②市町村、宗教法人又は公益許人が当該墓地の経営主体となることが困難な場合 ③地方自治法に規定する規約の目的に当該墓地の経営を行う旨が明記されていること	墓地の新設及び拡張の許可は次に掲げる基準による。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、国道、県道その他重要道路又は鉄道軌道からいずれからも20m以上離れていること (2)人家、官公署、学校、公園又は病院その他これらに類する施設のいずれからも110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造 墓地等の構造は、次に掲げる基準による。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、限りでない。 ア周囲に美観を感じる塀又は密植した樹木の垣を巡らすこと。		この規則の施行に別必要な事項は、市長が別に定める。	この規則の施行の日前までに、墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和24年第99号）の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
5	愛知県 瀬戸市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）		墓地等の新設及び拡張の許可は次に掲げる基準による。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、国県道その他重要道路、鉄道軌道からいずれも20m以上離れていること (2)墓地にあっては、住宅、店舗、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から110m以上離れていること (4)高燥で飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造は、次の各号に該当しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めたものは、この限りでない。ア境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること。				埋葬するときの墓穴の深さは、1.8m以上としなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。 地下水その他やむを得ない事由により前項本文の基準により難しいときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	愛知県 豊川市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること (2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から110m以上離れていること (4)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。				
7	愛知県 津島市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること (2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から110m以上離れていること (4)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。			この規則の施行の際現に効力を有する愛知県知事が行った許可等の処分その他の行為又は愛知県知事に対して行っている許可の申請その他の行為は、この規則の施行後は、それぞれ、この規則の相当規定に基づいて、市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行っている許可の申請その他の行為とみなす。	
8	愛知県 碧南市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河海、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること。ただし、管理者の同意がある場合は、この限りでない。(2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から110m以上離れていること (4)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
9 愛知県 刈谷市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地等経営許可関係事務処 理要領	（要領） ①経営主体は原則として地方公共団体 でなければならない。 ②これにより がたい事情がある場合であっても宗教 法人、公益法人等に限ること。 ③個 人での設置許可は原則認められない。 ただし、特別な事由により市長が認め る場合はこの限りでない。 ④法第26 条に基づくみなし許可を受けた村落共 同墓地については、次のアからウまで の要件を全て満たす場合に限り地方自 治法に基づく認可地縁団体を経営主体 として許可することができる。ア墓地 の区域の変更等を行うことなくそのま ま経営を引き継いで行う場合又は公共 事業等による墓地の区域の変更若しく は移転を行う場合 イ市、宗教法人又 は公益法人が当該墓地の経営主体とな ることが困難な場合 ウ地方自治法に 規定する規約の目的に当該墓地の経営 を行う旨が明記されていること。 経営規模 宗教法人・公益法人等が設置する場 合は、市有墓地の設置状況等を考慮 し、必要な範囲に限るものとするこ と。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおり とする。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認めるときは、 この限りでない。 (1)河川、鉄道及び国道、県道その他重要 道路から20m以上離れていること。(2)住 宅、店舗、学校、公園、病院その他これら に類する施設から110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそ れのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおり とする。ただし、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認める場合は、 この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹 木等により障壁を設けること。				
10 愛知県 豊田市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成25年4月1 日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおり とする。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認めるときは、 この限りでない。 (1)河川、国県道その他重要道路、鉄道軌 道からいずれも20m以上離れていること。 (2)住宅、店舗、学校、公園又は病院その 他これらに類する施設から110m以上離れて いること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染 するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおり とする。ただし、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認める場合は、 この限りでない。ア境界には、塀、さく、 樹木等により障壁を設けること。			改正前の豊田市墓 地、埋葬等に関する法 律施行細則の規定によ り保健所長に対してさ れている申請その他の 行為は、改正後の豊田 市墓地、埋葬等に関す る法律施行細則の相当 規定により市長に対し てされた申請その他の 行為とみなす。	

11

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
愛知県 安城市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地等経営許可関係事務処 理要領（平成24年8月1日） 墓地の区域又は納骨堂若し しくは火葬場の施設の変更の 許可（審査基準） 墓地、納骨堂若しくは火葬 場の廃止の許可（審査基 準）	（要領） ①経営主体 ア経営主体は原則として 地方公共団体でなければならない。 イこれによりがたい事情がある場合で あっても宗教法人、公益法人に限る こと。 ウ個人が設置許可を受けられ るものは、山間等人里遠く離れた場所 で墓地等の施設が全くなく新設の必要 がある場合に限られるので、安城市に おいては許可しない。 エ法第26条に 基づくみなし許可を受けた村落共同墓 地については、次の①から③までの要 件を全て満たす場合に限り、地方自治 法に基づく認可地縁団体を経営主体と して許可することができる。①墓地の 区域の変更等を行うことなくそのまま 経営を引き継いで行う場合又は公共事 業等による墓地の区域の変更若しくは 移転を行う場合 ②市町村、宗教法人 又は公益法人が当該墓地の経営主体と なることが困難な場合 ③地方自治法 に規定する規約の目的に当該墓地の経 営を行う旨が明記されていること。 経営規模 ア 市町村等の地方公共団体が設置す るものについては将来計画を考慮に入 れること。 イ宗教法人・公益法人等 が設置する場合は、必要な範囲に限る ものとする。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおり とする。ただし、第1号、第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他特 別の事由により公衆衛生、風致その他公益 を害するおそれがないと認めるときは、こ の限りでない。 (1) 鉄道、河川及び国道、県道その他重要 道路から20m以上離れていること。(2) 住 宅、官公署、店舗、学校、公園又は病院そ の他これらに類する施設から110m以上離れ ていること (4) 高燥で、かつ、飲用水を汚 染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおり とする。ただし、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認める場合は、 この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹 木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者が、こ の規則の規定に違反した とき又は正当な理由なく 墓地等の正常な経営を行 わないときは、市長は法 第10条の規定による許可 を取り消すことができ る。		
愛知県 西尾市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおり とする。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認めるときは、 この限りでない。 (1) 河海、国県道その他重要道路、鉄道か ら20m以上離れていること。(2) 住宅、店 舗、学校、公園又は病院その他これらに類 する施設から110m以上離れていること (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれの ない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおり とする。ただし、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認める場合は、 この限りでない。ア境界には、塀、さく、 樹木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管 理者が、この規則の規定 に違反したとき、又は正 当な理由なく墓地等の正 常な経営を行わないとき は、市長は許可を取り消 すことができる。		

12

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
13 愛知県 蒲郡市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地等経営許可関係事務処 理要領（平成24年4月1日）	（要領） 経営主体 経営主体は、団体にあっては、原則 として地方公共団体でなければならない。 ただし、これによりがたい事情が ある場合は、宗教法人又は公益法人と する。個人にあっては、山間等人里遠 く離れた場所で墓地等の施設が全くな く新設の必要がある場合に限る。 経営規模（墓地のみ） (1) 地方公共団体が設置する墓地の規模 は、住民の需要に応じて計画的な供給 に配慮された規模とする。(2) 宗教法 人又は公益法人等が設置する墓地の規 模は、必要とする範囲に限るものとし る。この場合において、当該範囲を判 断する資料として事業計画書に墓地使 用申込者の一覧表を添付させる。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおり とする。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認めるときは、 この限りでない。 (1) 河川、鉄道軌道、国道、県道その他重 要道路からいずれも20m以上離れているこ と。(2) 住宅、店舗、学校、公園又は病院 その他これらに類する施設から110m以上離 れていること (3) 高燥で、かつ、飲用水を 汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおり とする。ただし、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認める場合は、 この限りでない。ア境界には、塀、さく、 樹木等により障壁を設けること。				
14 愛知県 江南市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地の区域又は納骨堂若し しくは火葬場の施設の変更の 許可（審査基準） 墓地、納骨堂若しくは火葬 場の廃止の許可（審査基 準） 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可（審査基準）	（変更の許可 審査基準） 経営主体 (1) 経営主体は原則として市町村等の地 方公共団体でなければならない。(2) これによりがたい事情がある場合で あっても宗教法人又は公益法人等に 限ること。(3) 個人が設置許可を受けら れるものは、山間等人里遠く離れた場 所で墓地等の施設が全くなく新設の必 要がある場合に限られること。(4) 法 第26条に基づくみなし許可を受けた村 落共同墓地については、次の①から③ までの要件を全て満たす場合に限り、 地方自治法に基づく認可地縁団体を 経営主体として許可することができる。 ①墓地の区域の変更等を行うことなく そのまま経営を引き継いで行う場合又 は公共事業等による墓地の区域の変更 若しくは移転を行う場合 ②市町村、 宗教法人又は公益法人が当該墓地の 経営主体となることが困難な場合 ③地 方自治法の規定する規約の目的に当該 墓地の経営を行う旨が明記されている こと 経営規模（墓地のみ） (1) 市町村等の地方公共団体が設置する ものについては将来計画を考慮に入れ ること (2) 宗教法人・公益法人等が 設置する場合は、必要とする範囲に限 るものとする。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおり とする。ただし、第1号又は第2号に該当す る場合において、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認めるときは、 この限りでない。 (1) 河川、鉄道及び国道、県道その他重要 道路、鉄道から20m以上離れていること。 (2) 住宅、店舗、学校、公園、病院その他 これらに類する施設から110m以上離れて いること (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染す るおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおり とする。ただし、市長が土地の状況その他 特別の事由により公衆衛生、風致その他公 益を害するおそれがないと認める場合は、 この限りでない。ア境界には、塀、さく、 樹木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管 理者がこの規則の規定に 違反したとき又は正当な 理由なく墓地等の正常な 経営を行わないときは、 市長は、法第10条の規定 による許可を取り消すこ とができる。	この規則の施行前に 墓地、埋葬等に関する 法律施行細則（昭和24 年第99号）の規定によ り愛知県知事がした許 可その他の行為は、こ の規則の相当規定によ り市長がした許可その 他の行為とみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
15 愛知県 小牧市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の基準については、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)鉄道、国道、県道その他重要道路及び河川からいずれも20m以上離れていること。(2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき、又は正当な理由なく墓地等の正常な経営が行われなときは、市長は、法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		埋葬するときの墓穴の深さは、1.8m以上としなければならない。ただし、法令に特段の定めがある場合又は地下水その他の事由により深さを確保できないものとして市長の承認を受けた場合はこの限りでない。
16 愛知県 東海市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月2日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の基準については、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)鉄道、河川、海及び国道、県道その他重要道路及から20m以上離れていること。(2)人家、官公署、学校、病院、公園その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。		墓地の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		
17 愛知県 大府市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道軌道又は国道、県道その他重要道路及からいずれも20m以上離れていること。(2)人家、官公署、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。		墓地の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営が行われなときは、市長は、法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		墓地においては、死体を土中に埋葬してはならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
18	愛知県 知立市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道軌道又は国道、県道その他重要道路及から20m以上離れていること。(2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。		市長は、墓地の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき、又は正当な理由なく指示に従わないときは、法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		
19	愛知県 尾張旭市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地等経営許可関係事務処理要領 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可（審査基準） 墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可（審査基準）	（要領） 経営主体 ア経営主体は原則として地方公共団体でなければならない。イこれによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ること。(3)個人が設置許可を受けられるものは、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くなく新設の必要がある場合に限られること。 経営規模（墓地のみ） ア市が設置するものについては将来計画を考慮に入れること イ宗教法人・公益法人等が設置する場合は、必要とする範囲に限るものとする。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路及から20m以上離れていること。(2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。ア境界には、障壁又は樹木等による垣根等を設けること。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		
20	愛知県 豊明市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること。(2)住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3)高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。ア境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は許可を取り消すことができる。		

21

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
愛知県 日進市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1) 河川、国道、県道その他重要道路、鉄道軌道からいずれも20m以上離れていること。(2) 住宅、店舗、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な営業が行われないときは、市長は許可を取り消すことができる。		
愛知県 田原市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1) 河川、鉄道軌道又は国道、県道その他重要道路からいずれも20m以上離れていること。(2) 住宅、店舗、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。ア境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		

23

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
愛知県 北名古屋市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1) 河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること。(2) 住宅、店舗、官公署、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。ア周囲は美観を感ずる塀又は密植した樹木の垣をめぐらすこと。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		
愛知県 みよし市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1) 河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20m以上離れていること。(2) 住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、110m以上離れていること (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。ア境界には、塀、柵、樹木等による障壁を設けること。		墓地等の経営者又は管理者が、この規則の規定に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営を行わないときは、市長は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。		

1

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
岐阜県 岐阜市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成18年1月1 日） 墓地、埋葬等に関する法律 事務取扱要領（平成22年4月 1日）	（要領） 経営の許可又は変更の許可は、法第1 条に規定する目的及び細則第5条並びに 本要領に規定する施設基準に適合し、 かつ、永続性及び非営利性が確保され ている場合であって、次の各号のいず れかに該当する場合に許可できること とする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主た る事務所又は従たる事務所を市内に有 するもの (3) 公益法人で、その事務所 を市内に有するもの (4) 特別の理由が ある場合であって、市長が、公衆衛生 その他公共の福祉の見地から支障がな いと認めるもの 経営の許可申請および変更の許可申 請があったときは、次の事項について 留意する。 (1) 市内の墓地等の現況及び将来計画と の適合性 (2) 市内における土地利用等 の将来計画との適合性 (3) 公衆衛生そ の他公共の福祉との適合性 (4) 付近住 民等の意見等について（反対陳情の有 無、有の場合はその対応策） (7) 前各 号に掲げるもののほか、保健所長が必 要と認める事項 第1項の永続性及び非営利性の判断 は、次に定めるところにより行う。 (1) 墓地等の敷地は、原則として申請 者が所有権その他の権限を有している こと。 (2) 墓地等の敷地に、抵当権等 が設定されていないこと。 (3) 永代使用 料及び管理料が妥当な額であること。 (4) 永代使用料及び管理料以外の名目 で、料金等を徴収しないものであるこ と。	（要領） 細則第3条第1項の規定に よる申請の場合にも原則と して付近住民等の承諾書を 添付させること。 (1) 墓地等に隣接する土地の 所有者及び土地に関するそ の他の権利を有する者 (2) 墓地等に近接する（おおむ ね100m以内とする）老人福 祉施設、病院及び学校の管 理者又は経営者 (3) 墓地等 に近接する区域に居住す る者 (4) 前号による場合が困 難なときは、その代表者	墓地の場合 ア敷地と隣地との境界が、垣、塀、樹木等 によって明らかにされていること イ敷地 が、高燥又は多孔性な土地であること ウ 墓地を設けることによって周辺の地域の飲 料水が汚染されるおそれのないこと。 市長が土地の状況その他特別の理由によ り許可を与えても支障がないと認めたとき は、前項の基準によらないことができる。				
2 岐阜県 恵那市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成16年10月25 日） 墓地、埋葬等に関する法律 事務取扱要領（平成17年3月 7日）	（要領） 経営又は変更の許可は、法第1条の目 的及び細則第3条の施設基準に適合し、 かつ、永続性及び非営利性が確保され ている場合であって、次のいずれかに 該当する場合にすることができる。 (1) 地方公共団体が設置しようとするとき。 (2) 地方公共団体が墓地等を設置 することが将来計画からみて困難であり、 かつ、付近に需要を満たす墓地等 がない場合で、宗教法人が原則として 自己所有地等に墓地等を設置しようと するとき (3) 山間へき地等人里遠く離 れた場所に居住する者が、その居住地 の付近に自己又は自己の親族の使用に 供する墓地を設置しようとする場合 で、諸条件を総合的かつ厳密に勘案 し、やむを得ない事情があるとき。 (4) 公共事業等その他特別な理由により 新設するとき 墓地等経営の永続性及び非営利性の 判断は、次により行う。 (1) 墓地等の敷地は、原則として申請者 が所有権又は地権を有していること	（要領） 経営の申請書には、原則 として次の者の承諾書を添 付させる。なお、承諾書が 得られない場合は、その理 由を十分調査し、第2条第1 項に定める許可条件との関 連性について慎重に審査す る。 (1) 墓地に隣接する土地の所 有者及び土地に関するそ の他の権利を有する者 (2) 墓 地等に近接する（おおむね 100m以内とする）老人福祉 施設、病院及び学校の管理 者又は経営者 (3) 墓地等 に近接する区域に居住する者 又はその代表者	市長が許可を与える場合の公衆衛生上の施 設の基準は、次のとおりとする。 ア敷地と隣地との境界が、垣、塀、樹木等 によって明らかにされていること イ敷地 が、高燥又は多孔性な土地であること ウ 墓地を設けることによって周辺の地域の飲 料水が汚染されるおそれのないこと。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
		が所有権又は地上権を有していること (2)墓地等の敷地は、抵当権等が設定されていないこと (3)永代使用料及び管理料が妥当な額であること (4)永代使用料及び管理料以外の名目で、料金等を徴収しないものであること						
3	岐阜県 高山市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等経営に関する 指導要綱（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 事務取扱要領（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可は、当該許可に係る申請の内容が次の各号のいずれにも該当する場合にするものとする。 (1)法の目的に適合していること。(2)墓地等の経営の永続性及び非営利性が確保されていること。(3)申請者が次のアからウまでのいずれかに掲げる者であること。ア市町村その他地方公共団体 イ宗教法人。ただし、市町村その他の地方公共団体が墓地等を設置することが困難であり、かつ、付近に需要を満たす墓地等がない場合であつて、原則として自己所有地に墓地等を設置しようとするときに限る。ウ自己又は自己の親族のための墓地等を設置しようとする者であつて、その住居の近隣に墓地等がないこと、その他の諸条件を総合的に勘案し、その者による墓地等の設置がやむを得ないと市長が認めるもの。 (要領) 墓地経営等の必要性について ア将来における墓地経営の算定根拠となる市の人口動態、人口予測等を十分考慮のうえ、許可権者が合理的、客観的根拠をもって需要動向を把握し、必要とする基数を判断する。(2)永続性及び非営利性について ア墓地等の敷地は、原則として申請者が所有権を有し、又はやむを得ない場合でも、墓地設置の目的で墓地経営の期間内につき地上権を有していること。 イ墓地等の敷地は、抵当権が設定されていないこと。	(指導要綱) 墓地等を計画する経営者は墓地等の用地取得前までに、市と、その経営計画について法の趣旨、環境調和及びその他公共福祉の見地から事前協議を行わなければならない。 申請者は、墓地等の計画を地域住民に説明し理解を得られるように努めなければならない。	墓地等の設備及び構造は、公衆衛生上、環境衛生及び災害防止のため次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる基準に適合するものとし、申請者は、別表に掲げる各事項を遵守しなければならない。ただし、土地の状況その他の特別の理由により許可しても支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 ア当該墓地の敷地と隣地との境界は、垣、塀、樹木その他のものによって明らかに区画されていること イ敷地が、高燥又は多孔質な土地であること		墓地、納骨堂及び火葬場の経営者又は管理者が、この規則に基づいて発する命令に違反したときは、その業務を停止させ、又は許可を取り消すことができる。		
4	岐阜県 関市	墓地、埋葬等に関する法律 事務取扱要領（平成12年4月1日） 墓地経営等の必要性について 将来における墓地経営の算定根拠となる市の人口動態、人口予測等を充分考慮のうえ、合理的、客観的根拠をもって需要動向を把握し、必要とする基数を判断すること。(2)永続性及び非営利性について ア墓地等の敷地は、原則として申請者が所有権を有していること。所有権を有していない場合でも、墓地設置の目的で墓地経営の期間内については地上権を有していること。 イ墓地等の敷地は、抵当権が設定されていないこと。 ウ永代使用料及び管理料が妥当な額であること。エ永代使用料及び管理料以外の名目で料金等を徴収しないこと。	経営又は変更の許可の申請書には、原則として、次の者の承諾書を添付すること。(1)墓地に隣接する土地の所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する者 (2)墓地等に近接する（おおむね100m以内とする）老人福祉施設、病院及び学校の管理者又は経営者 (3)墓地等に近接する区域に居住する者又はその代表者					

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5 岐阜県 美濃加茂市	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則（平成24年4月1日）	許可を受けて墓地等の経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、事務所を美濃加茂市内に有している者（市その他の地方公共団体が墓地等を設置することが困難であり、かつ、付近に需要を満たす墓地等がない場合に限る。） (3) 地方自治法第260条の2の認可地縁団体 (4) 自治会その他墓地等を管理する市民で構成された自治組織	経営許可の申請をしようとする者は、当該墓地等の計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、標識を設置後速やかに墓地等の隣地所有者及び墓地等の敷地の境界線から周囲100m以内にある建物の管理者及び当該地域の自治会の代表者に対し、墓地等計画の内容を周知するための説明会を開催しなければならない。 墓地等の経営の許可の申請には、次に掲げる者の承諾書を添付すること。(1) 墓地等に隣接する土地の所有者 (2) 墓地等の敷地の境界線から周囲100m以内にある次に掲げる施設の管理者又は経営者 ア学校 イ児童福祉施設 ウ病院又は診療所若しくは助産所 エ老人福祉施設 オ介護老人福祉施設、介護療養型医療施設又は介護老人保健施設 (3) 墓地等の敷地の境界から周囲100m以内に居住する世帯の世帯主又は自治会の代表者	墓地等は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。(1) 墓地等の敷地は、墓地等を経営しようとする者が所有権を有していること。ただし、市が所有する土地に墓地等を設置することを許可する場合はこの限りでない。(2) 墓地等の使用料金、管理費等が他の墓地と比べて著しく高額又は定額ででないこと (4) 墓地等の経営を申請者が主体的に行うこと 構造設備の基準 墓地の設置及び構造設備の基準は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 墓地の敷地と隣地との境界は、生垣、塀、樹木等によって明らかに区分されていること (2) 生け垣等は、隣接地から墳墓が見通せない概ね2m以上の高さであること		市長は、前項の許可をするにあたって、必要な条件を付すことができる。 市長は、この規則の施行に必要な限度において、職員に墓地等に立ち入らせ、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消すことができる。(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者 (2) 前条の規定による命令に従わない者		
6 岐阜県 土岐市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律 事務取扱要領（平成24年4月1日）	墓地等の経営の許可は、当該許可に係る申請の内容が次の各号のいずれにも該当する場合にするものとする。 (1) 法の目的に適合していること。(2) 墓地等の経営の永続性及び非営利性が確保されていること。(3) 申請者が次のアからウまでのいずれかに掲げる者であること。ア地方公共団体 イ宗教法人で、事務所を土岐市内に有するもの（市町が墓地等を設置することが困難であり、かつ、付近に需要を満たす墓地等がない場合であつて、原則として自己所有地に墓地等を設置しようとするときに限る。）ウ自己又は自己の親族のための墓地等を設置しようとする者であつて、その住居の近隣に墓地等がないことその他の諸条件を総合的に勘案し、その者による墓地等の設置がやむを得ないと市長が認めるもの。 （要領） 墓地等経営の必要性、永続性及び非営利性等の判断については、次に掲げるとおりとする。 (1) 墓地経営等の必要性については、将		墓地が、次に掲げる公衆衛生上の基準に適合していること。ただし、土地の状況その他の特別の理由により許可しても支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 ア当該墓地の敷地と隣地との境界は、垣、塀、樹木その他の物によって明らかに区画されていること イ敷地は、高燥又は多孔隙性な土地であること （要領） 墓地等の構造等については、次に掲げるとおりとする。 ア支障なく墓参ができるように、砂利敷その他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、各墳墓に接続する通路を設けること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
		来における墓地経営の算定根拠となる市の人口動態、人口予測等を十分考慮の上、許可権者が合理的、客観的根拠を持って需要動向を把握し、必要とする基数を判断する。(2)永続性及び非営利性について ア墓地等の敷地は、原則として申請者が所有権を有し、又はやむを得ない場合でも、墓地設置の目的で墓地経営の期間内につき地上権を有していること。 イ墓地等の敷地は、抵当権等が設定されていないこと。 ウ永代使用料及び管理料が妥当な額であること。 エ永代使用料及び管理料以外の名目で料金等を徴収しないものであること						
7	岐阜県 各務原市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）	墓地の新設又は変更の許可を与える場合の基準は、次のとおりとする。 (1)法の目的に適合していること。(2)墓地等の経営の永続性及び非営利性が確保されていること。(3)申請者が次のアからウまでのいずれかに掲げる者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。ア地方公共団体 イ宗教法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの ウ墓地等の経営を目的として設立された公益法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの (4)墓地等を経営しようとする者が経営許可の申請に係る墓地等の設置場所の土地を所有していること。	墓地に係る申請にあっては、当該墓地が次に掲げる公衆衛生上の基準に適合していること。ただし、土地の状況その他の特別の理由により許可しても支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。ア敷地と隣地との境界が、垣、塀、樹木等によって明らかにされていること イ敷地が、高燥又は多孔性な土地であること		この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。		
8	岐阜県 可児市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成20年11月1日） 墓地、埋葬等に関する法律等事務取扱規程（平成20年11月1日）	(規程) 経営の許可は、法第1条の目的及び細則第6条の施設基準に適合し、かつ、永続性、非営利性が確保されている場合であつて、次のいずれかに該当する場合にすることができる。 (1)地方公共団体が墓地等を設置し、又は変更しようとするとき。(2)地方公共団体が墓地等を設置することが将来計画等から見て困難であり、かつ、付近に需要を満たす墓地等がない場合で、宗教法人又は公益法人が原則として自己所有地等に墓地等を設置しようとするとき。(3)経営の許可を受けている宗教法人又は公益法人がその管理する墓地等を変更しようとするとき。 (4)自治会、町内会その他の市民の自治組織がその管理する墓地等を変更しようとするとき。(5)公共事業等その他特別な事由により設置又は変更しようとするとき。(6)山間へき地等人里遠く離れた場所に居住する者が、その居住地の付近に自己又は自己の親族の使用に供する墓地を設置しようとする場合で、諸条件を総合的かつ厳密に勘案し、やむを得ない事情があるとき。	(規程) 経営の許可又は変更の許可の申請者には、原則として、次の者の承諾書を添付させる。 (1)墓地に隣接する土地の所有者及び当該土地に関するその他の権利を有する者 (2)墓地に近接する（おおむね100m以内とする。）老人保健施設、病院及び学校の管理者又は経営者 (3)墓地又は火葬場に近接する区域に居住する者又はその代表者。 前項の承諾書が得られない場合は、その理由を充分調査し、第2条に規定する許可の要件との関連性について慎重に審査するものとする。	市長が墓地の経営又は変更の許可を与える場合の公衆衛生上の施設の基準は、次のとおりとする。 ア敷地と隣地との境界が、垣、塀、樹木等によって明らかにされていること イ敷地が高燥又は多孔性な土地であること 市長が土地の状況その他特別の理由により許可を与えても支障がないと認めたときは、前項の基準によらないことができる。			

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
三重県	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成17年3月7日） 墓地経営許可等に関する事務取扱要領	（取扱要領） 墓地等の経営は、永続性、非営利性を基本とすることから、その経営者は、原則として地方公共団体とする。ただし、これにより難い場合は、次のいずれかによるものとする。 (1) 地方公共団体が経営する墓地がないなど、相当の事由があると認める場合は、宗教法人またはその他の公益法人である経営者 (2) 交通の不便な地域であるなど、周囲の状況から自己又は自己の親族のための墓地を設置することがやむを得ないと認める場合は、その経営者。ただし、居住して当該墓地を管理することが出来る場合に限る。 (3) 従来からある墓地等の経営者が死亡する等により引き継いで経営する場合等、特別の事由があると認めた経営者。		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。 1 墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ公共の福祉等の見地から特別の事由があると知事が認めたときは、この限りでない。 2 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 墓地等の経営者以外の者が、墓地等の設置後、前項に規定する距離内に人家等を設置した場合にあつては、それぞれ同項第1号の規定は適用しない。 施設基準 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 1 墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合はみぞ等で区画すること。 2 墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。 3 墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること。				改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行うものを指導監督すること。 知事に提出する書類は、区域又は施設を管轄する保健所を経由しなければならない。
三重県 津市	墓地、埋葬等に関する法律 施行取扱規則（平成24年4月1日） 墓地経営許可等に関する事務取扱要領（平成24年4月1日）	（取扱要領） 墓地等の経営は、永続性、非営利性を基本とすることから、その経営者は、原則として地方公共団体とする。ただし、これにより難い場合は、次のいずれかによるものとする。 (1) 地方公共団体が経営する墓地がないなど、相当の事由があると認める場合は、宗教法人またはその他の公益法人等 (2) 交通の不便な地域であるなど、周囲の状況から自己又は自己の親族のための墓地を設置することが止むを得ないと認める場合は、その経営者。ただし、居住して当該墓地を管理することができる場合に限る。 (3) 従来からある墓地等の経営者の死亡等により引き継いで経営する場合など、特別の事由があると認めた経営者。		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。 (2) 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 施設基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。 (2) 墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。			この規則の施行の前に、墓地の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行う者を指導監督すること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	三重県 四日市市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。(2)墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 施設基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。(2)墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。(3)墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること				改装のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改装を行う者を指導監督すること。
3	三重県 伊勢市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地経営許可等に関する事務取扱要領（平成24年4月1 日）	(取扱要領) 墓地等の経営は、永続性、非営利性を基本とすることから、その経営者は、原則として地方公共団体とする。ただし、これにより難い場合は、次のいずれかによるものとする。 (1)地方公共団体が経営する墓地がないなど、相当の事由があると認める場合は、宗教法人又はその他の公益法人である経営者(2)交通の不便な地域であるなど、周囲の状況から自己又は自己の親族のための墓地を設置することが止むを得ないと認める場合は、その経営者。ただし、居住して当該墓地を管理することが出来る場合に限る。(3)従来からある墓地等の経営者の死亡等により引き継いで経営する場合等、特別の事由があると認めた経営者。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。 (1)墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。(2)墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 施設基準 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。(2)墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。(3)墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること。				改装のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改装を行う者を指導監督すること。
4	三重県 松阪市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地経営許可等に関する事務取扱要綱（平成24年4月1 日）	(取扱要綱) 墓地等の経営は、永続性、非営利性を基本とすることから、その経営者は、原則として地方公共団体とする。ただし、これにより難い場合は、次のいずれかによるものとする。 (1)地方公共団体が経営する墓地がないなど、相当の事由があると認める場合は、宗教法人又はその他の公益法人である経営者(2)交通の不便な地域であるなど、周囲の状況から自己又は自己の親族のための墓地を設置することが止むを得ないと認める場合は、その経営者。ただし、居住して当該墓地を管理することが出来る場合に限る。(3)従来からある墓地等の経営者の死亡等により引き継いで経営する場合等、特別の事由があると認めた経営者。	墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合していなければならない。 (1)墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。(2)墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 施設基準 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。(2)墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。(3)墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること。(4)その他市長が特に必要と認めること。			この規則の施行の際現に墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年三重県規則第26号）の規定に基づき提出されている申請書その他の書類又は交付されている証票、許可書等は、この規則に基づきなされたものとみなす。	改装のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改装を行う者を指導監督すること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5	三重県 桑名市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日）		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。 (1) 墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。(2) 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 施設基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しななければならない。 (1) 境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。(2) 適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。(3) 墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること。			この規則の施行の前日までに、三重県規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	改装のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うように指導監督すること。
6	三重県 名張市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地、納骨堂及び火葬場の 経営許可等に関する事務取 扱要領（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 主たる事務所又は従たる事務所を市内に有する宗教法人 (3) 主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、墓地等の経営を目的とする公益法人 (4) 公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉の見地から特別の事由があると市長が認めた者 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合には、この限りでない。	申請予定者は、あらかじめ当該墓地等の計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、許可の申請をしようとする内容及び計画について、墓地等の敷地の境界線から水平距離が100m以内の範囲において、居住する者及び名張市地域づくり組織条例に規定する基礎的コミュニティに対し、墓地等の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催しなければならない。	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 墓地にあつては、人家等から100m以上離れていること。(2) 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること 施設基準 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 周囲には周辺の環境と調和した壁又は密植した樹木の垣等を設け、外部と区画すること。(2) 墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。(3) 墓地内にごみ集積設備を設けること。		この規則の施行の際、三重県施行細則の規定により交付された許可書等は、この規則の相当規定に基づき交付された許可書等とみなす。	改装のため、埋葬した死体及び収蔵した焼骨を発掘するに当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改装を行う者を指導し、監督すること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
三重県 伊賀市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1 日） 墓地経営許可等に関する事 務取扱要領（平成24年4月1 日）	墓地等を経営しようとする者は、次 に掲げる各号のいずれかに該当するも のでなければならない。 (1)地方公共団体 (2)事務所を市内に有 する宗教法人 (3)事務所を市内に有 し、墓地等の経営を目的とする公益法 人 (4)交通の不便な地域であるなど、 周囲の状況から自己又は自己の親族の ための墓地を設置することがやむを得 ないと市長が認める場合は、その設置 者。ただし、居住して当該墓地を管理 することができる場合に限る。(5)従 来からある墓地等の経営者が死亡する 等により引継いで経営する場合等、市 長が特別の事由があると認めた設置 者。		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適 合していなければならない。 (1)飲料水を汚染する恐れがない等公衆衛 生上支障のない土地であること (2)墓地に あつては、人が居住する家屋及び事務所等 の建物施設（倉庫、駐車場その他これらに 類するものは除く）から100m以上離れてい ること。ただし、公衆衛生上支障がなく、 かつ、公共の福祉等の見地から特別な事由 があると市長が認めたときは、この限りで ない。 施設基準 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適 合しなければならない。 (1)墓地の境界には、障壁又は樹木による 垣根等を設けること。ただし、土地の状況 等によりこれにより難い場合は、みぞ等で 区画すること。(2)墓地には適当な排水路 を設け、雨水又は地表水が停留しないよう にすること。(3)墓地内にゴミを処理又は 貯留できる設備を設けること。			この規則の施行の際 現に三重県細則の規定 に基づいて提出されて いる申請書その他の書 類は、この規則に基づ いて提出された申請書 その他の書類とみな す。	改装のための死体 の発掘に当たって は、発掘した死体の 防臭措置及び発掘場 所の消毒を十分に行 うよう、改装を行う 者を指導監督するこ と。

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大阪府	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可等に関する指導 指針	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 1 地方公共団体 2 宗教法人であつて、府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの 3 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置又は拡張の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を知事に届出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を知事に報告しなければならない。	墓地は、住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、知事が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、知事が、府民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 1 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあつては、その敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。	墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。		墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、地表まで1.5m以上の余地を残してこれをさせなければならない。
大阪府 大阪市	墓地、埋葬等に関する法律 施行細則（平成24年4月1日）			市長は、法第10条の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る墓地等の所在地が、学校、病院及び人家の敷地からおおむね300m以内の場所にあるときは、当該許可を行わないものとする。ただし、市長が当該墓地等の付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地の周囲に塀を設けること。ただし、樹木を植えて塀に代えることができる。(4) 前3号に掲げるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認める設備を設けること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2 大阪府 堺市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年12月1日） 審査基準（平成21年7月1日）	墓地又は納骨堂を営もうとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地の経営を目的として設立された公益法人で、地方公共団体が出資し、又は補助しているもの (2) 宗教法人で、本市の区域内に宗教法人法上の事務所を有するもの (3) 本市の区域内に存する集落共有財産等を管理する墓地管理委員会等で、墓地の区域の変更又は公共事業に伴う墓地の移転をしようとするもの		墓地の新設又は区域の変更をしようとする場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 学校、病院その他これらに類する施設及び人家から200m以上離れていること。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準 施設の基準 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 周囲には、外部と区画するための障壁又は垣根を設けること (2) 前号の設備に接した緑地帯をその内側に設けること。(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準 (規則) 墓地の用地は、原則として自己所有であること。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	本市の区域内においては、埋葬してはならない。
3 大阪府 豊中市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成25年4月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する指導指針（平成24年4月1日）	墓地等を営もうとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等に関する計画の周知を図るため、市規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届けなければならない。 当該許可の申請に先立って、市規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって市規則で定めるものの敷地から100m以上離れていること。 (2) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。(3) 墓地等の土地には、当該墓地等の経営者が当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。		この条例の施行の際、現に大阪府知事に対してなされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模壺園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4 大阪府 池田市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成24年4月1日) 墓地、埋葬等に関する条例 施行規則 (平成25年4月1 日) 墓地、火葬場、納骨堂の許 可申請、審査基準、指導指 針等について	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情手に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置又は拡張の予定地から300m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	墓地は、住宅、病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から300m以上離れていなければならない。 墓地は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置されなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
5 大阪府 吹田市	墓地、埋葬等に関する法律 施行条例 (平成24年4月1 日) 墓地、埋葬等に関する法律 施行細則 (平成24年4月1 日) 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可に関する審査基 準 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営の許可等に関する指導 指針	法第10条の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内に事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内に事務所を有するもの	法第10条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 墓地の設置等に関する計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画に係る予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 前条に規定する者は、規則で定めるところにより、墓地の設置等に関する計画に係る予定地の境界線からの水平距離が100m以下の区域内の土地の所有者及び建物の使用者、管理者等に対し、説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	墓地は、住宅、病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地の境界線、水平距離で100m以上離れていなければならない。 墓地は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置されなければならない。 墓地等の用に供する土地は、当該墓地等を経営する者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 設備等の基準 墓地には、次に掲げる設備等を設けなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は垣 墓地は、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮されたものでなければならない。		この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地においては、埋葬をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6 大阪府 茨木市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準（平成23年2月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する指導指針（平成23年2月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、その主たる事務所を3年以上市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、その主たる事務所を3年以上市内に有するもの	許可の申請に先立って、墓地の設置等に関する計画の周知のため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	墓地は、住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。	市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該墓地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。	現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
7 大阪府 泉佐野市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成25年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8 大阪府 寝屋川市	墓地等の経営等の許可に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営等の許可に関する条例施行規則（平成25年4月1日） 墓地等の経営等の許可に関する指導指針（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可に関する審査基準（平成25年5月9日） 寝屋川市みなし墓地取扱要綱（平成25年6月19日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (4) 前3号に掲げるもののほか、その者が墓地等を営営することが市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるもの	当該許可の申請に先立って、計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、経営等の許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、計画に定められた予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、計画の周知を図るため、その計画の内容について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が土地を所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次の各号に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。		この条例の施行前に大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に府条例の規定により大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
9 大阪府 松原市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成25年4月1日） 墓地、火葬場、納骨堂の許可申請、審査基準、指導指針等について	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。				墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大阪府 大東市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日） 申請の手順について 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する指導指針	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所を3年以上有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所を3年以上有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあってはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。	市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該墓地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。		墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、埋葬をさせてはならない。
大阪府 和泉市	墓地、埋葬等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であって、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。		この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。		墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
12 大阪府 柏原市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成24年4月1日)	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅、病院その他規則で定める施設の敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 当該墓地等の経営者が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。				墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
13 大阪府 羽曳野市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成26年4月1日） 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する指導指針	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、当該墓地の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 当該墓地等の経営者が当該墓地等の土地を所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。		この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行つた許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行つた許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、地表まで1.5m以上の余地を残してこれをさせなければならない。 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。

14

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大阪府 摂津市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。				墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
大阪府 高石市	墓地、埋葬等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

15

16

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大阪府 藤井寺市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。
大阪府 東大阪市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成26年4月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する指導指針	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	墓地等の設置場所等の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていること。 (2) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 (3) 墓地等の土地には、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。	(指導指針) 敷地面積が1ha以上の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を30%以上、敷地面積が1ha未満の墓地にあつてはその敷地内に植栽した区域を15%以上確保すること。		この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

17

18

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大阪府 泉南市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成24年4月1日) 墓地、埋葬等に関する条例 施行規則(平成25年4月1 日)	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
大阪府 四條畷市	墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年4月1日) 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成24年4月1日)	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、その主たる事務所を3年以上市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、その主たる事務所を3年以上市内に有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対して説明会を開催し、速やかに、その内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地は、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。		市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該墓地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。	この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、埋葬をさせてはならない。

19

20

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大阪府 交野市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、その主たる事務所を3年以上市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、その主たる事務所を3年以上市内に有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等の計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかにその旨を市長に届けなければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置槽の計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地は、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。				墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
21 大阪府 阪南市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（平成24年4月1日） 墓地、火葬場、納骨堂の許可申請、審査基準、指導指針等について	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人であつて、市内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの	当該許可の申請に先立って、墓地の設置等に関する計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届けなければならない。 当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等予定地から100m以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。	住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100m以上離れていなければならない。 飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。 墓地等の土地は、当該墓地等の経営者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。			この条例の施行の際、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
京都府	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成19年5月14日）	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び永続性が確保されなければならない。 知事は、当該申請に係る墓地等の設置が、次の各号のすべてに該当すると認めるときでなければ、許可をしないものとする。ただし、周囲の状況その他特別の理由により支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 墓地等の経営者が次に掲げる者であること。ア 地方公共団体 イ 宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人 (2) 墓地等の経営者が(1)のイに掲げるものである場合には、墓地等を営営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められること。(3) 墓地等が永続的に管理されることが見込まれること。(4) 墓地等の経営が、営利を目的としたものでないこと。		設置場所の基準 1 鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。 2 病院、学校その他公共施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。 3 飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。 4 地形上危険な場所でないこと。 構造設備の基準 (1) 周囲の景観と調和していること。(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。(3) 敷地内に、適当な通路を設けること。(4) 雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。(5) 墓地の規模に応じた管理事務所、給水施設、ゴミ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。	面積が10,000㎡以上の墓地にあつては、(1)から(5)までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。ア 墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。イ 緑地帯及び幹線通路を設けること。ウ 既設道路からの進入路を確保すること。	知事は、必要があると認めるときは、許可に当たって、条件を付することができる。		
1 京都府 京都市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年3月7日） 京都市墓地等許可取扱要綱（平成23年8月30日）	法第10条の規定による許可を受けようとする者は、墓地経営等許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (要綱) 墓地及び納骨堂の経営者は、地方公共団体又は本市の区域内に主たる事務所を有する宗教法人に限る。ただし、法施行前から現に存する墓地及び納骨堂については、この限りでない。						(要綱) (1) 墓地に死体を埋葬しないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。(2) 墓地に動物の死体を埋葬しないこと。
2 京都府 宇治市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成24年4月1日）	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び永続性が確保されなければならない。 (1) 墓地等の経営者が次に掲げる者であること。ただし、周囲の状況その他特別の理由により支障がないと認められる場合は、この限りでない。ア 地方公共団体 イ 宗教法人、公益社団法人若しくは公益財団法人 (2) 墓地等の経営者が宗教法人等である場合には、墓地等を営営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められること。(3) 墓地等が永続的に管理されることが見込まれること。(4) 墓地等の経営が、営利を目的としたものでないこと。		設置場所の基準 1 鉄道又は国道その他交通量の多い道路に接近した場所でないこと。 2 病院、学校その他公共施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。 3 飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。 4 地形上危険な場所でないこと。 構造設備の基準 (1) 周囲の景観と調和していること。(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。(3) 敷地内に、適当な通路を設けること。(4) 雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。(5) 墓地の規模に応じた管理事務所、給水施設、ゴミ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。	面積が10,000㎡以上の墓地にあつては、前各号に定める基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。ア 墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。イ 緑地帯及び幹線通路を設けること。ウ 既設道路からの進入路を確保すること。	市長は、必要があると認めるときは、許可に当たり、条件を付することができる。 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	京都府 城陽市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）		設置場所の基準 1 鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。 2 病院、学校その他公共施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。 3 飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。 4 地形上危険な場所でないこと。 構造設備の基準 (1)周囲の景観と調和していること。(2)植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。(3)敷地内に、適当な通路を設けること。(4)雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。(5)墓地の規模に応じた管理事務所、給水施設、ゴミ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。	面積が10,000㎡以上の墓地にあっては、前各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。 イ緑地帯及び幹線通路を設けること。 ウ既設道路からの進入路を確保すること。	市長は、必要があると認めるときは、当該許可等に条件を付することができる。		
4	京都府 長岡京市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成24年4月1日）		設置場所の基準 1 鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。 2 病院、学校その他公共施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。 3 飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。 4 地形上危険な場所でないこと。 構造設備の基準 (1)周囲の景観と調和していること。(2)植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。(3)敷地内に、適当な通路を設けること。(4)雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。(5)墓地の規模に応じた管理事務所、給水施設、ゴミ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。	面積が10,000㎡以上の墓地にあっては、(1)から(5)までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。 イ緑地帯及び幹線通路を設けること。 ウ既設道路からの進入路を確保すること。	市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。		
5	京都府 京田辺市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成24年4月1日）		設置場所の基準 1 鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。 2 病院、学校その他公共施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。 3 飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。 4 地形上危険な場所でないこと。 構造設備の基準 (1)周囲の景観と調和していること。(2)植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。(3)敷地内に、適当な通路を設けること。(4)雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。(5)墓地の規模に応じた管理事務所、給水施設、ゴミ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。	面積が10,000㎡以上の墓地にあっては、前各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。 イ緑地帯及び幹線通路を設けること。 ウ既設道路からの進入路を確保すること。	市長は、必要があると認めるときは、前3条の許可に当たって、条件を付することができる。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 兵庫県 尼崎市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成21年4月1日）	墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地又は納骨堂の経営を目的とする公益法人で規則で定めるもの (3) 宗教法人で規則で定めるもの (4) 本市の区域内に存する集落共有財産等における墓地を管理する団体 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者が自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	設置等予定者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。 設置等予定者は、その経営計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該経営計画に係る土地の公衆の見やすい場所に計画標識を掲出しておかなければならない。 設置等予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等（その敷地境界線からの水平距離110m以内に住所を有する者をいう）に対し、経営計画について説明会を開催しなければならない。 設置等予定者は、周辺住民等から次の各号のいずれかに掲げる事項について協議の申し出があったときは、これに応じなければならない。	墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地の敷地と国道、県道若しくは規則で定める幅員の市道の敷地又は鉄道施設の敷地とが接していないこと。 (2) 墓地の敷地境界線から次に掲げる施設の敷地境界線までの水平距離が110m以上であること。ア 病院及び診療所 イ 学校及び保育所その他児童福祉施設 ウ 現に居住の用に供されている住宅 エ 工場及び事業所 (3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 構造設備の基準 (1) 墓地の敷地とその隣地との境界が明確であること。 (2) 墓地の敷地の辺縁部に高さ1.8m以上の塀又は密植した樹木の垣が設置されていること。 (3) 墓地の敷地境界線からの水平距離220mの範囲内に前条第2号アからエまでに掲げる施設がある場合は、墓地の敷地の辺縁部における高木の設置その他周辺環境に適合した適切な遮へい措置が講じられていること。 (4) 墓所の総面積の墓地の敷地面積に対する割合が規則で定める割合以下であること。 (8) 規則で定める基数以上の墳墓を有する墓地にあつては、緑地及び休憩所が設けられていること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める構造設備を有していること。		市長は、経営許可に公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第7条から前条までに規定する基準を緩和することができる。		本市の区域内においては、埋葬は行つてはならない。
2 兵庫県 明石市	墓地等の経営許可等に関する条例（平成25年3月29日） 墓地等の経営許可等に関する条例施行規則（平成25年3月29日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人のうち、規則で定める要件を満たすもの (4) 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であつて、規則で定める要件を満たすもの 宗教法人及び地縁団体にあつては、地方公共団体の経営する墓地等の新設又は拡張が困難である等の事情があり、かつ、長期にわたり安定した墓地等の経営が期待できると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者が自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 墓地等を経営する者は、利用者の安定的な利用に資するため、永続的な管理を行うとともに、住民の宗教的感情に適合した運営がなされるよう十分に配慮しなければならない。	申請予定者は、当該申請に先立ち、申請内容について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等の経営又は変更の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該計画に係る土地の見やすい場所に計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。 申請予定者は、近隣住民その他の規則で定める者に対し、墓地等の経営又は変更の計画について、説明会、個別説明又は文書による説明を行わなければならない。 申請予定者は、近隣住民等から協議の申出があった場合は、これに誠実に応じるよう努めなければならない。	墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと。 (2) 学校、公園その他の規則で定める施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。 (3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。(1) 墓地の境界に、外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁または密植した垣根が設けられていること。 (2) 墓所の総面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。 (3) 墓地の区域内に緑地が設けられていること。				

3

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
兵庫県 西宮市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成20年12月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が墓地等を経営しようとする場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)宗教法人で、規則で定める者 (2)墓地等の経営を目的に設立された公益法人で、規則で定める者 (3)地方自治法第260条の2第1項の規定により形成した地縁による団体その他規則で定める者	経営許可を受けようとする者は、経営計画について規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、経営計画の周知を図るため、当該経営計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者その他の規則で定める者に対し、経営計画について説明会を開催しなければならない。 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から経営計画について、意見の申出があつたときは、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。ただし、土地の状況、特殊の構造設備等により、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)国道、県道その他規則で定める主要な道路又は鉄道に近接した場所でないこと。 (2)学校、病院その他規則で定める施設又は住宅の敷地境界線までの距離が110m以上であること。 (3)飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(1)外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁または密植した垣根が設けられていること。 (2)墓地面積に対する墓所の総面積の割合は、規則で定める割合以下であること。 (5)墓地面積に対する緑地の総面積の割合は、規則で定める割合以上であること。 (6)駐車場の区画数は、規則で定める数以上であること。		市長は、前項の規定による許可には、必要な条件を付すことができる。		墓地の経営者は、墓地に埋葬させてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
兵庫県 芦屋市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。		墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1)国道、県道その他主要な道路又は鉄道に近接した場所でないこと。 (2)学校、病院その他公共的施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。 (3)飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 前項の規定は、焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合は、適用しない。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1)墓地の境界には、垣根等が設けられていること。 (2)墓所の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。 (3)墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。 前項の規定は、土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合は、適用しない。		市長は、前項の規定による許可には、必要な条件を付することができる。		

4

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5 兵庫県 加古川市	墓地、埋葬等に関する規則 (平成24年4月1日)	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。		墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に近接した場所でないこと。(2) 学校、病院その他公共施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。 構造設備 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。(2) 墓所の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。(3) 墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。 土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。			この規則の施行の際現にされている経営許可の申請は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて、市長に対してされた許可の申請とみなす。	
6 兵庫県 宝塚市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年3月30日）			墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと。(2) 学校、病院その他公共施設又は住宅が墓地の敷地境界線から水平距離110m以上離れた場所であること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。(2) 墓所の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。(3) 墓地の区域内に、緑地等が設けられていること。				

7

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
兵庫県 三木市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に近接した場所でないこと。(2) 学校、病院その他公共施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。 構造設備 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。(2) 墓所の面積が墓地の区域の面積のおおよそ3分の1以下であること。(3) 墓地の区域内には、緑地が設けられていること。 土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。				
8 兵庫県 高砂市	墓地、埋葬等に関する規則（平成24年4月1日）	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。		墓地の設置場所の基準は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと。(2) 学校、病院その他公共施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は適用しない。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられて、隣地との境界が明らかにされていること。(2) 墓所の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。(3) 墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。 土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
9 兵庫県 川西市	墓地、埋葬等に関する規則 (平成24年4月1日)	墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合した健全な運営がなされ、かつ、永続的な管理がなされなければならない。		墓地の設置場所の基準は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと。(2) 学校、病院その他公共施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 墓所の面積は、1,000㎡以下であること。(2) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。(3) 墓所の面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。(4) 墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。 土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合にあっては、前項の規定は、適用しない。				
10 兵庫県 丹波市	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可基準等に関する条例 (平成24年4月1日) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可基準等に関する条例 施行規則 (平成24年4月1日)	墓地を営営することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地の営営を目的として設立された公益法人 (3) 宗教法人 (4) 字の区域その他一定の区域に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体		墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に近接した場所でないこと。(2) 学校、病院その他公共施設又は住宅から110m以上離れた場所であること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 前項の基準は、焼骨を埋蔵する墓地で土地の状況等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、適用しない。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。(2) 墳墓の総面積が墓地の区域の面積のおおむね3分の1以下であること。(3) 墓地の区域内には、緑地等が設けられていること。 前項の基準は、土地の状況、特殊の構造設備等により住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場合にあっては、適用しない。		市長は、墓地等の経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第19条に規定する当該施設の整備改善その他強制処分命令を行うことができる。 (1) 正当な理由なく、許可を受けた日から起算して6月を経過しても工事に着手しないとき。(中略) (5) 前各号に定めるもののほか、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認めるとき。	この規則の施行の際現に法第10条第1項又は第2項によりなされている処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
11 兵庫県 たつの市	墓地、埋葬等の経営に関する 条例（平成22年4月1日） 墓地、埋葬等の経営に関する 条例施行規則（平成22年4月1 日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、規則で定める者が経営する場合において、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 公益法人 (3) 宗教法人		墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 当該墓地を営もうとする者が、自ら所有する土地であること。 (2) 住宅、公園、学校、保育所、病院その他規則で定める施設から墓地までの距離が、おおむね100m以上であること。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 施設の基準 墓地には、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、墓地を引き継いで営もうとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地の境界における人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した障壁、生垣又はフェンス				
1 滋賀県 大津市	墓地等の経営の許可等に関する 条例（平成21年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する 条例施行規則 墓地等の経営の許可等に関する 条例等施行要領（平成23年 2月1日）	墓地等の経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人（市内に事務所を有するものに限り） (3) 墓地等の経営を目的に設立された公益法人（市内に事務所を有するものに限り） 前項の規定にかかわらず、公益上やむを得ないと認められる場合において、当該墓地等の経営が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、許可をすることができる。 (1) 市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること。 (2) 永続性及び公益性を有すること。 (3) 営利を目的としないこと。 墓地等の敷地は、当該墓地等を営もうとする者が自ら所有する土地でなければならない。 墓地等の敷地は、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、空間又は地下を使用する権利で、当該敷地の墓地としての通常の用法による使用を妨げないものについては、この限りでない。	許可申請予定者は、あらかじめ、当該許可申請に係る墓地等の計画について市長と協議しなければならない。 許可申請予定者は、近隣住民等に計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、見やすい場所に標識を設置しなければならない。 許可申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、説明会を開催する等の方法により、計画の概要を説明しなければならない。 許可申請予定者は、計画に関する次に掲げる事項について近隣住民等から協議の申出があったときは、これに応じなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、当該墓地等を設置する場所が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 学校その他規則で定める公共施設及び住宅の敷地から規則で定める距離以上離れていること。 (2) 別に定める道路に接していないこと。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の形状その他特別の事由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 隣接地との境界の内側に障壁、密植した垣根等が設けられ、隣接地との境界が明確にされていること。 (2) 墓地面積に対する墓所の総面積の割合は、2分の1（10haを超える墓地にあっては、3分の1）以下であること。		この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	前項の規定にかかわらず、施行日以後の許可申請に係る墓地等で、施行日前に計画について第11条から第14条までに規定する手続に相当する手続がとられていたと市長が認めるものについては、当該相当する手続に関してはこれらの規定による手続がとられたものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
滋賀県彦根市	墓地等経営許可事務取扱要領 (内規)	墓地等の経営は、これらが住民生活に密着した生活衛生施設であり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ永続性、公益性、非営利性が確保されなければならないものであるところから、墓地等の経営主体に関する法第10条に基づく許可の基準は、次のとおりとする。 (1)墓地等の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情のある場合であっても公益法人、宗教法人に限ること。なお、県外に主たる事務所を有する宗教法人については、宗教活動の拠点となる従たる事務所を市内に有していること。(2)墓地等の経営は、墓地にあつてはその区域内の土地の所有者が行うこと。(3)前2号の規定にかかわらず、村中墓地および個人墓地の取り扱いについては、次のとおりとする。 ア村中の経営する墓地 今後新たに村中名義で経営し、または区域拡張することは認められず、また自治会を経営主体として新たに墓地を経営し、あるいは村中墓地を区域拡張することも認められない。イ個人の経営する墓地永続性が確保できないこと、また、小規模な墓地が各所に無秩序に散在することになり、墓地行政上好ましくないことから、新たに墓地を経営し、または区域拡張することは認められない。			1,000㎡以上の墓地等の経営を新たに行おうとする者又は変更許可により更に1,000㎡以上の区域を拡張しようとする者は、市長に申出なければならない。			
滋賀県長浜市	墓地等経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等経営の許可等に関する指針	墓地等の経営をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人で、市内に事務所を有するもの (3)墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益法人で、市内に事務所を有するもの (4)地方自治法の規定により市長の認可を受けた地縁による団体で、次のいずれにも該当すると認められるとき。ア地方公共団体又は宗教法人の経営する墓地では地域の需要を満たせない相当な理由があること。イ墓地の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること。ウ経営の永続性及び公益性を有すること。エ営利を目的としないこと。 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地でなければならない。 墓地等の敷地は、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、空間又は地下を使用する権利で、当該敷地の墓地としての通常の用法による使用を妨げないものについては、この限りでない。	墓地等を新設しようとする者は、許可事前審査協議書を市長に提出し、事前の協議を行うものとする。 経営予定者は、墓地等の経営計画の周知を図るため、標識を当該計画に係る土地内の見やすい場所に設置しなければならない。 経営予定者は、計画場所の周辺住民に対し、墓地等の経営計画についての説明会を開催しなければならない。 経営予定者は、周辺住民から墓地等の経営計画について、意見の申出があったときはこれに応じ、十分理解を得られるよう努めなければならない。	墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、当該墓地等を設置する場所が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1)住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。(2)道路、鉄道又は河川から20m以上離れていること。(3)飲料水を汚染するおそれがないこと。(4)がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。 構造設備の基準 墓地の構造及び設備に関する許可基準は、当該各号に掲げる基準とする。 ア墓所の合計面積は、墓地の50%以下であること。イ墓所の区画数は、墓所の使用を希望する者の数を考慮し、必要な数であること。		市長は、必要と認めるときは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、この規則の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に立ち入り調査等をさせることができる。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4 滋賀県 近江八幡市	墓地等経営許可事務取扱要綱 (平成24年4月1日)	墓地等の経営は、これらが住民生活に密着した生活衛生施設であり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ永続性、公益性、非営利性が確保されなければならないものであるところから、法第10条に基づく許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地等の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情のある場合にあっては公益法人並びに宗教法人に限ること。この場合において、市外に主たる事務所を有する宗教法人については、宗教活動の拠点となる従たる事務所を市内に有していること。(2) 墓地等の経営は、墓地にあってはその土地の所有権者が行うこと。(3) 前2号の規定にかかわらず、村中墓地及び個人墓地の取り扱いについては、次のとおりとする。 ア村中の経営する墓地 今後新たに村中名義で経営し、または区域拡張することは認められず、及び自治会を経営主体として新たに墓地を経営し、あるいは村中墓地を区域拡張することも認められない。イ個人の経営する墓地 永続性が確保できないこと、また、小規模な墓地が各所に無秩序に散在することになり、墓地行政上好ましくないことから、新たに墓地を経営し、又は区域拡張することは認められない。		墓地等の構造設備に関する許可基準は、次のとおりとする。 ア墓所の合計面積は、墓地の50%以下とすること。この場合において、区画数は、墓所使用希望者数を考慮し、必要な数とすること。ウ墓地の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲うなど周囲との調和を図ること。	1,000㎡以上の墓地等の経営を新たに行おうとする者又は変更許可により更に1,000㎡以上の区域を拡張しようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営(変更)許可事前審査申出書を、市長に提出しなければならない。		この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市墓地等経営許可事務取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。	
5 滋賀県 草津市	墓地等経営許可事務取扱要綱 (平成20年12月1日)	墓地等の経営は、これらが住民生活に密着した生活衛生施設であり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ永続性、公益性および非営利性が確保されなければならないものであるところから、法第10条に基づく墓地等の経営主体に関する許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地等の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これによりがたい事情のある場合にあっては宗教法人、公益社団法人または公益財団法人に限ること。ただし、県外に主たる事務所を有する宗教法人については、墓地等の永続的管理の必要性の観点から、宗教活動の拠点となる従たる事務所を市内に有し、現に宗教活動を行っていること。(2) 墓地等の経営は、墓地にあってはその区域内の土地の所有権者が行うこと。(3) 前項の規定にかかわらず、村中墓地及び個人墓地の取り扱いについては、次のとおりとする。 ア村中の経営する墓地 今後新たに村中名義で経営し、または区域拡張することは認められず、また自治会等を経営主体として新たに墓地を経営し、あるいは村中墓地を区域拡張することも認められない。イ個人の経営する墓地 新たに墓地を経営し、または区域拡張することは認められない。		墓地等の構造設備に関する許可基準は、次のとおりとする。 ア墓所の合計面積は、墓地の50%以下とし、区画数は、墓所使用希望者数を考慮し、必要な数とすること。ウ墓地の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲うなど周囲との調和を図ること。	1,000㎡以上の墓地等の経営を新たに行おうとする者または変更許可により更に1,000㎡以上の区域を拡張しようとする者は、墓地等経営(変更)許可事前審査申出書に、次に掲げる書類および図面を添付し、市長に提出しなければならない。		この要綱の施行の際、滋賀県墓地等経営許可事務取扱要領の規定により提出されている申請書類等は、この要綱の相当規定によって提出されたものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6 滋賀県 栗東市	墓地等経営許可に関する規則 (平成17年3月7日) 墓地等審査会設置規程(平成 19年4月1日)	墓地等の経営は、原則として市が行うものとする。ただし、市が経営主体となり難い事情がある場合は、次に掲げる者が墓地等の経営主体となることができる。 (1)公益法人又は宗教法人(市外に主たる事務所を有する宗教法人にあっては、宗教活動の拠点となる従たる事務所を市内に有し、現に宗教活動を行っているものに限る) (2)墓地にあってはその土地の所有者 やむを得ない事情がある場合(集落の墓地が公共事業用地に該当して移転を余儀なくされた場合及び集落の墓地が公共事業用地に該当してその用地買収において代替えを求めた場合に限る。)には、次によることができるものとする。 ア管理組合 市長が経営主体として適当であると認めるときは、その代表者に許可できるものとする。ただし、敷地は組合員の共有地とし、また、その使用は組合員に限るものとする。 イ集落営 墓地管理組合を設立させ、それによる経営によるものとして、その使用は管理組合の例によるものとする。 ウ個人経営 新規墓地については、原則として許可しないものとする。公共事業により移転を余儀なくされる場合で付近に墓地がないとき、又は既存墓地を利用できない等真にやむを得ない事情がある場合は許可できる。		構造設備に関する許可基準は、次に掲げるのとおりとする ア墓所の合計面積は、墓地の50%以下であること。 イ区画数は、墓所使用希望者数を考慮し、必要な数であること。 オ墓地の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲うなど、周囲との調和を図ること。	1,000㎡以上の墓地等の経営を新たに行おうとする者または1,000㎡以上の墓地等の区域を拡張しようとする者は、墓地等経営(変更)許可事前審査申出書に、次に掲げる書類および図面を添付し、市長に提出しなければならない。		この規則の施行の際、現に提出されている申請書類等は、この規則の相当規定によって提出されたものとみなす。	
7 滋賀県 甲賀市	墓地等経営許可事務取扱要綱 (平成16年11月8日)	墓地等の経営は、これらが住民生活に密着した生活衛生施設であり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ永続性、公益性および非営利性が確保されなければならないものであるところから、墓地等の経営主体に関する法第10条に基づく許可の基準は、次のとおりとする。 (1)墓地等の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情のある場合にあっては公益法人、宗教法人に限ること。なお、県外に主たる事務所を有する宗教法人については、墓地等の永続的管理の必要性の観点から、宗教活動の拠点となる従たる事務所を市内に有していること。(2)墓地等の経営は、土地の所有者が行うこと。(3)前2号の規定にかかわらず、村中墓地および個人墓地の取り扱いについては、次のとおりとする。 ア村中の経営する墓地 今後新たに村中名義で経営し、または区域拡張することは認められず、また自治会を经营主体として新たに墓地を経営し、あるいは村中墓地を区域拡張することも認められない。 イ個人の経営する墓地 新たに墓地を経営し、または区域拡張することは認められない。		墓地等の構造設備に関する許可基準は、次のとおりとする。 ア墓所の合計面積は、墓地の50%以下とすること。区画数は、墓所使用希望者数を考慮し、必要な数とすること。 ウ墓地の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲うなど周囲との調和を図ること。	1,000㎡以上の墓地等の経営を新たに行おうとする者または1,000㎡以上の墓地等の区域を拡張しようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営(変更)許可事前審査申出書を、市長に申出なければならない。		この告示の施行の際、滋賀県墓地等経営許可事務取扱要領の規定により提出されている申告書類等は、この告示の相当規定によって提出されたものとみなす。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
8 滋賀県 高島市	墓地等の経営許可等に関する 規則（平成20年10月27日） 墓地等経営許可事務取扱要綱 （平成17年1月1日）	墓地等の経営主体は、次の各号のい ずれかに該当する者でなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で、主たる 事務所を市内に有するもの (3) 宗教 法人で、従たる事務所を市内に有し、 かつ、現に市内において宗教活動を行 っている者 (4) 墓地等の経営を目的 に設立された公益法人で、従たる事務 所を市内に有する者 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営 しようとする者が自ら所有し、かつ、 所有権以外の権利が存しない土地でな なければならない。	あらかじめ墓地等経営 （変更）許可事前審査協議 書を市長に提出し、事前の 協議を行うものとする。 経営予定者は、墓地等の 経営計画の周知を図るた め、標識を当該計画に係る 土地の見やすい場所に設置 しなければならない。 経営予定者は、計画場所 の周辺住民に対し、墓地等 の経営計画についての説明 会を開催しなければならない。 経営予定者は、墓地等の 経営計画について、意見の 申出があったときは、その 申出者と協議し、十分理解 を得られるよう努めなけれ ばならない。 経営予定者は、墓地等の 経営計画について、その計 画場所に隣接する土地の所 有者と協議し、当該経営計 画に関する承諾を得なけれ ばならない。 経営予定者は、墓地等の 経営計画について、その計 画場所に属する自治会等と 協議し、当該経営計画に関 する承諾を得なければならない。	墓地等の構造および設備に関する許可基準 は、次の各号に掲げる基準とする。 ア墓所の合計面積は、墓地全体の面積の 50%以下であること。 イ墓所の区画数 は、墓所の使用を希望する者の数を考慮 し、必要な数であること。 エ墓地の周囲 は、境界を明確にし、景観を損なわないよ う植樹で囲う等、周囲との調和を図ること。 と。		市長は、必要と認め るときは、公衆衛生その他 公共の福祉の見地から必 要な条件を付することが できる。 市長は、この規則の施 行に必要な限度におい て、市長が指定する職員 に立入調査等をさせるこ とができる。		
9 滋賀県 東近江市	墓地等経営許可事務取扱要綱 （平成24年4月1日） 墓地等経営許可事務フロー	墓地等の経営は、これらが住民生活 に密着した生活衛生施設であり、公衆 衛生その他公共の福祉の見地から支障 なく行われ、かつ永続性、公益性およ び非営利性が確保されなければならない ものであるところから、法第10条に 基づく許可の基準は、次のとおりとす る。 (1) 墓地等の経営主体は、原則として地 方公共団体とし、これにより難しい事情 のある場合にあっては公益法人、宗教 法人、地方自治法の規定に基づく市長 の認可を受けた町の区域その他本市の 一定の区域に住所を有する者の地縁に 基づいて形成された団体に限ること。 なお、県外に主たる事務所を有する宗 教法人については、墓地等の永続的管 理の必要性の観点から、宗教活動の拠 点となる従たる事務所を市内に有して いること。 (2) 墓地等の経営は、その 区域内の土地の所有権者が行うこと。 (3) 前2号の規定にかかわらず、村中墓 地および個人墓地の取扱いについて は、次のとおりとする。 ア村中の経営する墓地 今後新たに村 中名義で経営し、または区域拡張する ことは認められず、また自治会を経営 主体として新たに墓地を経営し、ある いは村中墓地を区域拡張することも認 められない。 イ個人の経営する墓地 新たに墓地を経営し、または区域拡張 することは認められない。		墓地等の構造設備に関する許可基準は、次 のとおりとする。 ア墓所の合計面積は、墓地の50%以下とす ること。区画数は、墓所使用希望者数を考 慮し、必要な数とすること。 ウ墓地の周 囲は、境界を明確にし、付近の景観を損な わないよう植樹帯で囲うなど周囲との調和 を図ること。	1,000㎡以上の墓地等の経営を新たに 行おうとする者又は1,000㎡以上の墓 地等の区域を拡張しようとする者 は、次に掲げる事項を記載した墓地 等経営（変更）許可事前審査申出書 を、市長に申出なければならない。			

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 奈良県 橿原市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する基準	市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、法第10条第1項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人又は地縁による団体であって、市の経営する墓地等では地域の需要を満たせない等相当な事由があり、墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、経営の永続性及び公益性を有し、営利を目的としないと認められる場合 (3) 災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとする場合		墓地等の用に供する土地及び建物に係る許可の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有地であること。 (2) 抵当権及び根抵当権等が設定されていないこと。 (3) 墓地等の敷地は、土地に係る登記が行われていると共に、一筆の土地の一部でないこと。 (4) 隣接地が、里道、水路又は公有地である場合においては、境界確定を行うこと。 墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地を設置する場所が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。 (2) 道路、鉄道又は河川から20m以上離れていること。 (3) 飲料水を汚染するおそれがないこと。 (4) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ない場所であること。 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 隣接地との境界が明らかであること。 (2) 隣接地との境界の内側には、障壁又は密植した垣根等が設けられていること。	1,000㎡以上の墓地の構造設備は、前条に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 墳墓区域の面積は、墓地の面積の2分の1以下であること。 (2) 墓地の周囲に緑地帯を設け、墓地の敷地内に緑地が設けられていること。 (3) 墓地の敷地内の通路は、幹線となる通路の幅員が4m以上、各墳墓に接続した通路の幅員が1m以上であること。 (4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。	市長は、許可に条件を付することができる。 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地の施設整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は法第10条の規定による許可を取り消すことができる。 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。		墓地の経営者は、死体を埋葬させるときは、墓穴の深さをおおむね2m以上とさせなければならない。
2 奈良県 生駒市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）	市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、法第10条第1項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人又は地縁による団体であって、地方公共団体の経営する墓地等では地域の需要を満たせない等相当な事由があり、墓地等の管理等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、経営の永続性及び公益性を有し、営利を目的としないと認められる場合 (3) 付近に利用することができる地方公共団体又は地縁による団体が経営する墓地がない山間又はへき地において、面積が33㎡以下の墓地に係る許可を受けようとする者であって、やむを得ないと認められる場合 (4) 災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとする場合		墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地を設置する場所が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。 (2) 道路、鉄道又は河川から20m以上離れていること。 (3) 飲料水を汚染するおそれがないこと。 (4) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 隣接地との境界が明らかであること。 (2) 隣接地との境界の内側には、障壁又は密植した垣根等が設けられていること。	1,000㎡以上の墓地の構造設備は、前条に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地等の管理等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 墳墓区域の面積は、墓地の面積の2分の1以下であること。 (2) 墓地の周囲に緑地帯を設け、墓地の敷地内に緑地が設けられていること。 (3) 墓地の敷地内の通路は、幹線となる通路の幅員が4m以上、各墳墓に接続した通路の幅員が1m以上であること。 (4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。	市長は、法第10条第1項の許可において、墓地等の管理等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第8条に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。 市長は、法第10条第1項の許可に条件を付することができる。		墓地の経営者は、死体を埋葬させるときは、墓穴の深さをおおむね2m以上とさせなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	奈良県 香芝市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）		墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地を設置する場所が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1)住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。(2)道路、鉄道又は河川から20m以上離れていること。(3)飲料水を汚染するおそれがないこと。(4)がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれがないこと。 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1)隣接地との境界が明らかであること。(2)隣接地との境界の内側には、障壁又は密植した垣根等が設けられていること。	1,000㎡以上の墓地の構造設備は、前条に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地等の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。 (1)墳墓区域の面積は、墓地の面積の2分の1以下であること。(2)墓地の周囲に緑地帯を設け、墓地の敷地内に緑地が設けられていること。(3)墓地の敷地内の通路は、幹線となる通路の幅員が4m以上、各墳墓に接続した通路の幅員が1m以上であること。(4)管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。	市長は、法第10条第1項の許可に条件を付することができる。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。		墓地等の経営者は、自己の名義をもって他人に墓地等の経営を行わせてはならない。 墓地の経営者は、死体を埋葬させるときは、墓穴の深さをおおむね2m以上とさせなければならない。
1	和歌山県 和歌山市	墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可に付する条件に関する条例（平成12年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年4月1日）		市長は、法第10条第1項の規定により経営の許可をする際、当該許可に次に掲げる条件を付することができる。 ア境界に堅固な塀又は樹木による垣を設け、外部と画すること。イ個々の墳墓に接し、かつ、幅員100cm以上の通路を設けること。ウ墓地内に雨水等が滞留しないよう適当な排水路を設けること。エ管理事務所、便所、給水施設及びごみ処理施設を設けること。 (施行細則) 墓地等の設置については、次に定める基準によらなければならない。 (1)墓地等の敷地は、当該墓地等を経営する者の所有する土地でなければならない。(2)墓地にあつては、荒地を使用すること。ただし、土地の状況その他特別の理由があるときは、この限りでない。(3)人家及び公共施設等から墓地にあつては100m以上離れた場所であること。ただし、市長において土地の状況等を考慮し必要と認める場合は、この限りでない。(4)飲料水の汚染のおそれがない等公衆衛生上支障のないこと(5)墓地等の区域内に建築基準法に規定する災害危険区域、地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等を考慮して支障がないと認められるときは、この限りでない。		(施行細則) この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	和歌山県 田辺市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成17年5月1日） 墓地の経営許可フロー		墓地等の構造は、次に定める基準によらなければならない。ただし、土地の状況その他特別の理由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア周囲には、堅固な塀又は樹木の垣を設けること。 イ通路の幅員は、1m以上とすること。 ウ雨水又は流水が滞留しないように排水溝を設けること。 エ便所、給水設備及びごみ処理設備を設けること。 墓地等の位置は、次に定める基準によらなければならない。 (1住宅及び学校、病院、公園その他これらに類する施設から、墓地にあつては200m以上離れた場所であること。ただし、土地の状況その他特別の理由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(2)飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障のないと認められる場所であること		この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規定の相当規定によりなされたものとみなす。	
3	和歌山県 紀の川市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年11月7日）		墓地の構造は、次に定める基準によらなければならない。ただし、土地の状況その他特別の理由がある場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたものは、この限りでない。 ア周囲には、塀又は樹木の垣を設けること。 イ通路の幅員は、100cm以上とすること。 ウ雨水又は流水のたまらないように排水溝を設けること。 墓地の位置は、次に定める基準によらなければならない。 ア道路、鉄道及び河川に接近しない場所であること。 イ人家、学校、病院及び公園から、200m以上離れた場所であること。ただし、市長が土地の状況等を考慮し必要と認める場合は、この限りでない。 ウその他公衆衛生上支障のない土地であること。				

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
広島県	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成22年4月1日） 墓地等許可関係事務処理要領（平成24年4月1日）	（事務処理要領） 経営主体は、原則として町とし、これにより難い事情がある場合に限り、町に代わる公益的団体又は個人とすることができるものとする。 前項の町に代わる公益的団体又は個人とは、営利を目的としない次の各号に掲げる者とし、その要件等は、当該各号の定めるところによるものとする。 （1）地方公共団体（2）公益財団法人（3）宗教法人（4）社会福祉法人（5）地縁による団体（6）その他の地域生活共同体（7）個人	申請に先立ち、墓地等の用地の周辺住民へその計画内容を周知し理解を得るよう指導するほか、他の関係法令等の規定による手続について所管する行政機関の指導を受けさせる等、その計画段階から相談又は協議をさせ、適切に指導するものとする。	位置 国道、県道、鉄道、河川又は人家より100m以上離れ、土地は高燥であること。 構造設備 （1）周囲には、樹木を植え、又はさく溝等を設け、隣地との境界を明らかにすること。（2）適当な通路を設けること。（3）共同墓地は、各宗派ごとに区画を設けて、神道、仏教、キリスト教等の信者を明らかにし、使用上支障のないようにすること。			この規則の施行の際現に改正前の墓地、埋葬等に関する法律施行細則によって行っている申請は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則によって行った申請とみなす。	死体の埋葬については、地表から死体の上部まで、2m以上の深さを保つこと。 死体の改葬については、死体の防臭措置を講ずるとともに、死体発掘場所の消毒を行うこと。
1 広島県 広島市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成25年7月25日）			（1）国道、県道、鉄道、河川、人家又は学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設から、墓地にあつては100m以上の距離を保つこと。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。（2）有効な進入路が確保されていること。（3）飲用水を汚染するおそれがない場所であること。（4）その他公衆衛生上支障がないと認められる位置であること。 構造設備の基準 （1）周囲には、美観を呈するへい又は密植した樹木のかき等を設け、外部と区画すること。（2）適当な通路及び排水設備を設けること。				
2 広島県 呉市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成25年4月1日）		経営の許可を受けようとする者は、当該新設に係る工事に着手する前に、別記様式第1号による墓地等経営許可申請書に同様式に添付書類として掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。	ア国道、県道、鉄道、河川、人家、学校、児童福祉施設、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設から、墓地にあつては100m以上離れていること。 イ墓地にあつては、土地が高燥であること。 構造設備の基準 アその周囲に樹木を植え、又はさく溝等を設け、隣地との境界を明らかにすること。 イ適当な通路を設けること。				死体の埋葬に当たっては、地表から死体の上部までの間に2m以上の深さを保つこと。
3 広島県 三次市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成25年4月1日） 墓地等許可関係事務処理要領（平成22年4月1日） 個人墓地の許可申請の方法について（平成22年4月1日）	（事務処理要領） 経営等許可を行うことのできる経営主体は、原則として市とし、これにより難い事情がある場合に限り、市に代わる公益的団体又は個人とすることができるものとする。 前項の市に代わる公益的団体又は個人とは、営利を目的としない次の各号に掲げる者とし、その要件等は、当該各号の定めるところによるものとする。 （1）地方公共団体（2）公益財団法人（3）宗教法人（4）社会福祉法人（5）地縁による団体（6）その他の地域生活共同体（7）個人	（事務処理要領） 申請に先立ち、墓地等の用地の周辺住民等へその計画内容を周知し理解を得るよう指導するほか、他の関係法令等の規定による手続について所管する行政機関の指導を受けさせる等、その計画段階から相談又は協議をさせ、適切に指導するものとする。	（1）国道、県道、鉄道、河川、人家、学校、児童福祉施設、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設から、墓地にあつては100m以上離れていること。ただし、市長が周囲の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。（2）土地が高燥であること。（3）公衆衛生上支障がないと認められる場所であること。 構造設備の基準 （1）周囲には、美観を損なわないよう、塀、密植した樹木の垣等を設け、隣地との境界を明らかにすること。（2）適当な通路及び排水設備を設けること。（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める構造設備を設けること。				死体の埋葬については、地表から死体の上部までの間に2m以上の深さを保つこと。 死体の改葬については、死体の防臭措置を講ずるとともに、死体発掘場所の消毒を行うこと

4

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
広島県 東広島市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）	墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。(1)地方公共団体(2)宗教法人で、事務所を本市の区域内又は本市に隣接する市町の区域内に有するもの(3)公益法人で、事務所を市内に有するもの	申請予定者は、その墓地等の経営の計画その他の事項について、あらかじめ市長に協議しなければならない。 申請予定者は、あらかじめ、墓地等の経営計画の概要を記載した標識を、当該墓地等の予定地の見やすい場所へ設置し、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、申請をする前に、周辺住民に対し、その墓地等の経営計画の内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、周辺住民等から墓地等の経営計画について意見の申出があったときは、当該申出者と十分協議し、理解を得られるように努めなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1)墓地を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないこと。(2)墓地等を営しようとする者が維持管理することに支障がなく、かつ、周辺の公衆衛生その他公共の福祉を害さないこと。(4)当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものである場合を除き、人家等から墓地の敷地の境界までの距離が100m以上であること。また、当該墓地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。(1)境界には、さく溝等又は樹木の垣根を設け、隣地との境界を明らかにすること。			この規則の施行の際現に昭和54年広島県規則第21号の規則に基づいて提出されている申請書、その他の書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。	死体を埋葬しようとするときは、地表から死体上部までの深さを2m以上としなければならない。
5 広島県 廿日市市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成19年4月1日）	墓地を経営しようとする者は、原則として地方公共団体とし、これによることができない場合は、宗教法人であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。(1)本市内に主たる事務所がある法人(2)本市に隣接する市町に主たる事務所がある法人で、営しようとする墓地等の主たる使用者が本市内に居住する者に限られているもの	経営許可を受けようとする者は、経営計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。 経営計画の周知を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。(1)申請書を提出する日の90日前までに、経営計画の概要を記載した標識を計画敷地の見やすい場所へ設置すること。(2)申請書を提出する日の60日前までに、近隣住民等に対し、経営計画の概要について説明会を開催し、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項を市長に報告すること。 申請書を提出する日の30日前までに近隣住民等から経営計画について意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1)墓地等を営しようとする者が墓地等の設置場所の土地を所有し、かつ、当該土地に抵当権の設定等がなされていないこと。(2)墓地等の境界線と主要な道路、鉄道、河川及び人が現に居住し、又は使用している建物との距離が100m以上であること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。(3)墓地等の設置又は使用により、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備基準 墓地の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (4)植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。		市長は、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第4条から前条までの手続について、その全部又は一部を省略させることができる。	この条例の施行の日前に広島県知事による経営許可を受けている者は、当該許可をこの条例の相当規定により市長が許可したものとみなし、この条例を適用する。	墓地等の営業者は、自己の名義をもって、他人に墓地等の営行わせてはならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
岡山県	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 1 地方公共団体 2 宗教法人であつて、主たる事務所又は従たる事務所を県内に有するもの 3 その区域の面積が規則で定める面積を超えない小規模な墓地を設置しようとする者であつて、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められるもの	許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、これらの許可の申請に先立って、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。 事前届出をした者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事前届出に係る墓地等の予定地の見やすい場所に標識を設置し、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 申請予定者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、墓地等の予定地に隣接する土地の所有者その他規則で定める者に対する説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、説明会において、参加者から次に掲げる意見の申出があつた場合は、墓地等の経営等の計画に、可能な限り当該意見を反映させるよう努めなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 1 住宅、病院、診療所若しくは助産所その他の他人を入所させる施設で規則で定めるものの敷地から100m以上離れていること。ただし、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると知事が認めるときは、この限りでない。 2 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。 3 墓地の区域内に災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等により支障がないと認められるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 1 墓地の境界（墓地の境界の内側に緑地帯を設ける場合には、当該緑地帯の内側）に障壁、密植した垣根等を設けること。 2 砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1m以上であつて各墳墓に接続している通路を設けること。 3 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。 4 給水設備及びごみ処理設備を設けること。		知事は、必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。		墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、墓穴の深さを2m以上とさせなければならない。
岡山県 玉野市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務の手引き（平成24年4月）	墓地を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人 (3) 設置しようとする墓地の面積が規則で定める面積を超えない小規模なものであつて、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、当該墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められる者	許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、これらの許可の申請に先立って、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 事前届出をした者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事前届出に係る墓地等の予定地の見やすい場所に標識を設置し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、墓地等の予定地に隣接する土地の所有者その他規則で定める者に対する説明会を開催しなければならない。	墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、病院又は診療所若しくは助産所その他の他人を入所させる施設で規則で定めるものの敷地から100m以上離れていること。ただし、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。(2) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。(3) 墓地の区域内に災害危険区域、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等により支障がないと認められるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地の境界（墓地の境界の内側に緑地帯を設ける場合には、当該緑地帯の内側）に障壁、密植した垣根等を設けること。 (2) 砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1m以上であつて各墳墓に接続している通路を設けること。(3) 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。(4) 給水設備及びごみ処理設備を設けること。		市長は、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定による許可に条件を付することができる。	この条例の施行の際現に岡山県知事に対し行われている申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によって行われている申請その他の手続とみなす。	墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、墓穴の深さを2m以上とさせなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	岡山県 総社市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 個人墓地経営の許可を受けられる方に 墓地の許可を受ける方に（集団墓地用）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、県内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) その区域の面積が規則で定める面積を超えない小規模な墓地を設置しようとする者であつて、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、当該墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められるもの	許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、これらの許可の申請に先立って、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該事前届出に係る墓地等の予定地の見やすい場所に標識を設置し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 申請予定者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、墓地等の予定地に隣接する土地の所有者その他規則で定める者に対する説明会を開催しなければならない。 申請予定者は、説明会において、参加者から次に掲げる意見の申出があった場合は、墓地等の経営等の計画に、可能な限り当該意見を反映させるよう努めなければならない。	墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、病院又は診療所若しくは助産所その他規則で定めるものの敷地から100m以上離れていること。ただし、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合する特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。 (2) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。 (3) 墓地の区域内に災害危険区域、地すべり等防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等により支障がないと認められるときは、この限りでない。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地の境界（墓地の境界の内側に緑地帯を設ける場合には、当該緑地帯の内側）に障壁、密植した垣根等を設けること。 (2) 砂利敷きその他の方法によりぬかるとならない構造を有し、かつ、幅員が1m以上であつて各墳墓に接続している通路を設けること。 (3) 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。 (4) 給水設備及びごみ処理設備を設けること。	市長は、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定による許可に条件を付することができる。	前項の規定によりこの条例の相当規定によりなされたものとみなされる墓地の経営許可の申請に係る許可の基準については、県条例の例による。	墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、墓穴の深さを2m以上とさせなければならない。
	山口県	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（平成24年4月1日）		鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上、住宅、学校、病院その他の多人数の集合する地から100m以上離れた場所であること。 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。 幅1m以上の通路が設けられていること。 雨水等の排水路が設けられていること。				埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m以上でなければならない。
1	山口県 山口市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、墓地等の適正な経営を行うことができる」と市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人のうち、登記された事務所を3年以上市内に有している法人で、墓地又は納骨堂の経営をしようとするもの (3) 公益法人で、市内に事務所を有するもの	許可の申請をしようとする者は、事前に墓地等の経営に係る計画について、市長に説明をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 計画者は、周辺住民等に当該墓地等の経営に係る計画の説明をしなければならない。 計画者は、規則で定める方法により、市長に協議を申し出なければならない。	墓地等の敷地は、当該墓地を営しようとする者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る）で、墓地等以外の敷地と明確に区分されているものでなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。 1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から水平距離で50m以上離れた場所であること。 2 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する地から水平距離で100m以上離れた場所であること。 3 土地は高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 4 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。	市長は、許可の決定に際しては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	この条例の施行の日の前に、山口県規則第22号の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m以上でなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	山口県 萩市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事前協議要綱（平成24年4月1日）	（要綱） 経営予定者は、墓地等の工事着工前に市長と墓地等の計画について協議を行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。	1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上、住宅、学校、病院その他の多人数の集合する地から100m以上離れた場所であること。 2 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 3 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。				埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m以上でなければならない。
3	山口県 宇部市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年10月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年10月1日）	墓地等の経営の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、利用者の安定的な利用に資するため、永続性及び非営利性を確保し、かつ、周辺的生活環境との調和に十分配慮することができ、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人のうち、登記された事務所を3年以上市内に有するもの (3) 公益法人のうち、登記された事務所を市内に有するもの	墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、周辺的生活環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地を経営しようとする者が所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）で、墓地以外の敷地と明確に区画された土地であること。 (2) 鉄道、国道、主要な地方道、河川及び海岸から50m以上離れた場所であること。 (3) 住宅及び公園、学校、病院その他公共的施設から100m以上離れた場所であること。 (4) 高燥かつ飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める場所以外の場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 周囲は外部と明確な区画がなされ、かつ、外部から見通すことができない構造であること。 (6) 埋葬を行う墳墓については、埋葬を行う場合の覆土の厚さが1m以上となる構造であること。				
4	山口県 防府市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地経営の許可に関する要綱（平成24年4月1日）	（要綱） 墓地等の経営又は変更の許可申請にあたっては、申請者は付近住民等との係争防止のために原則として着工前に事前協議書を提出するものとし、その手続については次のとおりとする。	1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上、住宅、学校、病院その他の多人数の集合する地から100m以上離れた場所であること。 2 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 3 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。				埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m以上でなければならない。
5	山口県 下松市	墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則実施要領（平成24年4月1日）	（要領） 付近住民等との係争防止のために原則として着工の14日前までに事前協議書を提出させるものとし、その手続については次のとおりとする。	1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上、住宅、学校、病院その他の多人数の集合する地から100m以上離れた場所であること。 2 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 3 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。 （要領） 墓地等に係る土地については申請者の所有であることを原則とするが、止むを得ず第三者の所有する土地を使用する場合は当該墓地に係る賃貸借契約書等を添付させること。				埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m以上でなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	山口県 岩国市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）	墓地等を経営することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人のうち、市長が適当と認めるもの (3) 市長が特に適当等認める団体又は法人	経営許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類を提出し、市長と協議しなければならない。	(1) 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上、住宅、学校、病院等多数の人が集合する場所から100m以上離れた場所であること。(2) 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。(3) 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。(6) 原則として、当該墓地を経営しようとする者が所有する土地であること（地方公共団体が経営しようとする場合を除く。）		山口県規則の規定によりされた許可等の処分その他の行為又は同規則の規定によりされている許可の申請で、この規則の施行の日以後に本市において申請に係る処分を行うものについては、それぞれ、この規則の相当規定による許可等の処分その他の行為又は許可の申請とみなす。	埋葬を行う場合にあっては、覆土の厚さを1m以上としなければならない。
7	山口県 光市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）		1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上、住宅、学校、病院その他多数人の集合する地から100m以上離れた場所であること。 2 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 3 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。				埋葬を行う場合の覆土の厚さは1m以上でなければならない。
8	山口県 周南市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）		1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川及び海岸から50m以上離れた場所であること。 2 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する地から100m以上離れた場所であること。 3 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 4 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。			この規則の施行の日の前日までに、山口県規則の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、それぞれ、この規則の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。	埋葬を行う場合の覆土の厚さは1m以上でなければならない。
9	山口県 山陽小野田市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）		1 鉄道、国道、県道その他重要な道路又は河川若しくは海岸から50m以上離れた場所であり、かつ、住宅、学校、病院その他の多数人の集合する場所から100m以上離れた場所であること。 2 土地は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 3 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。				死体の埋葬を行う場合の覆土の厚さは、1m以上でなければならない。
1	鳥取県 鳥取市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成16年11月1日） 墓地、納骨堂又は火葬場経営等許可事務取扱要領（平成10年4月1日）		(1) 設置の場所は、次のいずれにも該当しないこと。ただし、市民の宗教的感情に抵触せず、かつ、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。 ア 人家から100m以内の場所 イ 飲料水が汚染されるおそれのある場所 ウ その他市長が適当でないと認める場所 (2) 障壁その他の区域を明示する設備が設けられていること。(3) 死体等を円滑に運搬することができる通路が設けられていること。			国府町規則、福部村規則、河原町規則、用瀬町規則、佐治村規則、鹿野町規則、青谷町規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	墓地等の経営者及び管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (3) 埋葬に当たっては、土坑の深さを2m以上とするよう、埋葬を行うものを指導監督すること。(4) 改装のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改装を行うものを指導監督すること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1	島根県 松江市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成23年8月1日） 墓地、納骨堂及び火葬場経営許可事務取扱要領	(要領) 原則として松江市とするが、これによりがたい事情がある場合に限って次の者に許可を与えるものとする。 (1)宗教法人 ア主たる目的に従い正常な行動をとっている宗教法人で、墓地等の経営を当該法人が主体的に行うものであること。 イ墓地等の設置場所は、宗教法人の主たる事務所が所在する地域とする。ただし、主たる事務所が所在しない地域に設置する場合は、当該宗教法人の宗教活動の拠点（布教所）がその地域に設置され、宗教活動が行われている等、その実績が認められるものであること。 (2)公益法人 「墓地経営を目的とする公益法人の設立許可基準」に適合するものであること (3)個人 既存の墓地を利用することが困難な場合で、墓地の設置計画と需要者の緊急性を考慮し、許可を行うものとする。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)公園、学校、病院その他これらに類する施設及び人家から100m以上離れていること。(2)飲用水を汚染するおそれがない場所であること。(3)前2号に掲げるもののほか、公衆衛生上の支障がないと認められる位置であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)境界を明瞭にし、必要に応じ植栽等すること。(2)通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造を有し、各墳墓に接続すること。(3)排水路は、雨水その他の地表水が貯留しない構造を有すること。(4)給水設備及びごみ処理設備を設けること。			この規則の施行の日の前日までに、島根県規則の規定によりなされた墓地経営許可証その他の許可証に係る手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
2	島根県 浜田市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年12月1日）		なるべく荒地を使用し、かつ、次の条件に該当する場合でなければならない。 (1)公園、学校、病院その他これらに類する施設及び人家から100m以上離れていること。(2)飲用水に支障を及ぼさないこと。 設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)境界を明瞭にし、必要に応じ植栽すること。(2)通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造を有し、各墳墓に接続していること。(3)排水路を設け、雨水その他の地表水が貯留しない構造を有すること。(4)給水設備及びごみ処理設備を設けること。		市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、その基準の一部を緩和することができる。		
	徳島県	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年4月1日） 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可等の事務処理要領（平成15年6月24日）	(事務処理要領) 墓地等の経営の許可は、その経営に係るものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が事情及び条例第2条に規定する基準のうち、それぞれに該当する基準に適合していると認めるときに、許可をすることができるものとする。 (1)市町村又はその組合 (2)宗教法人 (4)災害の発生又は公共事業の実施等の理由により既存の墓地等を移転しなければならない事由が生じた者 (5)山間その他交通が著しく不便で、かつ、付近に共同の墓地等が設置されていない場所に居住している者	墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 1 墓地の周囲には、塀、垣根等が設けられていること。 2 個々の墳墓に支障なく墓参をすることができる構造であること。 3 雨水その他の地表水が停留しない構造であること。 4 個人の経営に係る墓地以外の墓地にあつては、給水設備及びごみ処理設備が設けられていること。 (事務処理要領) 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならないものとする。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、特に支障がないと認められる場合は、この限りでない。(1)国道、県道及び主要な市長村道に接近した場所でないこと。(2)病院、老人ホームその他の公共的施設からおおむね100m以上離れていること。(3)墓地にあつては、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
徳島県 鳴門市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営することができる者は、次に掲げる者でなければならない。 1 地方公共団体 2 宗教法人 4 災害の発生又は公共事業の実施等の理由により既存の墓地等を移転しなければならない事由が生じた者 5 納骨堂又は火葬場の施設を老朽等の事由により、その施設の場所において改築しようとする者		墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならないものとする。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、特に支障がないと認められる場合は、この限りでない。 1 国道、県道及び主要な市道に接近した場所でないこと。 2 病院、老人ホームその他の公共施設からおおむね100m以上離れていること。 3 墓地にあっては、飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 構造設備 墓地の構造設備は、次の各号に掲げる墓地等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 イ 墓地の周囲には、塀、垣根等が設けられていること。 ロ 個々の墳墓に支障なく墓参をすることができる構造であること。 ハ 雨水その他の地表水が停留しない構造であること。 ニ 個人の経営に係る墓地以外の墓地にあっては、給水設備及びごみ集積所が設けられていること。		市長は、前項の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。		
高知県	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地対策要綱（平成25年6月11日）	（対策要綱） 経営主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 規則第4条第3項に規定する町村等 (2) 規則第4条第4項に規定する公益財団法人で、地方公共団体の補助若しくは地方公共団体からの基本財産の全部若しくは一部の提出を受けているもの又は墓地等の経営を主たる目的として設立された公益財団法人として適切であるもの (3) 規則第4条第4項に規定する宗教法人で、墓地経営に関する事項を記載した規則について認証を受けたもの (4) 社会福祉法人で、社会福祉施設に入所している者の使用に供するため墓地を設置しようとするもの (5) 規則第4条第5項に規定する地縁による団体（以下略）		墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、当該墓地等の区域及びその周辺の地域の状況により、当該墓地等の設置が公衆衛生その他公共の福祉に反しないと認められるときは、この限りでない。 (1) 周辺の美観を損ねることがなく、かつ、その付近の住民の飲料水を汚染するおそれがないことその他公衆衛生上支障がないと認められること。(2) 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地を含まないこと。(3) 公園、学校、病院その他の規則で定める公共施設又は人家の敷地から、おおむね100m以上離れた場所であること。(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めること。 構造等の基準 墓地の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、自己又は親族のために設置する墓地であって、その面積がおおむね33㎡を超えないものについては、第2号から第5号までの規定は、適用しない。 (1) 隣地との境界を明らかにすること。(2) 隣地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、生け垣等を設けること。(3) 墓地内の通路は、幅員を80cm以上とし、かつ、砂利、敷石その他の適当な材料を用いてぬかるみとならないようにすること。(4) 排水設備は、土砂の流失を防止し、かつ、雨水その他の地表水が停滞しない構造を有すること。(5) 給水設備、ごみ処理設備及び駐車場を設けること。				埋葬をしようとするときは、その深さを地下2m以上にしなければならない。ただし、土地の状況により2m以上掘り下げることが困難である場合又は焼骨の埋葬については、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 高知県 高知市	墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例（平成20年10月1日） 墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則（平成22年11月1日）	(1)地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき (2)次に掲げる法人が墓地等を設置しようとする場合であって、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当の事由があると認められ、かつ、法人及び法人の代表者又は役員が申請日の前3年以内に法第20条から第22条までの規定により処罰されたことがないとき。ア墓地等の経営を主たる目的として設立された公益財団法人 イ社会福祉法人 ウ宗教法人 (3)地縁に基づいて形成された団体が墓地等を設置しようとする場合であって、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当の事由があると認められるとき。 (4)自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地の区域の面積がおおむね33㎡を超えない小規模なものであって、付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、かつ、当該墓地の設置につき規則で定める特別の事由があると認められるとき。（以下略）	経営者は、許可の申請前に規則で定める事前協議書に必要な書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。 経営者は、事前協議の後、関係機関と協議し、速やかに造成計画の周知を図るため、当該造成区域の公衆の見やすい場所に、当該造成計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。 経営者は、造成区域周辺の地域住民から申出があった場合は、造成計画の内容について当該地域住民に対し説明会を開催し、当該造成計画に関し理解を得るよう努めなければならない。	前項の墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならないものとする。ただし、市長が当該墓地等の区域及びその周辺の地域の状況により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)公園、学校、病院その他これらに類する施設又は人家の敷地から、おおむね100m以上離れた場所であること。 (2)鉄道、自動車専用道路、国道又は主要な地方道からおおむね20m以上離れ、かつ、主要な河川又は海からおおむね30m以上離れた場所であること。 (3)周辺的美観を損ねることがなく、かつ、その付近の住民の飲料水を汚染するおそれがないことその他公衆衛生上支障がないと認められること。 (4)急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地を含まないこと。 墓地の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)隣地との境界を明らかにすること。 (2)排水設備は、土砂の流失を防止し、かつ、雨水その他の地表水が停滞しない構造を有すること。 (3)隣地との境界には、墓石が見通せない高さの障壁、密植した生垣等を設けること。 (5)墓地の管理上及び利用者の便宜上必要な設備を設けること。 (6)前各号に掲げるもののほか、規則で定めること。	(施行規則) 墓地面積10,000㎡未満 1 全墓地面積に対する墓所面積の割合は10分の6以下とすること。 2 全墓地面積に対する公園及び緑地面積の割合は10%以上とすること。 10,000㎡以上100,000㎡未満 1 墓園率は10分の6以下とすること。 2 緑地率は15%以上とすること。 100,000㎡以上 「墓地計画標準について」（昭和34年5月11日建設事務次官通知）に準じる。	市長は、許可の決定に際しては、条件を付することができる。 市長は、事業者等に対し必要な報告を求め、又は造成区域及び墓地等に立ち入り、立入調査等を行うことができる。		本市区域内においては、埋葬してはならない。ただし、市長が、宗教上の慣習その他特別の事由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
1 香川県 丸亀市	墓地経営の許可に関する要綱（平成17年3月22日）	墓地の新設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可することができるものとする。 (1)使用者の増加又は区画整理等により既設の墓地が著しく狭あいとなった場合において、市が共同墓地を新設又は拡張しようとするとき (2)市が共同墓地を新設又は拡張することができない事由のある場合及びその他事情やむを得ざる場合において、宗教法人又は財団法人が、これに代わって共同墓地を新設又は拡張しようとするとき (3)山間へき地等において付近に既設の墓地がなく、新設の必要が認められるとき (4)天災事変その他特別の事由により墓地を新設又は拡張しようとするとき					この告示の施行の日前に、合併前の丸亀市墓地経営の許可に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。	永代使用料を徴する場合においては、次に定める額としなければならない。(1)墓地造成に要した諸経費と、墓所の総面積及び墓所1基当たり面積並びに墓所に等級がある場合には、その等級を考慮して算出した額 (2)公益性及び永続性を保持するための社会通念上妥当な額 管理料を徴収する場合には、次に定める額としなければならない。(1)墓地区域内の維持管理に必要な諸経費と、墓所の総面積及び墓所1基当たり面積並びに墓所に等級がある場合には、その等級を考慮して算出した額 (2)永代管理料を徴収する場合には、全墓所数の3分の1以内にとどめるものとする。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
香川県 坂出市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）	墓地の新設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可することができる。 (1)使用者の増加又は区画整理等により既設の墓地が著しく狭あいとなった場合において、地方公共団体が共同墓地を新設又は拡張しようとするとき (2) 地方公共団体が共同墓地を新設又は拡張することができない事由のある場合及びその他やむを得ない事情がある場合において、宗教法人がこれに代わって共同墓地を新設又は拡張しようとするとき (3)山間へき地等において付近に既設の墓地がなく、新設の必要があると認められるとき (4)天災事変その他特別の事由により墓地を新設又は拡張しようとするとき		墓地は、少なくとも次の条件を具備していなければならない。 (1)公衆衛生上悪影響を及ぼすおそれがない土地であること。 (2) 墓地内には適当な排水路を設け、雨水等が停滞しないようにすること。 (3)隣接地との境界は、樹木を植え、または土堤を設ける等により明らかとすること。 (4) 墓穴の深さは、2m以上とすること。ただし、焼骨を埋蔵する場合は、この限りでない。		この規則に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。		永代使用料を徴する場合においては、次に定める額としなければならない。(1)墓地造成に要した諸経費と、墓所の総面積及び墓所1基当たり面積ならびに墓所に等級がある場合には、その等級を考慮して算出した額 (2) 公益性及び永続性を保持するための社会通念上妥当な額 管理料を徴収する場合には、次に定める額としなければならない。 (1)墓地区域内の維持管理に必要な諸経費と、墓所の総面積及び墓所1基当たり面積ならびに墓所に等級がある場合には、その等級を考慮して算出した額 (2) 公益性及び永続性を保持するための社会通念上妥当な額 永代管理料を徴収する場合には、全墓所数の3分の1以内に留めるものとする。
香川県 観音寺市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年10月11日） 墓地経営の許可に関する要綱（平成17年10月11日）	(要綱) 墓地の新設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可することができる。 (1)使用者の増加又は区画整理等により既設の墓地が著しく狭あいとなった場合において、市等公共団体が共同墓地を新設又は拡張しようとするとき (2) 市等公共団体が共同墓地を新設又は拡張することができない理由のある場合その他やむを得ざる場合において、宗教法人がこれに代わって共同墓地を新設又は拡張しようとするとき (3)山間へき地等において付近に既設の墓地がなく、新設の必要があると認められるとき (4)天災事変その他特別の理由により墓地を新設又は拡張しようとするとき	墓地の経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。(1)申請者の住所及び氏名 (2)墓地、納骨堂又は火葬場の名称及び設置場所並びにその付近の略図 (3) 墓地の敷地の図面又は納骨堂若しくは火葬場の敷地及び建物の図面 (4) その他市長が特に必要と認める事項 前条第2号に規定する略図には、墓地、納骨堂又は火葬場の用地の周囲200m以内における人家、鉄道、主要な道路、学校、病院、公園、河川等の位置とその距離を記入しなければならない。	墓地は、少なくとも次の条件を具備していなければならない。 (1)公衆衛生上悪影響を及ぼすおそれがない土地であること。 (2) 墓地内には適当な排水路を設け、雨水等が停滞しないようにすること。 (3)隣接地との境界は、樹木を植え、または土堤を設ける等により明らかとすること。 (4) 墓穴の深さは、2m以上とすること。ただし、焼骨を埋葬する場合はこの限りでない。(5)適当な通路を設けること			(要綱) この要綱の施行の日の前日までに、合併前の墓地経営の許可に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。	永代使用料を徴する場合は、次に定める額としなければならない。(1)墓地造成に要した諸経費と、墓所の総面積及び墓所1基当たり面積並びに墓所に等級がある場合には、その等級を考慮して算出した額 (2) 公益性及び永続性を保持するための、社会通念上妥当な額 管理料を徴収する場合には、次に定める額としなければならない。 (1)墓地区域内の維持管理に必要な諸経費と、墓所の総面積及び墓所1基当たり面積ならびに墓所に等級がある場合には、その等級を考慮して算出した

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
4	香川県 さぬき市	墓地、埋葬等に関する条例 (平成14年4月1日) 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成20年12月1日）		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から200m以上離れていること。(2) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 墓地は、少なくとも次の基準に適合しなければならない。 (1) 公衆衛生上悪影響を及ぼすおそれがない土地であること。(2) 墓地内には適当な排水路を設け、雨水等が停滞しないようにすること。(3) 隣接地との境界は、樹木を植え、又は土堤を設ける等により、明らかとすること。(4) 墓穴の深さは、2m以上とすること。ただし、焼骨を埋葬する場合はこの限りでない。(5) 適当な通路を設けること		この規則に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。	この条例の施行の日の前日までに、合併前の大川町規則、志度町規則、寒川町規則、長尾町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その使用料及び管理料については、なお合併前の規定の例による。	額 (2) 公益性及び持続性を保持するための、社会通念上妥当な額 永代管理料を徴収する場合には、全墓所数の3分の1以内にとどめるものとする。 (施行規則) 永代使用料を徴収する場合には、次に定める額としなければならない。 管理料を徴収する場合には、次に定める額としなければならない。
1	愛媛県 新居浜市	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（平成24年7月5日）		墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市長が墓地等の区域及び周囲の状況、災害防止措置等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (1) 人家、公園、鉄道、河川及び国道、県道その他枢要の道路との距離が、墓地及び納骨堂にあっては200m以上、火葬場にあつては400m以上であつて、かつ、高燥でその付近の住民の飲用水を汚染するおそれのない土地であること。(2) 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地が含まれていないこと。 墓地等の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 周囲に塀、柵、樹木等により障壁を造り、隣地との境界を明らかにすること。(2) 墓地内には、それぞれの墳墓に支障なく墓参をすることができる構造及び適当な幅員を有する通路、ごみ集積施設、給水設備及び駐車場を設けること。(3) 墓地内には、土砂の流出を防止し、雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道、河川等に適切に排水できること。		この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。		

各市における墓地、埋葬等に関する法律施行条例等の概要

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 福岡県 北九州市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和40年3月31日） 墓地経営許可取扱要領（平成20年12月1日） 民営墓地取扱要綱（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律事務処理内規	（取扱要領） 墓地の経営の許可を受けようとする者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。 1 地方公共団体 2 宗教法人であつて、墓地の経営に係る責任役員会の議決がなされている者 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、認定を受けた公益財団法人 4 地区共同体であつて、次に掲げるもの ア公共事業等により既存の墓地を移転又は変更するもの イ地区共同墓地を同一性を失わない範囲内で拡張するときで、地区共同体の役員会の議決がなされているもの 5 個人であつて、公共事業等により、既存の墓地を移転若しくは変更する者又は個人墓地を相続する者		墓地又は火葬場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号の基準については、市長が土地の状況その他特別の理由により衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 1 河川、海、国道、県道その他主要道路、鉄道又は軌道から20m以上隔てること 2 人家、官公署、学校、公園又は病院から墓地にあっては100m以上隔てること。 3 飲用水を汚染するおそれがない場所であること。 構造設備の基準 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の理由により衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。 ア周囲は、美観を伴う塀又は密植した樹木の垣をめぐらすこと。 イ墓地内の通路の有効幅員は、1m以上とすること。 ウ墓地内には適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。 （取扱要領） 申請地は、原則として申請者が所有する土地で、かつ、地上権、抵当権等の物件が設定されていないこと。 やむを得ず、申請地の一部または全部を借地する場合にあっては、土地の所有者及び地上権者等申請地について権利を有する者から墓地として使用する承認を得ていること。				埋葬するときの墓穴の深さは、1.5m以上としなければならない。ただし、土地により1.5mに達し難い場合は、この限りでない。
2 福岡県 福岡市	墓地等（墓地、納骨堂及び火葬場）許可事務取扱い要領（平成23年3月31日）	墓地等の経営においては、これらの施設の性格上、永続性と非営利性とは確保されなければならないことから、経営主体は、原則として地方公共団体とするが、これにより難い場合にあっては、次のとおりとする。 (1) 地方公共団体による墓地等の新設、拡張が困難な場合であつて、既存の墓地等では需要を満たせないなどの相当の事由があり、以下の法人が経営する場合 ア宗教法人であつて、登記された事務所を市内に有し、5年以上の布教活動の実績があり、永続的に主たる事務所が存する自己所有の境内地及びこれに隣接若しくは道路等を挟んで近接する土地に墓地等を設置しようとする法人 イ公益法人であつて、同法の規定により登記された事務所を市内に有する法人 (2) 墓地を経営する宗教法人等が存しない離島にあっては、当該離島内において地方自治法の規定に基づき認可を受けている地縁による団体が当該離島内で経営する場合 (3) 天災事変又は公共事業等のため、既存墓地等	(1) 墓地等の経営許可を取得しようとする者は、墓地等の計画について住民等への周知を図るため、予定地近辺の見やすい場所に、計画概要等を示す標識を、申請をしようとする日の30日前までに設置していること。 (2) 墓地等の経営許可を取得しようとする者は、次に規定する範囲の住民等に対し、説明会を開催していること。					

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
		の移転又は変更が必要であり、他に受け入れ施設がない場合等特に止むを得ない事情があると認められる個人経営の場合 (4) 既存個人経営墓地等を相続等により個人が経営する場合						
3	福岡県 大牟田市	墓地等の経営の許可等に関する要綱 (平成23年2月7日)		墓地の設置場所は、次の各号に定めるところによる (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離が100m以上であること。 (2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。 (2) それぞれに墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること。 (3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い墓地等を移転する場合その他特別な理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第4条から前条までに規定する基準を緩和することができる。		墓地の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
4	福岡県 久留米市	墓地等の経営の許可等に関する条例 (平成20年12月1日) 墓地等の経営許可等に関する条例施行規則 (平成20年12月1日) 審査基準・標準処理期間 (墓地)		墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が、自ら所有する土地であり、かつ、抵当権等の制限物が設定されていない土地でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、敷地境界から水平距離で100m以上あること。 (2) 河川又は湖沼に近接していないこと。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。障壁又は垣根は、墓地内にみだりに人や動物が出入りできない構造とし、周囲の環境に調和したものであること。		市長は、墓地等が災害の発生及び公共事業の実施に伴い移転する場合又は特別な理由がある場合であって、かつ、公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がないときは、第13条から前条までの基準について緩和することができる。		
5	福岡県 直方市	墓地等経営許可に関する規則 (平成24年4月1日)		墓地等の設置場所は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。 (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所からの距離が、半径100m以上離れていること。 (2) 河川又は湖沼に近接していないこと。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地 ア周囲は垣根又は障壁等により、境界を設けること。 イ個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができるように1m幅の通路を設けること。 ウ雨水等の停滞を防止する排水設備を設けること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	福岡県 飯塚市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領（平成24年4月1日）	（事務取扱要領） 墓地等の経営については、これらの施設の性格上、永続性及び非営利性の確保の観点から、原則として、次に掲げる事項に従うものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人又は公益法人 (3) 墓地等が災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合にあっては、当該墓地等を現に経営している者 (4) 既存の地区有（共同）墓地を変更する場合にあっては、墓地管理組合等当該墓地を現に経営している者 (5) 既存の地区有（共同）納骨堂を同一敷地内で変更し、又は改築する場合にあっては、納骨堂管理組合等当該納骨堂を現に経営している者 (6) 既存の個人墓地にあっては、当該墓地を承継する者 墓地等の敷地は、原則として自己所有であり、かつ、抵当権等の制限物件が設定されていないこと。ただし、やむを得ず借地等にする場合にあっては、次のとおりとする。（略）	墓地等の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。 (2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。 (2) 個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること。 (3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第3条から前条までに規定する基準を緩和することができる。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。		墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
7	福岡県 柳川市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年10月11日） 墓地等の経営の許可等に関する事務取扱マニュアル（平成24年10月11日）		墓地等の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。 (2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。 (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。 (2) 個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること。 (3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第3条から前条までに規定する基準を緩和することができる。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。	この規則の施行の際、現になされている申請その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
8	福岡県 八女市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年9月26日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年9月26日）	申請予定者は、許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、経営計画等について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、経営計画等に係る土地に標識を設置するとともに、近隣住民を対象として説明会を開催しなければならない。ただし、前項の規定による協議を行った者で、市長が必要ないと認める者については、この限りでない。 意見の申出があったときは、申請予定者は、規則で定めるところにより申出をした近隣住民と合意に至るまで協議をしなければならない。	墓地等を設置する場所は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。 ア住宅、学校、病院、保育所、公園その他公衆の多数集合する場所の敷地境界から水平距離で100m以上の距離があること イ河川又は湖沼から20m以上の距離があること。 ウ飲料水を汚染するおそれのない場所その他衛生上支障がない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。 ア障壁、生垣その他の方法をもって、墓地と周辺の土地との境界を明らかにするとともに、墓地内にみだりに人や動物が出入りできない構造とし、周囲の景観に調和したものであること。 オ合葬墓（縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、合わせて埋蔵するための墳墓をいう。）を設けるよう努めること。 カ墓地の区域内に、墳墓敷に10分の1を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設置すること。		市長は、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であつて市民の宗教的感情に適合し、公衆衛生、景観又は公共の福祉若しくは公益性の見地から支障がないと認めるときは、前3条に規定する基準を緩和することができる。		

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
9	福岡県 春日市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成25年2月13日）		墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。(2)河川、海又は湖沼に近接していないこと。(3)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。(2)支障なく墓参することができるよう、個々の墳墓に接した幅員1m以上で、ぬかるみとならない構造の通路を設けること(3)雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第5条から前条までに規定する基準を緩和することができる。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。		墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
10	福岡県 大野城市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成25年4月15日）		墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。(2)河川及び湖沼に近接していないこと。(3)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。(2)個々の墳墓に接した幅員1m以上で、ぬかるみとならない構造の通路を設けること(3)雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第5条から前条までに規定する基準を緩和することができる。	この規則の施行の際現に福岡県規則の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定によりなされた申請、届出その他の行為とみなす。	墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
11	福岡県 太宰府市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成25年4月1日）		墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、抵当権等の担保物件が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。(2)河川又は池沼に近接していないこと。(3)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。(2)個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること(3)雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第5条から前条までに規定する基準を緩和することができる。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。		墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
12	福岡県 古賀市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成25年3月29日） 墓地、納骨堂の経営許可申請の手引き		墓地等の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1)住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。(2)河川、海又は湖沼に近接していないこと。(3)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。(2)個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること(3)雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第3条から前条までに規定する基準を緩和することができる。		墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
13	福岡県 福岡市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する事務処理要領		墓地等の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。 (1)住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。(2)河川、海又は湖沼に近接していないこと。(3)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。(2)個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること(3)雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第3条から前条までに規定する基準を緩和することができる。	この規則の施行の際現になされている申請その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、土地により2mに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。
14	福岡県 朝倉市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日）		墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所から墓地までの距離は、100m以上であること。(2)河川又は湖沼に近接していないこと。(3)飲料水を汚染するおそれのない土地であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1)墓地を区画する障壁又は密植した垣根を設けること。(2)個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができる通路を設けること(3)雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。		市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い移転する場合その他特別な理由がある場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第3条から前条までに規定する基準を緩和することができる。 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者に必要な報告を求めることができる。	この規則の施行の際、現になされている申請その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。	墓地の埋蔵においては焼骨のみとし、死体を埋蔵することはできない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大分県 別府市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成12年4月1日）	市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当していると認められるときでなければ、同項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。 (2) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人が墓地等を設置しようとするとき。 (3) 宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき。 (4) 地縁による団体が現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき。 (5) 山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が使用するために墓地を設置しようとする場合であって、付近に利用することができる前各号に規定する法人又は団体が経営する墓地がないとき。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設から100m以上離れていること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。 (3) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。 (6) 墳墓の区画の総面積が墓地の面積のおおむね3分の1以下であること。				
大分県 日田市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成20年12月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成12年4月1日）	市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当していると認められるときでなければ、同項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。 (2) 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益法人が墓地等を設置しようとするとき。 (3) 宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき。 (4) 地縁による団体が現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき。 (5) 山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が使用するために墓地を設置しようとする場合であって、付近に利用することができる前各号に規定する法人又は団体が経営する墓地がないとき。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (2) 河川又は湖沼に近接していないこと。 (3) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。 (6) 墳墓の区画の総面積が墓地の面積のおおむね3分の1以下であること。			この条例の施行前になされた申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。	
大分県 佐伯市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則（平成20年12月1日）	市長は、経営の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかの場合に該当していると認められるときでなければ、経営の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。 (2) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益法人が墓地等を設置しようとするとき。 (3) 宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき。 (4) 地縁による団体が現に設置している墓地を移転し、統合し、又は拡張整備しようとするとき。 (5) 山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が使用するために当該山間、へき地等に墓地を設置しようとする場合であって、付近に利用することができる前各号に規定する法人又は団体が経営する墓地がないとき。 (6) 災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ず墓地等の移転をしようとするとき。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。 (2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。 (3) 湿気が少なく、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。 (6) 墓地内に存するすべての墳墓の区画の総面積は、当該墓地の面積のおおむね3分の1以下であること。		市長は、経営の許可又は変更の許可をするに際しては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付すことができる。	この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐伯市条例、上浦町条例、弥生町条例、本匠村条例、宇目町条例、直川村条例、米水津村条例、蒲江町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	

4

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
大分県 宇佐市	墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年12月21日） 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年3月31日）	市長は、墓地等の経営の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかの場合に該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。(2) 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が墓地等を設置しようとするとき。(3) 宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき。(4) 地縁による団体が現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき。(5) 山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が使用するために当該山間、へき地等に墓地を設置しようとする場合であって、付近に利用することができる前各号に規定する法人又は団体が経営する墓地がないとき。		墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (1) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れていること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。(2) 河川、海又は湖沼に近接していないこと。(3) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 (1) 墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。(6) 墳墓の区画の総面積が墓地の面積のおおむね3分の1以下であること。(7) 駐車場が設けられていること。			合併前の宇佐市条例、安心院町条例、院内町条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
熊本県	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成18年7月10日） 墓地等許可事務処理要領（平成20年12月1日）			墓地等の環境、構造及び設備は、次にしなければならない。ただし、土地、環境及び設備の状況その他の事由により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地を新設するには、道路及び河川に沿わず、人家から200m以上離れ、土地が高燥であって、土地が高燥であって、飲料水に支障がないと認める場所で、努めて荒ぶ地を選ぶこと。				土葬の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
1 熊本県 熊本市	墓地等の設置等に関する条例（平成22年3月23日） 墓地等の設置等に関する条例等施行規則（平成25年3月29日）	墓地等を経営することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1) 地方公共団体 (2) 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人 (3) 宗教法人 (4) 前3号に規定するもののほか、規則で定めるもの	変更許可を受けようとする者は、規則で定める日までに、市長と書面により事前協議を行わなければならない。 経営予定者が経営許可を受けようとするとき及び変更予定者が変更許可を受けようとするときは、それぞれ協議済書を市長に提示しなければならない。	墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、住民の宗教的感情及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地にあつては河川、海及び湖沼に近接せず、住宅から200m以上離れ、かつ、埋葬の場合にあつては当該墓地が設置されても飲用水の水質に影響が生じることがないと認められる場所であること。 構造設備の基準 墓地等の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の事由により、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア境界の内側に、墓地の境界から墳墓が見えないように密植した樹木の垣根等を設けること。イ墓地内に、雨水等の停滞を防止する排水設備を設けること。ウ墓地内に、適当な幅員及び砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有する通路を設けること。				埋葬の場合は、墓穴の深さを2m以上とすること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	熊本県 八代市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	経営の許可に係る墓地等が次に掲げる墓地等のいずれかに該当すること。 ア 地方公共団体が設置し、経営しようとする墓地等 イ 市内に事務所を有する宗教法人が設置し、経営しようとする墓地等 ウ 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が設置し、経営しようとする墓地等 エ 認可地縁団体が現に経営する墓地又は納骨堂を移転し、又は統合することを目的として設置し、経営しようとする墓地又は納骨堂 オ 小規模な墓地で山間、へき地等に居住している者が自己又は親族が利用するためにその居住する山間、へき地等に設置し、経営しようとするもの キ 災害の発生、公共事業の施工等により小規模な墓地を移転するとき、その他市長が必要であると認めるときに設置する小規模な墓地	経営の許可の申請をしようとする者は、経営の許可の申請の前に市長への届出を行わなければならない。 事前届出者は、墓地等の経営等の計画に係る土地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。 事前届出者は、近隣住民に対する説明会を開催しなければならない。	墓地を設置することができる場所の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地を経営しようとする者が所有し、又は所有することが見込まれる土地内であること。(2) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から100m以上離れた場所であること。(3) 河川、海又は湖沼からおおむね10m以上離れている場所であること。(4) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。(5) 主要な道路から支障なく往来できる場所であること。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。 (1) 墓地の外側から墳墓が見えないようにするための密植した樹木の垣根等を設けること。	市長は、経営の許可をする場合において、必要があると認めるときは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、必要な条件を付することができる。 市長は、この条例の実施に必要な限度において、当該職員に、墓地等の予定地又は墓地に立ち入り、その施設の帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。	この条例の施行の際現に市内に所在する墓地等は、それぞれこの条例に規定する基準に適合する墓地等とみなす。	埋葬をする場合にあっては、墓穴の深さは、2m以上を基準とする。
3	熊本県 荒尾市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地等許可事務処理要領（平成24年4月1日）	（事務処理要領） 経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合は次によることができる。 (1) 宗教法人 (2) 公益財団法人 (3) 経営主体としては、上記のとおり、地方公共団体を原則とし、これにより難い事情がある場合に宗教法人又は公益財団法人が考えられるものであるが、なおやむを得ない事情にある場合には、次によることができるものとする。①管理組合 ②集落営 ③個人経営	墓地等の環境、構造及び設備は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長が、土地、環境及び設備の状況その他の事由により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 墓地を新設するときは、道路及び河川に沿わず、人家から200m以上離れ、土地が高燥であって、飲用水に支障がないと認める場所で、努めて荒ぶ地を選ぶこと。				土葬の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
4	熊本県 山鹿市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年3月28日）		1 道路及び河川に沿わないこと。2 人家から200m以上離れた場所であること 3 土地が高燥であって、飲用水を汚染するおそれのない場所であること。ただし、市長が、公衆衛生上支障がないと認めるときはこの限りでない。		この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。		土葬の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
5	熊本県 宇城市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成21年4月1日）		墓地等の環境、構造及び設備は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長が、土地、環境及び設備の状況その他の事由により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 道路及び河川に沿わず、人家から200m以上離れ、土地が高燥であって、飲用水に支障がないと認める場所で、努めて荒ぶ地を選ぶこと。				土葬の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
6	熊本県 合志市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成23年2月8日） 墓地等許可事務処理要領（平成23年9月1日）	（事務処理要領） 経営主体としては、上記のとおり、地方公共団体を原則とし、これにより難しい事情がある場合に宗教法人又は公益財団法人が考えられるものであるが、なおやむを得ない事情にある場合には、次によることができるものとする。 ①管理組合 ②集落営 ③個人経営		墓地等の環境、構造及び設備は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長が、土地、環境及び設備の状況その他の事由により、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1)道路及び河川に沿わず、人家から200m以上離れ、土地が高燥であって、飲用水に支障がないと認める場所で、努めて荒ぶ地を選ぶこと。			土葬の墓穴の深さは、2m以上としなければならない。
1	長崎県 佐世保市	墓地、埋葬等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成24年4月1日） 墓地経営等許可事務取扱要綱（平成24年4月1日）	（取扱要綱） 規則第3条第1項第12号の市長が必要と認める書類とは、次のとおりとする。 (1)墓地等の周囲100m以内に住宅等がある場合には、当該住宅等の所有者及び使用者の同意書 (2)住宅等の同意が得られないときは、同意が得られない理由、交渉の経過及び不同意の理由に対する対応策を記載した書類 (3)墓地等の周囲おおむね100m以内に10棟以上住宅等が存するときは、当該住宅等の所有者及び使用者に対する説明会の開催状況を記載した書類 (4)墓地等が他の市町村と隣接する場合は、隣接する市町村長の墓地等の経営に係る計画についての意見書 (5)墓地等の敷地が他人所有地である場合にあっては、当該土地所有者の承諾書 (6)墓地等の敷地に抵当権等が設定されている場合にあっては、当該権利者の承諾書（以下略）	墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)飲料水を汚染することがない場所であること。 (2)おおむね100m以内に住宅、病院、及び学校が存しないこと。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (3)墓地にあっては、河川又は海からおおむね20m以上の距離を有すること。 施設基準 墓地の施設の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人が経営しようとする墓地については、第2号及び第4号の規定は、適用しない。 (1)隣接地との境界には垣根又は障壁を設け、その境界を明らかにしておくこと。 (2)幅員1m以上の各墳墓に接続する通路を設けること。 (3)雨水その他地表水が停滞しない構造にした排水設備を設けること。 (4)給水設備及びごみ処理設備を設けること。ただし、周辺に申請者が所有又は管理するこれらの設備を設けた施設があり、その施設を利用することができるときは、この限りでない。			この条例の施行の際、長崎県条例の規定により長崎県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に長崎県条例の規定により長崎県知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定の基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。	埋葬をする場合における墓穴の深さは、1.8m以上であること。
2	長崎県 諫早市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	市長は、当該申請による経営が次の各号のいずれかの場合に該当していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1)地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき。 (2)次に掲げる者のいずれかが墓地を経営しようとする場合であって、その経営が営利を目的とせず、永続性を有すると認められるとき。ア宗教法人 イ公益財団法人及び公益社団法人 ウ設立根拠法の趣旨から経営の適格性が認めらるる法人 エ地方自治法に規定する地縁による団体 (3)個人が墓地を経営しようとする場合であって、祭祀承継に伴い自己又は自己の親族が使用する墓地の経営をしようとする等特別の理由があると認められるとき。	墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1)飲料水を汚染することがない場所であること。 (2)おおむね100m以内に住宅、病院、及び学校が存しないこと。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (3)墓地にあっては、河川又は海からおおむね20m以上の距離を有すること。 施設基準 墓地の施設の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人が経営しようとする墓地については、第2号及び第4号の規定は、適用しない。 (1)隣接地との境界には垣根又は障壁を設け、その境界を明らかにしておくこと。 (2)幅員1m以上の各墳墓に接続する通路を設けること。 (3)雨水その他地表水が停滞しない構造にした排水設備を設けること。 (4)給水設備及びごみ処理設備を設けること。ただし、周辺に申請者が所有又は管理するこれらの設備を設けた施設があり、その施設を利用することができるときは、この限りでない。			この条例の施行の日前に、長崎県条例の規定により長崎県知事が行った墓地等の経営の許可等の処分その他の行為は、この条例の相当規定により市長が行った処分その他の行為とみなす。 この条例の施行の際現に、県条例の規定により長崎県知事に対してされている本市の区域内における墓地等の経営の許可等の申請は、この条例の相当規定により市長に対してされているものとみなす。	埋葬をする場合における墓穴の深さは、1.8m以上であること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
3	長崎県 大村市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可に関する条例施行規則（平成25年4月1日） 墓地等の経営許可等に関する事務取扱要綱（平成25年4月1日）	（取扱要綱） 墓地等の経営の許可を受けようとする場合は、事前に市長と協議しなければならない。 前項の規定により協議を行うものは、次に掲げる事項を記載した墓地等経営事前協議書を市長に提出しなければならない。 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、当該書類及び図面の一部を省略させることができる。	墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 飲料水を汚染することがない場所であること。(2) 住宅、病院、学校その他規則で定める施設の用に供する敷地からの距離がおおむね100m以上であること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(3) 墓地にあつては、河川又は海からの距離がおおむね20m以上である。 施設基準 墓地の施設の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6条第1項第3号に規定する個人が経営しようとする墓地については、第2号及び第4号の規定は、適用しない。 (1) 隣接地との境界に垣根又は障壁を設け、その境界を明らかにしておくこと。(2) 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造を有し、かつ幅員1m以上の通路であつて、各墳墓に接続するものを設けること。(3) 排水路その他の排水設備を設け、雨水その他地表水が停滞しないようにすること。(4) 給水設備及びごみ処理設備を設けること。ただし、墓地の周辺に申請者が所有し、又は管理するこれらの設備を設けた施設がある場合で、墓地の利用者がその施設を利用できるときは、この限りでない。				墓地に埋葬する場合における墓穴の深さは、1.8m以上としなければならない。
4	長崎県 南島原市	墓地、埋葬等に関する条例（平成20年12月18日） 墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成20年12月18日） 墓地経営等許可事務取扱要綱（平成20年12月18日）	（取扱要綱） 規則第3条第1項第12号に定める「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるとおりとする。 (1) 墓地等の周囲100m以内に住宅等がある場合には、当該住宅等の所有者及び使用者の同意書 (2) 住宅等の同意が得られないときは、同意が得られない理由、交渉の経過及び不同意の理由に対する対応策を記載した書類 (3) 墓地等の周囲おおむね100m以内に10棟以上住宅等が存するときは、当該住宅等の所有者及び使用者に対する説明会の開催状況を記載した書類 (4) 墓地等が他の市町村と隣接（おおむね100m以内）する場合は、隣接する市町村長の墓地等の経営に係る計画についての意見書 (5) 墓地等の敷地が他人所有地である場合にあっては、当該土地所有者の承諾書 (6) 墓地等の敷地に抵当権等が設定されている場合にあっては、当該権利者の承諾書（以下略）	墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 飲料水を汚染することがない場所であること。(2) おおむね100m以内に住宅、病院、及び学校が存しないこと。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(3) 墓地にあつては、河川又は海からおおむね20m以上の距離を有すること。 施設基準 墓地の施設の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、個人が経営しようとする墓地については、第2号及び第4号の規定は、適用しない。 (1) 隣接地との境界に垣根又は障壁を設け、その境界を明らかにしておくこと。(2) 幅員1m以上の各墳墓に接続する通路を設けること。(3) 雨水その他地表水が停滞しない構造にした排水設備を設けること。(4) 給水設備及びごみ処理設備を設けること。ただし、周辺に申請者が所有し、又は管理するこれらの設備を設けた施設があり、その施設を利用できるときは、この限りでない。			この条例の施行の日前までに、合併前の深江町条例、布津町条例、有家町条例、西有家町条例、北有馬町条例、南有馬町条例、口之津町条例、加津佐町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。	埋葬をする場合における墓穴の深さは、1.8m以上であること。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 佐賀県 伊万里市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年4月1日）	市長は、当該申請に係る墓地等の設置が次の各号のいずれかの場合に該当していると認めるときに限り、同項の許可をするものとする。 (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。(2) 宗教法人が自己の所有地に墓地等を設置しようとする場合であって、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当の事由があると認められるとき。		墓地の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、土地の状況によって公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉の見地から特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 鉄道、国道、県道その他重要な道路及び河海から20m以上離れていること。(2) 住宅、学校、病院、名所、旧跡及び公園から100m以上離れていること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生上支障がないこと。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地の周囲には、外部と区画するため密植した樹木の垣根、塀等を設けること。(2) 幅員1m以上を有し、かつ、砂利敷き等の方法によりぬかるみとならない構造にした各墳墓に接続する通路を設けること。(3) 雨水その他の地表水が停滞しない構造にした排水施設を設けること。		市長は、必要があると認めるときは、法第10条第1項の許可に条件を付することができる。		墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、火葬に付した遺骨を埋蔵する場合は、この限りでない。
2 佐賀県 武雄市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年3月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成18年3月1日） 墓地等許可事務取扱要領（平成18年3月1日）	当該申請に係る墓地等の設置が次の各号のいずれかの場合に該当していると認めるときでなければ、同項の許可をすることができない。 (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。(2) 宗教法人が自己の所有地に墓地等を設置しようとする場合であって、付近に墓地等の需要を充足することができる地方公共団体が経営する墓地等がない等相当の事由があると認められるとき。		墓地の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、墓地の区域及びその周囲の地域の状況により公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉の見地から特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 鉄道、国道、県道その他重要な道路及び河川から20m以上離れていること。(2) 住宅、学校、病院、名所、旧跡及び公園の敷地から100m以上離れていること。(3) 飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生上支障がないこと。 構造設備の基準 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地の周囲には、外部と区画するため密植した樹木の垣根、塀等を設けること。(2) 幅員1m以上を有し、かつ、砂利敷き等の方法によりぬかるみとならない構造にした各墳墓に接続する通路を設けること。(3) 雨水その他の地表水が停滞しない構造にした排水施設を設けること。		市長は、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定による許可に条件を付することができる。	この条例の施行の日前までに、合併前の武雄市条例、山内町条例又は北方町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	墓穴の深さは、2m以上としなければならない。ただし、火葬に付した遺骨を埋蔵する場合は、この限りでない。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 鹿児島県 鹿児島市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成8年4月1日） 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等に関する運用指針（平成24年1月1日）	（運用指針） 墓地等の経営においては、これらの施設の性格上、永続性と非営利性とは確保されなければならないことから、経営主体は、原則として地方公共団体とするが、これにより難い場合にあっては、次のとおりとする。 (1) 地方公共団体による墓地等の新設、拡張が困難な場合であって、必要な範囲内において宗教法人又は公益社団法人及び公益財団法人が経営する場合 (2) 古くから集落等に既存する共同墓地管理組合が経営する場合 (3) 原則として個人墓地は認めないが、天災地変、公共事業等のため、既存の個人墓地等の移転又は変更が必要であり、他に受け入れ施設がない場合等特に止むを得ない事情にあると認められる場合 墓地等の敷地は、原則として申請者の所有地であり、かつ、抵当権等の制限物件が設定されていないこと。この場合において、止むを得ず、申請地の一部又は全部を借地のまま経営するときは、永続的に使用できる権利を有していること。(2) 資金計画が健全であること。		墓地等の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第1号に定める基準については、市長が特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 国道、県道その他主要道路、鉄道、河川、海、人家、学校、保育所、公園、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設からの距離が100m以上であること。(2) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備基準 墓地等の構造設備は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 周囲には、周辺の環境に調和した塀又は密植した樹木の垣等を設け、外部と区画すること。(2) 墓地内には、適当な幅員を有する通路及び排水設備を設けること。			この規則の施行の際、鹿児島県規則の規定により、鹿児島県知事が行った現に効力を有する行為又は鹿児島県知事に対して行われている行為は、この規則の相当規定によって市長が行った行為又は市長に対して行われた行為とみなす。	
2 鹿児島県 出水市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年12月1日）			墓地の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、土地の状況等により市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 道路、河川、海岸、鉄道又は軌道に沿わないで、人家その他人の多数集合する場所から100m以上離れ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。			この規則の施行の前日までに、合併前の出水市規則、高尾野町規則、野田町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
3 鹿児島県 日置市	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（平成17年5月1日）	当該申請に係る墓地等の設置が次の各号のいずれかの場合に該当していると認められるときでなければ、経営の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき。(2) 墓地等の経営を行うことを目的として設立された民法第34条に規定する財団法人が墓地又は納骨堂を経営しようとするとき。(5) 設置しようとする墓地の区域の面積が小規模なものである場合において、災害の発生、公共事業の施行等により墓地を移転する必要が生じたとき。(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。 個人に対する許可は、これを行わない。ただし、祭祀承継に伴う墓地の経営やその他やむを得ない事由があると特に市長が認めるときであって、自己又は自己の親族が使用する墓地の経営の申請については、この限りでない。		墓地等の設置場所は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。ただし、第1号に定める基準については、市長が特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生じるおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1) 国道、県道その他主要道路、鉄道、軌道、河川、海岸、人家、学校、保育所、公園、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設からの距離が100m以上であること。(2) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 構造設備基準 墓地等の構造設備は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生じるおそれがないと認めるときは、この限りでない。 (1) 周囲には、周辺の環境に調和した塀又は密植した樹木の垣等を設け、外部と区画すること。(2) 墓地内には砂利敷き等の方法によりぬかるみとならない構造にした適当な幅員を有する通路及び雨水等の停滞を防止する排水設備を設けること。			この規則の施行の前日までに、合併前の東市来町規則、伊集院町規則、吉町規則、吹上町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	埋葬については、地表から死体上部まで、2m以上の深さを保つこと。 死体の改装については、死体の防臭措置を講ずるとともに、死体発掘場所の消毒を行うこと。

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
鹿児島県 霧島市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成20年12月1日）			墓地の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、土地の状況等により市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1)道路、河川、海岸、鉄道又は軌道に沿わないで、人家その他の多数集合する場所から100m以上離れ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。			この規則の施行の前日までに、合併前の国分市規則、溝辺町規則、横川町告示、牧園町規則、霧島町細則、隼人町規則、福山町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
鹿児島県 始良市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、墓地等の適正な経営を行うことができると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)地方公共団体 (2)宗教法人のうち、登記された事務所を3年以上市内に有している法人 (3)公益法人のうち、登記された事務所を市内に有している法人 (4)地方自治法に規定する市町の認可を受けた地縁による団体で、当該団体の構成員又は構成員の親族が利用する墓地の経営をしようとするもの (5)山間地等へき地であるため付近に利用することができる墓地がない地域に居住している個人で、小規模かつ自己又は自己の親族が利用する墓地（焼骨を埋蔵するものに限る。）の経営をしようとするもの (6)災害の発生又は公共工事の施行によりやむを得ず移転が必要となった墓地等の経営者で、移転先において引き続き、当該墓地等の経営をしようとするもの	計画者は、事前に墓地等の経営に係る計画について市長に説明をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。	墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地（所有権以外の権利が存しないものに限る。）で、墓地等以外の敷地と明確に区画されているものでなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。 設置場所 (1)鉄道、国道、主要な地方道、河川及び海岸から50m以上離れた場所であること。 (2)公園、学校、病院その他公共施設及び多数集合する住宅から100m以上離れた場所であること。 (3)高燥かつ飲用水を汚染するおそれがない場所であること。 (4)規則に定める場所以外の場所であること。 構造設備 ア周囲は、外部と明確な区画がなされ、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。イ墓地内には、各墳墓に接続する通路を設け、その幅員は、1m以上とすること。ウ墓地内に排水設備を有し、墓地内からの土砂の流出を防止し、かつ、雨水その他の地表水他停滞しない構造であること。エがけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。オ墓地の区域内には、墓地の利用者が使用しやすい位置に使用水の施設、ごみ集積場等を設けること。	区域面積が2,000㎡以上の墓地の構造設備の基準 ア墓地の区域内には、管理事務所を設け、墓地の利用者が使用しやすい位置に便所、休憩所等を配置すること。イ墓地を利用しやすい位置に、おおむね墳墓数に0.05を乗じて得た数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ウ墓地の区域内に自動車を取り入れる構造である場合には、自動車用通路の幅員は4m以上とすること。エ外部から見通すことのできない構造の周囲の設備に接し、その内側に4m以上の幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の設置状況により周辺の生活環境との調和が十分配慮された公衆衛生上支障がないと市長が特に認めるものについては、この限りでない。	市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。	埋葬を行う墳墓については、埋葬を行う場合の覆土の厚さが1m以上となる構造であること。	
宮崎県 宮崎市	墓地等の経営等の許可の基準に関する条例（平成24年3月30日） 墓地等、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する経営許可等事務取扱要領（平成24年4月1日）	墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)地方公共団体 (2)次に掲げる者（地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めるときに限る。）イ宗教法人で、目的を達成するため、信者の需要に応じた必要最小限の墓地を境内地に設けようとするものロ地縁による団体で、現に設置している墓地を移転し、又は統合しようとするもの		1 学校、病院、公園、住宅等から500m以上の距離を有すること。3 規模に応じた管理事務所、待合室及び緑地が設けられていること。4 適当な遺体保管室、収骨室及び残灰庫が設けられていること。5 周囲は、塀、樹木等による障壁が設けられていること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
2	宮崎県 都城市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年4月1日）	市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときに限り許可するものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 次に掲げるものであって、地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めたとき。ア宗教法人が、信者の需要に応じた必要最小限の墓地を境内地に設けよとき イ地縁に基づいて形成された団体が、現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき (3) 特別な事情があると市長が認めたとき	墓地は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。 (1) 墓地の区域と学校、病院、公園及び住宅等との間に100m以上の距離があること。 (2) 墓地の区域が飲用水を汚染するおそれのない場所にあること。 (3) 墓地の区域と隣接地との境界が明らかであること。			この条例の施行の際、現に宮崎県の規定によりなされている申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。	
3	宮崎県 延岡市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当すると認められるものでなければ、同項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 次に掲げる者であって、地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めたとき。ア宗教法人が、信者の需要に応じた必要最小限の墓地を境内地に設けるととき イ地縁に基づいて形成された団体が、現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき (3) 災害の発生、公共事業の実施その他墓地の移転を必要とする特別な事情があると市長が認めたとき	墓地は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。ただし、土地の状況その他の事由により公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 墓地の区域と学校、病院、公園、住宅等との間に100m以上の距離があること。 (2) 墓地の区域が飲用水を汚染するおそれのない場所にあること。 (3) 墓地の区域と隣接地との境界が明らかであること。			この規則の施行の際、現に宮崎県の規定によりなされている申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。	
4	宮崎県 日南市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する経営許可事務手続要領（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当すると認められるものでなければ、同項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 次に掲げるものであって、地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めたとき。ア宗教法人 イ地縁に基づいて形成された団体が、現に設置している墓地又は納骨堂を移転、統合又は拡張整備しようとするとき (3) その他特別な事情があると市長が認めたとき	墓地は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。ただし、土地の状況その他の事由により公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 墓地の区域と学校、病院、公園及び住宅等との間に100m以上の距離があること。 (2) 墓地の区域が飲用水を汚染するおそれのない場所にあること。 (3) 墓地の区域と隣接地との境界が明らかであること。			この規則の施行の際、現に宮崎県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定によりなされている申請その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。	
5	宮崎県 日向市	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年4月1日） 墓地、埋葬等に関する経営許可事務手続要領（平成24年4月1日）	次の各号のいずれかに該当すると認められるものでなければ、同項の許可をしないものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 次に掲げる者であって、地方公共団体の経営する墓地では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めたとき。ア宗教法人 イ地縁に基づいて形成された団体が、現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき (3) 災害の発生、公共事業の実施その他墓地の移転を必要とする特別な事情があると市長が認めたとき	墓地は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。ただし、土地の状況その他の事由により公衆衛生及び公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 墓地の区域と学校、病院、公園、住宅等との間に100m以上の距離があること。 (2) 墓地の区域が飲用水を汚染するおそれのない場所にあること。 (3) 墓地の区域と隣接地との境界が明らかであること。				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
1 沖縄県 豊見城市	墓地等の経営許可等に関する 規則（平成25年1月16日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者 (3) 公益法人であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者		墓地等の構造設備は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる ア 周囲は、障壁又は生垣等で境界を設けなければならないこと。 イ 道路の有効幅員は、1m以上とすること。 ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。 エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。 オ 墓石区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。 カ 管理事務所（面積が1ha以上の墓地に限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。 墓地等の設置場所は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が、焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。 ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他権利が設定されていないこととなるものでなければならないこと。 イ 国道、県道、その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。 ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100m以上離れていること。 エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。 オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 カ 周辺の美観を損		この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。		
2 沖縄県 沖縄市	墓地等の経営許可等に関する 規則（平成24年4月1日）	墓地等の経営の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人が、付近に墓地等の需要を充足することができる墓地等がない等相当の事由があると認められるとき (3) 公益法人が、永続的に墓地等の経営をしようとする認められるとき (4) 設置しようとする墓地が第6条の小規模な墓地であって、付近に利用することができる墓地がなく、次のいずれかに該当するとき		墓地等の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が、土地の状況、特殊の構造等から付近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和し、又は適用しないことができる ア 墓地の境界は、障壁又は密植した垣根等を設けること。 イ 道路の有効幅員は、1m以上とすること。 ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。 エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。 オ 墓石区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。 カ 管理事務所（面積が1ha以上の墓地に限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。 墓地等の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和し、又は適用しないことができる。 ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他権利が設定されていないこととなるものでなければならないこと。 イ 国道、県道、その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。 ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100m以上離れていること。 エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。 オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 カ 周辺の美観を損				

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
				所有もしくは許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであり、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他権利が設定されていないものであること。 イ国道、県道、その他の主要道路及び河川から30m以上離れていること。 ウ公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100m以上離れていること。 エ水源を汚染するおそれのない等公衆衛生上支障がないこと。 オ地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 カ周囲の美観を損ねることがないこと。				
3	沖縄県うるま市	墓地等の経営許可等に関する条例（平成24年12月21日） 墓地等の経営許可等に関する条例施行規則（平成25年3月25日）	許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより墓地等の経営に係る計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長が特に事前協議の必要がないと認める場合は、この限りでない。			市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。	この条例の施行の際現に法の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可等の申請を受理しているものに係る手続、又はその他の手続については、この条例の規定にかかわらず、沖縄県規則の例による。	
3	沖縄県宜野湾市	墓地等の経営許可等に関する規則（平成24年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人であつて、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの (3) 公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、永続的に墓地等の経営をしようとするもの 墓地等を経営するための十分な財産その他経済的基盤を有していなければならない。	墓地等の構造設備の基準は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。 ア周囲は、障壁又は生け垣等を設けること。 イ道路の有効幅員は、1m以上とすること。 ウ雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。 エ墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。 オ墓地区域面積の3割以上は緑地とすること。 カ管理事務所（墓地区域面積が1ha以上のものに限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。 墓地等の設置場所の基準は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況等を勘案し、公衆衛生上及び公共の福祉の観点から支障がないと認める場合は、この基準を緩和することができる。 ア墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであつて、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他権利が設定されていないものであること。 イ国道、県道その他の主要道路及び河川から30m以上離れていること。 ウ公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100m以上離れていること。 エ水源を汚染するおそれのない場所であること。 オ地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 カ周囲の美観を損ねることがないこと。			この規則の施行の日の前日までに沖縄県知事に対してなされた許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。	

都道府県	条例等の名称 (最新施行日)	経営主体の規制	事前協議条項	距離・緑地制限等の遵守事項	大規模霊園に関する規制	市長の権限	みなし規定	その他
5	沖縄県 浦添市	墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年4月1日） 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成25年4月1日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 公益法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (4) 地縁に基づいて形成された団体 (5) 付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、自己又は自己の親族のために設置しようとする墓地を経営しようとするもの	申請予定者は、あらかじめ、墓地等計画について、市長と協議しなければならない。 申請予定者は、墓地等計画の概要を記載した標識を墓地等計画地の見やすい場所に設置しなければならない。 申請予定者は、隣接住民等及び周辺住民等に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、個人墓地については、この限りでない。 申請予定者は、隣接住民等に対し墓地等計画の内容を提示し、次に掲げる意見について十分に協議しなければならない。	墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合する者でなければならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。 (2) 墓地等の区域の境界線と公園、学校、保育所、病院その他公共的施設又は人家との水平距離が、100m以上であること。	特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、第4条第1項及び第2項並びに第5条から前条までに規定する手続の全部又は一部を省略することができる。 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に墓地に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。		
6	沖縄県 糸満市	墓地等の経営の許可等に関する規則（平成24年4月1日） 墓地等の許可申請に関する事務取扱要領（平成24年4月1日） 墓地開発に関する指導要綱（平成7年6月2日）	墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人で主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの (3) 公益法人で主たる事務所又は従たる事務所を市内に有し、永続的に墓地の経営をしようとするもの	墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この基準を緩和することができる。 ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けること。 イ 道路の有効幅員は、1m以上とすること。 ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。 エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。 オ 墓地区域面積のうち3割以上は緑地とすること。 カ 管理事務所（面積が1ha以上の墓地に限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないとみとめたときは、この限りでない。 ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営するものが所有し、又は許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。 イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。 ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100m以上離れていること。 エ 水源を汚染するおそれのないこと。 オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 カ 周囲の美観を損ねることのない場所であること。		この規則の施行日の前日までに沖縄県知事に対してなされた許可の申請で、市の区域内に存する墓地等に係るものは、第3条第1項又は第2項の規定により市長に対してなされた申請をみなす。		

3-3 墓地使用权に関する条例等の整理

別表

1. 北海道

墓地使用権に関する条例等の整理

(2016年11月30日調べ)

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
1	北海道	伊達市墓地条例	・市長への申請と許可 ・許可証の発行 ・新規使用不可墓地あり ・申請者＝市に住所を有する者	・使用許可時納入 ・使用料減免あり ・原則不還付		・祭祀継承 ・その他の特別の理由	・使用者による法律、条例等の違反 ・使用許可申請の不正 ・使用許可3年経過後の墳墓施設不使用 ・墓地経営その他公益上の必要性	・使用者死亡3年後の継承者不在 ・使用者不明から10年の経過	・墓地内の清潔維持 ・工作物の補修 ・危険防止
2	北海道	歌志内市墓地使用条例		・墓地種類別 ・原則前納		・遺産相続以外の譲渡不可 ・特別事情による名義変更可		・墓地返還時の原状回復	
3	北海道	恵庭市墓地の設置及び管理条例	・市長の許可 ・使用者＝市に住所を有する者 ・特別の理由による例外あり	・永代使用料の前納 ・貧困その他の特別事情による減免 ・納付済み使用料の不還付	・管理料の前納 ・貧困その他の特別事情による減免 ・納付済み管理料の不還付	・相続人の承継／市長の許可に基づく親族への譲渡以外の墓地の使用承継又は譲渡不可	・許可を受けた日から3年経過後の墓地としての不使用 ・墓地の貸与又は譲渡 ・条例等違反	・不要になった場合の墓地の全部又は一部の返還（市長の承諾に基づく） ・墓地返還又は使用許可取消し時の原状回復	・使用者の親族以外の埋葬不可
		恵庭市墓地の設置及び管理条例施行規則		・使用料減免時の申請書提出	・使用料減免時の申請書提出	・承継／譲渡時の申請書提出		・墓地返還時の申請書および使用許可書提出	・親族以外埋葬時の申請書提出 ・墓地の環境整備と風致の保持 ・墓碑、墓標その他の工作物もしくは樹木の修理その他の適当な措置
4	北海道	江別市墓地条例	・市長への申請と許可 ・公開抽選による墓所決定 ・使用者＝親族に死亡した者があり、かつ許可時において1年以上本市に住所を有する者	・使用料前納 ・原則不還付 ・使用許可から3年以内の墓所返還による2分の1還付		・使用者死亡その他市長が認める場合の祭祀主催者への承継	・使用者の死亡または所在不明と承継者不在 ・使用許可目的以外の墓所使用 ・条例等違反	・墓所使用の必要性消滅 ・使用許可の取消し	・許可から3年以内の墓碑その他工作物の設置
		江別市墓地条例施行規則	・申請書の提出 ・許可書の発行			・承継時の申請書提出		・墓所返還時の申請書および使用許可書提出	
5	北海道	三笠市墓地設置条例	・市長への申請と許可 ・使用者＝市内に住所を有する者 ・特別の理由による例外あり	・使用料の許可時納付 ・原則不還付 （使用者の責任によらない理由による使用不可の場合の還付）		・相続 ・使用者に代わって祭祀を行う者への譲渡 ・墓地の権利移転に関する市長への届出	・法令または条例違反 ・使用許可日から3年経過後の墓地不使用、または墳墓の不設備 ・墳墓の設置以外の目的での使用	・墓地使用中止時の原状回復	・区画内の清潔維持 ・工作物等の補修その他危険の防止 ・墓地施設の障害の防止 ・他の墓地の損傷または滅失時の損害賠償
		三笠市墓地設置条例施行規則						・墓地使用中止時の墓地返還届提出	・遺体埋葬の禁止
6	北海道	小樽市墓地及び火葬場条例	・市長の許可 ・使用者＝市に居住する者その他市長が特に認める者	・使用料前納 ・特別な理由がある場合の使用料減免		・移転の原則禁止 ・民法897条「承継者」で市長の承認を得た者の例外 ・抵当権設定の禁止	・墳墓の設置以外の目的での使用 ・一般墓地の他への転賃 ・使用許可日から1年経過後の墳墓としての不設備 ・使用権への抵当権設定または使用権の譲渡	・一般墓地使用不用時の原状回復による返還 ・一般墓地の承継者不在から3年の経過 ・一般墓地の使用者及びその家族の住所不明等になった日から放置のまま20年の経過	
		小樽市墓地及び火葬場条例施行規則	・許可申請書提出と使用料前納					・一般墓地返還時の墓地返還届出書および墓地使用許可証の提出	・一般墓地の年1回以上の清掃 ・墓碑、墓標および工作物の高さに関する基準遵守 ・樹木の高さ制限遵守による通路、隣接地等への障害の防止 ・焼骨埋蔵または死体埋葬時の埋蔵等届出書及び墓地使用許可証の提出
7	北海道	深川市墓地条例	・市長への願い出と許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ・特別の理由による例外あり	・使用許可時の使用料納付 ・既納使用料の不還付 ・市長による墓地返還命令の際の使用料還付 未葬地…全額 既葬地…100分の70		・相続人による継承 ・他人への使用権の移転または賃付の禁止	・使用許可日から5年以上の不使用 ・使用者所在不明から10年の経過 ・公益上の必要発生	・改葬その他の事由による墓地の一部または全部が不用となった場合の返還 ・墓地返還時の原形回復	・地域内の清潔維持 ・工作物の補修その他危険の防止
		深川市墓地条例施行規則	・墓地使用許可申請書提出と火葬許可証、焼骨の保管を証する証明書等の添付 ・墓地使用許可証の交付	・使用料減免申請書および必要書類の提出		・相続による使用権継承、使用許可証および戸籍謄本提出		・墓地返還時の墓地返還届および使用許可証の提出	・工作物その他施設に関する規定範囲の遵守 ・区画外法面道路および工作物その他を損壊した場合の原状回復 ・死体埋葬または焼骨埋蔵時の埋葬等届、使用許可証、埋葬許可証または火葬許可証、もしくは改葬許可証の提出
8	北海道	石狩市墓地条例	・市長への申請と許可 ・使用者＝市の区域に1年以上住所を有する世帯主で、親族に死亡者がいる者 ・特別の事由による例外あり	・使用料の徴収 ・既納使用料の不還付 ・市長が特に必要と認めた場合の全部または一部の還付	・管理料の徴収 ・既納管理料の不還付 ・市長が特に必要と認めた場合の全部または一部の還付	・相続人（不在の場合は親族または縁故者）による承継 ・市長による許可	・使用許可日から1年以内の未使用 ・墓地以外目的での使用 ・条例または規則の違反	・墓地の不用、または使用取消しによる原状回復と返還	
		石狩市墓地条例施行規則	・墓地使用許可申請書提出と住民票の写しおよび火葬許可書またはこれに準じる書類の添付 ・墓地使用許可証の交付	・墓地使用許可と同時に使用料納付	・墓地使用許可と同時に管理料納付	・墓地承継許可申請書提出と墓地使用許可証、使用者の承諾書、承継者の住民票の写し、使用者との関係を証する書類の添付 ・承継許可証の交付			・墓碑、墓標その他工作物設置時の基準遵守

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
9	北海道	赤平市霊園条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ＊特別の理由による例外あり ・使用許可証の交付	・使用者による使用料納入 ・既納使用料の不還付 ＊使用取消し以外の理由による許可日から3年以内の返還時の100分の50の額返還	・使用者による管理手数料納入 ・既納管理手数料の不還付 ＊使用取消し以外の理由による許可日から3年以内の返還時の100分の50の額返還	・使用権の譲渡、転賃の禁止 ・相続人または親族等で祭祀をつかさどる者による承継のみ ・承継許可証の交付	・許可の目的以外の使用 ・偽りその他不正な手段による使用許可取得 ・法令、条例または規則の違反	・墓地の不用、または使用取消しによる原状回復と返還	
		赤平市霊園条例施行規則	・「特別の理由」があると認める者＝市区域内に親族を有する者or本区域内に墳墓を改葬しようとする者or 本市に本籍を有する者 ・霊園使用許可申請書提出と戸籍謄本または住民票の写し、その他市長が必要と認める書類添付 ・霊園使用許可証の交付			・霊園使用権承継許可申請書提出と霊園使用許可証、戸籍謄本または住民票の写し、ならびに祭祀をつかさどる者であることを証明する書類の添付 ・霊園使用権承継許可証の交付		・霊園返還届提出と霊園使用許可証または霊園使用権承継許可証の添付	
10	北海道	千歳市霊園及び墓地条例	・使用者＝市長の承認を得た者			・使用権の譲渡または貸付けの禁止 ・相続人、祭祀を主宰する者による継承	・使用承認を受けた日から3年以内の墓碑建立不実施 ・墓碑以外の植栽その他工作物設置 ・市の指導後の霊園・墓地の維持管理妨害行為の継続 ・使用権の移転または貸付	・使用者が死亡した日から3年経過後の使用権継承手続の不実施 ・使用者の所在不明から10年経過	・墓碑以外の植栽その他の工作物不設置
11	北海道	帯広市墓地条例	・市長への申請と許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ＊特別の理由による例外あり	・墓地区画または単位面積に応じた使用料の許可時納付 ＊市長が特に認めた場合の減免あり ・使用料の不還付 ＊墓地返還して再使用しない場合の還付 未葬地：全額 既葬地：100分の70	・管理料（使用面積1平方メートルあたり6000円）の許可時併納 ＊市長が特に認めた場合の減免あり ・管理料の不還付 ＊墓地返還して再使用しない場合の還付 未葬地：全額 既葬地：100分の70	・祖先の祭祀主催者による承継 ・市長において特別な理由があると認めた場合の移転	・使用許可日から3年以上の不使用または施設の不実施 ・法令または条例もしくは諸規程の違反と催告後の対応 ・使用者所在不明から10年の経過 ・公益上の必要性の発生	・改葬その他の理由により墓地の一部または全部を使用しないときの返還 ・墓地返還時の原形回復	・地域内の清潔維持、ならびに工作物の補修その他危険の防止 ・使用権者とその家族以外の不埋葬 ＊市長の許可を得た埋葬の例外
		帯広市墓地条例施行規則	・墓地使用許可申請書提出 ・墓地使用許可証交付	・墓地使用料減免申請書提出 ・墓地使用料減免決定書交付	・墓地管理料減免申請書提出 ・墓地管理料減免決定書交付	・墓地使用権承継届提出と許可証の添付 ＊本市以外に住所または本籍を有する者による住民票の写しまたは戸籍の謄本もしくは抄本の添付		・墓地返還届提出と許可証の添付	・盛土、墓碑、墓標その他工作物に関する基準の遵守 ・上屋類、塀および竹垣の不設置 ・植樹時の高さ制限遵守と通路または隣地の障害防止
12	北海道	函館市墓地条例	・市長への願い出と許可	・使用料前納 ＊公の救助を受けまたは貧困のため墓地使用料納付の資力のない者に関する減免 ・改葬時の既納使用料不還付		・墓地転賃または使用権譲渡の禁止 ・民法897条に基づく承継	・条例または規則の違反 ・使用許可条件の違反 ・使用許可申請の際の虚偽	・改葬により不用となった墓地の原形回復と返還	・墓標、墓碑、敷石、石垣、囲い等の設置、樹木の植栽、墓地の地形変更、設置墓標等または植栽 樹木の撤去や移転に関する市長の承認の取得 ・市長の承認なき前記行為時の原状回復 ・墓地の掃除、修理等
		函館市墓園条例	・市長の許可と使用許可証の交付 ・使用者＝市の区域内に住所を有する者 ＊特別の事由による例があり	・使用許可時の使用料納付 ・特別の事由による使用者の5割増し使用料納付 ・既納使用料の不還付 ＊使用許可から3年以内の墓地返還の場合における既納使用料の5割返還	・墓園掃除等用の管理料徴収 ・年度はじめ納入通知書による管理料納付 ・市長が必要と認める場合の管理料減免 ・既納管理料の不還付	・使用権の譲渡、転賃の禁止 ・相続人または親族等で祭祀をつかさどる者のみによる承継 ・市長の承認と承継許可証交付	・許可の目的以外の使用 ・偽りその他不正な手段による使用許可取得 ・3年間の管理料不納付 ・使用許可時から3年経過後の墳墓または使用設備の不設置 ・法令、条例または規則の違反	・使用墓地の不用、または使用許可取消しによる原状回復と返還	

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
13	北海道	墓地使用並びに使用料に関する条例(美瑛市)	・市長への申し出 ・市内に住所を有しない者に対する市長の許可 * 代理人の選定義務	・使用料の前納 (3.3平方メートルにつき20,000円) ・公の救助を受ける者、もしくは貧困のため墓地使用料納付資力のない者の場合の免除		・特別の事情ある場合の市長の許可 * 名義書換手数料(使用料の3分の1)	・許可目的以外の使用 ・使用権を得てから満1年経過後の使用上の不設備 ・条例に違反する使用権の譲渡 ・条例、命令の違反 ・使用許可取消時の原状回復		
		墓地使用並びに使用料に関する条例施行規則(美瑛市)	・代理人＝使用者と親族関係ある者						
14	北海道	富良野市墓地使用条例	・位置および番号等に関する墓地管理人への申し出、確認と市長への許可申請 ・墓地使用許可証の交付と墓地使用許可台帳への登録 ・使用者＝本市の住民 * 特別の事由による例外あり	・使用料の申請時納付 ・使用許可取消時の使用料不還付		・特別の事情ある場合の市長の許可 * 名義書換料(使用料の2分の1)	・使用権譲渡、使用制限、代理人選定に関する違反 ・使用許可日から3年経過後の不使用または所在不明	・目的外の使用 ・樹木の高さ制限遵守と通路等の障害防止 ・墓地内清掃、工作物の補修、草木の選定または除去による墓地の美化	
15	北海道	北広島市霊園の設置及び管理に関する条例	・市長の許可 ・使用者＝市の区域内に住所を有し、その期間が継続して3年以上である者 * 市長が特に認めた場合の例外	・使用許可と同時の永代使用料徴収 ・既納使用料の不還付 * 許可後3年以内の墓地返還、使用料の全額還付	・霊園清掃等管理料徴収(使用許可と同時) ・既納管理料の不還付 * 許可後1年以内の墓地返還、管理料の5割還付	・使用権の譲渡および転貸禁止 ・相続人または親族等で祭祀をつかさどる者の許可に基づく承継	・許可目的以外の使用 ・偽りその他不正な手段による使用許可の取得 ・使用権を得てから満3年経過後の墳墓としての不使用 ・条例、規則の違反 ・使用取消時の原状回復	・墓地が不用になった場合の原状回復と返還 ・使用者死亡日から3年経過後の祭祀継承者の不在 ・使用者所在不明日から10年経過後の所在不明	
		北広島市霊園の設置及び管理に関する規則	・使用許可申請書提出と戸籍謄本または住民上の写し、火葬許可証もしくは改葬許可証または焼骨の保管を証する証明書、その他市長が必要と認める書類の添付 ・墓地使用許可証の交付			・墓地使用権承継許可申請書提出と使用許可証、戸籍謄本および住民票の写し、祭祀をつかさどる者であることを証明する書類または墓地使用権承継同意書、その他市長が必要と認める書類の添付 ・墓地使用権承継許可証の交付		・碑石、墓碑等建設時の基準遵守 ・樹木もしくは墓碑等が転倒等のおそれがあるとき、もしくは隣接地に障害を及ぼす恐れがあるとき、または自己の責任により市の施設を破損もしくは紛失したときの原状回復または適当な措置 ・使用場所の清潔維持 ・焼骨埋蔵または死体埋葬時の焼骨等埋蔵(埋葬)届出書提出と火葬許可証、埋葬許可証または改葬許可証の添付	
16	北海道	網走市墓園条例	・市長の許可 ・使用許可証の交付 ・使用者＝市の区域内に住所を有する者 * 特別の理由による例外あり	・使用許可時の使用料納付 * 特別の理由による減免 ・既納使用料の不還付 * 使用許可から3年以内の墓園返還、または合葬墓の生前予約の使用許可から3年以内の届出による使用取消の場合の使用料の5割返還	・墓園清掃等管理料の徴収 * 市長が特に必要と認めた場合の減免 ・既納管理料の不還付 * 使用許可から3年以内の墓園返還、または合葬墓の生前予約の使用許可から3年以内の届出による使用取消の場合の管理料の5割返還	・使用権の譲渡または転貸禁止 ・相続人または親族等で祭祀をつかさどる者による許可に基づく承継 ・承継許可証の交付	・許可の目的外の使用 ・偽りその他不正な手段による使用許可取得 ・使用許可から3年以上の不使用または使用のための不設備 ・法令、条例、規則の違反	・墓園が不用になったとき、または使用取消の場合における現状回復と返還 ・使用者の死亡と相続人または親族等で祭祀をつかさどる者の不在 ・使用者の住所の10年以上の不明	・墓園の清潔維持 ・工作物の補修 ・危険防止
		網走市墓園条例施行規則	・墓園使用許可申請書提出と住民票の写し、戸籍謄本もしくは親族に関する調査、その他市長が必要と認める書類の添付 ・墓園使用許可証の交付 ・特別の理由＝ 市に本籍を有する者／ 市の区域内にある墳墓を改葬しようとする者／ 市の区域内に親族を有する者		・管理料の減免＝ 公の扶助を受ける者／ 貧困のため管理料を納付する資力がいないと認める者／ その他市長が特に必要と認める者	・墓園使用権承継許可証提出と墓園使用許可証、住民票の写し、戸籍謄本もしくは親族に関する調査、その他市長が必要と認める書類、祭祀をつかさどる者であることを証明する書類の添付 ・墓園使用許可証の交付		・焼骨以外(死体、肢体)の埋蔵禁止 ・碑石、形象類その他の設置、または樹木の植栽時の墓園使用基準の遵守 ・焼骨以外(死体、肢体)の埋蔵禁止	
17	北海道	紋別市墓地条例	・市長への願い出と許可	・許可の際の使用料徴収 * 公の救助を受け、もしくは貧困のため使用料を納付する資力がいないと認められる場合の減免 ・墓地返還による既納使用料還付不可		・配偶者または遺族による継承 ・それ以外の他人への移転または貸付の禁止	・使用許可日より3年以上の不使用 ・条例違反と催告後の不対応 ・公益上の必要性発生		
18	北海道	夕張市墓地及び火葬場条例	・市長の承認 * 管理上支障がある場合の例外	・使用料の前納 * 特別の事情による減免			・墳墓の設置以外の目的での使用 ・条例違反 ・使用承認から3年経過後の不使用		

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
1	宮城県	塩釜市月見ヶ丘霊園条例	・市長の許可 ・使用料全額納入使用者に対する許可証の発行 ・申請者＝本市に住所を有する者 ＊相当の理由による例外あり	・1平方メートルにつき95,000円 ＊市外居住者：142,500円 ・納入通知書による一時納付 ＊特に必要と認める場合の減免あり	・1区画につき年額3,000円の清掃料 ・納入通知書による毎年6月末までの納付	・使用者の死亡による承継と市長の承認	・所在不明から7年の経過 ・許可を受けた目的以外の使用 ・使用権の譲渡または使用場所の転賃 ・条例または規則の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還	・焼骨埋蔵目的以外の使用不可
2	宮城県	角田市営墓地条例	・市長の許可 ・使用者＝市内に住所を有する世帯主 ＊使用許可後の市外住所への移動または特別の理由による例外	・永代使用料の徴収 ・納入通知書による一時納入 ・既徴収使用料の不返還 ＊特別の理由による減免あり		・使用者の死亡その他の理由による承継と市長への届出	・使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡または使用場所の転賃 ・使用許可日から2年経過後の不使用または焼骨埋蔵施設の不設置 ・使用者の死亡と祭祀者の不存在 ・祭祀承継者およびその生計を一にする者の所在不明、かつ縁故者不在の10年経過 ・条例または規則の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還	・焼骨埋蔵用墓地
3	宮城県	仙台市霊園条例	・市長の許可 ・使用者＝市の区域内に住所を有する者 ＊相当の理由による例外あり ・使用者＝祭祀を主宰すべき者 ・使用料全額納付者への使用許可証交付	・一般墓所：1平方メートルにつき112,800円 ・芝生墓所：1平方メートルにつき380,000円 ・個別集合墓所：1平方メートルにつき210,000円 ＊市区域外居住者：×100分の150 ・許可日から3年以内の墓地の全部または一部返還の場合の半額返付 ＊災害その他相当の事由による使用料の減免	・霊園の清掃その他に関する経費としての管理料の納付 ・一般墓所：1平方メートル1年につき900円 ・芝生墓所：1区画1年につき5,760円 ・個別集合墓所：1区画につき88,800円 ・墓所の全部または一部返還の場合の一部返付 ＊災害その他相当の事由によるその他の料金の減免	・死亡その他の市長が定める原因による祭祀主宰者の承継と市長の承認	・使用者死亡日から2年経過後の祭祀主宰者不在 ・一般墓所または芝生墓所使用者による3年間の管理料不納付 ・使用者の住所不明から10年の経過 ・使用者による墓所の墳墓外目的の使用 ・使用権の承認なき譲渡または転賃 ・条例または規則の違反	・墓所の全部または一部が不用品になった場合の招致への届出、原状回復と返還 ＊市長の承認に基づく現状返還	・焼骨埋蔵用墓地 ・墓所の墳墓用目的外使用禁止
		仙台市霊園条例施行規則	・墓所の形式に従った書類の提出 ・相当の理由＝本市の本籍・墳墓を所有するorその他特に必要と認める場合	・霊園使用料等減免申請書提出と減免事由を証明する書類の添付	・一般墓所／芝生墓所：1年分の当該年度開始後3か月以内に納入 ・個別集合墓所：指定期日までの納入 ・納入期限＝休日の場合：直後の休日でない日	・霊園使用承認届出書の提出と使用許可証および承継原因を証明する書類の添付 ・市長が定める原因＝使用者が墓所の維持管理が困難と認められる連綿地に居住するときor使用者が高齢等により祭祀を主宰することが困難と認められるときorその他市長が適当と認めるとき	・墓所使用廃止届提出と使用許可証および印鑑証明書の添付	・芝生墓地：焼香台以外での線香使用禁止 ・個別集合墓所：祭壇以外での献花または焼香の禁止	
4	宮城県	登米市営佐沼墓地条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有し、かつ死亡者等がある者 ＊相当の理由による例外あり ・使用料納付時の使用許可証交付	・永代使用料＝1区画につき28万円 ＊市外住所を有する者：1区画につき336,000円 ＊災害その他相当の事由により必要と認める永代使用料の減免	・墓地管理経費：1区画1年につき2,000円 ＊必要があると認めたときの管理料の減免	・使用者の死亡等により墓地の使用を承継した者による市長への届出	・許可日から2年を経過した不使用 ・偽りその他の不正な手段による使用許可の取得 ・許可目的以外の使用 ・3年間の管理料未納付 ・承継人以外の者への使用権の譲渡または転賃 ・条例、規則または指示の違反	・墓地を使用する必要がなくなったときの市長への届出、原状回復と返還 ・使用許可取消時の原状回復と返還 ・使用者の死亡と相続人（縁故者等で祭事等を主宰する者を含む）の不存在 ・相続人なき使用者の10年以上の行方不明	・焼骨埋蔵用墓地 ・墓所の墳墓用目的外使用禁止
		登米市営佐沼墓地条例施行規則	・墓地使用許可申請書提出と戸籍抄本、住民票の写しの添付 ・使用許可証の交付 ・相当の理由＝本市に本籍を有し、かつ死亡者等があるものorその他特に必要と認めるとき	・墓地使用料減免申請書提出	・口座振替、または納付書による毎年当該年度分の8月末までの納付 ・墓地管理料減免申請書提出	・墓地使用承認届提出と前使用者の使用許可証、承継原因を証明する書類および承継人の戸籍抄本および住民票の写し	・墓碑、骨壺、灯籠等の一切の私有物、および構造物としての納骨堂本体等を墓地道路と同じ高さまで撤去		

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
5	福島県	喜多方市上ノ山墓地公園条例	・市長の許可 ・使用者＝1年以上市の区域内に住所を有する者	・使用許可の際の納付 ・既納使用料の不返還 ＊墓地返還時の一部返還	・墓所の面積1平方メートルにつき年額510円 ・申出がある場合の永代管理手数料： 墓地使用面積1平方メートルにつき510円×20 ・市長が必要と認める場合の減額、免除、徴収猶予 ・既納管理料の不返還	・使用者の死亡による承継と市長の承認 ・使用者による承継人決定、市長への届出と承認による承継	・管理料の3年間未納付 ・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡または貸付け ・条例、規則または許可条件の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・使用者の死亡および祭祀主宰者の不在 ・使用者の所在不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・焼骨埋蔵用墓地
		喜多方市上野山墓地公園条例施行規則	・使用許可申請書提出 ・使用許可証交付	・墓地使用料還付請求書提出 ・使用許可日から15年未満の返還：既納額・既納額×20分の1×年数 使用許可日から15年以上の返還：既納額×4分の1	・管理手数料納入通知書による年度5月31日までの納入 ・永代管理手数料納入通知書による納入 ・管理手数料減免等申請書提出 ・管理手数料減免等決定通知書交付	・使用権承継届書提出と承継原因を証明する書類の添付			・使用者親族以外の者を埋葬、改葬する場合の埋葬・改葬届提出
6	福島県	喜多方市地平冢北墓地条例	・市長の許可	・使用許可の際の納付 ・既納使用料の不返還 ＊特別の理由による一部返還		・使用者の死亡による承継と市長の承認 ・使用者による承継人決定、市長への届出と承認による承継	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡または貸付け ・条例、規則または許可条件の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・使用者の死亡および祭祀主宰者の不在 ・使用者の所在不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・焼骨埋蔵用墓地 ・土葬の禁止
		喜多方市地平冢北墓地条例施行規則	・使用許可申請書提出 ・使用者＝市の区域内に住所を有する者 ・使用許可証交付	・霊園使用料等減免申請書提出と減免事由を証明する書類の添付	・一般墓所／芝生墓所：1年分の当該年度開始後3ヵ月以内に納入 ・個別集合墓所：指定期日までの納入 ・納入期限＝休日の場合：直後の休日でない日	・使用権承継届書提出		・墓地使用場所返還届書提出	
7	福島県	喜多方市西岡新墓地及び別府墓地条例	・市長の許可 ・市の区域内に住所を有しない者、すでに墓所を有している者またはその者と同一世帯の世帯員である者の不許可	・納入通知書による使用料納付 ・既納使用料の不返還 ＊墓所不使用・返還時の一部返還	・納入通知書による管理手数料納付 ・既納管理手数料の不返還 ＊墓所不使用・返還時の一部返還	・使用者の死亡等により墓地の使用を承継した者による市長への届出	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡または貸付け ・条例、規則または許可条件の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・使用者の死亡および祭祀主宰者の不在 ・使用者の所在不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・焼骨埋蔵用墓地 ・墓所の使用：無期限 ・墓所の維持管理：使用者
		喜多方市西岡新墓地及び別府墓地条例施行規則	・使用許可申請書提出 ・使用許可証交付	・墓地使用料減免申請書提出	・口座振替、または納付書による毎年当該年度の8月末日までの納付 ・墓地管理料減免申請書提出	・使用権承継届書提出	・墓地使用許可取消決定通知書交付	・墓地使用場所返還届書提出	
8	福島県	喜多方市高郷墓地公園条例	・市長の許可	・使用許可時の使用料納付 ・既納使用料の不返還	・墓所の面積1平方メートルにつき年額510円 ・市長が必要と認める場合の減額、免除、徴収猶予 ・既納管理料の不返還	・使用者の死亡による承継と市長の承認 ・使用者による承継人決定、市長への届出と承認による承継	・管理料の3年間未納付 ・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡または貸付け ・条例、規則または許可条件の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・使用者の死亡および祭祀主宰者の不在 ・使用者の所在不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・焼骨埋蔵用墓地
		喜多方市高郷墓地公園条例施行規則	・使用許可申請書提出 ・使用許可証交付	・墓地使用料還付請求書提出 ・使用許可日から15年未満の返還：既納額・既納額×20分の1×年数 使用許可日から15年以上の返還：既納額×4分の1	・管理手数料納入通知書による年度5月31日までの納入 ・永代管理手数料納入通知書による納入 ・管理手数料減免等申請書提出 ・管理手数料減免等決定通知書交付	・使用権承継届書提出と承継原因を証明する書類の添付			・使用者親族以外の者を埋葬、改葬する場合の埋葬・改葬届提出

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
9	福島県	須賀川市市営墓地条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ＊特に必要があるときの例外あり	・墓地永代使用料 ・使用許可の際の納入通知書による納入 ＊特に必要があるときの免除可 ・市以外に住所を有する者：＋30％ ・既納使用料の不返付 ＊使用許可から3年以内の使用 前墓所返還時の一部返付	・管理料：1平方メートルにつき年額500円 ・納入通知書による当該年度4月30日までの納付 ＊初回は使用許可の際に納付 ・永代管理料＝1区画45,000円納付可 ＊特に必要な場合の管理料減免または徴収猶予可 ・既納管理料の不返付 ＊使用許可から3年以内の使用 前墓所返還時の一部返付	・権利譲渡、転貸または担保化の禁止 ・使用者の死亡その他の理由による使用権行使不可能の場合の承継人による市長への届出	・管理料の3年間未納付 ・許可使用目的以外での使用 ・使用権の譲渡または墓所の転貸 ・条例、規則または許可条件の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・使用者の所在不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・墓碑等建設及び焼骨埋蔵以外の目的使用禁止
		須賀川市市営墓地条例施行規則	・使用許可申請書提出と住民票の写しの添付 ・使用許可書交付 ・特に必要と認めるとき： 本市に墓地がある場合or 本市に本籍がある場合or 将来本市に居住を希望している場合or 本市に住所を有する者が死亡したとき、その祭祀を主宰する者が本市以外に住所を有する場合	・使用料還付＝既納額の80％ ・墓地使用料管理還付請求書提出	・管理料還付＝既納額の80％ ・墓地使用料管理等還付請求書提出 ・特に必要な場合： 生活保護法の規定による扶助を受けている者 災害等により当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者 ・管理料減免申請書提出 ・管理料減免決定書交付	・墓所使用権承継届提出と使用許可書、承継原因承継書類および住民票の写しの添付		・墓所使用場所返還届提出と使用許可書の添付	・埋蔵または改葬時の届出と使用許可書への所定事項の記載
10	福島県	南相馬市営原町墓地条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ＊相当の理由があるときの例外あり ・使用料全額納入者への許可証交付	・市外に住所を有する者：100分の150 ・使用許可の際の徴収 ・特別な事情がある場合の分割徴収（限度2年） ＊2年経過後の全額未納入…申請取下げ ・既納使用料の不返還 ＊許可申請取下げおよび使用前の使用場所返還の場合の返還	・管理料の毎年徴収 ・既納管理料の不返還 ・特別な理由による管理料減額または免除可	・使用者による権利行使不可能時の承継人による市長への申出と承認	・管理料の3年間未納 ・使用者死亡日から2年経過時の承継人不在 ・使用者の所在不明から7年の経過 ・許可使用目的以外での使用 ・使用権の譲渡または使用場所の転貸 ・法令、条例または規則の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還	・手数料200円の発生
		南相馬市営原町墓地条例施行規則	・使用許可申請書提出 ・使用許可証交付 ・相当の理由： 市に本籍を有するとき その他やむを得ない理由があると認めるとき	・使用料分割納入許可申請書提出 ・使用料分割納入決定通知書による通知	・毎年6月末日までの納入 ・管理料減免申請書提出 ・管理料減免決定書による通知 ・管理料徴収時の管理料徴収簿への記入その他必要事項の記載、整理 ＊電子情報装置での整理可	・使用権承継申請書提出と使用許可証、申請者の住民票、使用者との関係が明らかになる戸籍謄本等、承継の理由が使用者の死亡以外の場合における当該使用者の印鑑登録証明書の添付 ・使用権承継決定書による通知		・墓地使用場所返還届書提出	・親族焼骨埋蔵時の埋(改)葬・分骨届出書提出 ・親族外焼骨埋葬時の親族外埋(改)葬・分骨届出書提出
11	福島県	南相馬市営鹿島公園墓地条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ＊相当の理由があるときの例外あり ・使用料全額納入者への許可証交付	・使用料＝1区画12万円 ・市外に住所を有する者：5割増し ・使用許可の際の徴収 ・特別な事情がある場合の分割徴収（限度2年） ＊2年経過後の全額未納入…申請取下げ	・管理料＝1区画1年間1200円 ・既納管理料の不返付	・原因発生後の祭祀承継人による市長への届出と承認	・許可使用目的以外での使用 ・使用権の譲渡または使用場所の転貸 ・条例または命令の違反	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・使用者の所在不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・使用者の誠意をもった善良な管理義務 ・焼骨等での埋蔵
		南相馬市営鹿島公園墓地条例施行規則	・使用場所許可申請書提出と戸籍謄本および住民票謄本の添付 ・相当の理由： 本質の本籍を有する者 市内に墓地を有する者 その他やむを得ない理由があると認めるとき ・使用権許可証交付 ・使用料納入済確認と市営墓地台帳への所要事項記載後の交付		・毎会計年度開始後3月以内の納入 ・管理料徴収簿への記入その他必要事項の記載、整理	・使用権承継申請書提出と使用許可証および承継原因証明書類の添付		・使用場所返還届提出と使用許可証および印鑑登録証明書の添付	・焼骨埋葬義務 ・埋葬または改葬時の使用許可証呈示と埋葬または改葬事項の記入 ・親族外埋葬時の親族外埋葬許可申請書提出
12	福島県	二本松市墓地条例	・市長の許可	・利用許可と同時に納入 ＊特別な事情がある場合における1年以内の期間での分割納入 ・既納使用料の不返付 ＊利用許可日から3年以内の墓所利用前返還の場合における一部返付		・利用者死亡その他の理由により利用権行使不能の場合における承継人（親族または縁故者で祭祀を主宰する者）による届出		・利用墓所の不用または利用許可の取消しに基づく原状回復・返還 ・利用者の死亡または住所不明から7年の経過と祭祀主宰者の不在	・墓碑等の建設および焼骨の埋蔵以外の利用禁止
		二本松市墓地条例施行規則	・利用許可申請書提出と住民票抄本の添付	・4回以内の均等分割、第1回納入は利用許可日 ・使用料還付＝既納額の2分の1 ・使用料還付請求書提出		・利用権承継届提出と住民票抄本および利用許可書の添付		・墓所返還届提出と利用許可書の添付	

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
13	福島県	白河市霊園条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ＊本市外に住所を有する者が代理人を定める場合の例外	・利用許可の際の使用料徴収 ・既納使用料の不返還 ＊利用許可日から3年以内の未使用墓所全部返還の場合における半額返還	・管理手数料の納入 ・既納管理料の不返還	・権利の譲渡、転貸または担保提供の禁止 ・祖先の祭祀を主宰する者のみによる市長の許可に基づく承継	・禁止事項の違反 ・不正の行為による利用許可取得の判明 ・管理手数料の未納入または墓所維持および保護なき放置後5年の経過 ・法令、条例、規則および指示の違反	・墓所の全部または一部の不用に基づく原形回復・返還 ・利用者死亡から5年以内の相続人、親族もしくは縁故者からの利用権承継の不申出 ・利用者所在不明から10年の経過	・墓碑等の建設および焼骨の埋蔵以外の利用禁止 ・霊園内の市の施設または設備の故意または過失による損傷・滅失に基づく損害賠償義務
		白河市霊園条例施行規則	・許可申請書提出と戸籍謄本または抄本および住民票謄本の添付 ・利用許可証の交付			・利用権承継許可申請書提出と許可証、戸籍謄本または抄本および住民票謄本、その他市長が必要と認める書類の添付		・墓所返還届提出と許可証の添付	・埋蔵または改葬時の使用許可証提出と所要事項の記入、火葬許可証または改葬許可証の添付

3. 埋葬施設等に関する条例等								
No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅
1	東京都	東京都霊園条例	・知事の許可 ・使用者＝ 1 東京都の区域内に住所を有していること ＊「東京都の区域外にある霊園の埋蔵施設又は収蔵施設について当該霊園の所在する市の区域内に住所を有する者が使用の申込みをしようとする」場合の例外 2 祖先の祭祀を主宰すべき者であること ＊「合同埋蔵施設若しくは樹林型合葬埋蔵施設を自己のために使用する目的で使用の申込みをしようとするとき、または一時収蔵施設の使用の申込みをしようとする」場合の例外 3 すでに、埋蔵施設、長期収蔵施設又は短期収蔵施設の使用の許可を受けていないこと ＊一時収蔵施設の使用の申込みをしようとするとき、又は知事が必要と認める」場合の例外 ・使用許可証の交付	- 別表の使用料徴収 ＊区域外住所居住者の使用料＝2割増し ・使用料の減免可能性あり ・使用料の不還付 ＊知事が相当の理由を認める場合の全部または一部の還付	・埋蔵施設又は長期収蔵施設使用者からの別表の管理料徴収(1年間) ・管理料の減免可能性あり ・管理料の不還付 ＊知事が相当の理由を認める場合の全部または一部の還付	・使用者の死亡その他規則が定める場合における知事への申請と許可に基づく使用者の地位の承継可 ＊長期／短期収蔵施設の承継者＝祖先の祭祀主宰者 ・転賃または使用権の譲渡の禁止	・期限を過ぎた埋蔵または収蔵の不実施 ・使用料の未納付 ・管理料の5年間未納付 ・規定または命令への違反 ・許可に付した条件への違反 ・偽りその他不正な手段により許可を受けたとき	・焼骨埋蔵用墓地 ＊合葬埋蔵施設又は樹林型合葬埋蔵施設の場合の例外 ・使用期間： - 長期収蔵施設＝30年 - 短期収蔵施設＝5年 - 一時収蔵施設＝1年 ・期間満了後の更新可
		東京都霊園条例施行規則	・申込者の資格要件： 1 区域内における居住期間 2 申込者と死亡者の関係 3 申込時の遺骨の埋蔵／収蔵状況 ・使用許可証の懸格	・使用料の際の全額徴収 ＊一部徴収と3回限度の分割： 1 50万円以上200万円以下：50万円 2 200万円超：使用料の2分の1 ・使用料の還付： 1 埋蔵施設・長期収蔵施設の3年以内の届出と原状回復 2 短期収蔵施設の届出と原状回復(使用経過期間に応じた還付額設定) ・使用料還付申請書の提出	・年度ごと、知事指定期日までの納入通知書による徴収 ・減額(2分の1)： 1 申請年度初日において生活保護法による保護を受けているとき 2 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けているとき - 免除： 1 埋蔵施設・墓碑その他の設備が文化財保護法上の重要文化財に指定されたとき 2 知事が必要と認めるとき ・管理料減額・免除申請書の提出と証明書類の添付	・地位の承継： 1 婚姻または養子縁組により氏を改めた者が使用者であって、その者が離婚し、または離縁したとき 2 婚姻により氏を改めた者が使用者であって、配偶者の死亡により、その者が婚姻前の氏に復し、または姻族関係を終了させたとき 3 婚姻または養子縁組により氏を改めた者が使用者であって、その婚姻または養子縁組が取り消されたとき 4 使用者が祖先の祭祀の主宰を行うことが困難になる場合その他知事が特別に必要があると認めた場合で、使用者がその地位の承継に同意したとき ・承継使用申請書の提出と使用許可証、承継原因証明書類、使用者に代わって祭祀を主宰する者であることを証明する書類(使用者と承継を受けようとする者との続柄を証明する書類など)の添付		・火葬許可証／改葬許可証提出 ・親族以外の者の遺骨埋蔵等の場合における死亡者の祭祀を主宰する者であることの証明書類添付
2	東京都	羽村市富士見霊園条例	・市長の許可 ・使用者＝羽村市に住所を有する者 ＊相当の理由による例外 ・使用許可証の交付	・区画基地面接ごとの使用料徴収 ・使用料の原則不還付 ＊特別の理由による全部または一部の還付	・霊園内の清掃その他霊園の共用部分の管理費納付(区画基地面積ごと)	・使用者の死亡その他の理由による「かわって祭祀を主宰すべき者」の市長の許可に基づく承継	・使用者の死亡と祭祀を主宰すべき者の不在 ・5年間の管理料未納 ・使用許可目的外での使用 ・使用権の譲渡または使用場所の転賃 ・条例、規則、指示の違反	・使用許可取消時の原状回復と返還
		羽村市富士見霊園条例施行規則	・使用申請期間内における使用許可申請書の提出 ・使用申込者の資格＝ - 市内に引き続き3年以上住所を有していること ＊祭祀を主宰する者で遺骨を所持している場合の例外 ・墳墓等の使用の許可、承認等を受けていないこと(合葬式墓地の場合)祭祀を主宰する者がいない、またはいなくなる見込みがあること ・使用許可証の交付	・納入告知書による納入 ・特別の理由＝ - 使用者が使用許可を受けた日から6カ月以内に届出・原状回復…全額 - 使用者が転出等を理由に届出・原状回復…2分の1		・承継使用申請書の提出と使用許可証、戸籍謄本その他の承継原因、その他市長が必要とする書類の添付		

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
3	東京都	八王子市墓園条例	・市長の承認 ・区画墓地使用申込者＝ (1) 市内に引き続き1年以上住所を有していること (2) 祭祀を主宰すべき者であって市規則で定める焼骨を所持していること (3) 墳墓等の使用の許可、承認を受けていないこと ・合葬式墓地使用申込者＝ (1) 市内に引き続き1年以上住所を有していること (2) 祭祀を主宰すべき者で当て市規則に定める焼骨を所持していることまたは自己使用の目的であること (3) 墳墓等の使用の許可、承認等を受けていないこと ＊要件その他の必要な事項：市規則で設定 ・「申込者数＞募集数」の場合：抽選による決定 ・「申込者数＜募集数」の場合：使用者＝申込者 ・使用手続の完了に対する市長の承認 ・使用券の交付	・使用承認の際の徴収（別表） ・既納使用料の不還付 ＊承認から2年以内の区画墓地全部返還：半額還付 ・使用料の徴収猶予、分納： (1) 使用者が災害その他突発的な事故により著しく被害を受けたとき (2) 使用者が生活保護法または中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けている者で、著しく生活困難の状態にあるとき ＊猶予：6ヶ月以内／分納：1年以内	・1平方メートルにつき年額1500円の納入 ・既納管理料の不還付 ・管理料の減免、徴収猶予、分納： (1) 使用者が災害その他突発的な事故により著しく被害を受けたとき (2) 使用者が生活保護法または中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けている者で、著しく生活困難の状態にあるとき ＊猶予：6ヶ月以内／分納：1年以内	・使用者の死亡その他の理由とする祭祀承継者の市長への申請および承認に基づく承継 ・使用券の書換え	・使用者死亡から2年経過時の祭祀承継者の不在 ・使用承認後1年経過後の焼骨埋蔵または収蔵の不実施 ・2年間の管理料未納 ・使用者の住所不明から5年の経過 ・目的外の使用 ・区画墓地または合葬式墓地の転貸または譲渡 ・条例または規則への違反 ・使用承認取消時の原状回復	・区画墓地の原状回復と返還	
		八王子市墓園条例施行規則	・申込者の資格： (1) 区画墓地…保証人を立てること (2) 合葬式墓地…祭祀を承継する者がいない、またはいなくなる見込みがあること ・区画墓地使用予定者による使用申請書の提出と火葬許可証または収蔵を証明する書類、使用予定者の住所を証明する書類、使用予定者と死亡者との関係を証明する書類その他市長が必要と認める書類の添付 ・合葬墓地使用予定者による使用申請書の提出と市長が必要と認める葬料の提示または添付	・使用料還付請求書による申請 ・使用料・管理料、減免・徴収猶予・分納申請書の提出	・管理料納入時期＝毎会計年度開始後3月以内 ・使用料・管理料、減免・徴収猶予・分納申請書の提出	・証券使用申請書の提出と使用券、地位の承継の原因を証明する書類その他市長が必要と認める書類の添付		・返還届の提出と使用券の添付	・焼骨＝ (1) 配偶者 (2) 血縁の祖父母、父母または子 (3) 養親または養子 (4) 血縁の兄弟姉妹 (5) その他市長が特に認めた者 ・焼骨埋蔵または収蔵時の埋蔵・収蔵届の提出 ・収蔵焼骨＝収蔵予定焼骨

4. 中部

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
1	新潟県	燕市墓園条例	・市長の許可 ・利用許可の際に使用料を全額納付 ・申請者＝市内に住所を有する者 ・利用許可を受けた者は市内に住所を有しなくなっても引き続き権利あり	燕市墓地公園 1区画 70,000円 燕市吉田墓地公園 定形 1㎡当たり68,000円 定形外 1㎡当たり34,000円 燕墓園 4㎡ 1区画 280,000円 8㎡ 1区画 560,000円 ・永代使用料の徴収 ・利用許可の際に使用料を全額納付 ・特に必要と認める場合の減免あり ・既納の使用料は還付しない。特別の事情があると市長判断の場合は一部還付	手数料 燕市墓地公園 1区画 年額 1,500円 燕市吉田墓地公園 1㎡当たり 年額 300円 燕墓園 4㎡ 1区画 年額 2,000円 8㎡ 1区画 年額 4,000円 ・墓地の清掃及び墳墓の管理は除く ・毎会計年度分を前納	・譲渡、転貸し不可	・所在不明から7年の経過 ・許可を受けた目的以外の使用 ・不正手段で利用許可を受けたとき ・条例または規則の違反 ・手数料を納入したとき	・使用場所の不用または使用許可の取消しに基づく原状回復・返還	・人骨以外の埋葬不可
		燕市墓園条例施行規則	・墓地利用許可申請書提出 ・墓地利用許可証の交付	・墓地使用料・手数料(減免・還付)申請書提出	・墓地使用料・手数料(減免・還付)申請書提出 ・使用料納付証明書類添付	・墓地利用権承継申請書提出			
2	新潟県	糸魚川市墓地条例	・市長の許可 ・指定管理者に利用料金を納入	・指定管理者が市長の承認を得て定める額 ・永代利用料金:各墓地ごとに上限額10,000円～500,000円 ・利用料金は指定管理者の収入として収受 ・あらかじめ市長の承認を得て利用料金の全部または一部、減免可	・指定管理者が市長の承認を得て定める額 ・年間利用料金:2,000円～3,000円	・利用者の相続人または親族、縁故者であり、その墓地に係る祭祀主権者	・許可を受けた目的以外の使用 ・利用料金の滞納 ・条例、規則または指示の違反	・不用になったとき、許可を取り消されたとき ・速やかな原状回復	・死体の埋葬不可 ・指定管理者は、墓地の維持管理、利用許可、利用料金徴収、墓地管理・運営に必要な業務を行う
3	新潟県	長岡市墓園条例	・市長の許可 ・使用者＝本市に住所を有する者 ・相当の理由による例外あり	・各墓園、区画面積によって 100,000円～222,000円	・手数料: 4㎡ 1,200円/年 6㎡ 1,800円/年 ・5年以内に市長が定める年分を前納	・使用者の相続人または親族、縁故者であり、その墓地に係る祭祀主権者 ・市長の許可を得て承継 ・他に譲渡、転貸は不可	・許可を受けた目的以外の使用 ・利用料金の滞納 ・条例、規則または指示の違反	・使用者が死亡し、2年以内に承継の申請がない ・使用者が住所不明となり7年経過し、承継の申請がない ・市長が改葬、墓石等を処分 ・墓地を返還したとき ・原状回復 ・使用者が原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・死体の埋葬不可 ・墓地内の損傷、無許可での使用に対し、50,000円以下の過料
		長岡市墓園条例施行規則	・使用許可証交付	・墓地使用料還付請求書提出	・減額→墓地管理手数料減額申請書提出 ・還付→墓地管理手数料還付請求書提出	・墓地使用権承継申請書提出、市長の承認	・返還の際は墓地返還届提出		・墓碑等の企画に係る基準あり
4	新潟県	柏崎市墓園条例	・市長の許可	・使用料は前納 4㎡ 180,000円/年 6㎡ 270,000円/年	墓園管理手数料 ・平成11年10月1日以後に使用許可 ・使用許可から30年経過した者 ・許可の翌年度の初日を起算日 4㎡ 1,800円/年 6㎡ 2,700円/年 ・5年以内に市長が定める年分を前納	・使用者の相続人または親族、縁故者であり、その墓地に係る祭祀主権者 ・市長の許可を得て承継 ・他人への譲渡、転貸は不可	・目的以外の使用 ・使用者が死亡し継承者不在 ・承継者、親族が所在不明かつ縁故者不在で10年経過 ・条例、規則または指示の違反	・目的以外の使用 ・条例、規則または指示の違反 ・直ちに原状回復、返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・使用者が死亡し継承者不在 ・承継者、親族が所在不明かつ縁故者不在で10年経過 ・市長が墳墓を改葬、墓石等処分可	・市長の許可を受け、墓地変更可 ・使用料の納入、還付は行わない
		柏崎市墓園条例施行規則	・墓地使用許可申請書を市長に提出 ・墓地使用(使用権承継)許可証(第2号様式)を交付	・還付→墓地使用料・墓園管理手数料還付請求書を市長に提出	・還付→墓地使用料・墓園管理手数料還付請求書を市長に提出	・墓地使用権承継許可申請書を市長に提出		・返還→墓地返還届書(第6号様式)を市長に提出	・区画によって墓碑の規格あり

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
5	長野県	安曇野市霊園条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊市長が特に認めた場合は可 ・使用許可を受け5年以内に施設建設義務あり ・原則1使用者につき1聖地	・各霊園により35,000円～110,000円/㎡ ・使用許可時に徴収	・第1種霊園: 500円/㎡ ・1年分を当該年度の属する4/30までに納付 ・年度途中で使用許可を受けた場合、許可日の属する月以後の月数に、管理料の12分の1を乗じた額を、市長の定める日を期限に納付	・正当な祭祀の主催者に限り承継可 ＊市長の許可を得て承継	・使用者の死亡日から3年経過しても承継の申し出がない ・目的以外の使用 ・使用権の譲渡、聖地の転貸 ・維持・管理を放置し5年経過 ・管理料未納のまま3年経過 ・偽り、不正手段での許可を受けた場合 ・市外に本籍、住所を移転、または住所不明で5年経過し、相続人、親族、縁故者等祭祀者が不在 ＊原状回復し市長に返還 ＊市長は取り消した墳墓、墓碑の改葬、移転、無縁処理が可能	・不用となったとき市長に届け出 ・原状回復し返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・焼骨または準ずるものの埋蔵のみ可 ・死体(胎)の埋蔵は不可 ・市長は、管理上必要がある場合、使用者に対し施設移転、使用聖地の変更が可能 ・市長は名誉聖域を設けることが可能 ＊使用料、管理料は不用 ・目的以外の使用、譲渡、転貸の場合、5万円以下の過料 ・不正に使用料等徴収を免れた場合、該当金額の5倍(5万円以下の場合、5万円)の過料
		安曇野市霊園条例施行規則	・霊園使用許可申請書、戸籍謄本、住民票写しを市長に提出 ・霊園使用許可証交付	・還付一霊園使用料還付請求書ほか、市長が必要とする書類を提出	・減免一霊園管理料減免申請書に、許可証の写し、理由を市長に提出 ・霊園管理料減免決定通知書により通知	・霊園使用権承継許可申請書に、許可証、現使用者との関係がわかる戸籍謄本、住民票写しほか、市長の指定する書類を添え申請		・返還一霊園使用聖地返還届、許可証を市長に提出 ＊許可証がない場合は霊園使用許可証紛失届を提出	・使用聖地に基準外の施設の設置は不可 ・施設新設、移転の際は霊園内工事届、許可証の写し、設計書を市長に提出 ・工事完了時に、霊園内工事完了届、竣工図、完成写真を市長に提出
6	長野県	伊那市霊園条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する者	・6㎡ 290,000円 ・使用許可時に納入	・4,500円/年 ・1年分を当該年度の属する4/30までに納入 ・年度途中で使用許可を受けた場合、許可日の属する月以後の月数に、一月当たりの管理料乗じた額	・祭祀承継者が承継を申し出た場合、特別の理由がない限り許可 ・譲渡、転貸不可	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転貸 ・管理料の滞納 ・不正手段で許可を得た場合 ・使用者が死亡後5年経過して承継者不在 ・使用者が法人の場合、法人解散から1年経過しても承継の申し出がない ＊原状回復し市長に返還 ＊市長は取り消した墳墓、墓碑の改葬、移転、無縁処理が可能	・市長に届け、原状回復して返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・死体埋葬不可 ・市長は管理上必要な場合、使用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加が可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可
		伊那市霊園条例施行規則	・霊園使用許可申請書、住民票写し、戸籍謄本を市長に申請 ・霊園使用許可証交付 ・臨時使用一霊園臨時使用許可申請書で申請、市長の許可		・前納できる管理料は5年以内 ・減免一霊園管理料減免申請書に理由を添えて市長に申請	・霊園使用権承継許可申請書に、許可証、戸籍抄本または住民票写しをそえ、市長に申請		・返還一霊園使用聖地返還届、許可証を市長に提出	・施設新設、改修、移転の際は霊園内工事届、許可証の写し、設計書を市長に提出し承認 ・工事完了時同様
7	長野県	塩尻市霊園条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊市長が特に認めた場合は可 ・一使用者に対し1聖地	・統一聖域 4㎡ 300,000円～380,000円 ・自由聖域 10㎡ 625,000円 ・使用許可時に納入	・統一聖域 3,080円/年 ・自由聖域 4,760円/年 ・1年分を当該年度の属する4/30までに納入 ・年度途中で使用許可を受けた場合も年度分を使用許可日に納入 ・継承者不在、市長が認めた場合、統一聖域 92,570円、自由聖域 143,020円納入で永代管理料とできる	・祭祀承継者が承継を申し出た場合、特別の理由がない限り許可 ・譲渡、転貸不可 ・寺院等は聖地の転貸可 ＊あらかじめ市長の許可	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転貸 ・管理料5年分滞納 ・不正手段で許可を得た場合 ・使用者が死亡、住所不在で5年経過して承継者不在 ・使用者が法人の場合、法人解散から1年経過しても承継の申し出がない ＊原状回復し市長に返還 ＊焼骨等やすぎ聖地に改葬、墳墓、碑石等市長の定める場所に移転、無縁処理可	・市長に届け、原状回復して返還	・死体埋葬不可 ・市長は管理上必要な場合、使用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加が可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可 ・未許可での譲渡、転貸、目的外使用、営業行為は5万円以下の過料 ・不正に使用料等徴収を免れた場合、該当金額の5倍(5万円以下の場合、5万円)の過料
		塩尻市霊園条例施行規則	・使用許可申請には住民票写し等添付		・永代管理料納入は事前に市長の承認が必要	・使用承継許可申請には使用許可証および住民票写し等添付			・施設の新設、改修は市長の承認が必要、完成後も同様 ・焼骨の埋蔵、改葬は市長に火葬許可証または改葬許可証を提出
8	長野県	岡谷市霊園条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊本籍、住所を市内に有しない場合は管理人を定める ・1聖地4㎡、1使用者2聖地以内	・380,000円/聖地 ・申し込み時に1/2、許可時に残額を納入	・1聖地 3,090円/年 ・1年分を当該年度の属する4/30までに納入 ・年度途中で使用許可を受けた場合も年度分を使用許可日に納入 ・定める期間に限り前納可	・祭祀承継者が承継を申し出た場合、市長が許可 ・譲渡、転貸不可 ・寺院等は聖地の転貸可 ＊あらかじめ市長の許可	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転貸 ・管理料5年分滞納 ・不正手段で許可を得た場合 ・使用者が死亡、住所不在で5年経過して承継者不在 ・使用者が法人の場合、法人解散から1年経過しても承継の申し出がない ＊原状回復し市長に返還 ＊墳墓、碑石等万霊聖地に改葬、移転、無縁処理可	・市長に届け、原状回復して返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者または管理人から徴収	・死体埋葬不可 ・無縁墓あり ・市長は管理上必要な場合、使用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加、処置命令が可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可 ・未許可での譲渡、転貸、目的外使用、営業行為、施設損傷は5万円以下の過料
		岡谷市霊園条例施行規則	・使用許可申請には住民票写し、戸籍謄本or抄本添付 ＊管理人を定める場合管理人の住民票写しと同意書添付 ＊管理人は岡谷市に住所を有する世帯主		・前納できる管理料は5年以内	・使用権承継許可申請には許可証、住民票写し、戸籍謄本or抄本を添付			・施設基準あり

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
9	長野県	茅野市永明寺山公園墓地条例	・市長が公募 ・市長の許可 ・合葬式墓地の使用許可がある場合は不可 ＊承継の場合は可 ・1世帯につき1聖地まで ＊寺院等は複数聖地の使用可。市長許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊承継の場合は別 ＊本籍、住所を市内に有しない場合は管理人を定める	・1聖地 6.24㎡ ・聖域により30万～50万円 ・使用申請時に全額納入 ＊申し出、市長の許可により分割可。連帯保証人を定め、申請時1/2以上、2年以内に残金納入	・3,000円/年 ・当該年度の7月末までに納入 ・年度途中での使用許可も1年とみなす ・年度途中での使用許可の場合、納入期限は市長が定める	・祭祀承継者が市長に申請、許可 ・寺院等は聖地の転賃可	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・使用料を納入期限から3か月経過して完納しない ・管理料5年分滞納 ・不正手段で許可を得た場合 ・使用者が死亡、住所不在で10年経過して承継申請なし ・条例・規則違反 ＊原状回復し市長に返還 ＊焼骨等万霊聖地・合葬式墓地に改葬、墳墓等移転可	・使用者が死亡、住所不在で10年経過して承継申請なし ・使用者が法人の場合、法人解散から10年経過しても承継の申し出がない ・不用の場合、市長に届け、原状回復して返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者または管理人から徴収 ＊未使用聖地の返還に限り、返還時期に応じて還付あり	・市長は管理上必要な場合、使用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加、措置命令が可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可
		茅野市永明寺山公園墓地管理規則	・使用許可申請書に住民票写しを添付 ・管理人の場合、申請書に管理人、連帯保証人or立会人の住民票写し、印鑑証明書を添付 ・管理人は市内に住所を有する者。止むを得ない場合、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村に住所を有する者 ・連帯保証人は市内に住所を有する者			・使用承継許可申請書と使用許可書、住民票写し、戸籍謄本等添付			
10	長野県	駒ヶ根市墓地条例	・市長の許可 ・墓地使用許可証の交付 ・市内に本籍または住所を有する ・1使用者1区画	・各墓地により 1㎡ 21,640円～35,390円 ・各墓地により 1区画標準 6㎡～6.6㎡ ・使用許可時に徴収		・正当な祭祀の主催者に限り承継可 ＊市長の許可を得て承継	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・不正手段で許可を得た場合 ・条例・規則違反 ＊原状回復し市長に返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・使用者が死亡、祭祀の主宰者が不在 ・使用者の住所が不明で5年経過 ＊墳墓等5年間の年限をもって改葬、移転可 ＊改葬、移転後5年経過で無縁処理可 ＊改葬、移転前に使用権の承継の申請があった場合は市長は許可できる	・市長に届け、原状回復して返還	・市長は管理上必要な場合、使用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加、措置命令が可 ・死体(胎)埋葬不可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可
11	長野県	佐久市霊園条例	・市長が公募 ・市長の許可 ・市内に住所を有する ・1世帯1区画、墓標は1区画1基 ・使用者が市内に住所を有しない、または有しなかった場合は代理人を選定、市長の承認	・区画面積 ①7㎡未満 63,000円/㎡、②7～10㎡未満 65,000円/㎡、③10㎡以上 67,000円/㎡ ・使用許可時に全額納付	・1区画30,000円 ・使用許可時に全額納付	・祭祀の主催者が市長の承認を受け承継	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・不正手段で許可を得た場合 ・条例・規則違反 ＊原状回復し市長に返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・市長に届け、原状回復して返還 ・使用者の死亡日から起算し5年経過しても承継者が不在 ・使用者およびその家族が住所不明、縁故者不在で5年経過 ＊市長は区画の所在。物件を無縁と死改葬、移転可	
		佐久市霊園条例施行規則	・霊園使用許可申請書提出 ・霊園使用許可証交付			・佐久市霊園使用承継許可申請書を市長に提出		・許可証を添え、霊園返還書を市長に届け出	・墓所内の構築物の高さ等、設置基準あり
12	長野県	小諸市高峯聖地公園条例	・市長の許可 ＊市内に住所を有しない場合は管理人を定め、連署して申請 ・使用許可証交付	・各聖地、市内・外居住者によって変化 328,000円～541,000円 ・1区画面積 4㎡、6㎡、8㎡、 ・申請時に全額納入 ＊市長が認めた場合、分割可。申請時7/10以上納入、1年以内に残額に1.03乗じた額を納入 ・許可を受け1年以内に交換した場合は還付	・清掃手数料 ・各聖地、市内・外居住者によって変化 1,800円～3,900円 ・1年分を当該年度の属する4/30までに納入 ・年度途中で使用許可を受けた場合、年度分を使用許可日に納入	・祭祀継承者が承継を申しでた時、市長が許可	・条例・規則違反 ・使用権の譲渡、転賃 ・清掃手数料5年滞納 ・不正手段で許可を得た場合 ＊原状回復し市長に返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・使用者の死亡日から起算し5年経過しても承継者が不在 ・使用者の住所が不明で10年経過 ・使用者が法人の場合、法人解散し祭祀の主宰者が不在 ＊焼骨を合葬式墓地に改葬、石碑等撤去	・市長に届け、原状回復して返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・一般聖地に死体埋葬不可 ・市長は管理上必要な場合、聖地内施設に制限、条件の付加、措置命令が可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可
13	長野県	松本市霊園条例	・市長の許可 ・市内に住所を有する者 ＊一部霊園内の使用、または特に必要があるときの例外あり ＊市内に住所を有する管理人が必要 ・1使用者につき1聖地	・各霊園、聖地ごとに異なる ・市外居住者は1.25倍 ・使用許可時に徴収 ＊特別な自由がある場合使用料の減免あり ・寺院等が転賃する場合、使用料は統一聖地の額を越えない	・各霊園、聖地ごとに異なる ・1年分を当該年度の属する4/30までに納入 ・年度途中で使用許可を受けた場合、当該月以後の月数に1か月あたりの金額を乗じて計算 ・名誉聖域は管理料は徴収しない	・正当な祭祀の主催者に限り承継可 ＊市長の許可を得て承継	・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ＊寺院等は転賃可。市長の許可 ・不正手段で許可を得た場合 ・使用許可から祭祀施設を建設せず3年経過 ・管理料を3年未納 ・条例・規則違反 ＊原状回復し市長に返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・市長に届け、原状回復して返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・使用者の死亡日から起算し5年経過しても承継者が不在 ・使用者が法人の場合、法人解散し5年経過しても祭祀の主宰者が不在 ・使用者の住所が不明で7年経過 ＊無縁改葬可 ＊改葬前に承継の申し出があった場合は承継	・使用許可から3年以内に祭祀施設の建設義務 ・市長は管理上必要な場合、使用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加、措置命令が可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可 ・不正行為で徴収を逃れた場合、5倍(5万円以下の場合)は5万円)以下の過料
		松本市霊園条例施行規則	・使用許可申請書に戸籍謄本、住民票写しを添えて申請 ・管理人を置く場合は連署した使用許可申請書に管理人の住民票写しを添付 ・戸籍謄本、住民票写しは申請以前3か月以内に交付のもの			・使用権承継届けに許可証、戸籍謄本、住民票写しほか、指定された書類を添付し市長に届け出		・返還は、使用聖地返還届に許可証を添えて市長に提出	・死体埋葬不可 ・施設の新設、改修は工事着手前に許可証を添付し市長に届け出。完成後に工事完了届

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
14	長野県	上田市霊園条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊利用許可後に住所または本籍を移動した場合、市長が認めた場合例外あり ・市外に住所を有する場合は、市内に住所を有する人を代理人とする ＊1人3区画以内 ＊霊園によっては1区画	・霊園、区画によって異なる 0円～680,000円 ＊特別の理由がある場合は分割納付 ＊公費の扶助を受けている、特別の理由がある場合は減額、or免除 ・市外に住所のある利用者は一部霊園をのぞき、規定額の50%増し	・霊園、区画によって異なる 1,000円/年～3,000円/年	・祭祀相続者が市長の承認を得て承継 ・相続者不在の場合、親族、縁故者が市長の承認で承継可	・使用者の死亡日から起算し3年経過しても承継者が不在 ・許可使用目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・法令違反 ・管理料を3年未納 ＊原状回復し市長に返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・市長に届け、原状回復して返還 ＊市長承認によって原状に復さず返還も可	・市長は施設に制限、条件の付加、維持管理上必要な設備他負担を負わせることが可 ・死体埋葬不可 ・市長は管理上必要な場合、使用聖地変更が可 ＊補償料を交付
		上田市霊園条例施行規則	・利用許可申請書に住所、または本籍を証明する書類を添付 ・利用許可証を交付 ・代理人を必要とする場合は、利用者代理人届出書を提出	・利用許可から15日以内に納付 ＊分割の場合は1年以内で市長が定める日まで	・4/1～3/31までを1年とし、毎年5月末までに納付 ・6月以降利用許可の場合利用許可から15日以内に1年分を納付	・承継利用申請書に許可証、承継原因を証明する書類を添付		・返還→霊園返還届出書、許可証を市長に提出	・施設の開設、改修は工作物新設等承認申請書に設計図、仕様書、許可証を添付し市長に提出。完成後に工事完了届提出 ・墓地の基準あり
15	長野県	須坂市霊園の設置及び管理に関する条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊許可後に転出は可 ＊1人1区画 ＊相続者不在の墓所を承継した場合除く	・坂田霊園 3.3㎡ 187,000円 ・松川霊園 4㎡ 380,000円(市内に本籍、住所)、418,000円(市外に本籍、住所) ・高梨霊園 4㎡ 492,000円 ・還付なし ＊市長が認めた場合例外あり	・3,000円/区画・年 ・7月31日までに市長に納入 ・年度途中で使用許可は、当該使用を許可された日の属する月以後の月数に1月当たりの金額を乗じて得た額 ＊市長が認めた場合免除あり ・還付なし ＊市長が認めた場合例外あり	・祭祀相続者のみ承継可 ＊相続者不在で市長が認めた場合は例外あり	・許可目的外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・不正な許可 ・管理料を5年間滞納 ・法令、条例、規則、命令違反 ＊原状回復し市長に返還 ＊市長は焼骨を須坂市合葬式墓地へ改葬可	・市長に届け、原状回復して返還 ・承継人、親族の所在不明で10年経過、縁故者不在 ＊市長は焼骨を須坂市合葬式墓地へ改葬可	・死体埋葬不可
		須坂市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則	・使用許可申請書、住民票写しを添付し、市長に提出 ・使用場所は、市長が区画ごとにくじ ・使用許可証交付 ・松川霊園の公葬は、市長が認めた場合、市内に本籍、住所を有しない者について霊園の使用場所、使用申請の期間等を別に定めること可		・市長が発行する納入通知書で徴収 ・免除 管理料免除申請書を市長に提出 ・免除 生活扶助を受けている者、他市長が認める者 ＊管理料免除可否決定通知書で通知	・使用承継申請書を市長に提出 ・市内に住所を有しない承継は、使用承継申請書、住民票写し、続柄を証明する書類を添付 ・相続者不在で承継の場合、承継同意書を市長に提出		・返還 霊園返還届に霊園使用許可証を添付して市長に提出	・施設設置は、墳墓・碑石等建設工事施工届を、工事完了時に、墳墓・碑石等建設工事完了届を市長に提出
16	長野県	千曲市霊園条例	・市長の許可 ・市内に本籍または住所を有する ＊市長が認めた場合例外あり ・1人1区画 ＊承継した場合、2区画以上可	・1区画 49万円 ・利用許可時に納付	・1区画 4,500円/年 ・5月31日までに納付 ・年度途中からの利用は、許可された月の数に1月当たりの金額を乗じて得た額を、許可日から30日以内に納付	・祭祀相続者が市長の承認を得て承継 ・相続者不在の場合、親族、縁故者が市長の承認で承継可	・使用者の死亡日から起算し3年経過しても承継者が不在 ・許可使用目的以外の使用 ・管理料を5年未納 ・条例・規則違反 ＊原状回復し市長に返還 ＊原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・利用許可を取り消した場合、市長は改葬可	・市長に届け、原状回復して返還 ＊市長承認によって原状に復さず返還も可	・利用者負担で聖地内施設に制限、条件の付加が可 ・死体埋葬不可 ・市長は管理上必要な場合、利用場所の変更、返還させること可

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
17	愛知県	みよし市やすらぎ霊園条例	・公募 * 応募者が募集を上回る場合は抽選 ・市長の許可 ・1世帯/使用者 ・市内1年以上在住し住民基本台帳に記載 ・埋蔵すべき遺骨あり	・2㎡ 460,000円 ・3㎡ 690,000円 ・市長が指定する日までに納付 ・還付なし * 未使用で返還した場合は使用料の50%を還付可	・1区画 2,000円/年 ・毎年4月1日現在で使用権を有する者 ・規則で定める日までに納付 ・還付なし * 市長は規定により減免可	・使用者の死亡による承継は市長の許可必要	・8条違反 * 墓標以外を設置、権利譲渡、転賃、危険・迷惑を及ぼす恐れがあり必要な措置を講じない、条例・規則違反 ・管理料5年分滞納 ・使用許可日から3年経過して焼骨を埋蔵しない * 原状回復して返還	・使用者が死亡、承継者不在 ・使用者の住所or生死不明から5年経過し、承継者不在 ・不用時は市長に届け出、原状回復して返還	・災害その他で使用者に損害が主事した場合、市長は責任を負わない * 当条例ほか、他の法令で定める場合は例外
		みよし市やすらぎ霊園条例施行規則	・公募申込書を市長に提出 ・使用選考結果通知書を送付 ・補充者を選考、新たに墓所が生じた場合、市長は補充者に使用許可申請させることが可 * 通知から1年以内 ・位置は公開抽選で決定 ・使用許可申請書、住民票写し、死亡者の親類・縁故者であることを証明する戸籍謄本、抄本orそれに準ずる書類、火葬許可証or改葬許可証	・還付 使用料還付請求書+必要書類を市長に提出	・納付期限は毎年度7月末日 ・減免 減免申請書+必要書類を市長に提出 ・市内に住所を有し、生活保護、市民税を課されていない場合、全額免除	・使用承継許可申請書+使用許可証、住民票写し、戸籍謄本		・返還 返還届書+使用許可証を市長に提出	・墓標類の設置は規定あり ・設置は工事着手届+使用許可証、設計書、工事図面他必要書類 ・工事完了届を市長に提出、完了検査 ・工事検査結果通知書で通知
18	愛知県	刈谷市青山斎園条例	・市長の許可 ・死亡した親族の墳墓用、引き続き市内に6月以上住所を有する * 市長が認めた場合は例外あり	・1㎡区画 210,000円 ・1.44㎡区画 294,000円 ・2.25㎡区画 448,000円 ・4㎡区画 780,000円 ・使用許可を受けた時に納付 ・還付なし * 市長が特に必要を認めた場合還付		・承継 市長に申請し、承認	・目的以外の使用 ・権利譲渡、転賃 ・許可日から3年以内に墳墓を設けない ・条例・市長の指示違反 * 原状回復して返還	・不用時は市長に届け出、原状回復して返還 ・使用者が死亡し3年以内に承継の申請がない ・使用者が住所不明となり3年経過 * 使用権消滅から5年経過で墳墓を改葬、移転可	・市長は管理上必要な場合、使用場所の返還、移転可能 * 換地、補償料を交付
		刈谷市青山斎園条例施行規則	・使用許可申請書+住民票写し、火葬許可証or改葬許可証、申請者と被葬者の関係を証する書類を市長に提出 ・使用許可書を交付			・承継使用申請書+許可証、承継者住民票写し、承継者と前使用者の関係を証する書類を添付、市長に申請 ・承継使用承認書交付		・返還 返還届+使用許可証を市長に届け出 ・使用料の還付 使用許可日から1年以内 90%、同2年以内 80%、同3年以内 70%を既納の使用料に集じた額	・施設設置には設計書を市長に提出 ・高さ規定あり ・1区画1基 * 市長が認めた場合例外あり ・死体埋葬不可
19	愛知県	春日井市潮見坂平和公園条例	・市長の許可 ・市内に住所を有する * 市長が認めた場合例外あり ・公募 * 応募者が募集を上回る場合は抽選 ・1世帯1区画 * 市長が認めた場合例外あり	・208,000円/㎡以内で規則で定める額 * 市外に住所を有する場合、上記の3倍以内で規則で定める額 ・許可と同時に納入 * 市長が認めた場合、減免あり ・還付なし * 市長が認めた場合全部or一部還付	・22,464円/㎡以内で規則で定める額 ・市長の定める日までに納入 * 市長が認めた場合減免、区域を定め徴収しない ・還付なし	・祖先の祭祀を主催する者に限り、市長の許可で承継	・目的以外の使用 ・権利譲渡、転賃 ・譲渡を目的として許可を得たと認められるとき ・施設の維持、保護をせず5年経過 ・許可日から3年以内に使用設備をしない ・不正手段で使用料の徴収を免れた ・条例・市長の指示違反 * 原状回復して返還 * 原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 * 還付金があればこれに充てる	・不用時は市長に届け出、原状回復して返還 * 市長の承認を受けた場合、原状回復不用 ・使用者が死亡し、祭祀の主催者が不在当 ・使用者である法人が解散 ・使用者が住所不明となり10年経過 * 市長は墳墓等改葬、移転可 * 改葬、移転前に使用権承継の申し出があれば許可できる * 改葬、移転後10年経過で無縁処理可	・市長は管理上必要な場合、使用場所の返還、移転可能 * 換地、補償料を交付 ・市内の墓地の平和公園への集団移転については市長が区域を指定しし用許可が可能
		春日井市潮見坂平和公園条例施行規則	・使用許可申請書+住民票写し、市長が必要と認める書類 ・市外居住者は市内居住者を管理人に定めて申請 ・使用許可証交付 ・市長が使用位置を決定 ・使用者が市外に転出の場合、管理人を定め市長へ届出 * 使用者が管理できると市長が認めた場合は不用	・201,000円/㎡ ・市外居住者は502,500円/㎡ ・減免 使用料減免申請書を市長に提出	・使用料に10.8/100を乗じた額 * 1円未満の端数は切り捨て ・減免 清掃料減免申請書を市長に提出	・使用権承継許可申請書+前使用者の許可証、戸籍謄本、住民票写し、市長が必要と認める書類を市長に提出		・返還 墓所返還届+許可証を市長に提出	・設置は工事着手届+使用許可証、図面等市長に届出、要承認承認証交付 ・工事完了届+必要書類を市長に提出
20	愛知県	常滑市高坂墓園の設置及び管理に関する条例	・公募 * 応募者が募集を上回る場合は抽選 ・引き続き3か月以上市内に住所を有する * 市長が認めた場合は例外あり ・市長の許可 * 必要な場合条件の付加が可能 ・1世帯1墓所	・A、Fブロック 318,000円 ・B、C、Gブロック 360,000円 ・Eブロック 400,000円 ・使用許可時に納付 ・還付なし * 返還の場合規則で定める額を還付	・3,240円/年 ・還付なし	・祖先の祭祀を主催する者が、市長の許可で承継	・7～9条に違反した場合取り消し ・7条 条例・規則 ・8条 1世帯1墓所、死体埋葬不可、施設設置の制限規則 ・9条 権利譲渡、転賃不可 * 原状回復し市長に返還 * 原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・不用時は市長に届け出、原状回復して返還 ・使用者の住所or生死不明から10年経過、祭祀主宰者不在 * 無縁処理、墓標等移転可能	・死体埋葬不可 ・施設の設置制限規則あり
		常滑市高坂墓園の設置及び管理に関する条例施行規則	・住民票作成時から引き続き3か月以上住民基本台帳に記載したもの ・市外居住者で認められる条件の範囲 市内に本籍を有する者、市内に墓地を有する者、その市長が認めた者 * 市内居住者で保証人が必要 ・使用許可申請書+住民票or戸籍謄本or個人事項証明書を添付し市長に提出 ・使用許可証交付	・還付 使用許可から1年以内は0.8、3年以内は0.6、5年以内は0.4、既納使用料に乘じた額 ・墓標等設置した後に変換する場合は、算出した還付額の1/2の額 ・使用許可から5年経過は還付なし ・使用料還付請求書を市長に提出	・納付方法 通知書による納付 ・口座振替は金融機関等に依頼し、預金口座振替申込書兼自動払込受付通知書を市長に提出	・使用権承継申請書+許可証、住民票or戸籍謄本or個人事項証明書を市長に提出 ・許可証書換え、使用権承継許可証交付		・墓所返還届+許可証を市長に提出	・条例の死体とは犬、猫等すべての死体を指す ・施設設置は工事着手届を市長に届出、要承認 ・工事完了届を市長に提出 ・災害等による施設の破損は市長は責任を負わない

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
21	愛知県	新城市鴨ヶ谷墓園の設置及び管理に関する条例	・公墓 ・応募者が募集を上回る場合は抽選 ・市内に住所を有する ・市長が認めた場合は例外あり ・市長の許可 ・必要な場合条件の付加が可能 ・1世帯1区画 ・市長が認めた場合は例外あり	・使用区画の面積により 150,000円～272,000円 ・許可と同時に納付 ・市長が認めた場合、減免あり ・市外居住者は2倍の額 ・還付なし ・使用許可から3年以内に返還し、市長が認めた場合は全部or一部還付	・1区画 3,500円/年 ・使用料と同時に納付 ・翌会計年度以降は当該年度の4月30日まで ・市長が認めた場合、減免あり ・還付なし	・祭事主催者に限り承継可 ・市長の許可 ・承継許可手数料 1件に付き200円納付	・不正に使用許可を受けた ・目的以外の使用 ・使用許可の条件に従わない ・不正に使用料、管理料の徴収を免れた ・許可日から施設を設置せず3年経過 ・使用権の譲渡、転賃 ・条例、規則、市長の指示に従わない ・原状回復し市長に返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・還付金がある場合はこれを充てる	・不用時は市長に届け出、原状回復して返還 ・市長が認めた場合、原状回復不用 ・使用者が死亡し、承継者不在 ・使用者が住所不明となり10年経過 ・承継者不在から5年経過or住所不明から10年経過で改葬、墳墓等移転可能	・使用者が設置した施設は使用者が管理。使用者の管理が困難な場合管理人を定める ・管理上必要がある場合、市長は使用場所の移転、返還させることが可能 ・移転、返還の費用は市が負担 ・改葬、移転、施設の除去ほか市長が認めた場合、市長は特別区域の指定が可能
		新城市鴨ヶ谷墓園管理規則	・使用許可申請書を市長に提出 ・使用許可証を交付 ・使用場所は市長が抽選で決定 ・市外居住者は市内居住者から管理人を定、管理人選定届を市長に提出 ・市長が認めた場合は不要	・減免 永代手数料・管理料減免申請書を市長に提出 ・永代手数料・管理料減免決定通知書を交付 ・還付 墳墓等設置しなかった場合、市長が認めた場合 ・還付額 永代使用料の1/2 ・永代使用料還付申請書提出 ・永代使用料還付決定通知書交付	・減免 永代手数料・管理料減免申請書を市長に提出 ・永代手数料・管理料減免決定通知書を交付	・使用権承継許可申請書を市長に提出		・使用場所返還届	・施設設置は着手予定日前7日まで、工事着手届を市長に届出 ・工事完了届を市長に提出
22	愛知県	瀬戸市春雨墓苑条例	・市内に住所を有し、親族の焼骨等埋葬を必要とする者 ・市長が認める場合例外あり ・1世帯1区画 ・市長が認める場合例外あり ・1区画は9㎡以内 ・市長の許可 ・管理上必要な場合、条件の付加が可能	・墓地の地積に13万円/㎡以内で規則で定める額を乗じた額 ・1,000円未満の端数は切り捨て ・許可を受けた際に納付 ・市長が認めた場合、期間、利率を定めて分納可 ・還付なし ・市長が認めた場合、全部or一部還付あり ・市長が認めた場合、減免あり	・墓地の地積に388円/㎡以内で規則で定める額を乗じた額 ・10円未満の端数は切り捨て ・市長の指定する日までに納付	・祖先の祭祀主催に限り、市長の許可で承継 ・市長が認めた場合は例外あり	・使用許可から3年以内に墳墓を設けない ・維持管理せず放任し5年を経過 ・条例、規則違反 ・市長が定める日までに原状回復し、市長に返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・不用時は原状回復して返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 ・使用者の死亡から5年以内に承継されない場合 ・墳墓等移転可能 ・移転から10年経過で無縁処理可能	・施設設置に規則あり ・使用権譲渡、転賃不可 ・市長が管理上必要と認めた場合、使用場所の変更、墳墓等、焼骨の移転可能
		瀬戸市春雨墓苑条例施行規則	・使用許可申請書+住民票写し、火葬許可証or改葬許可証、その他市長が必要とする書類を市長に提出 ・使用許可証を交付	・12万円/㎡ ・分納 使用許可の翌日から起算して1年以内、利率は年7.5% ・使用許可を受けた際に永代使用料分納承認申請書を市長に提出 ・永代使用料分納承認書を交付 ・還付 墳墓等を設けずに墓地返還は既納使用料に相当する額、墳墓等も受けた場合は既納使用料の1/2に相当する額 ・永代使用料還付請求書を市長に提出 ・減免 使用料減免申請書を市長に提出	・388円/㎡	・使用権承継許可申請書+使用許可証、必要書類を市長に提出 ・使用許可証を交付		・墓地返還届+使用許可証を市長に提出	・施設設置時に墳墓等設置届を市長に提出
23	愛知県	清須市新川墓地条例	・市長の許可 ・使用許可証交付 ・住民基本台帳or外国人登録法により登録した、1年以上市内に住所を有する者 ・1世帯1区画 ・公共事業による移転は例外あり ・区画1㎡ ・多少の相違のある場合あり	・1区画8万円 ・1㎡以外の区画は1㎡を基準とし割合に応じて使用料を定める ・使用許可の際に納付 ・使用許可から2年以内、使用前に返還した場合、既納使用料の半額を還付 ・還付なし ・返還、市長が管理上の支障を理由に使用場所の返還をさせた場合、市長が自由を認めた場合は全部or一部を返還	・1区画 500円/年 ・市長が認めた場合、減額、免除あり	・祭祀を相続する者のみ承継 ・相続者不在の場合、市長の承認により例外あり ・使用許可証の書き換え	・許可を受けた目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・法令、条例違反 ・原状回復し市長に返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・不用時は市長に届け出、原状回復して返還 ・使用許可後10年経過して使用者or承継者、親族の所在が不明、縁故者不在の場合 ・市長は墓碑を改葬	・死体埋葬不可 ・市長は管理上支障がある場合、使用場所、物件の位置変更、返還させることが可能 ・親族の所在が不明、縁故者不在の場合 ・故意or過失で市の施設を破損した場合は損害額を賠償
		清須市新川墓地条例施行規則	・使用許可申請書+戸籍謄本or抄本、住民票を市長に提出 ・区画の位置は抽選で決定 ・使用許可証交付 ・市外に転出の際は市内居住者に代理人を定め届出		・毎年6/1現在の使用者が6/1～30までに清掃管理手終了納入通知書により納付 ・6/2以降使用許可を受けた場合、使用料納付時に納付	・承継 承継使用承認申請書+戸籍謄本or抄本、住民票or承継自由を証する書類、前使用者の許可証を市長に提出		・返還 墓地返還届+許可証を市長に提出	・施設設置は工事施行届を市長に届出、要承認 ・施設の基準あり

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
24	愛知県	卯塚墓園の経緯(長久手市)	・年間5～10区画程度返却のため再販売	・100,000円/㎡	・3,000円/年間・区画	・祭祀主催者のみ、代表理事の許可で承継		・無償による返還	・管理者 公益財団法人卯塚緑地公園協会 ・空き待ち(20人程度)
		公益財団法人卯塚緑地公園協会管理規定(長久手市)	・代表理事の許可 ・市内居住者 * 代表理事が認めた場合は例外あり ・公募 * 応募者が募集を上回る場合は抽選 ・1世帯1区画	・募集の都度、代表理事が定める * 代表理事の定める日までに納入 * 代表理事が認めた場合、減免あり ・還付なし * 一般えい地は、使用許可日から3年以内に使用場所の全部を返還した場合、既納の使用料の3割を還付できる	・3,000円/年間・区画 * 代表理事の定める日までに納入 * 代表理事が認めた場合、減免あり ・還付なし * 一般えい地は、使用許可日から3年以内に使用場所の全部を返還した場合、既納の管理料の3割を還付できる	・許可を受けた目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・譲渡目的で許可を得た ・使用場所施設を放任し5年経過 ・不正に使用料の徴収を逃れた場合 ・法令、規定、細則、代表理事の指示に従わない場合 * 代表理事が指定する日までに原状回復し返還 * 原状回復を行わない場合、代表理事が代行、費用を使用者から徴収 * 還付金がある場合は充当できる	・許可を受けた目的以外の使用 ・使用権の譲渡、転賃 ・譲渡目的で許可を得た ・使用場所施設を放任し5年経過 ・不正に使用料の徴収を逃れた場合 ・法令、規定、細則、代表理事の指示に従わない場合 * 代表理事が指定する日までに原状回復し返還 * 原状回復を行わない場合、代表理事が代行、費用を使用者から徴収 * 還付金がある場合は充当できる	・不用時は代表理事に届け出、原状回復して返還 ・使用者死亡、祭祀主催者が不在 * 5年経過で墳墓等改葬、移転可 * 改葬、移転前に承継の申し出があった場合、代表理事は許可できる * 改葬、移転後10年経過で市長に申し出、無縁処理可 ・使用者が住所不明で10年経過	・墓碑えい地(墓碑を施設しえい地)、一般えい地(墓碑えい地以外) ・管理上必要な場合は代用理事が使用場所、所在物の移転可 * 補償料を交付 ・集団的に移転する場合、別に区域を指定しえい地の使用許可が可能 * 使用料の額は代表理事が別に定める
		公益財団法人卯塚緑地公園協会管理規定細則(長久手市)	・使用許可申請を代表理事に提出 * 代表理事は必要な場合、必要書類の添付を求めることが可能 ・市外居住者は市内居住者から管理人を定め申請 * 代表理事が認めた場合は例外あり ・使用許可証を交付 ・代表理事が使用位置を決定、1区画に2人以上の申請がある場合は抽選	・減免 減免申請書を代表理事に提出 ・還付 墓所使用料等請求書+代表理事が必要と認める書類を提出	・減免 減免申請書を代表理事に提出 ・還付 墓所使用料等請求書+代表理事が必要と認める書類を提出	・使用権承継申請書+許可証、戸籍謄本、住民票謄本、代表理事が必要と認める書類を提出			・死体埋葬不可 ・設置は工事着手届+使用許可証、図面等代表理事に届出、承認 ・工事完了届+必要書類を代表理事に提出
25	愛知県	津島市墓地使用条例	・申請後、使用許可証交付 ・原則市内居住者 * 市長が認めた場合は使用可 ・使用者が市外に転住した場合、市内居住者を代理人に選定、転住から3か月以内に市長に届出 ・市長は管理上必要な場合は使用者に必要な措置をさせることが可能。措置を行わない場合は市が代行し、費用を義務者から徴収	・各区画ごとに 1,200円～345,000円(元寺霊苑使用料) ・申請の際、使用料納付 * 貧困他、市長が認めた場合は減免 * 減免して使用許可する場合、市長が位置を支持可能 ・返還された墓地の使用料 最新号地の㎡単価を基準に市長が別に定める ・増加して使用する際は接続地or希望地で許可、従前の面積に増加面積を加えて計算した使用料金から既納の使用量を控除した額を増加使用料として徴収		・先祖の祭祀を主催すべき者が継承。それ以外の移転譲渡は不可	・以下の場合、許可の取り消しor改葬の命令が可能 ・法令、条例、規定、命令違反 ・墓地経営他、公益上必要が生じた場合 * 使用権者の希望によって代わりの墓地の使用許可or既納の使用料の一部返還 * 焼骨遺髪等改葬	・使用者が住所不明で10年を経過、継承者が不在の場合・不用時は原状回復して返還 * 原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収 * 焼骨遺髪等改葬 ・使用許可から5年以上経過して設備をしない場合 * 既納の使用料は還付しない	・埋葬、焼骨の埋葬以外の使用不可 ・無縁、行路病死者の死体焼骨を埋葬する場所は市長が別に指定
26	愛知県	半田市墓地条例	・市内居住者 ・市長の許可 * 管理上必要な場合条件を付加可能 ・1世帯 区画 * 市長が認めた場合例外あり			・祭祀主催者に限り承継可 ・申請書を市長に提出	・以下の場合、許可の取り消しor物件除去の命令が可能 ・許可目的以外の使用 ・使用権譲渡、転賃 ・法令、条例違反 ・公益、公共の理由で市長が認めた時 * 使用者に損害が生じた場合も市長に責任はなし * 原状回復し返還 * 原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・不用時は代表理事に届け出、原状回復して返還 ・市長は無縁と認められる墓地の処分が可能 * 処分の6か月前に告示	・無許可で使用した場合は損害額の賠償請求 ・市長は、墓地の管理上支障があると判断した場合、使用禁止or制限可能 ・禁止行為を行った場合、5万円以下の過料
		半田市墓地管理規則	・市内居住者は市内に1年以上居住or市長が認めた者 ・墓碑等設置等届の提出の後、使用許可証を交付 ・使用許可申請後の住所は問わない			・墓地使用承継許可証を交付		・返還は墓地返還届を提出	・申請の日から3か月以内に指定された区画に墓碑等設置 ・墓碑等の設置、改修、移動は事前に墓碑等設置届出書を市長に提出
27	愛知県	墓園利用許可申請時の注意事項(豊川市)	・市内在住 * 利用者が転出、承継者の住所が市外の場合、市内在住の管理人を選定 ・埋葬する骨があること ・利用許可証の発行から3年以内に建墓できること ・申請時必要書類 申請者の住民票抄本、火葬許可証or改葬許可証、認印 ・1世帯1区画 ・御油第二墓園では申請受け付け順に利用区画を決定 ・使用料支払い確認後、利用許可証交付 * 許可証の他、工事着手届など同封	・御油第二墓園 36万円 ・御油墓園 29万円 ・申請時の納入通知書で、最寄りの金融機関で支払い * 原則返還しない * 3年以内の利用区間の返還については一部還付あり				・利用許可発行から3年以内に墳墓等の建立がない場合、利用区画の返還	

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
28	愛知県	豊明市墓園条例	・公葬 * 市長が認める場合は例外あり ・市長の許可 ・市内に6か月以上住所を有する世帯主で、現に居住 ・遺骨がある ・1世帯1区画	・2㎡ 345,000円 ・3㎡ 497,000円 ・4㎡ 661,000円 ・市長の定める日までに納付 * 使用権発生の要件に該当せず、市長が認めた場合は1.5倍の相当額 ・還付なし * 未使用で返還の場合、既納永代使用料に50/100を乗じた額を還付 ・昭和59年度中の申請に限り、2㎡10万円、3㎡15万円、4㎡20万円を納付 * 申請書受理から使用許可の間に申請取り下げの場合は全額還付		・祭祀主権者に限り、市長の許可で承継	・使用権譲渡、転貸目的で使用許可を得た場合 ・法令、条例、規則、市長の指示違反 ・使用許可から3年以内に墳墓を設けない	・使用者が死亡し、祭祀主権者が不在 ・使用者が住所、生死不明となり5年経過し、祭祀主権者が不在 ・不用の時は原状回復して返還 * 原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を使用者から徴収	・焼骨の埋葬に限る
		豊明市墓園条例施行規則	・遺骨の範囲は親族、縁故者 ・公葬の例外は、公共事業に伴い墳墓を除去、他市町が認めた時 ・使用許可申請書+住民票写し、戸籍謄本or抄本、火葬許可証or埋葬許可証、その他市長が必要と認める書類 ・使用許可証交付	・還付 還付請求書を市長に提出		・使用承継許可申請書+使用許可証、住民票写しor戸籍抄本を市長に提出		・返還は墓地返還届+使用許可証を市長に提出	・設置は工事着手届+図面を市長に届出 ・完了時に工事完了届+工事写真を市長に提出し完了検査 ・災害等による施設の破損は市長は責任を負わない

No.	都道府県	条例等名称	使用権の発生	使用料	管理料	使用権の移転	使用許可の取消し	使用権の消滅	備考
29	愛知県	名古屋市立霊園・斎場条例	・市長の許可 ・使用許可証を交付 ・自己の死亡した親族の墳墓の用 ・市内に引き続き6月以上住所を有する者 ・市長が認めた場合は例外あり ・公葬 ・市長が認めた場合例外あり ・申し込みは募集のつど1世帯1箇所 ・応募者が募集を上回る場合は抽選 ・使用は1人1箇所 ・市長が認めた場合例外あり	・使用許可の際納付 ・八事霊園 210,000円/㎡以内 ・愛宕霊園 163,000円/㎡以内 ・還付 使用許可から2年以内、未使用で返還で、既納使用料の半額を還付 ・市外居住者は5割以内増 ・減免 市内在住で公費の扶助を受けているor納付する資力がないorその他特別事由があると認めた者	・八事霊園 1,700円＋墓地使用面積1㎡につき300円を合算した額/年 ・愛宕霊園 1,000円/年 ・還付なし ・市長が認めたときは、全部or一部還付 ・減免 市内在住で公費の扶助を受けているor納付する資力がないorその他特別事由があると認めた者	・祭祀主催者が市長の承認で承継	・使用場所を許可の目的以外に使用 ・権利譲渡、転賃 ・使用者死亡から起算して2年経過、祭祀主宰者が承継申請しない ・管理料5年滞納 ・法令、条例、命令違反 ・使用許可を受けた日から2年経過して使用しない ・使用者が住所不明で10年経過 ・原状回復し返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を義務者から徴収 ・市長が改葬可能 ・改葬前に使用者の親族、縁故者が使用の場合は許可できる	・不用時は原状回復し、市に返還 ・市長の承認で現状返還可 ・使用場所の一部返還が墓地管理上支障がある場合、市長は拒否可 ・使用者である法人が解散 ・埋蔵or埋葬後20年経過、使用者or承継人、親族の所在が不明、縁故者不在 ・市長が改葬 ・改葬前に使用者の親族、縁故者が使用の場合は許可できる	・死体埋葬不可 ・市長は使用者に使用について制限、条件を付加、維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置を命令可能 ・従わない時は市長が執行し費用を義務者から徴収 ・市長が認めたときは、使用場所の全部又は一部を変更、返還or物件の位置の変更が可能 ・墓地提供or相当額補償の既納使用料の全部、一部を還付
		名古屋市立霊園・斎場条例施行細則	・墓地使用許可申請書+火葬許可証or改葬許可証、住民票写し、死亡者の親族であることを証明する戸籍謄本or抄本、印鑑登録証明書、その他の市長が必要と認める書類 ・使用場所は抽せん決定 ・公葬以外の募集の場合は例外あり	・名古屋市長八事霊園 1等地 210,000円/㎡、2等地 190,000円/㎡、3等地 170,000円/㎡、4等地 150,000円/㎡、5等地 130,000円/㎡ ・名古屋市長愛宕霊園 163,000円/㎡ ・市街居住は5割増 ・減免 名古屋市長八事霊園 5割減額or市長が別に定める場合は免除 ・名古屋市長愛宕霊園 5割減額	・八事霊園 1,700円＋墓地使用面積1㎡につき300円を合算した額/年 ・愛宕霊園 1,000円/年 ・毎会計年度ごとに市長が定める期限までに納付 ・年度途中で使用許可を受けた場合、管理料を12で除した額に使用月数を乗じて得た額 ・減免 使用者が生活保護世帯、中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律支援給付を受けている ・全額 ・使用者が市民税を課税されていない ・全額 ・災害等使用者の責に帰することができない事由により墓地の使用ができない期間が、市長が別に定める期間を超えるとき ・使用許可面積に使用不能区域の面積の割合を乗じて得た額 ・その他市長が管理料の全部を徴収することが適当でないと認めたとき ・都度市長が定める額	・改葬前に承継する場合は、墓地使用許可申請書+火葬許可証or改葬許可証、住民票写し、死亡者の親族であることを証明する戸籍謄本or抄本、印鑑登録証明書、その他の市長が必要と認める書類に加え、前使用者との関係を証明する書類を添付 ・承継 申請書+前使用者の許可証、前使用者が祭祀を主宰することができない証明書類、承継者の戸籍謄本等、承継使用しようとする者が前使用者に代わり祭祀主宰者であることを明らかにする書類、住民票等、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類	・返還 届書、市長が必要と認める書類を提出し、許可証を返還	・各種申請、届出は、そのつど使用許可証呈示 ・施設施行は届書+設計書、図面、仕様書等、許可証を添えて市長に届け出 ・承認済証、工事承認証 ・使用許可時に境界線に施設を設け、区画を明確にする ・使用許可から2年以内に墓碑を設置	
30	愛知県	名古屋市みどりが丘公園条例	・市長の許可 ・使用許可証を交付 ・自己の死亡した親族の墳墓の用 ・市内に引き続き6月以上住所を有する者 ・市長が認めた場合は例外あり ・公葬 ・市長が認めた場合例外あり ・申し込みは公葬のつど1世帯1箇所 ・応募者が募集を上回る場合は抽選 ・使用は1人1箇所 ・市長が認めた場合例外あり	・普通墓地、芝生墓地 443,000円/㎡ ・修景墓地 797,000円/㎡ ・還付 使用許可から2年以内、未使用で返還で、既納使用料の半額を還付 ・市外居住者は5割以内増 ・減免 市内在住、生活保護or納付する資力がないorその他特別事由があると認めた者 ・減免 市街在住、特別事由があると認めた者	・2,500円＋墓地使用面積1㎡につき500円を合算した額/年 ・還付なし ・市長が認めたときは、全部or一部還付 ・減免 市内在住、生活保護or納付する資力がないorその他特別事由があると認めた者 ・減免 市街在住、特別事由があると認めた者	・祭祀主催者が市長の承認で承継	・使用場所を許可の目的以外に使用 ・権利譲渡、転賃 ・法令、条例、命令違反 ・使用者死亡から起算して2年経過、祭祀主宰者が承継申請しない ・管理料5年滞納 ・使用許可を受けた日から2年経過して使用しない ・使用者が住所不明で10年経過 ・原状回復し返還 ・原状回復を行わない場合、市長が代行、費用を義務者から徴収 ・市長が改葬可能 ・改葬前に使用者の親族、縁故者が使用の場合は許可できる	・不用時は原状回復し、市に返還 ・市長の承認で現状返還可 ・市長が認めたときは、使用基地の変更、返還or物件の位置の変更が可能 ・変更、返還費用補償、既納使用料の全部、一部を還付。物件の位置変更は費用補償	・市長は使用者に使用について制限、条件を付加、維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置を命令可能 ・従わない時は市長が執行し費用を義務者から徴収 ・市長が認めたときは、使用基地の変更、返還or物件の位置の変更が可能 ・変更、返還費用補償、既納使用料の全部、一部を還付。物件の位置変更は費用補償
		名古屋市みどりが丘公園条例施行細則	・墓地使用許可申請書+住民票写し、火葬許可証or改葬許可証、死亡者の親族であることを証明する戸籍謄本or抄本、印鑑登録証明書、その他の市長が必要と認める書類	・普通墓地 1.08㎡ 439,560円、1.92㎡ 781,440円、3㎡ 1,221,000円、4㎡ 1,628,000円、6㎡ 2,442,000円、8㎡ 3,256,000円、12㎡ 4,884,000円 ・芝生墓地 3㎡ 1,221,000円、4㎡ 1,628,000円 ・修景墓地 1.07㎡ 797,000円 ・減免 使用料・管理料減免申請書を市長に提出 ・使用料の5割を減額 ・還付 使用料・管理料還付請求書提出	・普通墓地 1.08㎡ 3,000円、1.92㎡ 3,500円、3㎡ 4,000円、4㎡ 4,500円、6㎡ 5,500円、8㎡ 6,500円、12㎡ 8,500円 ・芝生墓地 3㎡ 4,000円、4㎡ 4,500円 ・修景墓地 1.07㎡ 3,000円 ・毎会計年度ごとに市長が定める期限までに納付 ・年度途中で使用許可を受けた場合、管理料を12で除した額に使用月数を乗じて得た額 ・減免 使用料・管理料減免申請書を市長に提出 ・減免 使用者が生活保護世帯 ・全額 ・使用者が市民税を課税されていない ・全額 ・中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律支援給付を受けている ・全額 ・還付 使用料・管理料還付請求書提出	・承継 申請書+前使用者の許可証、前使用者が祭祀を主宰することができない証明書類、承継者の戸籍謄本、承継使用しようとする者が前使用者に代わり祭祀主宰者であることを明らかにする書類、住民票等、印鑑登録証明書、その他市長が必要と認める書類	・返還 届書提出し、許可証を返還 ・市長の指示した期間内に原状回復、市長の承認	・施設施行は届書+設計書、図面、許可証を添えて市長に届け出 ・工事承認書交付 ・工事完了時返戻し、検査	

4-1 事例1（東京都公園協会）ヒアリング詳細

4-1 ヒアリング詳細

公益財団法人 東京都公園協会

2016 年 12 月 14 日東京都公園協会にて。

- 横田： 資料としては、公益財団法人東京都公園協会の情報共有の例と別途、承継手続きに関する資料 1 から 6（別添）までのファイルもいただいています。これは一応参考資料というか、現場の方はこれでチェック項目を入れて対応をしているという理解でよろしいでしょうか。
- 担当者： これは現場も使いますけれども、ホームページでお客様に公開している資料です。
- 横田： そうなのですか。分かりました。ではまず「公益財団法人東京都公園協会の情報共有の例」からお尋ねしたいのですが、長年、各施設責任者による会議体を活用して運用をしているとありますが、これは東京都公園協会の発足当初からでしょうか。
- 担当者： 東京都公園協会が都立霊園の管理受託をし始めたのが昭和 60 年からです。30 年以上も前のことですので、当時の記録は残っておりませんが、可能性としては、その当時から「所長会」「係長会」などにより、何らかの情報共有が取られていた可能性はあります。現在は「霊園・葬儀所会議」という名称で毎月会議を行っています。
- 横田： 会議の議題や議事録などの資料についてですが、現在では、どの様な保管ないしデータベース化しておられるのでしょうか。
- 担当者： 資料は、大体 3 年分保管しています。古いものは残ってはおりませんが、少なくとも平成 18 年度－10 年程前から、指定管理者として東京都公園協会が霊園を管理するようになった当時は、ちょっとかたちは違いますけれども、同様の会議体が開催されていました。
- 横田： 今 3 年分というお話が出たのですけれども、過去にさかのぼって、資料を確認する必要性、たとえば、改めて会議等などで、活用するというようなことはないですか。
- 担当者： 1～2 年前までの資料を見返すことはたまにあります。が、4 年、5 年前のものがあればよかったのに、というようなことは、あまりありません。
- 横田： 「ああ、あのとき残しておけばよかったな」というようなことはない。
- 担当者： ないですね。議論の内容を読み返すということはないですね。議論の結果決定したことは、会議の記録資料とは別に、通知文として、決定した事項を各事務所に流しますので、その経緯を読み返すということはありません。
- 横田： そのときに各事務所に、保管の方法なりということの指示までは具体的にはなされないのですか。あるいは各霊園、管理事務所の所長さんが出席なさっておられるわけですから、コンセンサスとして、この資料－決定した文書ですね。それを保管なのですが。
- 担当者： 当協会の場合はまず文書番号を取って起案をしまして、協会としての決定をして保管します。それ以外の通知文も、それに準じたかたちで、保管しています。その保管場所などは各所に任せていますが、保管方法は基本的には同じです。
- 横田： すみません。ここで確認しておきたいのですが、今、お聞かせいただいているお話の内容は、決して霊園の管理業務だけには特化したものではなく、あくまでも「公益財団法人 東京都公園協会」という組織全体に共通したものだとして理解して宜しいでしょうか。

担当者： その通りです。

横田： 開催場所は、東京都公園協会本社になるのですね。メモでいただいたのが、東京都公園協会本社会議室および各霊園管理事務所という書き方になっていますけれども、その本社というのはここですね。

担当者： そうです。

横田： となると、東京都の公園課に行って、何か話し合うとかということではなくて、こちらで決めたこと、ないし向こうから、「こういうことを考えておいて」というのを、「話し合ったらこういう結果になりました」という文書のやりとりだけで、直接東京都のほうまで足を運んで、いろいろ議論をするというようなことは？

担当者： それはよくあります。私も月に数回は都庁に打ち合わせに。ある特定の霊園の案件でしたら、霊園の所長も一緒に行く場合もありますし、全体的な案件なら、私とか本社の担当の係ですね、管理料の徴収に関わる部署とか、新規募集に関わる部署の係長を連れて行く場合もありますし、案件によってです。

横田： そうすると、そこら辺はあまりかちつとしたかたちではなくて、柔軟にというかケースバイケースで、そんなに他人行儀にしゃきっと分けているわけではない。要するに、こういう問題があるから話し合ってくれと、積み上げ方式で、こうなりましたという報告を出すとか。あるいは、こういう問題があるけれども、本社のほうを対応してくださいという話を積み上げていって、本社のほうに、「各管理事務所において、こういう要望があります」というような、積み上げ方式とかではなくて、もう少しそこら辺はやわらかなというか、問題に応じてということですか。

担当者： そうですね。現在東京都とは、よくコミュニケーションを取らせていただいているので、ざっくばらんに相談をして、必要があればそれを文書で残しておく。決定しておく必要があるものについては、こちらから依頼文を出して回答をもらう場合もありますし、逆に都庁側から通知文が送られてくる場合もあります。口頭で指示があった場合には、私が通知にして現場に周知する場合もあります。

横田： これまで都庁の公園課（霊園課）の課長が替わったりするという御経験があらうかと存じますが、その辺りでこういった連絡ないし、今お伺いした相談のあり方が微妙に変わるというのはありませんか。

担当者： 多少はあるかもしれませんが、微妙な場合は文書化して確認を取りながら進めます。

横田： 先ほどの承継手続きに関する書類についても都庁といろいろ協議しているのですね。例えばこれはもう 1 バージョン付け加えたほうがいいのか、文言をちょっと改めたほうがいいのか……ただ、これはお墓特有の話になって、情報共有から話が外れるのですが、墓埋法で、例えばお墓のことは墳墓です。だけど一般の人は、「墓地買った」とか言いますね。決して「都立霊園の A の何号の区画の使用許可を受けた」などという言い方はしない。それを分かりやすく言い換える。だけど定められた用語の定義なり、それから外れるわけにはいかないわけです。こういう書類の場合、一応申請書類—公文書—なのですから、分かりやすくとは言いながらも、自ずと“限界”というか、譲れない一線というのが、やはりあると思うのです。これは表現を変えてしまうと。

担当者： なので、「祭祀」という言葉などは、なかなか変えにくいですね。お客様向けの資料は改善をしていますが、まだ分かりにくい部分があるので、書き方については、検討を続けてい

ます。

横田： まだ検討の要ありというか。

担当者： そうですね。戸籍のところがお客様にわかりにくいところなのです。例えば現名義人と申請者の関係が分かる戸籍謄本といったときに、つながりが分かるものといっても、戸籍自体が途切れないようにつながっていないと、申請書類として確認できたことにならないのですが、「お父さんとお母さんの名前が同じなのだから、関係があるに決まっているでしょう」という解釈をする方もいらっしゃるので、この表記をどうしたらいいのかということで悩んでいます。どう書いても、なかなかお分かりいただけない部分があるのは悩ましい課題です。

横田： そうした、現場の窓口から課題が上がってきてどうしようかというのは、どうなのですか。何か思い付く限りで、1つか2つでもそういうケースがあれば。現場でこういうのを使っていて、例えば戸籍の話で、これがどうも窓口でひっきりなしに質問されるので、これはどうしたらいいのですかと。書類の提出―許可の申請に限らない話ですけど。

担当者： お客様によりわかりやすくご案内するために、パンフレットを作成することがあります。例えば立体埋蔵施設というのが区部霊園にあるのですが、それがどういう施設なのかという案内をするものがなく、口頭の説明ではお客様が分かりづらいということがありました。そこで、分かりやすいイラストの入ったパンフレットを作って、東京都の了解をもらって配るようにしたことがあります。

横田： 立体埋蔵施設のパンフレットなどというのは、現場で作って、本庁に持って行って、了解を得て、それで作るという感じですか。

担当者： そういうケースもあります。あとは、決まっていることをビジュアル化しただけでしたら、報告で済む場合もあります。

また、申し込みのしおりなどは、新規募集の際に毎年変えています。例えば、今までの例を挙げると、生前と遺骨の組み合わせが分かりづらくて、お客様が間違った申込内容を書いてきてしまうことがあったので、イラストを入れるようにしたとか。

しおりの中身は毎年東京都と調整しながら公園協会で改善して印刷しています。

横田： 例えば名義の変更だとか、改葬許可証の交付は、公園協会が改葬許可の交付とかはしているのですか。そうではなく、一応改葬許可申込書があるから、これを書いて本庁の―おそらく公園課だと思いますが―そちらに行って許可証はもらってくださいとか。

担当者： 東京都で改葬許可証を発行することはありません。地元の市区です。「使用を許可する、ないし使用許可の返還を許可する」などを決定しているのは、東京都になります。公園協会、そしてその各々の霊園管理事務所では、申請の受理や、審査を行っています。

横田： ここはやはり一般の方との認識の差というか、私もそれで戸惑ったのですが、受理されたら普通は OK だなと思ってしまうのですが、あくまでもそれは受け取るだけですと。おそらく、少なからぬ方々が誤解なさっておられると思うのですが、これを最終的に決定するのは向こうなので、一応書類を預かっておきますということですね。

担当者： 申請が終わるところまでというか、申請を受け付け、私ども公園協会の各霊園管理事務所等で、基本的な審査を行い、申請書類の要件を満たしてもらった上で、最終決定は東京都が行うという流れになります。

横田： ここにあるような書類の不備がないかどうかぐらいの、要するに本庁に行ったときに行き違い、書類の不備の指摘がないように、これとこれが足りないから持って来てくださとか、

そういう話ですね。

担当者： 特別な事例で、私たちが判断できないような案件については個別に、これが問題ないかというように東京都に判断を仰ぐ場合もあります。

横田： 先ほどのお話ですと、データは大体 3 年ぐらいの保存で、そこから昔のことはあまり参考にするようなことは、経験則上あまりないような気がするというお話だった。けれど、例えば都立霊園内の無縁改葬などでは、そこで生じた問題とか、在籍調査等も含めて、その辺りはある程度、経験値の蓄積が必要とされる事柄であるような気がするのですが。それはどうなのですか、やはり 3 年、ということになるのですか。

担当者： 3 年というのは、所長会の会議の議事録の保管状況のことです。通常の決定文書は、案件ごとに保存年限が決まっています。

横田： 文書は誰が決定するのですか。

担当者： 文書の内容によって決定権者は違います。

横田： 役割というか課題によって、誰が決定権者なのか変わる。だからいただいた資料でも、要するに必要に応じて事務担当者会議やプロジェクトチームもあったりする。そこで決定されたからということはないと思うのです。

担当者： そうですね。会議自体には決定権はありません。

横田： 問題について議論して、その結果について何か決定なり通知を出すのは、例えば東京都公園協会の課長が決定する場合もあれば、本庁へ持って行って、本庁のほうで決定して通知が来たりするということで、双方向性のある柔軟性を帯びているのですね。

分かりました。とある主要都市の会議もそうなのですが、文書としての保存年限は、確かにボリューム感が出てくるので、これ全部保管するのかという話は理解できます。

ただ、現在では全部電子データ化してしまえば、特に保存年限を決めなくとも、必ずしも「場所を取るから、いつまでも保管しておけない」ということもないと思うのですが。

担当者： 会議の議事録は長年取っておく必要がないからだと思います。

横田： だけど何かの拍子で、「あのとき、あれのあれが、あればよかった」というのが、ふっと出たりはしませんか。私は結構片付けられない人間で。まさしく今も国土交通省からヒアリングを受けて、レポートをやっているのですが、それは 10 年前にも同じ案件でヒアリングを受けているのです。それで残しておいてよかったと。国土交通省へ「10 年前もこういう話をしていましたよ」と言ったら、「ああ、そうなのですか」と。国土交通省にもちゃんと成果物は入れているはずなので、残っているはずではないですかと言ったら、「いや、多分倉庫の中なので、もうよく分からないです」という。そういう意味で言うと、電子データにしておく場所を取るわけでもなく、一朝事あらばというとき、スッと抜けるから。電子データ媒体の活用というのが、あまり諮られないのはなぜかなと。

担当者： 議事録も次第も電子データで保存してありますけれども、必要とする人が変わってしまうと、多分検索できないからではないですかね。「前にそういえばやったよね」と言っても、いちいち開いて見ないと、何月にどの議題を話し合ったかというのが。大体ワード文書を使っているので、たくさんのフォルダーの中から、その議題を話し合ったのが、どのフォルダーかというのは検索できないではないですか。だからかもしれないです。

横田： そういう場合は、例えば何かルールを決めてしまえばいいのでは、とはならないのでしょうか。例えば図書館では図書コードというのが、ちゃんと決められていますね。

担当者：例えばアクセスなどのソフトを使って、データとして検索できるような保存の仕方をするとは可能だと思いますが、そうしておこうという、必要に迫られるようなことが今までなかったからではないかと思います。

つまり私たちの会議は、何かを決定する前の議論であって、決定したことは、決定した文書のほうで見ればいいという感じなのです。

横田：決定するのは、先ほどのお話に戻りますけれども、担当者課長がもう決定してしまうというケースもあるし、本庁のほうに持って行って、本庁にお伺いを立てて決定するものもある。いずれにしても、要するに事案に応じて、各々の事案の重要度・内容に応じる形で、その都度、適切・妥当な誰かが決定権者になり、そこで決定される。

担当者：そうですね。それぞれの権限の中で決定処理されるということです。

横田：誰が決定するのか。例えば「この問題は課長マターだよね」とか、あるいは「本庁マターだよね」という、いろいろな問題が出てくると思うのですが、その分別というのは何か基準があるのですか。

担当者：公園協会は指定管理者ですので、決定できる大きな役割は規定されています。また、通常の事務処理については、東京都も公園協会も、それぞれ決定者に関する基準をもっています。

横田：ただ、先ほどお話を踏まえて言うと、要するに何か決定した事柄は、指定管理者であるところの公園協会で、話し合っとうこういう解決をしたという意味で言えば、例えばそれを決裁するのは課長の決裁でいいものであっても、「いや、うちはこういうふうに業務改善頑張ったんですよ」というので、やはり本庁のほうに報告して、「おお、指定管理者頑張っているね」というようなこともあるのでは？

担当者：それは指定管理者という立場で、毎月 1 回事業の実施状況を報告する場があるので、そのときに報告します。

横田：なるほど。「こんなことがあって、このようなことを今やっています」というような。「ああ、そう、じゃその話はうちへ持って来てね」みたいな。

担当者：そういうやり取りが行われることもあります。コミュニケーションが取れているので、後になって不都合が起きるようなことはあまりありません。

横田：「ああ、そう。じゃ、決まったら報告だけうちに上げておいてよ」というかたちで、それはそれで分別化されるわけですね。要するに指定管理者の指定者と、指定を受けた側の中での。

担当者：そうです。逆にそのコミュニケーションが悪くなると、行き違いのおそれはありますね。

横田：やはり最終的には、顔を見ながら話し合うところなのですね。

担当者：「顔を見ながら」というコミュニケーションは重要だと思います。

以 上

事例1（東京都公園協会）

資料1

資料2

資料3-①

資料3-②

資料4

資料5

現名義人様が死亡

資料 1

祭祀を主宰していることを自ら疎明(事情説明)する場合

窓口にお持ちいただく書類

- | | チェック |
|---|--------------------------|
| 1 申請者の実印 (必ずご持参ください) | ☐ |
| 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内の原本提出) | ☐ |
| 3 戸籍謄本類(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍)下記の3点の内容が備わったもの | |
| ① 申請者の現在の戸籍謄本 (発行から6ヶ月以内のもの) | ☐ |
| ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本 | ☐ |
| ③ 現名義人と申請者の関係がわかる戸籍謄本 | ☐ |
| 4 祭祀の主宰者であることがわかる書類 (①～③のうち、いずれか1通) | ☐ |
| ① 現名義人の葬儀一式費用の領収書 | |
| ② 通知等 (例:会葬礼状等) | |
| ③ 現名義人の法事の際の宗教法人公印付きの施行証明 | |
| 5 東京都霊園使用許可証 | ☐ |
| 紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書) | |
| 6 承継使用申請書及び誓約書 | ☐ |
| 用紙は、申請受付窓口にて用意してあります。 | |
| 申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます | |
| 7 手数料 1,600円 (承継使用申請墓所一箇所につき) | ☐ |
| 8 郵送料 450円分の切手(新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代) | ☐ |

※上記1～5の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて ① ご利用の霊園管理事務所
② ご利用以外の都立霊園
③ (公財)東京都公園協会霊園課
窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒 東京都 東京都 霊園管理事務所 ☎ () 担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階
(公財) 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 (3232) 3151

現名義人様が死亡

資料 2

親族の協議が必要な場合

窓口にお持ちいただく書類

- | | チェック |
|---|--------------------------|
| 1 申請者の実印（必ずご持参ください） | ☐ |
| 2 申請者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの） | ☐ |
| 3 協議成立確認書
第一順位者（現名義人の配偶者および子）全員が記名・押印する。
第一順位者のうち1名（申請者を除く）が実印を押印したもの | ☐ |
| 4 協議成立確認書に実印を押した者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの） | ☐ |
| 5 戸籍謄本類（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍）下記の内容の備わったもの | |
| ① 申請者の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの） | ☐ |
| ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本等 | ☐ |
| ③ 現名義人と申請者の関係がわかる戸籍謄本等 | ☐ |
| ④ 第一順位者（現名義人の配偶者および子）全員の氏名を確認できる戸籍謄本等 | ☐ |
| ⑤ 既に死亡した第一順位者が存在する場合、その死亡が記載された戸籍謄本等 | ☐ |
| 6 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書） | ☐ |
| 7 承継使用申請書及び誓約書
用紙は申請受付窓口にて用意してあります。
申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。 | ☐ |
| 8 手数料 1,600円（承継使用申請墓所一ヶ所につき） | ☐ |
| 9 郵送料 切手 450円分（新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代） | ☐ |

※上記1～6の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は、「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて ①ご利用の霊園管理事務所、
②ご利用以外の都立霊園
③（公財）東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒 ー 住所
東京都 霊園管理事務所 ☎ () 担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階
公益財団法人 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 (3232) 3151

疎明(事情説明)・推薦を行なう

疎明・推薦者が祭祀の主宰者である場合

窓口にお持ちいただく書類

チェック

- 1 申請者の実印 (必ずご持参ください) ☐
- 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの) ☐
- 3 疎明(事情説明)・推薦書 (推薦者の実印を押したもの) 用紙は申請窓口にあります。
※疎明・推薦者は現名義人の祭祀主宰者 ☐
※ただし申請者及び疎明・推薦者が第二順位者で、かつ第一順位者(配偶者及び子)が存在する場合は、第一順位者一人からの同意書(同意者の実印を押したもの)の提出が必要です。
- 4 疎明(事情説明)・推薦者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの) ☐
同意者(必要な場合)の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- 5 戸籍謄本等(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍) 下記の3点の内容の備わったもの
 - ① 申請者の戸籍謄本 (発行から6ヶ月以内のもの) ☐
 - ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本 ☐
 - ③ 現名義人と申請者、疎明・推薦者及び同意者(必要な場合)との関係がわかる戸籍謄本 ☐
 - ④ 申請者及び推薦者が第二順位者で、かつ第一順位者、又はより近い第二順位者が存在せず、同意すべき立場の者が全員死亡している場合は、
該当者全員の死亡が確認できる戸籍謄本 ☐
- 6 疎明・推薦者が祭祀の主宰者であることを推定できる書類 (①～③のいずれか1通) ☐
 - ① 現名義人の葬儀代一式費用の領収書
 - ② 通知等 (例:会葬礼状等)
 - ③ 現名義人の法事の際の宗教法人公印付きの施行証明
- 7 東京都霊園使用許可証 ☐
紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書)
- 8 承継使用申請書及び誓約書 ☐
用紙は申請受付窓口にて用意してあります。
申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- 9 手数料 1,600円 (承継使用申請墓所一ヶ所につき) ☐
- 10 郵送料 切手 450円分 (新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代) ☐
※上記1～7の書類等はすべて原本をお持ちください。
※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等を揃えて ①ご利用の霊園管理事務所
②ご利用以外の都立霊園
③(公財)東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません。

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、お手数ですがご協力をお願いいたします。

〒

東京都

霊園管理事務所

☎

()

担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ ハイジア10階

(公財)東京都公園協会 霊園課

☎ 03 (3232) 3151

疎明(事情説明)・推薦を行なう

② 申請者が祭祀の主宰者であるが、自ら疎明することができない場合

窓口にお持ちいただく書類

チェック

- 1 申請者の実印 (必ずご持参ください) ☐
- 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの) ☐
- 3 疎明(事情説明)・推薦書 (疎明・推薦者の実印を押したもの) 用紙は申請窓口にあります。 ☐
※ 疎明・推薦者は現名義人からみて最も近い親族のうち1名
- 4 疎明(事情説明)・推薦者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの) ☐
- 5 戸籍謄本等 (戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍) 下記の3点の内容が備わったもの
 - ① 申請者の戸籍謄本 (発行から6ヶ月以内のもの) ☐
 - ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本 ☐
 - ③ 現名義人と申請者及び疎明・推薦者及び同意者(必要な場合)との関係がわかる戸籍謄本 ☐
- 6 祭祀の主宰者であることがわかる書類 (①～②のいずれか一通)
 - ② 申請者が現名義人の死亡を届け出たことがわかる書類 (戸籍謄本類) ☐
 - ② 申請者が現名義人の火葬許可を申請したことがわかる書類 (埋・火葬許可証 等) ☐
- 7 東京都霊園使用許可証 ☐
紛失の場合は、直近の管理料領収書 (口座振替の場合は口座振替通知書)
- 8 承継使用申請書及び誓約書 ☐
用紙は申請受付窓口にて用意してあります。
申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- 9 手数料 1,600円 (承継使用申請墓所一ヶ所につき) ☐
- 10 郵送料 切手450円分 (新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代) ☐

※上記1～7の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて ①ご利用の霊園管理事務所
②ご利用以外の都立霊園
③(公財)東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません。

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒

東京都

霊園管理事務所

☎

()

担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階

(公財) 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 (3232) 3151

現名義人様が生前に 承継人を指定した場合

資料 4

◎原則として、生前指定承継は、当初使用許可日より10年間はお受けできません。

窓口にお持ちいただく書類

- | | チェック |
|---|--------------------------|
| 1 申請者の実印（必ずご持参してください） | ☐ |
| 2 申請者の印鑑登録証明書（発行日が申請日より3ヶ月以内のもの） | ☐ |
| 3 指定書（現名義人の実印を押したもの） 用紙は申請受付窓口にて用意してあります。 | ☐ |
| 4 現名義人の印鑑登録証明書（発行日が申請日より3ヶ月以内のもの） | ☐ |
| 5 戸籍謄本等（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍） 下記の2点の内容が備わったもの | |
| ① 申請者の現在の戸籍謄本（発行日が申請日より6ヶ月以内のもの） | ☐ |
| ② 現名義人と申請者との関係がわかる戸籍謄本 | ☐ |
| 6 承継理由が確認できる書類等（戸籍謄本、診断書、在籍証明書 等） | ☐ |
| 7 東京都霊園使用許可証 | ☐ |
| 紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書） | |
| 8 承継使用申請書及び誓約書 | ☐ |
| 用紙は申請受付窓口にて用意してあります。 | |
| 申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。 | |
| 9 手数料 1,600円（承継使用申請墓所一ヶ所につき） | ☐ |
| 10 郵送料 切手450円分（新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代） | ☐ |

※上記1～7の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて、①ご利用の霊園管理事務所
②ご利用以外の都立霊園
③(公財)東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒

東京都

霊園管理事務所

☎

()

担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階

(公財) 東京都公園協会公園事業部 霊園課

☎ 03 (3232) 3151

現名義人様が死亡

資料 5

承継人が指定されている場合（遺言・家裁の審判等）

窓口にお持ちいただく書類

チェック

- 1 申請者の実印（必ずご持参してください）☐
- 2 申請者の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの）☐
- 3 戸籍謄本等（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍）で下記の3点の内容が備わったもの
① 申請者の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの）☐
② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本等☐
③ 現名義人と申請者の関係がわかる戸籍謄本等☐
- 4 遺言書または家庭裁判所の審判等
いずれも、祭祀承継人の指定が記載されているもの。
遺言書は、公正証書または家庭裁判所によって検認されたもの。☐
- 5 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書）☐
- 6 承継使用申請書及び誓約書
用紙は申請受付窓口に用意してあります。
申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。☐
- 7 手数料 1,600円（承継使用申請墓所一ヶ所につき）☐
- 8 郵送料 切手450円分（新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代）☐

※上記1～5の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて ①ご利用の霊園管理事務所
②ご利用以外の都立霊園
③(公財)東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒

東京都 霊園管理事務所 ☎ () 担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階
(公財) 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 (3232) 3151

4-1 事例2(一般財団法人 環境事業協会)

ヒアリング詳細

4-1 ヒアリング詳細

一般財団法人 環境事業協会

2017 年 2 月 28 日(大阪) 一般財団法人 環境事業協会にて。

- 横田： 環境事業協会の場合、大阪市の市立墓園の管理を委任された指定管理者ですね。
- 加地： そうです。大阪市の場合は、市設霊園といいます。
- 横田： 自治体によっては市が想定する団体以外の処が指定管理者になれないような、実質的な制限を設けている場合がありますが、大阪市、環境事業協会の場合も同じですか。
- 加地： いいえいや、大阪市の場合は、そのような制限はありません。募集要項に基づき申請書類を提出し、最終的に大阪市環境局が審査して指定管理者が決定されます。当協会（一般財団法人環境事業協会）も同様の手続きを経て、指定管理者として指定を受けました。
- 横田： しかし、市長が変わりますと、そうしたことにも変化が生じる場合もあるのでは？
- 加地： そうですね、行政改革の一環として、民でできるものは民で、官でできるものは官でという話と、経費の削減も含めまして、指定管理制度を導入したと思います。当然、市長が変わった時にそのような方針が出ることはよくあるパターンです。大阪市の場合も、そういう民間活力といいますか、そのようなところを利用しようということが方針としてはありました。
- 横田： 少しお話を戻して言いたいと思いますが、加地様のいろいろお話を聞いた中で、大阪市以外で、やはりどこでもある種の内部的なコミュニケーションは、在り方の形態は違うにせよ、このようなところはやっているということはありますか。
- 加地： 私自身、この業務に従事をしましたのが今年度で 2 年目ですので、そのような面では大阪府下の状況には疎い部分があります。現在、当協会が指定管理者として管理代行している大阪市設霊園は大規模霊園と言っているものが 4 か所あり、それと小規模霊園と言っているものが 5 ケ所です。
- 横田： ちなみにその小規模霊園といいますのは、先ほどお話得た、みなし市営墓地ですか。
- 加地： いいえ、これらは引き継ぎ霊園といたしまして、歴史も古く地域の方が長年にわたり、使用してきた施設です。この小規模霊園は、大阪市が市域拡張の際に、周辺町村から引き継がれた霊園で、永続性をもった管理運営が求められています。
- 横田： 引き継ぎ墓地ですね、呼び方はいろいろあると思いますけれども。地元の人たちが管理をしているというようなものでもないのですか。
- 加地： これら、引き継ぎ霊園は、大阪市内に 59 霊園あります。そのうち、協会が管理運営している 5 霊園を除くその他の霊園につきましては、保存会のようなものがあり、独自に管理運営されています。一方、当協会が管理運営している小規模霊園 5 ケ所につきましては、過去、火葬場が併設されていた等の理由により、大阪市が管理していたものです。
- 横田： これは月に 1 遍。その前に冒頭の下 2 行ですけれども、会議の名称と構成は数年おきに見直されていますが、どのような見直しの仕方ですか。ここにこのような問題とか、ここにこのような必要性がありますので、このような見直しを最近なされましたか。

加地： 要するに、会議の種類はいろいろあるので、その会議を円滑におこなう上で構成メンバーは、変更しています。例えば、園長会議は、以前、多くのメンバーで構成していましたが、今は各霊園の長だけなのです。そのような面で必要に応じて、その部門の責任のあるメンバーを参加させています。

協議項目によってたくさんの人にその内容を協議してもらいたいのですけれども、反対に絞った形ですべきこともあります。そのような面で、広がりや対象者の限定はその時々に応じて変更しうることであるということだけですけれども、定例会議メンバーを頻繁に替えるというわけではないのです。

横田： その会議の個々の議題が上がっていますけれども、それに応じて「君、参加しても今回の議題じゃしょうがないや」とか、「今回の議題だったら、参加して君の意見をもらわんと困るね」というものですと。

加地： そうですね。ですので、当然、必要な協議内容であれば、園長以外にも他の人に参加していただくこともあります。

横田： これは大阪市のどこの所管になるのですか。

加地： 環境局事業部の事業管理課霊園グループになります。

横田： 課長ないし大阪市の担当者の方もご出席される、ないしは大阪市に行ってこの会議をやるということもあるわけですか。

加地： 大阪市の環境局とは、霊園担当者と月 1 回、調整会議を持っているのです。

横田： この会議というのは、調整会のことですか。

加地： そのようなものです。この会議を受けて、園長会で報告したり、園長会で話した内容を局との調整会議に報告すると言ったものです。

横田： このような話が出ていますから、どうしますかと。

加地： そうです。そのような形です。東京都公園協会にも行かれたそうですが、東京都もそのような形をされていると思ったのですけれども。

横田： 東京はもう少しファジーな印象を受けました。要するに会議も、東京都公園協会の会議室でやる場合もありますし、必要がありましたら都庁の会議室でやる場合もあります。

今の加地様のお話ですと、要するに市で調整会議があり、それとは別として、環境事業協会で話し合いがある、と。この場合、園長会での課題なり議題なり、このようなことをやりました、このようなことをやってはまずいでしょうかという話を大阪市へ持っていき、大阪市から言われ、逆にこのようなことをしないかという話をこちらへ持ってきたという、きちんとしたすみ分けができています感じですが。

そうした点、東京はもう少しファジーといいますか、出たり入ったりが、ケースバイケースで対応していると思われました。

加地： 現在、要するに月に 1 回、局の会議室において調整会議をしています。会議室がない場合は、近くの霊園事務所の会議室でおこなう場合もあります。局の調整会議が月 1 回、園長会も月 1 回です。園長会の日が、局の調整会議が終わった後に来る感じですので、その時に局からの報告事項がありましたら報告をします。

それと、園長会でこうしてほしいという要望や提案等がありましたら、翌月局との調整会議に上げることになります。

横田： これはよそとの比較でしか質問が思いつかないのですけれども、1 つの事例です。これまで

の会議の議題で上げておられる中の 1 つとしまして、例えば防犯、防災対策、被害時の安全管理辺りは、東京都の場合、ケースによりましては各霊園の管理事務所長が集まってやりますけれども、その内容に応じましては霊園に直接行きますと。

例えば石の、ある種の端材の不法投棄などは実際にその霊園へ行きますと、見学会ですけれども、その霊園の管理事務所で見学をした結果を踏まえてやることもあるようですけれども、霊園巡りというのであればですけれども、やはり現場を見ませんと議論が進まないというようなことはないですか。

加地： 今、私がこの担当になり 2 年目ですけれども、そのように現場をみんなで観に行くというようなことはしてはいません。ただ、写真を撮ってきてもらい、報告を上げてもらいます。あと結構、園長同士がこの園長会とは別に、相互に連絡を取り合ったりする場合も結構あります。また緊急に園長会以外にもトピックスで、みんなで情報共有をします。ただ、私が担当となって、霊園の実際の状況をみんなで観に行き、そちらで会議をするということはないのです。

横田： 今のトピックスといいますのは、園長会の中で必要が生じた場合には、事務担当者会議やプロジェクトチームを設置して議論するというのに該当するのでしょうか。ご提供いただいた資料 (6) の 3 つ目を見まして、今、カジさんがお話しされました、必要に応じてといいますのは、このことかと思ひまして。

加地： どのように言えばいいでしょうか。端的に言いますと、何かトラブルが発生し、使用者に対して不快感を与え、それが各霊園に起こりそうで、という情報でしたら、すぐに各霊園に報告しませんとやはり同じようにトラブルが発生するかもしれません。このような場合は、園長会でも当然やりますけれども、それ以外に各園長で連絡を取り合うこともあるのです。事務担当者会議とは、要するに事務手続き上の話で必要な場合は担当者を集め、話をします。また、事務研究会を月 1 回別途に開催しています。事務担当者を集め、実務研修というかたちの取り組みをしている状況です。

横田： 先ほど、市の方ということ、ここの担当は事業グループの方というお話であったという様に理解しましたが、環境事業協会は、ことお墓だけに限った事業をおこなっているわけではないので、私がお伺いをしますのは環境事業協会における情報共有です。大掴みにしませんと話が小さくなってしまうように思われます。プロジェクトとして情報共有も前提として想定されているのだとも思うのですけれど。たとえば、墓園の場合には、例えば在籍調査や無縁改葬は公園課の事業グループだけでは対応出来ず、戸籍の在籍は市の戸籍係ないし、公用照会でしたら戸籍係を通した公用照会という形になるのではないのでしょうか。

加地： はい。

横田： この場合のアクセシビリティといいますか、段取りとしましては、環境事業協会がもともとの主幹であるところの事業グループに、最近は管理料を滞納している人が多いので調査をしたいということで、そちらの事業グループから戸籍係へ説明に行く根回しをしておいてもらえませんかという話でしょうか。それとも直接、電話 1 本で戸籍係に行きますからという、と事前に断っておかなければいけないような、その辺り、現実にはどのような感じでしょうか。

加地： 当協会は業務上、必要に応じて戸籍照会をする場合があります。その場合は協会から大阪市

の担当課（事業管理課霊園グループ）へ、このような戸籍を調べてほしいということで依頼をあげまして、担当課から各区役所や他市町村へ照会をかけていただく形です。

横田： その場合には、事業グループには特に報告はないと言いますか、しないと言いますか。

加地： ごめんなさい、事業グループという言葉に慣れていないので、担当課と言っていました。

横田： 東京では、「管理事務所長会」とか言いますが、園長会はいつ頃から始まりましたか。

加地： 霊園の管理運営の業務委託としては、平成 11 年 4 月から、大阪市の外郭団体として財団法人大阪市環境事業協会が委託を受けていましたので、恐らくその当初からと思われます。

横田： お話をさえぎってしまいすいません。その当初は指定管理者としてではなく、委託業務ですか。

加地： 委託です。（指定管理制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により導入された。）

横田： 途中から指定管理者の話が入ってきた、ということですか。

加地： そうです。

横田： 委託業務のままという訳にはいかなかったのですか。

加地： そうですね、霊園の指定管理については、平成 18 年度に、大阪市環境局が指定管理者制度を導入しました。その時に、これまでの業務委託をしていた事業のうち、指定管理制度に該当する業務を指定管理に移行した経緯があり、霊園の管理運営業務がそれに該当したため、指定管理になったということです。

余談ですが、指定管理前の業務委託は、大阪市の外郭団体（財団法人大阪市環境事業協会）であったため、随意契約で受託しており、当然、大阪市からの出向職員もその業務をしていました。

横田： ただ、現実問題としまして、例えば環境事業協会の場合は民間も手を挙げるという話が出ていますけれども、できるのでしょうか。例えば東日本ー関東圏の「市」の場合、要するに指定管理者制度も、私も幾つかの指定管理者の選考委員をやったりもしているのですけれども、自分の抱えている公営霊園を指定管理者にアウトソーシングしたいとなりました時、1 年ばかりです。

何故、そうした時間が必要とするのかというと、要するに業務仕分けではありませんけれども、どこまでが市がやり、どこまでをアウトソーシングするのでしょうかと。

例えば東京都公園協会の場合は、許可証の交付は協会がしているわけではなく、東京都から預かったものをそのまま渡しているだけですと。ないしは改葬許可につきましても、窓口で改葬許可の申請を受理し、それを東京都へ持っていき、改葬許可証をもらい出しているという言い方をするので。

しかし実際、無縁のダイナミックといいですか、どこどかとやるようなあれは、そんなに都が密接に関連業務としてやっていると言いますよりも、かなり東京都公園協会独自のものでして。当然、東京都には事情は説明しているのでしょうけれども、かなり独立性を持ってやっている印象が強いのです。

ですから、これは東京都公園協会ではなく他の業者がやりますと言いました時、区画も 8 霊園で 27 万区画ですから。27 万と言いましたら、使用者 1 人でも 27 万人です。それにお父さん、お母さん、きょうだいと仮に 3 人としみますと 60 万、70 万と政令市に近くなるキャパシティを抱えているわけです。あれはすごいと。

加地： そうですね。もともと業務委託を受けていました協会が、そのまま指定管理者になりました

から、大阪市の外郭団体としてやっているような状態できているのは確かです。ですので、指定管理者になったからと言いまして、現場での業務が大きく変わったわけでもないのです。今、他の民間事業者がこのようなことをできるのかということですが、私もそれは分かりません。今、大阪市の場合ですと泉南メモリアルパークという、もう一つの指定管理業務があります。大阪市設大規模霊園、小規模霊園、泉南メモリアルパークこの3つが別々に指定管理業務とされています。

そのような面では、泉南メモリアルパークの指定管理者は民間の事業者の方で、大規模霊園、小規模霊園とも業務はできるでしょう、やりたいという要望は多分お持ちだと思います。

横田： 指定管理者から情報共有の話に戻したいと思いますけれども、その他の事項としまして議事録の保存がありますね。これは紙媒体で保存なさっているのですか。

加地： 一応、今はパソコンで入力していますので、その議事録は紙とデータとして残っている状況ではあります。東京でもそうだと思いますけれども、文書の保存期限があります。その期限が来ましたら、それは処分します。大阪市もそうされていると思いますが、当協会も同じです。指定管理者の場合も文書の保存年限があり、それを越したら処分をしてくださいという指示があります。

横田： それは「処分せよ」なのか、「処分してもいいですよ」なのか、どちらですか。

加地： 指定管理者に言われるのは、「保存年限は保存、その後は処分」ということです。

横田： 「処分してもいいですよ」ではないのですか。

加地： その辺は、基本的には処分だと思います。情報公開がありますので、当然、保存期限は保存しますけれども、やはり何のために保存期限を決めたのかといいますのは、すべてを残す必要はない。あるものは無期になっていますので、その辺は事務上もきちんとやってくださいということになると思います。

今でもたまにお聞きになられる方も来ますけれども、やはり文書の保存期限で処分をしたものについては、そのような理由で公文書公開をしていただけないとご返答というか、お答えをしています。

横田： 私も同じことを申し上げたのです。書類の保存期限が決まっていると、電子データベース化をすればいいのではないですかと。私もと言いますのは、東京都の担当者自身のことを指していますが、電子データベース化をしたとしましても、私がいつも課長をやっているわけではないから、次の課長になりましたときに「あの問題について話し合ったデータはどこのフォルダにありましたか」と探す手間を考えるのでしたら、もう一回集まって話しあったほうが早いのですと。それを言われますと、今の話は聞かなかったことにしますと。

物理的な問題で、紙媒体で残していますとこれを残しますかと、電子媒体にすればいいのではないですかと。電子媒体でも検索をかけて必要な情報を抜くのは大変な話ですので、それでしたらもう一回集まり、事務所長会とか、ネーミングをその時々で変えるみたいですがけれども、必要な事柄について関係者を集めて話し合ったほうが早いでしょうと言われ、そう言われればそうなのですから。

加地： 結構、必要な事象につきましてはマニュアル化や、東京都公園協会の課長も多分言われたように通知文を発するのです。ですから、それをまとめた形でファイリングしまして、そのような状況の時にはどのような。

横田： 手続きはこうする、これはもらっておかないといけないような、ものがありましたね。

加地：　そうです。そのようなものにして、関係者がそれを共有することになると思います。

横田：　最後ですが、実は私はこの研究のテーマは情報の共有化の他に墓園問題の発生パターンが、墓苑とは長期にわたる感じではないですか。ですから、当時は東北大にいましたので、多目的問題に関する解決、要するにゲーム理論の応用みたいなアプローチでデータベースの構築は出来ないものかと。

何が言いたかったかといいますと、要するに墓園とは長期にわたる管理です。ですので、目先で起きている問題ないしは課題に対しまして、その時はベストだと思った解決の方法が、10年、20年たちました時に大変なことになることがあるのです。

一番分かりやすい例で言いますと、管理料です。毎年管理料を徴収する手間を考えましたら面倒くさいです。そうでしたら、20年とか30年分、永代管理料でまとめてもらいましょう。それはその時におけるベストといいますか、合理的な判断ではあるのですが、実際それをやっつけてしまいますと30年後に何が起きるかといいますと、まったくわけが分からなくなりました。

埋葬とか、管理事務所をとおしてくださいとアナウンスはしますけれども、使用者はだいたいこちらから入り、こちらへ抜けていきますので勝手に収まります。カロートを開けたりしますと台帳にない骨壺がたくさん入ってしまったり、入っているはずの骨壺が入っていないなど、大変な状態になります。しかも、使用者が変わりましたら届け出てくださいとか、規則に書いてあることが全然守られないのです。

そして30年後、地獄の釜の蓋が開く状況になるとなりましたら、手前においてはベストな選択といいますか、手間のかかる話ですけれども、毎年管理料を徴収してしましたら、冒頭でいろいろお話をしましたが、徴収コストですと確かに手間はいろいろかかりますけれども、その時々でいろいろな問題が生じた時にすぐに対応できます。

すべての問題を解決するところまでは至りませんけれども、例えばたまたま引越してしまったりとか、使用者が死んでしまったということでありましたら、どうするのかとなりましたときに、私が引き継ぎます、近いところへ新しいお墓を建てるので返します、手続きを忘れていましたということで、毎年管理料を徴収してしましたら、おおむねの問題が解決していきます。

当初の問題解決における優位性といいますか、効率性が、次の管理上の時期のステップに移りました時にベストチョイスがベスト足りないといいますか。その辺をうまくコンピューターでモデリングできないかということ、そもそも大学でしていたのです。

例えば管理料を滞納するということは、管理料の滞納から今度は無縁をどうするのかということの対応に関連します。将来、無縁化する公営墓地の場合、使用許可を取り消すために管理料の滞納に対する事務的な対応の効率的な方法をしておきましたら、いざ無縁改葬をする時にもう一回同じ手間を、要するに、この手続きのここの部分がないだけで、もう一回同じ調査やらなければなりません。

読んでいますと、そのようなことが大きいので、そのような合理的な問題解決のシステムが作れないかと思っていましたのが、そもそもの思いなのです。

加地：　そうですね、確かに大阪市の霊園、その4つの大規模な霊園ですけれども、そのうち、昭和15～16年に供用開始された霊園が2つあり、それぞれが古いのです。南と北は民間で、明治時代にできていたような霊園です。先ほど言われましたように管理料が永代ですので管

理料が発生しないのです。その霊園がものすごく霊地が多いのです。

ですから、言われますとおり、相手との接点がないので、使用者がどなたになっているのか、くしくも今、調査している状況にあります。確かに毎年管理料をいただいていたら、その相手とのコンタクトが必ず年に1回はありますからね。

横田： それは1事例でしかないですけども、分かりやすいですね。そうです、本当はそこだったんですけども、それが形を変えまして、時代も変わり、そのような問題よりも墓埋法行政がいつの間にかたこつぼ化してしまい、人口3万とか5万とか、北海道では1,600人しかいない市があります。衛生関係の担当者は他の部署も兼務しているのではないのでしょうかと。そこに墓埋法を全部降ろしてしまうのは、やり過ぎですと。

その片方で厚生労働省は何を言っているのかと言いますと、大災害時における広域火葬行政の在り方についてなんていうものをしつこく言っているわけで、矛盾することをやっています。事実、東日本大震災の時にひどいことになったのです。その時にかなり分権化が進んでいましたので、県で火葬場をまったく把握していないのです。ですから、どこに火葬場があるのかもまったく、県の衛生課が知りませんし、どこにあり、その火葬場は幾つの炉があり、燃料は何を使っているのか、被害にあったのか、動いているのか、何体ぐらい引き受けられるのかが全然分かりませんでした。

加地： そこはよく分からないのですけれども。

横田： 私も具体的に分からないのですけれども、法律なら全部分権化できるのではと、そうではないらしいのです。法律でも分権化を前提とした書き方といいますか、構成があるらしいのです。墓埋法はまったくそのような形に放っていませんので、あれはせいぜい都道府県単位で、あとはその中でマネジメントをする想定で、それを市に降ろしてしまいましたのは、行政法上から見てもおかしいのです。

加地： 出来ましたら、今後もそうした情報や現状について、いろいろお尋ねしたいこともありますし、トレンドも分かりましたら教えていただきたい部分があります。全国のそのような流れの中で、大阪市へ提案できることがありましたらやっていきたいと思いますので、またその時にはよろしくお願いします。

横田： 長々と2時間以上お時間をいただいてしまい、申し訳ありません。

加地： いいえ、お役に立てましたかどうか。

以上

4-3 よくある質問 キーワードの抽出過程 及び

よくある質問(FAQ)のための作業関連(2) (FAQ の具体例)

目次	カテゴリー				
1. 墓地の計画、許可などを巡る問題……1					* 色区分について
1-1:〔県規則が求める隣接地の同意書〕					墓地・管理
1-2:〔市が提出できる区画数以上の需要に対して〕					墓地・許可
1-3:〔不祥な宗教法人からの墓地の許可申請〕	墓地・許可				墓地・公営
1-4:〔(公営)墓地の需要予測〕	墓地・公営				墓地・個人
1-5:〔両墓制下における墓地の許可〕	墓地・許可				墓地・使用
1-6:〔「墓地計画標準」の趣旨と有効性〕					経営・許可
1-7:〔集落共同墓地の経営者の取り扱い〕	墓地・経営				墓地・経営
1-8:〔最高裁判例が法令に及ぼす影響〕					墓地・対応
1-9:〔公営墓地における宗教上の教義の位置付け〕	墓地・公営				墓地・無許可
1-10:〔「墓地」と「納骨堂」の違い〕	墓地・納骨堂				滞納・管理
1-11:〔都市計画として整備された公営墓地の変更〕	墓地・公営				承継・祭祀
1-12:〔墓理法第26条における「みなし墓地」の管理と再貸付け〕	墓地・管理	みなす・墓地			墓地・改葬
1-13:〔地目の変更と墓地の許可に関する誤解〕	墓地・許可				使用・許可
1-14:〔地方の慣習における墓理法の運用〕					改葬・無縁
1-15:〔建設が予定されている町営墓地に対する住民合意〕					改葬・許可
1-16:〔墓地用地の取得経緯に関する確認方法〕					墓地・承継
1-17:〔厚生労働省の「墓地経営・管理の指針等について」〕	墓地・管理	墓地・経営			対応・管理
1-18:〔「見なし墓地」を利用した貸し付け〕					墓地・納骨堂
1-19:〔公営墓地の適切な計画〕	墓地・公営				みなす・墓地
1-20:〔造成後の許可に際しての同意〕					区画・墓所
1-21:〔当該地方公共団体の住民ではない希望者に対する公営墓地の提供〕	墓地・公営				土地・墓地
1-22:〔契約関係の段階と無許可である納骨堂としての認定〕					
1-23:〔無許可の墓地の取り締まりと罰則の適用〕	墓地・許可	墓地・無許可			
1-24:〔無許可の墓地をめぐる当該土地権利関係〕	墓地・許可	墓地・無許可	土地・墓地		
1-25:〔墓地隣接地を分筆販売している「やり得」に対して〕					
1-26:〔無許可の墓地の「廃止手続き」〕	墓地・許可	墓地・無許可			
1-27:〔納骨堂の定義〕					
1-28:〔墓理法等に拠る「取り消し処分」〕					
1-29:〔墓地の土地が競売された場合の取り消し処分〕	土地・墓地				
1-30:〔宗教法人等に対する許可の有効期限〕					
1-31:〔墓地の完成届の提出時期〕					
1-32:〔計算上の墓地需要と実際上の需要数の差異〕					
1-33:〔墓地等の経営許可、違法墓地に対する告発〕	墓地・許可	経営・許可	墓地・経営		
1-34:〔株式会社に対する墓地の経営許可の取り扱い〕	墓地・許可	経営・許可	墓地・経営		
1-35:〔墓地経営許可にあたっての審査基準〕	墓地・許可	経営・許可	墓地・経営		
1-36:〔墓地計画標準は現在でも有効なのか〕					
1-37:〔墓地の土地所有者と利用者が異なる状況〕	土地・墓地				
1-38:〔墓地における慣習にみられる旧家督制度の名残り〕					
1-39:〔名義貸しと思われる墓地の工事が始まってしまった場合〕					
1-40:〔小さな規模の地方公共団体による公営墓地〕	墓地・公営				
1-41:〔国が示した「指針」(平成12年)と現状の乖離〕					
1-42:〔墓地の使用募集を目的とした広告の取り扱い〕	墓地・使用				
1-43:〔寺院墓地の整理、納骨堂の設立等〕	墓地・納骨堂				
1-44:〔墓地・墓石販売にあたっての許可〕	墓地・許可				
1-45:〔信者を対象とした墓地において異宗派の墓碑が建立されているケース〕					
1-46:〔火葬率が上昇した今日における墓理法のあり方〕					
1-47:〔都市計画法と墓理法との関係〕					
1-48:〔「みなし墓地」や無断で設けられた個人墓地への対応〕	墓地・個人	墓地・対応	みなす・墓地		
1-49:〔墓地の廃止許可や区域変更にあたっての墓石の取扱い方〕	墓地・許可				
1-50:〔墓地許可地の付近住民の反対をもって許可を認めないことの妥当性〕	墓地・許可				
1-51:〔墓地の経営許可の有効期限〕	墓地・許可	経営・許可	墓地・経営		
1-52:〔墓理法の抵触と告訴効力〕					
1-53:〔墓所区画の使用権の返還をとりまく諸問題〕	区画・墓所				
1-54:〔共同墓地の土地所有権の当該墓地管理組合への委譲の可否〕	墓地・管理	土地・墓地			
1-55:〔土地の名義が市である集落墓地の経営者とは誰か〕	墓地・経営	土地・墓地			
1-56:〔適正な管理が行われていない墓地への対応〕	墓地・管理	墓地・対応	対応・管理		
1-57:〔墓地の公共性と規制緩和の流れとの調整〕					
1-58:〔「名義貸し」を防ぐための手続きのあり方〕					
1-59:〔公営墓地の十分な供給を事由とした民営墓地の規制〕	墓地・公営				
1-60:〔名義上「公営」となっている集落墓地〕	墓地・公営				
1-61:〔既に墳墓が建立された土地の再開発〕	墓地・許可	墓地・対応	墓地・無許可		
1-62:〔周辺住民への配慮〕					
1-63:〔「見なし墓地」の活用〕					

1-64:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-65:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-66:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-67:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-68:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-69:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-70:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-71:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-72:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-73:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-74:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-75:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-76:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-77:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-78:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-79:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-80:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-81:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-82:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-83:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-84:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-85:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-86:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-87:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-88:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-89:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-90:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-91:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-92:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-93:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-94:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-95:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-96:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-97:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-98:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-99:〔「見なし墓地」の活用〕					
1-100:〔「見なし墓地」の活用〕					

関連資料 4-3_よくある質問（FAQ）のための作業関連（2）

Q1-12；[墓埋法第 26 条における「みなし墓地」の管理と再貸付け]

「墓地、埋葬等に関する法律」第 26 条における、いわゆる「みなし墓地」の管理者が、墓地区域内の整地を行い、その空いたスペースに墳墓を設置するような場合、新たな許可が必要とされるのか。（都道府県の職員より）《18》

A1-12；墓埋法第 10 条第 2 項が適用され、新たな許可が必要です。同項では「区域を変更しようとする者」と述べられていますから、仮に、全体の面積が変わらなくても許可が必要です。ご質問のケースでは、墓地内の整備にとどまらず、建てられる墳墓の基数も変更される内容なのですから、当然新たな許可が必要とされます。

Q1-54；[共同墓地の土地所有権の当該墓地管理組合への委譲の可否]

明治 22 年に登記変更（地目を「畑」から「墓地」）した集落の墓地がある。登記の名義は「MG 氏外 30 名」となっている（「外」とされた 30 名について、具体的には不明）。現在、墓地は東側に拡大しており（ほぼ 1,000 m²）、そこは NA 氏の所有地となっている。NA 氏は 4 年前に亡くなっており、その遺族は当該地を手放したいと考えている。ところが、墓地は任意の組合によって運営されていることから、当該地の受け皿として適切か否か判断に迷っている。NA 氏の遺族は行政（市）に譲り渡したいとの意向のようであるが、どう対応したらよいか。（都道府県の職員より）《26》

A1-54；任意の組合となると、土地の譲渡を受け、権利行使することは出来ませんので、実際には MG 氏を組合代表者として、対応せざるを得ません。行政（市）が譲り受けるということも一案ではありますが、その場合は、あくでも金員のやり取りを前提としない無償の受領でなくてはならないでしょう。何故ならば、既に特定の限られた受益者（墓地使用者）によって占められている土地を、行政（市）が有償で買い取ったことになると、既存の墓地使用者に対して便益を図ったことになってしまうからです。後述の A1-60 も参考として下さい。

Q1-60；[名義上「公営」となっている集落墓地の整理]

墓埋法以前からある公葬地（集落墓地）の取り扱いで悩んでいる。台帳上は市営となっていながら全く関与しないものや、寺院墓地であっても台帳は個人名のままとなっているものなど様々で墓埋法第 26 条だけではこれらをどう整理したら良いか分からない。何らかの方向性だけでも示して頂ければ大変有難い。（市町村の職員より）《27》

A1-60；最もポイントになるのは、当該墓地を実質的に使用しているのは誰か、ということになります。こうした墓地が形成されるに至った背景の多くの場合、墓地近隣に集落が形成されたことが前提となっているはずで、こうした場合の墓地（墓所）使用权は、法律上、入会（いりあい）権的な性格を帯びたものと位置付けられることが一般的です。このような場合は、その集落では、行政的な性格を帯びた紐帯によって、各々の世帯が、ある種の社会関係を構築しているはずです。そうした社会関係における代

表者や、主たる構成員に対して、墓地を管理する組合をつくるように働きかけては如何でしょうか。無論、何らかの動機づけ（モチベーション）を与えなくてはなりません。そこで選択し得る方策、制約は、地方公共団体によって様々でしょうから、その選択肢をあえてここで述べることは差し控えます。

また、ご質問では墓地の使用者と墓地がある土地の所有権との整合性については明らかにされていません。集落の共同名義になっているか、分筆はされていても、各々の所有者が墓地使用者と一致していればよいのですが、そうした集落や墓地使用者とは全く異なる者が所有者である場合には、これまで黙認していたものが、墓地の管理体制を整備することに対して抵抗感があり、思わぬ形でトラブルとなってしまうことも考えられます。

以上、個々の事案における状況が明らかではないため漠然とした回答になってしまいました。これ以上踏み込んで申し述べ難いことをご賢察下さい。

Q1-101；[自治体所有の墓地の管理と合葬墓について]

次の２点につきご教示願いたい。

（１）「ポツダム政令」により自治体所有となった墓地の管理について

①当該墓地の管理は、元来の所有者である地元に一任しているが、経営主体としての自治体の責任についてどう考えたらよいか。

②区画の整地や土地改良等、市の施策により移転した墓地の地盤が沈下した場合、市の責任についてどう考えたらよいか。なお、移転後、30年は経過している。

（２）合葬式墓地のあり方について

①合葬式墓地について、多くの自治体では納骨後30年経過後に合葬しているが、30年の根拠はあるか。

②生前契約した合葬墓に、死後、誰が納骨するのか。故人の意思を周囲の人が知らなかった場合はどうするか。（市環境衛生課担当者より）《34》

A1-101；ご質問ごとに回答します。

（１）自治体所有の墓地の管理について

①自治体の管理責任

ご質問の内容だけでは、当該墓地の経営主体である貴市が、どのような問題について責任を問われているのか不明です。（Q100）の回答を参考にして下さい。

②市の施設により墓地の地盤が沈下したと考えられる場合

これは、本来は自治体を負うべき責任ではなく、整地や土地改良等を行った施工業者の業務の過失責任が問われる事案ですが、30年以上前の事柄ですので、工事の瑕疵があったことを立証することがかなり困難であることを考えると、修復・復旧等は自治体で行わざるを得ないのではないかと思います。

（２）合葬墓について

③納骨後30年経過後合葬している根拠

30年とする根拠は特にありません。おそらく、わが国の場合、「三十三回忌」をもって「弔いあげ」、「骨あげ」とし、個人の祭祀の区切りとされ、その故人は「ご先祖様」とするという慣習がありますので、こうしたことを根拠に踏まえてのことだと思います。ちなみに、当協会が把握している限りでは、20年としているケースが多いようです。これはおそらく民法162条「所有権の取得時効」に規定されている「20

年の間、平穏か公然に物を占有してきた場合には、占有者がその物の所有権を取得する」という考え方を踏襲するものだとも考えられます。ただし、この考え方も司法上適正と認められた厳密な意味での法的解釈ではなく、目安でしかありません。

④ 生前に契約した合葬墓に、死後、誰が納骨するのか

この問題は、むしろ、契約者が考えておくべきではないかと考えますが、通常は、申請時に、申請者が死亡した時に焼骨の埋蔵を行う者を指定することが一般的ではないかと思います。これを「指定人」と称する場合もあります。ところで、ある市の説明資料には、指定人または身寄りの方が亡くなった場合には、指定人の代わりに、当該市が納骨しますと書かれてありました。ただし、申請者死亡の情報をどのようにして入手するのかについては触れられておりませんでした。

Q 1-109 : [無許可で経営していた納骨堂の競売と焼骨の改葬について]

某宗教法人が無許可で納骨堂を経営していたことが、この宗教法人が破綻した後に、破産管財人の弁護士からの相談を受けたことにより発覚した。当該施設には 50 基ほどの焼骨が残っており、破産管財人に対し、遺族に返却するよう指導しているが、破産法人の元代表役員に連絡がつかないことを理由に、非協力的である。今後、当該物件について競売が行われるが、仮に、当該物件を買い受ける者が出た場合、買受人は、無許可納骨堂の経営者となるのか。また、当該物件から、残っている焼骨を適切に移動させる方法があれば、ご教示願いたい。

なお、破産管財人名義で、無縁公告を行い、焼骨を受け入れてくれる寺へ、改葬するという案もだが、当該施設が無許可施設であるため改葬には当たらず、この方法は不可と考えるが如何か。（市健康業務課担当者より）《36》

A 1-109 : まず、破産管財人の弁護士から相談を受けるまで、この事実が発覚しなかったことが問題です。このケースは、単に墓理法違反だけでなく、農地法や都市計画法、建築基準法などの関連法令にも抵触しますし、さらには、使用者を募り金員の受け取りを行っていたということで、詐欺罪での立件も可能であったと考えられます。しかし、現時点では、告訴する相手側が行方不明ということですので、ご質問に限定して回答します。

ご質問から判断すると、無許可の納骨堂を納骨堂として競売に付すようですが、順序としては、残された焼骨を移すことが先決です。しかし、焼骨を他に移したとしても、墓理法違反としての対応を目的として、当該物件は、納骨堂ではなく、単なる建造物としての競売となるでしょう。

ところで、残された焼骨については、一律に無縁焼骨として処理することはできないので、破産管財人名義による無縁公告を行い、縁故者が現れれば個別に処理し、最後まで残された焼骨は、墓理法施行規則第 2 条 2 項 1 の「市長村長が必要と認めるこれに準ずる書面」を準用し、他の書類によって、無縁改葬手続きを進めることです。

Q5-10:[公営墓地が新たに管理料を徴収するにあたって]

市営墓地の取扱について。既存の墓地で新しく空き墓地の追加募集をするのに伴って、全ての使用墓所区画より、管理料を徴収したいと考えている。その際、必要なこと（条例改正、周知方法等）を知りたい。（市町村の職員より）《18》

A5-10 ; ご質問では「必要なこと」として「条例改正」「周知方法等」が挙げられています。しかし「条例改正」については「どの様な内容の条例としたら良いのか」を問われているのか、「条例改正の手続きはどのようにするのか」を問われているのかが判然としません。

もし、後者であるなら、貴市で定められている条例制定の手続きに照らし、最終的には議会での議決を経て、制定なされたいかがでしょう。

前者の場合であれば、管理料を徴収している市営墓地に問い合わせ、その市における条例を参考にされればよろしいのではないのでしょうか。ここでは幾つかのポイントを列挙してみます。

まず、条例では、「管理料を徴収する」旨についてのみ定め、管理料の額や徴収方法などについては、「別途定める」として、施行規則等で扱った方が良いでしょう。管理料の額や徴収方法については改正、変更されることが少なくないからです。

なお、管理料の設定は、慎重に試算すべきでしょう。園内の植栽、清掃費用、園内設備の維持などの他、管理料の徴収自体の経費についても忘れてはなりません。

次に「周知方法等」についてですが、改正した条例等については通常、「〇〇市だより」などといった広報紙を通して伝達することが一般的でしょう。しかし、これまで管理料を支払わぬまま今日に至った現使用者に対しては、特に綿密な周知の手続きが求められます。そうした手続きを経ることで、所在不明の使用者も明らかになるでしょう。

最終的に所在不明の使用者に対しては、使用許可を取消すとともに無縁改葬の手続きを粛々と進め、整理を行わなくてはなりません。

Q5-23 ; [管理料を徴収してこなかった公営墓地が新たに管理するには]

本市においては、昭和 28 年から管理している市営墓地があるが、今まで管理料は徴収していない。今後管理料の徴収を検討しているが果たして、途中から新たに管理料の徴収することは可能であるか。ちなみに、その他の墓地についても全く管理料の徴収は行っていない。(市町村の基地主管関係者より)

《24》

A5-22 ; 管理不足による赤字など、現状の厳しさを有り体に説明し、適切な管理料支払いの協力を求めるほか無いと思われます。

一般的に「永代」という言葉は仏教上の用語が敷衍されたものであり、法的な定義を受けたものではないとされています。だからといって 20 年程度の経過をもって失効というような一律な扱いによって、この問題を処理することは出来ません。契約においては「事情変更の法則」があり、①当事者の責めに帰することが出来ない場合、②契約当時にあつては当事者が予想も出来ない場合、③著しい事情の変更が生じた場合に限って、信義・衡平の見地から契約内容の改訂・解除が認められますが、ご質問のケースが、これに該当すると判断するのは極めて難しいことであるように思われます。

昭和 40 年前後に開園した民営霊園のなかには、開園当時の資金繰りの困難な状況下で、永代管理料として一括前納の方式を実施したケースが見られます。それらの霊園のその後の状況を、代表的な 3 霊園について調査したところ、次の様なものでした。

A 霊園：当初数年間実施。期限の定めのない永代管理料なので、契約上、直系親族の承継に限り永代管理としている。

B 霊園：当初数年間実施。計算上、20 年間分の管理料分の一括前納であるが、契約上は期限の定めのない

い永代管理料金なので、20 年を過ぎた時点で承継者交代の都度、説明していたが、はかばかしくないため、最近対象者全員に窮状を訴えたお願い状を出し、効果を上げている。

C 霊園：開園当初、非公式に 10 年、20 年、30 年、50 年として一括前納をお願いしたケースがある。期限が明確になっているため、その時点で解消している。

ご質問のケースは 20 年分であることを謳っていますが、永代管理であることを強調したかたちになっていますので、B 霊園に倣い、財政的に圧迫となっていることを切々と訴えて納得してもらう努力を続けるしかないのではないかと思います。ご質問で、は、貸し付け済 7,500 基のうち後期貸し付け分の 3,500 基については年間管理料として徴収しているとのことで、現状ではこれら後期貸し付けの使用者の管理料によって霊園全体が維持されているということになりこのままでは後期貸付の使用者に対する信義上の問題も発生してくると考えられますので、早急に着手し、根気強く解決していくことが望まれます。

Q7-17;[公営墓地における条例に基づく使用許可取り消し]

講習会で「(公営墓地において) 条例による使用許可の取り消し事例は無い」との説明があったが、実際に多くの公営墓地で無縁改葬が行われているのではないかと。次に墓所区画の使用許可はなされても、焼骨の埋葬は無論、墳墓の設置さえ行われていない場合、これは祭祀財産と言い得るのか。こうした墓所区画について、返還の申し出がなされ、いわゆる「返還金」が支払われた場合、これは「相続財産」になると思われるが、どう考えられるか。(公営墓地の職員より) <<22>>

A7-17 ; 講義後の質疑応答の際に、「(公営墓地において) 条例によって使用許可を取り消した事例は無い」という説明がありましたが、この主旨は、「公営墓地は条例や規則によって、使用を許可されている。従って、その使用権の取り消しに、施行規則第 3 条に定める無縁焼骨の改葬手続きに拠らず、条例や規則に基づいて対応することが出来るはずであるが、そのような事例はない」というものです。論理的には成り立ち得る考えかもしれませんが、現状では条例や規則による使用許可の取り消し(聴聞委員会の開催など)と、墓理法施行規則に基づく無縁焼骨の改葬が並行して行われているのが一般的です。

次に後者の問題については、墓所区画に墳墓が建立されていない状態は単に使用権が設定されているだけであって、祭祀の対象とは言い難く、あえて言えば、祭祀を行うための権利・財産になります。墓所区画の返還に伴って返還金の支払われた場合、それがどのような性格の「財産」になるのかについては、税務当局が判断すべきことでありますが、仮にこれが相続財産に該当するとしても、相続に伴う課税について議論がある程の額だとは思われません。

Q7-22 ; [無縁改葬後の焼骨を合葬するには]

当霊園では、3 年以上墓地管理料が支払われない場合、使用規制に則り、当該墓所区画を更地にする旨、当該者に郵便配達証明を送付するなどして、再三にわたり連絡しているが、回答を得られない使用者が増えている。止むを得ず、当法人の使用規則に則り、墓地の幾つかを更地にしている。しかし既に遺骨が埋葬されている場合も多く、遺骨の保管に苦慮している。当霊園の無縁墓に合葬することを考えているが、以下の点をお尋ねしたい。

1. 使用者から遺骨の返還を求められた場合、返還しなければならないのか。
2. その場合、保管期間が義務付けられているのは何年間なのか。
3. 合葬した場合、返還が不可能になってしまうのであるが、その場合に罰則は定められているのか。(宗教法人営墓地責任役員より)《24》

A7-22 ; 管理料未納者に対して、使用規則又は契約約款に基づき、使用許可の取消し又は契約解除を行っていることについて、当協会会員霊園を対象に実態調査を行ったことがあります。調査の結果では 2 割近くが、実績ありと回答していますが、実際に無縁墳墓としての事務処理は使用权の取消し又は解除してから、数年も経過した上で合祀墓等へ改葬をしているところが多いようです。この場合、無縁改葬の手続きは、いわゆる施行規則 3 条により行われていれば、改葬後の焼骨の処置について問題はありません。

かつて、ある公営霊園では規則第 3 条による無縁改葬後、焼骨は合祀墓に納め、墳墓は別に保管していたこともあった様です。しかしながら、焼骨については引取りを申し出てきたケースはあったものの、墓石については申し出がなく、現在では適時処分しているということでした。したがって、焼骨については直ちに合祀してしまうのではなく、一定期間できれば 10 年程度は個別に保管しておく方が問題は生じないと思われます。

なお、ご質問では「使用規則に則り、墓地の幾つかを更地にしている」とありますが、施行規則第 3 条による無縁改葬手続きを行わずに勝手に改葬し、更地にしているのであれば問題です。